吉備群書集成

第貳輯

（地誌部 中）

吉備群書集成第二輯凡例

一、本第二輯は同じく地誌部として、作州記以下の九種、原本貳拾壹冊、及備前國繪圖・備中國南方繪圖の二鋪を收載したり。

一、本書の底本には、作州記・美作風土畧の二種は東京帝國大學史料編纂掛所藏本、美作鏡抄は內閣文庫所藏本、備中州巡禮畧記・備中諸事巨細導書・東備郡村誌・備中村鑑の四種は、岡山縣立戰捷記念圖書館本、吉備之國地理之聞書・金岡村考證及備中國南方繪圖は沼田頼輔氏本 備前國繪圖は東京帝室博物館所藏本を夫々採用したり。

一、本輯には尚此他に美作志二冊、及吉備古今鑑を收載の豫定なりしも、美作志上卷は美作風土畧と全然同一のものにして、下卷は作州記中一少部分の抄出に過ぎざるの理由に依り、又吉備古今鑑は第一輯所載吉備前祕錄の記事を、單に編輯の上に於て異を加へたるに過ぎざるを發見せしに依り、今は何れも之を省略したり。

一、尚美作鏡抄中作州一國古城跡の記事は、別本たる作州記中に所載のもの、及第一輯美作鬘鏡に出づるものと殆ど同一に付、是亦其部分を省略したり。但し相違の點に就ては、作州記中に出づるものに細字にて傍書し、或は註として記載し、特に其下に『作鏡』の文字を附加し置けり。

一、猶同書に就ては、之が底本となれる美作鏡なるもの、現 內閣文庫及縣立戰捷記念圖書館等に備本 りと雖、其內容の大部分は作州一國各村石高の表等にして、即ち作州記・美作鬘鏡等に出づるものと大要同一なるに依り、今回は其記事の部分の抄出たる、美作鏡抄のみを採用登載することゝせり。

一、其他手爾葉・假名遣・送假名・句點等に就ては、第一輯所載一般凡例に準ぜること勿論にして、

底本の片假名なりしものを、いろは假名に改めて統一を計りしことも亦之に準則せり。即ち作州記の兩假名混用、東備郡村誌の片假名使用は、何れも新にいろは假名に改訂せり。

一、終りに本書等に對し多大の後援を與へられたる、金光中學校長佐藤範雄・備中倉敷町木山嚴太郎・天城中學校教諭目賀龜次郎諸氏に對し、茲に特記して感謝の意を表す。

編者識す

大正十年六月十五日

第貳輯地誌部(中)

備前國繪圖　一舗
備中國南方繪圖　一舗
作州記　四卷
美作風土畧　一卷
備中州巡禮畧記　一卷
備中諸事巨細導書　一卷
美作鏡抄　一卷
東備郡村誌　八卷
古備國地理之聞書　二卷
備前國上道郡都紀郷金岡東莊金岡村考證　一卷
備中村鑑　一卷

備中南部繪圖

（原圖備中北部は線のみにて明細記入なし元來未作製のものなりしや後人傳寫の際の省畧なるや未詳）

原圖 縱三尺七寸五分 横三尺

美作國
國境曽根山峠美作國久米南條郡峠村出岡山より六里三十一町
北
美作國津山川
美作國勝南郡飯岡村出
美作國英田郡奥村出和氣郡和氣村より
四里十四町四十間
美作國英田郡西谷へ出ル和氣村より境迄
四里十七町三十間
美作國英田郡上山村へ出岡山より境迄十二里十三町
美作國英田郡横川村出岡山より境迄
播磨國

解題

作州記　四卷　著者　津田重倫

此書は津山城主松平宣富の家臣津田治部左衞門重倫が、享保十年編輯せるものにして、分つて元亨利貞の四卷となし、元の卷には、延喜式に載する所の郡名及び主税式正税等より古城並代々國主及び森氏系譜、其他石高・田畑段免・村々の山名等概して美作一圓に亘る事項を記載し、次に亨の卷には、小物成・納米・郷村・掛物・商買町家數・工商定者數等主として農商に關する事項を收め、尚ほ十一社・名所・舊跡・鶴山城等の事を記し、次に利の卷には家中軍役定・家中法度役目・儉約定・道中法度・並江戸屋敷法度・町郷村法度等主として法度に關する事項を收め、次に貞の卷には、大阪御陣攻口場所・人數・陣圖・關式部養子、並領地被召上事、鶴山城請取次第・森氏・關氏に關する事項を收めたるものにして、記述の分類は多少錯雜の嫌あるも、從來行はれたる地誌中最も能く政治方面の事項を記するものにして、地方民政の事を研究するには極めて有要の資料たるべし。

美作風土畧　一卷　著者　岡村白翁

此書何人の著にして、何時代の編著に係るや未だ詳ならずといへども、書中享保二年の開版に係る美作鬢鏡を引用する所あるを見れば、享保二年以後の作に係るや明なりとす。今回刊行せる底本には、その卷末に寶曆十二年午孟春下滸岡村白翁とあり。編者なるか又それを謄寫せし人なるか未だ詳ならずといへども、本書の内容よりこれを推すも、この書の成れるは此時代の如ければ、姑くこれを著者に擬して中らざるも遠からざるべし。

備中州巡禮畧記　一卷　著者　柳井重法

此書は備中上房郡松山村の人柳井重法の編著にして、寛政二年の開版に係る。編著の目的は一國十一郡の內に於いて觀音の靈場三十三個所を選び、これを西國三十三番に擬し、國中の善男善女の遠く詣ること能はざるものをして、參詣の旁己が鄕國を知らしめんが爲めに著作せられたるものなるが故に、從つてその記述の順序は先づ巡禮すべき道順に從ひ、その附近の名所・舊跡・古社・巨刹等を記し、併せてこれに關する古歌を載せ、又土產の名物等を揭げ、更に甲所より乙所に到る道程をも記せるを以つて、當時州內の旅行者に取りては無二の指針たりしなるべし。唯憾らくは古書古傳說の誤謬を踏襲し、その記事往々眞を失ふことあるを。然れども是謂はゆる白璧の微瑕にして、必しも此書を責むべきにあらず。

備中諸事巨細導書　一卷　著者未詳

此書何人の編著なるや、或は備中州巡禮畧記と同一版木に上梓し、一冊に編綴されたるより見れば同樣櫻井氏の著述なるや未だ之を詳にせずと雖、編者が當時にあつて比較的備中に關する書籍を涉獵せしものなることは、その卷頭に揭げたる書目を見るに、吉備中津國翁草・吉備物語・備中吉備宮圖記・御巡見言上案內・備中神明鏡・備中靈場四十八ヶ寺・三備古城記・吉備志多道・備中一國重寶記等を引用せるにて知るべし。而して是等の書籍は今日に於いては容易にこれを見るを得ざるものにして、余輩は編者の紹介によつて始めて是等の書あるを知りしのみ。若し著者にして是等の書籍を涉獵し、尙ほ能くこれを實地に照して考覈したらんには、本書の如きもより以上に正確の書たるを得しならんか。編者の自ら告白せる如く『さだかならざる事有べけれども、古人の書置れし事な

れば我も不レ知書出すものなり。』とありて些の考證を試むることなく、漫然として古人の誤謬を踏襲して荒誕無稽の説を揚げ、讀者をして啞然たらしむることあるは聊憾むべしとす。唯余輩は、此書に據つて斯ゝる古傳説の行はれたりしを知るを以つて滿足すべし。

美作鏡抄　一卷　著者　福島政民

此書題して美作鏡抄といふを見れば、別に美作鏡といふものありて、更にこれより抄出してこの書を成せしものなることを知るべし。而して開卷先づ郡鄕・神社・名所・古蹟・山川・人物之部と記せるを見れば、この外に更に他の部目ありしことを想ふべし。本書記載の次第は、七郡の順序により鄕名・神社・名所・古蹟・古城蹟等を記せるものにして、その引用せしものは六國史を始とし、吾妻鏡・太平記等比較的信憑すべきものに據りたるが故に、記事概して正確に、所説亦穩健にして、この時代に行はれたる他の地誌類に比して自ら撰を異にし、鄕土史研究上有要の書なりといふべし。

東備郡村誌　八卷　著者　松本亮

此書全部八卷合本して上中下三冊とす。題して東備と名づけたるは、備中を中備、備後を西備と稱するに對して名づけたるものにして、主として備前一圓の地理歷史を記述せるものなり。此書備陽記・備陽國誌に對して特に出色とすべきは、例へば從來の古城圖に見えざる明禪寺城・福岡城圖・熊山城圖等稀覯のものを揚げたる如き、其他往々土中發見の物を圖示せる如きも、從來備前の地誌にその例を見ざる所にして、中にも磐梨郡鍛冶村發見の鎌鉾の如きは、正倉院所藏のものに近似し、考古學上の研究に資すべきものとす。其他國分寺遺址より發見せられたる、寶龜元年四月在銘の銅製三重小塔の如きは、續日本紀以外本書によりて始めて見ることを得べきものにして、實に貴重の

好資料といふべし。本書編述の次第は、先づこれを郡別とし、次に郷庄保等の舊稱に依り、村里を分割し、而してその村里を標記する毎に一々岡山よりの里程を記し、然る後その村里に於ける社寺・名勝・古蹟等を別記することゝせり。その記述の正確にして所說の穩健なるは、前編刊行の地誌に比して慥に一日の長ありといへども、往々荒唐信ずべからざる古傳說に對して縷々冗說を試みたるは聊厭ふべし。

吉備之國地理之聞書　一卷　著者　平賀元義

此書は主として赤阪郡の地理歷史を記せるものなり。著者は吉備國地理歷史の研究者として最權威ありし平賀元義にして、その小歷は既に第一輯解題に於いて述べたれば爰にはこれを省くことゝせり。此書吉備之國地理之聞書と題するも、その記する所は單に赤阪郡に止まれり。蓋著者の目的は備前一國に及ぼす目的なりしが如し。その總說として先づ國司・郡司の職掌等より國府郡家の位置を詳論せるが如きは、慥にその意向を伺ふべし。然るに始よりして赤阪郡に止りしか或は尙其他の郡にも及ぼせしか、或は散逸して傳らざりしか知るに由なし。終りに邑久郡の郷名及神社の考證を掲げたるは、原本にはその表題を逸せしも、倖しく平賀氏の著にして、この題名の下に掲ぐべき性質のものなりしを以て編者の意見によりてこれを收錄することゝせり。要するに本書收むる所地理としては闕より闕くる所ありといへども、史實の考證に至つては博引旁搜能く委曲を盡せるものにして、その輯むる所斷篇零碎に過ぎざるも、亦以て吉備史海の遺珠たるを得べし。今回刊行せるものは共に余輩の藏本を底本とし、印刷に附したるものにして、他に未だ類本を見ず。

備前上道郡都紀鄕金岡東莊金岡村考證　一卷

著者　平賀元義

此書は平賀元義が、上道郡金岡村人のために、金岡村の考證を記せるものなり。金岡村は、上道郡の東南に位せる一村落なり。元義は古文書等を參照し、この村名の由來を考證せしものなれども、これが考證の豫備として、先づ吉備上道（カミツミチ）の事を說き、次に古の上道國の事を論じ、以つて上道郡並に都紀鄕を建てたることに及ぼし、然る後金岡村の事を說きたるものなれば、其の表題は單に一篇の金岡村考證に過ぎざるも、その說く所は優に一部の上道郡史といふべきものなり。尙附するに、天神社・月尾神社・蚊島山・蚊島田・雄神河及び兒島氏の一族たる原氏の事に及ぶ。原本は金岡村人某氏の所藏に係る。本書は原本に據りて謄寫せる余輩の所藏本を底本となせしに、惜い哉同書は校合未了にして、一二不審の個所ありしも、今は姑く底本に從ふこととせり。

備中村鑑　二卷

著者　渡邊正利

此書は、備中後月郡木之子村の人渡邊與平正利が、文久元年刊行せるものなり。阪谷朗廬先生の序と戴星道人亨氏の跋とあり。本書編輯の目的は左に記せる著者の自序に就いて知るべし。

此備中國は、御料・私領・社領・寺領いとあまたにして、いづくはいづれの御料、其村はいかばかりの高といふことのとみにしれがたきを、おのれ年頃聞あつめ問糺し、村名・石高、其村のをさとある人々の姓名まで委しく記し、式内十八社・三十三番順禮の道のついで、鄕名・古城跡などをもしるしそへて、備中村鑑と名づけおきたることを、今度世にひろむる事としたり。

本書は右の目的を以つて記されたれども、尙卷頭には、備中略圖・當國名人・名物・名產、及び吉備中山圖・矢田村吉備公墓所之圖・吉備公碑銘、著者の鄕土たる木之子村圖・吉井村天神山紅葉の圖・七日市驛日芳橋、幷、江原新町之圖・日芳橋銘、及序・西山拙齋沙美浦詩等を揭げて、頗る鄕土の顯彰に力めたり。要するに、公領・私領の犬牙交錯する備中の如き地方にあつて、而も健訟の國民にして村里の交涉絕えざる地方に於いて、村里・石高、及び其村長の名を知るが如きは今日の職員錄の如きものにして、當時にあつては固より必要のものたりしなるべく、又今日に於いても、尙德川時代に於ける公領・私領の分布等を知るにつきては有要の資料たりとす。

備前國繪圖　一舗　著者未詳

隣國なる播磨備中地圖の改版せられたるものあるにも拘はらず、備前の地圖は、その寫本すらこれを得ること容易ならず。今回刊行せられたる底本は、東京帝室博物館の所藏に係り、備前の地圖として最も精細を極めたるものなり。殊に此圖の特色とすべきは、先づ各郡を色別とし、平地と高地卽ち平原と山岳とを區別するために、特に高地の部に限りこれに綠色を施したること是なり。是等は最も進步したる描寫法にして一見地勢の高低を知るを得べし。

其他、鳥居の符號を別ちて式社の內外を分ち、城郭・寺院・古墳等の符號を設けて、その位置を示したるが如きは、從來餘りその例を見ざる所にして、出色の良地圖といふべし。

作州記

作州記序

夫仁政自經界始。經界既正。分田制祿可座而定也。蓋制民之產。立井田之。仁(法脫カ)足以事父母。澤足以畜妻子。加之爲設庠序學校。教之以孝悌義。此聖人所以致治之法也。本邦律令格式之制。代遠記斷。其詳不可得聞矣。于此予祖翁櫻井次右衛門。其先出自甲州武田家。仕森氏中將忠政。同氏大內記長繼二君。爲下大夫。子孫相續。得祿任職。重倫少而喪父。故遺書散失。州史之類、亦不全。此因其存而察其亡。輯錄爲一編。凡州郡城郭邑屋之圖、田地賦、山川貢、戶竈員、牛馬數、州產之品貢。城樓之兵器。難波軍役、森氏譜系。作州一百年來之事。統悉載此。後來可以察其政事之得失矣。孟子曰、人有恒言。皆曰天下國家。天下之本在國。苟不知時勢則不能以善政。故記而以備後之參考矣。庶爲政之一助云爾。

享保歲次乙巳、作州津府松平越後守宣富家臣

津田治部左衛門平重倫自序

作州記目錄

享保乙巳　津田重倫撰

*系譜類中に出づるを以て今之を省略す(系譜類參照)

作州記 元

津田重倫撰

*此見出何れも目次に依り新に挿入

〔一〕 出*二延喜式一郡名

延喜式、民部式、美作上　英多・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島。

〔二〕 同*主稅式正稅

主稅式、美作正稅公廨、各三十萬束。

〔三〕 田*　數

田、一萬千六百十六町。畠、一萬千二十一町三段百五十六步。倭名類聚鈔。

〔四〕 出*二于國名風土記一釋名

國名風土記。神功皇后三韓征伐の時、老翁献レ醴(シ)賞て美酒國(ウマサケノクニ)と名つけ玉ふ。予云四十三代元明天皇御宇、割二備前一爲二美作一。然れども美作の號前にあり。由て考ふるに、倭姬命世紀今云郡村をクニと訓たる所あり。美酒も一郡或は一村の名たり。然るを元明帝の時國號となる乎。クニは汲煮の略語と云へど、郡の音にしてムをニと訓し來る乎。錢をゼニと云が如し。

*伊呂波字類抄美作國の條苦東郡の下府の字を注せり國府の此郡に置かれしを知るべし矢吹正則氏の説に總社の附近に國府の遺趾と認むべき所ありと従ふべし

〔五〕國　府

所未ㇾ知。

〔六〕美*作國十二郡六十四鄕　此郡名延喜式と不ㇾ同。元祿十一年改る所の郡名也。

▲吉野郡六鄕　進上

吉野保白米一石　平吉基。　大野庄黒米七斗　橘正房。　大原保官米五石　源助連。
栗井莊例米二石　原松包。　弘山鄕蕎麥六石　秦武貞。　讃甘庄大角豆七石　紀包松。

▲英田郡六鄕　進上

江見莊糯三石　財田成方。　巨勢鄕强飯五斗　萑野重安。　英多保枝豆十折　磯部利益。
楢原鄕茄子十籠　藤原貞次。　林野保青菜十桶　池田持秀。　平野別府干瓜一瓶　安田國末。

▲勝北郡七鄕　進上

廣野庄菓子十合　薗是有。　勝賀茂鄕串柿二折　櫻井伴行。　新野庄熟柿一石　中原正行。
小吉野庄平栗二石　在原永則。　弘岡鄕搗栗五斗　釆女有近。　植月庄鈴栗七石　猪野如俊。
大吉保橘六十合　革伊友綱。

▲勝南郡七鄕　進上

河邊庄大根七把　的野正平。　鷹取庄芥子八升　山部氏利。　勝田庄和布三帖　雲居友益。
豐國庄蕨五十把　岡部守眞。　鹽湯鄕土筆三斗　藤井守正。　和氣庄唐炭六駄　山王　眞。
飯岡鄕和炭五駄　片平是次。

▲東南條郡三鄕　進上

高野郷大柑子十合　伴是正。　苫田郷小柑子百合　土師末用。　林田郷薯蕷百本　完人宮行。

▲東北條郡六郷　進上

賀茂郷宅芋八升　村上恒益。　美和庄鐵五百逆　坂上經安。　綾部郷銅六十兩　上道是次。

高倉庄金十兩三朱　耕田宗久。　北高田庄銀二十兩　田口光益。　青柳庄榾𣔽千寸　茨田利安。

▲西北條郡四郷　進上

田邊郷材木五千物　浦上諸名。　田邑庄榾𣔽二寸　安田助景。　田中郷曾岐板百枚　當麻末光。

香々美庄檜皮五十圍　菅野武信。

▲西々條郡四郷　進上

圓宗寺別府上品紙千束　弓削氏利。　神戸郷上品中紙千束　賀湯元明。　吉原庄中紙百帖　日景家永。

乃介庄綾千疋　漆士武弘。　大野庄錦十疋　勝宮流末孝。

▲久米南條郡三郷　進上

弓削庄元結三疋　日能助元。　長岡庄綾羅五疋　唐橋乙門。　稻岡庄穀一石　山口乙法師。

▲久米北條郡五郷　進上

打穴保鯉二十喉　石野是眞。　錦織郷鮒卅枚　横田宗重。　倭文庄手作布百反　大中臣有重。

大井庄鯛卅　篠原貞利。　久米庄麻布千反　榎本行弘。　垪和庄鱸十二　外山吉經。

▲大庭郡五郷　進上

河內庄高麗十匹　刑部武國。　田原庄纓綱五疋　鴨部康房。　久世保纐纈二疋　高島益滿。

布施庄薄物三疋　五百部德盛。　大庭郷紅花五兩　犬飼國重。　赤野郷厚紙十束　六人部光丸。

▲眞島郡十郷　進上

垂水郷紫五十兩　林田益役。　鹿田郷茜二十兩　鷹飼守貞。　井原郷染花二枝　中原忠光。

栗原郷金青一兩　忍海守行。　月田郷鷲羽十尻　中井包永。　美甘庄色革二枚　紀静直。
高田庄桶杓三荷　竹垣用。　建部庄細美布二反　河原實連。　闕大井庄紺布三反　山崎乙包。
眞島郷折敷百枚　穀負貞兼。

▲惣津名

宇傳津・飯岡津・棚原津・久米津・市瀬津・牧津・堀井津・金利津・珍津。

右の書は當國民家に出、又眞島郡田原村笠庭寺に有之由、爲妄書哉。暫記して以て正說を俟也。

〔七〕古　城　正保二乙酉年井上筑後守政治に被令、則此古城書付上る由津山城加入て〆五十五ヶ所書記出るとも云ふ。

大見丈城　有本民部大輔入道。　菩提寺城　小原孫四郎入道。
小原の城　大野一族此外六ヶ所城主不分明、追て可考記。　林野妙見城　英田江見城　後藤。
倉掛(鍵イ)城。　神宮神樂尾城。　名木能仙二ヶ所　飯田一族。
篠向城　菅家一族。　右九ヶ所太平記を以て書之。

▲苫南郡

藤屋(添イ)村升形城　福田玄蕃勝呂。同助四郎盛呂。(三浦元良ノ一族)　(寺和田イ(作鍋))眞經村日上城　小瀬勘兵衛(正秀イ)
眞經村相坂城　小瀬勘兵衛抱。　田村神樂尾城◉*今村越前守(大藏甚兵衞千場三郎左工門作鍋)

▲久米郡北分

公文村平福寺城　毛利左近。　油木村高山城　◉江原兵庫(親次鍋作)
同村圓宗寺城　(同人抱鍋作)　神代村構城　(郡イ、四郎兵衞イ)河原四兵衞。
下打穴村天神山城　吉川藏人廣家。　下打穴村鬼山城

*原本注イに大原佐渡入道家清、毛利輝元臣、千波土佐守

和田南村鶴田城　垪和八郎。
角石畝（和田南村イ）高山城　◎竹内源十郎。（源十郎為能（作鏡））
境村高土（出イ）城　竹内（古イ）友長。
上打穴村鳥越城　吉川一族。

▲吉野郡

粟井中村城（高山城又茂栖城イ）　粟井三郎兵衛（近江之介イ）菅家一族　須々木主計。（美作鏡抄不載）
勝部（馬形イ（作鏡））村高畑城
勝部（粟井中イ）村高山城　粟井一族。
小房村小房城　（有元惣兵衛イ皆木與市イ）
立石村立石（方天（作鏡））城　立石秀胤。
馬形村高山城　（粟井一族イ）
古町村會下城
田殿村鞍掛城　（赤松臣）佐用美濃守貞久。有本和泉守佐久。

▲苫北郡

*二山下村高山城　草苅三郎左衛門景綱。（森イ）
宮尾（室尾イ、青柳イ、室尾イ、）村宮山城　川端丹後（左近太夫イ）（美作鏡青柳村室尾城）
大篠村藤多山城　赤松宮内少輔師範。
上（下イ）横野村横野（田）城　田中修理。
上（下イ）横野村天神山城　平家一族。
知和村高山城　山下村高山城非レ別　（美作鏡抄不載）

里村中山城（中山手（作鏡））　江原兵庫抱。
垪和村一瀬城　竹内中務（久盛作鏡）
垪和村高陣城　尼子一族。
坪井中北村岩屋城　◎大河原大和守。
小原城　大野一族。（美作鏡抄不載）
尾崎村山王山城　新見彈正少弼宗政。
下（大茅イ）町村竹山城　新見伊賀守長重。
長尾村佐淵城　（須々木主計一人抱イ）
立石村石塔城　赤松一族。
*一壬生河戸村尼山城　赤松一族。（大野一族非上長兵衛イ）
赤田村吉田城　大野一族。
綾部村醫王山城（行重山イ（作鏡））　（原本注「イに篠向城也非レ別浦上持」とあり）
行重村行重城
青柳村杉山城　（河端又次郎作鏡）
百々村百々城　草苅一族。
上（下イ）横野村年本城　福田助四郎盛昌。
上横野（大篠イ）村勝山城　福田盛昌（玄蕃勝昌（作鏡））抱。

*美作鏡抄久米北分此外「坪井下村河本城、河本肥後守」を載す

*二、異本に「赤田城」又「岩田城」とあり美作鏡には「赤岩城堺高城」とも云ふとあり。

*三、美作鏡抄註に曰く「此城山知和村に跨る」

＊美作鏡抄には英田郡部に此外「鯰村島越城江見若狭守岩邊村岩邊城江見伊賀」の二城を擧げたり猶鳥越城に註して「始江見城と云ふ」と。

上高倉村別所城　山口周防守。
大笹村大山城。
藤田村藤田城〔大笹イ〕　村名不分明　（美作鏡抄不載）

▲英田郡

土居村土居福城　江見帯刀。〔如慶(作鏡)〕
山外野村大畠城　角南法印。
倉敷村倉敷山城　（尼子代　江見伊豆守、宇喜多代　川副美作守）
猪臥村北〔小イ〕原城　山名猪臥入道。
栂原中村栂原城　山名藏人。
神田村城尾城　澁谷權之丞。
海田村鷹巣城　江見帯刀後號越中
上山田上山城〔土居村イ〕　延原彈正少弼。
新田村横尾城〔横尾〕　山名一族。
下知村下山城　（本城恐らく勝田南分の混入にして下山村下山城の誤なるべきか）
明見村三星城　五島〔後藤〕左エ門勝元〔基〕。（美作鏡抄勝田南分に入る）（現勝田郡豐岡村中の村名）
北山村尾ヶ城　（同上）（同上）

▲勝田郡南分

金井村田淵〔瓜〕城〔爲イ〕　（岸本新五郎〔鏡作〕）〔井上河内守(作鏡)〕
井本村井本城　吉森六郎。

吉見村岩尾城　山名入道忠重。
綾部村八臥城

岡村糸〔円イ〕山筑紫城　（同上、現勝間田の中にあり）
小矢田村小矢田城　（同上）
下大谷村下大谷城　（同上、現湯郷村中にあり）
吉田村吉田城　（安藤信濃守高泰イ）（同上、現勝間田の中にあり）
位田村勝間山城　（延原彈正〔鏡作〕）〔江見次郎イ〕（同上、湯郷村中にあり）
飯岡村鷲山城　星香藤内。（同上）
新田村神宮城　木下道光。（同上、現大崎村中にあり）
瓜生原村勝ヶ〔間イ〕横手城　吉川。（同上、現河邊村中にあり）
爲本村神田山城　難波一族。（同上、現高取村中にあり）
羽仁村姥ヶ城　難波九郎左衛門（同上、現北和氣村中にあり）
＊百々村上間城　浦山左馬介抱（同上）
行信村金風呂城　浦山左馬介行豐（同上）

入田村入田城〔信イ〕
行延村金室城　五島〔後藤〕勝元〔基〕。（美作鏡抄不載）

下山村（井ノ内(作鏡)）下山城　（下山筑後守 作鏡）

▲苫東郡

本郷北村高野城　平地也此書になし後に補入す（美作鏡抄不載）

▲苫*一西郡

貞永寺村（中原山城イ）城（眼）　中屋（上イ）平兵衛。（三郎兵衛(作鏡)）

下原村根崎城　浦山左馬介行信。

山城村葛下城　中村大炊介頼宗。

養野村西浦城　大原主計。

養野村二山城　湯野藤右衛門。

▲久米郡南分

上二ケ村立畑城　赤松*二孫次郎。

下二ケ村草木城（蓮華寺）　（美作鏡抄不載）

同村蓮下地城　難波十郎左衛門。（同上）

同村小松城　沼木新右衛門。（同上）

下二ケ（二ケ村イ）山手村大上城　（同上）

上神目村（川口村イ）安盛城　（同上）

下神目村（川口村イ牧イ）伊勢畑城　赤松上野介。（同上）

同村（川口村イ）筑山城　（同上）

同村下風城（金岡イ）　（同上）

下籾村龍王山城　岸備前守。（同上）

川邊村城　平地也故に此書なし後に補入す（美作鏡抄不載）

馬場村小田原城　◉齋藤玄蕃。

西屋村西屋城　河端丹後（之丞イ）（後苫口宗十郎 齋藤玄蕃 作鏡）

院庄村搆城（美和山イ）　片山木工助久義（國高右馬亟イ）

二宮村二宮城　立石掃部久朝。

南庄村奥谷城

原田村大谷城（原田西イ邑）　（美作鏡抄白尾山城）

山上村（東イ）是久山城

原田南村稲荷山城　原田三河守（貞佐 作鏡）

同村新庄山城　赤松兵部少輔。

山上村山上城（美作鏡抄不載）

大戸村トヾメキ山城（轟イ）　赤松一族。（同上）

井口村神南山城（間鍋山イ(作鏡)）

中島村嵯峨山城　（錦織右馬允（之介(作鏡)）利政イ）

福田村丸山城

*一、美作鏡抄には苫西郡部に此外、譜宗寺村、構ノ城、芦高左馬之亟、高山村、小田城。河内村、構ノ城、川端満次。奥津村、鷹巣山城、河原将監。井坂村、寄山城、河端周防、同丹後。久田下原村、丘比尼城。戸島村、局笠山城の七城を載せたり。

*三、異本は何れも下二ケ村草木城主とせり。

*二、美作鏡抄大庭郡の部に此外、上河内村、田樂城、牧野左工門家信。余野下町、二山城、湯殿右工門尉、落合刑部大夫。同上村、高仙城、

水澤虎。社村、田井城美村、井助右工門の四城を載す。

*三「原本注」イに篠吹城浦上遠江守宗景軍士入說尼子晴久弟國久攻落

*四美作國古城跡には牧藤右衞門の持城として中村城及上器尾城出でたるも下記の城名を見ず。

*五美作鏡抄眞島郡の部此外に東茅部村栗角山城。西茅部村岩倉山城、新庄村浦山城。美井村蘇山城三浦美濃守。若代村若代城井原越前守の五城を擧ぐ。

*六美作鏡抄註に「此の城高屋村に跨るとあ

皿村皿山城（笹山(作鏡)）　伊利谷(入谷イ)河内守長昌。

小桁村神原山城

▲大*二庭郡

上河内(山久世イ)村中村城(中村他家(作鏡))　（牧藤右衞門家信イ）

湯本村湯本城　牧源内。（美作鏡抄不載）

*三三崎村篠向(笹イ)城　江原兵庫。

湯原(本イ(作鏡))村湯山城　浮田平(左(作鏡))右衞門盛重（牧左馬助作鏡）

▲眞*四島郡

上山村上山城　由井(油イ)惣四(次イ)郎。

鹿田(下方イ)村十六城　（石ケ城辻新次郎作鏡）（原本注「イに石ケ城辻秀正」）

同村槇山城　浦上に屬鈴木孫右衞門。

垂水村垂水(シル城イ)山城　井原左衞門(井原及小瀬右京進豪家(作鏡))（原本注「イに志見山城」）

神代村横塚城

藤森村飯山城　安藝盛重(重盛イ)。

岩井村岩井城　河内兵庫介。

佐伯(井)村佐引城

關村關山城　（小瀬右京進廣勝イ）

中村(一色村イ)色山城(中村、作山(作鏡))　三輪與三(惣イ)兵衞（原本注「イに一色村中村城」）

▲勝田郡北分

福井村神宮山城　（美作鏡抄不載）

種村(荒神村イ)荒神山城　花房(浮田秀家臣)助兵衞直次(職秀、作鏡)。

久世山方村寺畑城　牧勘(兵庫イ)兵衞（美作鏡兵庫勘兵衞兩人擧ぐ）

久世村(多田イ三坂村(作鏡))多田山城　沼本新右衞門（及、牧兵庫作鏡）

*三赤野村板坂城(坂牧イ逆巻(作鏡))　◎牧藤左(右イ)衞門（原本注「イに坂敷城」）

樫村(下河内イ)高山城　岩佐勘解由。

栗原村栗原城　栗原惣四郎(兵衞イ(作鏡))。

高屋村城　市亦(又イ)次郎。（美作鏡抄不載）

木山村(月田本イ)木山城(本山イ(作鏡))　源修理秋行。

手谷村城　池田(牧右衞門臣)新兵衞。

三堂坂村三堂城(三堂坂城イ)　沼田太郎左衞門。

中村月澤城　小左(有(作鏡))衞門督直利。

*五市瀬村宮山城　市瀬(宇喜多秀家臣)三郎兵衞（及小瀬中務、作鏡）

七五三(鷲山イ)山城　小瀬右京進廣家(勝イ)（美作鏡抄不載）

*六高田村高田山城(勝山(作鏡))　三浦駿河守元兼。

新野(西村イ)村金剛寺城　山名忠村。上野對馬。

*六、「原本注」にイ篠向城の事浦上持初は毛利方香川兵部尉春景。

*一、美作鏡抄眞加部村とし註に今分ちて河内村とすとあり

*三、毛利家とあるは宇喜多家の誤か

新野西村烏帽子形城　岡本彈正入道廣家。
同村吹山城　岡本次郎廣實（美作鏡抄不載）
市場（寶戸市場）村矢櫃城　岡本新三郎廣義。
宮內村細尾城　福田助四郎盛昌。
高圓村菩提寺城　小原孫次郎入道。
田村ナギガ仙城　有本（元イ）右衛門大夫。
馬桑村鎌倉山城　江見兵庫（宗イ）。
久賀村尾房（小イ）城　有本惣兵衛。

大町村大町山（別所イ）城　大町甚右衛門。
眞加部村眞加部山城　原與次郎。
河內村*一河內山城　有本遠江。
中島村中島山城　有本勘四郎佐廣。
田熊村岩黑倉山城　井上一族（井上織人正清（作鏡））。
植月村宮（中村イ）山城　植月彥五郎（重佐イ）
同（東村イ）村金山城　大谷佐介。

古　城　了

⊙此印の城浦上宗景に屬しけれども、尼子國久、高田・篠茨（吹）・伊王山三ヶ所攻るとき宗景後詰せざりしゆゑ、皆尼子に屬す。宗景は備前國天神山に住す。本赤松下野守晴政臣浦上帶刀左衛門宗景、後赤松を遠（淺カ）く。天文の比也。浦上は毛利家*三より攻落す古城の內、一ヶ所申傳ふ。

天正七卯年までは、作州大半藝州毛利家一族多く依ㇾ有ㇾ之、宇喜多八郎秀家も其城の押として、南郡荒神山に城を築く。家臣花房助兵衛直次（知行八千石）勢士・與力・同心・被官・雜兵六百計込置き、輝元は北郡神樂岡の城に、千波土佐を大將とし三浦・宮川等を相添へ、花房と張合被ㇾ置也。其比花房は近國に沙汰せしほどの軍者、歌道にも達せし者也。直次發句

いつはあれとことと佐羅山の初時雨

花房夜盗の者を年久しく抱置き、津山戸川の市場に商賣させ置き、諸方へ賣物をさせしが、あるとき千波人數を集め夜かけの用意しきり也。此城へ今夜々討と見屆たり。よく〳〵御用心可ㇾ有と早速告知らせければ、直次六百の勢を三手にわけ、四百の勢は城の向山のしげみに隱し置き、殘る人數

は城を堅め相待しを夢にもしらず、亥の刻に神樂岡を打立ち、夜半に直次居城を取巻き鬨の聲を上ると一度に、城内向のしげみより鬨を合せける。山彦の音には谷も崩る計に聞えけり。流石の千波も大に仰天して彼方此方と亂るゝ人數をまとふ(纏ムル)ことも不ㇾ成、忘却の内に、早旗本の弱兵裏崩す。花房は旌を取り此境に神樂岡へ付入にせんと下知す。兵ども逃行く敵の跡に追付き、打取る首數を不ㇾ知。千波田村越へ落行き馬をはなれ、小畠に下敷き息つき居たるを、草木と云ふもの鑓を付け首を取る。于ㇾ今其所を千波畠と云ふ。然るに毛利陪臣同郡香々美村藤屋の城主福田玄蕃勝昌は、乘て此夜打を聞ける故無ニ心元ー思ひ、人數百餘り荒神山後詰に出せしが、千波が勢敗軍を見て追來る敵を追拂ひ、神樂岡へ人數引入れ堅固に抱へ、翌日東北條郡吉見・岩尾・鉢臥等の一族馳集りし所へ、毛利家より岩波兵庫に三百餘の勢を添被ニ差越ーたりと。福田氏子息盛昌、家の子長久與兵衞と云ふ者、慶安年中まで高倉村に長命して住居し此趣を語る。貞享三年寅六月十七日。

▲代々國守

一、尊氏より赤松圓心並子共軍賞として備前・播磨・美作・攝津・因幡を賜はる。

一、義滿公より、山名奥州氏清に、丹波・美作・因幡・但馬を玉ふ。

一、山名氏清反逆の後、赤松則祐子義則に美作を玉ふ。

一、山名修理に玉ふ。　一、赤松伊豆守政則押領。　一、天文三年比、尼子晴久領。

一、毛利右馬頭より宇喜多直家に玉ふ。直家子秀家毛利に反き織田信長に與す。

一、豐臣秀吉公の代備前・美作四十七萬石を浮田(宇喜多)秀家領す。慶長五、關ヶ原沒落して秀家豆州八丈島に被ㇾ放。

一、同年兩國五十一萬石餘、筑前中納言秀秋に賜ふ。

▲森侯系譜

*一、美作風土略鵜殿宇右衞門に作る

*二、奥州に名護屋の名を聞かず疑はし。

一、慶長八年於二伏見城一、家康公以二美作國一賜二森右近大夫忠政一。拜領高十八萬六千五百石也（作州拜領慶長八卯二月六日也。）同二月二十日先達て伴伊兵衞・伴久六・河村庄介作州へ行き、同三月入部院ノ庄城へ著座。于レ此一ケ年住居し玉ふ。或は云、卯八月二十五日初めて入る。（忠政朝臣此時三十四歲の由）同九年甲辰國中檢地、此牒于レ今城附に成て殿主（天守）にあり。

或は云、院ノ庄村に城可レ被レ築とて繩張出來の所、名護屋九右衞門・*一井戶宇右衞門喧嘩す。或書に羽柴忠政隊長井戶宇右衞門・弟傳三郎・彥五郎信州上田城攻に手を合せければ、忠政其功を感じ、傳三郎に新知四百石、彥五郎に新知三百石をあたふ。忠政作州入國、其比井戶宇右衞門・佐中五兵衞・渡邊越中・名護屋九右衞門等の隊長あり。宇右衞門は昔和州井戶の地頭なる故、家中敬をなす。九右衞門は蒲生氏鄕家より出で新座なれども、忠政の緣者なる故、宇右衞門が上にたゝんことを思ひ、兩人不レ和。上田攻のとき、忠政領川中島程近き故、井戶宇右衞門主人に告る用事有て川中島へ赴し跡に、城兵出戰ふ。是は敵の可レ出色を見て川中島へ行たると、誹りけるは九右衞門が所爲ならんと思ひ、糺明を願ふも忠政承引なし。故に宇右衞門本意なく思ひ奉公を怠る。忠政是をにくみ可レ誅に定まる。其比院ノ庄の城を今の津山へ改築のありし時、忠政津山の普請場にて九右衞門を近附け宇右衞門を殺せよと下知せらる。彼九右衞門は名護屋山三郎と云ひ、十六歲のとき*二奥州名護屋の城にて無二比類一鑓を突きたる勇士なれば、只一討と思ひ宇右衞門を切る。宇右衞門却て九右衞門を切殺す。其時傍輩かけ寄り宇右衞門を切り、其に弟兩人も別人に命じて院ノ庄にて誅せらる（或書に右兩人討果す。井戶惣十郎其場に出合不レ申に付佐々太郎左衞門に被レ命惣十郎を早速討取る。）其後忠政駿府參府有けるに、家康公井戶宇右衞門を惜ませ玉ひけるにや、暫時御對面なしと。

扨院ノ庄を改替、戶川村御見分の處、柳の段と云ふ地に日蓮宗法音院日重の寺あり。忠政朝臣御腰かけられ茶を献ず。此山主の次第御尋の處、本と山名坊庵忠政と申者の由傳へ承ると申上る。此時寺

領百石可レ被レ下由被二仰出一候得ども、不レ受。不施にて候故也。他宗の寄附難レ受御免可レ蒙由申す。替地今の妙法寺也。又鶴山八幡宮有レ之を、今の八子町へ御移り普請初めて有レ之。

或は云、院ノ庄の城を津山へ改築と云は非也。假の屋鋪構へ乎。今清眼寺と云ふ眞言寺の前に堀跡もあり。此所を構と云ふ。

城普請慶長八年に始まり（イニ九年に始八ケ年に了）元和元年に終り、合せて十三年。内三年普請休息。城石垣の石、久米南條八伏村谷奥より出す。今石山と云ふ。右の石出させける奉行、家老二番に相詰、慶長十三年申十月四日各務四郎兵衛・小澤彦八喧嘩、さへ入細野左兵衛、四郎兵衛彦八を切殺し後切腹す。喧嘩の節高田村に居ける諸士馳來る。一番に各務吉左衛門、馬は院庄ぬめり川にて乗殺し、夫より歩行にて二階町門へ來る。作事奉行藪田助大夫・宮原七郎右衛門・大工安田惣右衛門・同五郎右衛門・同與惣右衛門、此者共豊後國小倉へ行き、船中にて小倉城繪圖仕り歸り（是は殿主（天守）のこと乎。）普請初る。慶長十五年城裏稲葉社の下の段細野佐兵衛屋敷高水（洪カ）にて流る。惣屋敷割可兒藤左衛門（此下人主人を害し龜ヶ淵へ沈む。）

*一藪田助大夫。

左近衛中將森美作守忠政。

從四位侍從大内記長繼、寛永十一年家督、延寶二年四月二十六日隱居。

從四位侍從伯耆守長武、延寶二年四月二十六日家督、貞享三年隱居。元祿九年六月十八日卒。

從四位侍從美作守長成、貞享三家督、元祿十丑年六月二十日卒。

*二森對馬守長俊、延寶四年四月二十五日、一萬五千石分地被二仰渡一。

關大藏。

〔八〕　御朱印寫

*一、此氏名を擧げ記事を缺く。

*二、原本此氏名を擧げたるも記事無し。

秀忠公
美作國都合十八萬六千石餘別紙有□(欠字)宛行訖全可レ有ニ領知一之狀如レ件。
元和三年五月二十六日　　御諱或無御諱御判計とも
美作侍從どのへ

從ニ家光公一
美作國十八萬六千五百石餘目錄有ニ別紙一任、去元和三年五月二十六日先判の旨宛行訖、全可レ令ニ領知一之狀如レ件。
寛永十一年八月八日　　御判
森內記どのへ

從ニ家綱公一
十八萬六千石餘別紙有事任、元和三年五月二十六日寛永十一年八月八日先判之旨宛行訖、全可レ有ニ領知一之狀如レ件。
寛文四年四月五日　　御判
美作侍從どのへ

△內　檢　增　高

英田郡六十四ヶ村　高一萬三十六石五斗
吉野郡五十八ヶ村　高一萬四千四百石一斗
勝田郡――――　高四萬三千七百九十六石七斗
苫東郡十四ヶ村　高七千二百七十七石八斗
苫北郡三十二ヶ村　高九千七百四十一石四斗
苫西郡五十一ヶ村　高一萬八千二百十七石八斗
久米郡八十七ヶ村　高三萬九千四百十五石
大庭郡四十七ヶ村　高一萬四千四百九十石六斗

眞島郡九十五ヶ村　高二萬千四百二十五石七斗　苫南郡三十三ヶ村　高七千六百九十八石四斗
都合拾八萬六千五百石今度被ニ指上一候。村郡帳面相改及ニ上聞一所被ニ成下一御判　此義兩人依レ被ニ
仰付一執達如レ件。

寛文四年四月五日

永井伊賀守尙庸
小笠原山城守長頼

森　內　記　殿

高合拾八萬六千五百石余
年々開發田畠四萬二千七百石余
都合二拾二萬九千二百石

寛文四年辰四月五日

森　內　記

小笠原山城守殿
永井伊賀守殿

〔九〕元祿十丑年改

苫北郡、三十二ヶ村本村也、九千七百四拾一石四斗拜領高。　四千百拾石二斗七升壹合改出。
千二百六拾九石一斗三升二合新開。　三口〆一萬五千百二十石八斗三合。　免除高千四百八十四
石五升三合。　檢地出高六拾八石　原口村作り取。
吉野郡、一萬四千四百石一斗拜領高。　四千七百六拾七石三升八合改出。　七百六十九石九斗七升
五合新開。

英田郡、一萬三十六石五斗拜領高。　二千四百三十二石六斗二升改出。　千三十五石五斗四升新開免除高。　二石五斗二升角南村觀音領。　二十石下福原作り取。　三石香合村作り取。

苫東郡、七千二百七十七石八斗拜領高。　二千七百六十九石六斗八升四合改出。　六百六石五斗二升九合新開免除高。　三百九石六升四合町作。　七百二十五石二斗二升壹合檢地出高。　八拾石一宮領。　二十石大隅領。

勝田郡北分、一萬八千四百四十石五斗拜領高。　四千八百八十六石一斗一升七合改出。　千百四十八石七斗九升三合新開。

勝田郡南分、二萬五千三百五十六石二斗拜領高。　六千四百三十七石二斗二升九合改出。　二千百七十一石九斗四升八合新開免除高。　八十七石二斗二升九合檢地出高。　一石七斗二升二合國分寺敷地。　五十石伊勢領。三石成松村作り取。　一石七斗八升三合是宗村作り取。

苫南郡、七千六百九十八石四斗拜領高。　二千六十九石六斗四升改出。　七百十九石七斗四斗四合新開免除高。　八百七十五石二斗六升九合町作。　四百五十五石四斗八升二合檢地出高。　一石九斗三升四合上田邑安養寺寺領。　八十石總社村總社領。　八十石德守領。　五十石小田中村八幡領。　二十石同村白神領。

苫西郡、一萬八千二百十七石八斗拜領高。　六千百六十二石五升七合改出。　千九百五十五石九斗八升七合新開免除高。千五百二十五石四斗四升一合檢地出高。二十石下森原村作り取。

大庭郡、一萬四千四百九十石六斗拜領高。　四千七百石四斗一升七合改出。　千百六十石九斗四升八合新開。

眞島郡、二萬千四百二十五石七斗拜領高。　八千九百六十四石七斗八合改出。　二千五百五十二石九斗七升三合新開。

久米郡北分、二萬二千百十石一斗拜領高。　五千五百五石二斗七升四合改出。　千百六十二石一斗六合新開。

久米郡南分、一萬七千三百四石九斗拜領高。　三千八百九十八石七斗四升三合改出。　千五百七十石四斗五升五合新開免除高。　四百六十四石五斗三升町作。　二十石八出村天神領。　十八石原田村作り取。　九石仝間村作り取。　九石小山村作り取。　六石中堺和村作り取。

高都合二十五萬九千三百二十七石九斗二升八合（國中古地新開共五百九十二ケ村。）

内

二萬九千六百三十九石三斗九合　永荒高 ——— 高 ——— 拜領高（正保四亥歳より元祿十丑歳迄年々開方）

改出高 ——— 高 ———

〔一〇〕國圖

國繪圖在別。嚴有院樣御代諸國へ被ㇾ命乎。[*一]

〔一一〕村高同上中下米善惡、津山ヨリ道法（墨點上中下は村也。朱上中下は米也。）[*二]

▲英田郡

村高	村	道法	村高	村	道法
六百六十八石一斗五升七合下	土居村中	七里	二百九十五石五斗六升四合下	白水村下	八里
二百八十二石三斗九升八合下	蓮花寺村下	七里半餘	二百六十二石六斗五升四合中	角南村中	八里
二百二十六石七斗一升五合下	山城村下	六里半	二百五十四石五斗八升中	上福原村中	六里半
三百五十三石六斗二升八合中	竹田村下	六里半	三百四十石五斗六升八合上	川崎村上	六里

*一 此圖原本になし。

*二 今ゴジック上中下は米也、清朝體上中下は村也とす、

石高	村名	里程
四百六十七石八升八合下	田原村下	六里
四十四石一斗一合中	吉田村下	六里
百十二石六斗一升中	松脇村上	七里
百四十一石二斗四升四合中	鯰村上	七里
百四石七斗一升二合中	藤生村中	六里
百石一斗一升二合中	芦河内村下	六里半
百二十三石七斗六升八合下	瀬戸村下	七里
百九拾八石三斗一升一合中	豊野村中	七里
百四十六石九斗八升中	岩邊村上	七里半
八十五石八斗三升一合下	大内谷村下	七里半
四十七石四斗八升九合下	南海村下	五里半
二十七石二斗五升七合下	峠村下	五里
五百廿七石一斗貳升九合下	楢原上村下	五里
四百六十五石三斗七升四合中	楢原中村中	五里
四百四十一石六斗六升下	楢原下村中	五里
百一石六斗八升五合中	澤村上	四里半
八十三石二斗九升八合中	三海田村下	四里半
八十石七斗一合下	倉敷村上	四里半
百九十四石五斗八升中	荒木田村下	四里半
六十八石四斗六升五合中	別所村上	四里半

石高	村名	里程
百五十八石六斗九升中	平田村上	四里半
四百八十石六斗九升七合上	河北村中	五里半
二百二十七石五斗六升中	平野村上	五里半
二百三十七石八斗一合中	原村中	五里半
百九十二石八斗九升九合中	山外野村中	六里
二百五十石六升四合上	山口村中	五里半
二百二十九石三斗三升四合下	下福原村下	五里半
百五十六石八斗下	金屋北原村下	五里
九十石五斗七升七合下	友野村中	五里
五十八石九斗六升八合下	海内（ミウチ）村下	四里半
百七十八石五斗四升一合中	三倉田村下	四里半
百八石七斗九升二合下	猪臥村下	五里
三百九石一斗九升八合下	下倉敷村下	四里
百七十五石六斗一升六合下	樫村下（圖ニナシ小原カ）	四里
百六十一石二斗五升九合下	大原村下	五里
百四十四石二斗八升六合下	鈴家村下	六里
百九十六石三斗六升四合下	田淵村下	六里餘
二百十四石一斗八升三合下	柿ケ原村下	七里
三百卅三石六斗八升二合下	萬善村下	六里半
五十一石下	宮地村下	七里半

三百三石九斗二升二合下　國貞村下　六里餘
三百八十四石六斗七升二合中　海田村下　五　里
二百三十石八斗三升四合中　尾谷村　六　里
百二十四石九斗九升一合下　井口擣谷村下　六　里
三百七十一石七斗七升五合下　福本村中　六　里
三百五十一石一斗一合中　奥　村中　六　里
四十四石八斗三升七合下　矢野村中　六里餘
二百四石四斗六升五合下　香合村中　六里餘
百二十九石八升一合下　眞木山村下　七　里
百七十五石七斗五升下　神田村下　六　里
四百七十二石八斗二升七合中　上山西谷村下　七　里
百四十七石三斗七升四合下　小山川村下　六里半
百十八石八斗四升四合下　小井原村下　七里半
九十四石二斗八升五合下　横尾村下　八　里
百二十九石九斗七合下　南　村中　八　里
百六十一石一斗八升九合下　北　村下　八　里
百三十六石二斗九升下　横　川下　七里半

△吉　野　郡

千百十五石八斗八升七合中　田殿村中　四里半
百二十三石一斗四合下　宗懸村下　五里半

六百四十一石五斗二升七合中　栗井中村上　六　里
四百八十五石四斗六升二合中　馬形村上　五　里
三百三十石七斗六升五合下　長谷內村下　五　里
二百五十一石六斗九升九合下　鷺巣村下　五里半
六百五十八石五斗三升四合中　小野村中　五　里
五十五石二斗七升八合下　栗原野村中　六　里
三百九十二石五斗五合中　山手村中　七　里
百八十一石六斗六升二合中　豆田村上　七　里
三百四十一石一斗四升中　小野谷村上　七　里
八十八石四斗一升六合下　大聖寺村下　七　里
五百五十八石六斗二升中　五名村上　七　里
八百卅三石二斗三升四合中　壬生村中　六　里
二百廿二石九斗五升六合下　牛飼宮原村下　八　里
五十八石八斗三合下　小龍村上　七　里
六拾九石六斗五升五合下　峠　村下　七里半
三百四十二石六斗一升八合中　立石村上　七　里
三百七十石九斗六合中　赤田村上　六　里
百七十四石七升四合下　桂坪村下　七　里
二百九十八石七斗一升五合下　田井村中　六里半
二百卅四石一斗一升四合下　梶原村中　六　里

二百三十四石三斗六合下　小房村下　六里
三百二十九石九斗二升下　瀧　村下　七里
八百九十七石六斗一升三合中　河上村上　七里
百九十二石六升一合下　野方村中（形）　七里
百石一升八合下　小原田村下　七里
千六十二石九斗二升上　下之庄村上　七里
百七十七石八斗四升四合下　中山村下　九里
五百七十六石四升五合下　下石井村下　十里
三百五十九石六斗九合下　西野村上（町カ）　八里
三百六十八石七斗三升一合中　辻堂長根上　八里
今岡村下　八里
四百十三石八斗四升六合中　下町村上　八里
八百四十三石一斗八合上　古町村（吉野とも）上　八里
五百六十二石七斗一合上　尾崎村上　八里
四十八石六斗九升二合下　東町村下　九里
二百六十三石八斗八升九合下　上石井村中　十里
二百八十五石三升三合下　青木村下　十里
八十七石八斗三升八合下　眞　村下　十里
二百七十六石三斗三升六合下　桑野村下　十里
二百六石七斗三升八合下　海内村下　十一里

九十七石八斗四升三合下　水根村下　十里
三百卅九石七斗一升七合上　奥海村下　十一里
五百五石七斗五升中　吉田村上　八里半
四百五十六石七斗一升六合中　江之原村下　八里
二百十石八斗六升中　筏津村上　九里
七十四石六斗二升七合下　野原村下　九里
百十石六斗四升一合下　大田村中　九里
七百廿七石二斗二升四合中　長尾村上　十里
百十八石三斗六升八合下　知社村下　九里半
四百九十八石九升三合下　影石村中　十里半
百八十石二升二合下　坂根村中　十一里
二百五石九升下　大茅村下　十一里半
二百四十石三斗二升中　青野村下　九里半
二百二十四石八斗五合下　中谷村下　十里
三百八十二石九斗七升三合下　後山村下　十里
百六十八石九斗九升三合中　野時村中

▲勝田郡南分・同北分　今勝南條勝北條也　無印ハ下也已下準之

七百八十四石三斗一升上　川邊村上　一里
三百四十二石九斗四升七合　井口村
五百七十七石二斗三升三合中　國分寺村下　一里

石高	村名	里程
五百二十六石五斗七升	同村上分	
	日上村中	一　里
八百二十石二升九合	瓜生原村上	一里半
四百七十五石五斗二升五合中	吉田村中	一里半
六百四十七石四斗一升八合	新田村中	一里半
四百六石一斗六升九合	金井村下	一里半
五百七十二石三斗六升八合	中原村中	一里半
百二十四石六斗一升三合	倉見村中	二里半
六百九十六石六斗八升九合	池ヶ原村上	二　里
六百四十三石八斗六升九合	黒坂村上	二里餘
四百五十三石九斗五升七合	末　村中	二里餘
五百六石七斗七升七合	爲本村上	二里半
百五十三石九斗五升六合	馬伏村下	二里半
百七十三石九斗四升八合	安井村中	二里半
百七十八石九斗九升一合	堂尾村下	二里半
百三十四石九斗四升九合	奥大谷村下	三　里
五百五十七石七斗七升六合	畑屋村	三　里
六百八十三石八斗五合中	勝間田村上	三　里
六百七十一石九斗七合中	岡　村下	三里餘
四百四十九石一斗三合	上相村下	四　里

石高	村名	里程
三百十七石八斗九合	下香山村下	四里半
五百八十六石三斗七升六合中	北山村中	四里半
百十一石九斗七升四合	吉　村	四里半
百九十石四斗一升五合	和田村	五　里
	豐國原村上	四里半
四百七十四石六斗二升七合	中尾村下	四　里
六百六十七石五升六合	黒土村中	三　里
四百八十三石三斗八升三合中	東吉田村中	三里半
五百二十四石一斗六升九合中	小矢田村中	三里半
四百八十七石九斗一升六合中	明見村	四　里
五百十三石五升	中山村中	四　里
	下大谷村下	三里半
二百五十三石六斗九升二合	宮山村下	二里半
百八十六石五斗六合	上間村下	三　里
四百六石一升四合中	百々村	三　里
百四十八石六斗五升四合中	羽仁(ハニ)村下	二半餘
三百廿一石五斗八升六合中	周佐(スサ)村下	二里半餘
二百石七合	蓮尺村下	三　里
二百四十八石七斗二升八合	書添村中	三　里
百三十四石二斗三升九合	松尾村中	三　里

石高	村名	里程
二百六十石九斗一合	長内村中	三里半
七十一石二斗九升五合	青木村下	四里
九十石七斗九升五合	則平村下	四里
百二十一石二斗七合	殿所村下	四里
百二十二石五斗六升	北坂村中	三里半
二百六十七石四斗五升中	入田村下	四里
六百五十二石八斗二升上	湯郷村上	四里餘
五百四十一石四斗五升六合上	位田村上	四里餘
百二十三石一斗一升一合	金屎村上	四里
百十八石二斗一升五合	稲穂村下	四里
百七十一石七斗五升九合	鹽氣村下	四里
七十三石三斗三升三合	下谷村下	三里半
二百三石八斗三合	行延村中	三里半
百三十四石六斗五升三合	棡原村下	四里
三十七石八斗六升九合	惣田村下	四里
上四百三石一斗九升三合 下二百十一石二斗九升六合	藤田村中	三里餘
百九十石六斗九升一合	吉留村下	四里
二百九石六斗九升五合	岩見田村上	四里
四百三十七石九升五合中	阿曾村上	五里
二百三十三石六斗九升五合	下山村上	五里半
百十五石三斗一升二合	鳥淵村中	五里半
二百一石八斗三升五合	城田村中	四里
百八石六斗二升一合	休石村下	四里餘
四百四十石六斗二升二合中	吉ヶ原村上	四里半
百六石三斗六升三合	中河内村中	四里半
二百一石五斗一升三合中	青野村上	五里半
九十二石六斗四升六合	玉子村上	五里半
五百二十三石二斗二合	飯岡村上	五里
二百四十八石五斗一升五合中	高下村上	五里半
七百十八石六斗五升三合上	河面村上	一里半
三百八十三石三斗九升五合中	近長村上	三里近
百九十二石三斗八升六合中	楢下	二里
六百七十石五斗四升一合中	福井村下	二里
上二百六石七斗九合 下六百五十六石四斗三升一合	田熊村下	二里半
八百四十二石二斗六升三合	植月中村中	三里
二百廿八石八斗四升八合	下野田村下	三里近
千二百廿一石七斗四升五合	勝加茂西下	二里半
千五百卅三石五斗五升六合	新野西村中	三里
千四百五十石九斗九升一合	勝加茂東中	二里半
八百八十石二斗五升二合上	堀坂村下	三里

石高	村名	里程
百五十一石五斗八升六合上	妙原村下	三里
九百四十九石九斗七升九合	新野山方中	三里
六十二石三斗八升一合	津川原村下	三里半
千九百一石五斗五升	廣戸村中	四里
千百八十一石二斗七升一合	新野東村上	三里
百六十四石九斗九升二合	近藤村下	四里半
百三十一石六斗三升八合	是宗村下	四里
八百三十三石五斗三合	北野村上	四里
三百九十石九斗二升八合	宮内村中	四里半
五百五十二石二斗九升一合	上町川村中	四里
三百九十八石七斗一升七合	澤　村上	四里半
二百卌八石八斗四升二合	成松村下	四里半
	廣岡村上	四里半
八十五石三斗二升三合	久常村下	四里半
百卌三石一斗九升六合	荒内村上	四里
三百七十七石九斗八升七合	下町川村下	三里半
五百四十二石一斗四升	石生村上	三里
八百一石九斗三升三合	植月村北下	三里
六百八十八石九斗四升	川原村上	四里
千百十一石五斗七升九合	中島村中	四里

石高	村名	里程
九百二十六石七斗五升七合	植月村東下	三里
三百六十四石一斗三升七合中	平　村中	三里
七百二十九石四斗一升九合	田井村下	三里餘
九百五十二石五斗九升三合	美野村下	三里半
七百五十九石三斗一合	豐久田村中	四里
二百五十七石二斗五升六合	上香山村中	四里
四百十七石五斗六升二合中	矢田村上	四里半
百八十一石一斗五升中	小畑村上	四里半
六百廿六石二斗一升四合中	大町村中	四里半
九百廿五石八斗五升四合中	眞加部村上	四里半
三百三十六石八斗七升四合中	余野村下	五里
九百二十一石七斗八合	柿　村中	四里
四百八十九石二斗二升四合	西原村中	四里半
百四十九石六斗四升三合	行方村下	五里
三百五十一石八斗七升中	久賀村中	五里
三百一石三斗七升六合	關本村下	五里
三百七十八石九斗四升一合	高圓村下	五里
六百三十二石四升六合	梶並西谷下	七里
四百卌一石七斗六升六合	梶並東谷村中	七里半
八百四十七石八斗九升七合	梶並中谷村中	七里

七十六石八斗五升七合　馬桑村下　六　里
五百七十三石八斗八升四合中　原　村
四百三石九斗一升七合　會井村
六百三十石一斗八升七合　上野田村中
百三十五石三斗七升二合　杉原村
百二十五石六斗八升四合　河内村
百八十八石九斗七升　向原村
二百十五石三斗一升九合　八日市村
百八十七石六斗七升　豐久田上村
百十六石三斗一升六合　重藤村
百八十八石四升八合　福力村

▲苫東郡今東南條郡と云ふ。

四百六十七石七斗六升五合中　林田村下　十五町
三百十石一升六合　林田丹後山分
八百七十八石九斗三合上　河崎村上　半　里
八十五石五斗九升二合　大田村金田　半　里
五百四十九石九升六合中　野介代村下　半里餘
六百六十二石二斗四升　高野村山西中　一里半
四百四十七石六斗一升　高野村山東
四百四石一斗七升上　五百七十石二升下　押入村上　一　里

五百六十五石五斗九升一合上　高野本郷中　一里半
五百八石五斗三升七合上　野　村中　一里半
二百七十八石三斗三升二合中　志戸部村下　半　里
三百七十一石四斗八升一合上　三百十九石四斗二合下　勝部村上　一　里
三百四十二石二斗八升一合中　沼　村下　半　里
百四十石三升九合中　柴保井村下　一　里
二百六十一石六升八合中　大田村下　半里餘
二百三石九斗二升七合　籾山村下　一　里
二千四十一石三斗八升七合中　東一宮村里方上山方中　一　里

▲苫北郡今東北條郡と云ふ。

千二十二石三斗五升九合　下横野村上　一里半
八百二十五石三斗八升四合中　上横野村上　二里半
五百七十九石九斗五升四合中　上高倉村中　二　里
千三百九十七石九斗九升七合中　下高倉村中　一里餘
千二十石三斗四升二合中　綾部村下　二里半
五百十石一斗三升六合中　大篠村西中　二里半
四百七十五石五斗一升五合　大篠村東
三百七十六石九斗一升一合　草加部村下　二里近
二百七十石三斗九升八合中　原口村上　四里半
三百四十一石六斗九升六合中　楢井村上　四里半

六百八石二斗七升八合　行重村上　四里半餘
二百九十石一斗中　吉見村上　三　里
四百二十石九斗八合　成安村上　四　里
二百十九石六升三合中　下津川村下　三里半
五百九石四斗七升四合上　桑原村上　四里半
六百七石三斗七合中　公卿村上中　四　里
三百五十五石五斗七升八合　公卿村下
三百二十三石二斗八升四合　小淵村中　五里に近
百二十六石五斗九升六合　小中原村中　四里半
四百四十三石七斗一升八合上　中原村上　四里半
六百八十二石五斗九升六合中　宇野村　五　里
百五十四石五斗七升八合　戸賀村下　五　里
百十四石五斗七升三合中　才谷村下　四里半餘
六十二石七合　西黒木村下　五里半
百二十石七升四合　東黒木村下　五里半
二百六十五石五斗二升六合　青柳村下　五里半
二百八十四石九升五合中　知和村中　五　里
九十二石七斗五升三合　河井村中　六　里
四十九石五斗二升八合　山下村上　六　里
百七十石六斗二升七合　倉見村下　七里餘

九百七十五石三斗八升四合中　阿波村下　七　里
二百二十七石二斗五升八合　物見村下　六里半
百二十九石七斗　横野奥谷
二百十六石九斗二升八合　楢井青山（内帳楢井村青山村）
百四石四斗五升四合　吉見八代上（此八代は吉見村の内）
九十石五斗八升八合　成安下原
二百四石四斗二升四合　塔中村上
二百六十四石四斗二升四合　百々村上
八十八石九升八合　青柳室尾

▲苫南郡今西北條郡と云ふ、

五百四十九石九升中　小原村下　二　里
三百五十九石二斗八升八合　西田邊村下　一　里
百一石九斗七升六合中　西一宮村下　二　里
三百四十九石六斗四升四合中　東田邊村下　二　里
三百四十九石六斗四升四合　沖　村　一　里
三百四十八石五斗六升八合　公保田村下　一里餘
六百四十六石二斗四升四合　澤田村中　一里餘
二百九十石六斗七合　市場村上　一里半
四百三十七石五斗三升六合上　藤屋村上　二里半
四百三十七石六升五合上　香々美中上　二里半

石高	村名	里程
二百三十八石六斗一升中	寺和田村下	二里半
九十一石二斗五升一合中	年信村下	三　里
	百谷村下	三里半
百八十九石二斗七升八合	眞經村下	三里半
三百二十石七升四合中	大町村下	三里半
八十三石三斗二升六合	越畑村下	五　里
六十四石八斗二升二合	岩屋村下	四　里
千百十六石六斗一升七合中	小田中中	（内帳小田中村新田村）
八百八十八石一斗七升一合中	山北村下	
四百六十三石二斗六合中	惣社村中	
三百五十六石四升四合中	上河原村下	
七十五石七斗九升八合	西一ノ宮湯谷	
二百二十二石七斗八合	上田邑見内分下	
百八十四石三斗九升四合	上田邑平田分	
二百二十七石九升八合	同北分	
三百七十四石二斗八升八合	同南分	
二百八十四石二斗五升三合	同東分	
九百八十石三斗四升七合	下田邑下	
三百四十九石六斗四升四合	沖　村中	
百十一石四斗二升	寺和田上村	

石高	村名
百九十六石八斗七合	百谷ノ内井村
七十石四斗八升九合	百谷ノ内寺谷
十四石五斗六升一合	大町宗重
十八石六斗三升五合	越畑鐵山

▲苫西郡今西西條郡と云ふ。

石高	村名	里程
千五十四石八升五合中	二ノ宮村下	半　里
千八百八十七石八升六合上	院　庄南上北中	一　里
千二百七十三石九斗五升五合中	神戸村中	一里餘
七百十三石四斗二升七合中	吉原村中	一里半
四百五十七石五斗三升六合中	戸島村中	一里餘
千三十六石六斗五升四合中	古川村中	一里半
千三十九石三斗七升八合中	下原村上	一里半
七百七十一石三斗七升七合中	薪森原村上	二里半
四百五十五石五斗七升四合中	高山村下	二里半
四百二十一石一斗七升三合中	河元村下	二里半
六百三十四石一斗八升八合中	原　村中	二里半
八百九十九石二斗七升一合中	眞加部村上	二里餘
二百八十四石六斗九升八合	宗枝村下	二　里
四百五十八石六升五合中	寺本村下	二　里
六百六十九石三斗九升一合中	竹田村中	二　里

千四百六十石三斗六升七合中　圓宗寺村中　二　里
四百二十二石五斗四升九合中　和田村上　二里餘
六百四十三石四升八合中　貞永寺村中　二里餘
七百九十四石九斗六升四合　土居村中　二里半
二百四石三斗七升五合中　瀬戸村中　一里半
七百二十七石四斗七升一合中　小座村下　二　里
百五十三石八斗九升七合中　下森原村下　二里半
三百九十二石五升六合中　上森原村下　二里半
三百六十三石一斗五升八合中　馬場村中　三　里
三百九十五石九斗三升五合中　塚谷村中　三　里
四百八十八石七斗四升七合中　入　村中　二里半
三百五十三石四斗七升六合中　山城村中　三　里
中谷村中　四　里
二百四十五石三斗七升八合　留中間村中　六　里
五十六石八斗六升六合中　楠　村下　七里半
百五十四石二升一合　大　村下　七　里
四百五十二石四斗七升五合　留西谷村下（富）　六　里
四百三十八石一斗一升四合中　（富）留東谷村下　六　里
三百六十八石七斗六升二合　土生村下　四　里
四百五十九石一斗五升　久田下原中　四　里

二百七十三石四斗五升一合中　河内村下　四　里
百四十八石九斗二升中　久田上原下　四　里
三百六十五石五斗二升中　黒木村中　四　里
百二十七石八斗九升七合中　箱　村中　五　里
百五十四石一斗九升二合中　西屋村下　五里餘
二百卅石三斗七升四合　杉　村下　五　里
七十八石一斗六升二合　女原（ウナベラ）村下　五里半
百六十五石七斗四升一合中　井坂村中　五里餘
二百三十三石一斗八升五合　養野村下　五里餘
九十石六斗八升八合　四口野村下　五里餘
五百八十九石八斗五升一合　羽出村中　六　里
二百二十四石一斗二升六合　奥津村中　五里半
三百廿六石九斗六升一合　奥津村西中　五里半
二百二十六石五斗九合　長藤村中　六　里
二百廿二石六斗八升九合　下才原村中　六里半
四百十三石二斗二升八合　上才原村中　七　里
四百九十四石九斗八合　布原村（古川の分郷 森家代新田）
六百四十二石三斗五升七合　中谷上
四百七十一石一斗二升六合　同中
百七十五石三斗四升五合　同下

五十石一斗六合　久田長外路（ナガトロ）

▲久米郡北分南分今久米南條久米北條と云ふ。

三百五十六石三斗八升三合中　福渡村上　七里
七百九石八斗九升二合中　川口村中　五里半
四百四十三石二斗四升　下籾村下　五里半
四百八十八石六斗二升　上籾村下　五里
五百卅一石九斗八升八合中　下神目村中　五里半
四百十一石七升四合上　上神目村　五里
三百卅五石六斗四升七合中　神目中村中　五里
二百二十石九升二合　峠村下　六里半
五百八十三石八斗九升六合　下二ヶ山手下　五里
五百四十九石八斗二升三合　仝間村中　七里
六百二十三石五斗九升　下二ヶ村中　五里
五十三石九斗一升二合　西山寺村中　四里半
三百八十五石六斗六升　松村中　四里半
六百十八石二斗一升九合上　下弓削村中　四里半
三百五十三石三斗一升三合中　鹽ノ内村中　四里半
五百廿二石二斗三升四合中　上弓削村中　四里
五百十五石七斗六升九合東中
五百三十六石五斗九升六合　南庄東西中　四里
百六十八石一斗五升九合中　羽出木村下　五里

三百四十四石九升六合中　藤原村中　四里餘
三百十石二斗三升六合　山上村下　四里餘
九十七石六斗七升四合中　久木村上　四里
三十五石四斗九升六合　小瀬村下　三里餘
三十八石五升四合　栗子村上　三里
二百十石五斗九升七合中　下大戸村上　二里半
二百三十一石二斗四升　上大戸村
百二十石七斗九升　定宗村中　二里半
百五十三石六斗九升六合　山城村下　四里半
四百七十二石四斗一升　北庄里方下　三里半
六百四十二石四斗三升四合　北庄山手
百五十五石九斗九升　頼元村下　二里半
六百七十五石七斗一升六合　西幸村中　二里半
百八十二石六斗四升二合北
三百六十六石九斗一升九合　小原村下　三里半
五百六十二石一斗五升二合西
五百十九石六升八合中
四百五十九石一斗四合東　原田村中　二里半
百五十四石五斗二升八合　新城村下　三里
百七十七石二斗五升四合　金堀村下　三里半
二百卅一石九斗四合
二百八十八石一斗四升五合下中　越尾村下　二里半
三百六十一石七斗六合中　福田村中　一里半餘
三百十九石一升七合　皿村中　一里

石高	村名	距離
二百十七石五斗三合	種　村中	一　里
百十二石九斗九升	荒神山村下	一　里
二百八十六石四斗三升六合	塚角村上	二里半
百二十六石五斗二升七合	押淵村中	二　里
三十一石九斗二升三合 三十七石七斗七升二合	金屋村公領下 私領	一里餘
百十石四斗四合	小桁村下	一　里
五百四十二石六升九合	八出村中	半里近
五百十八石三斗三升二合上	横山村上	半里近
三百四十一石九斗四升四合上	大谷村上	半里近
百石九斗八升八合上	井口村中	半里近
二百三十九石一斗八升九合	北　村下	半里近
五百四十一石六斗九升七合上	一方村下	半里近
百七十九石一斗三升四合上	暮田村上	一里近
四百六十八石八斗八合上	中島村上	一里近
二百三十石一斗七升四合上	西古城村上	一　里
百九十七石五斗一升六合	東古城村	
三百五十三石三斗九升八合上	高尾村下	一里半
八百五十三石四斗三升二合上	宮尾村上	一里半
七百六十八石七斗一升	領家村上	二里半
	久米村	二　里

石高	村名	距離
	川南村内帳四ケ村	
千九十五石九斗六升五合	錦織村中	二里餘
五百十五石九斗三升一合	戸脇村中	二里餘
四百七十九石一斗五升七合	下打穴北下中（シモウタノ）	二里餘
七百三十八石七斗	同中村	
六百五十六石七斗四升	同西下	二里餘
百三十一石七升五合	同西上中	三　里
五百五十五石二斗九升七合	境　村下	三里半
四百九十七石六斗九升六合	三明寺村下（ツニジ）	六　里
四百七十五石五斗五升五合中	角石谷下	四里半
四百九十六石六斗三升一合中	角石畝下	五　里
三百七十四石七升九合	祖母村下	四里半
四百十一石八斗七升九合中	大垪和東下	四　里
六十九石一斗一升	大垪和西	
四百八十八石七斗八升九合中	北和田村下	五　里
五百七十九石六斗五升四合	南同	
五百廿一石七斗八升	上打穴北	
四百十七石五升六合	同上村	
三百二十八石九斗一升二合	同中村	
四百五十四石五斗七升九合	同里村	

石高	村名	里程
三百六十六石四斗七升七合中	小山村下	四里半
三百五十三石九斗四升三合中	中拼和村下	五里半
二百六十九石八斗六升二合	東拼和村下	五　里
三百六十一石八斗七升一合中	西拼和村下	五　里
三百四十七石四斗七合	中拼和谷	
三百二十九石七斗八升七合	同上ノ郷	
三百七石四斗三合中	通谷村中	四　里
六百二十五石二斗一升合一中	坪井下村中	三　里
六百三十八石三斗一合	同上村上	
七百二十二石一斗五升一合中	中北上村中	三里半
二百六十六石九斗八升九合中	中北下村中	二里半
四百三十七石六斗四升五合中	上宮部村中	三里半
九百七十四石三斗七升六合	下同村	
七百十八石九斗三升中	南方中村中	二里半
三百十八石三合	一宮村中	二　里
五百五十四石五斗九升七合中	神代(カウシロ)村下	二里半
千百三十石九斗中	里公文村上	二里半
七百七十八石五斗五升六合北方 二百九十一石七斗九升五合下村 五百九十三石一斗六升六合上村	北方 油木村下	三　里
三百五十九石七斗一升四合	桑上村上	二里半
六百五十三石一斗一升三合	同下村	

石高	村名	里程
五百十六石五斗三升八合上 三百三石八斗六升九合下	福田村	三　里
六百五十石七斗四升七合中	中山手村下	四　里
七百十八石四斗四升九合	奥山手村下	四里半
三百十八石二斗六升三合	久米川南大久保上	
三百十二石一斗二升一合	足山村	
二百三石八斗六升六合	同中村	
四百六十二石三斗六升六合	同上村	
六百六十三石二斗一升二合	山手公文北村	
五百卅七石九斗九升二合	同村南	
四百七十一石七斗六升二合	中山手奥	
六百廿二石六斗五升五合	中北下村	
三百五十九石三斗一升六合	上二ヶ南中	
八十四石六斗一升四合	佛教寺村	
三百四十四石五斗九升七合	宮　地	
十九石八斗一升七合	泰山寺	
百七石六斗三升九合	京　尻 下神目分郷	
二百十六石七斗九升六合	安ヶ乢 下神目分郷	
二百六石二斗一升八合	南　畑 神目中村分郷	
百卅八石一斗八升七合	別　所 神目中村分郷	
七十七石五斗二升四合	豐樂寺	

石高	村名	里程
四百六十五石四斗三合	中籾村	
百六十八石八斗三升六合	兩山寺	

▲大庭郡

石高	村名	里程
八十六石四斗七升六合	下見村	六里
百七十八石五斗八升六合	法界寺村中	六里
五百十一石二斗八升二合中	赤野村上	五里半
二百九十九石六斗一合中	西原村上	六里
五百四十八石二斗一升二合中	田原村上	六里
中	古見村上	五里餘
三百五十三石八升四合中	野川村下	五里半
九百七石八斗八升二合中	下河内村中	五里
中	上河内村	四里
六百九十三石七斗六升三合上	三崎河原下	五里
二百二十三石五斗四合中	平松村中	五里半
七百八十三石六斗九升五合上	目木村上	五里
二百六十八石八斗三合中	臺金屋村下	五里
二百七十三石七斗五升六合中	多田村下	五里半
百五十三石五斗八合中	鍋屋村中	六里
二百八十五石一斗八升八合中	中島村下	十一里
千四百四十七石餘上	久世村中	六里
三百二十七石五斗七升九合	山久世村下	七里半
三百四十五石八斗一升一合	三坂村中	六里
三百十六石二斗五升四合	余野下村下	五里
三百十五石二斗五升七合	余野上村下	四里半
九十二石四升二合	次椁村下	八里半
百二十九石二斗三合	釘抜村下	八里
百三十四石三升三合	久見村中	八里
六百九石八斗一升二合中	社村下	八里
二百七十一石六斗五升八合中	下湯原村中	八里
三十七石八斗八升二合	湯本村中	九里
八十六石八升七合	三世七原下	十里
百六十二石一斗四升七合	田羽根村下	九里半
二百四十石八升九合	初和村上	十里
百四十七石九斗四合	眞加子村中	十里
六百六十八石七斗四升一合	下和村下	九里
二百五十九石二斗八升六合	吉田村下	十里
二百六十八石七升八合	別所村下	十里半
四百五十八石一斗六升六合	下長田村下	十一里
五百廿二石四斗一升六合	上長田村下	十一里
五百六石八斗九升九合	下福田村下	十一里

二百十一石一斗四升五合	富山根村下	十二里
二百九石二斗五升一合	富掛田村下	十二里
三百四十九石一斗八升六合	中福田村下	十二里半
四百十五石九斗八升七合	上福田村下	十二里
八十七石一斗一升	湯舟村下	十二里
四百十二石三斗三升八合	下德山村下	十三里
四百四石四斗八升七合	上德山村	
四百七十四石一斗六升五合	古見山方	
五百六十一石一斗八升八合	同原方	
三百四十三石四斗八升八合	上河內西谷	
四百九十石一斗三升七合	同中村	
二百九十四石六斗六升	同東谷	
八百二十七石三升九合上	大庭村上	
六十七石八斗六升六合	目木上村	
五百九十一石七斗九升	久世山方	
八百九十九石八斗五升四合	同原方	
四百九十六石九斗九升	樫村西谷村中	
三百二十九石七斗一升七合	同東谷中	
百五十二石二斗八升六合	同神上村	

▲眞島郡

四百八十九石一斗九升二合	吉村下	六里
二百十五石一升二合	旦土村下	六里
九十八石二斗七升五合	舞高村下	六里
百五十三石七斗七升	野原村下	六里
百三十九石三升六合	向津屋村下	六里
七百五十二石五斗二升九合下	田原山上	六里半
四百五石九斗五升三合	上山村下	六里
六百八十七石八斗七升二合上	垂水村上	六里
六百七十八石五斗九升五合中	下方村下	六里
千二百九十四石六斗六合上	鹿田村上	七里
八百十五石九斗一升一合上	栗原村下	七里半
六百二十一石七升三合	一色村中	七里半
八百六十六石三斗五升七合中	關村下	八里
二百七十一石四斗六升六合	佐引村下	八里半
四百七十七石九斗二升一合	別所村下	八里半
百五十二石五斗八升八合	岩井畝下	九里
五百六十石四斗三升	上村下	十一里
四百八十三石九斗八升三合中	若代村下	十里
五百十九石四斗一升六合中	月田村中	九里
百八十九石六斗三升七合中	和田村中	八里半

石高	村名	里程
六十二石三斗四升九合中	芝(カウゲ)村中	八里半
百六十六石四斗二升四合中	宮原村中	八里半
三百七十二石二斗三升四合中	手谷村中	八里半
百十五石二斗七升四合中	石原村下	八里半
百十二石七升三合中	三堂坂村中	八里半
二百四十二石五斗七升八合中	下田村下	八里
百三石九斗一升四合	杉山村下	七里
五百八十八石一斗四合	日名村下	六里
百三十八石二斗八升七合	影村下	六里
二百十三石九斗三升六合中	高屋村下	六里
四百五十一石二升	上村下	七里半
二百三十五石	木山村下	七里
七百六十石五斗一升八合中	西河内村中	七里半
四百卅三石一斗三升四合上	下市瀬村中	六里
三百四十六石四斗九升九合上	上市瀬村中	六里
三百八十八石三升五合中	開田(カイデン)村	六里
二百十五石二斗六升一合中	福田村下	六里
五百八十二石九斗三升九合上	中村下	六里
三百七十四石一升四合	富尾村下	六里
二百四十二石六斗七升中	惣村下	六里
八百卅四石九斗五升四合上	草加部上	六里半
七百八十九石三斗三升一合	高田村上	七里
百三十八石九斗五升八合中	散田(サンデン)村中	七里
二百廿六石八斗四升六合中	江川村中	七里半
二百四十三石九斗八升一合	羽副村下	七里半
百三十一石八斗八升七合	荒田村下	七里半
三百五石三斗一升六合	後谷村下	八里半
百石二升七合	下岩村下	十里
百五十三石四斗六升二合	清谷村下	十一里
百五十九石九斗七升四合	曲村下	十里
二百六十二石七斗四升八合	古呂々尾下	十里
七十二石九斗七升	野村下	十里
二百三十五石七斗三升九合	高田山上下	八里半
六百二十八石八升一合	神代村下	八里
三百二石七斗三升四合中	本郷村下	七里
百十四石七斗八合	横部村中	七里
百八十九石三斗九升六合	組村下	七里半
百二十一石七斗六升二合	正吉村下	七里半
五十三石五升八合	岡村下	七里半
百四十四石七斗五合	柴原村下	八里

石高	村名	里程
七十二石六斗九合	眞加村下	八里
七十三石六斗三升一合	竹原村下	八里半
九十六石八升八合	神庭村下	七里半
四十六石五斗三升六合	星山村下	八里半
千九十八石六斗二升二合	美甘村上	十里
千五百九十四石五斗三升四合	新庄村中	十二里
四百十石二斗八升三合	黑田村中	十一里
四百三十五石九斗一升八合	鐵山村下	十一半
六百六十一石三斗八升三合	見明戸村中	十里
六十七石五斗八升二合	石内村中	九里半
七十九石二斗三升八合	大月村中	十里
百四十一石四斗一升八合	上岸村中	九里半
八十七石六斗五升九合	安井村中	九里半
八十九石六斗五合	三家村中	八里
二百十三石七斗九升	中間村中	八里半
二百二十三石六斗三升七合	土居村上	八里
七十六石八斗四升三合	目地村中	八里半
三十二石八斗二合	藪村中	八里
百三十八石五斗三合	向湯原村中	八里
百一石六斗八升三合	茅森村中	九里
九十一石四斗一升四合	羽部村下	九里
四十六石二斗四升六合	玉田村下	十里
四百九十石四斗八升八合	種村下	十一里半
三百七十六石六斗八升一合	粟谷村下	十一里半
二百十九石九斗五升五合	下藤森村下	十三里
二百二十四石八斗五升九合	黑杭村下	十二里
三百石八斗六升九合	小童谷下	十一里半
五百八十九石九斗七升九合	下見村下	十二里
九百三十二石七斗七升四合	東茅部村下	十三里
五百七十石二斗三合	西茅部村下	十三里
六十二石四升四合	見尾村下	
六十石四斗八升四合	和介萱谷村下	
十四石二斗五升五合	同西畑	
二百三十九石六斗五升八合	田口村下	
四百十二石四斗三升八合	美甘麓	
七十五石一斗八升五合	小谷村中	
二十八石六斗六升六合	種村幸瀨	
八十石六斗七合	粟谷大杉	
二百二十六石五斗八升三合	本茅部村下	
九十九石二斗八升八合	本茅部別所	

百五石一斗三升六合　延風雨足村
二百三十五石七斗三升九合　高田山上
二百二十七石二斗三升二合　後谷畝
七拾一石二斗二升　木山山方

二十三石六斗三升九合　神　村
百九十三石三升一合　岩井谷村
百八十七石五斗五升七合　若代畝村
右道法追手橋涯より

〔一二〕　村上中下田畠高盛國中何れも同。

上村。上田一反分米一石八斗、　中田分米一石六斗、　下田分米一石四斗。
　上畑分米一石六斗、　中畑一石四斗、　下畑一石二斗、　下々畑一石。
中村。上田一石七斗、　中田一石五斗、　下田一石三斗。
　上畑一石五斗、　中畑一石三斗、　下畑一石一斗、　下々畑九斗。
下村。上田一石六斗、　中田一石四斗、　下田一石二斗。
　上畑一石四斗、　中畑一石二斗、　下畑一石、　下々畑八斗。

△段　免

古代は田畑位付計有ㇾ之、長繼朝臣の代、地押有ㇾ之て段免と云ふこと初まる。高盛の上中下に甲乙有ㇾ之故、上中下に不ㇾ拘田七反、畑五六反として免を付たる也。譯は免定牒にて知らるゝ也。

燒畠は芝小篠などある所を苅り、燒灰をこやしとして、島粟・喬麥など作る也。山にて地形片下りこやし流れ、高みにてこやし運送難ㇾ成也。此畑六七年不ㇾ過ればこやしになるべき芝小篠不ㇾ生故、翌年は又他の所を燒畑にする也。然れども年貢は毎年出す也。打づゝき二三年作なる所もあり。切畑・なぎ畑など云ふは、山を切返し蒔く也。右は皆六の畑の下に付也。

開田畑すれば七年々貢なし。八年目より見取也。見取とは見分にて輕き年貢を出さする也。發し返し田畑は願の年數年貢なし。年數過れば本免になる。苗代前に田へ草を入れ腐らして籾を蒔き田植前には下木と云て萩小柴の若生を入れ腐らかし苗をうゑる也。山中は米少く雜穀多き所は、畑物坐とて町人受込み右の雜穀を納め、其代物にて米を買納むる也。畑物かへと云ふ。久世村などに座あり。津山近所町作高あり。これは絕人村割符等不ㇾ掛町人の中町作庄やあり。これより切手出す。

▲鐵山銅在所

一、鐵山。新庄村土用山、野土路山・才原村。羽出村、　一、銅山。土生村。

〔一三〕大庄屋

高圓平左衞門・土屋彌右衞門・湯本三郎左衞門・院庄太郞兵衞・坪井善兵衞・勝間田次右衞門・川上喜兵衞・勝間田本陣八郞右衞門・湯本湯庄四郞右衞門。

右九人、忠政朝臣御代より御目見仕る。

二宮五郞右衞門・田野村七郞右衞門・鹿田新次郞・栃原小右衞門。

右長武朝臣御代より御目見。

下田ノ村七郞右衞門・一宮三郞右衞門・目木六郞右衞門・草加部孫右衞門・下方次右衞門。

右長繼朝臣御隱居領。

吉野郡、川上喜兵衞・赤田三郞左衞門・馬形六郞右衞門。

英田郡、土居彌右衞門・三内久太夫・福本彌市右衞門。

勝南條、勝間田次右衞門・木知々原勘右衞門・倉見平左衞門・川邊太郞右衞門・吉田文右衞門・宮山彥太夫。

勝北條、高圓平左衞門・中島八郞右衞門・廣島彥左衞門・北北村甚右衞門。
粂南條、大戶伊右衞門・渡邊吉右衞門・南庄長右衞門・原田與三右衞門・一方六郞右衞門。
粂北條、宮尾伊左衞門・錦織伊兵衞・坪井善兵衞・柄原小右衞門・和田傳左衞門・下打穴七郞兵衞。
眞島郡、鹿田新次郞・下方次右衞門・高田德左衞門・關九右衞門・三家五左衞門。
東南條、野介代太郞兵衞・押入理兵衞。
西々條、二宮五郞右衞門・富孫左衞門・長藤藤兵衞・院庄太郞兵衞・塚谷七右衞門。
西北條、田邑七郞兵衞・田邊藤七・一宮孫左衞門・加賀美新兵衞・山北九右衞門。
大　庭、上河內忠左衞門・目木善兵衞・湯本三郞左衞門。
東北條、小中原孫右衞門・綾部勘三郞・高倉三郞右衞門。
〆四十八人相違あり。

〔一四〕村々小名

東南條、一宮孫左衞門觸。
東一ノ宮村横野口・市場・野邊・木こぶ山・内かた・坂本・觀音寺・眞光寺・木なし・西山・鳥羽・高場・上野・中島・權現堂・才田山　大田村茶々、よろし　沼村野田　勝部村いくら木の下
志戸邊村池の口　柴保井村清水・野くひろ
同　郡、野介代太郞兵衞觸。
野介代村大からげ・太田・宇才谷・やなさこ・かわらけさこ・西さこ谷・大きやう谷　川崎村粂田　林田村丹後山・片山・山根　高野山西村なつめ・岡の前・大ぐろ・菅田・稗田
籾山村東一ノ宮里方・同山方
同　郡、押入又三郞觸。
押入村二日市・高田・清水・いづた　野村森・林中・福戸　高野本郷村植田・野邊・福井・河原村・かべや・檜尾・勅使・北山・永安寺　高野山東村

東北條、高倉三郎右衛門觸。

上高倉村悅寺・福安・岡谷 本願寺・深山
下高倉村後山・上鹽・すけた・堀 井・西尾・池原・垂井
大笹西村ひの内・國廣・藤田・寺 木・今井・奥谷・長さこ
下横野村小童 谷・安
田・畝・大里・植田 倉木・國久・末長
上横野村長德寺・上原・且・片岡・横田・石ケ塔・川田・野介・新明・井 ノ口・岩倉・谷口・東谷・奥谷村・桂原・堂ケ市・燒屋舖

同　郡、綾部勘右衛門觸。

草加部村東藏坊・市場・前田 景原・油兔・西さこ
綾部村福山・大地・森尾・荒神口・米 山・國ケ原・砂場・八重・西山
吉見村大成・八代村・平林・南・ 西屋林・正圓・西ぢやう
下津川村
下ノとい・たかやとい 東とい・上原とい
成安村からけ・かゝ山・幡磨部・成安・いが み・のぶさ・だん・山の內・內ケ原
下原村
公鄉村上村・下村・石山・おきだ・中 村・若宮・東高谷・長尾・大杉
高場・のぶきち・さこたに・正倉寺・ひゑ た・かぢや・いたぶ・やわた・藤木・大さこ

同　郡、孫右衛門觸。

桑原村大杉・長傳寺 岡の鼻・すなば
行重村坂本・百萬・うつき原・階 尾・體卷・下階尾・青山村
檜井村石山・井口・竹ノ階地 かうづけ・だい・中村
山下村
阿波村
下澤・ほうさこ・和田・木くし・ひの下・ちわら田・中むら・ぢんでん・ふくらう・山ノ内・米山・射場・井谷・大 島・尾會・引尾・土用階世・大形・めくり・大高下・わさとら・竹の下・ひふら・釜森・漆ケ谷・けん上谷・八本谷
倉見村上しり・西原 高塚・庄原・
原
佛
香
宇野村王地原・上たわ・西ケ谷・宮ノ本・荒蒔・西川・岡本・森本・井の口・奥田・片山・古屋・山根・上原・かまへ河原 國木・庄田・金ケ原・かふり岩・道ケ原・吉谷・人付原・きとの口・坂根・すりの本・土居・打越・射場・掛ケ上
口村岡・金日木・西子 多・尾路・信田
戸賀村金剛・所 谷・笹原
東黑木村寄悴・小原 かし原
才谷村鍛冶屋原 ちんさい
西黑木村
小淵
村小原・石米 井手原
塔中村上原
青柳村岡・石生・片金・至尾村・谷 口・杉山・定元・湯次・中村
知和村青坂・舟 山・小原
百々村常道・大坪 大久保
小
中原村上原
中原村下ケ坪・かゝら・日 詰・今市・新畠・原
物見村眞弓・北・古屋・奥田 正久・川戸・刎尾
川井村あそう・山根・兵衛・田淵・井 の上・白河原・下階地・岸道谷
青
山村

西北條、山北九右衛門觸。

山北村八子町
小原村平松・坂部 やけ寺
上河原村土井・河原・西川 東川・上ノ升口
惣社村中しやうじ・山崎 和田・みなみ
西一宮村湯 谷
小田中村これう・かさこ・新屋敷 宏岡・廣原・土手　相新田

同　郡、田邊藤七觸。

東田邊村黑澤・よりさね・東原・たわ・湯原・鳥羽 とりかめ・新屋敷・中屋・石原・筒崎谷
西田邊村しやうせこ・家宗・見谷・檜さこ・田道・上傳寺・中谷・正かけ・長 さこ・大かいち・水井手・大なひ・杉谷・札の尾・高下・中尾

同　郡、田野村七郎兵衛觸。

市場村西とめ・茶山京つか・長氣　久保田村後谷・彥六谷・高下　澤田村一丁田・原女・かいこく・花穴　沖村岡山・ほり越

下田野村平田村・見內村・安原・小もり・兼成・板根・平尾・水穴・今井・丸林・東村・八岡・せうからじ・つねすみ・北村・岩根・萬代・宿・南村・畝・吉宗・景山辻

同　郡、香々美新兵衛觸。

香々美中村池田・川原谷有木たわ　藤屋村門前・寺天ま　年信村しのたひしを　寺和田村長畠け・大ふろ・小原國城・灰谷・宗信　眞經村なり

ちか・とし岡・吉ふじ・國とき

百谷內井村戶谷・さご廣・よなた・かけもり　大町村ちうり・おうみ・とりかわ宗重・高野瀨・成眞・やすい　岩屋村とくとう・それた・やこくら　越畑村りやうめん・ぼうがいち正宗・長宗・よからち

西々條、二宮五郎右衛門觸。或云西々條神戶鄉美和村は今の二宮村なり。

寺谷村なかの村　寺和田村門前・上村・はやま・行藤・ため秀・竹岡別所・もりさわ・沖宮・寺・大もん

二宮村天王・野部・大ひらき・圓通寺・黑土　戶島村王子原・荒神・砂瀨川小ふろ・おんとしま　寺元村坂本　瀨戶村ちんじく　古川村石川・うへ山・お

かん坊　宗枝村岩崎・上山かみの平　眞加部村宮ノ馬場・黑山・井の上久保の・惣社の高下　山城村大松村むろ　圓宗寺村しみづ・山崎・中島平熊・八幡・沖

竹田村長うね・もち田宮前・ひらの下　布原村

同　郡、院庄四郎左衛門觸。

院庄村いさりが茶やみつ屋・西町　神戶村西神戶・京神戶・小門　和田村　貞永寺村辻田山へ　吉原村　原村　薪森

宗村　河本村　下原村　高山村

同　郡、塚谷七右衛門觸。

塚谷村せきや　土井村尾崎・男山・はりがた・宮の前　小座村村西山　上森原村別所大江　下森原村　入村久塚・築原

馬場村宮尾・岡家・大山　久田下原村夏焼・はらいへ下岡・市場・島越　長外路村

同　郡、奧津市郎右衛門觸。

奧津川東村茅田・古屋・末吉・高下田・岡・聖岩こばら・道辻・おち・管のなか・福見　奧津川西村細田・內小畠法住寺・向原　長藤村原口寺原　下才原村見土地・うへ原・明王

寺・がうけ・大和原・みつこ原　上才原村許ケ原三間や　羽出村あさう・林・小中・濱子・野才・西亦・大柱・山神原・大田・千軒原・まから谷　四口野村下ケいちあまぎ原　女

原村井手上・西田・大まへ・東下のはし・林　井坂村上岸・原・上ケ市・うへ・竹のはな・まへかた畠・ひらさこ・かみ田・小山・西山　養野村こんぢ・ひな・かた畠・宮ノ上・原・からら・とうふや・おたこ

同　郡、富孫左衛門觸。

中谷中村　同下村　土生村　黒木村　久田上原村　河内村　杉村　中谷上村

西屋村　箱村　富中間村　楠村　大村　留大倉村　富西谷村　同東谷村

大庭郡、湯本三郎左衛門觸。

次櫓村　釘拔小川　久見村　下湯原村　湯本村　社村　三瀬七原村　田羽根村

下和村　西和村　眞加子村　別所村　上長田村　吉田村　下福田村　留山根村

湯舟村　富懸田村　中福田村　下德山村　上德山村　上福田村。

同　郡、目木善兵衛觸。

三崎川原村　目木村　多田村　久世村　山方村　臺金屋村　鍋屋村　三坂村

樫村東谷川原・門前・景菓谷・六うしろ・大原・中郷・岡・長田・辻のはな・いば・大ちすのふう　樫村西谷立池・松かせ・ほかい・かちや・いきとう・横瀨・うつり畠・皆畠・ふしかかや・山升・鍋谷・中間・中屋・森重・柳瀨

同　郡、上河內忠左衛門觸。

下見村谷・高平・いのこ・かひち・大なる・市尾　法界寺村岡・みのふ中村・下村　上河內村　本西村　上河內中村げんたく屋敷・上河原・太歲

野川村　上河內西谷　東谷下村　神上村　東谷上村　中島村中島・上築郷・下築郷・開向・野畠　余野上村

古鄕・黒地・うねわか原藤森・新屋・小地・神柿　余野下村西浦・井手口・江森・やこさこ・野山・入江・すゝい原　山久世村爲氏・岩戸・戸尻・門前・高原谷・更仁氏・尾原・伴原　下河內村

同　郡、下方村觸、上河內忠左衛門觸になる。

赤野村　西原村　田原村　古見山方村　原方村　平松村　大庭村。

久米南條、一方六郎右衛門觸。

中島村簗場・なみ・山根　菅田村片山・河本・平帖　古城村さがり場　一方村茱萸谷見德寺　小桁村　井口村　大谷

村はら ふせ　金屋村　横山村龍ヶ 爪　北村　八出村林田・上手の内・上の土 居・下の土居・六軒屋敷

勝南郡、川邊太郎右衛門觸。

日上村こふりた 三日市　國分寺村わらびたい・なりづか・な るから・おくた・玉傳寺　川邊村いわやの木 した・井の口

眞島郡、三家五左衛門觸。

三家村　土居村　中間村眞加之湯・中畠・大庭 四くん・のうまき　目地村　藪村　向湯原村　茅森村　羽部村　玉田村　上岸村　小谷村　見明戸村　石内村　安井村　大月村　鍋山村　種村

是喜右衛門觸。

小童谷村よころ・からげ・うへの原・ひなこ・湯 川・たりそみ原・かまと原・ひちや　栗谷村　下見村　東茅部村　本茅部村

同郡、高田觸。小童谷觸になる。

田口村　美甘村　黒田村　新庄村　神庭村　竹原村　和介萓谷村　星山村　岡村　正吉村　柴原村　眞賀村　見尾村。

元之卷　終

作州記 亨

(二五) 取ケ小物成

一、慶安三年寅八月五日免相定拾五萬七千石　定米

一、承應三年午三月十九日免相定十二萬三千石　定米

子歳御免相定

一、拾三萬四千百一石六斗三合　但古地開共去亥歳之通

右之趣當免相被ニ仰出一候。已上。

元祿九年子七月拾九日

大洞十太兵衛

山口彦右衛門

玉置仁左衛門

各務兵庫

齋木六良兵衛殿

川端次良大夫殿

沖岡右衛門殿

高井太良左衛門殿

園半兵衛殿

三宅七郎右衛門殿

高、都合二十四萬四千百二石三斗三升一合　古地新田共
子取十五萬三百四十三石七斗八升八合
高に六つ一歩五厘九毛〇四七六
右之譯
高二十二萬八千九百七十八石五斗七合　古地
內十七萬二千二百七十七石八斗三升九合　拜領高
外一萬四千二百二十五石一斗六升一合　拜領之內森對馬守領分に入
五萬六千七百三石六斗六升八合　改出
右之內二萬八千六十五石三斗一升四合　永荒
子取十四萬五千四十四石一斗九升五合
高六つ三分三厘四毛四〇二一七
外一萬五千七百九十七石六斗三升八合　奧引米
但、大庄屋・同名代・肝煎・庄屋・村長・肰持・山守・渡守・堤番・給米并勞百姓救米・勞村步下り・病人救米・絕入不足米之利足、其外品品救米引。
高、一萬五千百二十三石八斗二升四合　新田畠
外七百七十四石八斗三升九合　森對馬守領分へ入
子取五千二百九十九石五斗九升三合
定免高に三つ五分〇四毛一三五五
右之外小物成
一、米三千六石八斗七升五合七勺六才　口米　但、納一石に付二升づゝ

高、二十六石三斗七升二合
一、米七石一升　新發見取八十六ヶ所定納　畝數二町四反九畝十五歩
一、銀十四匁九分四毛　松林山の内運上　畝數四千二百一町二反一畝二歩半
一、銀二十三貫三十三匁八分一厘一毛五　二萬九千五百九ヶ所定納林山運上
一、銀一貫二百十五匁五分　不定納　薪山札運上
此札數六百五十二枚
一、銀一貫七百三匁　不定納　木地挽軸百九ヶ町定納
一、銀六十三匁　同斷　松茸山運上
一、銀二貫百五十匁　同斷　湯本温泉運上
一、銀百七十四匁三分六厘　同斷　堤蓮葉運上
一、銀六十匁　同斷　川運上
一、銀四百匁二分　同斷　薪船運上
一、米二石九斗六升三合　定納　山役米
一、銀百二十六匁四分五厘　同斷　起炭運上
一、銀二十匁　同斷　研石山運上
一、銀五百六十四匁五分　同斷　湯郷奥津温泉運上
一、銀二貫九拾一匁三分二厘四毛　同斷川簗瀬百四拾三ヶ所運上
一、銀八十六匁　不定納　小割鍛冶運上
一、銀三十一匁四分一厘　同斷　松木歩銀
高、十五萬六千八百八十九石四斗八合　定納
一、米千九十八石二升五合八勺五才六　糖藁代米高百石に付七斗
高、六萬五千四百七十四石七斗九升六合
一、糖五百三十一石六斗五升五合　高百石に付糖八斗一升二合宛
高右同　同斷
一、藁四千二十六束七分　高百石に付藁六束一分五厘宛

納合　米十五萬四千四百五十八石八斗六升二合六勺一才六
　　　銀三十一貫七百三十四匁四分五厘九毛〇五
　　　右　了

〔一六〕 納米俵入[※一]

一、米納京枡三斗四升 外切也。 拂三斗三升割斗掛別に一升入是を込米俵付と云ふ。大京俵入京升三斗五升、又は升の上に一粒ならびにはかりて、三斗四升入りにも量る。是を中引と云ふ。兩品とも本石三斗三升に立替候。餅米たゞ米と同升目、年貢請取切手は石切手にて、俵切手は不ㇾ仕候。庄屋より通(カヨヒ)にして役人請取印形仕也。町人藏合所へ米納預り切手出す。

〔一七〕 御代官へ出定米奥引米の譯[※二]

一、免定は例年春免に申付、自然日損・水損有ㇾ之節は見直し可ㇾ遣由、下札相調て、七八月迄の内に相渡し、不出來の節は下より檢見願申候。扱立毛廻しいたし秋下り遣し申候。山中は霜雪早く降り立ち、毛立置難く、里方の檢見とは違ひ、役人罷出立ち、毛見分迄にて下り米遣し納所申付候。

免定御代官へ出す

高百三十石　何村　古地田畑共　内十石　永荒

一、十石(上中田方壹)[※三]　定米十一石　十を一つ
一、十石(同　二)　同　十石　十分
一、十石(同　三)　同　九石　九つ
一、十石(同　四)　同　八石　八つ

※一、此見出原本目次に依り新に入る
※二、此見出亦目次に依り新に挿入
※三、原本肩書とせり

一、十石（同　五）　同　七石　七　つ
一、十石（同　六）　同　六石　六　つ
一、十石（畠方より入 上中下畠田）　同　七石　七　つ
内高已上七十石　定米五十八石
一、十石（上中下畠壹）　定米六石　六　つ
一、十石（同　貳）　同　五石　五　つ
一、十石（上中下畠三）　定米四石　四　つ
一、十石（同　四）　同　三石　三　つ
一、十石（同五下々畠）　同二石五斗　二つ五分
畠方以上五十石　定米二十石五斗
毛付合百二十石

定米合七十八石五斗、内八石奥引米、一郡之辻何千何百石の內の內、但し一ヶ村宛にては難レ知御座候。一々郡の辻にて、右免盛定米を以て美作守取ヶ米引殘ての分、奥引米と罷成候。鄕村取立の品、右の心持にて御座候。

殘て百七十石五斗、美濃守取け米何十何萬石の內。

▲美作國十郡奥引米覺

一、高都合何十何萬石。此盛高何萬何十石、村々へ下札相渡し置、百姓共手前より納所仕分。
　內何萬何千石、奥引米十郡惣辻。

右奥引米を以、大庄屋・同名代・肝煎・庄屋・村庄屋、并狀持・渡し守・山守口留給米、又は在鄕にて諸用相達する者、醫師等救米、疲村步下り、疲百姓病人に救米、年々裏判、米借遣置候。百姓絶退候節貸主手前へ返辨致させ候米、其外在方堤井溝に仕候刻、惣して在鄕定たる米引遣し候跡は未だ餘分有レ之候年は、疲村步下りなどにかさみ遣し申、其年切に米有次第引遣し申に付、殘り米と申儀は無ニ御座ニ候。尤引不足御座候年は、借りにて外にて遣し、已後此奥引の內にて元利返辨仕

候。引不足御座候迚も、美作守取ヶ米の内にて遣申義は無ニ御座ー候。殘て何萬何千石　美作守手前へ取納候米、但、年々春免相定仕置用人共以ニ書付ー指出申候。免相上下日損水損檢見、幷、家中奉公人居屋敷遣申節、又は洪水等にて永荒大分有レ之節は此取米を以指引仕候。巳上。

一、先達て申上候通、奥引米の義美作守方へ一切取納候物にて無ニ御座ー候。物成の外にて御座候。年々物成高下の厘付、美作守申渡候時も奥引米には構不レ申候。厘付申渡し下げ札仕立様、奥引米取ヶの内外のわけ相見え不レ申候に付、猶又御尋被レ成候間、委細以ニ書付ー申上候。以上。

一、免定は例年春免に申付、自然日損水損有レ之節は見直し可レ遣由下札相調、七八月迄の内に相渡、作不出來の節は、下より檢見願申候。扨立毛廻しいたし秋下り遣し申候。山中は霜雪早く降立毛置難く、里方の檢見とは違ひ役人罷出立毛見分迄にて下り米遣し納所申付候。右は領地被ニ召上ー候節、森家役人より御代官衆へ差出し候。

〔二八〕下札控　一ヶ所記レ之（補入）

眞島郡　下見村

高、三百八石九斗　拜領高
同百五十八石四斗六升一合改出、合五百八十九石五斗七升九合
同百二十二石六斗一升八合　新開
小名彌陀野・中塚茂・サコロ・ホウタイチ・岡・中ソ・宮ノ本・坂根。
家數四十八軒、男女百九十六人（津山京橋より二里二町十間）

▲享保八年卯、眞島郡免定帳自レ是下札控帳也。

眞島郡　下見村

高、四百六十七石三斗六升一合

*「子」とあるは年の略字として用ゐしものゝ如し

内百三十四石一斗八升一合　跡々永荒引九石一斗八升六合卯年より年々川欠井溝道代、井、寅卯地震荒共。

内二斗二升六合　*子川缺道引入

殘て三百二十三石九斗九升四合　毛附　外二斗二升六合　川缺道引

此取米百九十五石六斗九升五合　外九升五合　年々減

此　譯

一、四十四石七斗六升八合（壹田畠共）　取米三十三石五斗七升六合　七つ五分

一、二十六石七斗一升八合（貳　田）　同　十八石七斗三合　七つ

一、五十六石六升八合（三　田）　同　三十七石五合　六つ六分

一、四十七石六斗二升（四　田）　同　三十石一合　六つ三分

一、四十五石三斗七升（五　田）　同　二十六石七斗六升八合　五つ九分

一、三十三石八斗七升八合（六　田）　同　十八石六斗三升三合　五つ五分

一、三十二石九斗四升六合（七　田）　同　十六石八斗二合　五つ一分

外二升四合　子川缺　外一升三合　子々減

一、三斗四合（戌年畠田）　取米一斗六升一合　五つ三分

一、二石一升六合（年々畠田）　同　一石一斗八升九合　九つ九分

一、一斗七升六合（卯　鋤　蒔）　同　七升　四つ

田高二百八十九石八斗六升四合　取米〆百八十二石九斗八合　六つ七分餘

外二升四合　子川缺　外一升三合　子々減

一、五石六斗八升六合（壹　畠）　取米二石七斗八升六合　四つ九分

一、三石六斗四升六合（貳　畑）　取米一石六斗四合　四つ四分

外一斗二升二合　子川缺道引　外五升　子々減
一、二石八斗四升二合（三　畑）　同　一石二斗三升七合　四つ
一、九石六升（四　畑）　同　三石二斗六升二合　三つ六分
外九升　子川缺道引　外三升二合　子々減
一、十二石八斗九升六合（五　畑）　同　三石九斗九升八合　三つ一分
畑高以上三十四石一斗三升　取米〆十二石七斗八升七合　三つ七分餘
外二斗二合　子川缺道引　外八升二合　子々減

高、百二十二石六斗一升八合　新田地是は森家時代、今本高に入。
內四石四斗八升、卯年より年々川缺井溝道代幷寅地震荒共　內一斗六升子道引
殘百十八石一斗三升八合　毛　附　外一斗六升　子道引
此取米三十六石三斗三升二合　外六升八合　子々減

此　譯

一、一石一斗六合（一ノ田畠共）　取米七斗五升二合　六つ八分
一、二石八斗二升（二ノ田）　同　一石七斗二升　六つ一分
一、二十五石四斗七升六合（三　田）　同　十一石二斗九合　四つ四分
外一斗四升四合　子道引　外六升　子々減
一、四石四斗八升八合（壹田彌陀野大池分）　取米一石八斗八升五合　四つ二分
一、十三石三升二合（二田同斷）　同　四石六斗九升二合　三つ六分
一、四十一石六升四合（三田同斷）　同　八石六斗二升三合　二つ一分

一、四石一斗三升二合（貳田同斷）　同　一石二斗八升一合　三つ一分
一、二石三斗一升（畑田戌年分トモ）　同　九斗二升四合　四つ
田高以上九十四石四斗二升八合　取米〆三十一石八升六合　三つ三分內
外一斗四升四合　子道引　外六升四合　子々減
一、十三石七斗八升二合（貳畠下見分）　取米四石一斗三升五合　五つ
外一斗六合　子道引　外四合子々減
一、九斗一升二合（壹畠彌陀野大池分）　取米一斗一升九合　一つ三分
一、九石一升三合（貳　畠）　同　九斗九升二合　一つ一分
畑高以上二十三石七斗一升　取米〆五石二斗四升六合　二つ二分餘
外一升六合　子道引　外四合　子々減

高、七石一斗五升八合　新開田畑是は松平越後守宣富朝臣時代に出來。
此取米二石一斗六升四合
一、二石七斗（貳　田）　取米九斗七升二合　三つ六分
一、二石五斗六升八合（三　田）　同　七斗七升　三つ
一、六斗三升六合（四　田）　取米一斗五升三合　二つ四分
田高以上五石九斗四合　取米〆一石八斗九升五合　三つ二分餘
一、一斗一升（貳　畠）　取米二升九合　二つ六分
一、一石一斗四升四合（三　畠）　同　二斗四升　二つ一分
畑高以上一石二斗五升四合　取米〆二斗六升九合　二つ一分餘

米六升五合見取高三斗六升の取米
取米合二百三十四石二斗五升六合
一、米七石二升八合　　口米石に三升宛
〆二百四十一石二斗八升四合
内
米一斗八升九合、丑より卯迄三年賦、當川本新田畠高三斗八升八合取米引當川に成候高の所、其取米三年は右の取米一斗八升九合づつ引也。
米六合、右の口米。
米一斗二升五合、丑より辰迄四年賦、當川本新田畠高四斗一升六合取引米。
米四合、右の口米。
米六斗八升九合、丑より巳迄五年賦、當川本新田畠高一石三斗二升取米引。
米二升一合、右の口米。
米九升七合、寅より辰迄三年賦、當川本新田畠高二斗二升四合、取米引。
米三合、右の口米。
米六升五合、彌陀野分無水田高三石二斗四合、澤田にて畑方にも相成不ㇾ申候に付、取米不ㇾ残引
米一升九合、右の口米。
米九石一斗一升七合、申歳絶人未進米三割六年賦、元米四十五石五斗五合、利米の内二割戌より引。

米二十四石七斗七升七合、大庄屋判、巳上の借米を三割六年賦になして被ㇾ下、利一割八分自ㇾ上被ㇾ下也。大庄屋判以上借米辻百三十七石六斗四升八合、三割六年賦、利米の内一割八分引。
但、無口米。

米六斗二升一合、鋤蒔本田高二石四斗七升六合、畠方抨免にして鋤蒔とは水かゝらざる田に畠物を作こと也。年々水かゝらざる田は、永鋤とて下札に右の通免あひ米引、畠方にして其餘分引也。間米引。

米一升九合、右の口米。

米五石三斗八升一合、當悪作高四十八石九斗一升六合見分引、但、不足米可ニ割符ー。

米一斗六升一合、右の口米。

〆四十一石八斗六升四合。

納合百九十石四斗二升。

外

一、銀四十五匁七分　林山御年貢　一、銀一匁三分七厘一毛　口銀百目に付三匁宛

〆四十七匁七厘一毛

【一九】外蔵年貢免定（補入）

大庭郡 中島郷

一、高二百三十一石六斗二升五合

內、百四拾四石六斗九升三合、跡々永引　壹斗四升四合、寅川欠引　殘八十六石七斗八升八合

譯

田高五十九石三升八合　此取米六十四石九斗四升二合　十を一つ

畑高二十七石七斗五升　此取米十九石四斗二升五合　七つ

一、高五十三石五斗六升三合　同村新田畠

內一石五斗三升六合　寅川缺引

譯

田高三十石四斗一升九合　此取米十六石七斗三升　五つ

[illegible]　取米合

口米

納合

右之通、當卯成箇相定上者、村中庄屋年定、大小之百姓不ㇾ殘立合、無ニ相違一致ニ免割一、來る十一月中急度可ニ皆濟一者也。

元祿十二己卯年閏九月　役人名

庄屋

百姓

【三〇】美作國用木林山改帳寫

元祿十年丑十月　森美作守內林奉行

瀧清兵衛

勝田郡北分廣戸村　入口

▲苫北郡下津川村

一、杉樅木林　壹ヶ所（津川、北山は因州境目）　林守（林中へ申付候）

東西一里餘、南北三里拾町程、惣廻り一日半程、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通り三尺廻り、又者四五尺廻、木多有ㇾ之候。因州境目に杣多盜取して政道難ㇾ成候。是は津川居村より津山城下迄、道法四里半、且又右の山々內用木の外、雜木は百姓薪材木等に伐來り申候。唯今迄郡奉行より

手札を出し代銀美作守へ指出し申候。材木雜木は川筋に檢分一所有レ之、拾本に付壹本つヽ取申候。其外山中より何にても拾分一取候て通申候。毎月拾分一物一ヶ月切に拾分一奉行諸事取候物書付差出申候。右の山内に木地挽二三軒有レ之候。木地挽軸の運上東西共に郡奉行へ指出申候。起炭鍛冶炭燒申義も御座候の節は、堀坂村の番所にて拾分一出し通申候。津山城下へ材木取越候には、川筋能く御座候。根板も用所の刻は申付爲レ致申候。并、口留新兵衞壹石、美作守方より爲レ取申候。

△苫北郡阿波村

南北壹里半餘、東西へ三十町餘、阿波山北は因州境目。

一、杉木林　壹ヶ所（南北一里半余東西へ三十丁余阿波山北は因州境目）　林守　孫兵衞

南北壹里餘、東西二十五町餘、惣廻り四里程、但、場廣く町步木數難レ相改レ候。大概目通貳尺廻の木多有レ之候。是者阿波居村より津山城下迄、道法六里二十町、只今迄用木等出し來候。是又用木の外、雜木百姓材木薪炭にも伐來候。材木川筋よく出し申候。

△同倉見村　孫右衞門觸

一、杉木林　壹ヶ所（倉見山北は因州境目）　林守　孫兵衞　給米五斗　同　七右衞門　同三斗三升

南北壹里半、東西壹里程、但、場廣故町步木數難レ相改レ候。大概目通二尺廻り木有レ之、是は倉見居村より津山城下まで、道法六里二十六町餘、用木出し來候。且又右の山内用木の外、雜木は百姓材木伐來申候。根木は枌にも致來り候。倉見村は百姓と申は大方杣にて御座候。炭も燒申候。材木川出しよく御座候。

一、杉木林　壹ヶ所（保戸原村但倉見山ノ内）　林守　右同人、孫右門觸

東西南北壹里四方惣廻り四里程、場廣故町步木數難レ相改レ候。大概目通二尺二三寸廻り下の木有レ

＊甽は方言タワと訓み峠と同義なり

之、是は越畑居村より津山城下迄道法五里二町餘、只今迄用木も出し來候。起炭鍛冶炭燒來候。伐木川出しよく御座候。

一、杉木林　　壹ヶ所笠松山　觸、林守　　右同

東西十町程南北五町餘、但、廣場故町歩木數難ニ相改一候。大概目通壹尺四五寸廻り、下々木多有レ之候。是は道法右同斷、小杉山故近來は伐せ不レ申候。春正二月に百姓共山燒申に付、野火移候て用木燒申儀も御座候て政道專一に候。

▲苫西郡奥津村

一、小杉木雜木林　　壹ヶ所尾路原山　林守　　長右衛門給米三斗三升

東西十町餘、西は梨甽＊より香々美岩屋の峠迄南北越畑村笠松山へ續く。但、場廣町歩木數難ニ相改一候。大概小杉雜木多有レ之、是は尾路原居村より津山城下迄六里半有レ之、只今迄小杉故伐せ不レ申候。雜木ともに富山川出し。

一、小杉松雜木林　　壹ヶ所大釣山　林守　　彌右衛門給米八斗

東西八町南北五町餘、嶮山場廣故、町歩木數難ニ相改一候。大概目通り壹尺廻りより下々木松は目通二尺廻りより下々木雜木は近年より伐せ不レ申、新林にて御座候。是は奥津村津山城下迄道法五里半、難所故山坂增懸り申候。唯今迄下草ともに苅せ不レ申候。年により松茸少づゝ生じ申候。鮎歸と申名瀧御座候。川出能く候。

▲同郡下才原村

一、杉木林　　壹ヶ所見津小原山　林守　　久兵衛給米五斗

東西壹里半四方場廣故、町歩木數難ニ相改一候。大概目通壹尺より下々木有レ之、是は下才原居村より津山城下迄六里三町程用木出し來候。右の山内雜木は百姓材木又炭燒來り申候。是又見津小

原山より若杉山火茅山晃土地樋山大木山沼谷山迄留山、長三里横壹里餘、戌才より新林山。

▲同郡齋原村

一、杉木林　壹ヶ所恩原山　林守　五郎兵衛給米壹石五斗

東西二里餘、南北半里餘、但場廣故町歩木數難ニ相改ー候。大概目通二尺より下々木有レ之、是は恩原山野より津山城下迄道法拾壹里程、只今迄用木伐來候。雜木は百姓材木板等にも仕候。同所宮谷山・淺山・三國仙・淺霧山迄林、山北は因州の境目、川出難所にて御座候。津山川へ出申候。能新田所御座候。新林山。

▲同郡上齋原村の內

一、杉木林　壹ヶ所中津原山北は因州境西伯州境　林守　同人

東西壹里半四方、但、場廣候故町歩木數難ニ相改ー候。大概目通り二尺廻り木有レ之、是は中津原木地屋より津山城下迄拾里程、右の所の山にて用木の外、雜木は百姓材木板伐來候。木地挽も居申候。川出し難所にて御座候。新山。

▲同郡上齋原村

一、杉木林　壹ヶ所赤旱稻山北は因州西は伯州境目　林守　右同人

南北壹里半程、東西半里程、但場廣故町歩木數難ニ相改ー候。大概目通壹尺五六寸廻り木有レ之、是は同所木地屋より津山城下迄道法拾里程、材木出し難所にて候。雜木百姓伐來り候。木地挽も居申候。能新田所有レ之、新林山。

▲同郡同村　市郎右衛門觸

一、杉木林　壹ヶ所池川山西伯州境目　林守　右同人

南北壹里東西半里程、但、場廣故町歩木數難ニ相改ー候。大概目通り貳尺廻り木有レ之、是は池川

山打札峠より津山城下迄十里程、是迄用木の外雜木は百姓伐り來り候。

▲同郡上齋原村　　市郎右衛門觸

一、杉木林　　壹ヶ所 人形乢、伯州境目穴鴨村出る、大買道人形乢に居申候　林守　　茶屋

東西十五町南北十町程、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通壹尺四五寸廻り木有レ之候。是は入形乢茶屋より、津山城下迄道法九里程、材木出し惡敷候。

▲同郡羽出村　　同斷

一、杉木林　　壹ヶ所 羽出村の內、西は伯州境目　　林守　　五右衛門 給米五斗

南北二里餘東西一里程、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通壹尺五六寸より下々木有レ之候。長まがり谷より千軒原・平四郎山・木戸新小屋迄林山、但、新林、是は新小屋より津山城下迄道法十里程有レ之、只今迄用木も出し來り候。右の內山內にて雜木は百姓伐來炭なども燒申候。人形乢迄林續候。

▲久米郡南分大谷横山村　　六良右衛門觸

一、松木林　　壹ヶ所 名は杉山と云ふ　　林守　　村中相勤申候。

東西五町餘南北二町程、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通二尺より下々木有レ之候。是は大谷横山松山へ津山城下京橋より九町三十間程有レ之候。杉少所々に有レ之候。中將時分に杉植ゑ、右は杉山にて有レ之候へ共、只今は杉かれて無レ之候。右杉山にて御座候に付、于レ今山の名は杉山と申候。

▲眞島郡新庄村の內田波村　　美甘村中庄屋善右衛門

一、杉木林　　壹ヶ所 田波山、伯州境目　　林守　　與左衛門 給米三斗三升

東西二里程南北二十町餘、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通り四五尺廻木有レ之候。是

は田波居村より津山城下迄道法十五里程有レ之候。東は新庄山へ續き、北西は伯州境目故、めり難レ成候。津山へ出し川筋惡敷御座候。取申に難所にて御座候。木地挽有り。

▲同　郡新庄村　善右衞門木地有り。

一、杉木林間に檜少有り。　一ヶ所野土地山南西北は伯州境目　林守土用山　茂右衞門、給米三斗三升　林守　太郎兵衞、給米四斗

東西四里餘南北一里、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通三尺より下々木有レ之候。是は野土地山木地屋より津山城下迄道法十四里半程有レ之、津山城下へ出し川筋惡敷に付、材木等も出不レ申、近年葺板に仕、當地爲レ出申候。高田村・久世村よりは備前岡山へ川筋能候に付、板桶くれ材木に致させ候て、舟にて下させ買申候。西は田波山へ續く。東西末谷林山へつゝく。

▲同　郡粟谷村　三郎左衞門觸

一、杉木林　一ヶ所スカ成谷山　林守　村中相勤申候。

東西二里四方、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通り二尺廻木有レ之候。是は粟谷居村より津山城下迄道程十一里五町餘、西は野土地山へ續く。東は別所山へ續く。右の山內雜木は百姓伐り申候。

▲大庭郡下和村　三郎左衞門觸

一、杉木林　一ヶ所下和山　林守　與三兵衞給米六斗

南北十五町東西六町餘、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通り二尺より下々木有レ之候。

▲苫西郡上杉村　孫左衞門觸

一、杉木林　一ヶ所上杉山　林守　與三兵衞給米六斗

南北十五町東西六町餘、但、場廣故町歩木數難ニ相改一候。大概目通り二尺より下々木有レ之候。

▲同郡留西谷村　孫左衞門觸

一、大杉木林　一ヶ所大杉山　林守　四郎左衛門無給
東西二町四方、大杉六十本計有レ之候。是は留西谷村より津山城下迄六里十五町、且又右の山内にて雜木下草は預主四郎左衛門伐來り申候。四郎左衛門先祖より植置給米も取不レ申、右の山内にて連々大分の大杉美作守伐取申に付、褒美用人へ相斷、四郎左衛門に右の山の內にて目通三尺廻杉五本遣し申候。

▲眞島郡見尾村　美甘村中庄屋善右衛門

一、雜木林　一ヶ所見尾山　林守　村中相勤申候。
南北三町餘東西一町程、但、柴山木數雜ニ相改ニ候。是は見尾山居村より、津山城下迄道法八里餘但、右の內にて百姓とも下苅も致不レ申、高田村に美作守築場有レ之、其うゑ本ノマヽに遣申候。

▲苫南郡年信村　新兵衛觸

一、雜木林　一ヶ所年信山　林守　村中相勤申候。
南北七十間東西五十間程、木數雜ニ相改ニ候。是は年信居村より津山城下迄道路二里半餘、下草は只今迄百姓苅取り不レ申候。

一、小松林　一ヶ所上村山　林守　村中相勤申候。
南北四十間東西三十間小松にて雜ニ相改ニ候。是は上村より津山城下迄道法二里十九町餘、且又、右の山內にて下草百姓伐取り不レ申候。

一、雜木林　一ヶ所年信山　林守　村中相勤申候。
南北百間東西十五間、但、柴木林雜ニ相改ニ候。是は年信居村より津山城下迄道法二里半、且又、下草百姓苅取り不レ申候。

▲苫東郡沼村　孫左衛門觸

一、松木林　一ヶ所沼山　林守　庄屋助三郎無給
南北百十間東西一町程、但、木難ニ相改ㇾ候。是は沼村より津山城下迄十七町程、松入用の節、切手遣し申候。
▲同　郡大田村
一、松木林　一ヶ所大田山　林守無ㇾ之
東西四十間餘南北五十間、但、松多難ニ相改ㇾ候。大概目通二尺より下々木有ㇾ之、是は津山城下より道法一里程、下草も百姓伐取り不ㇾ申候。古は屋敷跡、今に茶林と云ふ。
▲大庭郡三崎村　善兵衛觸
一、雜木林　一ヶ所篠岡山　林守　甚十郎給米三斗三升
畝六町三反餘、内二町四反は上の一、内三町九反は上の一、二ヶ所に在り。子年八月より松山に成り、當七月迄伐取申候。只今は雜木無ニ御座ㇾ、六七年拂山に成申候。
▲苫北郡黑木村　孫右衛門觸
一、雜木林、間松木有り。　一ヶ所村中の者守可ㇾ申と可ニ申付ㇾ候。　林守　村庄屋五郎右衛門
東西一里程南北三町餘、場廣故町步木數難ニ相改ㇾ候。大概目通り松一尺四五寸より下々木有ㇾ之候。雜木は子年所々百姓救に願申候に付爲ㇾ取申候、夫より下草共留置申候。是は黑木居村より津山城下迄道法五里二十一町、且又、黑木山より倉見山へ道筋百姓斷に付、左右二間通り伐來申候。同所北西方に浦山と申林山へ續く。一所に有ㇾ之川筋津山城下へ能く御座候。
▲眞島郡東茅部村　五左衛門觸
一　松雜木林　一ヶ所粟黑山　林守　村中相勤申候。
南北八町程東西五町餘、但、場廣故町步木數難ニ相改ㇾ候。大概目通二尺四五寸廻より下々木有ㇾ

之候。是は栗黑山より津山城下迄道法十二里餘、津山へ材木薪にて出し候には惡敷故出し不ㇾ申候。

右は先御領分林奉行より差出候御帳面書拔如ㇾ此御座候。以上。

寅五月二十五日

岡田五右衛門代　磯村幾右衛門
守屋助次郎代　岡才兵衛
竹村惣左衛門代　田村十藏

一、國の中過半闕、大戸山松林別して大林也。補ひ入る。

〔三二〕所々口留

一、給米一石、苫北郡大篠村、右は在々より出る十分一拔荷口留。
一、同一石、同郡上横野村、右同斷。
一、同一石、眞島郡一色村、他領より出る荷物改、幷、當國より出る荷物の內法度物改口留。
一、同五斗、同郡上村、右同斷。　一、同一石、同郡下岩村、右同斷。
一、同三石、同郡高田村、右は西川筋へ出る他國荷物、幷、當國より出る法度物諸色改。
一、同三石、同郡垂水村、右同斷、但、船改。
一、同三石、大庭郡久世村、右は西川筋に出る他國荷物、幷、當國より出る法度物諸色改。
一、同一石、久米郡山上村、右者當國より他領へ出る荷物の內法度物改口留。
一、同一石、同郡藤原村、右同斷。　一、同五斗、同郡中垪和村、右同斷。
一、同一石、同郡塚角村、右は上山宮山口留。
一、同五斗、同郡峠村、右は當國より他領へ出る荷物の內法度物改口留。

一、同一石、同郡山城村、右は大戸林山口留。
一、同一石、勝田郡奥津川村、右は奥津村林山口留。
一、同一石、同郡關本村、十歩一口留。
一、同一石、同郡梶並西谷村、十歩一口留。
一、同二石、同郡梶並本谷村、右同斷。
一、同五斗、同郡飯岡村、右は當國より他領へ出る荷物の內法度物改口留。
一、同五斗、英多郡奥村、右同斷。
一、同五斗、同郡小山川村、右同斷。
一、同五斗、同郡柿ヶ原村、右同斷。
一、同五斗、同郡大內谷村、右同斷。
一、同五斗、同郡横川村、右同斷。
一、同三石、同郡中山村、右同斷。
一、同一石、同郡桑野村、右同斷。
一、同一石、同郡坂根村、右同斷。
一、同五斗、同郡高（本ノマヽ）下村、右同斷。
一、同五斗、同郡田原村、右同斷。
一、同五斗、同郡土居村、右同斷。
一、同五斗、同郡小井原村、右同斷。
一、同二石、吉野郡五名村、右同斷。
一、同一石、同郡下石井村、右同斷。
一、同一石、同郡海內村、右同斷。
一、同一石、同郡中谷付、右同斷。

給米合三十七石。

覺

一、備中國小坂部（チサカベ）水谷彌之助樣御知行米大小豆當國西川筋通申節は、彌之助樣御役人矢野孫兵衛と申仁送り切手、當國眞島郡下岩村口留相改奥書仕、大庄屋奥書にて指出し申候に付、右之切手に

郡奉行裏判仕、福渡番所宛にして通申候。
一、同國水田邊御藏御領より御定米西川筋通申義、當國眞島郡落合御藏本三郎左衛門・三郎兵衛裁許仕、舟積致させ、右兩人送り切手にて、福渡番所宛所にして通申候。
一、同國同所より出申諸色荷物は、所の名主送り切手に、當國眞島郡一色村口番相改奥書仕、大庄屋奥書にて、福渡番所宛所にして通申候。
一、伯耆國より當國高田へ出申諸色荷物は、其所の名主送り切手に、當國眞島郡新庄村庄屋相改奥書仕、高田村庄屋小右衛門、並、大庄屋奥書にて、福渡番所宛所にして通申候。
一、同國より、當國久世村へ出申諸色荷物は、其所の名主送り切手に、當國境目持口の大庄屋奥書仕、久世村庄屋助一郎、同村船改新右衛門奥書にて、福渡番所宛所にして通申候。
右は他所より通り申諸色右の通に御座候。當國在々より出申法度物の内通り候はで不ㇾ叶物は様子承屆、大庄屋切手に、郡奉行裏判仕通し申候。以上。
　右　公儀御役人中へ差出し候。

【三三】　鄕村掛り物*

*此見出目次に依り新に挿入。

覺

一、正月門松二百二十六本此内大戸村山にて伐申分は、郡奉行より山奉行宛にして遣し申候。但、家中門松の儀は給人と百姓相對に取來り申候。
一、同莊竹四百五十二本。此外家中莊竹共、竹奉行切手遣し取來り申候。
一、同杭木六百七十八本。
一、同アヘ木二十四束。
一、同縄二十四束三分。
一、同鎊ワラ六十九束二把。
一、同ユヅリ葉三荷半。
一、同ウラ白三荷半。

一、同根松百五十本。　一、同藪カラシ五把但一尺繩。　一、同柊二束但三尺繩。
一、三月節句入用蓬三荷半。　一、五月節句入用マコモ八十三束。　一、同艾七束。
一、菖蒲五束。　一、生ワラビ五十束。　一、欵冬花二石五斗。
一、茨花一石七斗。　一、澁柿二十三石但家中取申候澁柿は給人と百姓と相對に仕候。
右の品々、在々割懸出させ來申候。尤少分の物百姓方より津山町人に爲ニ請負一相納申候。
一、當川戸米積場普請入用、町在より例年相勤申候。
右の外
一、大豆。但、高百石にて、大豆三石宛取代米遣し申候、直段大豆一石にて、米六斗より九斗迄年々高下御座候。
一、鍛冶炭。鍛冶炭入用俵數年々增減御座候。直段は一俵に付米三升五合宛遣し申候。
一、紙。杉原紙•月田紙•海田紙、其外品々入用に應じ相調、代銀遣申候。直段は紙により、高下御座候。
一、皮付炭。苫西郡留村にて燒申候。入用の節は燒せ申候。直段炭十三俵にて代米三斗三升入一俵宛に相極申候。
一、燒米。久米郡越尾村にて申付つかせ申候。入用の節は、直段燒米一升に付、代米一升五合宛に極申候。
一、焰硝。勝田郡木知ヶ原村にて拵申候。入用の節は焰硝一斤に付代銀三匁つゝ。
一、高田硯石。眞島郡竹原村の內山に御座候。掘申義法度に申置候。
一、トラフ竹藪。大庭郡久世村の內に御座候。法度に申付伐らせ不レ申候。
一、硎石。大庭郡目木村より出し申候。所々百姓掘にて賣申候。運上取不レ申候。

一、溫石。眞島郡神代村・勝田郡周佐村此兩所より出申候。運上取不ㇾ申候。尤掘申儀法度にも不ㇾ申付ㇾ候。
一、燒酎。久米郡下弓削村にて作申候。入用の節は申付相調申候。直段燒酎一升にて四匁五分宛に相定置申候。
一、熊。山中にて獵師取申候刻、持參仕候。代米遣し美作守方へ取申候。直段大熊は三斗四升入六俵、中熊は五俵半、小熊は五俵宛に相定申候。
一、銀杏、二升八合。大庭郡山久世村より指出し申候。年々實のり次第に五升六合出し來申候。
一、芳。*勝田郡植月中村堤に御座候。苅せ置申候。入用の節は申遣し出させ申候。

已上

【二三】所にて賞翫の土産

恩原ウド。　堀坂山椒。　見尾鮎。　本山タバコ。　高田大根。　越畑炭。
ダラスケ煉熊膽とも云ふ。津川村にて黃蘗を煎詰めダラスケと云ふ。年久敷大和國へも賣候由。腹痛に用ふ。

【二四】牛馬市立村

倉敷村但壹ケ年兩度。　上德山村・釘抜小川村・中福田村・北野村兩度。梶並中谷村・西一の宮村。
藤森村・土居村・下岩村・高田村兩度。久世村・三坂村・福渡村・下町村・甌田村。

【二五】年貢米納所の覺

*芳は葭の當字。

津山着、苫東西南北一圓、勝田郡の内二十九村、久米郡の内五十ヶ村、合百九十九ヶ村。
福渡着、久米郡の内二十一ヶ村。　栃原着、鶴田着、久米郡の内十一ヶ村。
西川着、久米郡の内四ヶ村、久米郡川口村一ヶ村所納。
田殿着、吉野郡一圓五十八ヶ村、勝田郡の内三十六ヶ村、合九十四ヶ村。
　大庭郡一圓四十二ヶ村。久世・中村・高田・且土・西原・落合・敷田七ヶ所差。
福本着、英田郡の内十八ヶ所。　倉敷着、英田・勝田七十一ヶ村。
木知ヶ原着、勝田郡の内十七ヶ村　周佐着、勝田の内十四ヶ村。

【二六】　渡舟有所

院庄・二宮・宗板・下倉敷・川崎・倉敷・高下・青野・河邊・北山・小田中（苫南）・藤原・奥山手・久世・垂水・高田・草加部・留尾・八出・福渡。舟數合二十艘。
　右舟渡自國他國衆共、舟賃取申所無レ之。
一、渡舟一艘　苫西郡二宮村、渡守二人、給米四石五斗、内五斗四升は四（ホノマヽ）の下畠一反高一石の子取遣す。三石九斗六升は奥引米を以て遣す。二人扶持藏米渡す。外米四斗一升、舟入用竿、ヒシヤク槙はた、奥引米を以て遣す。舟繕ひ入用は外に遣す。
　右の外渡舟は二ヶ所入用、大概右の趣。

【二七】　小物成の内先納

一、英田郡の内度々備前國へ積下し申候薪長木運上、去子十二月朔日より、當丑六月晦日迄取越申候分、銀九百三匁五分。

*以下の十字目次に依り新に追加。

湯郷溫泉運上、去子十二月一日より、當丑六月晦日迄取納申分、銀二百目五分。苫東郡勝部村堤蓮葉代銀當丑六月二十六日取納申候分、銀八匁六分。眞島郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月より同六月十五日迄の分、此夫百十九人三分銀三十五匁七分九厘。大庭郡村々百姓入用松木切手夫銀丑の六月五日の分、銀七匁八分九厘、此夫二十六人三分。久米郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月より同二十日迄の分十一匁八分五厘、此夫三十九人五分。勝田郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月より四月三日迄の分、二十九匁一分六厘、此夫九十七人二分。英田郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月より三月二十七日迄の分、三十匁八分一厘。苫北郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月より同二月朔日迄の分、六匁一分五厘、此夫二十人五分。吉野郡村々百姓入用松木切手夫銀丑正月十二日迄の分、七匁四分七厘。此夫二十四人九分。

合一貫二百四十一匁七分二厘。

丑十月三日　御役人中へ出る

【三八】御高札寫並國制禁付駄賃舟賃定*

キリシタン宗門は累年御制禁たり。自然不審成るもの有レ之者申出べし。御ほうびとして

バテレンの訴人　銀五百枚。　イルマンの訴人　銀三百枚。

立かへり者の訴人　同　斷。　同宿幷宗門の訴人　銀百枚。

右之通可レ被レ下レ之、たとひ同宿宗門の內たりといふとも、訴人に出る品により、銀五百枚可レ被レ下レ之、かくし置、他所よりあらはるゝにおいては、其所の名主、並、五人組迄一類共に可レ被レ處二嚴科一者也。仍下知如レ件。

天和二年五月　日　奉行

右被㆓仰出㆒趣、堅可㆑相㆓守之㆒者也。

貞享四年正月　　　　美作

定

一、忠孝をはげまし、夫婦兄弟諸親類にむつましく、召仕のものに至迄、憐愍をくはふべし。若不忠不孝の者あらば、可㆑為㆓重罪㆒事。

一、萬事おごりいたすべからず。屋作・衣服・飲食等におよぶ迄倹約を可㆓相守㆒之事。

一、悪心を以て、或はいつはり、或は無理を申懸、或利慾をかまへて、人の害をなすべからず。惣て家業をつとむべき事。

一、盗賊並悪黨者有㆑之は訴人に出べし。急度御褒美可㆑被㆑下之事。附、博奕堅令㆓制禁㆒之事。

一、喧嘩口論令㆑停㆓止之㆒、自然有㆑之時、其場へ猥不㆑可㆓出向㆒、又者手負たる者を、隠置くべからざる事。

一、被㆑行㆓死罪㆒之族有㆑之刻、被㆓仰付㆒輩之外、不㆑可㆓馳集㆒事。

一、人賣買堅令㆑停㆓止之㆒、並、年季に召仕下人男女、共に拾ヶ年を限るべし。其定數を過は可㆑為㆓罪科㆒事。附、譜代之家人、又者其所に住來輩他所へ相越有付、妻子をも令㆓所持㆒、其上科なき者を不㆑可㆓呼返㆒事。

右條々可㆑相㆓定之㆒。於㆑有㆓違犯之輩㆒者可㆑被㆑所㆓嚴科㆒旨所㆑被㆓仰出㆒也。仍下知如㆑件。

天和二年五月日　　　　奉行

右被㆓仰出㆒趣、堅可㆑相㆓守之㆒者也。

貞享四年正月日　　美作

條々

一、毒藥、並、にせ藥種賣買之儀、彌堅制ニ禁之一。若於ニ商賣仕一者可レ被レ行ニ罪科一、たとひ同類たりといふ共、訴人に出る輩者急度御褒美可レ被レ下之事。

一、にせ金銀賣買一切停ニ止之一たるべし。自然持來においては、兩替屋にてうちつぶし、其主に可レ返レ之、幷、はつしの金銀、にせ金銀は、金座銀座へつかはし、可ニ相改一事。附、にせ物すべからざる事。

一、寛永の新錢金子壹兩に四貫文、勿論壹步には壹貫文、御領私領共に年貢收納等にも、御定の員數たるべき事。

一、新錢の儀いづれの所にても、御免なくして一圓不レ可レ鑄ニ出之一。若違犯之輩有レ之は、可レ爲ニ罪科一事。附、惡錢似錢古錢此外撰べからざる事。

一、新作の慥ならざる書物、商買いたすべからざる事。

定

一、旅人一夜の宿はかすべし。及ニ二夜一ば告來べき事。

一、津山より勝間田迄二里三十一町、駄賃銀一匁六分七厘。一里に付五分八厘宛、坂川かきまし共。

一、津山より坪井迄三里、駄賃銀一匁七分四厘。坂川かきまし共。

一、津山より弓削迄四里十町、駄賃銀二匁五分二厘。坂川かき増共。
一、津山より木知ヶ原迄四里十三町、駄賃銀二匁六分二厘。坂川かきまし共。
一、一駄荷　三十六貫目之事。　一、乘掛荷　十六貫目之事。
一、步持荷　五貫目、日用賃半駄賃たるべき事。
一、風雨夜中に不ㇾ寄人馬無ㇾ滯出すべき事。
右之條々堅可ㇾ相守ㇾ、若於ㇾ令ㇾ違背ㇾ者、可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ
貞享三年七月　日　平井久右衞門　在判

一、諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず。惣て誓約をなし結ㇾ徒黨ㇾ儀可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ。
右之條々可ㇾ相ㇾ守之ㇾ、此旨若違犯之族於ㇾ有ㇾ之者可ㇾ被ㇾ處ㇾ嚴科ㇾ者也。仍下知如ㇾ件。
天和二年五月　日　奉行
右被ㇾ仰出ㇾ趣、堅可ㇾ相ㇾ守之ㇾ者也。
貞享四年正月　日　美作

諸國在々所々田畠あれざるやうに入精耕作すべし。若立毛損亡なきの所申かすめ、年貢等令ㇾ難ㇾ澁一やからあらば可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ者也。
右先年被ㇾ仰出ㇾ趣、可ㇾ相ㇾ守之ㇾ者也。
貞享四年正月　日　美作

覺

捨馬之儀付段々被ㇾ仰出ㇾ之所、頃日も捨馬仕候者有ㇾ之候。急度御仕置可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候得共、先

此度も流罪被仰付候。向後捨馬仕候者於有之者、可被行重科者也。

十二月　日

右被仰出趣堅可相守之者也。

貞享五年正月　日

美作

川端唯四郎　在判

一、従先規雑穀其外諸事色目により他國へ出す事停止。尤川筋番所において相留といへども、或川舟より他の地へぬかし、又は陸地より密々に他國へ遣す由共聞候。自今以後、彌以堅令法度事。

一、雖為他國之高瀬舟法度之荷物少も積下し申間敷事。

一、在々へ商人數多入込事、百姓中費に付、自今以後諸商人猥に在々へ參候儀令停止事。

右三ヶ條堅可相守、若於令違背者、其身は不及申、一類曲事に可申付候。町之年寄並家主疎略に付猥成義有之に於いては遂吟味、或過料或籠舍死罪咎之輕重に隨べし。

附、右法度の荷物他國へ遣し、又は商人猥に在々へ參候儀、諸事法度相背者あらば訴人に出べし。為褒美其荷物不殘遣し、其上銀二十枚可遣之候。此旨町中借屋末々のものまで可觸知、不存もの有之は、町の年寄五人組可為越度者也。

貞享三年七月

平井久右衞門　在判

川端唯四郎　在判

御高札に、右二枚相添、宮川番所、西今町番所に在之、往還札一枚林田西新町に在之。

運賃定

一、備前周匝へ　九月より二月中八匁　三月より八月中七匁
一、同　和氣へ　九月より二月中拾貳匁　三月より八月中八匁
一、同西大寺へ　九月より二月中拾八匁　三月より八月中拾貳匁
一、同　岡山へ　九月より二月中廿壹匁　三月より八月中拾五匁
一、大戸より津山へ運賃上下四匁五分
一、場指より津山へ運賃上下五匁
一、同　佐伯へ　九月より二月中拾匁　三月より八月中八匁
一、同　坂根へ　九月より二月中拾四匁　三月より八月中拾貳匁
一、同　金岡へ　同斷
一、飛乘は備前の内迄　壹荷物持て壹匁　手ぶりの者五分
一、飯岡より津山へ運賃上下十匁

右之通所々運賃相定候。自今以後定より高直に取べからず。是より下直は可レ爲二相對一者也。

貞享三年七月

平井久右衛門　在判
川端唯四郎　在判

法度

一、雜穀　一、材木　一、竹　一、たばこ　一、熊皮　一、鹿皮
一、漆　一、紙　一、漆實　一、楮　一、牛蠟　一、眞綿
一、麻苧　一、木綿　一、石灰　一、荏胡麻　一、紺屋灰　一、胡麻
一、燒灰　一、藍　一、油　一、薪　一、川魚　一、諸鳥
一、女人　一、六和柿　一、手負

右二十七品也。諸色目當舟積下儀、先規より堅令二停止一訖。若木知ケ原御番所前にて舟より上げ、

或は下川において積レ之相通候儀、以來令ニ露顯一は可レ處ニ罪科一。仍如レ件。

貞享三年七月　日

平井久右衛門　在判

川端唯四郎　在判

定

一、木地・鍋釜・木綿實・油粕・黄蘗・瓦・古鐵、此七色の物川筋積下候。それ〳〵の御運上銀指上切手を取り、其上にて舟に可レ積事。

貞享三年七月　日

平井久右衛門　在判

川端唯四郎　在判

定

一、木地・鍋釜・木綿實・油粕・黄蘗・瓦・古鐵、此七色の物川筋積下候儀、それ〳〵の御運上銀指上切手を取り、其上にて舟に可レ積事。

一、木知ヶ原御番所にて相斷、御奉行下知次第舟を出べし。乘相の雜人等笠を差、ほうかぶり仕居申間敷事。

一、御上り米積候船依怙贔負なく、輪番次第積可レ申事。

一、御登り米他國船に積せ申間敷事。

一、川筋御法度物の色目手立を致し、御番所前を隱し申間敷事。

一、川下より積上る荷物方々より積合候も、相荷は鹽船の了簡を以て運賃割符可レ仕事。

一、他國船着岸の時、其船にて猥ニ口論、并、諸勝負仕間敷事。
一、船を不ㇾ曉に出し、川口の外にて荷物を積下間敷事。
一、渡し舟之事、旅人、并、往還人は晝夜に不ㇾ限無ㇾ滯可ニ相渡一、若不審がましきもの手負人などは渡し不ㇾ申早々注進可ニ申來一事。
一、渡船に不淨、并、石砂積間敷事。
一、川端の石砂取申間敷事。
一、夜中あき舟に不審成もの居申候はば吟味可ㇾ仕事。
右十二ヶ條於ニ相背者一は曲事たるべき者也。

貞享三年七月　日

平井久右衞門　在判
川端唯四郎　在判

右三枚船頭土手に有ㇾ之。

定

眞島郡新庄村

一、往還宿賃、主人并馬は公用三十二文、下々可ㇾ爲ニ十六文一事。
一、當村より美甘村迄一里十町、駄賃銀九分二厘、坂川かきまし共に。
一、當村より伯州板井原村迄二里、駄賃銀一匁三分三厘、坂川かきまし共に。
一、雨風夜中によらず人馬無ㇾ滯可ㇾ出ㇾ之、竝旅人道筋一夜の宿かすべし。至ニ二夜一者此方へ可ニ相斷一事。
一、一駄荷　三十六貫目。　一、垂懸荷　十六貫目。　一、歩持荷　五貫目。

日用賃本駄賃半分たるべし。

貞享四年正月　日

西奉行三人（但西支配郡奉行）

右之札一枚　切支丹札一枚　忠孝札一枚　毒薬札一枚　諸國在々札一枚　捨馬札一枚

〆六枚新庄村に有之。此六枚所々に有之也。故略之。道法を抜書す。

勝間田村
倉敷
木知ケ原
土居
坂根村
長根村
古町村
關本村
柿村
坪井村
香々美中村
久世村
小川村

三里卅一町　貳里卅一町　三里拾貳町　三里半　四里十三町　一里　三里　三里卅一町　二里廿一町　壹里　二里卅一町　八丁　八丁　二里廿一町　五里　四里卅四町　三里半　一里　七里　三里久世村　二里十町　三里八町　三里　三里　三里　二里卅町

土居　津山　備前周匝　柿村　津山　備前周匝　播州佐用　勝間田　古町村　因州駒歸村　播州平福　古町村　長根村　坂根村　津山　壹里　柿村　因州知頭　倉敷　關本　木知ケ原　三里　津山　津山　奥津　坪井村　一里　高田村　小川村　久世村　三里　藤森村　高田村　一里　湯本村

下長田村
上德山村
湯本村
奥津村
上才原村
藤森村
新庄村
美甘村
高田村
鹿田村
下弓削村
福渡

三里　三里　一里廿町十二間　二里八町　一里　三里　三里八町　一里廿九町　一里廿九町　四里　三里　一里廿町十二間　一里十丁　二里　二里卅三町　一里拾町　一里　二里卅町　四里　三里　四里十町　二里拾五町　二里拾五町　二里半

湯本村　伯州關村　藤森　三里十一町　伯州江尻　伯州卅三杭村　小川村　下長田村　香美々中村　上才原村　奥津村　穴鴨村　小川村　上德山村　美甘村　伯州板井原　高田村　新庄村　久世村　二里卅三町　美甘村　小川村　坪井村　備中國中津井　津山　福渡　下弓削村　備前國金川村

覺

*此見川し目次に依り新に挿入。

久米郡福渡村

一、雑穀　一、竹　一、材木　一、クマノカハ　一、紙　一、クマノイ　一、シカノカハ
一、ウルシ　一、ウルシノミ　一、アサノヲ　一、木ワタ　一、エゴ　一、ゴマ
一、コヌカ　一、ケヤキノカハ　一、目木村砥石。

此品々諸色番川舟積下、女人又は手負乗他國へ出事、從㆓先規㆒令㆑停㆓止之㆒。當番所において相留といへども、或川舟より他の地へぬかし、又は陸路より女人の外密々に遣㆑之由有㆓其聞㆒。自今以後彌堅令㆑禁㆓止之㆒通、さて不㆑叶時は切手可㆑遣之事。

附、雖㆓他國之高瀨船㆒制法之荷物少も積下間敷事。

右條々堅可㆑相㆓守之㆒者也。

貞享四年正月　日　　西奉行三人

【三九】湯本村溫泉定*

定　　湯本村

一、湯賃一人一廻り銀子一匁、宿賃同斷、薪は湯入方より可㆑致㆓沙汰㆒、宿は相對に借べき事。

一、一の湯へは、自國他國共に知行取、同息兄弟幷出家は一寺の住職・長老・法印、町醫師にても家來一人以上召連れ參ものは入れ可㆑申候。

一、二の湯へは、自國他國共に歩行醫師家中の中小姓、町大年寄・大庄屋、町在郷共に身持たるもの幷、出家・神主・山伏は下人召連參程の者、女は下女召連參恰合（格好カ）のもの入れ可㆑申事。

一、湯屋幕の義、一二湯共に先札次第に可㆑廻の事。

一、女湯へは男入べからざる事。
一、自國他國對ニ湯入衆中ニ、慮外なる體すべからざる事。
一、自國他國若手負、并、うさん成湯入の者於レ有レ之は早速可ニ告來一事。
一、賭之諸勝負堅停止之事。
一、湯屋掃除已下不レ可ニ懈怠一、湯屋の内にて高聲惣て不レ可ニ狼藉一事。
附、湯屋の内へ草履木履はくべからざる事。
右之條々堅可レ相ニ守之一者也。
元祿十一年五月　日
此外奥津村・湯郷村・中間村温泉有り。奥津御茶屋預り、宮尾定平。湯郷御茶屋預り、河野五郎太夫。

定

久米郡小原村

一、大戸山松木、并、下枝小松葉共に一切伐取間敷事。
一、大戸山にて柴木カヤ下苅の分は札致ニ持參一苅取べし。若札無レ之ものは見付次第薪鎌共に押取べし。何角斷もの有レ之は此方へ召連可レ參事。
一、松材木伐山には榜示立置也。夫より内に入り下苅仕間敷事。
右條々堅可レ相ニ守之一者也。
貞享四年正月　日

近藤傳藏
川端次郎太夫

*此見出し目次に依り新に挿入。

久米郡八出村

此川筋上はなこやが瀬、下は八出瀬、此内にては魚捕べし。八出より下藤原村迄の間にて、魚捕事其築主に相斷可ㇾ爲ニ相對一、押取すべからざる者也。

貞享四年正月　日

川端次郎太夫

【三〇】山川渡舟制札*

條々

一、渡船往來の人、晝夜に不ㇾ限無ㇾ滯可ニ相渡一。但、四月朔日より八月中は可ㇾ爲ニ歩渡一、水出の砌は可ニ相渡一之事。

一、騎馬の外土石砂、幷、不淨の類一切積渡間敷事。

一、手負其外不審成者渡間敷事。

右條々堅可ㇾ相ニ守之一者也。

貞享四年正月　日

川端次郎太夫

右渡し舟有ㇾ之所大概此通也。

【三一】寺院制札*

久米郡北庄里方村　誕生寺

當寺內に於いて竹木伐採事、幷、殺生堅令ㇾ停ニ止之一者也。

貞享四年正月　日

川端次郎太夫

井上院林山榜示之內にて、竹木、幷、枝葉下草に至まで、伐採事堅令ㇾ停ニ止之一者也。

貞享四年正月　日

寺院此制札多し。

【三二】出二于延喜式一十一社大一座、小一十カ座。

中山神社　西一ノ宮村　　高野神社　二ノ宮村　　兎上ウサカミ神社　三ノ宮社村　　佐波良神社　四ノ宮社村

刑部神社　五ノ宮同　　一粟神社　六ノ宮同　　大笹神社　七ノ宮同　　久刀神社　八ノ宮同

長田神社　九ノ宮同　　横見神社　十ノ宮同　　天岩戸明神社　十一ノ宮　英多郡の内

今城下に德守大明神。俗說に淸閑寺德守勅使として雲州下向の時、於二于戶川驛一卒、葬て後社を建る故、社僧の住する寺號を淸閑寺と云ふ。宮を勅使の宮と云ふ。今社司伊勢兩宮を安鎭すと云ふ。

此外近邊に大隅宮・白神・天神・八幡・城山稻荷・惣社あり。

【三三】名所舊跡

〔久米皿山〕古今和歌集　邑民露無といふ　美作や久米の皿山さら〳〵に我名はたてし萬代までに

正三位修理大夫顯季詞花集撰者左京大夫顯輔の父也。任國にて作州へ下りしとき宮女の送りし歌に

美作や久米の皿山と思へとも和歌の浦ともいふへかりけり

〔宇那提森〕萬葉十二　おもはぬを思ふといはゝ眞鳥すむうなての森の神ししらさむ

〔勝間田御湯〕家集　この山の道のかきりとおもへともかつまたの御湯遠く成けり　忠見

〔鹽垂山〕千五百番歌合　こぬ人をうらみやすらむよふことり鹽垂山の夕暮の聲　二條院讃岐

▲宇那提森石碑

高野之神境宇那提森者、倭歌所ㇾ詠、布在ニ舊籍一。然行旅之客或未ㇾ識ㇾ之。于ㇾ玆鐫ニ厥號於ㇾ石、以指示之一欲ㇾ垂ニ此於ニ不朽一。

貞享五稔戊辰林鐘良日

▲院　莊

元弘之亂、後醍醐帝狩ニ隱州一、翠華次ニ此地一之日、兒島備後三郎高德密來ニ宿營一、削ㇾ櫻而書云、天莫ㇾ空ニ勾踐一。時非ㇾ無ニ范蠡一。事詳ニ口碑一、不ㇾ贅ㇾ此矣。今邑民傳稱、往昔之櫻泯滅既舊。厥地曾號ニ東大門一。近因ニ其遺蹤一、而栽ニ新櫻一株一。又刊ㇾ石旌ニ渠忠誠一、而且欲ㇾ教ニ人識ニ行在之蹟一。

銘　曰

皇帝赫怒。　鳳駕西翔。　天翼ニ神聖一。　爰降ニ賢良一。　片言誌ㇾ櫻。　百世流ㇾ芳。
明ㇾ分討ㇾ賊。　罄ㇾ忠勤ㇾ王。　義氣刻ㇾ石。　烈日嚴霜。

貞享五年歲在戊辰秋七月己亥

右二條森家臣江村春軒作

邑民傳稱、東西八十間南北九十間程、天皇屋敷と云ふ。非ニ空地一、今田畑也。元弘二年九月十七日院庄に着御、御逵例にて御逗留、同二十一日御發輿。

【三四】　鶴山之城 圖在ㇾ別*

城山高、(サ 天守)殿主臺迄平地(京町の地形)より廿五間、(イに廿四間二尺)平山地也。本丸東西七十二間二尺、狹所は廿三間半、南北六十九間、狹所は三十二間、但西の方南北三十間、高六間半、北の方西より東の中程迄三十五間、高五間、或三間、南の方東西八十九間半、高八間、或六間半、東の方南北六十七間、高六

*「圖在ㇾ別」とあるも底本とせし史料編纂掛備本には之を缺ぐ。

間、或四間半、二の丸分東の方南北百十間半、西の方南北九十二間、南の方東西百廿間半、北の方東西卅一間、石垣高五間、或六間、或四間、二の石垣下東の方南北百七十四間、南の方東西九十五間、西の方南北百九間半、北の方東西七十八間。

▲歩數

本丸、三千四百九十五坪七合五勺。同石垣敷歩、六百廿六歩二合五勺。二の丸、四千五百九十八坪二合五勺、同石垣敷歩、千百八十四坪二合五勺。二の丸石垣下、四千百十五歩七合五勺、同石垣土居則自然の土地敷歩、八百八拾七坪半。三の丸、四萬百四十坪五合、同土居敷歩石垣共に、八千八百廿四坪二合五勺。

右惣歩合六萬三千八百七十二坪。

▲外東の方山の根張

瓦櫓、石垣の下より東川岸迄四拾六間半、南北間數百六十八間、但南は仁藏屋敷外石垣角より北は堀土手迄、此歩四千五百六十三坪餘、四方堺千百二十六間半。

▲城中座敷間數に付先東西、次に南北を記す

七間に三間四十二疊、玄關。外二間に貳間四尺計、坊主部屋かどみ板敷石へかけて四間に五間計、一間に二間四疊、同次。七間に二間二十八疊、鎚之間。七間に二間二十八疊、同次。此次箱境二間に二間雁木上平共に。二間に半二間十疊、小玄關。一間半に一間三疊、虎之間坊主部屋。四間に五間三十九疊、虎之間外ニ一疊分、閑爐り折廻一間半七間、五間半に一間半内板疊一疊三十六疊半、虎之間椽側。四間に二間十六疊、櫻の間。二間に三間十二疊藤の間。二間に三間内床二疊十四疊、檜の間。折廻一間半に四間、四間に一間二十疊、紅葉之間椽側。方三間十八疊、下鷺間。三間に四間廿四疊、松の間。一間半に五間半十六疊半、松の間椽側。六間に一間半十八間、松の間南椽側。三間に四間廿四疊、手鞠間。折廻一間半に四間半に一間半廿五疊半、手鞠間椽側。方三間十八疊、楊貴妃間内拾壹疊上段。四間半に一間半十三疊内一疊は附床に引け候北椽側三間に一間六疊、千鳥間。二間に五間二十疊、宇治橋の間。二間に三間十二疊、山吹の間。三間に二間半十五疊、芥子の間外に

間床長壱疊。南方三間に一間北一間に三間十二疊、同所西南椽側。折廻三間に、一間、一間に五間十六疊、柳の間椽側。方二間八疊、柳の間。方二間八疊、泥引の間。三間に一間、此内一間の分南北一間半七疊、小書院御調臺。三間に一間六疊、同所上段。二間に半二疊、小書院、二間床。八間に一間十六疊、廊下椽側。四間に三間二十四疊、土藏。九疊、同所次。三間に四間二十四疊、植込之間。三間に四間、内壹疊半分爐二十二疊半、燒火の間。十六疊、橋廊下。同所次も合て二間に拾間二十六疊、橋廊下南間。十二疊、同所次。二間に一間四疊半、同所雁木之下。方三間半二十三疊半内西の間三疊床六疊半同東の間十四疊外にいろり壹間宮島の間。一間に三間半七疊、同所東椽側。四間に一間八疊、宮島の間北の椽側。方二間九疊、梅の間内一疊。方二間七疊、同所西の間外壹疊分梅の間床出張に引。方二間八疊、梅の間又西の間。三間に二間東南角一疊入込十三疊、同所南の間。方二間八疊、同所又南の間。方二間八疊、器繪の間。一間に二間半五疊、同所物置。方二間八疊、薄の間。二間に一間半六疊、同所御調臺。二間半に一間五疊、同所椽側。一間に三間六疊、御湯殿御上り場内壹疊雪隠口。十三疊、宮島間取次。七疊半、同所次。三十二疊、大廣間。六疊、御納戸部屋。六疊、近習部屋。五疊、同所北の椽。九疊、同所の前。二間に一間四疊、雁木の上。十二疊、御家具部屋。三疊、御家具部屋段の上。十一疊、小料理の間。十六疊、はせを口より祐筆部屋の前。十二疊、祐筆部屋。三間に二間十二疊、猿猴の間。方三間十八疊、上の鷺の間。一間半に九間半二十八疊、御通りの間。九疊半、御留主居部屋。八疊、小使部屋。十一疊半、御涼櫓内五疊半上の段。六疊腰卷の下橋廊下二階の下。二十五疊、小料理の間二階。五十九疊、御臺所。

合千百十五疊半疊九疊

右之內すゝぎの間御寢所也。

▲御　主　殿

一、十七疊、松の間。東筋へ三間南北へ二間半、但、北に二間の床有り。

一、七疊半、同所西の椽。東西へ一間南北へ二間半。

一、七疊、同所北の椽。東西へ四間半南北へ一間、但、北南へ間半有レ之。

一、十六疊半、同所より御居間へ入廊下、東西へ一間南北七間半。
一、十五疊、同所御調臺。東西へ三間南北へ二間半。
一、六疊、同所椽側。東西へ三間南北へ一間。
一、二十一疊、橋の間次。東西へ三間半南北へ三間、但西方に床有レ之。
一、十九疊、同所西南椽側。東西へ四間半南北へ一間半、西の椽東西へ一間南北へ三間。
一、十七疊、藤の間。方三間、但内に一疊長イロリ。
一、九疊、同所南椽。東西へ三間南北へ一間半。
一、十二疊、同所次。東西へ二間南北へ三間。
一、六疊、同所南の椽。東西へ二間南北へ一間半。
一、十疊、同所唐紙の間。東西へ二間南北へ二間半。
一、八疊、同所北の椽。東西へ四間南北へ一間。
一、五疊、同所より薄の間へ入廊下。東西へ一間南北へ二間半。
一、十二疊、御膳番。東西へ二間南北へ三間。
一、十一疊半、板の間。東西へ二間南北へ三間半、內二疊半板疊。
一、三疊、同所東口。東西へ間半南北へ三間。
一、十六疊半、御茶の間。方三間、內に一疊半の長イロリ。
一、八疊、同所北の間。方二間。
一、三疊、同所南口。
一、十疊、下女部屋。東西へ二間半南北へ二間。
一、十三疊、同所二階。右同斷。
一、七疊、板の間、南物置。
一、四疊半、同所二階。
一、六疊、御湯殿指寄。
一、十疊、御湯殿上り場。

合、二百八十二疊。

▲殿主(天守)、五重、高十一間一尺(イに三尺)。石垣、高三四間計。

一、上の重。東西五間一尺三寸、但、ゑんがはけた行間内椽羽場(幅カ)三尺、上段十疊四方、下段二十六疊四方、椽側間中宛疊無之所いりかはけた引四間五尺六寸六分、両に七寸七分敷居有り、天井まさちがへ有り、いりかははり行四間七寸二分、右同断、敷居よりけたの上場迄高一間四寸、上段けた行二間二尺三寸四分、両に七寸四分かまち有り、はり行一間五尺六寸三分、両に七寸四分かまち有り、戸内のり七尺二寸四分、上段かまち高さ六寸六分、鴨居下場より天井ふち下場迄打上け、天井三尺、上段四方の柱九寸四分、東西平の方に釘かくし有り、疊よりまど敷居上場迄二尺三寸二分、窓内法三尺一寸六分、南の方窓四つ、東の方窓六つ、北の方窓四つ、西の方窓六つ、合窓二十也。鐘指渡二尺三寸、竪二尺二寸。鐘の紋九曜。

一、二の重東西五間五寸六分、但、はり行間内ゑんかはゑん羽場三尺二寸、南北六間五寸三分、但けた行間内右同断、中の間三十八疊、四方椽側間半宛、二十二疊、板敷よりけた上場迄一間二尺四寸、けた行いりかは間内五間、両に七寸五分ぬめ敷居有り、はり行間内四間、両に七寸五分ぬめ敷居有り、戸内のり六尺、疊よりまど敷居上端迄二尺六寸二分、窓内のり二尺九寸五分、南の方窓四つ鐵砲狹間四つ、弓さま三つ、東の方窓六つ、弓さま四つ、鐵砲さま六つ、北の方窓四つ、弓さま三つ、鐵砲さま四つ、西の方窓六つ、弓さま四つ、鐵砲さま六つ也、窓合て二十、鐵砲さま合て二十、弓さま合て十四。

一、三の重東西六間二尺二寸、但、はり行間内ゑんがは椽羽場七尺二寸二分、南北七間二尺三寸六分、但、けた行間内右同断、中の間三十八疊、四方椽側一間一尺宛、四十八疊長疊、いりかはけ

た行五間、兩に九寸の敷居あり、入かははり行四間、右同斷、此内十二疊二間、十六疊一間、戸内のり五尺八寸、敷板よりけたの上場迄、高さ一間三尺三寸、疊より二階の板下場迄一間六尺、疊より窓敷居上場迄三尺二寸、窓内のり二尺八寸五分、南方窓四つ、鐵砲さま七つ、弓さま二つ、東の窓四つ、鐵砲さま六つ、弓さま四つ、北の方窓四つ、弓さま二つ、鐵砲さま七つ、西の方窓三つ、弓さま三つ、鐵砲さま六つ、合て窓十四、鐵砲さま二十六、弓さま十一也。

一、四の重東西七間五尺三寸七分、但、はり行間内椽羽場一間二尺二寸、南北八間五尺二寸、但、けた行間内右同斷、中の間五十七疊内十二疊御調臺、四方椽側一間二尺三寸づゝ、八十四疊中段上り段一方九疊、一方六疊、入かははけた行間内六間、兩に八寸四分の敷居あり、入かははり行間内五間、兩に八寸四分の敷居有り、板敷よりけたの上場迄、一間四尺五寸、疊より二階板の下場迄一間六尺、戸内のり五尺六寸六分、二十疊敷二間、八疊敷一間、十二疊敷一間、是は八疊のあひになんとかまへ有り、疊より窓敷居上場迄三尺五分、窓高内のり三尺二寸五分、南の方窓四つ、鐵砲さま八つ、弓さま三つ、東の方窓四つ、鐵砲さま九つ、弓さま四つ、北の方窓四つ、鐵砲さま八つ、弓さま三つ、西の方窓四つ、鐵砲さま九つ、弓さま四つ、合て窓十六、鐵砲さま三十、弓さま十四也。

是より三の重へ梯子二ヶ所、一ヶ所は中段あり。

一、五の重東西十間、但はり行間内椽がはゑん幅二間、南北十一間、但けた行内右同斷、中の間八十二疊、内一疊湯殿上り場、三疊湯殿板間、一疊雪隱二つ、一疊同所の前、四方椽側二間宛百三十八疊、入かはけた行七間、兩に九寸八分の敷居、入かははり行六間、右同斷、十二疊敷六間、一間の内湯殿雪隱有り、疊より二階板下場迄二間一尺一寸五分、下板敷よりのきけた上端迄高一間四尺九寸、戸内のり六尺、疊より窓敷居上場迄二尺一寸五分、窓高内のり三尺八寸、南のひら廊下口有り、

南方鐵砲さま五つ、弓さま四つ、石おとし二つ、窓三つ、東方窓四つ、鐵砲さま四つ、弓さま四つ、石おとし二つ、弓さま四つ、鐵砲さま六つ、西方窓四つ、石おとし二つ、弓さま五つ、鐵砲さま八つ、合て窓十五、石おとし八つ、鐵砲さま二十三、弓さま十七也。

合五百五十八疊

一、六の重穴藏板の間梯子二つ、東西七間、但、はり行石垣つらより鐵御門けはなち内つらまで南北五間、但、けた行石垣つらより石垣つらまで鐵門入口横幅二間半、敷石より二階迄、高一間五尺。

貞享四年卯四月二十四日改

【三五】米藏

一、三の丸詰米藏二萬二千二百俵程。八戸前外に二戸前　一、四十間藏二萬三千俵。戸前十五

一、川戸藏二萬千六百俵程。戸前十三

合七萬六千八百俵程入。

【三六】焰硝藏

一、皿村藏三ヶ所、道法津山より二十町。　一、大谷村石山に一ヶ所。番小屋二軒。

元祿七八年頃に出來、普請奉行林又兵衛か、一間半に九間計、穴藏四方石垣、戸口二つ、南向、四斗樽ある箱に六十斤、或は四十斤程入。城北八幡の前にもあり。

一、御城より四五町北に、北の御屋敷有り。方二町計り。

*一、本書底本に此圖なし。

二、此見出に入る。

〔三七〕　城近所山高

一、覗山。高十八間、城山麓よりのぞき山麓迄四町。（イに四町卅五間）

一、丹後山。高二十四間、同麓より城山麓迄四十三間。（イに六間）

一、神樂尾古城。高六十二間、津山迄三十町。

〔三八〕　家中士屋敷城下の圖在レ別[*一]

一、三十六軒内山下。（但三ノ丸のこと）（内二ケ所對馬守大藏兩屋敷）　百九軒田町。百十九軒椿高下（内二ケ所大藏下屋敷）　六十八軒南新座町。三十五軒西新座町。六軒南馬場前侍下屋敷。

合三百七十三軒。此外切米取足輕屋敷、林田町、鐵炮町、新屋敷町、四ケ所合九百二十七軒、内二十八軒家なし。鐵炮町二軒、社男屋敷。

〔三九〕　商買[*二]町家數

一、惣町數合四十五町。（但町名三十三町闕貝五十三ケ所）　三ケ所町、東西長三十一町三十二間、但、筋違橋より古林田外藪土居迄、右の內一町三十間五尺は在鄕分、南北四町二間吹屋町土居より元魚町北堀端迄、家數千四百七十八軒、內三十軒地子屋敷、本役千四十六軒八步四厘、惣借屋二千七百五十四軒、使者屋敷一軒有り。

町の名は築城の節、村々より呼寄置れし者の村名を、町の名としたる有り。戸川町は昔の宿の名たる由申傳ふ。惣町年寄七十五人。

〔四〇〕　工[*三]商座定者數竝醫師

一、津山米仲買、九人。　一、米問屋、五軒。他國米買の宿いたし米買候得て遣す。
一、兩替座、四軒。
一、津山造酒屋、九十八軒。請酒屋、十三軒。他國請酒屋、五軒。郷中造酒屋、三軒。
一、町醫、七十人。　一、大工、二百二十二人。木挽、三十七人。壁塗、六人。
一、糖座、紅座。　一、町役外より二の丸迄門松立引堀の草取。
一、町家賣買の方、買方より二十分一を出、町奉行納レ之、獄屋修覆の料とす。

〔四一〕火事の時火消

一、內山下・二階町・吉ヶ原町・京町・片原町・材木町。印石疊。
一、椿高下・かち町・新職人町・美濃職人町・元魚町・新魚町。印かご。
一、田町・二丁目・三丁目・上下紺屋町・細工町。印わらび手。
一、西新座町・坪井町・宮脇町・西今町・茅町・安岡町。印すじ。
一、南新座町・船頭町・ふきや町・桶屋町・福渡町・戸川町・印がんき。
一、林田・橋本町・林田町・勝間田町・中の町・西新町・東新町。印ひかき。
一、獄屋・河原町・小姓町。

已上

〔四二〕近國道法竝京大阪伏見へ道法

一、因州鳥取へ十九里。一、雲州松江へ卅二里。一、備中松山へ十五里。一、備州岡山へ十四里。
一、播州姫路へ廿一里。一、同　宍粟へ十五里。一、同　赤穂へ十六里。一、同　龍野へ十七里。
一、同　林田へ十七里。一、同　神宮へ十六里。一、伯州米子へ二十里。一、備中足守へ十二里。

一、同　庭瀨へ十六里。一、同　川邊へ十六里。一、備前金岡迄舟路十七里。一、同　片上へ舟路十二里。

右、何れも從二津山一の積り。

△京大阪伏見へ道法

津山三里　本馬駄賃壹匁八分五厘四貫　勝間田四里。貳匁五分四貫三匁　土居三里。一匁九分三厘四貫二匁三分五厘　佐用二里半。一匁六分一厘四貫一匁九分三厘　細川二里。一匁二分六厘　千保二里拾五町。一匁四分三厘　橋崎二里。一匁六分姫路迄姫路よりは七十八文　斑齋一里半但非驛　姫路一里半。二百六文水主川迄　御着二里半餘但非驛　水主川五里。二百六文明石迄　大久保一里。但非驛　明石五里。二百六文。二　兵庫五里。二百六文　二　西宮二里。八十六文　八　大阪へ脇道二里、尼崎三里、舟路大阪　古屋二里。八十文　瀨川二里。九十二文

郡山二里。七十一文　七　芥川二里廿六町八十六文　山崎二里。百十文　伏見三里。京より八町大津　付出し五百文　大阪陸本道　西宮二里　小郷三里

伊丹三里　大阪三里

【四三】　津山より川舟にて備前和氣村迄下り夫より陸路

津山より　五里吉ヶ原　五里　和氣驛　壹里。百廿五文　三つ石　三里。百五十文（自三石一里。梨ヶ原と云ふ村あり）　有年^{ウネ}　二里半。百六十六文、舟渡あり　片島　四里半。二百四十四文（半里目に猩々といふ所あり、舟渡あり、三里半目に今宿と云ふ所有）　姫路

【四四】　從二津山一大坂へ船路

津山　十二里備前片山十七里備前金岡　金岡　五六里か　牛窓　十里　室津　五里　鹿窓　十里　高砂　五里　明石　五里　兵庫　十里　大阪

一、津山川登せ米舟賃百石に付、備前乙子迄三石三斗、乙子より海舟運賃二石五斗。以前は二分七朱。

一、津山高瀨舟數。　＊此處欠文あるか。

【四五】　海船有所

一、島原一揆の節、海舟出來、備前西大寺金岡乙子に有り。春日丸觀音丸と云由。大阪にも有り。

〔四六〕 宿馬數幷飼料

一、宿馬二十五疋、此扶持一疋に大豆一石八斗、四五年に一度銀四十目貸銀出、四十間藏より川戸迄、米付出す。無貸。

〔四七〕 鐵砲改

一、元祿二年頃より、鐵砲御改、國中獵師筒（十万石領二百八十一挺）おどし筒、是は作物荒し候猪のおどしの爲め玉不ㇾ込放也、用心筒、盜賊用心に免被ㇾ置、致二所持一候筒也。（十萬石領五十八挺）取上筒、是は右三品の筒相讓者無ㇾ之、其悴にても手なれざる者、願て筒を領主へ差上る也。（十萬石領二百挺餘）商買筒御改不ㇾ初以前より、古道具屋等に持來り、御帳面に附候也。（十萬石領に成家中へ賣誰某へ賣候由御帳面に被記廿四五挺有之候筒皆賣候由。）

〔四八〕 類族

一、類族町人境屋と云ふ者、其外多扶持人宮地又兵衛と云ふ者類族也。

〔四九〕 十分一番所

一、小座村（松田儀兵衛） 一、香々美村（金井源兵衛） 一、久塚村（足立五郎右衛門） 一、堀坂村（杉田文右衛門）

一、久世村 一、古町村 一、奥山手村

〔五〇〕 船渡番所

一、福渡村伴新九郎

一、木知ヶ原村

一、飯岡村

亨之巻 終

作州記 利

〔五一〕矢倉物

千四百二十八俵白鹽。百四十二俵同。千三百二十四俵荒和布。五十一俵芋之莖。五十六俵干蕨。五十九箱道明寺干飯、但二十袋宛入、同二箱、八十袋入六十九石九斗六升。上白干飯七十五箱、同百六十三石三斗、百六十六箱入。中白干飯二石入三十六箱、七斗入百二十九箱、一石入一箱、同六斗六升二箱入。常米寒晒二斗二升一箱、同一石六斗五升五箱入。餅米寒晒六斗六升二箱入、同四斗四箱入。

〔五二〕御城中鍵預り

一、御書院御居間御守殿二之丸御門々御留守居。
一、御風呂屋より御守殿へ參口の鍵、御天守御土藏御道具入る矢倉御納戶中。
一、御昇矢倉昇奉行中。　一、御長柄矢倉長柄奉行中。　一、御臺所口臺所奉行中。

〔五三〕御門番

冠木御門四人。　中御門四人。　槻御門三人。　切手御門三人。表鐵門四人。　裏下御門六人。
同中の御門四人。同鐵門四人。東口御門四人。京橋御門五人。二階町門五人。女中前の御門五人。
御作事前御門五人。　小口御門三人。　御臺所小門三人。　焇硝矢倉四人。　玉矢倉三人。
二之丸御門三人。　池上三人。　女中屋敷四人。三軒門三人。　東番所四人。　西番所五人。

惣〆二十三ヶ所人數合九十人。

一、切支丹賄方持筒之內足輕、同所番足輕、同所小人二人。

一、濱材木藏番人。　一、船頭町御藏番人。　一、鍛治場番人。　一、御勘定場。

一、御矢倉(やぐらカ)御用。　一、御詰米藏。　一、北焔硝藏番人。　一、仁藏やしき。

一、御城至來奉行。　一、御家具奉行。　一、玄關步行。　一、中の口　一、虎間馬廻士

〔五四〕武具

一、忠政朝臣馬印銀之三つ段子、冑前立銀の釘能保利、白地に黑十文字折掛、其後茜に白十文字、小姓指物金のばれん、其後金の切さき、使番母衣、其後白しなへ、馬廻黑きしなへ十文字、其後白四半に黑十文字、又其後茜ゑつる五節、足輕小指物茜一幅長二尺計白十文字、陣笠黑塗金十文字。

一、大纒白大四半に黑天の字。

一、幕、絹紫紋白鶴丸、布地白黑鶴丸、木綿地紺白鶴丸。

一、城中武具弓八百張今三百、矢一萬六千本今二千本、鐵砲千挺今三百、同藥十八萬斤。或十三萬斤、或十五萬斤余共云ふ、或壹萬八千斤。皿村石山にあり。玉二萬筆筒五十荷に入る。足輕具足千領今三百、長柄千本、貸刀一萬十八腰。

〔五五〕家中軍役定

一、組頭羽織如二前々一、可レ爲二猩々緋一事。

一、組頭圓居馬印思々之事。

一、組頭之嫡子・物頭・昇奉行・長柄奉行、金の指物可レ爲事。

一、使番指物如レ前白しなへたるべき事。
一、横目指物白黒段々のしなへたるべき事。
一、小姓指物如レ前金之切さきたるべき事。
一、馬廻侍指物如レ前茜のゑつる可レ爲二五節一事。
一、兒小姓如レ前可レ爲二黄羅紗羽織一事。
一、醫師指物出し無レ之可レ爲二白吹貫一事。
一、軍役之定如二先規一。
高千石に騎馬一騎宛、高七百石に昇一本宛、高五百石に鐵炮一挺宛、高三百石より五百石迄長柄一本宛、但、五百石より上は高三百石に一本宛可レ出事。
一、軍役騎馬之指物茜のゑつる可レ爲二五節一、但、其主人之心印付候儀各別之事。
一、軍役に出候騎馬共身可二召連一事。
一、一本々々の軍役に出陣、昇は其組の昇奉行、我等昇と一所に下知して立可レ申事。
一、軍役之鐵炮、一手々々の昇奉行可レ致二下知一、小頭添可二相渡一事。
一、軍役之長柄は、旗本長柄奉行可レ爲、裁許至二其期一、一手々々の長柄不足に候はゞ、指加儀も有レ之事。
一、組外之面々、軍役の昇、旗本昇奉行可レ爲二裁許一事。
一、組外之輩、軍役之鐵炮、旗本昇奉行可レ致二下知一、小頭副可二相渡一、但、一手々々之軍役之鐵炮少々候者可二差加一事。
一、高百石に夫三人宛可二相渡一事。
一、勘定頭一人、裏判奉行一人、作事奉行一人、納戸奉行二人、金奉行一人、出陣之節、供に召連

候間、至㆓其期㆒鬮取にして可㆓罷出㆒事。

一、在國之用人出陣前、鬮取にして二人相殘、城代と令㆓相談㆒諸仕置可㆓申付㆒事。

一、惣中小姓出陣前、鬮取にして十人國に可㆓相殘㆒、尤其外國役之中小姓可㆑殘事。

一、國元より我等致㆓出陣㆒候は、誰々によらず、組頭之外、江戸留主に指置者共、其儘江戸留主に可㆓相殘㆒事。

一、從㆓江戸㆒令㆓出陣㆒候は、公儀之者鬮取にして、一人は供に可㆓召連㆒、一人は江戸留主に可㆑殘、然時は在國之公儀役、是又鬮取に致し、一人は江戸へ參り留主相勤、一人は供に可㆑參事。

一、從㆓江戸㆒出陣之時者、江戸上屋敷留主居、國本にて鬮を取、一人は江戸へ罷越、留主に居申べし。一人は供に可㆑參。下屋敷奉行は、江戸に罷有候者、其儘留主に居申べし。國に居申奉行は供に可㆑參事。

一、江戸より令㆓出陣㆒候節は、在江戸之侍共鬮取にして、江戸留主に可㆑殘事。

右之條々可㆓申渡㆒者也。

貞享三年寅十二月十日御判

六人組頭中

家中軍役定 右の條目に先規と有㆑之此條目乎。

寛文四年辰五月二十八日

一、百石上下七人内三人借入。

一、三百石上下十二人定役長柄一人

一、五百石上下廿人定役長柄四人 鐵砲二挺

一、千石上下四十一人定役騎兵一人四人連 昇壹本四人

▲小姓分江戸供時下人數定

一、二百石上下八人鑓一本。

一、三百石上下十一人鑓一本。

一、四百石上下十三人鑓一本。　一、五百石上下十五人鑓二本。

一、六百石上下十七人鑓二本、

▲馬　廻

一、二百石上下七人鑓一本。　一、三百石上下十人鑓一本。

一、四百石上下十二人鑓一本。　一、五百石上下十四人鑓二本。

一、六百石上下十六人鑓二本。

右巳卯月十三日於二江戸一定書出。

〔五六〕長繼長成兩代馬數*

*此見出目次に依り新に挿入。

一、長繼朝臣時代、馬數九十二三疋、長成朝臣御代四十疋計。

〔五七〕家中法度條目

條　々

一、天下御制禁之趣末々至迄、堅相守不レ可二違犯一事。

一、忠孝を勵し、上下和睦し、禮義亂るべからざる事。

一、文道武藝常に心に懸不レ可二懈怠一事。

一、諸侍己が分限を量り異様成風儀致すべからず。酒宴遊興に長じ、家業を忘るゝは風俗を亂る媒也。常々可二相嗜一之。附、賭之諸勝負堅停止之事。

一、訴訟有レ之組頭へ申込候は、相組之内物頭を以て可二申達一之事。

一、諸士用事有レ之、在郷へ罷越候節、百姓之費無レ之様に可レ仕、若逗留及二一宿一おいては、先達而

組頭可ニ相斷一、子共は及ニ三宿一者、組頭へ可レ斷、隱居は制外之事。

一、諸士他國へ罷越候事、停ニ止之一、於ニ無レ據用事有一レ之者、縱雖レ爲ニ無足隱居一、組頭へ可ニ相斷一、惣領亦同前之事。

一、不レ論ニ善惡一、結ニ徒黨一族於レ有レ之者、役人之面々令ニ穿鑿一、隨ニ罪之輕重一可レ處レ之事。

一、近年撥郎といふ事在レ之由相聞候、一人之欝憤を以て諸人之力をかる事、卑怯之至也。侍之法に不レ可レ有レ之事。

一、喧嘩兩成敗勿論也。若仕勝候而於ニ立退一者、其坐有レ之者として可ニ討留一、臨ニ其節一贔屓偏頗有レ之者、其罪可レ準ニ本人一。（江戸條目此文なし）在江戸留主中は、仕置役人等遂ニ穿鑿一品により此方へ相達可レ受ニ差（使）圖一、惣而喧嘩之節定置役人之外其場へ不レ可ニ馳集一。但、兩隣向三軒之者可ニ出合一。附、諸士召仕喧嘩之節（江戸條目此文なし。横目に相斷の文言入る。）組頭へ相斷、双方死骸目付或は徒目付相改め、其上を以て死體可ニ取除一之事。

一、殺害人又は國法を背き立退候もの有レ之は、司（仕）置、組頭下知次第定置く道筋へ急追置き、或は搦捕り或は可ニ討留一事。

一、召仕之者不レ依ニ男女一致ニ成敗一候はゞ、（江戸條目は用人とあり）組頭へ可ニ相斷一事。

一、家中出入之節、緣者親類知音等若於レ令ニ荷擔一は其科可レ等ニ徒黨一之事。

一、追放有レ之時者、親子兄弟は兎じて、其外見廻取持停止之事。

一、本主構有レ之者不レ可ニ召抱一、若不レ知而召抱、本主より相斷時者、早々暇可レ遣之事。

一、親類之中不屆者有レ之勘當仕候はゞ、兼而組頭（江戸條目は用人とあり）へ可ニ相斷一、彼者惡事露顯之上雖ニ相斷一不レ可ニ證據一之事。

一、他國使者之節私用不レ可ニ立寄一、不レ叶儀於レ有レ之者、先達而組頭（江戸條目用人とあり）に可ニ相斷一（江戸條目此已下なし）在

江戸組頭不ニ居合一時者、用人に斷、可レ任ニ返答一之事。
一、緣組養子、末子之他國奉公、娘他國之緣組、末子致ニ出家一候儀、組頭へ可ニ相斷一。養子之儀弟或孫・甥・從兄弟幷從姉妹此等之內無レ之時は、其妻之兄弟甥之內にて可レ願レ之、右之品々無レ之時者、組頭へ相伺可レ受ニ指圖一事。
一、諸士名を改め元服仕候者、組頭へ可ニ相斷一、半元服は勝手次第也。附、惣領名を改め、隱居・剃髮・改名義是又可レ斷事。
一、仆もの有レ之時は、其近所兩家出合、早々橫目へ可ニ注進一、惣而仆ものためし切候儀停止之事。
一、自今以後、諸侍百姓と緣組不レ可レ仕、附、知行所百姓之出入百姓入替り候事、郡奉行裁許之上者給人一切不レ可ニ差出一、又は百姓他之者と及ニ喧嘩一共給人不レ可レ令ニ荷擔一事。
一、火事之節、相定役人之外一人も火本へ不レ可レ出。但、緣者親類は各別たり。召仕之者共迄兼々申ニ付之一縱火本見せに遣し候共、脇より見候而早々可レ歸事。
一、城下火事之時、何方にても火本近邊之者早々懸付、火消役人來る時は其場相渡し、早速人々屋敷へ引取べき事。
一、城中火事之節は、組頭・城代・用人・留主居・橫目其外火事役人共早々可ニ懸付一、年寄分・年寄並面々手寄次第冠木門裏門近邊に相備へ、城中より下知次第城內へ可レ入。附り諸侍面々之組頭屋敷へ相詰罷在組頭可レ任ニ下知一事。
一、及ニ大火一者、仕置より下知可レ有レ之間、誰によらず早速罷出消留可レ申事。
右所ニ定置一之條々堅可ニ相守一者也。
貞享三年寅十二月十日御判

〔五八〕 追懸者請取口

才原口、關式部　土居口、森釆女　馬鍬口、各務兵庫
高田口、長尾隼人　福渡口、原十兵衛　木知ヶ原口、各務伊織

〔五九〕 家中役米並馬持

一、家中役米、高百石に付三石但現米是は以前大戸山へ木伐に人夫出し候由、此夫代米也。毛相米、是は江戸詰之者之扶持米也。高百石に付現二石五斗出、惣て四つ物成也。
一、家中二百五十石より馬持也。自レ是以下給人馬持候得ば飼料賜レ之。
一、知行所地頭付之庄屋有り。

〔六〇〕 足米定寄合侍江戸一年詰

一、高百石より百四十石迄は一つ物成。　一、高百五十石より二百四十石迄は　八歩物成。
一、高二百五十石より二百九十石迄は七歩物成。　一、高三百石より四百九十石迄は　六歩物成。
一、高五百石より九百九十石迄は　五歩物成。　一、高千石已上は　三歩物成。
但、毛相役米指添可レ遣、歸宅之時居越之不足、又は返上月算用たるべし。大身小身共に他國使者江戸立歸四ヶ月の時者、月さん用、其内に日算用。是又毛相役米・足米可レ爲二同前一事。
一、用人在江戸高百石より九百九十石迄は一つ物成。但、毛相其升定右同斷。
　近習・閙番・目付・江戸屋敷奉行・江戸定供之者。
一、高百石より五百石迄一つ物成。高六百石より九百九十石迄は八歩物成。千石以上は五歩物成。

右之通國共に、但、國に殘し置休息申付候は、江戶より歸候年之從㆓翌年㆒足米不㆑遣候。寄合より江戶役人に申付者、並、定供に申付、或指免候足米月さん用を可㆓指引㆒月頭五日に免候共其月之足米可㆑遣、縱二十五日に申付候共、其月之足米可㆑遣、役米毛相準㆑之事。

一、江戶定詰、定供に申付候者共、役義申付候年一ヶ年分相渡し、翌年足米相渡候刻、前年罷立候月より指引、月算用を以過不足無㆑之様に可㆓相渡㆒役義申付、足米相渡し候上にも自然故障在㆑之役義不㆓相勤㆒內に指免候はゞ、足米不㆑殘可㆓返上㆒、或役義申付候已後、年月相延罷越候共、罷立候月より指引可㆑仕事。

一、京大坂相詰より奉行共高百石より二百九十石迄は足米一つ物成。高三百石以上は八步物成可㆑遣事。

一、高二百石之物頭江戶詰之時馬牽候間、定供並足米一つ物成可㆑遣事。

一、醫師足米定、江戶者、尤定江戶並外樣醫師も、江戶へ參候刻は定江戶並に可㆑遣、在國並毛相米は寄合並指引可㆑仕事。

一、寄合侍共在江戶之年、毛相役米出㆑之事指延遣候間、罷歸候已後居越し之足米の內へ可㆑立㆑用、居越無㆑之時は、罷歸候年の所務を以可㆓返上㆒事。

一、詰江戶侍共、國本罷立候義月末二十七日迄は、其月の足米可㆑遣、歸着の義、月頭五日以後者其月の足米可㆑遣、毛相役米准㆑之。但、道中日數十八日にして可㆓算用㆒併、用事申付道中逗留有㆑之時は各別事。

一、新知加增知之足米如㆓先規㆒翌年より可㆑遣㆑之、近習・聞番・目付・江戶屋敷奉行・江戶定供の者は毛相役米其年の所務より定之通可㆑遣事。右之通當六月朔日より相定者也。

貞享四年卯五月　日

〔六一〕儉約定條々

一、近年家中士共困窮の由及ㇾ聞候に付、簡略の義申出候間、堅可二相守一、若費多驕にて不勝手に罷成、奉公の道怠候義可ㇾ爲二不覺悟一候。横目出し候間違犯の輩者其通組頭へ申屆、組頭兩度迄は及二異見一、其上にて不埒の族候はゞ、早速組頭より仕置へ申達候様申付候事。

一、武具馬具輕くいたし、身體相應に可二相嗜一、尤不ㇾ可ㇾ及二美麗一事。

一、人持の義自今以後、身體相應に無ㇾ之候共、家來の員數令二減少一、隨分勝手續候様に可ㇾ致、如二先規一二百四十石已下馬持候者、馬扶持可ㇾ遣事。

一、家作の事不ㇾ致候はで不ㇾ叶義は、書付を以組頭に相斷、返答次第輕く可ㇾ致、座敷張付不ㇾ可ㇾ仕千石以上は不ㇾ苦事。

一、料理の義千石以上は一汁二菜、內一種精進物幷可ㇾ爲二香物一、料理の上茶菓子出し候共、餅の類無用。九百九十石已下は一汁一菜香物たるべし、雁・鴨・鮭遣(使)候義停止付、精進は一汁三菜。九百九十石以下は一汁二菜にても不ㇾ苦候。惣て盛合數々いたし候義禁止。尤不ㇾ可ㇾ及二大酒一。九百九十石已下は濃茶出し候儀停止の事。

一、他國者に料理出し候はゞ、一汁三菜、香物・吸物・肴一種、濃茶不ㇾ苦。雁・鴨・鮭出候義各別。

附、具足着・元服・婚禮之節の料理右同前也。雁・鴨・鮭遣候義無用の事。

一、祝義物・音信・贈答停二止之一。親子・兄弟・聟・舅不ㇾ苦。送迎の飛脚堅停止の事。

一、衣類の義大身小身によらず、紬木綿の外停二止之一。但、年寄並已上は田舍絹にても不ㇾ苦。我等

在國中出仕之刻、五節句之外、夏は絽子之肩衣、冬は裏付上下にても有に隨ひ可ㇾ用。惣而衣服如何體古を着候とても不ㇾ苦事。

一、年頭禮の衣服、長上下令ㇾ着罷出ものは、のしめ其外の面々は年頭迄は何にても有合之衣類、縱熨斗目にても不ㇾ苦事。附 我等遣候紋付之衣服は着可ㇾ申候。尤七夕・八朔、白帷子無用之事。

一、家老・年寄並之妻女衣類代百目、帷子は銀一枚より上は可ㇾ爲二無用一、其已下は彌廉相成衣類可ㇾ用事。

一、在國中歲暮幷歸國之祝義・參勤・迄飛脚之外、輕菓子肴何にても差出し候事無用也。幷在江戸之節、歲暮・年頭之外、祝儀・無祝儀共使者飛脚不ㇾ可二差越一、便狀を以可ㇾ勤事。但、祝儀物差出し候はで不ㇾ叶義は仕置より差圖可ㇾ申事。

一、緣邊取結之節、結納之祝儀、千五百石已上は樽代五百疋・肴一種、千四百九十石已下は樽代三百疋、或二百疋、肴一種可ㇾ遣ㇾ之、其外は何にても遣し候義禁止之事。

一、千石已上祝言の刻、道具遣候儀、輕物にても停止。道具代銀五枚三枚、其已下は二枚一枚可ㇾ遣之事。祝言諸道具梨地蒔繪之類堅不ㇾ可ㇾ用。分限に隨成程輕く可ㇾ致、無ㇾ之候て堪忍成候物は一色成共可ㇾ令二減少一。附、婚禮之上水あびせ候義停止之事。

一、法事輕く執行すべし。幷、法事之節過分之布施物不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。施主之外香奠無用也。忌懸り候者迄は見廻之義不ㇾ苦、其外は停二止之一。組頭法事之節組子之參詣は可ㇾ爲二各別一事。附、諸勸進停止之事。

一、年始禮錢定置通相守、家督之禮、家老・組頭、銀馬代・樽代・三百疋、肴一種、年寄分年寄並之面々銀馬代・肴一種、其外は可ㇾ爲二鳥目一事。

一、高千四百九十石より已下江戸立歸使者遣候刻、道中馬牽せ候に不ㇾ及候。江戸逗留中借馬可ㇾ申

付レ候。惣而江戸へ参候者共、小勢召連可レ申候。其人數之義度々書付を以、用人へ申立、差圖次第可致事。

一、狂言并操師屋敷へ呼入、或門前にて致させ候義停止之事。

右條々從二當年一至二申年一堅可二相守一者也。

貞享三年寅十二月十日　御判

〔六二〕道中法度并江戸屋敷法度

條々

一、今度道中供召連候面々、自分之義は不レ及レ申、召使候下々迄無作法無レ之樣に可二申付一候。諸奉行其外請取候者共も堅可二申渡一候。道筋左へ片付通り猥無レ之樣に可二申付一候。并、道筋田畠竹木已下荒し申間敷事。附、火之用心無二油斷一面々下々に可二申付一事。

一、泊晝休において、自分之儀は不レ及レ申、下々迄用事無レ之にむざと外へ罷出申間敷候。下々見せ先へ罷出臥申間敷候。大名衆・御旗本衆御通之刻、猶以内に有レ之、無形儀成體無レ之樣に急度可二申付一候。往還之また者迄慮外成體仕らせ申間敷事。

一、宿割之者相渡候筋之義、善惡申分仕間敷候。尤宿札をめぐり自分に打替申間敷事。附、宿錢已下萬買物代有體相濟、押買など不レ仕、少も申分無レ之樣に下々能可二申付一候。次乘物前後目通りにて買物不レ仕樣に可二申付一事。

一、船越宿出入之刻、高聲無形儀仕間敷候。次横目之者共へ下々慮外成返答など不レ仕樣に可二申付一候。并、日傭之者馬奴等に强義成義申懸、打擲など不レ致樣に急度可二申付一事。

一、喧嘩口論之義堅停止たり。縱意趣有レ之共、道中にては堪忍可レ仕候。并、召使候下々成敗仕義有レ

之共致ニ遠慮一、後日之沙汰の事。附、面々互振廻仕義堅無用の事。

一、晝休泊之宿にて若喧嘩口論出來候はゞ、定置役人早々蒐着裁許可レ仕候。其外之者は懸集候義無用。雖レ然兩隣其所之向がは三軒之者は出合可ニ申付一。并、自然火事出來候時、定置役人早々駈着裁許仕消せ可レ申候。其外之者は本陣へ相詰可レ申候。其砌下々猥無レ之樣に可ニ申付一事。

一、賻(博カ)奕賭之諸勝負堅停止。并、小歌鳴物之類大酒など不レ仕候樣に可ニ申付一事。

右之條々堅可ニ相ニ守之一、若於ニ違犯者一、吟味之上急度越度可ニ申付一者也。

元祿十年三月　日　御判

侍中

中小姓

條々　江戸屋敷

一、天下御制禁之趣末々に至迄、堅相守不レ可レ違ニ犯一事。

一、忠孝を勵し、上下和睦し、禮義を不レ可レ亂事。

一、文道武藝常々心に懸、不レ可ニ懈怠一事。

一、諸侍己が分限を量り、異樣成風俗致べからず。酒宴遊興に長じ、家業を怠は風俗を敗媒也。可ニ相ニ嗜之一。附、賭之諸勝負堅停止之事。

一、不レ論ニ善惡一結ニ徒黨一有レ之者、役人之面々令ニ穿鑿一、隨ニ罪之輕重一可レ處レ之事。

一、近年撥部と云事有レ之由相聞候。壹人之以ニ鬱憤一諸人の力をかる事卑怯之至也。侍之法に不レ可レ有事。

一、喧嘩兩成敗　前條目に同。

*親類中以下缺文なるは貞享三年十二月十日の條文と同一なるを以つて之を略せしなるべし以下之に倣ふこと。

一、召仕之者　　前條目に同。
一、家中出入　　前條目に同。
一、本主　　前條目に同。
一、在江戸勤番之者共、不ㇾ依ニ上下一、他所屋敷他國者之證人に立申間敷候。尤下々奉公人他所他國之請人に立申義堅停止之事。
一、親類中――*
一、用事有ㇾ之罷出仕候はゞ、近習之者相斷可ㇾ任ニ返答一事。
一、使者罷越或自分に他出候共、下馬仕候方は不ㇾ及ㇾ申、乘輿之衆又は馬上にても、大身之面々行合之節は、作法能片付通り可ㇾ申事。
一、他國へ使者――
一、養子・隱居・末子出家・他國の奉公・暇之願・役儀斷等、組頭不ニ居合一候は、國元へ申遣し、組頭を以可ㇾ願ㇾ之、若、組頭返答に、用人を以可ㇾ願由申來候は、可ㇾ任ニ其意一。但、病氣及ニ大切一養子願之義は、各別也。惣て養子仕候はゞ、弟或は孫・甥・從兄弟、並、(姉妹)從兄弟、此等之內無ㇾ之時は、其妻之兄弟・甥之內にて願ㇾ之、右之品々無ㇾ之時は、組頭へ相窺可ㇾ受ニ差圖一事。
一、諸侍緣組・元服、幷、半元服仕候はゞ、用人に可ニ相斷一。附、惣領改名・隱居・剃髮・改名之義、是又可ㇾ斷事。
一、組付の侍願之儀有ㇾ之、組頭不ニ居合一用人を埒明候はゞ、其品早々組頭へ可ニ申遣一事。
一、武具――
一、料理之義、千石已上は、一汁二菜は精進物、幷可ㇾ爲ニ香物一、料理之上茶菓子出し候は、餅之類無用也。九百九十石已下は、一汁一菜香物、惣て盛合數々不ㇾ可ㇾ出、九百九拾石已下は、濃茶等不ㇾ

可レ出レ之、尤酒禁制之事。

一、他國之者料理出し候は、一汁三菜、香物吸物肴一種、濃茶不レ苦、縱具足着・元服・婚禮料理といふ共、可レ爲二同前一。附、婚禮之上水あびせの儀禁制之事。

一、祝儀物――

一、歳暮并參勤歸國之時分、輕肴一種可レ差二出之一、其外は祝儀は不レ及レ申、輕菓子肴差出し候はで不レ叶義は、近習より差圖可レ申事。

一、年頭衣服、長上下令レ着罷出候者は、熨斗目たるべし。其外之面々は何にても有合之衣服着用すべし。尤のしめにても不レ苦、年頭之供に出候は、申付候之外、のしめ不レ可二着用一、附、七夕・八朔、白帷子無用之事。

一、火事之節我等罷出候はゞ、定置通早々無二油斷一相勉、人數の行列等不レ可レ致二混亂一、常々面々於二長屋一火用心堅可二申付一事。附、長屋にて三味線・尺八之類停止之事。

右之條々堅可二相守一者也。

貞享三年寅十二月十日　御判

〔六三〕 町鄕法度

掟　町

一、喧嘩口論、不レ論二理非一、如二御法一、可レ爲二双方死罪一。殺レ人令二逐電一者穿鑿之上、急度可二申付一也。若荷擔有レ之者其咎可レ重二於本人一事。

一、被官人之喧嘩并盜賊之科不レ可レ懸二主人一。雖レ然請人無レ之者抱置、■穿鑿之砌於レ致二缺落一者、可レ預二置於主人一、其町人并主人之親類彼走者可二尋出一事。

一、童子之口論不及沙汰、双方之父母可加制詞之處、還而互令荷擔者可爲曲事。

一、童子誤而殺害朋友等不可及死罪。但、十三歳以上輩者不可遁其難事。

一、不用町之年寄五人組之相談、任悪意之輩可爲曲事。但、年寄非分有之者、町中一同可差上訴狀、遂穿鑿急度可申付事。

一、買懸其外負物等有之者、令死去、有衆中并口入之輩彼方へ可催促、於無證人は不可還之、有相續之子可辨償之、親之負物可相濟事勿論也。子之負物不可懸於親。雖然親令加判於有之は不可遁其償事。

一、不用父母之制詞、年寄五人組之異見不致承引者有之者、召列來、先令籠舍、其上於不直覺悟は親切久離可追拂、萬一對父母而存遺恨者、彼者從町中可捕來、町中引渡可行死罪事。

一、父子之出入、諸親類、並、其町中雖扱之無同心、指上目安、及對決輩、穿鑿之上爲子非分は、任父之所存、以不孝之科或籠舍觀切久離可追拂事。

一、兄弟之出入、互不知愛敬無道之輩、對決之上無道理者急度可誡事。

一、夫婦之出入、離別之女、先年如申出鋪銀・衣類等早速可戻之、令難澁は可爲曲事、女相果跡敷銀等之出入前廉如書出可致沙汰事。

一、町人家人之出入有之而、不届差上目安及對決輩、不知主從之禮家人非分於有之者、籠舍申付、其上任主人意、無道理可有其沙汰事。

一、讓家財於惣領重而讓與次男輩、雖兄訴訟、存命之内依有疎意後判所持を可任父意。但、就繼母之讒言無惣領不孝は可分遺家財事。

一、父母無同心娘、理不盡奪事狼藉也。於訴來可誡彼男事。

一、妻女得㆓夫之家財㆒者以㆓夫之親類㆒養子歟、又可㆑訪㆓夫之後世㆒之處、無㆑程求㆓若年者㆒諸親類竝其町以㆓相談㆒可㆑計㆑之事。

一、夫相果無㆓相續之子㆒家屋敷、後家令㆓進退㆒。無㆑程下人令㆓密通㆒而忘㆓亡夫之恩㆒不㆑憚㆓諸親類㆒女、拂㆓其町㆒、夫之親類以㆓相談㆒屋敷可㆑致㆓相續㆒事。

一、密㆓懷他人妻㆒輩、於㆓其所㆒男女共討留は不㆑可㆑有、子細證據分明而申出之者、穿鑿之上可㆑處㆓男女同罪㆒、然上者、私不㆑可㆑遂㆓遺恨㆒事。

一、放火人對㆓一人㆒以㆑有㆓意趣㆒、成㆓多人苦㆒輩、甚重科之至也。若爲㆓盜賊㆒令㆓放火㆒者、甚以㆓罪科㆒不㆑輕、如㆓先例㆒親子兄弟可㆑處㆓同罪㆒事。

一、公事人双方町中之者、雖㆑曖之無㆓承引㆒及㆓沙汰㆒之輩は對決之上、不㆑致㆓同心㆒於㆑爲㆓非分㆒者、急度可㆓申付㆒事。

一、謀書謀判之輩、乘而如㆓申出㆒可㆑處㆓嚴科㆒、執筆之者勿論可㆑爲㆓同罪㆒事。

右之條々數度依㆑有㆑之所㆑書㆓出之㆒、自今以後可㆑相㆓守此旨㆒、商買其外萬事御仕置之儀、度々觸知彌不㆑可㆓違犯㆒者也。

明曆元年十月十三日

法度

一、忠孝を勵し禮義を正するは、天下御敎戒之儀、末々に至迄堅可㆑相㆓守之㆒、其上に而父母兄弟への心入厚く、主人朋友へ之務實成者於㆑有㆑之者、雖㆓賤者㆒奉行所へ可㆓告來㆒、應㆓其分㆒に御褒美可㆑被㆑下事。

一、切支丹宗門竝不受不施宗門天下御制禁之儀、常々堅雖㆓申觸候㆒猶以無㆓油斷㆒令㆓穿鑿㆒、少にても

烏散なる者於レ有レ之は早々奉行所へ可レ訴レ之、若脇より於レ令二露顯一は其町中遂二吟味一、罪之輕重を量り急度曲事に可二申付一事。

一、賭之諸勝負禁止之儀常に雖二申付候一、密々之興行有レ之様に相聞候。其内訴人に罷出候者、雖レ爲二同類一可レ免レ之。若脇より相知れ候はゞ遂二吟味一曲事可二申付一事。

一、盗人火付體之惡人知れ候ても、公儀へ相斷候義六ヶ敷存、內證にて追放候樣に相聞候。自今以後は其町內年寄迄相斷、年寄方より奉行所へ可二申達一、其町之費無レ之様に可二申付一、若隱密にて脇より知候はゞ、年寄五人組可レ爲二越度一事。

一、火用心無二油斷一可二申付一、夜拍子木之者其時々の數打之辻番、月行事無二懈怠一相廻り、四ッ時過候は、一時々々に其町裏町横町借屋等迄不レ殘申屆、內より相答候迄、門を叩くべし。付、火事之節火消町割如二先規一可二相守一事。

一、夜中不レ知荷物俵物之類惣而烏散成物持廻り、奉公人たりと云共辻番所におさへ置、早速其町內年寄迄相斷、年寄方より奉行所へ可二申來一。若左樣之族之物、內證にて指免し脇より相知候はゞ其町年寄可レ爲二不屆一事。

一、喧嘩双方之越度勿論也。並、主人親方へ對し不義慮外之族於レ有レ之者、其品により、或死罪、或可レ爲二追放一。惣而誓約をなし結二徒黨一之輩あらば、急度曲事に可二申付一。附、諸奉公人其外不レ依二何者一町方へ參り無理を申懸、町人於レ令二難儀一者縦雖レ爲レ侍晝夜に不レ限奉行所へ可二告來一事。

一、町方より不レ依二何事一願之儀於レ有レ之は、其者之五人組へ相斷、其町之年寄へ申入、夫より大年寄迄申屆、奉行所へ可二申達一、並、町內凶事出來急成儀は、其町年寄直に奉行所へ可二申來一、惣而こまか成ものにても、江戸へ罷越於二上下之御屋敷一訴訟ヶ間敷相願之儀堅停止之事。

一、賣買物之儀に付、下より緣を求、樣々調義仕望申儀堅停二止之一。付、在鄕小商に參候者、味噌・鹽

鰯・油之外無用、所々之出買堅停止之事。

一、家賣買之儀、其町之年寄聞屆障於レ無レ之は、大年寄へ申入、夫より奉行へ可二相達一。奉公人之家賣買通筋にて無用。但、只今迄持來家奉公人より奉公人へ賣買之儀不レ苦。自今以後以二名代一可二賣買一也。通筋之外にては、奉公人へ賣買勝手次第。尤以二名代一可レ賣二買之一。若名代之者凶事出來、家屋敷迄取上ケ申儀有レ之節は、吟味を以奉公人家は可二指免一之、若又奉公人より凶事仕出し候得は町並之儀に候得は、名代を以遂二吟味一其罪尤奉公人へ可レ還レ之、品により、奉公人呼出し、遂二吟味一儀も可レ有レ之、御直之給人へ賣候儀無用。但屋敷無レ之衆へ賣候事不レ苦。尤右定之作法たるへし。町宅之奉公人居屋敷之外、他町にて別家相求候事無用。若居屋敷狹く、隣家を買添候事は不レ苦。只今迄者家買主貳拾歩一差出し候へ共、當年より申之歳迄可レ免レ之。付、町之はづれ或裏屋に庄屋百姓ともへ地質候て家作らせ候儀停二止之一。若密々にて隱置、脇より相聞候はゞ可レ爲二科錢一。在鄕より庄屋百姓共城下へ罷出候節、於二町屋一諸事無作法成體、驕ケ間敷儀有レ之様に相聞候。自今以後左様之族於レ有レ之者、早々奉行へ可二告來一。若令二油斷一脇より於二相顯一者、其家主是又可レ爲二科錢一。訴人に罷出候もの有レ之は、御褒美可レ被レ下事。

一、壹ヶ月切之借屋借し申候はゞ、其者右に居申候宿主無二別義一之段聞屆、其上にて借屋請兩人相極、宗門寺切手等も埒明、其町年寄五人組へも申屆、於二同心一は貸可レ申候。附、宿賃之儀先年定之通に可レ致事。

一、質物利上之儀、自今以後者其定之約束相延候はゞ、一旦其主に相斷、其上にて十日相待賣拂可レ申付一。米質之儀二割、銀質者壹割半にて可レ取レ之。其内之利は可レ爲二相對一、并、借米之儀も貳割、借銀は壹割半たるべし。其内納崩借用之儀は、銀米共に可レ爲二相對一事。

一、質物取候儀、銀二十目より上は請人を可レ取、不吟味にて盜物取候て、盜れ人取返し候時は、

其取候代物之内半分致レ損、半分之代物にて可レ渡レ之、自然隱置、奉行所より相觸候上にて露顯於レ有レ之者、代物致レ損可レ返レ之、猶又遂二吟味一罪之輕重に隨ひて自然請有レ之質物にも盜物など有レ之候而、盜れ人取返し候時は、早速可レ渡レ之、其取候代物は、請人より辨させ可レ申候。是又隱置、奉行所より觸有レ之候上にて相顯候はゞ、其代物損致させ、其上にて隨二罪之輕重一可レ處レ之。尤請人之儀は、急度可二申付一事。

一、家持候者、他國へ罷越候はゞ、先達而大年寄へ相斷、夫より奉行所へ相達可レ任二返答一事。付、親類之内不屆者有レ之勘當仕候はゞ、是又大年寄へ相斷、奉行所へ可二相達一彼者惡事露顯之上雖二相斷一不レ可二證據一事。

一、町人幷手代侍中之慮外ヶ間敷體仕間敷事。付、侍中より町人不屆有レ之時、其町へ預け候儀、一兩日は不レ苦、三日とも預り候儀、奉行所より言葉を不レ添候はゞ用間敷事。

一、下代幷同心之者町方にて不義有レ之、又者奢ヶ間敷儀有レ之候はゞ、早速步行目付へ可レ訴事。

一、男女出替奉公人約束相究候上にて、無レ斷私言を以主を取替候はゞ、其主人より先々迄構可レ申事。

一、他國商人一切入申間敷候。前々より來付候者は各別之事候へ共、彌以宗旨請宿請等埒明其町年寄五人組へ判形いたし、書付可二指出一惣而其商人へ御法度之品々申聞、幷、家中侍中へ諸事慮外ヶ間敷儀不レ仕樣に可二申聞一。附他國より緣者親類知音等見廻罷越候はゞ、其町之年寄五人組迄申屆以二書付一大年寄へ相斷、夫より奉行所へ申達可レ隨二下知一事。

一、他國者に無レ斷して二宿致させし事、停二止之一。前々より一宿泊り不レ苦と申出候付、一宿つゞ所を替、逗留仕候相聞候間、向後吟味之上にて越度可二申付一事。

一、操師・狂言師・猿牽・遊女・野良・膏藥賣・虛無僧、一宿にても宿借儀停二止之一、密々に隱置者於レ有レ

之は、密々可レ訴レ之、縦雖レ爲ニ同類ニ可レ免ニ其科ー。脇より相知候はゞ、應ニ其分限ー科錢出さすべし。
付、一宮市之時分者、猶又烏散なる宿借申樣に相聞候、以ニ歩行目付ー聞合、急度可レ遂ニ吟味ー事。
一、祝儀無祝儀之時分、座頭・布施物候儀端に狼藉申懸候樣に相聞候。高百石に百文可レ取レ之、貳百石より貳千五百石迄百石に付五十文つゝの積に可レ取レ之、貳千五百石已上は貳貫文、町方在郷へ之儀施主心次第に應じ可レ取レ之、尤狼藉ヶ間敷儀致間敷事。
右之條々今度定レ之訖。此旨國家之制、人事之法也。堅守レ之不レ可ニ違犯ー者也。

元祿四年未正月二十日　河端唯四郎
平井久右衛門

法度　郷村

一、公儀御制法は不レ及ニ申上ー、御國之御法度御制札之通堅相守、幷、自國他國に不レ寄御侍中へ對、乘打仕間敷候。其外諸事慮外無レ之樣に、平生急度可ニ相愼ー事。
一、切支丹宗門、幷、不受不施之儀如ニ例年ー毎月可レ致ニ吟味ー、五人組連判之筆本、毎度大庄や見屆、少も不レ可レ有ニ懈怠ー事。
一、百姓共公事沙汰之節、其公事之品迄を書出し可レ申候。相手日頃之惡事求出し、公事之便に致候事、惡心之仕業也。向後如レ此之寄せ公事仕間敷候、幷、何事に不レ寄、其身壹人之申分有レ之時、余人を曳加黨を結ぶべからず。若村中之出入に候は、一村之內より可レ申レ斷候。尤少も不レ可致ニ荷擔ー候。惣而諸事訴訟有レ之時、先年之仰出の通、村々庄屋を以大庄や相斷、此方へ可ニ申達ー候。自然大庄や理非不レ聞無理を以不ニ取次ー時は、內下代迄可レ斷、下代於レ不レ次は下直訴、然は三人五人より上罷出間敷候。自然大勢於ニ推參ー可レ爲ニ越度ー候。其外侍中・出家・醫師・諸浪人・諸

町人、或は内緣を以て訴訟ヶ間敷事申込儀堅令ニ停止一候。付り、何者に不レ寄御法度を背於レ有レ之は、急度訴人に可ニ罷出一事。

一、奉行所へ女訴訟に罷出候儀、堅令ニ停止一、若品により女不ニ罷出一して不レ叶儀於レ有レ之は、其親類兄弟或夫諸親類之內樣子聞屆、所之庄や迄申達、其上に而此方指圖に任せ召連可ニ罷出一候。若爲ニ無緣一之女においては、所之庄や樣子聞屆、大庄やへ申達、此又此方指圖を受召連可ニ罷出一候。自然不吟味に致し女計指出し候はゞ、身近き親類、幷、所之庄や可レ爲ニ越度一事。

一、自國他國に不レ寄、何方にても住宅仕度と申者有レ之候は、縱親類知人たりと云共、猶又遂ニ吟味一彌慥成者に紛無レ之候はゞ、其上にて此方へ可ニ申斷一。惣而諸浪人・本醫・針醫・出家・山伏・諸商人其外何者によらず行衞不ニ慥成一者に、往還之外宿仕間敷候。幷、他國より參候緣者或は近付暫之雖レ爲ニ逗留一隱置申間敷候。其所之庄やを以大庄や迄相斷可レ申事。

一、自國他國之者によらず、手負はしりもの隱し置間敷候。若何者に不レ寄不審成者參候はゞ留置、早々此方へ注進可レ申候。並、旅人相煩二夜と致ニ逗留一候はゞ、是又可ニ申來一事。付り、放ニ牛馬一參候はゞ捕置、その觸之大庄やへ早々可ニ相斷一事。

一、從ニ他國一御國境へ、手負・死人・氣違其外何にても樣子有之迯り者參候はゞ、其趣聞屆、早々致ニ注進一此方指圖之上にて請取可レ申候。子細承屆儀無レ之迯り者は無レ滯順々迯り可レ申候。右之者御國之內にて相果候はゞ早速注進可レ仕事。

一、在々盜人致ニ徘徊一候樣に相聞候。隨分遂ニ吟味一捕置、早々此方へ注進可レ仕候。見迯し聞迯しに致間敷事、惣而操師・放下師・乞食之類山林宮寺辻堂に至迄、暫も立休せ申間敷候。若大勢にて其村の者之手にあまり候はゞ、隣村之庄や百姓共出合可レ申候。其上に而及ニ難儀一候はゞ、此方へ申來るべし。胡亂成者は、見付次第に早速先に村之順々迯りに、所之庄やへ引渡、他領へ成候はゞ迯

り切手取可レ申候。津山町筋通り候はゞ其町之年寄へ相渡可レ申候。御國境に成候は、何方へ成共追放いたし、國法に候間若當國へ歸候はゞ、重而は見付次第に捕置、奉行所へ相斷、令二籠舍一之段急度可二申渡一事。付、何に不レ寄古道具賣參候者有レ之候はゞ、買取儀堅可レ爲二無用一事。

一、火用心堅可二申付一候、風吹候時分、村中互に相觸、別而不レ可レ有二油斷一事。

一、村々耕作隨分相勵、田畑少もあらし申間敷候。百姓出作に不レ寄如二先規一作り懸りに可レ仕候付、興開畑仕候儀は、毛頭不二隙置一有體に可二申斷一候。獨身之百姓相煩乎、又手間無レ之耕作成兼候はゝ百姓中互に扶ヶ合可レ申候。若平生農業に怠り自分之田畑作り荒し、或は地坪之檢見等好、村中迄□□□（欠字）輩於レ有レ之は、其趣急度可レ致二注進一候。付り、地坪之儀願くば遂二吟味一、其上にて可二申斷一、惡心を以少も人をかたらひ申間敷事。

一、在々開所之儀先年より鍬先次第に開可レ申旨申付置候得共、勝手不如意之百姓、自他之抱分を田畑に可レ成所、開不レ申荒置候樣相聞、向後無二其耕作一可成所は大庄や迄相斷、手柄次第に開可レ申候。尤持口之大庄や遂二見分一、常々無二油斷一可二申付一事。付り 前々より畑田仕候得は、其村壹之田免に申付候へ共、此以後自分として畑田仕候はゞ、同壹之畑免に壹つ上りに相定可レ遣候間、隨分畑田可レ仕候。但、新堤・新井手・溝等公儀之造作請候畑田爲二各別一之間可レ任二先例一。興し開畑田仕候はゞ、畝高年數無二相違一書上可レ申候事。附、村々井手堤・川除・往還道・橋・村道等之普請、大庄や・肝煎・庄や・小庄や・普請所廻り下積り致至極之普請所書出し可レ申候。右之所々少宛致二破損一五人十人より三十人迄之人夫にて相濟候所は、其村として早速繕可レ申候。力に不レ及所は、大庄や迄可二相斷一候。尤往還人馬渡船自國他國之者共に指支不レ申樣可レ仕候。並、古地日損有、願くは遂二吟味一宜樣に可レ仕候。若又開畑田出來候に付、堤入用に候はゞ、右之開二畑田一、相米を以相濟し候樣に可レ仕事。

一、不忠不孝之輩於レ有レ之は、其親類可レ加二異見一、若親類無レ之者には村中不レ可二默止一候。其上にて無二承引一者注進可レ申候。若又忠孝他に超、家業無二懈怠一耕作納所等余人に勝れたる者於レ有レ之者、是又可二告來一、付、親子兄弟諸親類子細有レ之致二不通一候はゞ、大庄やを以可レ達候。惡事露顯之上にて不通願之儀不レ可二罷成一候。若後日に和睦いたし候はゞ、其節同斷可二申斷一事。

一、下札渡し候はゞ、給人へ致二持參一、其以後小百姓末々に至迄見せ、總百姓致二相對一御年貢納所之儀、並、打缺割符帳に致二連判一、庄や手前に取置可レ申候。此方より申遣候節、早速大庄や手前より可二指出一、及二其期一俄帳面相調申間敷事。常々大庄や小庄や遂二吟味一、百姓共迷惑不レ仕候樣に可二裁許一候。大打缺之儀は、念を入大庄や手前に可二記置一、總而兩打缺共に壹ヶ年切に可レ致二割符一候付、燒米百姓共に罷成候間、搗せ申間敷段、近年申觸し候。彌其通可二相守一、並、諸勸化諸奉加縱何方より賴來候共、此方より差圖無レ之候はゞ、米錢に不レ限堅出す間敷事。

一、酒屋之儀在々定置候外、猥りに酒造候儀堅令二停止一候、並、御國之内百姓米銀借用壹割半、米は二割に取り遣りすべし。夫より內は可レ爲二相對一、若定之利足より上取候はゞ、取申者は勿論、出し候者も可レ爲二越度一、付、元捨之儀など可レ致二相對一事。

一、質物取候はゞ、請人慥成所聞屆、念を入可レ申候。田畑質物に取候はゞ、双方より其村之庄や百姓中へ可二相斷一、村中立合共品小庄やより大庄やへ申達、帳面に記置、後日に違亂無レ之樣に可レ仕候、自今以後田畑質入之書物に大庄や奧書判形取可レ申候。出入有レ之節、大庄や奧書判形無レ之者證文に罷成間敷事。

一、田畑山林質入之儀、近年借主借銀借米元利共に不レ致二返辨一、質物も不二相渡一、剩諍論取結騷動がましき事有候樣に相聞候。自今以後約束之日限過候はゞ、質主手前に無二相違一相渡可レ申候、付、下代・大庄や・肝煎・庄や・小庄や等之借米借銀人により、御所務を不レ濟內押へ取候に付、百姓共は

御定米に立レ用申樣に存罷在、末に至御未進に罷成候樣に相聞候。向後年貢皆濟前借物取立申間敷候。若皆濟前下代庄や手前へ御定米之内致ニ納所一候はゞ、其百姓在廻り之御目付へ訴へ、請取手形指出し可レ申候。早速此方へ相達候。尤御所務之節、皆濟致ニ延引一輩於レ有レ之は、小百姓之内より是又密に右之御目付へ訴人に可ニ罷出一候、並、下代まひなひは御法度に付、外之義に名付まひなひ有候樣に相聞候。彌堅令ニ停止一事。

一、田畑宛作之儀地主より如ニ定置一下作之者可レ納所、若下作之者致ニ未進一於レ令ニ難澁一は、地主追絕候ても定米可レ取、及ニ異儀一は、此方へ召連可レ參候。尤公儀御年貢は、地主より無レ滯急度納所可レ仕に付、上下之百姓絕人跡入新百姓之儀に付、餘人は不レ及レ申給人指出、何角と申儀從ニ先規一爲ニ御法度一之間、其村之庄や百姓中、相談之上を以て絕人又は跡入百姓相極、此方へ申達、指圖を請可レ申候。推而差出る人於レ有レ之は、無ニ遠慮一可ニ申斷一事。

一、絕人追放之儀、例年堅申渡候へ共、公儀へは銘々手下の郡追放の分に申掠、右之絕人其身抱分田畑之內能所を諸親類又は心安き者に賣申分に致し、或は質入に仕置、大分裏判米令ニ不足一剩忍び罷在、右之田畠取戻し致ニ住居一候輩、數々有レ之由及レ聞候。自今以後絕人に相究候は、急度郡之內追放可レ仕候。并、他郡の百姓年々裏判米高野申者兼てより絕用意致し、たくわへ抔出來候にて絕人に成、先之郡ゑ罷越勝手仕廻緩々と暮候者も有レ之段、數多及レ聞候。他郡より罷越候絕人至之內、右之樣成手立有レ之輩は、手下之內に引込抱置候事、堅令ニ停止一候。付り、絕人跡田畑山林新百姓引渡候刻、右之內能所少も殘置、新百姓を掠め至ニ後日一出入に罷成候樣に相聞候。其村之庄や若世に罷成、古昔よりの地境・山境慥に不レ存候はゞ、其村の長百姓不レ殘罷出境目無ニ相違一樣に相改め、新百姓へ引渡可レ申候。或は村々より、絕人跡惡田となし、年々散田に致、公儀へ書出し候樣成令ニ不足一候族も有レ之樣に相聞候。向後ヶ樣の儀に付公儀を相掠申間敷事。

一、隱田之儀村々互に目を付合可レ申候。若上を掠候族有レ之、致二隱田一候に紛無レ之候はゞ何者に不レ寄內證にて密に參り、直に可二申聞一候。急度褒美可レ遣事。

一、上下之百姓面々抱分之田畑・山林事、存生之內實子養子に不レ限讓狀相渡し置、村中へ申達、及二死後一出入無レ之樣に可レ仕候。其村之庄やより大庄や相斷、帳面に可二記置一、若致二違背一、出入に取結候はゞ双方へ遣間敷事。

一、下代御所務に屆出候節並御鷹師御鳥見□□(欠字)□御足輕之肝煎小人尤自分之家來は不レ及レ申、御家來等に至る迄總而在中之御用に罷出候者少も馳走仕間敷候。泊候ても有合之雜事之外何にても出し候事堅無用に候。尤扶持方米相定之通、其外草履草鞋何にても出し候はゞ如レ定代錢急度受取可レ申候。總而百姓打缺之費に罷成候儀、又は何事に不レ寄百姓に對し非義無沙汰成事或は百姓又難儀候事など相賴之聞有レ之は無二遠慮一急度注進可レ申事、付、□事御用に付村送り之狀同人足此方より申遣候外誰人申付候共、一切出し申間敷候。尤此方より書付不二指遣一候儀は、何方より如何樣之義申來候共、輕々敷承引あるべからず候、推て猥成人於レ有レ之は其宿へ付屆いたし、其上にて此方へ可二申達一事。

一、御國之內雜穀並胡麻・荏胡麻・楮・紙・綿・木綿・麻・苧・漆・同實蠟・牛蠟・鹿皮・熊膽・熊皮他國へ出す事、先規より堅令二停止一。但、此方へ相斷切手を以出す儀可レ爲二各別一事。

一、御用木松・杉・檜・槻・桐・榧・椵・栂・櫻伐申間敷候。入用之品聞屆候は從二此方一切手を出し可レ申候。付り、自今以後百姓抱分に杉・檜・椵植候はゞ六分は差上四分は銘々取可レ申候。其外洪水之砌何によらず、御用木流來り取指上候はゞ、其品相改是又七分取三分は其者へ可レ遣候。並竹筍之儀縱藪主たりと云共堅伐取申間敷候。總而青竹伐出候事、兼々御法度之處、近年猥りに伐り賣候族有レ之樣に相聞候。向後中互に(共)友吟味いたし、急度相守可レ申候。最野山にても掘候くひ(杭)、切候

くひ、共に掘取申事堅令㆓停止㆒候事。

一、他國者通り鷹遣ひ候儀不㆑苦候。併、二夜共致㆓逗留㆒鷹づかひ申候はゞ、其者に致㆓用捨㆒候様に可㆓申斷㆒候。於㆑無㆓承引㆒は、此方へ可㆓申斷㆒候付、他國者鐵炮にて致㆓殺生㆒候はゞ、當國は鐵炮にての獵他國來たりと云共法度にて候間、無用に致候様に可㆓申斷㆒候。聞入不㆑申候はゞ是又早速注進可㆑申事。

一、御國之獵師鐵炮御改奉行中より相改札銘々致㆓所持㆒彌以麁末に仕間敷候。鐵炮之儀御改奉行中より申渡候通、堅可㆓相守㆒事。付、鶴・白鳥・雁打申間敷候。鶴・白鳥居候はゞ早速可㆑申候。右之大鳥死鳥有之候はゞ早々可㆑致㆓持參㆒候。竝大鷹其外諸鳥常に替り候物取候はゞ指上ヶ可㆑申候。尤諸鳥之子一切取申間敷事。

一、制札之通男女奉公人十年に可㆓相限㆒。總而諸奉公人請に立申もの其村の庄や可㆓相斷㆒事。

一、養子緣組の儀大庄やは不㆑及㆑申、諸浪人・本醫・針立・小百姓に至迄諸奉公人と契約仕候はゞ其品書付を以可㆓相斷㆒、此方任㆓指圖㆒可㆓相究㆒候。尤大庄や小百姓に至迄御中小姓已上と緣組取結候儀御法度之事。竝庄や百姓男女によらず着類は木綿布を致㆓着用㆒、神事佛事等に至迄分限を守り輕可㆑仕候。總而平生身持少も奢りヶ間敷儀不㆑仕隨㆑分可㆑成儀は諸事可㆑令㆓簡略㆒。付り賭之勝負堅令㆓停止㆒事。

右之條々名子家來末々迄堅申渡、急度可㆓相守㆒。若令㆓違背㆒者於㆓有之㆒者、罪之輕重を糺し過料・追放・籠舍・死罪に可㆑處者也。

永〔元〕祿四年未三月

沖　岡　右　衞　門
齊　木　六　郎　兵　衞
淺　津　源　兵　衞

〔六四〕人別一國一圓竝宗旨別

一、千六百二十九人　士・妻子共、内八百五十九人男。七百七十人女。
一、四千六十七人　扶持切米取名字有之分妻子共、内二千四百廿七人男。千六百四十人女。
一、千四百二人　手廻・小人・中間・妻子共、内千百七十三人男。貳百貳十九人女。
一、六千二百二十三人　又者上下妻子共、内四千四百三十五人男。千七百八十八人女。
合一萬三千三百二十一人、内八千八百九十四人男。四千四百二十七人女。
寛文十年戌十二月改には合一萬三千二十人
同年一、町一萬四千三百四十九人内男七千六百四十五人
同一、出家五百六十二人町在
總合、十九萬五千六百六十一人、内男十萬四千六百廿一人。女九萬千四十人。
同年一、郷村十六萬七千三百二人内男九萬六百三十三人
同一、山伏百二十七人町在

▲宗旨別

十萬九千九百十二人　眞言　一萬六千五百六十七人　日蓮　二萬八千五百七十人　天台
一萬九千五百八十三人　禪　六千九百八十一人　淨土　八千八百十九人　一向
〆十九萬四百三十二人但、對馬守領除

〔六五〕寺數

禪、十四ヶ寺津山、三十四ヶ寺在鄕。イに四十三　眞言、百三十八ヶ寺在鄕、四ヶ寺津山。イに百廿
天台、二ヶ寺津山、三十九ヶ寺在鄕。イに三十一　淨土、七ヶ寺津山、五ヶ寺在鄕内久米郡南分北庄里方村栃社山誕生寺法然坊出生之地也、
日蓮、八ヶ寺津山、二十八ヶ寺在鄕。　淨土眞宗、七ヶ寺津山、十三ヶ寺在鄕。

合二百九十九ヶ寺外堂庵十四

城下に臨濟派雲黄山慈昌院・洞家永福庵・淨土淨光院・天台醫王山清閑寺。

右は名有而寺地無レ之由。

三崎河原村

一、高二斗一升二合寺内反別一畝十八分　岡本山極樂寺　一、高二斗一升反別貳畝三分　篠向山普門寺

〆二ヶ寺、是は御年貢地にて御座候。

一、堂三ヶ所、是は御年貢地にては無二御座一候。

一、氏宮三社、荒神四社、〆七社、是は御年貢地にては無二御座一候。

國中此類あり。

忠政君時代、寺領有レ之寺は、寺役として澁紙・板屋根之釘出し候由。

一、十八石八斗二升三合二勺、御城大般若、正・五・九月御祈禱料。

一、長繼朝臣時代島原一揆之後、松倉長門守殿御預津山へ引取り家臣高木馬之助等請取候由。三ノ丸原十兵衞屋敷之後土居の方へ向候屋敷へ入候由。

〔六六〕借銀高

覺

一、千四百七十六貫百目　京都寅歲分利銀井河善六。

一、十二〆百目余　久德分寅歲まで皆濟。

一、十六〆三百目余　久德三郎兵衞・市右衞門分三年なしくづし。

一、二百〆目程　寅歲春より同暮迄京都御買物代。

一、百五十貫程　京都にて伴半之丞大阪にて御奉行申相調申候御借銀。

〆千八百五十四貫五百目　是は京都大坂にて御拂之分。

一、二百貫目程　御普請、竝御老中御振廻諸事入用之分。

一、百貫目程　寅歳七月分同極月迄之御小遣銀。

一、百貫目程　寅歳御年暮、竝御合力に被遣候方々に可ㇾ入分。

一、六百貫めほど　寅歳暮江戸御拂之分。　一、九十貫め　靈光院様御買物代。

一、六十貫め　伯耆守様御買物代。　一、二十貫めほど　江戸御借銀鳥や分利銀。

〆千百七十貫目　是は江戸にて御拂之分。

二口合三千二百二十四貫五百目、是は寅歳暮京大坂にて御拂之分。

丙卯之歳へ延可ㇾ申心宛。

一、二百貫目　京御買物代利銀さし延可ㇾ申分。

一、二百三貫二百三十目　十年なし崩銀延可ㇾ申分、但、右千四百七十六貫百目、御拂之内に此銀有ㇾ之。

一、三百貫目　江戸御買物代延可ㇾ申分。　一、四十五貫目　靈光院様御買物代右同斷。

一、三十貫目　伯耆守様御買物代右同斷。

〆七百七十八貫二百三十目。

一、千百三十五貫目　寅歳御上り米二萬二千七百石之心宛、但五十目替にして。

二口合千九百十三貫二百三十目。

引殘而千百十一貫二百七十目不足。

一、三千四十四貫九百六十目、靈光院様御借銀。

以下數字脫するか。

此內百貫目程利銀被ㇾ遣候はゞ不ㇾ叶分。
右之書付、延寶二甲寅の年の積り乎。

〔六七〕 江戶屋敷 圖補入

一、江戶上屋敷龍之口、東西五十九間・南にて五十三間四尺五寸・南北百十二間三尺 圖紛失、大名屋敷大概を見んため以二外の圖一補入下屋敷。

〔六八〕 京大坂屋敷

一、京屋敷、本誓願寺堀川西へ入丁。或小川三條下る丁とも。
一、大坂中之島。
右兩所は拜領屋敷にては無ㇾ之。

〔六九〕 參覲交代

一、參覲御禮上り御太刀金馬代。
一、御暇之時拜領御袷三・給銀三百枚・御馬一疋、右以上使拜領。
一、御暇御禮御使者之時、上り一荷二種箱肴、但、鰹節二百入・昆布抔之類。

〔七〇〕 月々上り

一、正月三日御松拍子之時、御盃臺。但、辰之春より木地檜・酒代金子百疋、地主衆へ被ㇾ遣、是は御在江戶の時計り。

*三月脱か。

一、同月上り、長熨斗一箱。但、御在國之時。
一、二月上り、御羽織三つ・金入綿繻絆御紋黒羽二重、煎海二十軒(本ノマヽ)入箱。
一、*四月上り、漬蕨、是は卯の歳より御上ケ不レ被レ成、巳の歳又上る。
一、五月上り、御帷子三つの內、御單物二つ熨斗目綿繻絆。
一、六月上り、御扇子二十本、御肴一箱、ィ漬笋一箱。
一、八月上り、御鼻紙二十束、桐箱入御肴一箱。
一、九月上り、重陽御呉服之內熨斗目腰明一つ、唐織飛紋一つ、綸子染物松竹中綿五百目宛。
一、十月上り鮎子籠糟漬一桶五十入・同子籠鹽鮎一桶五十入。
一、十一月上り、銀杏一斗五升、桐箱御肴一種。
一、十二月上り、御袖細三つ、但、寒中に上る御肴一種。
一、同月上り、歳暮御呉服三つ包のし、立春の前に上る。
一、同月上り、御在所之雉子十羽。

歳暮御呉服三つの內。

御紋御地熨斗目御腰明裏淺黄片色。　御紋御地綸子御染物御肩紫御裏紅。

御紋御地唐織島ちらし絞御裏茶羽二重包のし。

右は延寶年中之書付也。

〔七二〕侍　帳

(此所森家分限帳を載せたるも、系譜類中に收載すべきを以て、今之を省略す。系譜類參照)

〔七二〕 作州往來之大名家

一、松平出羽守樣、出雲松江。五り八杉（安來） 一り半伯耆米子 三り半三ぞへ 一り廿町二部 一り根留 二り松井原 二り作州新庄・美甘・高田・久世・坪井・津山・勝間田・土居。

一、松平相模守樣、因幡鳥取。四り持風 二り半地須 三り駒歸 一り作州坂根・小原。

利之卷 終

作州記・貞

〔七三〕 諸職人作料値段定帳

寛文五年巳の八月朔日

▲鍛冶　兼景新五左衛門・同市右衛門・兼光五郎左衛門

一、刀　長二尺一寸より七寸迄　胴かけて代丁銀六十目　胴かけす同一枚

一、大脇指長一尺七寸より二尺迄　同　同　一枚　同　同三十目

一、中脇指長一尺三寸より同六寸迄　同　同三十五匁　同　同二十五匁

一、小脇指同一尺より一尺二寸迄　同　二十目

一、十文字鑓　胴かけて同　一枚　同かけす三十五匁

一、鑓長一尺より三寸迄　同　同　十五匁　同　同　十匁

但、一尺三寸より上は、一寸に付一匁五分増也。

一、鑓長八寸九寸　胴かけて十二匁　胴かけす八匁　一、鑓長五寸六寸七寸迄　同□匁（不明）　同六匁

一、長刀　同　同枚一　同　三十五匁

右九色は此書付に二割増

一、矢根けた葉　十本に付　代丁　四匁　一、同柳葉　同　同　六匁

一、かいなり　同　同　六匁　一、同鈒尻　同　同　八匁

右之外平根・雁股・わたくり・櫻根・猪目すかし、其外色々手間入有レ之は、相對次第に請取可レ申候。

一、爪打包丁　大小　銀　五匁六分　一、からはさみ　一本　同　五匁六分
一、小刀　一本　同同（長銘一匁六分 二字銘一匁二分）・一、包丁　一本　同　八　匁
一、物たち　一對　同　二匁四分　一、髮剃　一對　同　三匁二分
一、爪切　一對　同　二　匁　一、鑷　同　一匁二分
一、荷小刀　一本　同　一匁二分

右の外にきり物手間入有ゝ之は、相對次第に請取可ゝ申候。右三人の外鍛治打物は直段下直に相對仕請取可ゝ申候。

▲研　屋[illegible]助左衛門・平右衛門・多兵衛・九兵衛・茂兵衛・忠右衛門・庄兵衛・安兵衛。

	刀	大脇指	中脇指	小脇指	鑓（五寸より七寸まで）
古身研賃	代十匁	七　匁	六　匁	四匁五分	三　匁
同上の中砥	七匁三分	四匁五分	三匁六分	二匁八分	二　匁
新身（かなとこおろし）	十四匁五分	十一　匁	七匁三分	五匁九分	三匁六分
同上の中砥	九匁五分	七匁三分	五匁五分	三匁六分	三　匁

	鑓（八寸より九寸迄但鉞鑓は七分増）	鑓（一尺より同三寸まで但一尺三寸より上は研賃一寸に付四分増）	長刀	十文字
古身研賃	三匁七分	四匁五分	十一　匁	十七匁三分
同上の中砥	二匁四分	三匁二分	七匁三分	十一匁三分
新身（金床おろし）	四匁五分	五匁五分	十三匁八分	二十六匁
同上の中砥	三匁二分	三匁七分	九　匁	十七匁三分

右の外切物手間入有ゝ之は、相對次第に請取可ゝ申候。右八人之外研や此直段より下直に相對。仕請

取可申候。

▲白　銀　屋　吉大夫・六之丞・七兵衛・庄三郎。

一、金二重はゝき　代銀六匁
但小脇指臺ははゝきは六分増。同こしやすり、糸やすりの好み有レ之ば、六分増。
一、金一重はゝき　代三匁二分
一、金せつは 刻にても切廻しにても　代一匁七分
一、金しとゝめ 二枚せつはにして 三枚せつはにして　一匁七分 貳匁
一、金ふち　代二匁六分
一、銀はゝき 一重にして 二重にして　二匁二分 四匁
一、銀せつは 刻切廻付　一匁三分
一、銀しとゝめ 二枚せつはにして 三枚せつはにして　一匁 一匁二分
一、ふち 銀赤銅四分一しんちう　一匁七分
但し、いとやすり三分増、しほやすり・布目こひじめ六分増。きく石め一匁四分まし。
一、銅はゝき 二重にして 一重にして　二匁三分 一匁二分
一、銅せつは 刻の切廻とも　八　分
一、銅しとゝめ二枚にして　七分五厘

一、銅ふちみがきにして　一匁三分
一、しんちうしとゝめ二枚せつは　代八分
一、鑓のさかわ銀にして但みがき　代三匁 但花形猪目すかし一匁三分まし
一、鑓口かね銀みかきにして　二匁五分
一、同水かへし銀　二匁五分
一、鑓さか輪銅　二匁五分
一、同口かね銅　壹匁五分
一、同ちとめ銅　七　分
一、長刀さかわ銀　五匁 花形猪目すかしとも
一、同ちとめ銀　一　匁
一、同水かへし銀　二匁五分
一、同さかわ銅　三匁五分
一、ちとめ銅　七　分
一、同水かへし銅　二　匁

右の外色々好有レ之、細工手間入候物は相對次第作料請取可レ申候。右四人の外白銀師下直に相對仕受取可レ申候。

▲鞘　師　次郎助・仁左衛門・八兵衛

一、刀さめさや・中ためさや すきためさや　代銀　五匁二分
一、刀黒ぬりさや・こひためさや　三匁五分
一、刀まきさや　四　匁
一、刀兩ひつ誂有之は、右の定に　八分増
一、大脇指さめさや・中ためさや すきためさや　四匁三分
一、同黒ぬりさや・こひためさや　三　匁
一、同まきさや　三匁四分
一、ちさ刀は、大脇指鞘代に　五分増
一、中脇指さめさや・中ためさや すきためさや　三匁五分
一、同黒ぬりさや・こひためさや　二匁六分
一、同まきさや　二匁九分
一、小脇指黒ぬりさや　二匁二分
一、同すきためさや　二匁六分
　但はみ出し共に。
一、長刀さや　四匁三分
一、鑓十文字さや　四匁五分
一、鑓一尺五寸迄のさや　一匁三分
　但一尺三寸より上は一寸に付一分増。
一、刀ほうさや、但本はゝき共に　二　匁
一、大脇指ほうさや、本はゝき共　一匁五分
一、中脇指　同斷　一匁三分
一、小脇指　同斷　一匁一分
一、柄かき入刀柄　七　分
　但し角付さめ脇指柄六分かけて。

右の通鞘師は作料下直に相對仕受取可ㇾ申候。

▲塗　師　次郎右衛門・彌七

	刀	大脇指	中脇指	小脇指
さめ鞘、すきため鞘	六匁一分	五匁二分	四匁三分	三　匁
しほさや、たゝきさや	同	同	同	同
金泥色何にても色塗の分	同	同	同	同
同　塗　直　し	四匁三分	三匁五分	三　匁	一匁七分

黒塗さや、まきさや	三匁五分	三　匁	二匁六分	二匁二分
同ぬり直し	二匁六分	二匁二分	一匁七分	一匁三分

	鞍	鐙	鐵鐙内埋	
青貝	二十八匁	二十六匁	黒塗	十匁
黒塗	二十目	十八匁	朱	十三匁
同塗直	十匁	九匁	青貝	十四匁

一、鑓柄青貝二間柄　十四匁七分

一、九尺柄　十一匁三分 但打柄の巻代は外なり

一、同黒ぬり二間柄　八匁七分

一、九尺柄　六匁五分

一、十文字さや黒ぬり　三匁五分

一、五寸の直鑓さや黒塗代　一匁 但五寸より上一寸に付一分増

一、長刀柄青貝　十匁四分

一、同柄黒ぬり　五匁七分

一、本膳足打ためかき合ぬり、十膳に付　六匁一分

一、二の膳足打同　十膳に付　五匁二分

一、三の膳足打同　同　四匁三分

一、向詰足打同　同　三匁五分

一、へき、但八寸同　同　二匁六分

一、日作料は一日に付、丁銀　七分づゝ

右二人の外塗師は下直に相對仕受取可ㇾ申候。

▲柄　巻　甚兵衛・清右衛門

一、かはつか、丁銀二匁六分。二匁二分。　一、皮にてくる〳〵巻、二匁二分。一匁七分。

一、糸つか、　刀、一匁三分。　大脇指、九分。　中脇指、右同斷。

右兩人の外此定より下直に相對仕受取可ㇾ申候。

▲檜物師　三右衛門

一、本膳足打　十膳に付五匁六分
一、二膳足打　同　四匁七分
一、三膳足打　同　三匁七分
一、向詰足打　同　二匁八分
一、三方同　同　七匁五分
一、ふち高　同　二匁三分
一、女の產本二三　七匁五分
一、同一二にて二膳　五匁六分
一、打へき　同　一匁二分
一、八寸の大へき同　二匁一分

一、かわらけ輪十に付　二分
一、文箱一つ入一つ　五分
一、同　二つ入　五分
一、同　三つ入　六分
一、同　五つ入　六分五厘
一、同　十を入　一匁五分
一、小袖二つ居臺　二匁一分
一、同　三つ居臺　二匁五分
一、同　五つ居臺　五匁六分
一、同　十を居臺　八匁九分

一、胄箱　三匁五分
一、女の常箸足打　一、一匁七分　二、一匁四分
一、食次　一匁四分
一、具足箱　六匁五分
一、挾箱　四匁二分
一、馬口洗ひしやく　七　分
一、こゝけ　二匁四分
一、めんつ但塗下地十を　五匁六分
一、かひけ　三　分
一、並の足打十膳　三匁三分

右三右衛門外の檜物師直段下直に相對仕受取可申候。

▲紺屋　六郎左衛門

むもん　二匁二分
一、こん小紋々所白ちらし　二匁四分
きそめ入紫染入こひかきそめ入共　二匁九分
一、くろちや無紋　二匁四分
無紋　一匁九分
一、濃淺黄こもん紋所白ちらし　二匁一分
黃染入紫染入飛色染へこひかき染入　二匁王分

無紋　一匁五分
一、花色小紋々所ちらし　一匁七分
黃染入紫柿染入　二匁三分
むもん　一匁二分
一、中あさぎこもん紋所白ちらし　一匁四分
き染ちやとひ色かひ柿等染入　二匁一分
むもんうすかきうす あさぎ　三　分

一、ねずみこもん紋所白ちらし　七分
紺もえぎもえぎ染入　二匁四分
黄紫柿とひ色くり梅等染入　一匁四分
一、卵の目かへしこもん あさぎかへし紋所ちらし　一匁九分
一、からちやむもん　一匁
しぶちや江戸ちやなたね見るちや かは色ひわ　一匁
小もん紋所白ちらし　一匁四分
こもん染入こひあさぎ染入　二匁九分
くり梅紫薄淺黄濃柿等染入　一匁九分
一、ひろうとむもん　二匁二分
もん所ちらし　二匁四分
黄　うすあさぎこひかき染入　二匁九分
一、とくさ色むもん　一匁四分
もえぎこもん紋所ちらし　一匁六分
青ちや 黄染入紫染入うすあさぎ染入 こひかき染入　二匁二分
一、くり梅むもん　一匁
こひかきこもん紋所ちらし　一匁二分

黄あさぎ染入　一匁八分
こもん白ちらし紋所　一匁九分
一、きちん薄淺黄染入中あさぎ染入かき染入　二匁五分
むもん　一匁九分
一、とひ色もん所白ちらし　二匁一分
こん染入もえき染入　二匁九分
一、きぬ帷子五所もんこん染入　一匁一分
こひかき染入くり梅染入　四　分
一、もえぎかや 三疊つり 二疊つり　九匁六分 六匁六分
一、こき苧百目こん　二匁六分 但より糸共に
こひあさぎ　一匁九分同
一、疊のへり からちい染 くろへり こん染すみ子入　二匁五分 一匁四分 二匁二分
一、押懸鞍、こん　二匁四分
一、細引いと百目に付、こん　一匁四分
こひあさぎ　一匁一分
一、馬のたゝひいと百目に付こん　一匁九分
一、同手綱こひあさぎ 五分筋兩面にして　一匁五分

一、絹紬の類は右の直段五割増に染賃請取可﹂申候。
一、地白竝色々染入手間入の染物有﹂之は相對仕受取可﹂申候。

▲御家中町方在々作料事

一、大工　上一匁　中八分　下六分
一、木挽　上一匁　中八分
一、桶屋　上九分　中七分
一、柿(コケラ)やね葺　上九分　中七分
一、とりふき屋ねふき九分
一、壁塗　上九分　中七分
一、はり付師　九分
一、塗師手間七分
一、たばこ切手間八分

▲瓦直段

一、鬼瓦一枚（但大棟鬼瓦は一斗五升同くたり鬼瓦一斗）代米一斗御扶持升
一、しやちほこ一つ　二斗五升
一、とりふすま一枚すみとめはな瓦すみふた谷瓦　二　升
一、うつほあみめんとう一枚　五合宛
一、むね瓦大瓦共に　一升宛
右の通に相極候間彌瓦に念を入可ㇾ申候。

▲鍛冶道具定

一、五分六分釘、丁銀一匁に　五百十本宛
一、七分八分同　同　四百三十五本
一、一寸同百本に付鐵目廿目　三百七十五本
一、一寸五分百本付鐵目四十目　同二百四十八本

一、かけや百目に付かけ賃三分、銀一匁より五十匁迄は一包に付四銭、六匁より九匁迄は六銭、十匁より四十九匁迄は銭八銭、五十匁よりは御定の通百目に付三分宛の算用を以て受取可ㇾ申候。
一、瓦ふき師　上九分　中七分
一、横川より津山へ御材木上せ申舟賃八匁六分
一、大戸より津山へ御材木竝薪積上せ申舟賃一艘に付四匁三分、但いさすへも同斷。
一、丸平三合たつ　一、輪ちかへ　二合
一、から草　二合なみの
一、とゝへ八合但御殿主瓦
一、瓦葺師は一日に付
　上、丁銀九分　中、同七分。

一、二寸の頭巻釘同 但相釘と同様 鐵目百本に付六十目　百五十本
一、二寸同 鐵目百本に付六十目　百九十五本
一、三寸同 鐵目百本に付五百目　九十本
一、六寸同 鐵目百本に付八百目　十八本
一、こて長八寸はゞ二寸五寸一つ　二匁一分
一、鍬 但先かけは八分 一丁 鐵目三百廿目　二匁一分
一、なた一丁 鐵目二百目　一匁五分
一、よき一丁 鐵目五百目　三　匁
一、とう鍬一丁 鐵目四百目　二匁五分
一、かな槌一丁 鐵一貫目目　四匁七分
右の外かぢ道具品々別帳に有レ之也。

一、つるのはし一丁 鐵目四百目　二　匁
一、かま 本こり 草かり　七分三厘 六分六厘
一、挾箱一荷、かなぐ錠鍵共に　六匁六分
一、具足櫃・冑箱かなぐ　六匁六分
一、乘懸櫃一荷、かなぐ五所　六匁六分
一、鑓の鍵一つ　五匁二分
一、同石突一つ 但きぼうしなり　二匁三分
一、同石突一つ　八角二匁 しひなり共に猿目すかしは三分まし
一、長刀石つき一つ　二匁六分 但しいてふなりにして

▲疊の作料

一、七所 一疊に付　拂升代米一斗
一、八所同　同　一斗二升
一、九所同　同　一斗三升
一、十所同　同　一斗五升
一、十一所　同　一斗九升
一、十二所　同　二斗三升
一、十三所　二斗六升
右之外三割引。

一、十四所 但し兩面にしては六斗也　二斗八升
一、十五所　六斗五升
一、御座疊　七斗五升
一、御くさり　九斗七升
一、八所中表かへ 一疊に付　四　升
一、上の表かへ　九　升
一、上々表かへ　一斗五升

一、御座疊 一疊に付　二斗五升
一、中御座疊　九　升
一、御くさり間表かへ　二斗六升
一、へり取一枚　二　升
一、切合 一疊　一升五合

▲御家中にて疊指手間

一、上、丁銀九分。　中、同七分。

▲御家中疊直段の定

一、七所新指一疊に付　代一匁八分但つまみぬい
一、八所同斷　二　匁
一、九所同斷　二匁二分
一、十所同斷　二匁七分
一、十一所同斷但へり板は此方より出す但かけぬいは四匁　三匁一分
一、十二所となしぬい同一疊に付四匁但しかけぬいは五匁へり板は右同斷
一、十三所同斷　六匁三分
一、なみの表替一疊に付　五　分
一、中疊かへは　六　分
一、板入表かへは　九　分
一、圍表かへ　一匁五分
一、上敷布へり一枚に付　五　分
一、同絹椽　八　分
一、へり取　三　分
一、同作料一日　上九分・中七分

▲御家中革屋作料直段定　長次郎・與兵衛

一、高宮上下縫腰たて一具　但上は三分下は八分　代一匁一分
一、上下こしたて　三分五厘
一、木綿裏付上下一具　但上は八分　二匁五分
一、茶宇絹裏付　三匁上一匁下二匁
一、立付きやはんひろうと裏付ほたん共に　二匁五分
一、立付單ともきやはんぼたん共に　一匁七分
一、羽二重道[胴]脇綿入　二　匁
一、同ひとへ　一匁五分
一、ちりめん道[胴]脇綿入　二匁八分
一、同ひとへ　二　匁
一、木綿單道[胴]脇　一　匁
一、同袷　一匁二分

一、木綿合羽　但袷　　二　匁
一、袴一つ絹裏付　　一匁六分
一、同單　　一匁二分
一、かは足袋一足縫賃　　四　分
一、木綿足袋縫賃　　二分五厘
一、同ぼたん付縫賃、ぼたんとも　　三分五厘
一、瓦はさみぬいくゝみ一つ　　六　分
一、ひろうときやはんぼたん共に　　九　分
一、木綿きやはん裏付 へり取は　　五分 六分
一、引廻きやはん一重　　二　分
一、もゝ引單 うら付は　　六分 一分

右の外手間入の細工相對次第に手間賃受取可ㇾ申候。右の二人の外革や直段下直に相對可ㇾ申候。

△日用賃の定　日用頭九郎右衛門・仁右衛門

一、御國にて一日役一人に付、上一匁、賄にては六分。中八分、賄にては五分。
一、當國湯原迄　三　匁　一、津山より京迄　二十目　一、津山より大阪迄　十五匁
一、同姫路迄　七　匁　一、同因幡迄鳥取迄か　六　匁　一、同岡山迄　四匁五分
一、同出雲迄松江迄か　十　匁

已　上

〔七四〕大阪御陣坂口場所人數陣圖

一、慶長十九年の冬大阪御陣に、守天滿攻口陣圖左に記す。

大坂表森右近大夫陣

淺野　勘右衛門
佐々太郎左衛門
今　井　平　助
後藤　久右衛門
長沼　喜右衛門
奥山　庄右衛門
可　兒　兵　太
田中　次郎兵衛
武藤　庄右衛門
長　沼　多　吉
縄　生　十太夫
宮地　半左衛門
各　務　久之丞
津田　茂右衛門

旗　倉知　仁右衛門
長柄　田邊次郎左衛門
長柄　吉田　九市郎
旗　關　十右衛門

吉田　孫右衛門
山下　平左衛門
小　嶋　彦次郎
小　崎　傳　内
佐中　平五兵衛
鯰江　左京
藤田　六兵衛
武山　助左衛門
作　伊　兵　衛
坂尾　半左衛門
宮地七郎右衛門
片山一郎右衛門
石原　九郎兵衛
本郷　兵左衛門
同　半左衛門
加　治　久五郎
大塚主膳
小牧　八左衛門
今村　五郎兵衛
野呂　久右衛門
山　脇　權　介
大　塚　内　匠
同　權　兵　衛
介

日　比　藏
吉田　右門九郎
伴　新　八
川　村　彦　介
伊藤　喜右衛門
玉木　權右衛門
可兒　九郎兵衛
後藤　文右衛門
川端　次右衛門
河坂　權左衛門
村上　齊之助
福田　孫兵衛
芦田　瀬兵衛
田上　三四郎
牧　才　藏
杉村次郎左衛門
長沼　加右衛門
武　藤　長　助
梶川二郎右衛門
同　勘之丞
川　村　庄

長沼　喜兵衛
中島　傳右衛門
鎌田　半右衛門
同　彌　平　次
中　村　右門助
佐　藤　九　助
村田　彦十郎
玉　木　十　助
田　邊　喜　八
土　屋　次郎八
牧　九郎右衛門
田中　金右衛門
川崎　伊左衛門
田中　次右衛門
岡　崎　吉兵衛
中島　七左衛門
淺井　馬左衛門
津田　五郎太夫
長　瀬　喜平次
小野田五郎兵衛
長　沼　九兵衛
安藤　甚左衛門

加　藤半左衛門
齊　民　部
井上　彌治兵衛
田　中　伊　織
野　呂　甚　助
須　賀　十兵衛
伴　半　兵　衛
白木　源左衛門

此表前頁下につゞく。

旗 鹿野孫右衛門
長柄 長井十兵衛
長柄 各務吉左衛門
旗 曾我市兵衛

近藤吉十郎
日置新兵衛
若井與左衛門
林 清右衛門
吉原三介
關九郎次郎
寺田五左衛門
林 助左衛門
同 佐内
同 三四郎
長谷川新八
柳 清三郎
池田加右衛門
宇佐美吉左衛門
西川三右衛門
可兒半左衛門
森 采女
神戸五郎兵衛
下村清兵衛
磯野平四郎
岡 權太夫
高木加兵衛
平井半左衛門
各務庄左衛門

奥田六左衛門
坂井助右衛門
寺尾喜太郎
井上喜太郎
井上助九郎
木村忠兵衛
齊 權八
岡 太左衛門
加藤忠右衛門
森岡傳兵衛
村 源太郎名代
飯尾左平次
福田吉左衛門
高田小兵衛
各務五左衛門
同 六兵衛
各務九左衛門
中 小右衛門
森田治左衛門
福地吉左衛門
同 九八郎
佐橋喜兵衛
村田久太郎

作 吉助
倉知彌右衛門
淺田次郎右衛門
加藤角左衛門
野田加右衛門
福山小五郎
同 宗十郎
上笠茂兵衛
白木作左衛門
杉原九郎右衛門
鹿野清太夫
岡 五郎右衛門
長屋善右衛門
板津市左衛門
石田八右衛門
同 宗右衛門
山田喜藏
中川九郎右衛門
長瀬六右衛門
後藤小平
大洞源太
岸 三十之助
竹内七左衛門
坂井仁兵衛

塚田半左衛門
神戸清右衛門
今村九藏
津田勘兵衛
土屋源四郎
寺内孫之丞
各務伊豫守者
長瀬次左衛門
後藤九兵衛
川手庄次郎
桑原久右衛門

平御弓 辰田與兵衛
御持筒 渡邊藤兵衛
御持筒 青木作右衛門
御持筒 今西掃部
御持筒 塙左馬之助
平御弓 猪飼甚右衛門

此表前頁下に續く。

長柄　鈴木作兵衛
旗　松山八郎左衛門
長柄　宇佐美利右衛門
旗　宮島市右衛門

友松　權右衛門
不破半平
奥田　喜左衛門
笹原　彥左衛門
佐倉　彥右衛門
瀧川　孫右衛門
長谷川忠次
伴善三郎
藪田助太夫
大井五郎右衛門
作　彌兵衛
旗本
野呂　彌左衛門
半田左助
各務內膳
落合　右門太郎
塚田　作右衛門
可兒忠七郎
伴久六
佐藤　文右衛門
長谷川　佐平次
各務十藏
伴　新五郎

大野木源左衛門
小野圖書
田邊吉左衛門
梶川平左衛門
如藤九郎右衛門
白木久兵衛

尾關　八右衛門
長沼又六
安井彥三郎
渡邊　喜平次
渡部越中守
小出　與右衛門
一柳太郎右衛門
井川　與右衛門
林　右衛門作
可兒　庄右衛門
吉田　太郎兵衛
今瀨　十左衛門
桑島　權左衛門
森田　雅樂之助
同　八右衛門
同　彌左衛門
佐藤　忠兵衛
渡部豐前守
各務伊之介
同　五郎兵衛
梶川　善左衛門
寺田　茂右衛門

蘆田德兵衛
落合　九郎太郎
棚橋　善右衛門
川村又兵衛
後藤　吉左衛門
關　吉右衛門
小野甚介
長井作兵衛
桑原傳兵衛
留田源太郎
猪飼　茂左衛門
蘆田　孫右衛門
石原四郎右衛門
福田彌兵衛
河井五郎右衛門
村井　甚左衛門
木村傳三郎
齊木　淸右衛門
辰田　右門太郎

松波九郎右衛門
山田茂兵衛
坂津庄五郎
高井彥三郎
猪子　久右衛門
左橋藤十郎
今村藤兵衛
玉木助兵衛
庄　左助
伊藤　傳左衛門
池田　十左衛門
淺野　權左衛門
池田　四郎兵衛
大野木　庄五郎
塙田新平
同　庄三郎
同　庄九郎
土屋兵四郎
長谷川　庄三郎
伴　市左衛門
玉木忠三郎

人數惣合二百七十六人内（六人侍頭　五十二人物頭　二百十八人組付）
右の中受領あり。書寫誤乎。

〔七五〕　式部御養子并領地被㆓召上㆒事

元祿十年美作守長成朝臣疾病危急に及んで御繼嗣無㆑之故、前度關市正方へ養子に致置候關式部を御養子に御願、則願相叶、長成朝臣死後爲㆓御屆㆒關式部江戸へ發足の處、道中桑名領名生村にて亂心。依㆑之美作國被㆓召上㆒。

▲森內記願書之寫

同姓美作守病中養子の義奉㆑願候所に、願書御受取被㆑下美作守死去已後奉㆑窺㆓御內意㆒、關式部來月四日津山出立仕、同十一日勢州桑名領名生村まで罷越候處、俄に病氣に付、彼地に逗留仕旨申來候。早速家來差越少々重き氣分に候共、召連罷越候樣に申遣、式部着仕御屆可㆓申上㆒奉㆑存候處、右之家來罷歸申聞候者、式部氣分彌不快にて熱痰指出不㆑平生樣體、常の乘物にて旅行可㆓罷成㆒樣子にも無㆓御座㆒候。名生村逗留仕候由申來候。此上本復仕候共、式部儀御奉公可㆑奉㆑願者に無㆓御座㆒候。先祖には寸志之御奉公も仕、段々以て御取立、美作國を被㆓下置㆒私儀も養父美作守家督被㆓仰付㆒御代々御恩に被㆓召遣㆒以㆓御厚恩㆒美作國相續仕、何の御恩報も不㆑仕、美作守大病難㆑得㆓快氣㆒願書指上候得は、御受取被㆑遊候段難㆑有仕合御座候。何共可㆑奉㆑願樣無㆓御座㆒候。併私存命の內家斷絶可㆑仕事言語に絶奉㆑存候。此上は各樣以㆓御了簡㆒、先祖の名跡取續御厚恩奉㆑報度奉㆑願候。私儀當年八十八に罷成候。家絶申儀殘念至極奉㆑存候段、御察可㆑被㆑下候。何分にも宜樣に奉㆑願候。

七月二十七日　　森　內　記

▲森內記へ申渡覺 此注進同八月十日津山へ申來る

今度森美作守病中關式部養子に願置候處、式部致㆓亂心㆒候。依㆑之美作國被㆓召上㆒候。雖㆑然內記事致㆓隱居㆒有㆑之、新規に二萬石內記に被㆓下置㆒也。

丑八月二日

▲森對馬守・關大藏・森帶刀へ

右三人知行無㆓相違㆒被㆓下置㆒候。併內記共に所替可㆑被㆓仰付㆒候間、可㆑得㆓其意㆒候。

丑八月二日

對馬守大藏は津山に罷居候、式部亂心後に江戶へ召候由、對馬守播州□□(不明)、關大藏・備中新見・帶刀則內記家督 備中江原へ所替。

美作守江戶屋敷は、八月四日明ケ□□(不明)津山士屋敷は城請取、十日二十日前勝手次第に明る。誰に渡すと云事なし。引取處支配相斷、勤來り候番所等旅宿より出勤。尤旅宿は町在勝手に罷在候。

美作守殿御家來下々至迄、不㆑致㆓騷動㆒、萬端家老中隨㆓差圖㆒所々番人等無㆓懈怠㆒、城地引渡迄堅勤番仕且又郡村の儀は、郡方役人町は町奉行夫々の役人下知相守、城地引渡の上、又は其前にても暇の儀申渡し候。已後去退可㆑申候。家老中指圖無㆑之去退又は違背仕候者有㆑之は、內記殿は不㆑及㆑申一類共迄不屆至極存候間、奉公構の儀は勿論、公儀へも申上急度可㆓申付㆒候間、下々迄堅可㆑被㆓仰付㆒候。此節奉公の者有㆑之能相勤候面々の儀は、各樣拙者共申合何分にも致、如在有間敷の旨可㆑被㆓仰渡㆒候。以上。

八月五日　　小笠原長門守

鳥居播磨守
保科兵部少輔

森對馬守様
關大藏様

一筆申入候。
一、土屋相摸守殿・上使田村右京殿御兩人より鳥居播磨守殿爲ㇾ使被ㇾ仰越ㇾ候は、作州へ上使其外の御衆御越の節、何れの人にても少の訴訟も不ㇾ申候樣に可ㇾ致候。左樣有ㇾ之ては我々幷一門方迄の爲惡敷御座候由被ㇾ仰越ㇾ候。左候は其元にて致ㇾ裁許ㇾ候家老共へ御咎可ㇾ有ㇾ之候間、兼て各左樣可ㇾ被ㇾ相心得ㇾ候。
一、松本久兵衞・水口茂右衞門兩人此儀計之使者遣候。長口上にて候に付致ㇾ一ッ書ㇾ、我等致ㇾ名判ㇾ各名書遣候間、右兩人の使者相渡可ㇾ申候間、其御心得可ㇾ有ㇾ之候。
一、田村右京殿より御越候口上書の致ㇾ寫遣候間、可ㇾ有ㇾ御覽ㇾ候。右の通候間諸事萬端堅申渡、何れの人にても少の訴訟にも不ㇾ罷出ㇾ候樣、可ㇾ被ㇾ致候。恐々。
八月二十八日
内記御印判

森采女殿
各務兵庫殿
原十兵衞殿
各務伊織殿
井上四郎兵衞殿

[illegible]村右京殿より鳥居播磨守殿へ參候口上書の寫。

▲口上の覺

頃日森美作守殿御家來長尾隼人爲二申聞一承候へば、作州の御家來共何も從二兼而一勝手不如意、殊更此度の儀故引立候事存候様に罷成間敷體の由申聞候。總てヶ様身上告申に來自然貯の金銀米穀等にても有レ之候は、家中の者へ被レ下候例も有レ之候。無レ左候て從レ上御救被レ下候儀は差て無二御座一候。萬一作州家中衆手前の迷惑致二忘却一、拙者共罷越節於二彼國一訴訟等申出候儀難レ計存候。若左様申出候は、內記殿初御親類衆御爲迄も盡間敷候の由、御老中も被レ仰候條、御親類中より急度作州被二仰遣一候は可レ然候様に存候。爲二其御意一申遣候。以上。

八月二十五日

▲覺

一、今度津山城地并美作守領國引渡の次第は長尾隼人上使衆へ相伺罷越候間遂二相談一、家老共萬端入念様子能引渡相濟候様に、森采女・各務兵庫・原十兵衛・各務伊織・井上四郎兵衛へ可二申達一候。

一、別紙書付の通、右五人の家老共へ相渡、諸頭・諸奉行・諸役人段々に申連（達カ）、下々迄此旨相守候様に可二申付一候。

一、我等申越候儀は不レ及レ申、家老共申渡候儀違背仕者有レ之候はゞ、早速我等方へ注進可レ申候。若くは城地引渡の節連（遲カ）滯仕候族有レ之候はゞ、家老共に遂二相談一得心仕候様申宥、其上にも違犯仕候者有レ之候は、早々上使并御目付衆城受取の御方へ申上、一人は相殘一人は早速可二罷歸一候。且又家老共たりとも萬々一違背の儀、其外不盡仕（方）形有レ之ば、早々上使衆御目付衆城受取の御方へ申上、此方へも可レ有二注進一候。城地引渡迄津山に罷有、引渡相濟候はゞ早々可二罷歸一候。以上。

八月二十八日

内記御印判

松本久兵衞殿
水口茂右衞門殿

覺

一、今度領國被二召上一候付、自然於二津山一家中の面々上使御越の節訴訟がましき儀申上候は、我等義は不レ及レ申親類迄不調法に罷成爲レ不レ宜の旨、御老中度々被二仰聞一候。左様の我儘成義堅不二申出一様に急度可二申付一の旨被レ仰候。然上は美作守家中の面々訴訟等申出候は、我等は不レ及レ申親類中迄品々寄濆申儀候間、能々此旨を存堅願等城引渡已前津山へ御越の御衆中へ申上間敷候。若此旨違背候はゞ、我等方より御老中へ申上、急度御仕置被二仰付一候様に可レ致候。爲レ其松本久兵衞・水口茂右衞門差越候。

一、家中の面々、數年不如意困窮の上候へば、一入立退候義早速難レ成可レ有レ之旨不便成義候。何とぞ少宛の引料をも申付度思候へ共、美作守不勝手の上此節の義と申、旁自分の暮しさへも如何と存體に候に付、可レ致様無レ之不レ及二是非一候間、隨分面々此節の義候間、只今迄譜代の由緒を存何分にも様子能引渡早速城明候様に可レ致レ之。上使衆御越の節御救等の願可二申上一と下々には存者も可レ有レ之候へ共、ケ様成節前々從二公儀一御救被レ下候例無レ之由候。隨分於二爰元一致二了簡一御老中へも申上何とぞ以二御慈悲一御救被レ下候様願可レ申の間、其上にも相調不レ申候はゞ不レ及二是非一と存べく候。何事も公儀の義は御大法の例有レ之義候へば、何程願候ても不二罷成一義は叶申事にて無レ之、此度以二御憐愍一我等新知被二下置一候義、誠以難レ有仕合可二申上一様無レ之、ケ様御厚恩の上は、家中の面々も自分の儀を不レ存何とぞ様子能引拂候様に可レ仕候。幷、町在々に至迄訴訟等

不㆓申出㆒候様に堅可㆓申付㆒候。

一、田村右京太夫殿より被㆑遣候御書付一通差越候。是又披見可㆑有㆑之候。右の趣相心得城内は不㆑及㆑申家中屋敷至迄荒く不㆑申候様堅申付、騷動無㆑之様に急度上使御目付衆城受取の御方其外今度御越の衆中被㆓仰渡㆒候通相守、無㆑滯城地領國共引渡可㆑申候。此旨家中下々迄急度可㆓申付㆒候。以上。

八月二十八日　　森　内　記

森　采　女　殿
各　務　兵　庫　殿
原　十　兵　衛　殿
各　務　伊　織　殿
井　上　四　郎　兵　衛　殿

〔七六〕家老書翰*

*此見出し目次に依り新に入る。

一、一筆致㆓啓上㆒候。爰元御平安上々様御安康被㆑成㆓御座㆒候。

一、先書に申進候其元御城請取水野美作守様先月二十二日御病死に付、右御代酒井靱負様へ一昨晦日奉書御在所へ被㆓仰遣㆒候。爲㆓御心得㆒申進候。上使様方御目付衆中へ未御暇も出不㆑申候。

一、一昨晦日内記様より鳥居播磨守様・保科兵部様御使にて御家中御救の義、御書付を以御歎の義、土屋相摸守様へ被㆓仰込㆒候。愈首尾能御座候様にと奉㆑願計候。恐惶謹言。

九月二日　　長　尾　隼　人

森　采　女　様
各　務　兵　庫　様

原　十兵衛　様
各務　伊織　様
森　門　吉　様
井上　四郎兵衛様
玉置　仁左衛門様
山口　彦右衛門様
奥田江　兵　衛様
大洞　十太兵衛様
齊　源五右衛門様

〔七七〕　城請取御大名附

上使、奥州一ノ關三萬石田村右京太夫。城請取、播州明石六萬石松平若狹守。但、四萬石の御役高。丑十月朔日午ノ下刻江戸より明石へ到着。同、若州小濱十二萬三千石酒井靫負佐。但、七萬石の御役高。御目付水谷彌之助、是は右京太夫へ御付。平番御目付赤井平右衛門・仁賀保孫九郎、此兩人は御代官衆へ御付候由。御代官竹村惣左衛門・森屋助次郎・岡田五右衛門。城番、藝州四十二萬六千石松平安藝守、三萬石分人數勤番、御自身無御出。

一、平番御目付御代官は、作州被召上旨被仰出有之と、其儘津山へ御越。

〔七八〕　城請取次第*

一、十月八日、松平若狹守津山より三里勝間田村へ到着。酒井靫負佐は前度より押入村に扣らる。

*此見出し目次に依り挿入。

但、城より一里。同九日田村右京太夫勝間田村へ到着。若狹守は川邊村へ寄らる。各寄合、津山家老長尾隼人・原十兵衛・用人玉置仁左衛門被レ爲レ呼と仰渡し有レ之由。

一、十一日未明に、靱負佐宮川向北を廻り、搦手門に人數操寄、若狹守町筋を直に追手へ人數寄らる。右京太夫は若狹守人數の前を通り、城の西口へ詰らる。水谷彌之助先へ追手より入、搦手へ出らる。狹竹の札を數多爲レ持、靱負佐人數鐵炮十梃・弓五張・幷、番人或は四人或三人一組にて右の狹竹札持の者案内にて番所へ受取。札には案内の者と有レ之。此節は津山城番の者共勤之、其後靱負佐・彌之助馬上にて一所に城入。森對馬守屋敷へ御入。彌之助は各務兵庫屋敷へ御入。其後同勢過半城入。請取場は外曲輪門六ヶ所・二の曲丸門二ヶ所・町跡先番所也。若狹守家來齋藤甚左衛門・美濃部木工。津田帶刀・大塚才兵衛同勢引連城請取。其後若狹守馬上にて城入。森釆女屋敷へ御入。請取場は本丸門三ヶ所・二の丸二ヶ所其外座敷等。右京太夫馬上にて城入、原十兵衛宅へ御入。本丸にて四人寄合有レ之城渡し候。諸士廉上下、本丸は森釆女・長尾隼人渡す。町外迄町奉行御迎に出る。追手門迄大目付・留守居・郡奉行・普請奉行御迎に出る。其外城中所々番人請取相濟の後、外へ出る町在役人は城下に三十日計も罷在諸帳面差出す。

〔七九〕 町制札立替

條々

一、今度津山の城被レ召二上之一に付給人城下引拂の儀今日より三十日限たるべし。但給人津山領に有レ之度と申輩は、遂二穿鑿一心次第可レ指二置之一、立退度輩は無レ滯可レ借レ宿旨御目付中より證文可レ遣の事。

一、喧嘩口論停二止之一訖、若違犯の族あらば双方可レ誅二罰之一、萬一荷擔者其咎可レ重レ於二本人一事。

一、竹木伐採の儀、并、押買狠藉停止の事。
一、家僕の儀非ニ譜代一者主從相對次第の事。
右の條々可ニ相守一。若違犯の族は可レ被レ處ニ嚴科一者也。仍て如レ件。
元祿十年十月十一日　　水谷彌之助
　　田村右京太夫

條々

一、今度津山の城被ニ召上一候に付、給人津山領に有レ之度族者、遂ニ穿鑿一心次第先可レ差ニ置之一、立退度輩は無レ滯可レ借レ宿旨證文可レ遣事。
一、種借の儀從レ藏出レ之借付義、於レ無レ疑者當暮可レ收レ之。但、年貢未進可ニ弃捐一事。
一、未進方々取つかふ男女の儀、主從相對次第にいたすべし。但二十ヶ年過は可レ爲ニ譜代一事、付譜代に出し置候男女の儀等無ニ其紛一者譜代勿論の事。
一、借物は可レ爲ニ證文次第一事。
右の條々可ニ相守一者也。
元祿十年丑十月十一日　　仁賀保孫九郎
　　赤井平右衞門

定

一、きりしたん　道の御高札同事。
元祿十年十月　日　　奉行

右の趣被ニ仰出一訖。堅可ニ相守一者也。

仁賀保孫九郎

赤井平右衛門

〔八〇〕 上使御目付御代官衆御尋に付、森家役より差出候諸帳面目録

一、川筋番所帳

一、在々渡舟帳 同給扶持帳

一、十郡郷村子歳高物成寄目錄

一、年貢米納所

一、免定書付

一、納米書付 收納等のこと

一、小物成の内先納書付

一、在々諸色子歳懸り物品々覺帳

一、内記知行所高付帳

一、奥引米書付

一、他國より參在郷住宅浪人書上帳 是は右京太夫殿御立に付出不レ申。

一、所々口留帳

一、他國より積下す物奥書切手出す書付

一、米善惡の村々書付

一、郷村帳

一、津山より村々へ道法

一、米俵入書付

一、馬次宿帳

一、出湯帳

一、在々市立帳

一、子歳未進米帳

一、諸役懸り高幷役免除高免許地の帳

一、在々林山山守給米帳

一、在々前々追放人覺帳

一、十郡百姓借米覺帳

一、在々五歩二十一年納崩借米覺帳

一、郷村不定納物譯書付

一、在々疲村幷飢人救の覺帳

一、年々取ヶ帳

一、林山改帳

一、給米を以て取ヶ米に立用仕在郷奉行人書出帳

一、類族帳

一、鐵炮改帳

〔八一〕 御救米渡方の覺

一、御救米總高請取帳人別認、家老用人より先達て可レ被ニ差出一事。

一、御米段々相渡候付、此方より藏役人へ小切手に日限記、各へ可ニ遣置一候間、其日限の通切手御藏へ持參御米可レ被レ請ニ取之一候事。

但、定日大雨・大雪の節は、翌日切手持參候て御米可レ被ニ請取一候。

一、御米被ニ請取一候儀は、請取役人兩人宛被ニ差出一被レ請ニ取之一、各方にて銘々配當可レ被レ致候。但御藏場へ大勢入込候義は不ニ相成一候事。

一、壹人別に廻しは立不レ申候。其日の米高撰の內にて鬮を取、鬮當り候一撰の內にて廻し立相渡候事。

丑十一月

覺

一、步行の者より足輕小人迄御救米一人に付、二石一斗宛、米高五千四十二石一斗の分三斗四升入にして、俵數一萬四千八百二十九俵餘、日數五日に相渡し可レ申事。

一、九十石已下扶持方取共に御救米一人に付、三斗四升入十一俵餘宛、都合千三百十二俵餘、一日に相渡候積の事。

一、百石より百三十石迄御救米一人に付三斗四升入十五俵餘づゝ、都合千八百三十七俵餘、一日に相渡候積の事。

一、百五十石より二百五十石迄、一人に付三斗四升入二十三俵餘づゝ、都合三千五百九十俵餘、一

日に相渡し候積の事。

一、三百石より五百石迄、一人に付三斗四升入三十俵餘宛、都合千五百七十五俵、一日に相渡候積の事。已上。

丑十一月

△森美作守家中浪人御救米請取帳

誰組

一、何百石　誰

一、何百石　誰

一、｜　〃

一、｜　〃

誰組

一、何百石　誰

一、｜　〃

組外

一、何百石　誰

一、｜　〃

人數合五十一人

此御救米五百三十五石五斗、但（壹人に付拾石五斗づゝ平均十四人ふち百五十日分）（百五十石より二百石迄）

文談右に同、

人數合百五十五人

此御救米千二百二十石六斗二升五合、但（壹人に付七石八斗七升五合づゝ平均十人半ふち百五十日分）（百石より百三十石迄）

文談右に同、

人數合百十九人

此救米六百二十四石七斗五升、但（壹人に付五石二斗五升づゝ平均七人ふち百五十日分）（九十石已下扶持方取迄）

文談右に可ㇾ准、

人數合百十九人

此御救米四百四十六石二斗五升、但（壹人に付三石七斗五升づゝ五人ふち百五十日分）（諸切米取の分）

是は銘々名所に不ㇾ及、御目付中へ被ㇾ出候帳面の通に認。

人數合二千四百一人

此御救米五千四十二石一斗、但（壹人に付貳石壹斗づゝ三斗五升入六俵づゝ）

御救米都合七千八百六十九石二斗二升五合。計立也。

右者今度美作守家中浪人爲ニ御救米ㇾ被ニ下置ㇾ請取申處實正也。銘々無ニ相違ㇾ割渡可ㇾ申候。仍而如ㇾ件。

元祿十年丑十一月

用人　印判

家老　印判

竹村惣左衞門殿

守屋助次郎殿

岡田五右衞門殿

〔八二〕　城請取衆竝城番人數行列竝於藝州書付

▲酒井靱負佐行列（鑓印白熊小頭の先に高挑灯二つ宛騎馬の先両々一づゝ）

弓立具足（若黨同 口取 同同 口取）騎馬（鐙・指物竿・挾箱。）草履・雨具・沓籠・小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱一荷・矢箱一荷・雨具三荷

物頭騎馬（上に同但二本道具）小頭、鐵砲十挺・弓十五張・玉箱・矢箱・雨具三荷、物頭騎馬（上に同）小頭・鐵砲十挺・弓五張・

玉箱・矢箱・雨具・物頭騎馬（上に同）小頭・長柄三十五本・手代り雨具三荷・具足（若黨口取 同同 口取）長柄奉行（鐙・挾箱・指物竿・草履）沓

籠・雨具・小頭・長柄三十本、長柄奉行（上に同）騎馬二十八騎（但若黨多少有、手筒二本道具有、）弓立小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱

矢箱・雨具・弓立・手筒・具足對鑓若黨同口取同同同同口取若騎馬六人・鑓二本・手筒一・小頭・弓十張・矢箱二荷・雨具二荷、物頭騎馬若黨六人鑓二本・狭箱二口・取二弓立・草履・立傘・具足・沓雨・指物竿小頭・鐵砲二十挺・玉箱二荷・雨具三荷・物頭。騎馬上に同小頭・鐵砲二十五挺・玉箱二・雨三口口騎馬・物頭弓立・若五・鑓一・草・狭二具足・指物竿・沓・雨、小頭・旗竿十五本・旗長持二つ・旗奉行騎馬弓立・對鑓・指物竿・手鑓若九人・草・立傘・雨、小頭・鐵砲十挺・玉箱一・雨・物頭騎馬具・若三・挟・沓草・鑓一・雨、小頭・牽馬七疋・沓七荷・具足同・冑立・大馬印・小馬印・馬印箱・弓立二・弩俵・挟箱六・對鑓・臺笠・立傘・大鳥毛・長刀持鑓・同太鼓二つ・具一・歩士二十人刀筒同本陣侍二十人・鑓・牽馬・沓籠・六尺十人程若黨八人・供・具足櫃五つ・鑓二十本・供・挟箱二十押同同小頭・鐵砲十挺・弓十張・玉箱二荷・矢箱一荷・雨具三荷・物頭騎馬具足・若五・指物竿・沓鑓一・挟・草り・雨、騎馬二十四騎上に同弓立二・手筒三・具足櫃同對若同口鑓同同同口長刀口取口取若同若同騎馬鑓・草り・指物竿・立傘・挟箱・沓・雨騎馬一騎上に同騎馬四騎弓立・具足・同・對鑓・手鑓・若五・挟・草・立傘・沓・雨小頭・鐵砲十五挺・玉箱一・雨二・物頭騎馬若同若五・具足・指物・竿・鑓一沓・挟箱二・草・雨小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱・矢箱・雨具・物頭上に同小頭・鐵砲十挺・玉箱一荷・物頭上に同小頭・長柄十五本・雨具三・長柄奉行上に同騎馬十三騎具足・若二・草・沓・指物竿・鑓一・挟・雨、小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱・矢箱・物頭上に同若四人小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱・矢箱・雨・物頭上に同騎馬十四騎具足・若二・草・雨・指物竿・手鑓一・挟一騎弓立・具・鑓二・竿・草若五・挟二・立傘・雨小頭・鐵砲十五挺・玉箱雨・物頭上に同小頭・長柄二十本・同奉行上に同若五三道具三十本・棒五胞幕串五把・幕・長持・宰領二人・小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱・矢箱・雨具・物頭上に同若四小頭・鐵砲十挺・弓五張・玉箱・矢箱・雨具・物頭上に同六騎具・若二・挟・鑓・草・雨、小頭鐵十五挺・玉箱一・物頭弓・具・若六・竿・草・鑓二・挟二・立傘・沓・雨・八騎具・若五・狭・草・竿鑓二・立傘・沓・雨・醫六人若四・長刀・草・六尺四人・藥箱雨具・外科一人上に同此跡に乘懸數多。但一人も不レ乘。小旗十五本・鐵砲二百二十挺・弓七十張・長柄百本・騎馬百二十九騎諸物頭共に

▲松平若狭守行列鑓印黄羅紗袖印白練短册長七寸巾二寸黒片山道夜明ケ故挑灯無レ之。

先乘目付役大藤傳之丞・拍子木・小頭・旗五本・旗箱・旗者・具足・長持一肩・雨具二荷・旗奉行古市淸左衞門・小頭・鐵砲二十挺・玉箱一荷・足輕・具足・長持二つ・雨具二荷・物頭白木治左衞門・鐵砲行列右に同物

頭室田勘右衞門・鐵砲行列上に同　物頭磯野安右衞門・小頭・長柄三十五本・手代り五人・雨具二荷・長柄奉行久世儀右衞門・騎馬二十騎高武貞右衞門・五十嵐角兵衞・若松又兵衞・間嶋與一右衞門・山口助右衞門・山本兵助・山本武大夫・中山七右衞門・山口平藏・五十嵐藤太夫・中山藤藏・關戸治右衞門・西村勘介・間島與十郎・山寺又五郎・鯨權左衞門・鈴木源六郎・橋本十郎左衞門・間宮藤七郎、拍子木・大目付岩井平大夫・組頭美濃部木工・徙鉦・螺・太鼓・船手者・雨具二・拍子木・侍大將齊藤甚左衞門・與力・醫藤田道碩・大筒三挺・玉箱二負・藥箱二・騎馬萩野六兵衞・貸具足長持四つ・宰領・幕串長持三・牽馬五疋家中病馬の時乘かへ武具小荷駄五荷・作事道具・澁紙楯・此小荷駄十駄・宰領二人・小荷駄奉行騎馬の內替々勤。

二番先乘・使番替々勤・拍子木・小頭・旗竿五本・旗箱一・旗者・具足・長持一・旗奉行關戸理左衞門・小頭・鐵砲二十挺・玉箱一荷・足輕・具足長持二つ・雨具三・物頭鈴木源左衞門・鐵砲行列右に同　物頭鳥村三左衞門・鐵砲行列右に同　物頭西村新七郞・小頭・弓三十張・矢箱三荷・具足・長持二・雨具三・物頭手塚十之丞小頭・長柄三十五手替雨具三・長柄奉行山口太郞左衞門・騎馬二十一騎寺岡政右衞門・高島孫九郞・今井貞之進・留岡作右衞門・狭野源之丞・矢木源四郞・森田七郞右衞門・手島友右衞門・佐治新平・山田安之丞・加藤八郞兵衞・脇部傳左衞門・留安傳十郞・加藤甚五兵衞・永井新助・五十嵐助六郞・中平之丞・寒川杢右衞門・目付騎馬替々勤・組頭齊藤傳兵衞・徙鉦・螺・太鼓・船の者・雨具・小頭・持筒十五挺・持弓五張・玉箱一荷・弩俵一穗・具足長持二つ・雨具三荷・物頭松本多宮・馬屋小頭・牽馬五疋・沓籠・胄立・具足・宰領同纒竿・奉行馬廻替番馬印竿・馬印箱・宰領・奉行上に同　挾箱四つ・簑箱一つ・對鑓・大鳥毛・鑓手替・歩行三十二人同刀筒歩行目付一人・歩行・小頭・長刀右・持弓左・士二十人・御乘物先へ御纒印箱持・床几・草履取・持鑓二本・枕鑓一本・持弓張替一張・士俵一穗・持筒二挺・臺笠・立かさ手代り・挾箱二・具足・宰領・茶辨當一・坊主一人・駕籠・牽馬一疋・沓籠・押三人・騎馬脇部彌一右衞門・乙部勘左衞門・河村藏人・津田帶刀・使番四人・押二人・若黨六人・供具足三・草履取十五人・供挾箱九つ・供鑓九本・貸馬五疋・家中乘馬

*原本註に「〇此印七十一キの中にあり」とあり「キ」は騎なるべし

二疋・沓かご・押六人・士大將間宮宮内左衛門・拍子木・與力・祐筆堀江八郎左衛門・醫柳川立軒・外科逸見快雲・小荷駄十駄（作事道具並紙楯など。）小荷駄奉行羽石十左衛門・乘懸二十駄・先達而津山へ爲ニ注進一大塚才兵衛・黑田久六郎・宿割牧野甚兵衛・筒井新六郎・杉山勘兵衛・森野權右衛門。

士大將・手筒二・弓立・馬印竿・同箱・具足櫃二・挾箱二・對鑓・手替り若黨十三人・草り二人・沓かご一雨具三荷。組頭・手筒一・弓立一・指物竿・具足・挾箱・二本道具・若黨七人・立かさ・草り・沓かご・雨具・物頭・手筒一・具足・指物竿・挾箱・若黨二人或三人・鑓・草り・沓かご・雨具レ平士・具足・若一或二人・鑓・挾箱・草り・沓かご・雨具・與力・若黨・鑓・草り、右に記し置分の供廻り如此。

〆、旗竿十本・鐵砲百三十五挺・弓三十五張・長柄七十本・騎馬七十一騎（物頭旗長柄奉行共）

△此合印已下異本に、右の外騎馬の衆、使番衆、谷崎江左衛門・島村半六・矢木源八・淺田十藏。取次役、丹羽彦左衛門・眞砂藤介・大塚才兵衛・黑田久六。宿割、島田新藏・橋本又左衛門・桑山喜平六。馬廻り、岩佐藤九郎・谷三郎左衛門・原清左衛門・五十嵐次大夫・石塚織右衛門・久米源三郎・五十嵐善八渡部市兵衛・林善左衛門。詰衆、小野田伊右衛門・伊藤五郎右衛門・森小彌太・山田善八・森田七三郎・吉田權九郎・本間助之進。近習、間島權太郎・小野田喜八郎・磯野門左衛門・五十嵐金左衛門・城戸辨之丞・奧平惣八・佐藤笹之丞・松田傳七・出川清雲・筒井新六・津田帶刀。

御晝休野陣也。御先へ人被レ遣場所見立、村より湯鍋出す。尤鳥目被レ下候由。笹の詰立有所にて侍大將拍子木初に、何も道の左右に別れ腰付遣、若狹守殿にも御腰付。

田村右京大夫行列（鑓印銀ノ丸夜明故挑灯無レ之。）

小頭・旗竿三本・旗箱一・雨具二荷・旗奉行（若三・挾二・具一・二本道具・竿・口取・沓かご・草・雨。）小頭・鐵砲二十挺・玉箱一荷・雨具二・物頭（同上に）小頭・鐵砲二十挺・玉箱一・雨二・物頭（上に同、但、若二・やり一。）小頭・弓十張・矢箱一・雨一・物頭（上に同）長柄二十五本・手代り・雨二・長柄奉行（上に同）小頭・持長柄十本・雨二・長柄奉行（同上に）馬や小頭・牽馬四疋・沓二・具

足輕三・圓居（マトイ）・馬印竿・冑立同・太鼓・長持二つ・持筒四挺・玉箱一・持弓二張・弩俵・挾箱四つ・簑箱一・鳥毛・鑓三本・歩行二十七人 刀筒同 長刀 臺かさ 立かさ 手代・侍二十四人・對鑓・挾箱・草り・牽馬一疋・沓かご・雨具十荷・若黨四人・供具足二・供鑓四本・供挾箱十荷・草り取二十四人・騎馬十三騎 若三・ヤリ一・具足・指物竿 沓かご・挾箱・草り・雨具 醫二人・外科一人 若二・長刀・挾箱・六尺四人・草・雨・ 乘掛四十駄。

〆旗竿三本・鐵砲四十挺・弓十二張・長柄三十五本・騎馬物頭共に二十一騎。

一、十月十三日從ニ若狹守一安藝守家來淺野伊織・沖權大夫を被レ爲ニ呼寄一城中所々見せらる。十四日未明に安藝人數西口より繰寄、如ニ最前一彌之助案内札を爲レ持被レ出、安藝守家來へ被ニ申付一城中へ入らる。其後人數段々に入城、請取同勢過半入。追手は伊織、搦手は權太夫入、同日靫負佐、勝間田迄發足、右京大夫・若狹守は川邊に一宿、十五日若狹守發足、十六日に右京太夫・彌之助發足。

▲松平安藝守家來城在番人數付

一萬石 淺野伊織
千石組頭 寺西權左衞門
四百石物頭 蒲生甚內
弓削賴母組
三百石鑓奉行 近藤瀬（セイ）兵衞
二百五十石 江田（ロイ）磯右衞門
木村半藏
大桑源右衞門
寺西權右衞門組
同上 近藤甚兵衞

三千石 沖權太夫
千石物頭 大久保新左衞門
三百五十石物頭 松浦金左衞門
七百石 弓削忠左衞門
二百五十石 山田權八
同上 岡村彌平太
大橋與右衞門
六百石 太田權右衞門
三百石 枝前市左衞門

千石物頭惣頭 淺野左門
七百石物頭 小堀新五左衞門
四百石物頭 今北江右衞門
五百石 天方新五左衞門
同上 林新七郎
同上 山田甚五郎
後藤半兵衞
四百石 村尾藺右衞門
三百石 永原金右衞門

千五百石組頭 弓削賴母
六百石物頭 天野平左衞門
五百石旗奉行 森島新吾
三百石鑓奉行 竹本新八
同上 竹腰善兵衞
同上 岡田市大夫
小島十三郎
同上 伊藤三右衞門

二百五十石 須磨七左衛門
百五十石 山本七郎左衛門
丹羽儀太夫
三百石使番津山中目付 松野半左衛門
三百石軍者 堀江(ロイ)太左衛門
三百石持筒頭 穂坂傳六
三百石勘定頭 竹腰次左衛門
同 三好九郎左衛門
同 三浦加兵衛
同 石津小兵衛
馬醫 鹽野勘兵衛
久島十左衛門
戸田九太夫
木原與三右衛門
藤井加右衛門

二百五十石 西尾為右衛門
二百石 今枝半左衛門
百五十石 石谷源之助
四百石右同斷 山岡唯右衛門
二百石目付 西尾武左衛門
二百五十石步行頭 小池與右衛門
須崎保(衛イ)兵衛
同 松浦孫之進
同 西川平藏
祐筆 吉野孫之進
乘方 佐藤源左衛門
杉村源七
久島半之丞
中地與平次
江戸今度御請使者 湊半兵衛

二百石 坂原藤左衛門
百五十石 山中七郎左衛門
同上 佐瀬半左衛門
貳百石鑓奉行 岸軍兵衛
二百五十石同上 竹本岡右衛門
百五十石醫師 長丈庵
右八月十五日被申付
同 津田貞平
同 小野彌平次
割方 河村又右衛門
筆頭兼 出淵五太夫
有田市之允
川田權八
疋田權八
備後福山へ使者二百五十石 近藤八郎右衛門

同上 石田忠左衛門
同上 三村平內
同上 石田善右衛門
三百石普請奉行 今中權之丞
八百石騎馬弓頭 吉岡助太夫
外科 吉益半朴
中小姓 坂井武太夫
同 寺川彌三郎
同 島本德右衛門
割方 川崎彌介
目付番人 舟越德介
三橋德左衛門
芦十助
竹內藤十郎
赤穗へ使者三百五十石 小山孫六

〆旗五本　弓　十張　鐵砲百挺　長柄七十二本　持筒二十挺

△覺

一、鑓四本・弓立二・肩手筒二挺・具足櫃・挾箱二荷・立傘・牽馬二疋。右番頭兩人、弓削頼母・寺西權左衛門。

一、鑓一本・弓立一・手筒二・具足櫃・挾箱二荷・立がさ・牽馬二疋・右千石已上。
一、鑓二本・弓立一・挾箱二・牽馬一。右大番頭。
一、鑓二本・弓立一・具足櫃一・挾箱一・馬一疋。右從七百石九百石迄。
一、鑓一本・具足・挾・馬一。四百五十石より四百石迄。
一、百五十石より二百石迄上下一人より十三人迄。三百石より四百石迄上下十三人より十六人迄。五百石より六百石迄上下十五人より十八人迄。　七百石より九百石迄上下十七人より二十人迄。千石已上上下三十人より三十六人迄。大番頭上下十七人より二十人迄、番頭上下三十五人より四十三人迄。

右八月九日前章の日附前後乎。

一、今度作州津山へ被遣候衆、着類・馬具等美麗に不二相見一候樣に仕、毛羽織・金入・純子等の羽織、尤陣用の羽織等着用仕間敷候。幷虎・蠟虎の鞍覆無用の事。
一、着類余（計）慶不レ及レ拵候。津山於二御番所一者木綿着類不レ苦間敷候程の首尾も可レ有レ之間、用意輕可レ仕事。
一、面々家來に至迄急々御法度の趣相守はで成體。竝作髭など不レ仕樣に可二申付一事。
一、面々道中荷物隨分手輕に仕、當用の物計可二持參一、其外の荷物御才領被二仰付一、跡より被レ遣可レ被レ下事。
一、今度面々召抱候若黨小者切符別紙に相究候間、此旨相守可二召抱一、縱此節切符相對仕候へ共今度究の通可二申渡一事。

一ヶ年切符

二百三十目より七十目迄若黨、百六十目より百二十目迄道具持・馬取・草り取、百二十匁小者。

右の通可ニ相守ㇾ也。

右於ニ藝州ㇾ被ニ申渡ㇾ由。

▲松平安藝守人數行列 鑓印銀の短册に黑き三引小頭の先へ高挑灯六程騎馬先へ一つ。

弓立一・具足櫃・對鑓・騎馬・若黨六人・鑓一本・挾箱二・草り・沓・雨具・棒持四人・騎馬・若黨六人・具足・草り・鑓一・挾箱・沓・雨具・小頭・鐵砲二十挺・玉箱二・手代り。雨三荷・足輕・具足長持一・物頭 弓立・若六鑓二・挾二具・草・沓・雨・ 騎馬 弓立・具・若六・草・鑓三・挾・立かさ・雨・ 小頭・鐵砲十挺・玉箱一荷・雨具二荷・足輕・具足長持一ッ・物頭上に同 小頭・弓二十張・矢箱二荷・弩俵一・雨具三・足輕・具足長持二・物頭上に同 小頭・長柄三十本・手代り、雨具四荷・長柄奉行上に同、但若六人、具足櫃二つ 小頭・旗竿五本・旗箱二・雨一・旗奉行上に同 番頭 歩行六人・具足・弓立二・手筒二・玉箱一・矢箱一・若黨八人・刀筒・雨具 四荷・對鑓・挾箱二・冑立・具足櫃・手鑓二・長刀・立傘・草履。 牽馬一疋 沓かご・手替五人 小頭・鐵砲二十挺・玉箱一荷・雨具三・物頭上に同 小頭・弓二十張・弩俵二穂・矢箱二荷・雨具三荷・足輕・具足長持八ッ・物頭上に同 小頭・長柄四十本・手代り雨具四荷・物頭 弓立・冑立・若・草り・挾箱・對鑓・具足・手鑓二・立かさ・雨具。

高挑灯四ッ・手筒三挺・玉箱一荷・弓二・矢箱一・具足櫃同・冑立・圓居 挾箱・對鑓・ 長刀 壹笠立かさ 手代り、大鳥毛・手代り 歩同同同同刀筒口取侍四人 同同同同同同刀筒口取侍四入 沖權太夫 ヤリ ヤリ 草り 狹箱同 六尺八人・牽馬二疋・沓かご二荷・雨具十荷・若黨三人・供供挾箱三つ・草り取五人 押同同 雨具三荷 押同 與力五人 若黨二人・鑓一本・ 具足・草り・騎馬 弓鑓二本・草り・沓・挾箱・具足・若五人・ 雨具・騎馬 手筒二・弓立二・ 玉箱 草り・挾・若八人・鑓一・矢箱・對鑓・沓・雨具・ 騎馬九騎 弓立一・具足・鑓一・沓草り・挾・雨・箱二・ 騎馬八騎 具足・挾一・鑓一・若二・草り・雨・ 乘掛八人 同所組、若黨二人或は壹人

是より伊織家來

騎馬 弓立一・具足・鑓二・草・挾二・若五人・沓・雨。 小頭・旗竿三本・旗箱・雨具一荷・旗奉行 具足・挾・鑓一・若一・草・沓・雨 小頭・鐵砲十挺・弓五張 二張三張打まぜ 玉箱 矢箱二荷つゝ・雨具三・物頭 具・挾・鑓・若三・草・沓・雨。 小頭・長柄一本手代り・雨二・長柄奉行 弓・具・挾・鑓二・草・沓・雨・若五。 足輕・具足長持四つ・騎馬四騎 具・挾・若一・鑓・草・沓。 雨具・一騎 弓・若三・鑓・挾・具・草・沓・雨 引馬三疋・沓かご・具足櫃同同・馬印二・纒一、幕串・幕箱・挾箱三・對鑓、手代り・手筒三・弓二・玉箱一・矢箱一・白熊鑓手代り・臺笠手代り・長刀・冑立

歩同同同同同同刀筒 同同同同同同同同 同同同同同同同川筒 鑓一本・伊織十六人 十六人 挾・草・同・同・ 牽馬一疋・沓かご・六尺十人・皮籠二荷・茶辨當一・坊主一人・雨具十四荷押同 同同 若五人・具足四・供鑓五・供・ 狹箱五・與力十人騎馬 弓・具・鑓二・挾・草・沓・雨 乘掛八人 若一・鑓・具・草 騎馬 弓・草・對鑓・挾 二・若六・立かさ・沓・手鑓・雨。右是迄伊織分。

番頭 弓二・手筒二・玉箱・矢箱・具一・對やり 歩六・若六・長刀・手鑓二・草・立かさ・挾二 牽馬一疋。沓かご三・雨具三荷・茶辨當手代り三人・與力三人 弓・具 草・沓 鑓二・挾二・若六・雨三。騎馬十騎 若二・或 三人五人 鑓一・挾箱・具足・草り・沓・雨・小頭・鐵砲二十挺・玉二荷・具足長持十・雨具五荷・物頭 弓・鑓二・若五・具・ 草・挾二・草・沓・具。醫二人 若二・六尺四人 長刀・草り・雨 騎馬 弓・鑓・二・若五・雨 挾二・草・沓・具 皮籠五荷・鐵砲箱十二・玉箱三荷・乘掛數多、面々指物竿は具足櫃に結付る。

〆旗五本・弓四十張・鐵砲九十挺・長柄七十本・騎馬五十騎・諸物頭共。

伊織分、〆旗三本・鐵砲十三挺・弓七張・長柄一本・騎馬十三騎・諸物頭共。

伊織は妙法寺に一宿、翌日城受取、城番の內は原十兵衛屋敷に居申候由、諸士は外山下侍屋敷に居城、門五は無二出入一、追手より出入有レ之大手前に番所有り。爰元へ他所より通し仕候。

貞之卷　終

附錄

元祿十一年寅正月十四日於二美作國一高十萬石、城地共賜二松平備前守長矩一。

高十萬石、內一萬五百三十三石七斗四合、永荒、二百十九ヶ村外分鄉四十邑。

▲同寅年人數

町中、一萬六千六百五十九人。內男、八千七百人。女、七千九百五十四人。外乞食四百三十五人。

在中、六萬二千三百三十三人。內男、三萬四千二百三十三人。女、二萬八千百人。內百六十二人、

乞食男。百四十五人、乞食女。五百九十三人、穢多男。五百十九人、同女。
在町馬、千二百八十疋。牛、七千百九十八疋。

▲元祿辰年人數

在中、五萬九千六百十一人寺社百姓幷名子家來穢多乞食共內、男三萬二千八百三十三人。女二萬六千七百七十八人。
家數、一萬三千六百七十一軒寺社百姓幷名子家來穢多乞食共。
牛、六千九百八十六疋。馬、千十七疋。
右人數の內二千八百十三人、內男二千十一人、女八百二人、津山家中幷町在郷へ奉公に出る分。

▲寶永四亥四月改

惣町人數、一萬千九十九人、內男、六千九十二人。女、五千四百七人。札座札賣高、二百七十貫目程。但賣高多き分。
元祿午年より定め免盛、津田治部左衞門・川上半右衞門兩人に被ㇾ命。

▲享保五子年改

十萬石領、田畑合六千四十五町二反七畝分。
內四千七百七十四町一反六畝二十步田方、二千七十一町一反十一步畑方。
外
新田六十四町七反九畝二十一步、新畑三十六町五反五畝二十六步拜領高の外。
人數合、六萬九千百二十四人。內三萬八千五百六十九人男、三萬五千百五十五人女。
內
男五千四百三十五人、　城下町人下男共。　女四千七百二十人、　右妻子召仕共。
男三萬千八百五人、　百姓名子家來木地挽共。　女二萬五千百人　右妻子家來共。

右の數書誤有レ之乎。

作州記　終

美作風土畧

*此目次新に作製

美作風土畧目次

已上

美作風土畧

著者不詳

美作國稱并郡員

舊事記第十に、日本國數百四十四ヶ國あり。文武天皇の御宇、六十六ヶ國に割ると見えたり。續日本紀に云ふ、元明天皇和銅六年、割ニ備前六郡一始置ニ美作國一云々。古謂、英田・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島七郡也。拾芥抄云ふ、用野・苫南・苫北・吉野加ニ四郡一爲ニ十一郡一。和漢三才圖會の説同也當時は郡稱も古とは違ひ、十二郡と成れり。森家の時古稱に改むるといへども、猶國民のとなへ覺えたるゆゑにや、古稱をばとなへず。則森家の時江戸表家老中より來る書簡の寫、左に記し置く。

一筆申入候。御國十郡に、自ニ先規一相極候得とも、諸事爲ニ裁許一勝田北郡・同南郡・久米北郡・同南郡と四郡の樣に申傳候。此段公儀御帳面と相背事に候故、相改可レ然候間、被レ得ニ其意一勝田郡北分・南分、久米郡北分・南分と兩郡に相唱候樣に、尤帳切手巳下は猶以其通に相認候樣在々へも御申付、御自分も可レ被レ得ニ其意一候。則爲レ念別紙書付進候。恐々謹言。

御郡付覺

一、眞島郡　一、大庭郡　一、久米郡北分南分　一、苫西郡　一、苫南郡　一、英田郡
一、吉野郡　一、勝田郡北分南分　一、苫東郡　一、苫北郡　合十郡。

森家の時は、久米北郡・久米南郡・勝田北郡・勝田南郡と唱へたる故、四郡の樣に相聞え被レ改と見え

たり。又今の郡稱は各別に違ひたり。いつの頃如ㇾ此に改めらるゝにや。

英田郡古今同稱・吉野郡古今同稱・眞島郡古今同稱・大庭郡古今同稱・東南條郡古云苫東郡・東北條郡古云苫北郡・西々條郡古云苫西郡・西北條郡古云苫南郡・久米南條郡古云久米南分・久米北條郡古云久米北分・勝南郡古云勝田南分・勝北郡古云勝田北分

如ㇾ此今は十二郡となれり。

西北條郡　古云、苫南郡。

【津山】　津山の名は鶴山の中略也。往古田中の江戸川といへり。慶長八年三月二十一日森右近大夫忠政公御入國有て、鶴山に城を築き給ふ。此時美濃より附來る諸職人此處に住す。是れ町家の始也。則今の美濃職人町是なり。町數三十六町。林田六町は元和の頃町家となる。戸川に三つの瀨あり。廣瀨・早瀨・溺水(ヌルミ)といへり。寺數三十六ヶ寺、寺號山號書記にいとまあらず。

【徳守神明宮】　號ニ勅使宮ㇾ。祭神大日靈尊、御位正一位宣命。人皇五十六代淸和天皇貞觀年中の頃、天文年中宮殿寶藏悉く燒亡す。神寶緣起御朱印の類灰燼す。此時宣命中絕す。依ㇾ之寛文三年八月二日吉田兼連に向ひ尋ねて、又改め封ㇾ之。天文八年より慶長九甲辰年森忠政卿御造營迄、六十八年になる。鳥居の額は後陽成院第十一宮二品道晃親王御筆、徳守の二字奉納は和歌園准大臣儀同三司從一位基熈公

・かしこしな此國民を榮えよとめくみ守れる神の宮居は

津山の二字を奉納和歌、　白川從三位神祇伯雅光公。

國民もあふかさらめやうこきなき守る津山の神の光りを

御鎮座は、人皇十六代應神天皇三年壬辰秋九月十九日の朝寅の刻、都山(ホンノママ)の下津岩根に天降り給ふ。御神託に依て、假殿を苫葺るして富太の御神とあがめ奉る。其後四十五代聖武天皇天平五癸酉年、吉

*毛利の建立は永祿十二年の事とす混同すべからず。

備大臣歸朝の砌船中にて當神明の御神託に、我葦原の蒼生乎德美守留事年久しと云々。依レ之大臣奏聞し給ひ、則德美守留の二字を勅旨を以て苫田の大神へ贈り給ふ。故に勅旨宮德守神明宮と申奉る。神跡數多有り。爰に略す。戸川、曰苫川、曰富川とも書けり。宮の南に流るゝを袂川と云へり。疾瀨・溺瀨(ヌルミ)・廣瀨といふ三つの瀨は、日向の小戸の檍が原の三瀨をこゝに遷す。御秡十五柱の神を檍が宮といへり。袂川といふは、伊勢の大神宮の宮川を御裳濯川といへるによりて、此川をたもと川と名付けたり。

【中山神社】大坐津山の北一里、一之宮に在り。延喜式に出づ。享保五年より改て中山大神宮と稱へ奉る。同書三卷になかやまと有り。祭神大己貴命、貞觀十七年四月五日神階正三位。本朝諸社一覽・和漢三才圖會の說同也。慶雲三年鎭座有て、永祿二年己未卯月五日雲州富田の城主尼子晴久再興なり。慶雲三年より今寬延三年迄、千四十五年に成る。一之宮の號は諸國に有り。何れの代より初るにや。近世神風記に日本六十六ヶ國の一之宮神社を載たり。九月二十一日祭事有り。又四月中の午の日を御田植とす。それより五月四日迄牛馬の市有り。宇治拾遺物語に、美作國にちうさんかうやとてふたつのやしろ有り。かうやはくちなは、ちうさんは猿なりといへり。當社は備中吉備津宮をうつし奉りたる神也。されば吉備の中山によりて中山大神宮とあがむ。ちうさんとはいはず。此宮の使者猿也。吉備の宮に使する事まゝあり。さだまれる休所ありて、稀には見たる人も有り。

【惣社】惣社は國造の命、欽明天皇の御宇鎭座也。今の社は明曆二年造營あり。*毛利の建立、吉川小早川等の手跡有り。其頃は社領數ヶ所有レ之よし證文あり。又太閤の手跡、廣戸の城主の書翰あり。其外古書數通有り。

【鶴山八幡宮】孝德天皇天平年中勸二請之一。又俗說に云ふ、往古鶴山の城主山名忠政を祭りて八幡とあがむ。則鶴山にありしを慶長年中森忠政公城普請の節、此所へ移し給ふよし。八幡の氏子といへ

るを中略して、此處の在家を八子と云ふ也。

【白神宮】 小田中村に在り。月讀(ツキヨミ)の命也。祭事三月十九日也。往昔は九月十九日成しを、德守宮同日故享保十年より三月になる。

【やそすみ】 坂田野村より一之宮へ越ゆる間にあり。やすみ坂とも云へり。歌枕に有るよし。

【ちごのよび坂】 やそすみ坂の上をいへり。麓に池在り。辨天の古き社有り。一之宮社記に云ふ、水無瀨川の許に水無瀨の池有り。ちご呼坂、池の南に有り。歌枕に載す也。

【宮の瀨川】 又宮野背川とも書けり。一之宮鳥居の內石橋の邊をいへり。歌枕に有よし。

【神樂尾】 田野村の內に在る城跡也。又神樂岡とも云ふ。夜に神樂の響錚々として四方に聞ゆ。行て求レ之に人なし。是諸神集りて奏するならんと、遂に山の名となれり。宇都宮下野入道敎貞築レ之と云ひ傳ふ。山上に天劔の神社有り。今は山下に有り。宇都宮の靈を祀るといへり。永祿十三年大倉甚兵衞建立の棟札有り。建武の頃は赤松・山名の戰場となり、天文年中には山名右京大夫氏兼居城なりしを、尼子修理大夫遣二原田播磨守一攻レ之城を乘取る。其後大倉甚兵衞を籠置く。然るに同寮千場三郎左衞門(號土佐守)異志有に付、遂に土井四郎次郎をして千場を追討たしむ。則于レ今其所に千場塚といふ墓有り。又千場池といふ有り。

【たもと川】 津山川をいふ。五代集歌枕に有よし。古來上になだやといふ者居たるとて、俗になだやか瀨といへり。

【おきな川】 後柏原院着到百首に、老人惜レ年といふ題にて

身に積るかしらの雪の翁川行く年波をうき瀨とぞ見る　　高倉永宣

翁川、美作とあり。其所さだかならず。或說に、津山の町より二町南に幸神有り。此所を流るゝ小川をいふとも。石橋有り。俗に三枚橋とも云へり。

【亀か淵】 新田村の內に在り。筋違橋の少し北なり。むかし瓶を負たる馬、此淵に沈て死たる故云とも、又一說に大成る龜住て往來をなやます。天正の頃にや牧左馬といふ士、此龜を刺殺したり共いふ。今北の山畑に左馬殿塚といふ古墓あり。又俗說に、戶川に、、、、といふ郷士の娘龜千代といふもの、夫のために此淵に身を沈め死たる故の名とも云ふ。いづれが是なる事を知らず。

【黑澤山】 田邊村の北の高山也。虛空藏にて、いにしへ進大夫といふ者、和銅元年正月十三日此山へ獵に登りしが、明星池の側に大木の檜木あり、梢に光明かゞやきけるを進大夫見奉り、禮拜して着たる檜笠を脫て尊影をうつし奉ると見れば、忽うせぬ。則其形を彫刻して、一宇の草堂を建て安置し奉り、古先(進大夫)も發心して地藏坊といふて、爰に住みぬ。于ㇾ今正月十三日を會式として檜笠を當山の寶といふ。宗祇當國行脚の時黑澤にて八景の題を定め給ふ。歌もあるべけれ共とり傳へず。題も悉く傳らず。八景の內、秋霧似ㇾ海といふ計り寺にも申傳へたり。歌は傳らず惜哉。

一、越畑炭。當國の名產。

東南條郡

【大隅の宮】 津山城下の東林田に在り。大己貴の命を祭る。今の社は天和三年建立にて、寶永三年九月九日祭禮の始也。相殿の神號ニ少宮少(ワカ)ニ彥名命。此神古へは別宮にて有し。其所今に少宮谷といふ所有り。諸社一覽に、鎭座年記未考のよし。

【勝部大帶寺】 賴朝公建立と云ひ傳ふ。承久の亂に參議藤原俊行此所にて自害せしと也。又堂の後に塚あり。蠣の殼石に付たり。一塚皆然り。穿てみれば底までもおなじさま也。

【そかの河原】 五代集歌枕に有よし。津山宮川の河原橋の邊をいふとぞ。

東北條郡

【信田堂】宇野村に信田堂といふ有り。木像四體有り。信田の小太郎の塚也と云ひ傳ふ。信田は相馬の將門の孫也。此所に來るやいぶかし。近き頃、堂の下より甲冑刀など掘出しけるとぞ。

西西條郡　古云、苫西郡。

【高野神社】（小生）二之宮村に有り。正一位高野大明神と有り。額*は佐理の書也。境内に櫻多く、春の氣色いふばかりなし。高樓河上に望（臨カ）み、一葉の小船風に從ひ、是に向山を見晴し、妻手の方さか山のてり葉に秋の詠を添へ、四季の絶景當國の最なり。

【御先大明神】高野宮境内に在り。往古森家の臣何某といへる人、二の宮村の者を仕ひ、道ならぬ事有て殺害しぬ。僕の親深く憤りて高野の神靈を祈る。然るに野狐彼士家に來り躁しき事多く、後には家人と物語などする事有り。或時歌書てやるべしと紙筆を望み、此筆自然と動て一首の歌を書きたり。古今集の歌に

　忍ふれと戀しき時は足曳の山より月の出てこそ暮る

といふ歌を書きたり。御家流にて能書也。今に社頭に在り。彼死したる僕の名を太郎作と云ひし故、其野狐太郎作と名乘て來りし故、後には太郎狐といふ也。又社家の說には、家來の名は市助といふ。太郎作は元來野狐の名也といへり。近き頃社司より吉田家へ達し、彼狐に神號を下され、御先大明神と祟ひ、靈驗あらたなる事人の知る處なれば、爰に洩しつ。

【宇那提森】高野の神境に有る椋の大木也。石碑有て石の玉墻有り。碑文は江村春軒。左に記す。

*集古十種との篇額の筆者を藤原行成となし篇額の裏に寛弘六年正月廿八日甲申書之とあり

宇那提森

高野之神境宇那提森者、和歌所詠布在舊籍。然行旅之客或未識之。茲鐫厥稱於石、以指示之欲垂此於不朽。

貞享五稔戊辰林鐘良日

萬葉集七に

眞鳥住むうなでの森のすかの根をきぬにかきつけきせん子もかも

同十二に

思はぬを思ふといはゝ眞鳥住むうなでの森の神し知らなん

三才圖會には神も耻しと有り。

堀河院百首に、旅の歌

都出て幾日といふに眞鳥住むうなての森に今夜來ぬらん　公實

ま島とあれども、島は鳥の誤り也。松葉集に此歌を出すに眞鳥住むうなでの森に云々と有り。

夫木集に

神のますうなての森を朝行けは聲を手向て千鳥鳴く也　隆房

夏ぞ引く宇那提の森のむら雨に下葉殘らぬ草の夕露　知家

雪玉集に

菅の根の長き夜あかす鳴きぬらん神やうなての森の下露

壬二集に

眞鳥住む森の菅の根長き夜のあかすうつろふ月のかけ哉

＊著者の引用せる堀河百首は適これを誤れるなり類従本其他いづれもとりとあり島にあらざること論を俟たず

又一休の歌とて

千早振る宇那提の森の月影におほろにみゆる菅の一村

此森の前の道を菅繩手といふ。往古より傳へて、今も牛かふ童までもかくいふ也。萬葉の歌によりいふなるべし。

又古歌とて

藤登るうなての森のしるしにはいふせくみゆる二の宮の神

伯州竹内自安齋[*]歌に

かさやとる雨なもらしそおひ衣ぬれはうなての森の下かけ

【蛇塚】二之宮村街道の少し北也。龍澤寺といふ寺の藪の中に在り。むかし宇那提の森に大蛇住みて、社頭の額をねぶりけるを或人退治して此所に埋めたりと云ふ。此塚を掘見るに白骨出る也。

【院庄】承久の亂に、後鳥羽院上皇隱岐の國へ遷幸の時、此所に御座けるゆゑ、後鳥羽院の御座なりしゆゑの名と云ひ傳へたり。さら山の條にいだせる、おのが名たてゝ降るあられ哉の御製、此時の御歌と見え侍る。又女院塚とて有り。さだかに云ひ傳へたる事なし。これも後鳥羽院隱州へうつらせ給ふ時、同じく此所を通させ給ふ事にや。後醍醐天皇元弘の亂に隱岐の國へ遷幸の時も、此所に鳳輦宿せし也。備後三郎の事は世人のしる事也。元弘二年三月十七日院庄に御着、同廿一日御發輿也。御供の人々には、一條頭太輔行房卿・六條少將忠顯卿・三位御局、御警固の武士、千葉介貞胤小山五郎左衞門尉・佐々木佐渡判官入道道譽、都合五百餘騎也。さら山の記に出せる、聞おきしの御歌は、此時の御製と見ゆる也。又

よそにのみ思ひそやりし思ひきや民のかまとをかくて見んとは

哀さはなれもみるらん我たみをおもふ心は今もかはらす

* 自安齋は伯耆六社詣の著者。

又雲清寺にて

色も香もかゝらぬしもそうかりける都の外の花の梢は

小山五郎左衛門、櫻一枝忠顯卿へ送りければ、

うき旅と思ひははてし一枝の花のなさけのかたるをりには

二之宮裏門より西を、天皇かはなと云へり。河上へ望(臨)みたる所也。此道を通らせ給ひて、それよりさきは北の方に街道有しにや。今天皇道といふは往還より六丁北也。中縄手筋にて和田川よりは十六丁也。天皇御屋鋪の内は、東西八十間南北九十間あり。

【備後櫻】又世人いさめ櫻とも云へり。兒島備後三郎高德、志を官軍に通し、兵を要路に伏せて鳳輦を遮り奪はんとしけれども、天皇は播磨路より杉坂といふ難所を越えて美作に入給ふ故、高德が

院庄

元弘之亂、後醍醐帝狩隱州、翠華次此地之日、兒島備後三郎高德密來宿營、削櫻書云、天莫空勾踐、時非無范蠡。事詳口碑、不贅此矣。今邑民傳稱、往昔之櫻泯滅既舊。厥地曾號東大門、近因其遺蹤而栽新櫻一株、又刋石旌渠忠誠、且欲教人識行在之蹟。銘曰。

皇帝赫怒　鳳駕西翔　天翼神聖　爰降賢良
片言誌櫻　百世流芳　明分討賊　罄忠勤王
義氣刻石　烈日嚴霜

貞享五年歲在戊辰秋七月巳亥

ば帝に逢ひ奉らん事もならず。寺内の櫻を斫り、二聯の句を書て立ち去りける。其句に云ふ、

天莫レ空ニ勾踐一　時非レ無ニ范蠡一

夜明て警固の武士是をみれども、其の意をしらず。天皇は呉越のむかし思召出され、御心の内に頼もしく思召されしと、太平記にくはしければ爰にもらしつ。今備後三郎の繪をみるに、甲冑を帯して筆をもち、櫻にむかふ體也。院庄の所にいひ傳へたるは、蓑笠を着し書れしと云へり。警固きびしき時なればさも有りなん。貞享年中森美作守長成卿、高德の忠勤を擧て新に石碑を建給ふ。其文は江村春軒作レ之。高五尺八寸横二尺五寸。

【鶉殿墓】　慶長八年、森中將忠政卿濃州より入國の刻、此院庄に城を築き給ふ時、島田何某が亭にて森右近忠廣卿誕生し給ふ。城普請惣堀等過半出來の刻、家臣鶉殿宇右衞門と名古屋九右衞門と及ニ喧嘩一。其意趣は、名古屋は忠政卿御妾の弟にて名古屋山三郎といふ。御小姓を相勤め、元服の後九右衞門と改め、住田村にて三百石給り、出頭して諸士に高ぶり、上下憎みあへり。或時鶉殿宇右衞門といふ四千石とり侍の普請場の前を通りし時、例の無禮有ければ、宇右衞門も諸人の見るまへたまり兼て即時に討留たり。其儘忠政卿御座近く働きしゆゑ、佐伯小平太、宇右衞門が足を切て打倒す。其外數百人の普請足輕、鶉殿父子を石礫にて打殺したりと云ひ傳ふ。今、田の中に鶉殿名古屋が墓有り。

【青背】　院庄と中須賀の間の河を、靑背川といひ、靑背の渡といふ。あをせの橋あり。後醍醐天皇隱州遷幸の時、伏見より携へ給ひし靑背の鶉を此所に放し給ふ。よりて名となれり。五代集歌枕に鳥かへり川とあるも、此所をいふとぞ。森內記長繼卿の時、上より院庄の青背のうづらをとりて奉れと仰有りて、役人あまた院庄に滞留して求めければども、本より青背の鶉いか樣成るうづらともし

らず、所にもさだかに云ひ傳へたる事なければ、又しひて求めんやうもなくてその旨を上達ありしに、又其後伯耆守長武卿の時、上より御尋有て、近藤七左衞門等いへる侍まかりて、求侍りしか共しれざれば、其旨上達してやみぬ。上よりたび〳〵御尋ね事を思へば、青背の鶉、院庄にはなち給ひし事たしかなるかや。

【狂歌】 宗祇法師諸國行脚の時、作州院庄の町角の紺屋に宿して、形板に書付ける。

來て見れはかうかきくけこ五ゐんの庄あいうえおきて布を染ける

一說に、後醍醐天皇院庄にて紺搔のわざを叡覽有りて、

來て見れはあいうえおきし五いんの庄紺かきくけこ布をまくかな

同所を出られけるに寒かりければ、たかといふ女に着物をもたせて追かけたれば、宗祇寒からじとてよみて女に遣しけり。

色よふてかたうつくしき小袖をはきじと思へはたかにとらする

それより布原といふ所にて、

此ほとの音に聞にし布原をけふたちそめて見にきつる哉

此所のあるじの老女、麥の粉といふ物を出し、歌をよみてまゐらせける。

ひきつれてことも伽にまゐらするからうかうしは其身したいに

院庄に、かとの紺屋とて、とまり給ふ家今に在り。

【奥津の溫泉】 何れの代より有しにやしる人なし。津山より伯耆倉吉への行路也。百谷などいふ難所有り。元祿年中大守森長成卿浴湯し給ふ。此所少し川下に鮎返りといふあり。一河の落下る所三四間有て瀧のごとし。是より川上へ鮎登る事を得ずといふ。

【景清山寶性寺】 古川村に在り。此境内に上總惡七兵衞景清墓、又阿古屋の墓有り。世人かく云ひ

傳へたるのみにて、たしかなる事もきこえず。近き頃友水翁の記に此事を出せり。左に記す。

美作國苫西郡神戸鄉景淸山寶性寺來由

景淸山往生院寶性寺者、在古川村。去府一里半餘。相傳將軍義詮時、筑後守藤原景淸者領黑川邑者（景淸因州人、黑川今古川村是也）與江見、村上等連年爲讎。貞治六年秋、敵結景淸左右遂殺之。其母不勝憂悲、投袖淵而死。（往生淵、舊名袖淵）景淸無嗣、其族風職居士開法華講、薦冥福、又營一寺號景淸山寶性寺。延釋玉市住此。而今寺西南有景淸母子之墓。

本堂、本尊地藏菩薩。　鎭祠、在本堂西祭愛宕權現。

封界、東西五十間南北四十七間、後有竹林。

人皇九十九代後光嚴院御宇貞治六年丁未より、今寬延三年庚午迄三百二十四年。

久米南條郡　古云、久米郡南分。

【久米の皿山】　久米皿山は當國の名所なり。則、皿村の上の山を云ふ。又𥔎山とも云ふよし。南の方に月見の池有り。

一說に、顯季卿三五の夜月を被詠けるに、此山に露なし。よつて露なし山ともいふとぞ。

一說に、さら山とも、中島村の上さが山を云ふともいへり。此山にも月見の池有り。

古今集に

美作や久米の皿山さら〳〵に我名はたてし萬代までに

これは水の尾の御にゑの美作國の歌と有り。人皇五十六代淸和天皇大嘗會の時、此所より御にゑを奉りしと。水の尾の帝は淸和天皇の御事也。

六帖に

美作や久米の皿山印南野のいな〳〵君はさらにならまし
家集に　　伊勢
美作や久米の皿山さら〳〵にむかしの人の戀しきやなそ
御集に　　鳥羽院
音に聞く久米の皿山さら〳〵におのか名たてゝ降る霰哉
增鏡第十六に、後醍醐天皇隱岐國へ遷幸の砌、院庄に御止宿被ㇾ成し時、
聞置し久米の皿山越えゆかん道とはかねて思ひやはせし
久米の皿山越させ給ふ時とあれども、其山を直にこえさせ給ふにはあらず。院の庄より見給ひての御歌成べし。詞花和歌集第九雜上に、修理大夫顯季美作の守に侍ける時、人々いさなひて右近馬場にまかりて、郭公まち侍けるに俊子內親王の女房二車にまうで來て連歌し、歌よみなとして明ぼのに歸り侍りけるに、かの女房車より、
美作や久米の皿山と思へとも和歌の浦とそいふへかりける
此返しせよといひければ、よみて歸りける。
和歌の浦といふにそしりぬ風吹くは浪のよりこと思ふ成へし
一說に、大江匡房卿美作の國司に下り給ひて、六年居給ふ時讀て送らるゝとなん。　　贈左大臣
美作や久米の皿山と思へとも和歌の浦ともいふへかりける　　女房
返し　　權中納言匡房
和歌の浦といふにそしりぬ吹く風は浪のよりこと成ぬへき哉
擧白集に
おもひきゆる久米のさら山さら〳〵とあられふる夜の竹の下庵

壹演河闍梨は顯蜜の碩才にて、行德もすぐれて名高き僧也。あじやりをかへして美作國久米の皿山にかくれ住給ふ。勅使を下されけるに空に立給ふよし。前に太平記にあり。さら山に其跡など云ひ傳へし所あるにや。此僧正鞍馬の奥に閑居し給ひしより、其地を僧正が谷といふ說も有り。

いつの頃にや、皿山の城主伊利谷河內守長昌居城也。則皿山西北の麓に墓有り。其後川端丹後守居城也。

後柏原院御懷紙に、寄₂催馬樂₁戀

いかにとか我名も立ん夢にたに久米の皿山道はたえしを

【和歌宮】　久米の皿山の麓、皿村の人家藪の中に在り。六條修理大夫顯季朝臣美作守なりし時、人丸の神影を勸請して和歌宮と號す。古今著聞に元永元年六月十六日修理大夫顯季朝臣、六條洞院の亭にて柿本人丸の供養を行ひけり。是は粟田讃岐守兼房人丸を夢み給ひて、其圖繪する所は左の手に紙を取り、右の手に筆を握りて、七旬計の人也。其上に讃を書くと云々。此像を白川院鳥羽の寶藏にこめさせ給ふを申うけてうつし取り、顯季信仰ありしと也。長明無名抄に、人丸の塚は大和に在り。初瀨へ參る道也。人丸塚といふてはしる人すくなし。彼所にては歌塚と云ふなると云々。さら山にては和歌宮といへり。其名かよへり。和歌宮の花月見の池とて、心ある人は賞し來れり。

さら山の麓南東の方、田の中に溫泉有り。そのかみ、牛此所におちて死したるよし。夫故に冷水と溫泉と不₂分と云ひ傳ふなれども、都て川の中故水わけがたきよし也。故に湯坪は無₂之。

【荒神山】　則荒神山村に在り。宇喜多の家臣に花房助兵衞職秀居城也。本陣は備前赤坂郡山口村に在り。陰德太平記に助兵衞直次と在り。直次は三木修理大夫直次とて、牢人にて職秀園碁連歌の友也。其末葉は今も府中に有り。此實名を聞たがへ記しけると見えたり。職秀發句に

いつはあれとことさら山の夕時雨

此句は紹巴を抱へられし時、紹巴の句とも云へり。又歌に

名そかよふ久米のさら山更科の月はいつれとゝへとこたへぬ

天正七己卯月迄は、作州大半藝州毛利家の一族家臣有レ之し也。神樂尾には千場・大倉など籠置き、升形には福田玄蕃勝昌居城して、花房と度々取合有し也。花房は知行八千石にて、雑兵六百計りにて居住せりと云へり。

【龍ヶ爪】 龍ヶ爪といふ所有り。後醍醐天皇の御時、出雲國の城主鹽谷判官高貞龍馬を献じける。此所を通り、爰にてはねをどりし跡也とて、石に蹄の形残れり。此所往昔の街道也。

【八出天神】 長岡の庄八出村に在り。山城國四季物語五卷九月の段に云ふ、美作の國に八出天神の宮有り。菅丞相筑紫へ左遷の時、此所に七日やすらはせ給ひ、八日めに立給ふ故、八日出と云へりと。今は中略して八出といふなり。此所菅公の領知のよし。されば今も當國に菅家の一族多し。此所にみとしろ有て、六月朔日早米を神にも君にも奉る。又此國にすほし梅といふ有り。木赤し。他國にては作州梅と云ふ也。花は一重の紅梅なり。菅公の領地なりし故にやかゝる梅も生出にけん。元祿十五年菅君八百年忌の祭有り。

【誕生寺】 御朱印地、寺領高六十三石八斗三升七合、號二栃社山一。稲岡の庄北庄里方村に在り。崇德帝の朝長承二年四月七日、法然上人誕生之地、其舍の西に有二椋樹二一。扨大木也。白幡二旒降二飜其梢一。二枝有二異香一。俗呼二其木一曰二誕生椋一。以爲二念珠一。後其地建レ寺、號二誕生寺一。上人四十三歳在二洛東大谷吉水一。有二自所レ作之影像一。長三尺、熊谷入道蓮生持下、安二當寺一。(源空之傳詳二智恩院之記一) 又延寶の頃、實心坊と云ふ道心堅固の僧有り。元來津山の産也。念佛に妙有り。圓光大師法然江戸表にて開帳の時、御城において實心の念佛聽被レ遊候。誕生寺常念佛此僧よりはじまれり。

【佛教寺】 當國六ヶ所觀音の其一つ也。和銅三年喜恵上人を開祖として建立也。又此山に土佛有り

昔よりとれどもつきず。又同郡豐樂寺にもあり。五輪の形、阿の字など、其外佛具の形也。當山の掟に双六を禁制せり。

【本山煙草】　當國の名產　【越尾やきこめ】　美作びんかゝみにのせたり。

勝南郡　古云、勝田郡南分。

【勝間田池】　勝間田村の東岡村に在り。され共古歌に讀みしは下總と見えたり。秋の寢覺にも下總と有り。たしかに美作と出たる書見當らず。廣田森歌合に、『勝間田や姿の橋の朽ぬとも』とよみしは美作也。其外いひ運つれなし草など讀みしは、下總の同名なるべし。勝間田の御湯又遠からず。ある人、中院通茂卿へ我國の名所の事を尋ね奉るに、外の國にも同名有つて、古書などにてさだかにしれがたし。いかゞ心得侍らんと尋ね奉りしに、古書にてもさだかに知れざる名所は、外に同名有とも、其國の人は、わが國の名所と思ひたる難なしと仰られし。左に記せし歌どもさだかならねども、名にしたがひて書出し侍る。

堀川次郎百首に　池　　忠房

いせならはひかことそとや思はまし大和なるてふ美作の池

大和に美作の池といふ有にや。

後拾遺雜の四　　藤原範永

鳥も居て幾世經ぬらんかつまたの池にはいひの跡たにもなし

萬葉集

勝間田の池は我しる蓮なししかいふ君かひけなきかことし

勝間田の池の蓮は、袋草紙・本朝語園にも出たるよし。

六帖に
年をいて何たのみけんかつまたの池におふてふつれなしの草
新古今
勝間田のいけるは何そつれなしの草のさてしも老にける哉(見よイ)
千載集雜の下
池もふりつゝみくつれて水もなしむへかつまたに鳥も居さらん　二條太皇大后宮肥後
新拾遺集
勝間田の池の心はむなしくて氷も水も名のみなりけり　寂然法師
新千五百番
勝間田の池に鳥なし往昔の過よしほとや君か行末
源三位頼政家集冬部、紅葉隔レ池範兼卿ノ會に
勝間田の池のあなたの紅葉ゆゑむかしの人や舟もとめけん
西行家集
水なしと聞てふりなし勝間田の池あらたむる五月雨の頃
【姿橋】　勝間田の池に有る橋をいへり。菅田とも書けり。又とゝろきの橋とも云ふ。
廣田森歌合に姿橋
勝間田や姿の橋の朽ぬとも(いはねともイ)後名は猶や世にとまるらん
又、丹波の貞閑尼いまだ柏原のすてめの時、此國一見有し時の歌に
心にも昔をかけて渡るなり今も音するとゝろきの橋
又、伯州米子竹内自安齋京へのぼるとて、姿の橋にて

錦きん姿の橋の末とほれねかひかけゆく道のかへさに

賴の事不ㇾ調や有けん。歸路

さりとても賴みかけしもいとはるゝ姿の橋のいたつらにして

旅行題

深雪ふる頃に越ればみの笠の姿の橋をふむも耻かし

一、とゞろきの橋の北に、露なし山・一夜の森有り。

【勝間田御湯】 今の湯の鄕村の溫泉を云ふ。忠見家集に

此山や（のイ）道のかぎりと思へとも勝間田の御湯遠き（道イ）成けり（べしイ）

湯鄕は、人皇五十六代淸和天皇貞觀二庚辰年、比叡山の圓仁法師西國行脚の志有しが、坂本の藥師如來の夢相に曰、圓仁西國修行するならば、美作國鹽垂山の麓に藥湯有り尋ぬべしと告給ふ。其翌年行脚に出られし時、當國楢原に一宿し給ふに、其夜の夢に、汝藥湯を尋ぬるならば鹽垂山の麓に靈泉有り。白鷺の居所也。我主當國中山大明神也と見て夢覺ぬ。圓仁則翌日鹽垂山に來て見るに、河邊に白鷺の有けるが、忽失せぬ。其所則溫泉有り。圓仁國司に此事を告げて、湯坪を造り、藥師を安置し、文珠を鎭守とす。夫より諸病を治する事すみやかなれば、月々に繁榮して今に絕えず。

【池原の貝石】 池原村といふに小川有り。此川に貝石有り。蛤の形にて、もやうさまざま也。眞の貝のごとし。又世にくはずの貝と云ふ有り。それは外は貝のやうなれども、中は土にてくだくる也。此所の物はもと石にて靈品也。

【新田村神宮城】 中古は木下道光居城と云ふ。山下に新宮の森有り。義經大明神と云ふ。一説には義嶌大明神とも云ふ。往昔平家の一族此所に籠りけるを、義經責ㇾ之けると云ふ。城山の向に義經

屋敷とて畠有り。此驗に義經と云ふ在名有り。又梶原といふ所も有り。
【美作の入江】五代集歌枕に有よし。當郡の內に周作村と云ふ有り。此所をいふとぞ。

勝北郡　古云、勝田郡北分。

【藤房】澤村の內藤房といふ所あり。正平八九年の頃藤房卿此地に來り給ひ、二三年も住居し給ひしと云へり。享保廿年計の頃、正平九年甲午十月廿五日と銘有る鏡を掘出せし事有り。正平は南朝の年號にして、北朝の文和三年にあたれり。
【半山】高福寺といへり。又勝北郡・勝南郡の間なる故、間山といふとも、又驗山と書とも云へり。本尊藥師如來にて、いにしへは卯月八日牛馬の市たちて繁昌せり。近世は參詣は多くあれども市はやみぬ。明賢律師剃髮の地といへり。習俗集に
　初霜や染はつすらん紅葉はのむらこに見ゆる半山哉
【岩屋權現】鎮座時代しれず。都て當國に、十町の瀧・神庭の瀧など絶景の瀧多しといへども、當山權現は靈驗あらたにましますが故、國人崇敬して八月十五日別て參詣し、是を廣戸の瀧と稱する也。近藤北野村抔の產神也。窟の中に社有り。森家の臣今村藤兵衞建立と云へり。三光坊と云ふ山伏の持也。西の方に風の宮有り。
【菩提寺】號㆓岩間山㆒。高圓村に有り。本尊觀音立像、長八尺二軀、開基役行者、鑑眞和尙再興なり。昔寺主欲㆑作㆓尊像㆒祈㆑之。化人來剪㆓烏臼木㆒、爲㆓本末二軀衣木㆒、我七日可㆓作成㆒、莫㆓人來見㆒。然寺主不㆑忍㆑待、當㆓三日㆒之時覽㆑之、化人忽失去る故、本木は面貌成て以下未㆑成。末木亦足のみ未㆑成。而て靈驗甚新也。當國人漆時國と云ふもの、患㆑無㆑子、祈㆓此觀音㆒生㆓男子㆒。源空上人是也。法然源空上人十三歲まで五年の間、此寺に學文したまへり。東は名義能仙に續く高山なり。元弘・建武の亂

には、有元民部太輔入道の居城也。伯州山名時氏是を攻し也。

英田郡

【天石門別社（アマノイハトワケノ）】小座　宮坤村に有り。當國十一社の內也。往昔澁谷金王丸此所領知せるよし。則當社の鐵灯籠に天石門別社として、一方には澁谷金王丸寄進と彫付有り。享保年中盜賊が此灯籠を盜取てうりたるよし。今其邊の山寺に有レ之由聞傳ふ。十町の瀧といふも此所也。絕景の瀧也。

【ひさしの森】宗祇物語に日指村にひさしの森あり。八幡宮有二山上一。光明皇后の墓有り。往昔行基の開基にて、日指山長城寺と云へり。二十餘坊有りしと也。今に谷の坊・奥の坊・地藏坊などゝ云て、畑の名となれり。宗祇道の記に*

美作や日指の森のあるなれは鹽たれ山に乙女（久米のイ）さら山

宮の側に比沙門堂有り。此長城寺は鯰村鳥越の城の山つゝきにて、江見家の菩提所也。古墓多くあり。江見平太夫覺秀など云ふ石塔は、文字慥に見ゆる也。後醍醐帝杉坂を越え給ふて、此山の南の麓を通り給ひし也。

【英田江見城】後藤一族と古城付に有り。太平記に見えたり。後藤は三星の城主にて、後藤攝津守勝基也。江見城は鯰村に有て鳥越城と云へり。江見の庄に有る故云へり。江見若狹守秀雄の居城也。織田信長公の感狀、羽柴秀吉公の制札等、江見家に傳へて今に在り。後藤勝基は其頃一家の統領にて有し故、一族皆彼に屬しける。依レ之勝基感狀は家々に數通有り。

【鹽垂山】倉敷村也。かつまだの湯に鹽有り。往昔此山にて湯を汲み、鹽をたれけるよし秋の寢覺にも出る。範兼卿五代集歌枕には下總と有よし。されども八雲御抄・清輔抄に美作とあればこゝに載す。俊頼卿歌に

*原本註「イに宗砌道之記と有り」

何となく鹽たれ山のさゝれ水暮行まゝに音そへつなり
千五百番歌合　二百六十三番左　讃岐
來ぬ人を恨やすらん呼子鳥鹽たれ山の夕かれの聲
又、古歌に
美作や鹽たれ山に來てみれはかし鳥なける夕暮の空
海士の住む所ならねと美作の鹽垂山の秋の夜の月
旅衣しほたれ山を來て見れはすゝきて歸る久米のさら川
又、遊行上人の歌に
いにしへは爰に住てや海士人の鹽たれ山と名付そめけん
一、【かいた紙】　美作の國かいた紙に、定家卿源氏物語をかゝせ給へるよし、舊記に見え侍るよし、葛岡宣慶卿もの語にて侍りしとなん。尾の谷村の內鍋山の製、わけて佳品也。同所井口村の製、杉原紙佳品也。
【眞木山長福寺】　天平寶字年中に建立、鑑眞和尙の開基也。東西ともに山高く、松柏襲て闇く、閼迦の水庭淸し。不動坂を登りて觀音堂有り。其外坊數三十餘院有。又般若院に數品の靈寳有り。又大石內藏之助自筆の額有り。
一、【神田(カウタ)煙草】　當國の名産也。
【八塔寺】　今は備前の寄附也。古來は美作の內なるよし云へり。傳記にも英田郡江見庄八塔寺とも有レ之由。各三つに別れ播備作の境也。賴朝公開基にて、梶原景時制札等今に在り。美作は多く梶原領せり。

吉野郡

【行者の岩屋】　後山村に有り。往昔大峯退轉の頃、國中の山伏假峯と稱して參れり。八月十五日別て參詣多し。瀧有り。いかなる日でりにても水絶ゆる事なし。故に雨遠き時分は近郷の者必參詣して雨を祈る。多くはたがふ事なし。今は遠方よりも來る也。雞倉山・船越山などへ續く山也。いづれの歌にや

まかね吹く後の山のけふりにもさはらて峯の月そさやけき

【八幡山圓明寺】　下町村に八幡山圓明寺といふ有り。鎮守に八幡宮有り。本尊は行基菩薩の作、藥師如來也。元祿の頃森家の御息女因州御入輿の時、此里にて卒去し給ふ。其後彼所引地に相成る。其時の書翰の寫

御手下吉野郡下町村之內、御松様御灰所中畑四畝貳歩、高六斗一升六合、四段七つ四分也。兎相にて御定米四斗五升六合、右之所自今以後引地仕候様に申渡候へど、長屋隼人殿御申付如斯御座候。彌引地に御申付可被成候。以上。

元祿三年午十二月二十五日

武藤甚三郎
稻垣八兵衛
玉置仁左衛門

淺津源兵衛殿

此故に、御位牌此寺に有り。近世此寺の小僧夢相に依て、榧の木にて作りたる辨財天の像を掘出し、今後の池に安置せり。

【大聖寺】　則大聖寺村也。本尊は不動明王也。靈驗あらたなる事多し。行基菩薩の開基也。光明皇

后の石塔有り。

一、【海内煙草】、當國の名産。

久米北條郡

【うだ芹】【宇多山圓光寺】 久米上村よりうだ芹出る。名物也。宇多の帝御をりゐ後、諸國行脚し給ふ。橘の良利一人したがひ奉る。當國久米村の邊にいたり給ひ、飢に及び給ひしが、靈人來りて芹のあつものを奉る。御歸路の後、彼人を尋ね給へどもしれず。其芹を後々は宇多芹といふ。常の芹に少し異也。藻蘋の類にてふさやか也。帝彼人たゞ人にあらずと思召て、其所に一宇を建立し給ふ。宇多山圓光寺といふ。所の俗は宇多寺ともいへり。

【資行墓】 新平判官資行、美作の國にさすらひて、久米郡和田村内大倉といふ所に住居し給ふ。後に大倉山西來寺にて剃髮染衣となりて、法號を碩憶と付給ふ。其時の歌に

はる〲と來て美作や西來寺淺せき置し墨染の袖

是より彼寺を、碩憶山と號す。其末は大倉を氏とす。資行の墓西來寺の側に有り。苔むして文字も見えず。其末孫大倉彌六郎といふもの能書にて代々笛の上手也。須磨の浦にて笛を吹きし事有となん。然るに陰德太平記に、石屋和尚所々に寺を作られし事を記して、すゑに美作國に至り西來寺といふ寺に眞寂し給ふと有り。しかれば石屋の名異說有り。石屋和尚は長門國住居の樣に、右太平記に見えたり。然るに作州西郡誌曰、鶴田山定林寺、在ニ和田村一。去ニ津山一五里十五町、具足山妙覺寺末寺也。舊曹洞宗にて、石奥山淸來寺在ニ同邑一。眞子天文初、竹内中務丞久盛改ニ名徒ニ今地一。爾來成ニ日蓮宗一と有り。いづれとも決しがたし。

【ふたかみ山】 五代集歌枕にあるよし。垪和村二上山兩山寺といふ。顯密兩宗兼備の寺也。山上に

月見の池有り。

【雫山】堀河百首顯季卿歌に、雫山に鹿をよめり。

又、松葉集に

しつく山いつくの程と人とはゝうき美作の國とこたへよ

常陸にも滴山といへるあり。

【美作國倭文(シトリ)の庄】倭文は絹の名也。諸國倭文を織て貢物す。此故に諸國倭文を地の名とする所多し。伯耆川村郡倭文明神の社有り。社領五十石也。大己貴命女下照姫を祭て、競馬の節馬を出す。一番の馬をひとりと名く。森家相續の時は毎年馬料出づる。去に依て、競馬の時一番の棧敷を、美作棧敷とてもうけ置く也。

一說に加茂の領は、錦織村にて國々より一ヶ所づゝ其役を勤るよし、□□(不明)にては錦織より競馬の馬一匹出せし故、作州錦織棧敷と加茂記錄に有よし。

大庭郡

【社】今に八社有り。當國十一社之內也。延喜式神名記(帳)に載レ之(ノスチ)。

佐波良神社　久刀神社　形部神社　菟上(ウンカミ)神社

壹粟神社　長田神社　橫見神社　大佐々神社(神名記壹粟二とある內也。)

右の八社歌にて覺ゆる事。

菟上や長田壹粟久刀橫見佐波良形部に大佐々の神

明曆の頃、鎌倉より高野比丘尼來り、阿彌陀經四十八卷奉納のよし國々代官所より傳へ來る。寶永三年祖僧福圓寺物語に、八神の鎭座何れの世と知れがたし。往昔當國に日本武尊住し給ふよし古

書に見ゆ。今考ふるに此庄に御座有けるか。其故は苅田抄と云ふ書、此庄より出て四十卷計有り。日本開闢の事詳に記しあるよし聞傳ふ。日本武尊書き給ひけるにや。今禁□□御文庫に有りと云ふ。先年炎上の節燒亡せしが、元祿十五年年京都仁和寺より、代金屋村藥王寺へ芳簡を下し、末寺福圓寺に苅田抄有ゝ之ば、指出すべきとの儀也。然共此□□も絕□なし。此寺元は仁和寺の末寺也。亂世以來久敷其沙□□□、四十年計以前同所藥王寺の末寺と成る。例年九月九日八神共祭禮有り。古より神馬ありて祭日は引出す。又寛文丑年迄は四月と十一月との十四日より十六日迄、例年鷄祭とて有り。此時當所より下釘拔村の間三ヶ所に忌札立て、みだりに人を不ゝ入。扨其間湯原の湯にも入御とて、湯坪の邊に荆棘を切置き人を禁ず。十六日に卷筵を以て布のごとくにあみ神に奉る。故に觸内を布施の庄と云ふ。此事は仁和寺にも錄し有る由。此祭の終に氏子ども扇を兩脇に挾み、鷄の眞似をしける故、鷄籠の祭とは云ける也。いにしへ仁和寺は六十餘州各一庄づゝの知行所有て當國にては今の湯原美甘三郎左衞門觸也。其時節陣屋は福圓寺なりけるよし。

【護國院】　護國院は、名を牛順と云ふ。當郡上河内村の出生也。法然上人の父漆(ウルマ)時國の末也。同郡別宮寺にして出家し給ふ。學文を好み常に書物手にはなれずとなん。其後東關の慈眼□□に學びたまへり。終に台宗の奥旨を極め、慈眼の命に隨ひ東叡山東北の地に一宇を建て、藥師彌陀の像十體づゝ安置し給ふ。其寺を護國院と云ふ。寛永七年上より目黑の瀧泉寺を給ふ。此寺の本尊に不動明王有り。大猷院殿歸依し給ふ。護國院每□護摩を修して國家安泰を祈り給ふ。今に絕えず。終に權僧正と成る。明曆二年三月十八日遷化、年七十とかや。寛永十六年東叡山より古鄉に下り給ひ、圓融寺を修造し給ふ。或時異人來て說法を聞き、ひそかに告げて曰く、我は龍宮より來り、此判を與ふる也。此判有る所へは雷あつまらずと、されば此名號今國中にあり。又九重の守り出し給ふ也。

【湯原の温泉】　則湯原村と云へり。山中にて谷川なれども、田川の奥にて大川なる邊に在り。東は三坂山。いづれの時より□□にや、慶長年中大守忠政卿新に湯坪を被二仰付一、其後又正保三年内記長繼卿修覆し給ふ也。

一、【目木砥】　當國の名産。

一、【三坂虎班竹】　右同斷。

眞嶋郡

【神村山神林寺】　則神村に有り。麓より上る事十八町、觀音堂・客殿共に南向、當國順禮第十八番也。東鑑第十八、文治二年丑五月小十二日己巳美作國神林寺の內、奉レ爲ニ故幕下將軍家追福一欲レ建ニ三重塔婆一。仍寺僧等申ニ材木事等一。仍今日可レ採ニ用當國杣山一之由、所ニ仰下一也と見えたり。今は塔婆もなし。右建立の時梶原源太奉行也。又門の右に景季母の石塔あり。其少し上に梶原腰掛石有り。景季建立の後、爾庄燒失せりと寺僧の物語にて傳りし。晴るゝ日の詠め、備州の海路遙に辰巳のかに見え、東は鶴山の城一瞬の中に出たり。北は星山ひるが仙などいへる高山の絶景也。御寄附五石二斗五升有り。又東鑑第十六、正治二年庚申正月小二十五日壬子細雨屢灑、入レ夜屬レ晴。今日被レ收ニ公美作國守護職已下景時父子所領等云々。是は神林寺の事にかゝらずといへども、今東鑑梶原事によりて爰に記す。

【玉藻山化生寺】　高田の庄に有り。寺內に、玉藻の前の宮有り。龍石といふ大きなる石也。此れ世人しる所の下野國那須野に有る殺生石なり。源翁和尚のみにて一卓し給へば、此石三つに碎け三所に飛ぶ。その一つ是なりといへり。されど此時に飛ぶべきいはれなし。然るに、此所は往昔より三浦代々の居城なり。故に右の靈此所にきたり、三浦に怨をなしけるゆゑ、此所に勸請しけるものと見えたり。故に三浦之介の位牌當寺に有り。今近鄉に三浦の子孫有り。御寄附五石二斗五升有り。

源翁和尚は越前國萩村の産也。下野へ下られしは四十二歳の時とかや。

【木山寺】則木山村也。靈驗あらたなる事は世人の知る所也。麓より上ること二十餘町有り。御寄附五石二斗五升也。

【寂室和尚】寂室和尚は正應三年庚寅五月十五日、作州高田にて出生し給ふ。父は藤原氏、母は平氏也。生給ふ時光り家内にみてりとぞ。七歳の時、伴ふ童魚をとりてまゐらせけるに、いさゝか成るものも、無下に命とるべき様なしとて放ち給ふ。京都東福寺智海禪師にしたがひ、十五歳にて出家し給ふ。離文字の法を學ばん事を求め給ふ。闘左の約翁儉公凡ならざるを聞き至り給ふ。前夜約翁の夢に、諸聖降理し光明山河を照すと見給ふ。依レ之元光と名付給ふ。文保四年三十一歳の時入唐し、天目山にて中峯和尚に相見し給ふ。嘉曆元年丙寅に歸朝し、近江の大守佐々木雪江居士歸依して、奥嶋雷嶋と云ふ二ヶ所を寄附あり。明年康安元年雷嶋に入り、瑞石山永源寺を建立し給ふ。天龍寺・建長寺の住職にまねかれしかども、辭し給ふとかや。貞治六年丁未九月朔日永源寺にて遷化也。一説正德三年三月十八日遷化 諡二定惠明光佛頂國師一。詳に作州西郡志に見えたり。高田の龍玄寺の跡、寂室の舊樓といへり。世擧て弘法の後身也といへり。海藏の虎關錬公たまく作州に來り給ひ、寂室和尚出生の地を見て、地形のすぐれたる由かゝる人も出生し給ふとて、感歎し給ふとかや。されば法然上人を初として、生順・寂室などの名僧作州より多く出られたり。

【皇子舊跡】一色村經納山に、後鳥羽院の皇子の舊跡有り。皇子此所にて崩じ給ひ、則此山に葬奉る。皇子の臣若田將監・林兵庫社を建てまつり奉る。今の八幡宮此れ也。別當を釋迦山妙法寺といふ。

【大歳神】新庄村に大歳の神有り。寛永十五年出雲國北嶋國造京都より歸國の砌、此所にて俄に風雨はげしかりければ、此社に立寄給ふに、かたくとざして可レ入もなし。あたりに人家もなけれ

ば、兎角して彳み給ふに、俄に社壇に音ありて錠ひらけ落ち、扉おのづから開けたり。國造大きに感じ給ひ、此社に一夜を明し扉に書付給ふ。

　火をえらひ水をきよむる貢もの風にまかせて備てそおく

其扉今に有り。其後毎年國造より初穂奉らる。天和の頃迄たえずといへり。

【直賀の溫泉】中間村に在り。湯原溫泉より、行程二里ばかり川下也。

【神庭瀧】則神場村に在り。高さ五十七尋有り。瀧の流白布をさらすにことならず。此山つゞきに鬼の穴といふ岩穴有り。むかし此穴へ犬を入て見るに、神代村の人穴へ出たりと。其道法二里餘あり。

一、【大井手溫石】當國名產。一、【高田硯石】右に同じ。一、【月田紙】右に同じ。

一、【見尾香魚(アユ)】右に同じ。一、【高田大根】右に同じ。美作鬟鏡に載せたり。

古書に其名ありといへども、其所さだかならざる所、左に記し置く。

【あべの田】夫木集に

　山風に空行雲も坂こえてあべの田面にかへる雁かね

あべの田、駿河にも同名あり。

【ゆふは川】續古今集に

　夏くれは流るゝ麻のゆふは川たれ水上に御祓しつらん　家隆

ゆふは川、肥後に同名有り。

五代集歌枕・和歌手ならひに、美作の名所といへり。

【いつはたの坂】　【ふち川】　【みつ川】　【きぬかさ野】

【阿波】　【しき野】　【はや川】　【なみ柴野】

【いらあひの川】　　【みゑの河原】　　【おほの河原】　　【馬のり岩】
右の名、五代集歌まくらに有り。
【御坂明神】在₂眞嶋郡₁。祭神一座五十猛神云々。【山王權現】在₂山下村₁。
【觀音寺】在₂津山₁。眞言宗。本尊十一面觀音。正親町院元龜年中建立。
【吉祥院】在₂津山₁。眞言宗。　【密源寺】在₂大庭郡₁。眞言宗。
【長福院】在₂堀江₁。禪宗。　【安養院】在₂勝田郡₁。右同斷。
【阿彌陀寺】在₂津山₁。淨土宗。後小松院應永年中建立。
【西光院】在₂岩井₁。淨土宗。　【正法寺】在₂苫東郡₁。右同斷。
右三才圖會に在り。今其所不詳。
【刀鍛冶國光】後醍醐天皇の御宇、美作國貞演の住國光と云ふ鍛冶有り。相州貞宗が風情也。時代も同じ頃也。中心の形像貞宗に能く似たり。貞宗より中心少し長く、鑪は直違、心の先はそとわかしらの少しなる物也といへり。貞演いづれの所にや。
【兵庫】三代實錄二卷に、淸和帝貞觀八年九月七日己酉、美作國言。兵庫鳴聲如₂擊₁鉦鼓₁とあり。兵庫いづくのほどに有しにや。
【福可和尙】美作の國に閑居せるよし。隱逸傳に見えたり。

寶曆十二年午孟春下澣　　　　　岡村白翁

作州風土略 終

備中巡禮畧記

備中巡禮畧記

〔自　序〕

抑備中國巡禮由來をくはしく尋るに、人皇六十五代のみかど花山法皇、寛弘元年より備中川上郡阿部深山に御庵居の御時、當國巡禮御企あるによりて、靈場三拾三所御自筆にて御書記し有し所、寛弘五戊申御壽四十一才にして、花山院入覺法皇瑞源深耕大禪定門と成らせ給ひ、都より源耕寺を御開基。終に其儀なく有し所に、藤原朝臣重法右靈場御染筆を拜したてまつり、西國三拾三所を花山法皇始め給ひし同様なれば、ありかたき事限りなし。御染草の跡を隨ひたづね廻り、名所舊跡古人古歌社領寺領十八社なと殘りなく書添、童男童女巡禮三十三尊を一たび拜し給へば、備中國を掌の內にてらし、先祖代々增進佛果即身成佛疑ふ事なし。其身は勿論二世安樂、子孫繁昌す。纔の日數を貪慾にまよひ、生死をしらず、先祖を忘れ、國に生れながら其所をしらざる輩は云〻何。別して女の子は嫁してより、他出叶ひがたきものなれば、生國を知らせ度もの、父母の心にあるべし。幼少にして其國をのこらず知るは、嫁して萬寶のたよりとはならむか。

醉花柳山人

＊西國三十三所を始む。卽花山法皇云々の意。

〔序〕

夫考西國三十三所巡禮權輿、往昔華山上皇歸心於佛乘、而躬巡回名山觀音靈場、從爾以來、無貴無賤佗巡禮者不絕矣、越備中州人柳井氏、發願心欲於一國十一郡中以觀音靈場三十三所擬西國巡禮、而令國中善男女不能遠詣者結大士勝緣、順回行程凡五十餘里也、聞之人皆歡喜信仰欲催巡回者多矣、夫惟觀世音菩薩者、於過去久遠劫、成等正覺號正法妙王如來大悲深重愛愍一切衆生、現三十三身於塵刹土、普澍甘雨、實知婆婆有緣大士也、令於此發大信心巡禮國內靈場、則慈眼視衆生、何異西國巡禮功德、弘誓深如海、豈以情慮可量之哉。

寬政二庚戌夏

防陽前榮乘老衲拜書

印　印

備中巡禮畧記

柳井重法著

▲一番曹洞宗、川上郡川關村、瑞源山深耕寺是より寶林坊へ一里半。
本尊觀音大士慧心僧都の作、御長三尺五寸、開基花山院。
御廟所五輪石有り。御位牌京都より來る。花山院入覺法皇瑞源深耕大禪定門、安永十丑三月十五日七百五十年忌に當る。人王六十五代花山法皇、寛弘元より同五年迄阿部深山に御庵居。御家臣末孫今に七姓有り、御年忌を弔ふ也。平氏・平松氏・野口氏・東氏・西氏・齋藤氏・田中氏等也。阿部深山奥院觀音三十三佛有り。

○名所秋坂山　玉葉集に中納言頼資 歌 初時雨ふりにけらしなあすよりは あき坂山の紅葉かささむ　田井村。

○阿部村四條原舟渡しにて、山中鹿之助川村新左衛門に討るゝなり。今に畑中に墳有り。

○近似（チカイリ）村に玄賓僧都の住給ふ舊跡有り、松林寺と號す。

○翁草に有る僧都の歌 淺くとも又汲人はよしやあらし われにことたる山の井の水　玄賓谷。

○同村稲荷大明神有り。祭禮年二度。四月十一月朔日賑々敷繁昌。

▲二番眞言宗、上房郡廣瀬大嶽山寶林坊是より松連寺へ一里。
本尊正觀音、御長一尺二寸、此寺に四國八十八ヶ所を造る石佛有り。又西國三十三佛を造る石佛有り。此外諸神多し。毎年三月十五日頃より、同廿一日迄貴賤群集をなす。諸願成就の人あげてか

*柳井氏の家戰國時代より年々製出せる檀紙を標本として今に所藏すといふ又釜敷紙も今尚同家に所藏せり

ぞへかたし。毎月廿一日は參詣多し。
○玉田野新拾遺集に清輔朝臣歌　くもりなき玉田の野邊の玉日影　かさすや豐の明り成るらん　玉村。
○名物、古瀬庄廣瀬村柳井氏大高檀紙。*
○名物、松山廣瀬遠州公流義寸法釜敷紙。巡路より見えかたし。所望あらば尋ぬべし。
○野山里夫木集に隆翁歌　あかずこそ秋の野山の里人は　曇なきよの月を見る哉　野山里。
○水內村上田山城、城主　上田近江守家實家臣山本左馬之助。
○美袋(ミナギ)村大渡り城、結城民部尉忠秀。
○下倉村古城、筒井順齋。天正年中落城。
○野山北村野山城、野山宮內少輔。委しく古城記に有り。
○妙顯寺日具は、藝州嚴島の人なり。野山に住む。此僧法華宗番神堂を初め給ふ。翁草に委しくあり。
▲三番眞言宗、松山東向山松連寺是より藥師院へ同所。
本尊十一面觀音、御長三尺五寸、弘法大師之作。
○高倉山、詞花集雜下藤原の家經歌　打むれて高倉山につむ物は　あらたなるよのとみ草の花　松山。
▲四番眞言宗、松山瑠璃山藥師院、是より賴久寺へ八丁。本尊千手觀音、御長八寸五分。
○松原山新千載集に伏見院歌　のき遠き松原山の秋風に　夕暮きよく月出にけり　松山。
○名物、しらかそうめん。松山町內に有り。
▲五番臨濟宗、松山天柱山賴久寺、除地二十石。是より祇園寺へ三里半。
正觀音、御長貳尺、行基作、開山敕諡圓應大和尚。
松山城主上野備前守賴久中興開基故、號ニ賴久寺一。其先大林寺といへり。
○名所松山、小鏡に有り、權大納言忠光　十歸りの花咲ぬらし松山の　梢を高みつもる白ゆき　松山。

○寳永五安藤公御改寫易。松山代々御城主。
○始築秋庭三郎重信、承久戰功にて城主と成る寛政元迄凡五百七十年程也同又次郎信村寳治合戰、寛政元迄凡五百五十年程になる同平六重連・同小三郎義繼・同三郎重知。古城記に有り。
○高橋又四郎、實名不レ知。元弘正慶頃居城の由。是迄は松山を高橋といへり。是より松山と改む。寛政元年凡四百六十年程に成る。
○秋庭七郎重繼・同三郎重明、貞治年中より山名師氏に屬して、國中を從へて、同八郎賴重・同平之充賴次・同備中守元重。此後子孫有漢に住居すといへり。
○上野刑部少輔、三刕小谷より國替。上野備前守賴久、永正年中の頃城主、賴久寺を建立す。同伊豆守、實名不レ知、永正天文の頃、父子にて三十年程城主、寛政元ニ百六十年程。同國の士庄爲資・植木秀長、松山を攻て伊豆守兄弟を討取り、爲資は城主となる。名を備中守と號す。
○庄備中守爲資・同高資、受領不レ知、同兵部大輔勝資、父子三代にて永祿年中迄三十年程居す。寛政元迄貳百四五十年になる。成羽城主三村修理亮家親、毛利元就に屬し、加勢を請ひ松山を攻む。庄高資を討取り、城主となり、夫より備中守と改む。
○三村備中守家親。同修理亮元親、號ニ尾張守一永祿年中より天正三年迄、父子拾五年在城。寛政元迄凡貳百十五年程、毛利輝元織田信長に屬す。輝元多勢を以て松山を攻む。天正三年元親切腹。元親は毛利元範の聟也。
○天野中務元明・同五郎右衞門尉、小堀新介・同遠江守、池田備中守・同出雲守、水谷伊勢守勝隆・同左京亮勝宗・同出羽守勝美、安藤對馬守重輔・同右京太夫重行、石川惣十郎宗慶公。
○田井村秋町城、田井新左衞門尉信高。委くは古城記に有り。道より不レ見。所尋ね知るべし。
○川面村、西條枝柿の名物。

○同村寺山城、　難波六郎經俊、平家の功臣也。　くはしく府志に有り。
○法曾村稲山城、　三上刑部左衛門尉、　同。
○川關村飯山城、　山縣三郎兵衛尉、　同。
○竹庄室納村矢倉畔城、　竹井肥後守、　同。
○同有納村離小屋城、　大月七郎左衛門尉信通、　同。
○竹庄黒土村土生山城、　神原宮内、　同。
○同村櫻坂城、　下左衛門尉政勝、　同。
○同舞地村大和佐山城、　土肥頼秀、　同。
○同田土村藤澤城、　肥田淡路宗房、　同。
○片岡村粧田山城、　片岡八郎弘常、　同。
○有漢上村常山城、　新山玄蕃、　同。
○四畝忍山城、　工殿次郎兵衛尉、　同。
○七名人の内建仁寺榮西國師は、上竹庄の出生にて、其後宮内に住す。源平の戰軍に八嶋において名を得たる美尾彌が兄となん。建仁寺開山にて、本朝禪祖也。其先は賀陽薩摩守貞政子孫也。今宮内加陽氏の先祖といへり。又、備前國大藤内が兄共言へり。
○吉川村吉川宮、正月十五日、粥にくしを入て秋耕作の善惡をしる。
○湯山村清水寺に、大政大臣清盛入道石塔有り。
○竹庄、雨乞の穴あり。口貳間四方深さ限あらず。男瀬淵といふ。此ふちをうめると雨降る事奇妙なり。寛政元雨乞に埋るとひとしく大雨にて、川筋玉嶋の洪水此時なり。おそろしき事共也。此大雨より石を以て埋たる穴もとの如し。奇異なり〳〵。通り筋出口の茶やより一里計奥也。達者なる人

は尋ね知るべし。

▲六番眞言宗、上房郡古瀬補陀洛山祇園寺、是より願成寺へ一里 本尊千手觀音、御長五尺、弘法大師の作。開山弘法大師。

○名所銘草に有る大師の歌に、山あひのきりをさなから海とみて浪かと思ふみねのまつかぜ 此寺祇園宮有り。祭禮賑々敷常に參詣多し。

○西方村、曹洞宗巨龍山定光寺、除地拾石。

○中津井村佐井田山の城、植木美作守藤資、委く府志にあり。

▲七番眞言宗、中津井村佐井田山願成寺、是より小坂部へ四里 正觀音の本尊也。御長壹尺、作不レ詳。

○高機山城川院百首御製歌紅葉する高機山を秋行はしたてるばかりにしき折かく 中津井村。

○津々村加葉山城、蒲冠者範頼、西國下向の砌四萬餘騎の勢揃し給ふ。四萬松有り、委く古城記有り。

○中井、夫木集に有り、よみ人不知歌千歳ふる御調そのふる我君の中井の水のとしへたるかた 中津井村。

○下呰部町の下、左の方巖窟に、弘法大師御作石佛の大日如來、外に八十八ケ所穴の內にあり。

○拾八神比喜坂鐘乳穴神社、呰部庄三尾寺へ道有り。

○眞言宗 如意山三尾寺。本尊千手觀音、御長四尺。峯九葉にして、當國鬼門の本尊也。寺領拾石、行基開山なり。達者なる人は必參詣ありたきもの也。

○下呰部(アザヱ)丸山城、庄兵部太夫勝資、 同。*

○上呰部高釣部山城、庄三次郎信資、 同。

○木谷山鳶ノ巣端城、田公孫次郎、 同。

○平田村小松城、開基小松內大臣重盛公。依レ之號二小松城一と云ふ。巡道より見えがたし。

○眞言宗水田村光明山遍照寺、本尊千手觀音、弘法大師の御作。崇峻天皇御宇、聖德太子の開山にて、右大將賴朝公御建立。梶原平三景時作事奉行。

*「同」は委く「平川親忠の「古戰場」備中府志」にありとの義なり以下總て同じ

○宮地村、弘法大師御ひちの水あり。擂鉢と云ふ。

○七名人の内玄賓僧都、阿賀郡上水田村出生。同郡湯川村湯川寺開基。其後、松山近似村にしばしの庵居をしめ給ふ。其所を今に玄賓谷といふ。前に出したり。湯川村枝郷に湯川硯石有り。僧都杖をさし給ふ白檀の大木あり。此谷今に雉子鳴く事なし。

○湯川、續古今集僧都の歌　山田もる僧都の身こそかなしけれ秋はてぬれはとふ人もなし

○井殿村、泉井、並、杓の手といふ所有り。

○拾八神井戸カナチ穴神社、穴の内色々の風景多し。　井戸野村。此所鬼の豆とて豆の様なる石有り、疱瘡まじなひなり。石、所望すべし。

○五名山田村枝郷境に、大野主馬塚有り。

○平田村、水田鍛冶大輿五。

○宮瀬村古城、片山壹岐守常政、吉備物語に有り。

○五名山田村山王城、宇喜田信濃守、備中府志に有り。

▲八番眞言宗、阿賀郡小坂部村富永山圓通寺、是より新見へ三里半餘、本尊正観音、弘法大師作。開山同様。此観音信心あれば、惡年災難を除く、女は別して信ずべし、安産疑ひなし、御守所望すべし。

○花見山夫木集に有る隆輔歌　今そしるちらぬ櫻の花見山風もうらゝにをさまれる世を　花見村。

○小坂部周防城、楢崎彈正忠元。(元兼イ)

○同矢はき城、法行六郎左衛門尉、　同。

○同割鳥山城、宮崎三郎兵衛尉、　同。

○長留村圓通山城、坂田美濃守秉益、　同。

○石崎松、前中納言經光　すゑ遠き千代の陰こそ久しけれまた二はなる石さきの松

後醍醐天皇隱岐よりの還幸は伯者より因幡を經て播州路に向ひ給へば此處を通過し給ひしといふは謨なり。隱岐遷幸の御神代又は新庄村より山奥村を通御せられしと云ふ傳說は、信ずべきが如し、本書この說を誤りしもの、如し。

○熊谷村鹽山城、多治部雅樂頭景春（大膳元春イ）。
○同村眞福寺、寺領貳拾石。此山につくばねの木澤山にあり、當所の名產也。道より見えがたし。
○花見村*後醍醐天王隱岐國より還幸の時、此君山に御泊有し故、御輿休石・一條殿石・二條殿石・吉田殿屋敷あり。御所原わらび名物也。湯をかけず直煎也。大わらびなり。
○花見村赤坂城、間賀部近江守、尼子家臣也。
○千屋村明石山城、三輪牛之助、翁草に有り。　古城記に有り。
○佐根村紅葉城、太田四郎重次、
○山奥村つゝら畑山城、三浦定勝塚。　同。
▲九番新見西光山眞福寺、是より吹屋へ四里、本尊正觀音、御長壹尺二寸、惠心之作。
○眞言宗黒髮山青龍寺。本尊正觀音、御長六尺、弘法大師之作、開山弘法大師なり。國中一二の靈場也。
○黒髮山、新千載集從二位行家歌　色かへぬ黒髮山の山かつらかくてや久につかへまつらん
○新見、曹洞宗　東橋山雲居寺、除地拾石。
○同角尾城、三村六郎元高。
○同鷲ノ巣城、楢崎右京太夫利景、　同。
○窪山、千載集經衡歌　うごきなき千代をぞ祈る窪山のとる榊葉の色かへずして　花見村。
○則安村猿瀧城、横山右馬允。
○花木村助安城、花木彌五郎吉久、　同。
○老廻（オヒサコ）村井叺城、福富玄蕃、　同。
○矢戸村越山城、飯沼太郎左衛門基義、　同。

○坂本村菰井城、新井中將正法、　同。
　巡道より不ㇾ見。尋ぬべし。
○草間村川崎城、杉布忍入道。
○長尾村鯉瀧城、三村孫兵衞尉、　同。
○上唐松村甲籠城、伊達常陸守、　同。
○同村　猿掛城、伊達三左衞門尉、　同。
○下唐松村鬼山城、杉右衞門尉重國、　同。
○石蟹村石賀山城、三村元宣、　同。
○井村竹野の城、三村左介元威、　同。
○同村粒根城、伊勢掃部入道圓覺、　同。
○同村朝倉山城、富屋大炊介、　同。
○同村杠の城、三村宮内少輔元範、　同。
○上神代村古城、栖崎右京、　同。
○油野村引野ヶ古城、平中將重藤卿、　同。
○上神代村見坂山城、細川右京大夫、　同。
○下神代村中田山城、栖崎左京亮、　同。
○同神應寺、寺領拾石。
○井村、禪宗天叟寺、寺領拾石。
○多骨村、金寶吉大法高宮有り。
○豐岡里、　夫木集除歎歌　時にあふ民の心もやすらけき御代の初の豐岡の里　宮河内村。

○宮川内村瀧丸城、赤松左馬之介教祐。

▲拾番曹洞宗、吹屋村脇、若杉山延命寺、是より成羽へ三里、本尊十一面觀音、御長壹尺八寸、行基之作。

○銀山、類聚集匡房歌、白かねの山の間なる梅の花　万代ふへき香こそすれ　吹屋村。
○吹屋村古金山城、吉田六郎兼久。　同。
○中野村しらけ城、近藤賀門、　同。
○同瀧谷城、赤木藏人、　同。
○丸山村笹尾城、近藤掃部頭、　同。
○同、丸山ノ城開地、赤木藏人忠房、　同。
巡道より不レ見、尋ね知るべし。
○布寄村中村城開地、武内宿禰三代孫。
○矢田村豆木城、吉良丹後守、　同。
○高瀬村勝ヶ城、安原彥右衞門元吉、　同。
○八鳥村西山古城、市川別當行房、　同。
○畑木村古城、久瀬彈正、　同。
彈正知行所畑木・大野邊・大竹・八鳥四ヶ所也。
○田淵野々上村、高橋藤太。
田淵野々上村荒研(アライ)山城は、備後國三城原主、此所にて討手を防かるゝ所なり。
○下大野邊村育野の城、齋藤長門守景忠、　同。
○大野邊村四王寺、寺領拾石。

▲拾壹番川上郡成羽村大廣山源樹寺、是より領家へ壹里余、曹洞宗、寺領拾石、本尊阿彌陀一刀三禮、惠心の御作終らざるに歯を吹出し給ふ。我朝三體の如來也。三十三尊あり。

○佐々木村高森城、佐々木近江守信綱。　同。

○成羽村鶴首城、城主數多有り、

▲拾貳番川上郡領家村自光山寶鏡寺、是より高山へ武里余、六觀音御長六尺、先年は寺より十三丁上大樽といふ所寺あり。中にも佛作の千手觀音有し故、南海の通船毎度破船いたすに付、舟主共是を歎き、願によりて寛永三今の寺を建立す。古今の靈佛也。一度歩みをはこぶ輩、諸願成就うたかひなし。

○地頭村吉山城、三村右京亮政親。

○大竹村峯本山城、吉岡質休。巡道より見えがたし尋ぬべし。

○黒忠村小笹丸城、竹井掃部左衞門尉廣高。

▲拾參番曹洞宗、高山市南洞山圓福寺、是より笹賀へ四里半、本尊正觀音、御長八寸、行基之作。

○彌高山、金葉集藤森行盛歌　雪ふれは彌高山の梢には　また冬ながら花咲にけり　高山村。

○拾八神穴門山神社、大社なり、二月巳の日十月巳の日參詣多し。ふかき穴あり、風景多し。

○長田山八雲御抄一條院御製、千代とのみ同しことをそしらふなる　長田の山の峯のまつかせ　高山村。

立石大明神、矢の根立有り。鬼の面石あり。

○出高山村折居城、猪原豊後守盛信。

○高山村中山城、松岡安右衞門尉、　同。

○下鴨村井戸橋城、足利又太郎忠綱、　同。

○川相村中山城、川相勘解田左衞門、　同。

○吉井村正雪山城、　藤井能登守廣玄、　同。
○同村臨濟宗重源寺、寺領拾石。
○井原村横手山城、　畑山治部大輔頼重、　同。
○布賀村菖蒲城、　平川彈正忠正、（正親イ）　同。
○長地村長地城、　赤木彈正景忠。
○西湯野村苅穂の城、　細川天竺三郎、　同。
○平川村金子山城、　平川左衞門尉景親、　同。
○同村大原田城、　大原田又十郎、　同。
○同村山根城、　物部江兵衞・米山大藏、　同。
○同村柴の城、　藤原資親、　同。
○同村北丸の城、　城主數多有り。　同。
○七地村國吉城、　安藤太郎左衞門尉、　同。
○西山村西山城、　彈正忠泰、　同。
○東油野村けさ尾城、　鷲尾庄司武久、　同。
▲拾四番眞言宗、後月郡笹賀村南樹山金舖（敷イ）寺、寺領拾五石。本尊正觀世音、御長壹尺。閻浮檀金如意輪觀音、御長六寸、金仙頭作。準胝觀音、御長七尺、行基菩薩作。千手觀音、御長七尺、同作。十一面觀音、御長七尺、同作。馬頭觀音、御長七尺、同作。仁王。四十五代聖武帝御宇行基菩薩の開山、大同元年創草なり。星霜千餘年になる。是より法泉寺へ壹里。
○雄神川、　藻鹽草、よみ人不知　をかみ川紅ふかき乙女らか足次とるとせにたゝるらし　西江原村。
○十八神足次山神社、井原村倉掛。

○井原村吉祥山善福寺、曹洞宗、寺領拾石。

○倉垣、藻鹽草匡房 倉かきの里になみよる秋の田は年ながひこのいねにそ有ける

○道祖兒永祥寺、同宗、寺領十五石、那須與一像あり。

○戸倉村、那須小太郎屋敷跡、袖神の稲荷社有り。

○西江原村小菅の城、那須與市宗隆。

○川村中堀城、　同四代彈正忠光、　同。

○寺戸村青陰城、　大山右馬允、　同。

○出部村鎌田城、　鎌田兵衛尉正淸、　同。

○戸木荒神山城、　伊達大藏、　同。巡道より不ㇾ見。尋ぬべし。

○高屋村高屋城、　山名宮内少輔氏正、　同。

○同村小見山城、　小見山次郎行忠、　同。

▲拾五番曹洞宗、西江原村長谷山法泉寺、貳十石の寺領。本尊正觀音、天竺佛にて、佛作也。開基北條早雲、公の御守尊也。御長貳尺一寸。當寺寶物摺袈裟は早雲入道寄附、元來豆州修禪寺の寶物なり。開基父のため寄ニ附之一。日本廣しといへども、此摺袈裟受得ぬ國は有るべからす。予ㇾ今いたり、其古刹を用ふ。凡六百歳におよぶへし。

○東江原高越城、宇都宮貞綱。北條早雲小名新九郎此城にて生る。委く吉備物語、備中府志に見ゆ。

○高月山、藻鹽草よみ人不知 秋といへは光をそへて高月の川瀬の浪も淸く澄けり　木ノ子村。

○高月山長川寺、寺領拾五石。

○同村、なるほのふちあり。

○木の子村三光寺うへにゆるぎ岩あり。

○同村才崎城、渡邊大隅守。　同。

○同村三輪崎城、馬越主計。　同。

○走出村自法院、眞言宗、大山有り。

○同村尾敷山城、有岡新之丞。　同。

▲拾六番小田郡小田村岩屋山金龍寺、是より矢掛へ一里餘、本尊千手觀音、御長壹尺八寸、弘法大師の御作。

○小田渡、藻鹽草嘉言　有明の月に夜更て出たれは　小田の渡りに雁ぞ鳴なる　小田堀越。

○七名人の內徹書記は、永徳貳年小田村の出生なり。神戸（カウト）山城に住、甲怒村神護寺建立す。棟札今にあり。十三才にて京都へ行き、東洞院に住す。繪を好み歌道達人なり。　中々になき靈ならば古里に　歸らんものをけふの夕くれ

○轟の橋、藻鹽草歌　あられふる玉ゆりかけて（すへてイ）見る　ばかりしはしなふみそとゝろきのはし　往來筋の橋なり。江良村 本堀村 川面村境壹つ石にて、御所車通せしゆゑ名所になる。

○北田村古城、蓮地和泉丸郎。

○羽無村、吉祥寺曹洞宗　有、山內に金毗羅宮並に八十八ヶ所の石佛安置、石佛の本願、出雲國雄山僧。巡道より（江）不レ見。信あらば尋ね給ふべし。

○拾八神鵜鴻神社、小田郡川面村。

○同村曹洞宗蓮花寺、除領壹石貳斗。

○小林村神子山城、武野宗圓、毛利家臣也。

○星田村法雲山城、三村藏介貞親。

▲拾七番眞言宗矢掛町忍辱山觀音寺、是より笠岡へ三里半、本尊十一面觀音、秘佛也。行基の作。

○富の山、夫木集兼盛　富山の蔭まさり行君が代に　あへる國民たのもしきかな　横谷村。

○千田むら、新拾遺集權中納言時實　時をえて千田の村人幾千度　取どつきせぬ早苗成らん　甲怒村。
○岩目山、藻鹽草同　吉備國の岩目の山のいはすとも　千代もさかえんきしの姫松、　眞賀村。
○江良村伽藍山城、虎尾安藝守弟。
○淺海村中山城、田賀野善三郎。
○山口村馬勒山城、小田治部太夫政淸、　同。
○新賀村政所山城、有岡右京。巡道より見得がたし。尋ぬべし。
○鷲峯山の坂口、神遊山國勝寺、本尊如意輪觀音、十一面觀音安置、眞言宗也。此寺に吉備大臣の御袋御廟所あり。是より鷲峯山へ登る道あり。委しく吉備志多道に有り。東三成村鷲峯山捧澤寺眞言宗大山有り。寺領拾五石、本尊正觀音、弘法大師の作。開山聖德太子、弘法大師修錬の靈場。當國一の山なり。
○岩倉、藻鹽草隆翁　うとふらし代を治むれと岩倉の　村の諸人もろこゑにして
○雄琴の里、夫木集藤原敦光　松風の雄琴の里に通ふにそ　さまれるよのこゑは聞ゆる　妹村。
○同所吉備大臣琴引玉ふ岩有り、琴の音南都に聞るよし。
○猿掛の城、毛利元淸、拾萬石。
○船木山、後拾遺集道俊　いかなれは舟木の山の紅葉はの　秋はすぐれとこかれさるらん
○曹洞宗洞松寺、寺領三拾五石、横谷村。
○同村妙法院、寺領拾石。
○中村舟ヶ廻城、三好權左衞門、　同。
○東三成西三成境茶臼山城、毛利元淸地取計し玉ふ。
▲拾八番、曹洞宗、笠岡。笠岡山威德寺、是より竹生島へ一里。本尊如意輪觀音、御長壹尺、作者不レ

詳寺領五石。
○衣笠岡、堀川院百首右近衛中將源師時、秋毎に誰きて見よと蘭衣笠岡に匂ふなるらん笠岡村。
○同村光明山遍照寺、寺領三拾石。
○同淨土宗玄忠寺、寺領五石。
○拾八神在田神社、笠岡村。
○笠岡山古城、村上八郎左衛門。
○西濱村古城、須山藤三吉高。村上天皇後胤、笠岡浦にて八ケ村を領す。
○拾八神島神社、神島天神の鼻。巡道より見得がたし。
○道滿保憲は、吉備大臣七世の孫、淺口郡浦見村出生、占の上手也。安部淸明尋來て師弟の約をなし、易道に達し大勢群集せしゆゑ、此所を浦見村と書所、其時占見村と改む。阿部山へ入る事拾丁計、道滿屋敷迹、礎今に殘れり。石塔あり。委しく吉備物語に見ゆ。
○鴨方村鴨山城、細川越中守義春。
○大島村大佐山城、安部淸明。
○下稻木村工ケ城、陶山八郎吉次。
○口林村鳶の尾城、大內右京大夫。
○深田村石井山城、高戶民部尉。
○東小坂村杉山城、小坂越中守。
○道越村古城、井上彈正。
○佐方村古城、佐井七郎。
是より竹生島舟渡し、常々善心うすき人は、俄に風雨おこり渡る事叶ひがたし。隨分信心有べし。

▲拾九番眞言宗、竹生島神島山自性院、是より寶龜へ四里、本尊聖觀音、御長五寸。
○神島、續拾遺集前大納言資實歌　神島の浪のしらゆふかけまくも　かしこき御代のためしとそ見る　神島村。此所より神島八拾八ヶ所、巡禮してよし。外神島と白石島との間、高島舊跡なり。神武天皇乙卯年三月六日、備中高島に行幸宮を造り、八年の間御逗留おはしませしゆゑ、同所天皇屋敷迹北向有り。委しく日本紀に見ゆ。
○高島、新拾遺集肖基法師　高島や松の梢にふく風の　身にしむ時そ鹿も鳴なる
○北木島・飄飽島・白石島・鞆・讃州・伊豫、此外所々見ゆる。
○白石島、秋の寢覺俊頼歌、とへかしな沖のしら石知らすとも　もの思ふ手のなきこかるゝを
○眞那部、山家集西行法師、まなへよりしわくへ通ふあき人は　つみをかいにそ渡るなりけり
○白石島、大岩覆かゝる所有り。其下に貳間四面の堂有り。弘法大師の御建立也。屋根は銅包なり。
▲貳拾番、淺口郡勇崎村寶龜山觀音堂。是より玉島へ半道餘。本尊千手觀音、行基作。開基中藤又三郎。勇崎村御新田、寛文六午年。寶龜山無年貢地。
○翁草に西行法師、水しまをまなへに入てたく北木　ひさくはなきかくめや三郎
○上水島、安德天皇御落陣の跡屋敷あり。拾七丁貳反。
○柏島村の內水島の城、百合若大臣益躬守與。委しく備中府志に有り。
○柏島森元松山城、藤田小次郎、同。
▲廿一番曹洞宗、淺口郡玉島村補陀山圓通寺、是より連島へ一里。本尊正觀音、作者不詳、德翁良高禪師開山なり。
○甕泊、夫木集高遠、ころ舟もゑふ人ありときゝつるは　もたゐに泊るけにや有らん
○乙島村當山古城、藩屏將軍。
○赤島村龜崎城、赤澤兵庫頭。同。

○長尾村、新拾遺集藤原經衡　はるかにそ今行末を思ふへき長尾の村の長きためしに

▲廿二番眞言宗、淺口郡連島矢柄山寶島寺。寺領拾五石。是より八田村へ貳里。本尊十一面觀音、御長三尺。此寺に西國二十四番の札所有り。依〻之中山といふ。靈現あらたなり。歩みをはこぶもの多し。

○倰成卿、くもゝみなむなしととくにそらはれて月はかりこそすみまさりけり(れカ)

○淺口郡藻浦地藏院、寺領拾石。

○醍醐寺聖寶は、當國連島の人となん。讃州鹽飽島妙知山正覺院觀音のまうし子にて、門前の松の下にて誕生す。今松がえを切れば血流るゝといふ。

○蓮島村、右京太夫光榮。

○寶島寺より下津井浦、大杓小杓見る、是より裏山を越、片島村荒神宮疱瘡安産御府(符)出る。參詣して吉

○柳井原村梁場山城、横溝源吾忠元。　同。

○二萬村生れ、東福寺二世寶覺。吉備物語にあり。

○同村二萬塚有り。天武天皇住玉ふ城跡、陰森辿上二萬の山端に、大松十本計有り。其中に小社あり。

○*一爾磨村に人王四十代天武帝住給ひける所、大友の王子一萬餘騎にて來り、天皇方は三百餘騎にて負色見えたる所、當國の士卒我も〳〵と集り、其勢二萬余騎になり、大友の王子打負け給ひぬ。此御代より爾磨の文字を二萬村と改む。委しくは三才圖繪に見よ。

○周防内侍、君か代に二萬の里人數そひてたえす備ふる御調ものかな　二萬村。

○川部村南山城、川部臣百依、古城記に有り。

○拾八神百射山神社、古屋村。

○輕部村大學僧正*二の墳有り。毎月三日十三日、諸宗夥(衆)しく參詣す。

○古地村古城、猪俣彈正左衞門義冬。

*一、この説妄誕信するに足らず次の一項亦同じ。

*二、大覺僧正は日像の高弟にして日蓮宗を吉備に宣傳せし功勞ありし

○三ッ子岩・河童岩、河田八助事、委く吉備志多道に。

○船尾村平石山鶏得寺、本尊正観音、御長九寸、閻浮檀金、開山行基菩薩也。備中一二の観音靈佛なり。龍燈松あり。

▲廿三番矢田尾崎村高見山蓮花寺。岡田へ壹里。本尊千手観音・十一面観音・聖観音、三尊共行基作。

○稲房、名寄集茂右、長閑なる天か下なるいなふさの山田に田子の早苗とるなり　山田村。

○八田村烏嶽城、石田次郎爲久。志多道に有り。

○吉備大臣御廟所、八田村往來より一丁程上り山に有り。夫より八丁計北に大臣南都より八重櫻を移し植玉ふ。今に其儘うせずして老木の花さかんなり。所の名はやざことといふ。奈良の都の八重さくらより、是も亦八田のやざこの八重さくらとよめるよし。詳かならず。尋ね立寄るべし。花の時は猶更なり。是より三丁計東のかた、てんはらといふ。吉備大臣の屋敷跡壹畝程あり。中に石二つ有り、此所にて誕生ましﾏす。産生湯の井とて井有り。元正天皇の御宇、養老元年に入唐し玉ひ、琴碁カタカナを本朝に弘め給ふなり。

○嵯峨野村馬場入道山城、上野肥前守。　古城記に有り。巡道より見得かたし。

○新本村古城、長井越前守一虎、　同。

○同村馬頭城、荒木兵庫頭。

▲二十四番眞言宗、下道郡岡田清蓮山森泉寺。是より井山へ壹里餘。本尊正観音、恵心作、御長貳尺。

○夕部山、翁草紫式部歌、山口の谷よりつゞく夕部山月さへ出る年の暮かな　下原村。

○十八神神社、　八代村。

○同麻佐岐神社、　下秦村。

○麻佐岐山、藻鹽草次見歌　まさき山まさきのかつら紅葉して時雨も時をたかへさりけり　同。

○山田村鬼の實城、三村實親。
○久代村福田城、福田對馬武倫。　同。
○上秦村荒平城、川西長左衛門、下秦末孫有り。
○拾八神石疊神社、俗に茶臼嶽と云ふ。上秦村石疊、萬葉集よみ人不レ知歌 いはたゝみかしこき山と知ながら 我はこふるかなへならなくに
○上秦村、秦武文生ずる所、一ノ宮親王家臣古今勇者也。
○拾八神横田神社、　久代村。
▲二十五番臨濟宗、加陽郡井山般若庵、是より足守貳里餘。本尊千手觀音、御長四尺、寶福寺寺領百石貳斗四升。四條院御宇帝御惱ましく〳〵、御祈願の師を選せられけるに、當寺開山頓庵選み出され勅定蒙り祈誓し玉ふ。其驗速に顯し、惡星を祈り落されし。落星段・千尺井あり。俗に星下りの井戸といふ。
○井山城、　八尾入道。
○稻井、金葉集、苗代の水は稻井にまかせたり 民安けなる君か御代かな　濫井樋。
○拾八神野俣神社、八田部村惣社宮。
○神樂岡、君か代を祈いのりの神樂岡 松も千歳の名にや立けん
○溝口村戸城、藥師寺次郎左衛門公義。
○黑尾村の內けう山城、中島大炊介。天正年中落城、子孫小寺村に有り。
○黑尾村、水無月十三日に、一宮へ乃米さゝくる日。
○奧坂村眞言宗、岩屋山岩屋寺、本尊多門天、御長一尺五寸、行基作。孝德天皇御宇善通大師開山。此山に三十三所札所有り。岩屋山へ一度あゆみをはこぶもの、閻魔の通り手形とて足のうらに御判居（スヱル）ると言ふ。

○窟山、新勅撰集賴資、ふかみとり玉松かえの千代までも岩屋の山のうこかざるべき　奥坂村。
○鬼のおし上石手跡あり。　○鬼の城、石垣の形少しあり。
○大羽釜わたり壹間貳尺有り。
○社傳曰、垂仁天皇御宇、百濟國の人來て、窟山鬼城に籠り、貢き物を奪ひ、人民をなやます。吉備津彦命平ㇾ之玉ふ。委くは一の宮緣記に有り。略ㇾ之。巡道より見得かたし。尋ぬべし。
○槇谷村鍋坂の城、鎭西八郎爲朝出張の所。
○しさわ村しらけか城、赤木左衞門尉忠興。
○拾八神古郡神社、槇谷村。
○和岐邊の里、秋の寢覺よみ人不ㇾ知、春されは和きへの里の川とには鮎子さはしる君まちかてに
▲廿六番禪宗、加陽郡足守明見山田上寺。是より窪木村へ壹里半。本尊正觀音、御長壹尺五寸。
○鷹尾山、新古今集前中納言匡房、とやかへるたかの尾山の玉椿霜をはふとも色は替らし　山野内村。
○福崎村、矢喰の宮あり。
○高塚村、血水川あり。
○矢喰の宮より貳丁程、西堤を越して、田の中に並木森の中に塚貳つあり。赤濱村雪州屋敷也。今は田の中にて屋敷とは見えず。雪州誕生の屋敷也。人王百二代稱光院の御宇、應永七年庚寅年誕生、後井山にて僧となる。寛政元年迄三百八十年になる也。
○赤濱村しやかみね不動か嶽。高松水せめの時、此所より土手を築くなり。木下勢出張の所。
○高松村高松城、清水長左衞門尉、志多道に有り。天正十年壬午落城、寛政元年迄、貳百七年になるなり。
○日幡村日幡城、日幡六郎兵衞尉。　古城記に有り。

○新庄上村帝釋山城、服部善兵衛尉。　同。
○門前村、奇石あり。生石共云ふ。巡道より見得がたし。
○大井村鍛冶屋山城、信原土佐守。志多道に有り。
○日近村古城、日近修理進。　同。
○十八神祓の神社、加陽郡足守奥高田村。
○下足守村三井谷、杓子岩有り。
▲貳拾七番浄土宗、加陽郡滿手村加陽山門滿寺、本尊手引觀音、蓮糸御作佛なり。常念佛あり。
是より國分寺へ一里。
○長良川、風雅集に正三位隆輔歌　汲人のよはひもさそな長月や なからの川の菊の下水
菊の下水井、長良本村寺の下に清水の井あり。是をいふ。かけめかるく至て名水なり。
○上林村緑山、妹尾太郎切腹の地也。委しくは宮内道勝寺にて尋ぬべし。
○長良村古城、世瀬川左衛門尉。
▲廿八番眞言宗、窪屋郡上林村日照山國分寺。是より倉敷へ一里半余。本尊觀世音、御長貳尺九寸、行基の作。人王四十五代聖武帝勅願の靈場也。開基行基。
○松井、新古今集に權中納言資實歌、ときはなる松井の水をむすふ手の 雫ことにそ千代は見えける
○木屋村福山城、眞壁小六是久。古城記に有り。
○片山村幸山城、庄左衛門四郎資房。
○同村岡谷城、友野石見守。
▲廿九番眞言宗、倉敷賓壽山觀龍寺。是より中帶江へ半道なり。本尊千手觀音、御長貳尺參寸。
○阿知方詞花集歌、春くれはあちかた海のひとかたに うくてふうをの名こそをしけれ

○倉敷村小野之城、右近衞少將左衞門尉。
○十八神芦高山神社、窪屋郡笹沖村。
○酒津村靑江城、小野朝臣出羽守。　同。巡道より見得かたし。
○小野小町[*一]は、人王五十二代嵯峨天皇の御宇小野當澄當國の守護として窪屋郡黑田村に來り居住。小町出生して後、湯川村玄賓僧都に歌道を習て名人となる。小町瘡疾の時、晝間の藥師に立願して祈れとも平癒せず。恨みの歌に、「南無藥師衆生悉除の願立て身より佛の名こそをしけれ」と讀ければ、則御堂めいどうして、藥師の返歌、「村雨は只一時の物そかし其所にぬきおけおのか身のかさ。
○靑江鍛冶後鳥羽院の御宇、酒津村木屋と云ふ所に住む。
○上水江村流山城、高橋中務尉英光。
○中島村上河原城、湊傳治。
○同村中大道城、建部民部。
○西阿知村古城、梶原孫六・同彈正。
○十八神菅生神社、窪屋郡祐安村。
○羽島村法輪寺藥師堂、孜婧天皇[*二]御建立なり。小野春道奉行す。此寺龍灯の松有り。七月八日十六日上る。
○帶江村古城、今出有淸敵に討れし時、待てと言て、「何日のいつの時そと思ひしに今年のけふの今て有淸」と詠む。
▲卅番眞言宗、都宇郡中帶江村景光山觀音寺。本尊十一面觀音、人王四十五代神龜四年唐の佛工稽主勳[*三]と言もの來朝して勅を蒙り、長谷寺のくわん世おんを奉る。調彫其餘木を以て當山の本尊十一面に奉レ刊。彼佛師靈場之地を見云、此本尊を安置せんとて、諸國を遍旅す。終に當山に來りて此山

*一、牛馬間に據れば小野小町の名一人にあらず小野當澄の女の外に小野良實の女も亦小町と云へりとぞ堀氏の說に津屋郡の郡司小領なりし橋氏の女小町と云ひしが釆女となりなり
*二、孜婧天皇は陽成天皇の誤傳なるべし
*三、稽主勳は稽首勳の誤なるべし

補陀洛山に相似たりとて、此佛像を安置して歸る。其後坂の本に自然に水涌出る。今の阿伽水是なり。當聚落に生るゝ子三日三夜過て此阿伽水を以て生子を洗ふ。其間洗はざれども血肉の不淨少しもなし。若他の水を以て其子を洗へば、七夜の中に必死す。因て茲世こぞつて不洗の觀音と申奉る。遠路たりといへども、姙しんの内御守申請くべし。參詣は猶更なり。安産うたがふべからす。かならず信心してよし。

○春邊山 藻鹽草よみ人不知歌、けふり立春邊の里は古の難波の御代の氣色こそすれ 妹尾村。

○妹尾村同城、妹尾太郎兼康。

▲卅一番眞言宗、撫川町金花山觀音院。本尊正觀音、御長貳尺、行基作レ之。是より矢部へ壹里。

○撫川村小倉城、藤井久任。

▲卅二番同 宗、都宇郡矢部村、日差山寶泉寺。

本尊正觀音、報恩大師之作、同開山也。人王四十六代孝謙天皇御宇なり。

○比佐志山 夫木集、のとかなる春の日差の山高みあきらけきよのはしめとそ知る

○矢部村河屋城、川田八助久美。

○加茂村岡崎城、岡本隼人。

▲卅三番眞言宗、加陽郡宮內有木山青蓮寺。本尊千手觀音、御長壹尺八寸、行基作、同開山也。

○有木山、夫木集盛永歌、萬代に有木の山の白椿君かさかゆく卯杖にぞきる

○吉備中山、神錄清永元祈歌、眞金ふく吉備の中山帶にせる細谷川の音のさやけさ

○細谷川後鳥羽院、眞金ふく吉備の山風打とけて細谷川の岩そゝくなり

○釜殿神 錄、こゑなくは誰かそれ共知なまし雪ふりかゝる蘆原の鷺

○神南備山名歌集行成、千早振神なみ山の椎柴のいやとしのはに祈りまつらん

*石船は古代の石棺なり今尚現在す

○板倉稿 堀川院百首公實、板倉の橋をは誰も渡れとも いなおふせ鳥過かてにする

○有木山　新大納言成親配所 平判官康頼歌、くちはてぬ其名計りは有木にて 身ははかなくもなりちかの卿

○吉備山東平に石船*あり。三月三日汐みつる。

○十八神吉備津彦命、片岡山に出向ひ鬼神を御退治し玉ふ。仁徳天皇の御宇五社神殿七十二宇之末社御建立、社領百六拾石、御祭禮九月中の申日より、市は十月廿四日迄、春三月十九日より四月中。

○釜殿、日本無二之地なり。

○吉備津彦命御廟所、茶臼山に有り。

○宮内村吉備城、孝靈天皇の王子五十狹芹彦命。

○阿曾村、吉備宮釜此所より獻ず。

○宮内町道勝寺什物。大かいの茶入・不動國行の刀、二品とも山中鹿之助所持する也。川村新左衛門より山中氏爲二菩提一納レ之なり。當時妹尾太郎由所あり。

巡道都合五拾六里三拾三丁。

【終】

本書の原本は刊本なるも、和歌の相違甚しかりしを以て、歌集原本に依り多くは訂正せり…………編者

備中諸事巨細導書

*一、醍醐寺聖寶は元亨釋書には讃州人光仁帝之後也とあり。
備中集成誌聖寶は連島の人也。或は曰其母讃岐國鹽飽妙智山觀世音に祈りて門前の松の前に誕生す元亨釋書には讃州の人とすれとも父母は連島の人にて委より、鹽飽島は程近き所成故妙智山へ祈りて彼寺の門前に生れたれば、讃州の人とは書たれど、連島の人たるの事明なれば讃州の入とせるは誤なりとせり。
*二、旅筵抄に道滿は薩摩國人とあり三才圖繪

備中諸事巨細導書

三才圖畫(繪) 八十冊
類字名所和歌 八冊
備中吉備津宮圖記 全
備中神明鏡 全
日本記(紀)
三備古城記(本の名無は不レ殘古城記より出す。) 五冊
備中一國重寶記 全
備ノ中津國翁草 全
吉備物語 全
御巡見言上案內 全
備中靈場四十八ヶ寺 全
和爾雅 九冊
吉備ノ志多道 十一冊

右拾三品の書より殘りなく撰び出し、作佛靈佛觀音大士三十三尊、其外名所舊跡古人古歌、或は拾八神社、名高き寺院・寺領・社領・古城主・七名人・拾四名人・吉備東西南北里數・同國十一郡村數不レ殘、其次々領主の印有り考べし。此外不思議なる事めづらしき事數多有レ之といへ共、不レ被レ書盡、巡禮三十三所の最寄に記し置たり。委しくは何の書に有と記す、此書を見れば、委細しるゝなり。然りといへども、さだかならざる事有るべけれども、古人の書置れし事なれば、我も不レ知書出すものなり。其所の人に尋ぬべし。

○備中國生七名人、其村に委しく出す。

吉備大臣、 下道郡八田村。
小野小町、 窪屋郡黑田村。
*一、醍醐寺聖寶(連島の人也。(原本この處文字あるも滅して讀み難し。))
雪舟、 都宇郡赤濱村。
玄賓僧都、 阿賀郡上水田村。
*二、道滿、 淺口郡占見村。

徹書記、*一　小田郡小田村。

○同國居住名高き古人拾四人

神武天皇、　小田郡青島に八年在居。　天武天皇、　下道郡二萬村在居。
花山法皇、　川上郡川亂村五年同。　吉備津彦命、　加陽郡宮內村。
阿部清明、　淺口郡占見村。　靑江鍛冶、　窪屋郡酒津村。
建仁寺榮西、　加陽郡宮內村。　村上景廣、　小田郡笠岡。
妙法寺日具、　同郡野山村。　北條早雲、　後月郡東江原。
道三、　上房郡竹庄。　那須與市、　同郡西江原。
陶山藤三、　小田郡西濱村。　東福寺二世寶覺、*二　二萬村。

○拾八神

壹番　カナチ穴神社、　井戸野村。　二番　比喜坂鐘乳穴（ヒキサカシヤウユウケツ）、　呰部村。
三番　穴門山同、　高山市村。　四番　足次山同、　井原村。
五番　在田同、　吉濱村。　六番　神島同、　神島村。
七番　鵜江同、　川面村。　八番　横田同、　久代村。
九番　神々同、　八代村。　十番　麻佐岐同、　下秦村。
十一番　石疊同、　上秦村。　十二番　古郡同、　槇谷村。
十三番　皷之同、　高田村。　十四番　野俣同、　八田部村。
十五番　百射山同、　三輪村。　十六番　菅生同、　助安村。
十七番　芦高山同、　笹沖村。　十八番　吉備津宮、　宮內村。

○同國名所大內歌枕より出、詠人は後に記す。

に道滿は播磨の人とあり。

*一、日本人物誌に云、徹書記名は已徹、字は清岩、小田郡小田村の人、永德二年生る、今川了俊を師とし國歌を學ひ又書を能くすると以つて名あり後東福寺に移りて招月庵と號す。

*二、寶覺元亨釋書に云、東福寺第二世寶覺禪師清絵と稱し東山と號す東福寺舊記には備中二萬鄕の人とあり。

*神南備山 太古謂はゆる磐境を起して神祇を祀りし所、美作には久米北條郡にあり、備前備中は吉備中山にありしなり。

吉備中山、 宮内村。
*神南備山、(カミナミ) 同。
松山、 松山。
玉田野、 玉村。
秋坂山、 田井村。
長良川、 同村。
窟山、 奥坂村。
泉井、 (小泉村。井戸野村。)
夕部山、 八代村。
花見山、 花見村。
甕泊り、 玉島村。
富山、 横谷村。
雄神川、 西江原村。
勝間浦、 同新田。
岩目山、 新賀村。
春邊山、 妹尾村。
千田村、 甲怒村。
阿知方、 倉敷村。
高島、 (神島百石と間。)
和岐覇ノ里、 完粟村。

細谷川、 同。
有木山、 同。
松原山、 同。
野山里、 同村。
稲井、 湛井。
松井、 上林村。
高機山、 中津井村。
湯川、 土橋村。
小田渡、 小田村。
黒髮山、 新見村。
銀山、 吹屋村。
高月山、 木ノ子村。
倉垣の里、 井原村。
中井、 中津井村。
雄琴里、 妹村。
宮高山、 實成村。
神村山、 小坂上村。
神島、 同村。
眞鍋島、 同。
神樂岡、 總社。

吉備小島、 同。
板倉橋、 板倉。
高倉山、 同。
長田山、 高山市村。
比佐志山、 矢部村。
彌高山、 高山村。
麻佐岐山、 下秦村。
二萬里、 二萬村。
石崎松、 熊谷村。
長尾村、 同村。
豊岡里、 宮川内村。
岩倉、 同村。
稲房、 山田村。
木々の里、 木ノ子村。
鷹ノ尾山、 山の内村。
轟の橋、 江良村。
引野、 西小坂枝村。
石疊、 上秦村。
八重村、 同。
衣笠岡、 同。

*以下各郡村名脱洩多きも今は原本の儘とす。

船木山、　横谷村。　窪山、　花木村。　釜殿、　宮内村。

〇同國十一郡方寸

東西九里廿九丁貳拾間 東、賀陽郡宮内村、備前境。西後月郡高屋村、備後境。

南北貳拾參里參拾四丁參拾間 南、玉島村川口。北、阿賀郡實村之内小原村、伯耆境。

玉島新田、萬治貳己亥年　寛政元酉迄百卅一年

御檢地、元祿八乙亥年　同九十五年

當國名所、六十三所　同古城、百八十八ヶ所

同惣高、三拾三萬八千百四拾壹石七斗九升貳合

内百六拾石御朱印、吉備津宮社領

御領御屋敷貳ヶ所　御地頭貳拾七公

寺領四百五拾參石九斗七升五合、貳拾五ヶ寺

十一郡村分*

〇哲多郡　高貳萬千貳百六拾四石參斗貳升貳合

御大竹村・同田淵野村・同大野村・同井村・同老迫村・松山矢戸村・御井倉村・同花木村・同成松村・同蚊屋村・松山八鳥村・同畑木村・同油野村・同上神代村・同下神代村・同宮河内村・同成松村・同則安村・同金屋村・同長屋村・同石賀村・同荻尾村・同法曾村・同飯部村・新見西方村・同釜村・同高瀬村・同坂本村。

〇川上郡　高貳萬九千參百參拾壹石七斗參升參合

御平川村・同小泉村・同地頭村・同領家村・同吹屋村・布賀布賀村・御中埜村・同坂本村・同西山村・同臘田村・同東油野村・布賀長屋村・同長地村・同相坂村・同下切村・同地頭村・同黑萩村・同七地村・

撫川九名村・同二ヶ村・同出高山村・御高山市村・成羽下日名村・撫川佐屋村・同大津寄村・成羽下原村・同成羽村・同原田村・同上日名村・同増原村・同三澤村・同上黒忠村・同下黒忠村・同大竹村・同下大竹村・同布瀬村・同獵師村・同佐々木村・同羽根村・同羽山村・同福地村・松山川亂村・同神原村・同春木村・同西野村・同割出村・同田井村・同近似村・同宇治村・同丸山村・同阿部村・同玉村。

○上房郡　高貳萬四千五百九拾四石六斗五升五合

松山原西村・同同東村・同今津村・同川面村・同八川村・同六名村・同宮瀬村・同片岡村・中ツ井中村・同下村・松山上村・中津井川關村・同垣村・同長代村・松山上津村・同有納村・中ツ井竹井村・松山貞村・同室納村・足守田土村・同矢野村・同吉川村・同湯山村・同舞地村・足守中ツ井岩村・中シ井黒土村。

○阿賀郡　高參萬四千百八拾石貳斗六升四合

御山奥村・同花見村・新見井原村・御實村・新見菅生村・御坂本村・同高塚村・新見高尾村・同上熊谷村・新見下熊谷村・小坂部長留村・小坂部小南村・同新見村・御新見布瀬村・御宇山村・同土橋村・同赤馬村・同佐伏村・同足見村・松山津々村・同西方村・同中津井村・御新見上呰部村・御下呰部村・中ツ井平田村・同井尾村・新見河口村・御多治部村・新見西方村・松山正田村・松山上唐松・同下唐松。

○窪屋郡　高三萬五千百七拾五石六斗九升壹合

日吉日吉庄村・岡山西郡村・同輕部村・同眞壁村・同八王寺村・同川入村・同子位庄村・同淺原村・同生坂村・同澁江村・同四十瀬村・同大島村・同白樂市村・同狸川村・同福井村・同吉岡村・同笹沖村・同白樂市新田・羽島有城村・同羽島村・御倉敷村・岡山水江村・同酒津村・同小位庄村・羽島帯江村・御濱村・同安口村・岡山中島村・同上林村・同下林村・岡山山手村・井手三和村・同木屋村・岡山三ツ田村・井手西三須村・同赤濱村・岡山福島村・同沖村。

○都宇郡　高參萬參千五百九拾五石參斗五升七合

御鳥羽村・同徳方村・同栗坂村・戸御上庄村・御下庄村・同東庄村・同總爪村・同新庄下村・同日畑村・戸庄屋敷村・撫川下撫川村・高松新庄村・高松加茂村・同箕島村・戸妹尾村・榊原津寺村・庭戸妹尾崎村・岡山松島村・同矢尾村・同中田村・同別府村・同黒崎村・日吉東庄村・岡山二子村・戸宮崎村・戸御上庄村戸早島村・御大内田村・同日畑村・同下庄村・同山地村・同西尾村・庭せ川入村・同中田村・戸上庄村庭山田村・同沖屋村・同山田入作村・岡山庭平野村・同同東花尻村・庭矢部村・同西花尻。

〇賀陽郡　高參萬七千五百貳拾壹石七斗七升

神庭宮内村・庭板倉村・足守日近村・同杉谷村・同石妻村・同山ノ上村・同吉村・同上高田村・同庄田村・同眞星村・同川原村・同掛畑村・同片部村・同上野村・同間倉村・同山ノ内村・同苔山村・同栗井村・同大井村・同奥坂村・同阿曾村・同久米村・同黒尾村・同刑部村・同窪木村・同長良村・同田中村・同松ヶ鼻村・同長田村・同東阿曾村・同小山村・同下土田村・同福崎村・同高塚村・同三手村・同平山村・同上土田村・同大崎村・同下高田村・同門前村・同上足守・同下足守・高阿部村・同稻荷村・同中島村・同原古才村・同上門田村・岡山槇谷村・同実完粟村・松八田部村・庭立田村・松種井村・同延原村・同楢村・同宇山村・同岨谷村・同宮地村・同西村・同北村・井手井手村・同清水村・同金井戸村・同井尻野・同門田村・同小寺村・同福井村・庭井手延友村。

〇淺口郡　高五萬四百八拾七石七斗八升壹合

御亀山勇崎村・御押山村・同赤崎村・御松亀玉島村・御松柏島村・御黒崎村・同新庄村・亀濱中村・同柳井原・同水江村・同上舟尾・同下舟尾・同長尾村・岡山占見新田・同上竹新田・同七島村・同八重村・同東村・同道越村・同中村・同口林村・同大島村・同鴨方村・同深田村・井手佐方村・岡山小坂東村・同同西村・同本庄村・新西阿知新田・岡山占見村・同地頭下村・同同上村・同八重村・同富村・同上竹村・成新連島村・岡山西阿知村・同西原村・成矢柄村・同西浦村・御乙島村・同淺浦村・新茂浦村・同大江村・同江長村。

○後月郡　高壹萬八千百六石壹斗五升壹合

御高屋村・同下出部村・同同上村・同鋪名村・同寺戸村・豊後御東江原・豊後御神代村・御笹賀村・同青野村・同山ノ上村。同北山村・大和御木ノ子村・同西江原村・同名越村・同花瀧村・同梶江村・同與井村・同簗瀬村。同吉井村・同天神山村・同川相村・同山村・同下鴨村・攝川上鴨村・御東三原村・同西同村・津ノ國南種村・同北種村・同佐屋村・御井山村・同稗原村・大和木ノ子村・御西方村・同門田村・池田井原村・御竹塚村・同宇戸川村・同梶江村。

○小田郡　高參萬六千九百八拾參石六斗貳合

御笠岡村・同富岡村・同横島村・同內神島・同外神島・同白石島村・同北木島村・同眞鍋島村・同西濱村・同生江濱村・同吉濱村・同茂平村・同馬飼村・同廣濱村・同繪師村・同木ノ子村・同大川村・同用ノ江村・同有田村・同押撫村。同篠坂村。同入田村・同上稻木村・同大江村・同今立村・同小平井村・同吉田村・同新賀村・同甲怒村・同走出村・同本堀村・同內田村・同淺海村・同平宇角村・新見川面村・御庭羽無村・御麥岬村・同三谷村・同三山村・同宇角村・攝川宇戸谷村・庭里山田村・豫州北田村・同關戸村・御走出村・豊後上高末村・新見尾坂村・庭小林村・御薗井村・同大戸村・同岩倉村・同奥山田村・同三ケ原村・同高階村・同川面村・同水砂村・同大倉村・同星田村・庭東三成村・同矢掛村・同横谷村・同中村・同江良村・同本堀村・同宇內村・宇戸大宇戸村・庭小宇戸村・庭高末村・同上高末村・同黑木村・同小林村・同土井村・同小田村。

○下道郡　高壹萬六千九百壹石六合

松下倉村・同久代村・同山田村・同陰村・岡田二萬村・同陶江村・同服部村・同妹村・同尾崎村・同新本村・岡山岡田矢田村・岡田下原村・同上原村・岡田上秦村・同下秦村・岡田水內村。

終

美作鏡抄

*此目次新に作製

美作鏡抄目次

巳上

美作鏡抄

美作赤田　福島政民　著

郡郷神社名所古蹟山川人物之部

美作國

延喜式に上國とあり。和銅六年四月乙未備前國六郡を割て始て此國を置れし事、續日本紀に見えたり。

▲國府

和名類聚鈔國郡部に、美作國國府は苫東郡に有りと見ゆ。今西北條郡苫田郷小原村・總社村・上河原村、これ國府の跡なり。

▲總社

苫田郷社村にあり。美作一國の總社にして、國府の祭場なり。一宮中山の神をはじめ、國中總百十二社の神を祭るところ也。

▲郡、七

英多・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島

今分ちて十二郡とす。

英田・吉野・勝南・勝北・東南條・東北條・西北條・西々條・久米南條・久米北條・大庭・眞島。

英多郡

▲別府の跡　英多鄕平野村にあり。

▲鄕・十二

英多、閼武[*一]・吉野・大野・讃甘・大原・粟井・廣井・桧原・林野・巨勢・川會。

▲神　社

【從五位上天石門別神社】　川會鄕宮地村に座す。當國の三之宮式內官社なり。日本三代實錄・延喜式・美作風土記に見えたり。

▲古　蹟

【英多川】　大原鄕より流出て、讃甘鄕・大野鄕・吉野鄕・閼武鄕・林野鄕・巨勢鄕・川會鄕を歷て備前國に入る。日本文德天皇實錄[*二]に見えて名高き河なり。嘉祥三年此河より白龜出たり。

【杉坂】　閼武鄕田原村にあり。播磨國の境なり。元弘二年、官軍赤松次郎入道圓心杉坂に關を居て、山陰道をさし塞ぎし事、又後醍醐天皇隱岐國行幸の御時、此杉坂を越えさせ給ふを、官軍兒島備後三郎高德御跡を慕ひ奉り杉坂へ參りし事、建武三年官軍江田兵部大輔を大將として二千餘騎杉坂へ向ひし事、共に太平記に見えたり。

【田原村】　正平十七年九月十三夜、僧元光此村に來り月を見て詩を作りし事、永源寂室和尚語錄[*三]に見えたり。

▲古城跡

【林野城】　林野鄕倉鋪村にあり。正平十六年當國の朝敵ども籠り居しが、官軍山名伊豆守時氏に降參せし事、太平記に見えたり。

---

*一、一說に閼武はエムと訓みしか、この郡に江見庄ありエムの轉訛かとあり。

*二、文德天皇實錄嘉祥三年八月、多大領則部細麻呂が英多川に白龜を獲たることを記せり。

*三、寂室語錄田原村詩に、戊子季秋將半日、田原村裏宿燈籠、香來五十餘霜月、關興不知今夜々

吉野郡

吉野郡は朝廷より立られし郡にあらず、又奏聞して分けしにもあらず。國にて私に分けし郡にて實は英多郡の內也。今

吉野・大野・讃甘・大原・粟井・廣井、

この六郷を吉野郡とす。

△古跡

【大將が陣】廣井郷田殿村にあり。正平十六年七月、官軍の大將山名伊豆守時氏、三千餘騎にて此所に陣を取り倉懸の城を攻めし事、太平記に見えたり。

【星祭嶽】大原郷古町村、大野郷川上村の堺にあり。正平十六年官軍山名伊豆守時氏の執事小林民部丞重長、二千餘騎にて星祭の嶽へ打上り、朝敵の城々を目の下へ見おろし、透間もあらば打懸らんとひかへし事、右におなじ。

【景淸遺跡】影石村にあり。

【後山上行者の岩屋】後山村のみねにあり。往古大峯退轉のころ、近國の山伏假みねと稱して參り、七月十八日・八月十五日參詣多し。瀧あり。いか成るひでりにても水たゆることなし。此故に雨遠き時分は、近郷の者かならず參詣し雨を祈る也。多くはたがふ事なし。今は國中近國までも參詣する也。雛倉山・船越山などへ續く山なり。吉野を寫し吉野郡と號す也。また其流をよしの川と申侍る也。

いづれの歌にや　　　　讀人不ㇾ知

まかね吹く後の山の煙にもさはらて峯の月そさやけき

【八幡山】　古町村にあり。元下町八幡山圓明寺といふあり。本尊は行基菩薩の作藥師如來。森家の時分御息女に就て此寺にゆひしよあり。委くは森家の記錄に見えたり。
【大聖寺】　大聖寺村に有り。本尊は不動明王。靈驗あらた成る事多し。行基菩薩の開基也。光明皇后の石塔あり。往古は大伽藍にて十二坊あり。後山假峯に成りし節は、大聖寺より峯つたひの道法七里の間、熊野同樣奧迪の御執行有し由。其節の二王門、播磨美作兩國へ〔に〕ふゝり今にあり。

△古　城　跡

【景石城】　大原郷長尾村にあり。正平十五年、朝敵赤松筑前入道世貞[*]・同律師則祐が兵ども籠り居しを、官軍山名伊豆守時氏攻落せし事、太平記に見えたり。
【小原城】　大原郷古町村にあり。正平十六年朝敵小原孫次郎入道籠り居しが、官軍山名伊豆守時氏に降參せし事、太平記に見えたり。
【大野城】　大野郷赤田村にあり。正平十六年朝敵大野の一族籠り居しが、山名伊豆守時氏に降參せし事、太平記に見えたり。
【倉懸城】　廣井郷田殿村に有り。正平十六年七月、朝敵佐用美濃守貞久・有元和泉守佐久三百餘騎にて楯籠り居しを、官軍山名伊豆守時氏三千餘騎にて押よせ攻たり。佐用有元等打負て十一月四日城を落ちし事、太平記に見えたり。
【竹山城】　讃甘郷下町村にあり。
【吉野城】　吉野郷壬生川戸村にあり。
【石堂が峯城】　大野郷立石村にあり。
右三ヶ所の城、正平十六年朝敵赤松律師則祐百騎づゝの勢を籠たりしを、官軍山名伊豆守時氏が執事小林民部丞重長、二千餘騎にて打向ひし事、太平記に見えたり。

*筑前入道世貞は則祐の兄貞範をいふ。

勝田郡南分　今勝南郡とす。

▲別府の跡　勝田郡勝間田村にあり。

▲郷、十　四

勝田(カツマダ)郷・飯岡郷・鹽湯郷・植月郷*・香美郷・吉野郷・廣岡郷・豐國郷・新野郷・賀茂郷・廣野郷・河邊郷・鷹取郷・和氣郷。

*和名鈔植月を誤りて墻月とせり。

▲名　所

【勝田(カツマダ)の湯】　鹽湯郷湯郷村にあり。神代に少名毘古那(スクナヒコナ)神鷺に浴させて、此湯を人に知らしめ給ひし事、美作風土記に見え、此湯ある故に郷名を鹽湯の郷といふ。勝田の郡にある故に、勝田の湯といふ。忠見集に

みまさかの國にて勝田の湯を

この山やみちのかぎりと思へともかつまたのみゆとほきなりけり　壬生忠見

▲官　寺

【美作國分寺】　河邊郷國分寺村に在り。聖武皇帝天平年中、詔ありて國分寺を建らる。七重の塔を建て御宸筆の佛經を納め給ふ。寺領一千町を附らる。塔も寺領も今はなし。

▲古　城　跡

【塔尾城】　鷹取郷爲本村に在り。

【新宮城】　鷹取郷新田村に在り。

右二ケ所正平十五年、朝敵赤松筑前入道世貞・同律師則祐の兵共籠り居たりしを、官軍山名伊豆守時氏攻落せし事、太平記に見えたり。

【妙見城】　豐國鄕明見村・鹽湯鄕入田村の境にあり。正平十六年當國の朝敵ども籠り居しが、官軍山名伊豆守時氏に降參せし事、太平記に見えたり。此城を天正の頃には三星の城といひしなり。

勝田郡北分　今勝北郡と云ふ。

植月・香美・吉野・廣岡・新野・賀茂・廣野、この七鄕を勝北郡とす。

上に書ける十四鄕の內、

▲神　社

【從五位上奈義神社】　廣岡鄕奈義山に座す。今は麓に遷し奉りて、なぎ大明神・なみ大明神二社とせり。日本三代實錄・美作風土記等に見えて、尊き御社なり。

▲古　城　跡

【奈義能仙二箇所城】　廣岡鄕に在り。建武三年當國の朝敵ども籠り居たりしを、官軍江田兵部大輔三千餘騎にて攻落せし事、又正平十六年に朝敵廣戶掃部助籠り居たりしが、山名伊豆守時氏に降參せし事、共に太平記に見えたり。

【菩提寺城】　廣岡鄕に在り。建武三年當國の朝敵共籠り居しを、江田兵部大輔三千餘騎にて攻し事、又正平十六年朝敵有元民部太夫入道籠り居しが、官軍山名伊豆守に降參せし事、共に太平記に見えたり。

菩薩寺は名高き寺にて、僧源空も初め此寺の僧觀覺が弟子なりし事元亨釋書に見え、僧元光も元より還り此寺に居りし事、其行狀に見えたり。

苫　東　郡　今東南條・東北條二郡とす。

▲國府の跡　苫田郷小原村總社村上河原村是國府の跡也。此三ケ村今西北條郡の內とす。

▲郷、七

苫田郷・高野郷・綾部郷・美和郷・加茂郷・林田郷・高倉郷。

今の東南條郡の分

▲行　宮

【山方行宮】苫田郷東一宮村山方といふ所なり。*仁德天皇吉備海部(アマベ)ノ直(アタヘ)の女黒日賣(クロヒメ)を戀ひ給ひて、山方の地に行幸(イテマシ)し事、古事記に見えたり。

▲名　所

【山方】東一宮村山方の地なり。

古事記

山方にまけるあを菜も吉備人と共にしつめはたぬしくも有か　仁德天皇御製

▲人　物

【吉備海部直羽島】一宮の神主の遠祖なり。敏達天皇十二年、吉備海部直羽島を百濟國へ遣されて、日羅を喚ばしめ給ひし事、日本書紀に見えたり。

今の東北條郡の分

▲神　社

【從五位上大佐々神社】高倉郷大笹村に座す。日本三代實錄・美作風土記に見えて、尊き御社なり。

▲古　跡

【高倉山麓の陣】高倉郷大笹村藤田といふ所にあり。正平十六年、朝敵赤松筑前入道世貞・舍弟律師則祐・其弟彈正少弼氏範・大夫判官光範・宮內少輔師範・掃部助直賴・筑前五郎顯範・佐用・上月・直

*仁德天皇黒姫を慕ひて遊び給へる山方の地は或は赤坂郡の山方とし或は苫田郡となせどもいづれも疑はし。

*野鷄鄕今苫田郡に野介といふ所あり定めてこの地方なるべし。

島・杉原の一族二千餘騎、高倉山の麓に陣を取りて、倉懸城の後攻めをせんと企てし事、太平記に見えたり。

苫西郡　今西北條郡・西々條郡二郡とす。

▲別府の跡　香美鄕圓宗寺村にあり。

▲鄕、七

田中鄕・田邊鄕・田邑鄕・能雞鄕*・布原鄕・大野鄕・香美鄕。

今の西北條郡の分

▲神社

【正三位中山神社】　苫田鄕西一宮に座す。當國の一宮にして式內官社なり。名神大社といふは國中此外になし。日本三代實錄・延喜式・美作風土記・一宮記・和論語・今昔物語等に見えたり。一宮記に美作國中山社大己貴命とあり。延喜式神名帳頭註にも大己貴命と見えたり。

▲名所

【黑澤】　田邊鄕東田邊村にあり。

古事記　仁德天皇御製

沖へにはをふねつらゝく黑澤のまさてに我妹(ワギモ)國へ下らす

【國府】　苫田鄕小原村總社村上河原村、古の國府の地なり。古は苫東郡の內なり。

續詞花集

みまさかのすけにて侍りける時、國府にて月をみてよみける。

過つらん都のこともとふへきに雲のよそにもわたる月かな　左京大夫顯輔

*今坪井と稱する所に大井神社と昔時呼びたりし神社あり大井郷蓋この地方か。

今の西々條郡の分

▲行宮並名所

【院莊行宮】 布原郷院庄村に在り。元弘二年三月十七日より二十日まで、後醍醐天皇行幸の事、ます鏡・太平記にみえたり。兒島備後三郎高徳、備前國より參り出て來て櫻の木に詩を書きし事、太平記に見えたり。

ます鏡前略 おはしますに、つきたる軒のつまより煙のたちくれば、いなりにたけるとうち誦せさせたまへるもえむ也。

よそにのみおもひそやりし思ひきや民のかまどをかくてみんとは　後醍醐天皇御製

▲神　社

【正五位下高野神社】 田中郷二宮村に座す。當國の二宮にて式内官社なり。日本三代實錄・延喜式・美作風土記等に見えたり。

▲古　蹟

宇那提の森不詳。

【院庄の陣】 正平十七年官軍山名伊豆守時氏、五千餘騎にて伯耆より來り院庄に陣を取し事、太平記に見えたり。

久米郡　今久米南條・久米北條と二郡にす。

▲別府の跡　久米郷久米村に在り。

▲郷、七

*大井郷・倭文郷・錦織郷・長岡郷・加茂郷・弓削郷・久米郷。

今の久米南條郡の分

△官　　道

美作の國府より備前國方上（カタカミ）の津への道は、國府より久米の佐良山の西の麓をすぎ、誕生寺弓削を經て皿村より備前國赤坂郡仁堀へ出る。此道延喜式に見えて古の官道なり。

△名　　所

【久米の佐良山】　長岡郷一方村にあり。南は皿村種村なり。古、佐良神社此山上に座せし故、神南備山ともいふ。此山の名美作風土記・古今集・古今六帖・催馬樂を始とし、世々の書に見えたり。

古今集大歌所御歌

みまさかや久米の皿山さら〱にわか名はたてし萬代までに

增鏡

久米のさら山といふ所こえさせ給ふとて　　後醍醐天皇御製

きゝおきしくめのさら山越えゆかん道とはかねて思ひやはせし

久米の佐良山の古歌甚多し。今は右二首を擧ぐるのみ。

△人　　物

【吉備弓削部虛空】　弓削郷の人なり。事跡日本書紀にみえたり。

【僧源空】　弓削郷稻岡北庄の人なり。父は漆（ウルマ）時國、母は秦氏、長承二年に生る。事跡元亨釋書に見えたり。

今の久米北條郡の分

△人　　物

【秦豐永卿】　錦織郷の人なり。淸和天皇貞觀七年、父母に孝なる故に從三位に叙せられし事、日本三代實錄に見えたり。

【埖和藤原氏】[一] 賀茂郷埖和村の人なり。後醍醐天皇船の上の行宮へ參りし事、太平記に見えたり。

大庭郡[*]

▲郷、六

大庭郷・美和郷・河內郷・久世郷・田原郷・布勢郷。

▲別府の跡　大庭郷大庭村にあり。

▲神　社

【從五位上長田神社】　布勢郷下長田村に座す。式內官社なり。日本三代實錄・延喜式・美作風土記等に見えたり。今是を牛頭天王といふは、戰國以後の事なり。

【從五位上菟上神社】　布勢郷社村に座す。式內官社なり。日本三代實錄・延喜式・美作風土記等に見えたり。

【從五位上橫見神社】　大庭郷富西谷村に座す。今は西々條郡の內とす。式內官社なり。日本三代實錄・延喜式・美作風土記等に見えたり。

【從五位上佐波良神社】　【從五位上形部神社】一名形賣神社　【從五位上壹粟神社】二座一名壹粟原神社　【從五位上久刀神社】或は久止神社とも書す。

右四社式內官社にて、日本三代實錄・延喜式・美作風土記等に見えたり。美和郷・河內郷・久世郷・田原郷此の內に座す。委くは平賀大人著述の續風土記に見えたれば爰に略す。

▲古　蹟

【比智奈井山】　布勢郷小童谷村の山續きの峯なり。今は眞島郡の內とす。光孝天皇元慶元年勅ありて銅を掘採られし事、日本三代實錄に見えたり。

＊一、太平記單に埖和氏とのみありて藤原の字なし。

＊二、續日本紀神護景雲二年大庭郡の名見えたり

▲古　城　墟

【篠向城】　大庭郷三崎河原村にあり。正平十六年朝敵飯田の一族籠り居たりしが、官軍山名伊豆守時氏の武威に恐れて降參せし事、太平記に見えたり。

▲墳　墓

【大庭臣の墓】　多田村御陵といふ所にあり。古の長棺*にして、土にて造れる槨あり。脚十二有り。中にみすまるの玉・太刀・鈴などありといふ。大庭臣の事跡續日本書紀に見えたり。

眞　島　郡

▲別府の跡　眞島郷中村にあり。

▲郷、十

眞島郷・垂水郷・鹿田郷・大井郷・栗原郷・美甘郷・建部郷・月田郷・井原郷・高田郷。

▲神　社

【從五位上御鴨神社】　美甘郷美甘村に座す。此郷の一宮なり。日本三代實錄・美作風土記等に見えたり。祭神は味鋤（アヂスキ）高彥根神なり。里人當國の一の宮中山の神を祭ると思へるは、後の誤なり。

▲名　所

【中山】　美甘郷新庄村にあり。今四十曲といふ。伯耆國の境なり。

後鳥羽院御道記

美作と伯耆のさかひなる中山といふ所を越させ給ふに、向ひの峯に細道あり。いづくへかよふ道ぞと御尋有ければ、都へ通ふ古き道にてさふらふと申上げけるに、

みやこ人たれふみそめてかよひけん昔の道のなつかしきかな　後鳥羽院御製

*長棺とあるは陶棺にて古墳の遺址なるべし。事は大庭臣日本紀に見えたり。大庭は續日本紀景雲二年の條に見えたり。

▲古蹟

【建部郷】倭建命の御爲に建部を定められし事、日本書紀に見えたり。此郷は其建部の住し所なり。

【加夫良和利山】高田郷高田村にあり。勝山城の東、加夫良坂といふ所の山是也。光孝天皇元慶元年勅ありて此山の銅を掘採られし事、日本三代實錄に見ゆ。加夫良坂の一町計り上に其壙あり。

【神林寺塔】眞島郷杉山村にあり。元久二年將軍頼朝卿追福の爲に、當時の僧私に二重の塔を建し事、吾妻鏡に見えたり。

▲人物

【南三郷の者共】太平記に見えたり。垂水郷・鹿田郷・栗原郷、是を眞島郡の南三郷といふ。南三郷の者共とは、垂水氏・鹿田氏・栗原氏三家の一族をいふ。今の木山牛頭天王といふは、もと南三郷の總社なり。

國中古城跡之部

（此所美作一國の古城跡を載せたるも本書に收載の作州記中に出づるもの、及第一輯美作鬢鏡に出づるものと殆ど同一に付、今之を省略せり。但し間々相違の點に就ては、作州記中に於て主として併記したり。…………編者）

國中寺數

○禪宗 濟家 洞家 四十八ヶ寺 内 十四ヶ寺津山 三十四ヶ寺在々 ○眞言宗百四十二ヶ寺 内 四ヶ寺津山 百三十八ヶ寺在々 ○天台宗四十一ヶ寺 内 二ヶ寺同 三十九ヶ寺同 ○淨土宗十二ヶ寺 内 七ヶ寺同 五ヶ寺同 ○法花宗三十六ヶ寺 内 八ヶ寺同 二十八ヶ寺同

○淨土眞宗二十ヶ寺 内 七ヶ寺同 十三ヶ寺同

合二百九十九ヶ寺 内 四十二ヶ寺津山 二百五十七ヶ寺在々

國產名物

○葛　○搗栗(カチグリ)　○年魚(アユ)　已上三種延喜式に見えたり。

○高田硯石　○大井手溫石　○たん生むく　○本山たばこ　○高田大根　○見尾あゆ　○海田紙

○月田紙　○越尾やき米　○目木砥石　○三坂虎斑竹　○越畑炭。

美作鏡抄　終

東備郡村誌

東備郡村誌目次

東備郡村志

備藩　松本亮著

〔卷之一〕

夫れ上昔は、備前備中備後美作共に四州一國にして、これを吉備國と名づく。神代の卷に吉備の子州を生むと云ふ吉備これなり。其名古史に多し。是を吉備と號すること、其因て起る所を考るに、大成經には、人皇の大祖神武天皇東征して、吉備國に入り給ひ、高島の宮に在すとき、其行宮の庭に一夜に八の蕨を生ず。其長一丈二尺、其太さ二尺五寸、其色濃黃、國有二神人一云二黃光命一。卽朝奏曰、此草異艸也。當レ治二八州一祥、是天爲レ瑞、軍卒鏡レ之故、道二此國一號二黃蕨國一とみえたり。これを以て、吉備は黃蕨の轉なるか。然れども其說疑ふらくは正しからず。按に、吉備國を日本紀の釋に寸簸(キビ)に作る。然れば吉備は寸簸の轉なるべし。寸簸とは當國に名高き簑山より起れるか。簑山とは素盞嗚尊當國氷の川上にて八岐の大蛇を斬り給ひ（このことを當國とすること日本紀一書の說、又忌部正通の說等なり。石上神社の考に詳にす。合せ見るべし。）又吉備の逆賊を征して其功を終へ、畢賊(ヲハリカ)の姿して敵を欺くの計略に召し給ふ簑笠を脫捨て、其簑を納め給ふ山と云へり（寸簸の地理にみえたり。其山は今の御野郡三野村三野山これ也。詳に其三野山の條に記す。）故に其郡縣村里共に皆な簑(ミノ)と稱せしに、簑の字を訓を以て轉し簸の山に作り、郡縣村里、其地名亦皆簸に作りしかば、國號を名づくるにも、亦其郡縣村里の名にもとづき、寸簸國と名づけたるなるべし。きびとよむはきみの栭通なり。

簸山簸里簸鄕、中古又轉して箕に作るは簸と同義同訓なれば也。今又再轉して三野に作る。三野郡・三野鄕・三野村・三野山是也。又三野郡は、文武帝慶雲の頃より轉じて御野に作れり。

これを前中後三州に割たれしは、何の時か詳ならず。大成經には清貞天皇詔ニ尾張覺連ニ以分ニ黄蕨前中後ニとみえたり（清貞天皇は人王二十三代清寧天皇の皇女飯豐青尊也。清寧崩御の後、皇子弘計（顯宗帝）億計（仁賢帝）兄弟相讓り位に處らざること久し。是に於て、皇女朝に臨て政を執り玉ふこと一年、薨御の後清貞天皇と諡す。）又、平家物語には人皇三十九代天智天皇の御宇、吉備國を三國に分けられしと云へり。二書とも尤誤れり。國史に人皇十七代仁德天皇六十七年に、備中の名みえ、人皇廿八代安閑天皇元年に備後の名みえたり。共に其名清寧天智十餘世の前に在るを以て可ㇾ知。惟に吉備の地理に人皇七代孝靈天皇の御宇、三國を分つと云を得たりとす。按に、孝靈天皇の皇子吉備津日子命西道將軍に任じ、此吉備國を征し給ふとき、三國に分たれしなるべし（吉備津日子命吉備を征し給ふことは、人物の部に詳す。）古事記に曰、大吉備津日子命と、若日子建吉備津日子命と二柱相副て、針間氷川の前に於て忌部を居て、針間を道口として以て吉備國を言向和し給ふとみえたり。

針間とは針磨の事、氷川とは今の旭川、忌部とは今の和氣郡伊部なり。皆其部に於て詳にす。其事を今考るに、二柱の命を吉備國に下し、其國を征せんと謀り給へども、往古の世殘賊強く、氷川を隔て丶、穴海（今の内海のこと也。其部に詳す。）の濟を越て、容易く爰に討入り鎭め給ふ事難かりしかば、先づ針間の國の西を割て此國を置き、吉備の道口の國と名付られしならん。

又人皇四十三代元明帝和銅六年、備前國六郡（英田・勝田・苫田・久米・大庭・眞島六郡なり。）を割て美作國を置る丶こと、續日本紀にみえたれば、作州も亦上昔備前國なりし地也。

夫、備前國は畿内に不ㇾ遠、寒暖中和にして、山川美にして、田野避け（闢カ）、飫地百里、五穀豐熟草木繁茂し、古より天災地妖の變なく、其民溫、（穩カ）可ㇾ謂ニ天府ㇾ國也。

其地、北極の出地三十五度半强、粗〻京都と其度を同ふす。

其國東京師を去る事六十里余、（一に五十三里餘。）至ニ武江ㇾ百七十三里。（一に百六十三里。）

地境たるや、東は播州に界し、北は作州に隣り、西は備中に連る。南は海に至て地境盡くる也。

方域たるや、其地大東西十里余、南北十一里計。

村里惣計六百五十八落、郷庄惣計八十三、これを割て八郡とす。御野・上道・兒島・邑久・和氣・赤坂・磐生・津高なり。延喜式に云ふ備前國管郡八者是也。上古（吉備三州一國のとき）は、上道・邑久・兒島・赤坂・津高の五郡に分てり。これ史傳云く、成務天皇（人皇十三代）五年春二月、詔分二諸州之郡境一と云ふ、其餘三郡は、後置かるゝ處也（詳には、郡中に於て記す。）又順和名抄古本等に、右八郡の外に小島・釜島・小豆島の三郡を加へ、統て十一郡と載せたり。其頃然るにや。其小島と云者今何れの地か不レ知。釜島とは兒島郡（底本缺ク）[ ]村の澳にある孤島を古より釜島と稱すれば、此島を云ふにや。而れども險少の孤島にて、一村にだにもすべからず。其地一郡とすべき地にあらず。按るに此邊なる鹽飽直島の諸島今讃州に隷せりと雖ども、其山象風土をみるに、其國に非ず。備前の山島たるべき事決然たれば、此諸島往古は備前に隷して、惣名釜島郡と名付けしにや。小豆島は今の讃州小豆島也。これ又風土備前に同じく今讃州の地也。日本紀に、應神天皇廿一年、天皇幸二于吉備一而遊二於小豆島一とみえ、又桓武紀曰、延暦三年勅二備前國一兒島郡小豆島所レ放官牛、有レ損二民產一、宜レ遷二長島一、其小豆島者住民耕二作之一とみえて、上古は備前に隷せること顯然たり。（桓武紀に、兒島郡小豆島とあれば、其時は一郡にあらず、兒島郡に隷せるの島なり。これを一郡とするは、其後に置かるゝ所なり。今尙其地寺院古き梵鐘の銘にも、備前國小豆島と彫れる多し。然るに、讃州に隷せることは、應仁已後の戰國弘治永祿の頃か。又、順和名抄古本等に、小豆郡の名みえたり。是れは小豆郡を傳寫の謬なるべし。）

租稅高二十八萬九千二百石余、是卽今の惣計也。水田一萬五千九百二十町。延喜式に載する所は、水田一萬三千二百六十余町、高二十二萬九千二百二十四石七年壹升。又經國大典曰、備前國水田一萬三千二百十町二反。世々新墾あるを以て其差ひあり。

▲東川。水源は美作國西々條郡上齋原村、三國山の麓、因伯兩州の界より出で、所々の流に合ひ、南流する九里余、同郡院の庄に至て東に屈し、東流一里余、津山の府下に至る。これを多川と名付け、同じく府東東南條郡林田村にて、又南に屈し、同郡川崎村にて加茂川（水源東北條郡因幡境より南流五里余出。）に合し、

南流五里余、勝南郡飯岡村に至り東川に合ふ。水源勝北郡馬桑村黒尾山、因幡境より出、英田郡倉敷村吉野川に合ふ。西北に流れて大川に入、水源より九里餘。吉野川は吉野郡大茅村若杉峠、因幡境より出、西南に流る、こと十里計。此所にて中川と名付く。此に至て備前赤坂郡周匝村に入り、南流して磐梨郡和氣郡の間を經、上道郡金岡村に至て南海に入る。水原より此に到て二十八里余、古事記にみえたる針間氷川とは、これを云ふか。

▲旭川。岡山郡下を流るゝ大河也。上古には是を簑川、或は鏃川、又は氷川と云ふ。中古には、これを西川と云ひ、一名大川と云ふ。簑川と稱するは、蓑山に蓑里蓑郷蓑郡の地名より出づ蓑山蓑里のこと前に記せり。鏃川と稱するは、蓑川の訓轉鏃川に作りしを、ン字の音に呼ものならん。或は、古吉備國を寸鏃と書たりければ、寸鏃川の略か。氷川と稱するは、鏃川の書轉也。古事記に針間氷川の前に於て、忌瓮を居て、針間を道口とすとみえたる氷川これ也。前の國號の條に記す。西川とは、東川に對するその名也。平家物語藤戸合戰の條に、備前國西川尻藤戸に陣を取ると云ふ西川これ也。古戰記に記す所、みな西川と稱す。大川と云ふは、吉備の地理に大島あるを以て、大島川の略稱かと云へり。藻鹽草其外近代の歌枕、松葉、秋の寝覺等に、當國の名所にのせたる大河これ也。

名寄　大河のをちかたのべに苅萱のつかの間も吾忘られぬやは

大島は今の岡山大城の地也。往古其邊迄大海なりしとき孤島也。詳に大城の地傳記にせり。旭川とは最近世の稱也。按に寂蓮法師の、

くれて行く春の湊はしらねどもかすみて落る宇治の柴舟

と云歌により、此川宇治鄉を流れ、又春の湊と云處あるを以て、山城國宇治の朝日山に擬し、旭川と稱するなるべし。又太平記に備前國甲斐川の名みえたり。土肥氏の說に、昔は大島岡山城地の頃迄海なりしに、今の如く新墾の地となるゆゑ、其下流を下の鏃川と云ひしにや。其後、誤て下を連ね呼て、下鏃川と書きしを、甲斐川とも作れるにやと云へり。未だ不レ考。

旭川の水原は、伯耆國日野郡鳩ヶ原山谿より出で、作州大庭郡上德山に出て眞島郡の界を流れ、勝山城下を經（高田川と云ふ）久米北條郡通谷村に至て、備前津高郡江與味村に入り、赤坂郡を經て下流御野郡福島村に至て海に入る。水原より此に至て二十六里余。

此川往古の下流は今の下流の如くならず。三野鄕の邊より西南に流れ、備中界の邊に至て海に入れるか。平家物語に、西川尻の藤戸とみえたり。然るに何れの頃、今の如く岡山城地の邊より東南に流せしか不レ詳。按に、往古には兒島の藤戸海深く西海に達せしに、年を經て埋れ新墾の地となつて、此川船舶の運送に便ならず。且溢水の流行悪かりしゆゑ、今の如く掘かへたるものならん。一書に、貞和の頃、岡山の主上神太郞兵衛高直*掘かへると云ふ。

▲官道。播磨赤穗郡舟坂村より、和氣郡舟坂峠を越え、三石宿に入り、八木山、伊里中村、片上村、伊部村、大内村、香ヶ登村、邑久郡八日市村、上道郡吉井村、一日市村、楢原村、沼村、中尾村、北方村、鐵村、藤井村、財村、乙多見村、藤原村、原雄島村を經、岡山都下を通り、御野郡出石村伊吹村、蕙成村、津高郡一の宮村、辛川村を經、備中加夜郡板倉村に出づ。舟坂峠より此に至り行程十一里廿丁三十間。是天正已來の官道也。

▲中古の官道。天正已前の官道は、上道郡吉井村以東は今の如くにて、同郡西祖、浦間、平島、砂場、谷尻、築地山、笹岡、觀音寺、宿奥、矢津、土田、國府市場、脇田、祇園、八幡、中島を經、御野郡三野村釣の渡りを渡り、津島を過ぎ、津高郡首部、楢津、山崎、辛川を經て、備中板倉に至れり。宿奥村と云ふは、これ其ときの旅亭なり。國府の市場は、古の國府なり。已に天正十年秀吉公備中高松陣の時など、此官道を押玉ふこと古書に見えたり。其時秀吉公築地山に立玉ふ制札、今尚其村常閑寺にあり。然るに天正十五年、直家岡山城下の繁榮を慮り、今の如く改めしと云へり。

▲古官道。延喜式に、備前國驛馬坂長。珂磨、高月各二十疋、津高十四疋とみえたり。坂長とは先

---

*名和系圖上神太郞兵衛附高直正平八年正月十日備前富岡に於いて討死せること記せり本岡山に作る。

*兼保一本兼康に作る。

報の說に、津高郡三石の驛、珂磨とは磐梨郡可眞鄕可眞村、津高とは津高郡馬屋鄕辛川村なるべし。又桓武紀に曰、延暦七年六月、藤野驛家を遷二河西一とみえたれば、上古の官道は、和氣郡三石舟坂より、直に西して、野谷、金谷、藤野、和氣宿を過ぎ、磐梨郡松木、可眞、赤坂郡日古木、和田、馬屋を經、牟佐の渡を渡り、三野郡、宿、津島、福隆寺阡、笹ヶ迫をこえ、津高郡馬屋鄕辛川村に至り、備中板倉に達せしなるべし。これ神功皇后五十年、令二諸國一始作二驛路一と日本紀にみえたる驛路也。和氣郡野谷より赤坂郡馬屋村迄、其路及二一里一、塚今尙存せり。其行道路に、磐梨郡松木村、赤坂郡馬屋村、御野郡宿村、津高郡馬屋鄕等は驛家なりし遺名なり。松木は馬次村の轉訛、馬屋(ムマヤ)は驛家の轉訛、宿は旅宿の略也。此道何れの頃より停て、今の如く邑久上道の地にかへたるか。壽永・元暦の頃迄は、現に此古官道を行程せり。卽ち壽永の亂に、倉光三郎成澄、妹尾太郎兼保を具して、備中國へ下りし道路もこれ也。兼保が成澄を夜打せしも、其路中和氣郡藤野の宿也。*又木曾義仲備中水島に出師の時も、此道を下られ、磐梨郡可眞村にて此地の惣官賴隆を鄕導とし玉ふこと、又赤坂郡牟佐を渡り玉ふこと、平家物語・源平盛衰記等に見えたり。又兼保笹ヶ迫に城を構へて、義仲の下向を待支へんとせしも、これ西國下向の要路なれば、官道なることをしるべし。（詳には三野郡笹ヶ迫に記す。）又建武の亂に、足利左馬頭直義備中福山の城を居り、其夜唐皮の宿に逗留すとみえたり。然るに建武の亂に、備後三郎高德熊山の城は、今の官道の要路を支ふべき旁也。又直義追討の爲、將軍尊氏九州へ下らんと、貞和六年十一月十九日福岡に着き、同七年正月初迄逗留ありし。これらを以て按るに、此頃に至ては今の如く邑久上道に官道改まりしとみゆ。されば元暦・貞和の間にあり。

▲內海。今兒島より內、御野上道二郡の前にある內也。古は此海甚廣大にて、兒島郡藤戸の地より備中西海に達せしときは、船艄往來の海なり。

*一、本書の缺文は日本紀景行天皇二十七年條到吉備以渡穴海其處有惡神則殺之とあり之を引用せしなるべし又古事記仲哀の條穴門とあるもこれは長門を指せるものとす。
*二、承平は天慶の誤。
*三、釜島猶考ふべし（參照吉備之國地理の開書）

▲穴海。穴海とは、今の內海の古名也。內海とは兒島郡小串より內、御野・上道と兒島との間の入海を云ふ。內海と稱するも古き名也。前太平記、幷、源平盛衰記にみえたり。是を穴海と云ふこと、大なる入海にて穴の如くなれば、古史に吉備の穴海と云ふこれ也。日本紀[*一]曰……古事記[*一]曰……と、これ人皇十二代景行天皇二十七年十二月、日本武尊筑紫の熊襲を征し玉ひ、倭國に還り給ふ時也。穴門穴濟と云は、今の兒島藤戸の古名也。此地源平戰のとき迄も海にて、佐々木三郎が馬にて渡せしも此穴渡也。これを穴門穴濟と云ふは、狹き迫門なれば也。今備中下道郡に、此藤戸の正北に對せる地に穴門山と云ふ山あり。其遺名也。又其地に穴門神社あり。これ穴濟の神を祭るものなり。此海今は甚大ならざれども、上古は邑久上道三野の地過半海にて、廣大の入海にて、西藤戸地深く一條の水路ありて、此內海西國上下の舟路也。されば、日本武尊從二海路一還らせ給ふ時も、此穴海を渡り玉ふ。又承平[*二]の亂に純友釜島[*三]（兒島田の浦の沖にあり）合戰の條に、官軍は前後に敵をうけて、進退自在ならず、內海より藤戸の渡りを廻て、讃岐の國の方へ引きたりけりとみえ、又高倉天皇治承四年嚴島御幸の道記に、兒島の泊に着せ玉ふ。此所より向ひの山のあなたに、入道おとゞおはすると申と云云。此入道おとゞと云ふは松殿關白のことにて、此時上道郡湯迫村に配流して在す時なれば、其地勢を考ふるに、此泊と云は兒島の北海邊なるべきゆゑ、此內海を通て嚴島に行幸なりしや必せり。（其兒島の泊とは八濱のことか。）元曆壽永の頃に至りては、藤戸の迫門あせぬれど、尙水路は開けり。源平の戰に佐々木馬にて渡せしに、其海面二十余丁とあるを以て可レ知。況や上古其海の深き、船舶の通路なるをや。今按に、上古其海の廣大なること大洋にひとし。藤戸小串なる東西の口はわづかなる狹隘

迫門にて、其內は、東は邑久郡藤井村・土佐村・山下・福岡・八日市の川山中、上道郡久保・堀の・長利・下村迄、北は同郡宍甘・土田・國府市場、三野郡三野・半田山の下・津島、津高郡横井・栢谷・楢津の山下迄、西は同郡辛川一の宮、備中都宇郡西山・大內田・山田・帶江、窪屋郡生坂・黑

*大安寺流記資財帳に見えたる津部堺江とあるはこの邊の海か指せるや明かなり

田・水江、又串の山下迄も屈曲、遙遠の洋々たる巨海なりしならん。國民の口碑にも然り。

　邑久郡土佐村に古塚あり。里民これを土佐塚と云ふ。口碑云、往古此山下まで海なりしとき、土佐の舟破損し、船人多く溺死せしを葬れるの塚と云ふ。又三野郡福島住吉宮の社記に、此社は義經片岡八郎經春に令して、邑久郡藤井村の海岸に勸請せられしに、其地、年經て新墾の地となり、知り人もまれになりし云云。又同郡長沼村の東谷に石あり。其形俵を三つ重ねたるに似たり。傳へ云ふ、邑久郡過半海なりしに、何れの頃にや新墾の地とし、其成就の標に造るものと。又、大ヶ島・包松、間徳、百田等、其外の平田を深く穿つときは、蛤蠣の空殼など出ることありと云ふ。其藤井村・長沼村は海邊より一里餘東に在り。土佐村は海邊より二里餘、邑久郡の最も東奥也。

　上道郡久保・堀内・吉原・長原・刈田・小町・今在家等の田中よりも、深く穿てばあさり貝、或はシャレ木など出ることあり。又瓶井山の下よりも、先年網の岩をほり出せしことあり。又里人の口碑に、宍甘村鰕釣鼻は、往古海邊の出崎なりし遺名なりと云ふ。宍甘村は岡山より二里餘あつて、海邊よりは最も遠し。

　三野郡半田山大坂の少し西に、朝寢の鼻と云ふ出崎あり。口碑に、古海なりしときの遺名と云へり。又其西津島村の山下に、牡蠣殼の付きたる石あり。又同山六番丁の地を五六尺計掘りて、網の岩を得たることあり。又下の町に近世井をほりて、舟の檣の朽たる蟬を得たり。又先年内山下天城上屋敷に井をほれるに深さ三四尋に、して赤き砂利なり。其砂海濱にあるなり。又昨子年同所岸氏井をほるに、深さ六七尋にして、朽たる蘆根多く*ありしと云ふ。又七軒町の邊はすべて地を掘ることわづか二三尺なれば朽たる芦多く出づと也。又津高郡楢津村は、里民の口碑に古海なりしときの澳湊なりと。又同村の奥山岸の岩を、里人木船と名づく。傳へ云、往古海なりし時破船破損して、船人死せり。里人これを憐み岩の礒に小祠を立て、木船明神と崇めしと云へり。

又三十年前備前備中の境なる津高郡花尻村と、備中花尻村との境なる川の其邊に、舟具・舟板・柁・檣の類を掘出せしことあり。其中に厚さ尺計の大なる板あり。上に大石數十あり。其傍にも大石多くありしと云へり。これ往古海なりしとき、石舟破損して、石と共に海底に沒せしなるべし。

又、新勅撰集惠慶法師の歌に、「都にと急くかひなく大島のなだのかけぢは汐滿にけり」と。大島とは全く今の岡山城地を云ふ（下に辨す）其時は半田山の下福林寺阡の邊に、狹き長濱ありしと覺ゆ。惠慶行脚の時分には、此濱に一筋の道ありて西國往還の旅人來往せしが、これをなだのかけぢと云へば、これ本道にあらず。低細の濱なれば、滿潮のときは通行ならず。干汐のときのみこれを行く間道なるべし。なだのかけぢとて如レ此道諸國に今も多きもの也。按に、本道は今の三野村の邊より北の山間に周り入たる道ゆゑ遠く、かけぢは間道にて甚近きに、汐滿て其かけぢの通らぬをなげきてよめるなり。これを以て、半田山の下迄海なりしことをしるべし。

古官道は牟佐を渡り、宿村三野村を經、津高郷に至れり。古官道の部に記す。これ神功の作、惠慶の歌に大島のなだとは、岡山城地の古の大島なれば也。

故に御野郡は海多く、田野まれなりしを以て、往古は上道に隷し、此郡はなかりしとみゆ。今御野郡の最中に在る*鹿田庄を、雄略帝記に吉備の上道の蚊島田と記せり。又後撰集已後の大島の歌に、水舟早舟をよめり。後撰集は村上帝天暦年中の撰なれば、其頃には早此大島の邊は海あせて、氷川への末となれるにや。海上通行の舟、沖より此大島へ水舟を出して、水をとりし歌也。されども、未だ海に遠からざるはしられたり。

然れば、邑久郡大富・向山・大窪、上道郡清水・赤田・關、御野郡岡山都下の地、又鹿田・伊吹等の地は遙に蒼海の最中にて、邑久郡久志良・上寺等の孤山、上道郡門田・瓶井より中川岩間迄の山、三野郡今の大城の地、岡山石山、天神山等の山、又大安寺萬成の山、備中妹尾・早島・倉敷等の山

*この說尙ほ研究の餘地あるべし平賀元義は蚊島田を大多羅の附近とせり。

は、四方みな平田めぐれり。

然れば、其平田はみな後世新墾の地なる可ければ、其孤山これみな上古は、蒼海中の孤島たらん。然れば邑久郡上寺の山は、往古これを北島と云ふか。播州赤穗の里家に藏せる古文書に、邑久郡北島山の上寺とみえたり。今此上寺村の東南に、北島村あり。其遺名也。上道郡瓶井門田より中川の山は、往古これを蚊島と云ふと先輩の說なり。今の三野鹿田の庄は、蚊島の遺名ならん。往古は今の鐘の川、岡山城地の邊より藤戸の方へ西へ流れて、此鹿田庄は門田•網濱等の山につらなり西南へ出たる地なれば、蚊島の田と云ふ義にて、蚊を鹿に轉じ鹿島田とせしを、後世略して鹿田と稱せるなるべし。日本紀雄略五年に、吉備の上道蚊島田とみえたり。古は三野郡の名なく、其地上道に隷せしかば、上道の蚊島田と云へり。扨今の大城岡山、石山、天神山の地は、先輩の說に、往古島のとき大島と稱すと云へり。萬葉集其餘世々の撰集諸家の歌集古歌を考ふるに、此地海島にて大島と稱せり。此大島を古き歌枕•八雲御抄に、備前の名所大島と記されたり。萬葉の歌、幷、其餘古歌にかだの大島と詠めるは、（其歌は岡山に記す）此島かだの海中にあれば也。夫木已後の歌には、神を詠み合せたり。これは後世、此島に石山明神岡山明神天滿天神等の祠あればなり。後撰集以後の歌には、水舟早舟を詠めり。これは後世、新墾の地出來りて海遠ざかり、氷川の中にありしとき、海上通行の舟より此大島へ水舟を出して、水をとりしならん。前に在る惠慶法師のよめる歌にても、此地島なるを可ㇾ知。大島のこと、詳に岡山大城の部に記す。合せ考べし。又萬成大安寺の山は、往古海島なりしときはこれを岩井島と稱せしにや。今も其地に石井（イハ）と云處あり。これ其遺名なり。萬葉の歌にも詠ぜり。其歌大島の次に記せば其次第よく叶ふなり。此地たるべし。

右の通、古は渺洋たる巨海なれば、今邑久郡山田•笠加•包松•豐原•福岡、上道郡吉富•淺越•金岡、御野郡野田•市久•元興寺•新提等なる山に遠き廣田中に在る鄕庄の名、和名抄にみえざる

一、御野郡を置きしことは正史に見る所なし但御野郡を開墾せしことは大安寺流記資財帳に據るに天平寶字の頃今の大安寺の東南に當りて丹治比氏の墾田ありしことを記すを見れば御野郡南部の開墾につきしはこの以前にありしことを知るべし。

二、雄略紀の蚊島田は果してこの鹿田庄なるか研究の餘地あるべし

三、倭姫命世記崇神天皇五十一年の條に遷吉備國名方濱宮四年奉齋于レ時吉備國造進采女吉備都比賣又地口御田と

は、みな新墾の地なればならん。されば古邑久郡三野郡の地は、海多く平田少かりしゆゑ、邑久郡は和氣郡と一郡、三野郡はなくて其地みな上道郡に隷せり。養老五年邑久郡和氣郡を割たれ、……年中御野郡[*一]を置るゝものなり。

邑久郡福岡庄は、釼工一文字助行……の頃此地に居る。向山村に今木の城址あり。壽永元暦の頃源平の戰ありし地なり。上道郡勅旨村は、先輩の説、國史に天長七年備前國空閑地五十丁勅旨田に充らるとみえたる地とす。空閑の地と云ふも新墾の地なるゆゑ云か。御野郡萬成岩井の邊は、源平盛衰記笹ヶ迫合戰の條に、南に岩井と云ふ所あり。南は沼田にて遙に南海につゞくとあり。

岡山の地より遙南の沖なる所には、伊吹・野田、東に宇治、北に三野・出石の鄕庄あり。これらは和名抄にみえ、又三野村は應神記にてもみえ、古き荒陵もあり。鹿田庄、是又古き地にて和名抄にみえ、又雄略帝記[*二]にも其名みえ、又此庄の濱野村には、内宮の二社もあり。

倭姫世記に、吉備國長田濱神崎岩[*三]の殘れる(本ノマヽ)鎮座し奉ると云へり。此語にて其地勢をも粗々知るに足る。此鹿田庄の地勢を見るに、甚狹長き地境也。されば其餘の地、未墾の前は長き平田にて、海中へさし出たるなれば、長田濱とは云へるにや。濱と云ふは此鹿田庄の海邊なることをもみつべし。

下伊吹村には、神名帳の天神の神社址あり。大供村には、神名帳の石門別の社址あり。

圓覺村は、三代實錄にみえたる御野郡圓覺寺庄の地。又大島の地は、後撰集已後の歌には水舟をよめり。されば、已上これらの地は、早く墾せるの地たるべし。夫より年々海埋れ、年序遙に隔たり、今の如く悉く新墾の地となり、數里沃野肥膏の平田となり、海濱州島は數里の陵谷となり、渺洋たる波上は草木菜穀茸々として、爛熳たる春を見る。わづかに千年に不レ足して如レ此、陵谷爲レ丘の語可レ見、桑田の碧海となる、何ぞ怪むに足らん。

ありて神崎岩などの記事なし本書の記事誤れるにや。

岡山都下

其地東西二十町南北一里余、旭川に跨り。東は上道郡、西は御野郡の地に在り。臣士の邸宅數千、町區五十七坊、神祠四殿、佛宇四十一刹、居民數十萬充塞し、屋宇數萬戶鱗次たり。其民富商多く、豐饒繁華、寔に大都會なり。

此岡山の地、天正元年宇喜多治城より前は、廣田にて古名を藤野と云ふ。岡山と名づくるは、今の御本城の地岡山と云ふを以てなり。

▲大城。平山城なり。岡山、石山、天神山とて、三の峯あり。牙城（ホンマル）の峯を岡山と云ふ。都下の惣名是によれり。貞和の初より、上神（カミ）太郎兵衛高直南朝に仕へて治城すといへども、纔なる小壘にて、今の十が一にも足らず。又大永年間、松田の麾下金光與二郎宗高・其子備前守某（兒島本太の城主能勢修理が弟、其子文右衛門直家に仕ふ。）城守す。これ亦石山本城にて、纔の小壘なり。今の牙城の地岡山には、今の酒折宮の祠あつて、時の人岡山明神と稱す。石山には石山明神と云ふ神祠あり。天神山（今の信州公館なり）には天滿宮の祠あり。北に出石鄕南に鹿田鄕の村里遙に隔り、元龜天正の頃迄は、御野郡廣野の中にある松林蓊欝の孤山なり。然るに元龜元年、宇喜多直家上道郡沼城（直家の治城）に金光を招き、計略を以て腹切らしめ、其石山城を屠滅し、富川平右衛門・馬場十介等を將として守らしむ。今の大城の草創は、天正元年の春より大に土木を興し、同秋に至て稍く造營の功を終り、直家これに移る。同二年の春より又土木を創め、大川を延て城下に流し、（其以前は、竹田村の邊より大川東南に流れ、瓶井山の下をすぎ、大黒町土橋の邊に至て西南し、下流今の如し。）城北の岸を決し、大川を分流して西に旋らし、（此西の流れは、秀秋のとき埋めて東一流とす。）城を兩流の間に挾む。又都下の繁花を慮り、西國の官道を換へて都下に到らしめ、群臣諸士に宅地を與へ、城の四方に圍繞して居らしめ、國中の豪富を集めて市店を建て、於レ此大に備り、茸々たる廣原も還た頓に革り、喧嘩都會の塵土となる。これ

より直家威を隣邦に振ひ、備作兩州四十七萬四千石を有して、これに居ること數年にして同九年四月十四日（一に二月十四日、或は天正廿年、又は八年五月十九日とも）病て此城に卒去す。其嫡子秀家嗣て又此城を治し、從三位中納言に昇進し、其勢盛なりしが、慶長五年逆賊石田大谷等に與し、關ヶ原の一戰に利を失ひ、遠流の身となり永く國家を失ふ。金吾中納言秀秋、關ヶ原の大功を以て、同六年備作兩州播磨三郡、七十三萬石に封ぜられ、此城を賜ふ。これより此城に在ること纔に二年、同七年十月十八日（一に九月十五日）逝二去于此城一。嗣子なく國除かれ、同八年國清公に賜はり、興國公治城したまふ。同十八年より龍峯公左衛門督忠繼公に賜ふ。元和元年より淸泰公治城せらる。寛永九年、芳烈公因州より移封あつて以來、百世無レ疆。

此城三四の郭（内山下の外郭上の丁中の丁下の丁の中郭なり。）は、天正十五年秀家のとき築くところ、外郭は金吾秀秋の築くところ也。此隍二十日にて成る。よつて廿日隍と稱す。西の丸帶曲輪は興國公の築かせ玉ふ所、此時迄は西の追手なりしを、今の如く東追手となし給ふ。池田出雲隅矢倉は、秀秋のとき此所に郭を付けんとて先此矢倉を造りしに、秀秋死去あつて國除かれしにより全くならず、矢倉のみにして止と云ふ。又一説には下津井の城より引けりとも云ふ。同家の厨も亦下津井城中の厨を遷すものとぞ。當城の殿屋門樓は、沼城より遷せしもの間多し。今の大納戸の矢倉は、沼城の天守なりしと。尤高大なる矢倉なり。其軒下に大なる鐘を懸たり。何れの頃より有ると云ことをしらず。銘に太田山經森圓覺寺院主仙導享祿四年六月一日と鐫れり。按に直家沼治城のとき、急に人數を集るときなど自ら鳴せし鐘ならんか。又伊木長門川手の城門は、沼城追手の門、石關町酒折宮の傍にある樓門は、同じく搦手の門を遷すところと云ふ。此外、諸士の邸宅など、處々の古城より遷せしもの多し。池田出雲が邸の內所は沼城の書院、土肥氏の臺所は沼城の厨、池田貢臺所は富山城の厨を遷すと云へり。

傳へ云、此大城の地岡山は、上昔御野上道の平田海なりしとき、蒼海の孤島なりと。今は四方壟田の地となり、海水を去ること遙に遠し。（委くは穴海の考中に記す、合せみるべし。）先輩の説に、古き歌枕及び八雲御抄等に、當國とみえたる大島、又古歌に詠ずる大島は、この地也と云へり。今兒島郡邑久郡の海に大島と云ふ島あれども、古歌の意に違へり。萬葉集に岩井島を並べ出せるに、甚此地に合へり。岩井島とは今の大安寺邑萬成村等の山也。其傳を合せ考べし。又古歌に、多くかだの大島とよめること尤證とするに足れり。鹿田とは古き地名にて古史にみえたり。今も此岡山西南の麓を鹿田郷と云ふは、これ也。又新勅撰集惠慶法師の歌に「都にと急ぐかひなく大島の灘のかけ路は汐滿にけり」（本ノマヽ）と是亦據とすべし。往古、備前の官道は、此大島の西福隆寺の邊にあつて、笹ケ迫の邊にては、北上間へめぐり入たる道にて有りしと云ふ。然るに半田山の下に、又一條の間道あり、此道を至るときは甚近し。されども此道は海潴の徑路なれば、落潮のときは行かれ、滿汐のときは至りがたし。これをなだの駈路と云ふ。而れば、其なだの駈路に汐滿て、近く至り難きをなげきて、急ぐかひなくと詠めるなり。然るに、松葉集秋寢覺等に、大島を周防國とするは、萬葉に周防へ至る行路の歌中に、大島を詠ずる歌あるによつて誤れり。其歌の次序、淡路を詠じ次に大島岩井島を詠ぜり。是行路中の歌にて、周防國の歌ならざること明也。又源氏物語に詠める大島をも、河海抄に筑前國とす。是も行路の歌にて、此國の大島なるべきを、金御崎を並べ出したるより、松岩寺の大臣謬り給ふならん。古歌にも歌枕にも、筑前大島と云ふこと更にみえず。

周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌

萬葉集　筑紫道能、可太能於保之麻、思末志久母、見禰麥古非思志、伊毛乎於伎弖伎奴

後撰集　人しれすおもふ心はおほしまのなるとはなしになけくころかな　よみし人しらず

同　大しまに水をは戀しはや舟のはやくも人にあひみてしかな　大江朝綱

おほしまのなるとゝいふ所にてよみ侍りける

新勅　都にといそくかひなく大しまのなたのかけ路は汐満にけり　恵慶法師

續千載　蜑小舟今やいつらん大島のなたの潮風吹すさふなり　按察使資平

家集　おほしまのなるとの浦のこきくたるうへとの濱もかくやあるらん　元眞

玉吟　あま衣かたの大島行きまよひあはてこのよや波にしほれん　家隆

夫木集　逢ことのかたの大島いたつらに心つくしの波にぬれつゝ　為家

同　聲をたにかよへんことは大島やいかに鳴戸の浦とかはみし　和泉式部

同　大しまの松吹く風にきこゆなる道あるときの萩のはつ風　經光

同　おほしまやをちの汐あひを行く舟のかち取あへぬ戀もするかな　恵慶

同　さりともと身のうきことはおほしまの神の心をたのむはかりそ　具氏

同　大島やなみまにいそくはや舟のほにもいてすて戀わたるかな　よみ人しらず

千首　大しまのなるとをすくる程なれや夜舟にちかき松風のこゑ　為尹

現存六帖　大しまのなたのかけ路に潮みちてけふは鳴戸にとまりぬるかな

源氏物語玉葛巻曰、舟子ともの、あら／＼しき聲にて、うらかなしくも、とほくにきにけるかな
とうたふをきくまゝに、ふたりさしむかひなきけり。

(姉)　舟人の誰をこふとか大島の浦かなしけに聲そきこゆる

(妹)　きしかたも行衞もしらぬ沖にゐてあはれいつくに君をこふらん

▲石山。大城二の郭の中にある山なり。岡山の一峯也。上神太郎兵衛高直、金光備前守宗高等據るところの城地これ也。昔、此地に石山明神と稱する神祠あり。寛文五年金山寺へ遷さる。今の圓務院其舊地なり。圓務院は、寶永五年曹源公の草創、寺領百五十石を附せらる。一品公辨法親王令旨

を賜ふ。今に藏せり。其文曰、

備前國津高郡玉泉寺、往古雖レ爲二同國圓城寺末寺一、中古寺院退轉。今般太守左少將綱政朝臣、移二玉泉寺舊跡於二岡山城下一改二舊名一稱二圓務院一、再造二立寺院一、以レ請爲二東叡山末寺一、仍以二圓務院一被レ補二東叡山末寺一。

此圓務院の地を、昔經郭と稱せしは、此寺造立のとき、此土中より多く佛經を掘出せしゆゑ、しか云ふ。

▲大廟。萬治二年芳烈公の御造營なり。同年二月朔日、御城より神主を遷席あり。

【内山下】▲伊木長門邸。二の郭の內にあり。秀秋治城のときは、其老臣稻葉內匠これに居る。內匠ゆゑあつて備前を去りし時、捨置ける屛風今に存せり。

▲目安橋。今訛てみやす橋と稱す。これを目安橋と稱するは、烈公の御時此橋の傍に箱を懸け、御政務の可否、有司士庶の善惡邪正の書訴を入れしむ。よつて名づく。

【石關町】此町を石關と名づくるは、直家のときは大城堅固のため、大川此處より分流し、上中下商家の裏と中山下の界を流れ、下流は山科町菅能寺の邊に至りしを、秀秋のとき石を疊て此流を斷ち、今の如く東一流とすと云ふ。

▲天神山。今の信州侯の館也。昔此地に天滿宮の社あり。貞享四年六月二十五日酒折の社內に遷さる。此山の北岸に大石あり。其長數丈。頂より湟池の水底に達せり。これを天神岩と名付く。人畜これに觸るれば、不日にして疾む。蟲鳥は立ところにして死せることもあり。按に殺石の類乎。

▲宇喜多直家の木像。平福院にあり。折烏帽子直垂を着す像なり。直家卒去の年月諸書に異同あり。天正八年五月十九日とも、或は同九年四月十四日、又は同二十年二月十四日とも。按るに息秀家幼稚なるゆゑ、死をかくすと云へり。然れば天正八年なるべし。享年五十三、法號涼雲星友と云

軌隆君池田家系譜に依れば綱政三男とあり。

ふ。其墳墓の所在をしらず。其死をかくして城中に葬ると云へり。

▲酒折宮。所祭景行天皇の皇子日本武尊也。武田伊豆守信宗中國守護たりしとき、其封國甲斐國の酒折宮より勸請す。今、神官武田某は、信宗が支族也。又祠官の說に、淸和天皇貞觀年中の勸請とも云ふ。此祠昔は今の大城岡山の地に在て、時人岡山明神と稱す。直家城郭を築くとき此地に遷す。今當大城の守護神として尊敬尤も重し。當社に和琴一丁、鐘一口を藏せり。和琴は曹源公御奉納なり。錦袋最美麗、蜀江の錦と云ふ。鐘は秀家朝鮮の役に用ひ、歸陣の後納るもの也。

【小畑町】▲伊勢宮。所祭伊勢の外宮に同じ。是卽ち開闢元始の神、國常立尊也。延喜式神名帳に、三野郡伊勢神社と云ふは是ならん。

▲金吾秀秋の墓。隨雲寺にあり。上に廟を立て、位牌を祀れり。秀秋は慶長七年十月十八日、岡山城に逝去、享年二十三、法名隨雲院殿秀巖日詮と云ふ。此寺は曆應年中能勢太郞左衛門賴仲の草創なり。

【鹽見町】▲養林寺。福照夫人、幷に同御先考榊原康政殿（養林）の御位牌、幷、亮德君の墓あり。福照夫人は、實は榊原康政の女、將軍台德公御養女、興國公の御夫人也。寬文十二年十月二十六日逝す。御墓は和意谷にあり。亮德君は、曹源公八男犬千代君也。貞享三年三月三日逝す。

【小橋町】▲國淸寺。護國公興國公の御位牌、龍峯公*亮德君の御墓あり。龍峰公は左衛門督忠繼公也。元和元年二月二十三日逝す。亮德君は曹源公四男主膳軌隆君也。享保五年三月四日逝す。

▲淸泰公の御墓。國淸寺境內淸水院にあり。傍に殉死の士加藤主膳が墓あり。公は宮內少輔忠雄公也。慶長七年四月三日逝す。

▲小橋。長サ二間、幅三間二尺。

【花畠】淸泰公當國にまします時、此所花園なり。

【古京町】古名上橋町、又東橋町と云ふ。直家の時、今の京橋出來せざる前先づ此所に假橋を造る。古京町とは古京橋町の略也。
【森下町】▲御堂屋敷。此町の北東商家の背(ウラ)を云ふ。今の仁王町蓮昌寺の舊地也。此寺初は郭內榎馬場に在しを、天正元年直家大城を築くとき此地に遷す。又秀秋のとき今の仁王町に遷す。今此地桃樹多し。孟春の頃、紅白爛熳として洞裡の思あり。
【西中島町】古名扇計町。▲中橋。長二十二間、徑三間四尺。
【橋本町】▲京橋。長六十八間幅四間あり。最高大なり。天正十年直家初てこれを造る。虹梁は和氣郡吉田村龍王山の大木を用ゆと云ふ。
【新町】郡下草創最初の町也。
【榮町】古名千阿彌町と云ふ。昔千阿彌と云ふ佛寺ありしを以て也。
▲町會所。初は今の西中島日置氏藏屋敷の地にありて、小原町光淸寺を千阿彌と云て此地にあり。寬文の初、住僧罪あつて獄に下り、其寺廢せられて町方の書學所とせらる。是亦延寶三年廢せられ町會所となる。
【下の町】古名ゑびす町。　【紙屋町】古名郡町。　【磨屋町】
【仁王町】▲蓮昌寺。正慶年中、松田左近將監元勝(金川の城主)の草創にて、初は郭內榎の馬場に在しを、直家大城の土木を起さるゝに付き森下に遷し、秀秋のとき此地に遷す。此寺の什物に日像上人の大曼陀羅・日蓮上人病卽消滅の曼荼羅・大覺の曼陀羅・同繪・本尊・日蓮曼陀羅・福輪寺造營消息等あり。是もと津島村妙善寺の什物なりしが、其寺退轉の後、當寺の物となれり。
【大雲寺町】▲權萃公主の墓。大雲寺境內にあり。公主は興國公の御女也。慶長十八年二月二十三日逝去。

▲龍燈榎。大雲寺墓地にあり。尤も大樹なり。四五十年前枯死してこれを伐り今はなし。其枯死せざる時は、折として夜火一點笠井山より出で、飛て此樹上に來り留ることあり。人皆奇として龍燈と稱す。今は其木なきゆゑ夜火も亦來らず。

【高砂町】 古名又一町と云ふ。

▲正覺寺。初め中島町にあり。此境内に良照夫人御火葬の遺址今尙存す。御夫人は東照神君の御女にて、國淸公の御夫人なり。元和元年二月五日逝去。

【濱田町】 古名六兵衞町。

【末山町】 ▲柳寺。何れの年にや廢せり。今の大隣寺の地也。

【平野町】

【喜右衞門町】 ▲東照宮の御軍配一握、秀吉公の在判狀・浦上國秀の狀・直家の狀等、山口氏なるものこれを藏す。

【尾上町】 古名次郎三郎町、或は松野町と云ふ。

【瓦町】 ▲淸德君の墓。慶福寺にあり。君は國淸公十一男なり。瓢庵と號し給ふ。寛永十七年七月二十二日逝す。

【二日市町】 古名庄右衞門町と云ふ。 ▲妙勝寺。天正年中能勢修理太夫草創。

▲東照神君の御書・芳烈公の御書緘、商民小松屋某なるもの藏せり。

爰許珍敷白魚一籠到來令二滿足一候。猶從二生駒九兵衞方一可レ申也。

極月二十七日　　少將　御判

小松原助兵衞殿

【山科町】 古名三郎兵衞町と云ふ。

▲老松。菅能寺の門内にあり。偃蹇たる古松なり。此地は慶長元和寛永の頃、菅若狭が別莊なり。其時の庭中の松樹なり。播州曾根松の實を植ゆるものとぞ。又境内に天滿宮あり。是亦若挾曾根より勸請すと云ふ。

【小原町】古名又兵衞町。

▲妙恩寺。不受不施宗なるを以て、寛文六年廢せらる。今の光清寺の地これ也　光淸寺は千阿彌と云て初め桀町今の町會所の地にあつて、朝鮮征伐のとき神君の御旅館となる。此時住僧順知、大高檀紙を献ず。其返翰今に藏せり。然るに寛文の初住僧罪あつて獄に下り、寺廢せらる。其後本寺西門跡より色々其罪を謝せしかば、同八年七月十六日命有て此地を賜て遷る。

【富田町】古名惣次郎町と云ふ。　▲要行寺。何の頃にや廢せり。其地商家となる。

【難波町】古名こうくはい町、又五右衞門町と云ふ。▲大音寺。何の頃にや廢せり。

▲森寺藤左衞門墓。開德寺にあり。藤左衞門は天正年中の人なり。此寺卽ち其人の草創なり。

【上の町】宇喜多の臣花房助兵衞直次居宅の舊地也。

▲甚九郎橋。傳へ云ふ興國公岡山御治城のとき浪士佐久間甚九郎と云ふ人、橋上にて角力をとり橋桁を損すと。これに依て其名あり。

【久山町】昔久山五郎兵衞と云ふ人、此所に住せり。

【中山町】▲大學校。地方東西六十三間半、南北百十五間あり。芳烈公の御草創也。寛永九年正月十八日より土木を始め、七月二十五日に至て成就せり。此地もと御祈禱寺圓乘院の舊地也。其寺僧罪あつて、寛文七年廢せらるゝ所也。

【大工町】▲光乘院。始め荒神町にあり。寛文三年此に遷す。此地大圓坊と云ふ寺の廢地也。

▲荒神。昔荒神町にあり。

【片瀬町】古名天瀬河原町。【山崎町】古名博樂町。【常磐町】古名佛師町。
【櫻町】古名新右衛門町。【高橋町】古名爲三郎町。
【藤野町】古名糠町又ゑびす町、又は西すぐり町と云ふ。
【片上町】▲秀家の書簡。商民竹田屋なるもの丶家に藏せり。
【佐渡屋敷】國清公九男加賀守政虎の男、佐渡直長の邸ありし地也。
【下内田町】▲古墓。商家の西側の裏にあり。多田入道頼貞の後裔、能勢修理太夫頼吉の墓也。
頼吉は宇喜多直家の臣。五輪の碑大小四五あり。頼吉は天正年中の人なり。二日市町妙勝寺を草創せし人なり。
此墓昔は妙勝寺の境内なりし。
【門田屋敷】寛文九年出來。
【徒町】始め惣次郎町と云ふ商家町なり。寛文九年侍屋敷となる。
【岩田町】【萬町】共に延寶四年三月出來岩田町古名六郎右衛門町、萬町古名神子町なり。
▲御後園。貞享四年出來、廣さ七町六反六畝三歩あり。此地宇喜多のときは侍屋敷にて、小姓町と云へり。此御後園の庭中に、慈眼堂と云あつて觀音を安置す。此觀音は大坂浪人後藤又兵衛所持のもの也。又兵衛大坂を落て、岡山丸山太郎太夫が家に隱れ居けるに、其後九州へ下るとき、厚誼を謝するとて此觀音を贈る。これを後三野の法界院に納めしに、曹源公聞召し此庭園に安置したまふ。
【田町】古名を淡路町と云ふは、忠雄公始め淡路に封せられ、後御兄忠繼公卒去に付備前に移封せられ、於二此地一淡州の臣士に邸宅を賜りしゆゑ也。
【中島町】東西二町あり。古名中須加と云ふ。文祿年中秀家祖父の恩を思ひて、邑久郡福岡の阿部定禪が子を召寄せて此地を與ふ。これより豪富となり此町區を造る。今商民福島屋なるもの定禪が

末孫なりとぞ。又一書には、秀吉公高松陣のとき、五流山伏の兵を乞はんと児島へ行き給ふとき、石切久兵衛半入と云ものを嚮導とす。其賞として此中島二つを半入に賜ふ。今此地の商民山崎屋なるもの半入が末孫なりとぞ。

【大黒町】古名東すぐり町。【小野田町】古名七郎兵衛町。【磨屋町】

【妹尾町】古名源右衛門町。【瀧本町】古名新左衛門町。

御野郡

其地東は旭川を限り上道郡に境ひ、北及び西は津高郡に隣り、南は海に至て地境つく。地方廣さ東西一里南北三里、山絕て少く沃野數里、本州第一の地なり。郡中を六郷四庄三保に割ち村邑六十六あり。

上昔これを三野に作る。郡中に三野鄉三野邑あるを以て也。其名原と三野邑の篝山より起れり。其事三野山の條、及國號の部に詳にす。御野に作ること、日本後紀景雲三年に始てみえたり。

續日本紀に、備前御野郡の人物部麻呂に姓を石生別公と賜ふとみえたれば、此地の人なるべし。又同書に六十四人とみえたり。

▲篠ヶ瀨川。水原は津高郡菅野村の山溪より出で、吉宗横井中原を經て御野津高界を流れ、西坂村に至て三野川に合ひ、南して海に入る。長二里餘。

▲三野川。三野より大河を分ち、西流して西坂に到て篠ヶ瀨川に入る。

▲西梁。北方村にて大河を分ち、南して岡山府中を流れ當新田に到て海に入る。此川金吾秀秋の決せしむる所也。

▲官道。岡山府中を經て三門矢坂を過ぎ、津高郡一の宮村に達す。行程一里餘。

▲古官道。赤坂郡牟佐より河本・原宿・三野・津島を經て、津高郡道部に到る。行程二里。

牧石郷

【鮎歸村】▲古墓。畫工雪津の墓なり。里人誤て金岡の墓と云ふ。

【金山寺邑】▲金山。岡山城北二里にある高山也。大さ數里、八村に跨る。麓より頂嶺に至て三十町、山上登臨に佳し。四隣の國目下に見ゆ。中腹に寺あり、金山寺と名く。孝謙帝天平寶字元年報恩大師詔を奉じて草創す。始は絶頂にありしを、康治年間今の地に遷す。頼朝卿より以來將軍家御代々の判物あり。今も御朱印を賜る。寺領此村の高一圓百六十五石七斗二升なり。本堂の上の方に廟殿あり。右の龕に國清公の尊像あり。東帶にて太刀を佩き笏を持給ふ。此左の龕に直家薙髮の像・葉上僧正の像あり。此山銕ありと云ひ、以て名を得る所也。又南の山腹に凹なる石ありて常に水あり。里人云ふ時々水增減す。これを滿干石と云ふと。實に然るや。

*聖武天皇の御代は封建の時代にあらず封を受けしと云ふこと疑ふべし笠臣は吉備氏の族にして世々この國に居りし豪族なり

未レ知。

【畑邑】▲笠井山。金山の前にある高山也。姓氏錄に、應神天皇二十二年九月吉備國に行幸し給ひて、遊獵し給ひし加佐米山、又夫木集の歌に「天か下笠目の山の草木迄春の恵に露そあまねき」と詠ずる山は是也。又寸簸地理に、素盞嗚尊の脱ぎ捨て給ふ笠を埋し處なれば、以て名を得る所也と云ふ。委くは石上の神社の條に記す。山の中腹に寺あり、妙法寺と名く。天平勝寶年中報恩大師の草創也。文治元年、金山に賜りし國宣に、金山寺幷笠寺と云ふ笠寺は、此寺ならん。此寺の境内藥師堂の前に古松一植あり。時として夜火一點梢に懸る。近く見れば少も火光なし。遠く望めば如二燈火一里人呼て龍燈と稱す。蓋陰火ならん乎。

▲古墳。笠井山上にあり。方二間計、石を積て塚とす。碑石なし。里民笠村の墓と云ふ。是笠朝臣金村の墓也。金村は聖武帝の朝世の人封*を此地に受く。往古より備前にて双びなき歌人なり。其歌萬葉集に四十二首を載せり。姓氏錄に應神天皇笠目山に狩したまふに獲物多し。大に悅び給ふて鴨別命に名を加作と賜ふ。笠朝臣・笠臣など其裔也とみえて、金村は鴨別命の後也。其裔流數十世、後世迄も此笠井三野の邊に居れり。日本紀に其名數十人みえたり。委くは人物の部に記す。

【河本村】【中原村】

【平瀨邑】▲古戰場。大川の河原也。文龜三年正月、浦上家の將宇喜多能家、三石より出て松田の領地を侵す。松田元勝これを防がんと數日此地に戰ふ。

三野鄉

應神帝紀に、以二三野縣一封二弟彥一、是三野臣之始祖也。上中略是以其子孫於二于今一在二吉備國一とみえたる三野縣、是この地なり。其の弟彥と云ふは、吉備の人御友別命の季子也。應神帝吉備に行幸し

*一 御野臣の名正倉院文書にも見えたり。

*二 寶滿寺古圖にこの城を載せたり

て、葉田の葦守今の備中足守。の宮に在せしとき、弟彥其父御友別と共に饗を献ぜし折此地を賜り、其裔流を三野臣とて永く封を此地に受けて家居す。天武紀に三野縣主內藏衣縫造とみえたるも弟彥の孫流也。其傳委曲は人物部に記す。又建武元弘の亂に、將軍方に屬せし美濃權助介重は、三野臣の遠孫なりとぞ。

【原邑】 ▲壘墟。錐子紘山上にあり。舟山の城と云ふ。元龜年中須々木豐前これに居り、備中三村の旗下に屬す。永祿十年明禪寺合戰の後、宇喜多に降れるに依り領知沒收せられ城壘破却せらる。豐前が子を四郞兵衞と云ひ直家に仕ふ。共に建武の亂に武家方に屬せし須々木備中守高行・同太郞光泰・同三郞左衞門等が餘裔也。

【宿邑】

【三野村】 寸簸地理に云、素盞嗚尊の脫ぎ捨て給ふ蓑を埋る處なり。據て名を得る所なり。其事石上社記の考に記す。合せみるべし。上昔には三野里三野山等蓑の字、或は箕の字・簸の字等に作れり。三野里箕山寺の舊說、共に國號の部及び旭川の條中郡名の部中等に詳にす。合せ考ふべし。箕里を近代の歌枕に、國しれずと云ふ。是此里なり。

堀川百首　五月雨にぬるゝもしらぬみの里の門田のさなへいそきとるなり

▲箕山。此村にある北山也。古歌に詠めるみの山是也。然るに近代の歌枕には、美濃國みのゝを山に混じ誤れる也。職原抄催馬樂のことを記せしにも備前國とす。箕山とは蓑山の訓轉にて、笠目山に相雙ぶ山なれば、蓑笠對したる名也。古歌多し。左の如し。

催馬樂　蓑山

みの山のしゝに生たる玉かしはとよのあかりにあふかたのしさやあふかたのしさや

寶治二年百首歌奉けるとき豐明節會

新拾遺　みの山のしら玉椿いつよりか豊の明にあひはしめけん　従二位行家
名寄　みの山にいつともわかぬ杉の葉もしるしはかりの松風そふく　成茂
同　ふるさとゝなりにし世よりみの山の玉の葉柏とる人もなし　よみ人しらす
夫木集・七帖抄　玉かしは逢みそめにしみの山の豊の明そけさは戀しき　小辨
みの山のしゝに生たる玉柏豊の明に逢ふかうれしき

又今川了俊源貞世道ゆきぶりの歌に、「故郷も戀しからめや東路のみのゝ渡と思はましかは」と詠めるは美濃國の歌也。然るを土肥氏、此村の東なる釣の渡の歌とするは附會なり。

▲古文書。法界院と云ふ寺に藏す。秀吉公の尺牘及伽羅一封（上に蘭奢待とするす。）毛利輝元の感狀等也。其感狀は、天正二年の春、津高郡虎倉合戰の時山縣三郎兵衛（毛利の臣）戰死せしを賞して、其子某に賜ふ感書也。共に元祿年中回國者一人、篠ヶ瀨の上（ホトリ）にて死す。何方の者と云ふことを不ㇾ知。彼が懐中に此三の物あり。寺僧得て藏する所也。

▲壘址。妙見山城と名く。主將の姓名詳ならず。

▲朝寢鼻。半田山大坂の西にある岬を云ふ。上昔此山下迄海なりしときの名と云ふ。碧海桑田の談、詳に穴海の考中に記す。

▲古塚。半田山大坂の東峰にあり。高さ三四間、周り四五十間、上に老松二株繁茂せり。按に三野臣の祖弟彥の塚か、或は吉備臣の墳にや、未だ詳にせず。

弘西鄕

【北方村】 ▲遠藤河內宅址。遠藤と云ふ小砿（イシベシ）あり。此上（ホトリ）を云ふ。河內は宇喜多に仕へ、後津高郡虎倉の城を守り祿食一萬石。

▲宅址。大永の頃金間山城と云ものこれに居る。▲御崎宮。所祭大己貴命也。祭禮九月九日也。

▲杉原帋。枝村四日市の里人產業とし、四方に販ぐ。

▲八幡宮。里人是を神宮司と云ふ。昔此地に、神宮寺と云ふ佛刹ありしを以て名く。其寺何れの頃（ゴロ）にや頽廢して今存せず。此祠は延喜式神名帳に天計神社と云ふ是也。古は田野の中に在りしを、金吾秀秋の時此に遷す。其舊址今尙田中に存せり。今此社地、天子或は皇子后妃の墳塋と謂つべき方料の大陵なり。古は周池もありしとみえて、陵下の廻り平地低し。按に景行天皇（人皇十二代）の皇子七十余子あり。皆國郡に封じて、各其國に行と日本紀にみえたり。其皇子の中八坂入媛の生める所七男六女あり。第十一を吉備兄彥皇子と云ふと記せば、此皇子吉備國に封ぜられ給ふゆゑ吉備兄彥と稱せしなるべし。又其國に行くとあれば、此國にまし／＼此國に薨じ給ひしなるべきなれば、此皇子の墓陵ならんか。

【竹田邑】▲古戰場。大川の上北の方なり。直家の將浮田七郎兵衞と、龍の口の寡所治部と爭戰の地也。

【南方村】

出石鄉

【西河原村】▲廣田寺。何の頃にや廢せり。

▲古墓。近藤因幡守と云者の墓也。同人の宅址も亦此邊にありとぞ。

▲芳烈公御納涼所の遺基。此村にあり。中央に石碑を建つ。碑銘に云ふ、

一遊一豫民父母、勿レ剪勿レ敗餘ニ甘棠一。

拂ふなよこけ下かけの塵までも君か昔のあとを殘して

【東河原村】 ▲藤運寺。何れの頃にや廢せり。　【濱邑】 ▲敎藏寺。何れの頃にや廢せり。

【上出石村】 【下出石村】

津嶋鄕

【津嶋邑】 ▲福隆寺の舊址。福井の上、妙善寺山の上にあり。里民福林寺と稱す。此津嶋のあたりより、津高郡楢津村に至るの間道昔は官道にて、福隆寺阡(ナハテ)と云ふは此寺の名による也。平家物語・盛衰記等にみえたる福隆寺阡これ也。然るに文明五年大安寺村富山の城主松田權頭元隆、富山の城に卒し此寺に葬り、法名妙善と云を以て妙善寺と革む。一説には妙善は元隆が母と云ふ。或は赤松則祐の法名を妙善と云へば、則祐の爲に元隆改むるとも云ふ。此寺何の年にや廢して今なし。其廢址に、石の盥水鉢存せり。銘に妙善寺と鐫す。

▲天(アメ)神祠。所祭少彦名命。延喜式神名帳にみえたり。里民天野神社と稱す。

▲壘址。別所の山上にあり。八幡山城と云ふ。又南天寺の城とも云ふ。松田家臣これに居る。富山の枝城也。後中村彌右衞門主たり。

▲古城址。西坂の鳥山の上にあり。壽永二年妹尾太郎兼康據レ之、木曾義仲と戰ひし篠が迫の城と云はこれ也。今尙此邊の田疇を篠が瀨と云は、篠が迫の轉也。平家物語に云、木曾左馬頭、味方水嶋の戰利なしと聞て、其勢一萬余騎にて馳下る。こゝに妹尾太郎兼康は、去五月北國にて加賀國の住人倉光三郎成澄に生捕られ、心ならず義仲に屬せしが、いかにもして敵を討て、今一度舊主をみんと思立ち、あるとき妹尾倉光に云けるは、先年兼康が知行せし備中の妹尾は馬の多き處也。御邊申て給はれ、案內者せんと云ければ、倉光木曾に此由を告て、倉光手勢三十騎計にて妹尾を具し馳下る。妹尾が嫡子小太郎宗康は平家に與せしが、これを聞て其勢百余騎にて向ひに打立、播州國府に

て行逢ひ、夫より打つれて下る程に、備前國三石の宿に泊りたる夜、妹尾が相知れるもの酒を携て來りけるが、妹尾倉光が勢三十騎計をしひ伏て、起しも立ず、倉光を始めみなさし殺し、又當國の國府にある代官十郎藏人を討て、備前備中備後三ヶ國の勢二千余人を催し集め、當國福隆寺阡•篠が迫に城郭を搆へて、口二丈、深三丈に堀をほりかひ、楯かき高櫓をあげ逆茂木引て待かけたり」木曾舟坂山にて、十郎藏人の下人が告に依てこれを聞き、今井四郎兼平に三千騎を與へ攻」之。妹尾不」叶して其夜備中國へ引退くと。

源平盛衰記に云ふ、木曾是を聞き（小島合戰源氏打負け當國の者共皆平氏に服す。）安からず思ひければ夜を日に繼て備中へ馳下る。六月北國にて生捕たりし妹尾太郎兼康を先に立て案內者とす。舟坂山にて妹尾木曾を謀て、御先へ參り御馬の草を用意せんと云ふ。木曾是をゆるす。妹尾悅て則ち我を生捕たりし倉光三郎同道にて、當國和氣郡藤野村古き御堂に落つき、爰にて又倉光をすかして爰に留置き、妹尾は先達て、上道郡草壁村へ馳行き使を方々へ遣し、親しき者共四五人招き寄て、夜打にせんと出立ち、其夜藤野寺へ押寄せ、倉光を始め一々に夜打にし、西川裳佐の渡りを打渡り福隆寺阡を掘切て、菱うゑ逆茂木引などして、人馬通ひ難く搆へたり。彼の篠が迫と云は遠さ二十余町、北は峨々たる山、人跡絕えたる所、南は渺々たる沼田遙に南海につゞきたり。西に岩井と云處あり。是をも過て、當國の一の宮をも過ぎ、佐々が迫と云細道あり。此東西の山に石弓多く張立たり。後は津高の鄉とて、谷口は沼なりければ寵竟の城にて、兵あまた籠置き、我身は備中板倉の城に籠り、今や〳〵と木曾を待つ。木曾是を聞き驚き、さらばとて三百余騎にて打立ち、其曉三石につき、翌日藤野寺につき、倉光討れし所にて哀を催し、それより和氣の渡を越え、可眞村へ打入り福輪寺阡をきけは、堀逆茂木搆へてたやすく通り難し。其邊の里人の惣官賴隆と云者をとらへて間道を案內させ、北地にかゝつて烏が岳と云處を廻り、佐々の井より鬨をどつと作り攻かけたり。兵共只今木曾寄べきとは思も

よらず用意の堀切逆茂木を、目の下に見て攻ければ、一矢射る迄もなし、散々に落行。残る者とも此深田に追込々々即時に攻落し、唐河の宿板倉の城へ押寄せ、もみにもふて攻ければ、妹尾不レ叶して後の山へ迯けるを追詰ければ、父子主従三人自害す。則ち首取て同國鷲の森にかけて、萬壽庄に引取と云。

此島山の上に、牡蠣の付たる石あり。海濱なりしときたりと雖も、潮水の漬すべき處に非ず。尤奇也。又此山水晶を産す。黒色。

▲猿の城址。三野邑より箍ヶ瀬の上迄處々に多し。これをつゝぎの城と云ふ。

▲古塚。西坂にあり其數二つ。天和二年四月二十日、里民源兵衞と云もの家作の爲壁土になさんとて塚の傍を穿ち、採ること凡三四十荷に及べり。塚下に長五尺横一尺餘、深さ尺計の石あつて蓋を覆ふ。されば其地を掘やめ、又同月二十八日に至り、里正平次郎七兵衞なるもの二人、件の蓋を開き見れば、管の如きねり物二三本あり。携へ歸て須加七郎左衞門に示しければ、他の塚をも穿ちみるべしとて、同五月十八日、七郎左衞門を始め平次郎・七兵衞、奥坂の里正理右衞門と共に、塚迫に到り僕に令して掘りけるに、長二間、横四尺計、深四尺の石を掘出し、蓋を開きみるに中に破鏡三面、鐵の長一尺二三寸計の物一つありしと云ふ。按に、是上世高貴の人を埋葬せるの壟なるべし。鐵の*長物は鐵箭なり。管は日本紀に所謂手纒にて、往古の手の餝也。其世には、手に匂金を入て是に鈴を付て手纒ふと云ふ。足の餝も同様にて是は脚帶と云ふ。古事記に官人のアユヒの小鈴と云ふ。萬葉集に君が足結をぬらす露原とよめる皆此ことなり。女も亦玉をもて手足を餝る。是をば手玉足玉と云ふ。日本紀に多くみえたり。これを勾玉とも名づく。水晶・瑪瑙・琥珀の類もて作れるものにて、其形鷹の嘴の如くして、本より末に小き穴を通ず。又兩端に小穴あるもあり、又直なるもあり。是はまり玉と稱するもの也。其圖如レ左。

*鐵の長物は思ふに直刀の破片なるべし

▲妹尾太郎兼康の墓。鳥山城址の東の山足、南へさし出たる處にあり。碑石なく古塚五つあり。寛文年中此塚壞れて古鏡出づ。銘に妹尾太郎兼康墓と記せり。これより始て兼康が墓なることをしれり。而れば備中宮內にある所の墓は、後世假に作るものか。

▲古戰場。笹ヶ瀨川の上(ホトリ)なり。明應六年三月浦上近江守宗助富山の城を攻むるに、松田元勝後援として此地に戰ふ。浦上敗績して退く。

▲古塚。福林寺山の上にあり。此塚は永祿七年九月九日の夜、備中の小田小太郎、備前宇喜多勢と上道郡脇田に戰ひ、備中の兵大に敗れて、其將小田を始め其兵士四百二十九人戰沒す。是を葬り築く所の塚なり。

【萬成村】

大安寺庄

【大安寺村】 ▲白雲寺。昔矢坂の地にあり。何の年にや廢せり。

▲八幡宮。三門にあり。里民赤宮と稱す。疑らくは若宮の訛か。

▲宅址。矢坂の坤の田野の中にあり。何れの頃にや、辻將監と云ふ者これに居る。

▲水晶。三門の西北、官道の西の山に產す。

▲城墟。民家の後山上にあり。南追手也。富山城と號す。初め富山大椽これに居る。其後寛正三年松田權頭元隆これを築き、其子左近將監元成文明年中金川に遷り、其臣松田惣右衛門・伊賀某・橫

*大安寺流記資財帳には岩木山とあり。思ふにこれを指せるものゝ如し。

井某等をして守らしむ。松田滅亡の時は老臣横井土佐守城守す。天正の初より浮田左京亮忠家、其子坂崎出羽守詮家（後安心と云ふ。）居城す。宇喜多亡國の後、慶長六年金吾秀秋將軍家の命にて破却せらる。此城灰燼の災を得たる乎、今尚土中より燒麥出づ。これを瘧疾天刑病に用て尤効あり。

（此處富山城略圖あり。今之を省略す。第一輯備前古城繪圖參照……編者）

▲岩井島。此大安寺村及び萬成村の山は、他山に離れ四方に平田めぐれり。三野郡は過半新墾の地にて、上昔は半田山の下迄も淵海なり。其時は此山海中の孤島にて、*これを岩井島と名つく。今尚ほ此山の北陰に石井と云ふ人里あり。これ其名の殘れる也。八雲御抄に岩井島を當國の島と記すは是也。又萬葉集に大島の歌と並べ出せる歌に詠ずる岩井島也と云ふ。

萬葉、周防國麻里布浦行之時作歌

伊敝妣等波。可敝里波也許等。伊波比之麻。伊波比麻都良牟。多妣由久和禮乎。

久左麻久良。多妣由久和禮乎。伊波比之麻。伊久與布流末弖。伊波比伎爾家牟。

此地海島なりしことは、初卷穴海の考に詳にす。

伊吹郷

此郷鎌倉の時より、松田の封邑也。

【上伊吹村】▲宗林寺。何れの頃にや廢せり。

【下伊吹村】▲天神社。所祭少彥名命。

▲國神社。所祭大國魂命也。共に延喜式神名帳にみえたるに、何れの時か廢して、今社地のみ遺れり。

▲石井寺。寛文年中退轉。

野田保

【野田邑】古名間村と云ふ。▲妙傳寺。▲普傳寺。二刹とも、何の年にや廢せり。
【島田村】
【高柳邑】▲宅址。松田元勝の將、中島左馬頭が廢宅の址也。
▲直家の感狀。淺沼又兵衛が末孫、黒民善左衛門と云者藏せり。

市久保

【北長瀬村】▲妙慶寺。何の頃にや廢せり。▲白鬚宮。所祭猿田彥命。
▲日吉大明神。
【辻邑】▲蓮行寺。何の頃にや廢せり。

西野田庄

【西長瀬村】▲永久寺。何の頃にや廢せり。
【田中村】▲宅址。里民城址と云ふ。何人の古墟と云ふことをしらず。
【中仙道村】▲白鬚宮。所祭猿田彥命、社領三石。▲寶積寺。何の年にや廢せり。
【辰巳村】▲正林寺。▲妙光寺。往年廢せり。

元興寺庄

【西古松村】▲願心寺。▲大乘寺。二刹共往年廢せり。

▲八幡宮。祭神玉依姫・應神天皇・神功皇后三座。

鹿田庄

雄略帝紀九年、紀小弓薨ずる條に、吉備上道蚊田邑と云ふは、此庄を云ふならん。* 鹿田とは蚊島田の略か。上古は三野郡を置かれず。鄉庄、みな上道郡に隷せり。よつて上道の蚊島田と云ふ。

【內田邑】　【岡邑】　▲法泉寺。何れの頃にや廢せり。

【大供村】　▲戶隱宮。祭神手力雄命也。延喜式神名帳に、御野郡石門前神社と云は是ならんか。土人の俚傳に云、昔盜あつて此祠に隱れ、緊縛の危急を免る。よつて盜隱の意にて戶隱と稱す。今尙祠前に古松二株あり盜松と呼ぶ。是彼の盜冥助を謝せん爲に植しものと。是尤附會の誣說也。信を取がたし。

▲大福寺。何の頃にや廢せり。

【東古松村】　▲疫神。所ゝ祭素盞嗚尊。

▲神傳寺。▲福田寺。▲善勝寺。三刹とも何の頃にや廢せり。

【上中野村】　▲萬福寺。何の頃にや廢せり。　▲宅址。何の年にや、前田越前と云もの居る。

【今村】　▲今村宮。祭神仲哀帝・神功皇后相殿一座・應神帝一座、此祠は初め大城の內、榎の馬場にありしを、文和年中此地に遷す。

▲稻荷祠。不正の淫祠なるを以て、正德二年上道郡大多羅村へ遷し雜祭に附す。

▲相雲寺。何の頃にや廢せり。

【京殿村】　▲常心寺。何の頃にや廢せり。　【西市村】　▲新福寺。何の頃にや廢せり。

【下中野村】　▲南光寺。何の頃にや廢せり。　【二日市村】▲錢屋敷。烈公の御時錢を鑄たる處也。

*この說假に信じ難し平賀氏は之を今の上道郡大多羅附近にこの地名ありとなす果して然らば平賀氏の說信ずべし

【新保村】▲本立寺。何の年にや廢せり。　▲天滿宮。所祭菅相公とも云ふ。
▲八幡宮。所祭應神帝とも云ふ。
【七日市村】古名春日村と云ふ。春日社あるを以て也。
▲春日大明神。所祭天兒屋根命也。花山帝寛和年中鎭座。社司傳云、元暦年中佐々木三郎盛綱白羽の箭献ず。其矢鏃今尚存せり。此鏃は先年神殿再建のとき、正殿の土中を穿て石筐を得たり。中に此鏃あり。
▲八幡宮。淫祠なれば、上道郡大多羅の寄せ宮に遷す。
【十日市村】▲天滿宮。▲古塚。田野の中處々に多し。何の故と云ことをしらず。
【圓覺村】圓覺寺村の略稱也。昔此村に圓覺寺と云ふ佛刹ありしゆゑ、以て名を得たる處也。三代實錄に備前國御野郡圓覺寺庄みえたるは是也。
【青江邑】▲妙泉寺。▲國島寺。▲妙長寺。三刹とも何の頃にや廢せり。
【田住邑】▲石神。所祭武甕槌命。　【奥内村】▲天神神社。所祭稚日女命。
【濱野村】▲古墓。松壽寺境内にあり。高さ三尺計の五輪の碑を建つ、傍に尺餘の小五輪二つあり。上に廟を建て木像を祀る。是多田源了入道賴貞の墓也。賴貞は多田滿仲の十三代の孫也。元弘建武の亂に南朝の御味方として忠節あり。尊氏筑紫へ下向のとき深く此入道を賴まる。賴貞一たび天朝に仕へ、宮軍に弓を引かんこと道にあらず。然れども、其勢ひ尊氏に敵せんこと難し。死して義を全うするに如ずとて、康永二年八月十二日、十日市村の邊に討て出で尊氏の兵と戰ひ、退いて己が館に歸り自殺す。（一に青江村にて自害とも。）法名を道讃と號す。其忠勇兒島高德に下らず。其傳人物部に詳にす。賴貞の子を太郎判官吉仲と云ひ武家に歸す。此時氏を能勢と更む。松壽寺の地、是賴貞の宅地なり。
▲保國公御自畫の尊像▲同公の御畫▲護國公の像▲同御畫▲賴貞の像▲賴貞所持の富士見西行等松

壽寺に藏す。保國公の御像、御年六十餘の御剃髮の像にて法衣を着し給ふ。護國公の尊像は、御薙髮にて頭巾をかぶり甲冑を着せられ、采配を持て床几にましくます尊體也。其御眼勢の猛威なること凡ならず。賴貞の像、烏帽子直垂を着し太刀を佩ける姿也。容貌溫順にして威あり。富士見西行、尤古物也。

▲古塚。田疇中處々に多し。何の故と云ふことをしらず。按に、元弘建武の亂に多田賴貞、松田・河村等と此邊にて數々戰ひしことあり。其戰死の兵卒を葬るの墳か。

▲安宅。今妙法寺と云梵刹あり。此地を安宅と名くるは、龍峯公（左衞門督）淸泰公（宮内少輔）の時より芳烈公の御時迄、將軍家より國淸公へ賜ふ所の大安宅・日本丸、及び紀伊丸・伊勢丸・肥後丸・吉田丸（各安宅なり。）等の大艦を繫ぎ置れし處也。日本丸と云ふは、秀吉公朝鮮征伐の時九鬼大隅守に命ぜられ、勢州にて造らしむる大艦也。舟の長さ六十三間・巾十六間半、其巨大堅牢なること如ㇾ城。播州は西國の押へなれば若西國より攻め登る敵あらば、此舟を明石の迫所に浮べて防がせられし爲に、慶長十四年將軍家より國淸公へ賜ふもの也。紀伊丸と云は、慶長十七年國淸公播州高砂にて造らしめ給ふ安宅也。長三十三尋・橫十三尋の大艦也。（此紀伊丸を世に將軍家に賜ふ所の安宅と云ふは非也。將軍家より賜りし安宅は日本丸なり。）伊勢丸・肥後丸と云ふは、同七年同公造らしめ給ふ安宅、吉田丸と云は朝鮮の役に參州吉田にて同公造らせ給ふ安宅なり。然るに、此安宅を造ること天下に公禁となりしかば、修覆せらるゝことも難ㇾ成、空しく此入江にて腐朽せりとぞ。五六十年前迄は、此田疇の底より時として大なる鐵鈨を掘出せり。其重さ六七貫、是安宅を繫ぎし鎖の斷（きれ）也と云ふ。又此地より西一町計に川あり。水底に甚だ巨大の木橫に渡れり。兩端は東西の塘下田底に埋り、其長測るべからず。土人の口碑に、これ安宅の橋なりと云ふ。

▲山王宮。所祭江州日吉に同じ。

▲内宮。所祭大日女貴尊（天照皇太神也。伊勢内宮に同じ。）なり。先輩の說に云く、倭姬世記に、崇神帝五十四年丁

丑吉備國名方濱宮に遷て、四年の中齋奉る時に、吉備の國造釆女吉備津比賣地口の御田を進るとみえしは是也と。按に地口の御田とは、道の口御田にて備前の義也。皇太神宮御鎮座本紀には、吉備國名方濱宮神崎岩の殘水の御壺に遷り座すとみえたり。これ今の伊勢州の鎮座より以前なり。其後國々所々に遷し奉り、遂に神託に隨ひ勢州に定む。然れば勢州兩宮の舊地は此地なり。蓋し此地、崇神帝の御時は巨濤の上にて、中古新墾の處なるべし。疑らくは名方濱宮は此の地にあらざるか。猶ほ考ふべし。

▲野々宮。所祭倭姫命也。是內宮外宮鎮座のとき、倭姫の居たまひし處也。倭姫は崇神帝第四の皇女にて、太神宮の齋宮なり。

此村は內海八景の其一、夜雨の勝景なり。

舟かけて幾夜かなれぬ雨のうちは浮寢の枕とまのしつくに　　曹　源　公

滿々濱野掩ニ茅衡一。夜雨如レ鈍更夢驚。村鼓梵鐘聲亦濕。青熒漁火近ニ黎明一。

新　堤　庄

【富田村】　古名福長村と云ふ。　　▲願福寺。何の頃にや廢せり

【木村】　▲眞福寺。何の頃にや廢せり。

【平吉村】　此村は、寛文十九年墾田す。

▲此已下の村々郷庄の名なし。

【米倉村】　　　　【濱田村】　寛永五年墾田。【平福邑】　寛永元年墾田。

【福島村】　寛永二年墾田。

▲川口關所。延寶三年始てこれを置かる。以ニ松本惣八郞一、在番の士と定めらる。燈籠堂は、其前同

元年立る所にて、同十月一日より初て點す。履歴に、此關所同八年より始まると云ふこと誤れり。
予が家譜にも延寶三年初まれりとす。
▲住吉宮。所祭底筒男・中筒男・表筒男の三坐なり。社紀に曰、此社判官源義經の草創にて、始め邑
久郡藤井村山窟の間にありしを、寛文十五年芳烈公此地に遷し給ひ、造營したまふ。社司云、神體
は大石なり。廿餘年前此村失火のとき、中々二三人にて舉がたき大石なれど、社司一人かるぐ〵と
持出て舟に乘せ來り、其災を避けたりと。此社藏に人丸の畫像あり。保國公の畫かせ給ふもの也。
【福成村】寛永七年懇田。　【福田村】寛永八年墾田。　【福富村】
【泉田村】寛永五年墾田。　【萬倍村】寛永十四年墾田。　【富新田】　【尾上新田】

〔卷之十二〕上道郡　東西三里、南北二里半强。

東は邑久郡に界ひ、北は赤阪・磐梨二郡に連り、西は御野郡旭川を帶び、南は海を限る。其地山
少く平野多く膏腴なり。
高、五萬三千一石七斗、殘高六萬九千七百三石六升、直高九萬千百二十九石三斗一升。
鄉、六。莊、七。村、百六。民屋――。
神祠、六十九。佛舍、五十三。
中古は上東郡と云ひしにや。天文・元和のころの檢地帳にみえたり。
　應神紀曰、二十二年秋九月幸二吉備一云云。以二上道縣封二中子仲彥一、是上道臣香屋臣之始祖也。
　國造本紀曰。上道國造輕島豐明朝御世、元封二中彥命ノ兒多佐臣始定二賜國造一。
▲砂川。磐梨郡瀨戶下村より本郡谷尻村に入り、東南に流れ、南古都に至て倉安川に入る。
▲倉安川。延寶年中新に掘らしむ。依て新河と云也。水原は吉井より東川を決し西南に流れ、淺越

＊夫木集の神村山は備中の神村山なるべし。

にて西し、又平井にて北し、網濱に至て旭川に入る。

宇　治　郷　以二巳下十二村一爲二一郷一。

【平井】自二岡山一行程卅町。水程十九町。高千三百十八石八斗、殘高二千三百二十五石八斗。民屋三百餘戸。古は吉岡村と名く。何時か平井と改む。冬に至れば膾殘魚（シロウヲ）多し。味他處の産に勝る。

▲妙廣寺。古は妙實寺と云て、今の地より北龜山の邊、元平井と云所に在しを、天文十八年燒亡。永祿年中、宇喜多の臣平井助之進今の地に再造す。則同人母の墓境内にあり。

▲城址（乞食谷の東、今赤土山と云ふ。）平井助之進が古居。

▲平井清水。五軒屋に井あり。平井清水と云ふ。昔兒島の人此の水にて酒を釀す。其の味ひ甚美なり。

▲宇喜多の臣、平井莊左衞門、天正のころ當村に住す。其宅址今不レ知。

▲赤土山。乞人谷の東也。土赤し。十餘年前地を鑿て坑をみる。其中に太刀・鏡・鍔・硯あり。又朱數十斤を得る。是れ古の貴人の墓なるべし（其塚甚大なり王公の墓なるへし。或人の説に、宇治の郎子の墳と云ふ、尙可レ考。）

▲乞人谷。先年土中を掘て、一幅の畫を得る。（或人の云蟬丸の畫像。）今乞兒の家に藏す。毎年九月二十八日祭レ之。

【網濱】自二岡山一三町。高八百八十石七斗、殘高千三百七石六斗二升。

▲池田伊賀下屋敷は、古御舟入ありし地なり。御川舟入なり。

▲上生院。應永年中創造。

▲神村山＊。今神頭山、或は神叢（ソウ）山と云ふ。上生院の南の西へ尾ざしたる山なり。古名勝地なり。夫木集の歌に「萬代をさして祈る千早振神村山の峯の眞榊」

▲寶聚山。上生院の西の山也。里民相傳へ云ふ、昔此山の石間より温泉湧出せしとぞ。

【門田】　自二岡山一四町。高五百四十二石四斗、殘高七百二十九石七升。

▲水晶山。土中水晶あり。今、人採り盡して少也。

▲東照宮。祭田三百石。正保二年烈公奉二台命一御創造。

▲玉井宮。所レ祭彥火々出見尊・豐玉姬命。祭田十石。社司說曰、古は兒島郡米崎に鎮座。

▲愛宕宮。元和年中、清泰公忠雄御勸請。

▲大福寺。石の地藏あり。其高さ五尺、像長一丈餘。

▲常念寺。寺領二百石。正德四年曹源公御創造。　▲圓常寺。寛永九年創造。

▲玉峰院。門内に大松あり。永祿十年春、明禪寺落城の時、備中庄元祐が七千餘人、浮田勢と此地に戰ふ。其死亡せし士卒を葬りし處と云ふ。塚近來まで存せりとぞ。

▲德興寺。延喜年中創造。　▲松琴寺。貞和年中創造、境内に瑜珈の祠あり。

【原尾島】　自二岡山一十町。高九百七十四石一斗、殘高千八百三十七石五斗一升。

▲鬼道八幡宮。岡山御城の鬼門に當るゆゑに、鬼道と云へるなるべし。疱瘡(ハシカ)流行せんとする前に、此神を祈れば甚輕しと云ふ。宇喜多當城居住の時は、此祠の邊より御本城の下迄沼なりしと云ふ。

【藤原】

【國富村】　自二岡山一十一町。高七百四十六石七斗、殘高千二百十七石一斗。

▲少林寺。始は岡山片上町の西に在て、盛岩寺と云ふ。萬治三年此に移す。播州赤穗松平右近大夫輝興の御菩提寺なり。當寺に五百羅漢あり。本尊釋迦の坐像、長一丈四五尺。

▲法輪寺。國富源右衛門が宅址なり。源右衛門は宇喜多の臣にて、祿八百石を食む。

▲比丘尼山。宇喜多の臣國富源右衛門が城跡あり。一說に、國富左エ門佐、又豐前。

【瓶井門前】自岡山五丁。高百三十七石八斗、殘高五十七石七斗九升。
▲瓶井山禪光寺。寺領百五十石。天平勝寶元年創造也。此寺毎年正月十一日の夜、心木と云ものを出す。數百人爭ひ取る。得るものは有レ福とぞ。人浮屠の俗を誣ることを知ず。又愚哉。

【財村】

【中島】自岡山二十四町。高二百九十五石八斗、殘高七百十八石六斗六升。
▲持寶院。古此梵刹あり。
▲古城。備中三村の麾下中島筑前守・同大炊助主たり。然るに永祿十年春、大炊宇喜多に降る。其弟中島新左衛門、大炊が二心を惡み、彼れを討て備中に遁る。又備陽國志及び和氣絹等の說には、宇喜多直家寵の口城を屠り、其歸途卒に此城を攻め陷る。大炊は城の後なる椋のほらの中に隱れ居たるを討つと云ふ。其椋今にあり甚大木なり。圍み二丈七尺。
▲墳。田中に墳二つあり。永祿九年、備中勢宇喜多直家と戰ふ。其死亡の者を葬ると云ふ。又或は當村の城落し時、死亡の士卒を葬るとも云ふ。

【八幡】自岡山二十四町。高百二十六石四斗、殘高三百七十五石四斗四升。
▲八幡宮。祭田六十石。清泰公忠雄御建立。▲善住寺。此佛宇何れの年にか廢せり。

幡田鄕　已下七村

【淸水】自岡山三十四町。高六百十一石七斗、殘高千百三十石九斗。
▲持泉寺。昔此所僧舍あり。

【澤田】自岡山三十四町。高五百八十二石三斗、殘高九百五十六石一斗。
▲恩德寺。天平勝寶二年創造。宇喜多秀家の在判狀あり。

*備を立てゝの下底本これを闕けり

▲明禪寺城址。大沙場の東の山也。永祿九年の秋、宇喜多直家初て築き家臣をして守らしむ。同十年春、備中三村勢夜打て之を陷る。根矢與七郎・藥師寺彌七郎・百五十餘人を以て守ㇾ之。直家聞ㇾ之自ら五千餘騎を率し、急に屠り悉く殿舍を燒却し、山上に備を立てゝ、*――――。

（此處妙善寺城畧圖を載するも今之を省略す。第一輯備前古城繪圖參照）

【關村】【山崎】

【圓山】自ㇾ岡山ㇾ一里。高四百六十八石七斗、殘高六百十四石八斗。民屋――――。

▲城址。松田元勝の臣寺井十左衛門守ㇾ之。（備陽國志には高尾十左衛門。）子孫民間にあり。山下に本段、又惣門など云ふ處皆城郭の址なり。

▲曹源寺。寺領二百石。元祿十一年曹源公御創造。公より已來御代々の塋地なり。（此寺御創造の前、兒島郡郡村にあつて永昌庵と云ふ。）

【赤田】自ㇾ岡山ㇾ一里。高三百二十石四斗、殘高六百六十八石一斗。

▲清水寺。古此僧舍あり。

上道郷　已下十二村

【荒井】【新屋敷】【今在家】

【祇園】自ㇾ岡山ㇾ卅三町。高二百十二石五斗、殘高六百六十九石五斗。

▲總社大明神。所祭大己貴命。社司の說に、古の棟札に百二十八社とあり。鳥居跡八町計南にあり。此間綱張松とて、萬治、寬文のころ迄大木ありし由。

▲祇園宮。正德二年、曹源公御造營。

▲姫大神。古此社あり。正德二年大多羅に遷す。

【段の原】 自二岡山一一里十三町。高二十六石二斗、殘高二十二石七斗。里人多く奉書紙を製す。
▲正八幡宮。 祭田十五石。龍の口山城跡にあり。
【脇田】 自二岡山一一里二十丁。高七十七石二斗、殘高百六十一石六斗。
▲安養寺。孝謙天皇の御宇、報恩大師の創造なり。此寺宇喜多の判物あり。
▲城址。按に、龍の口の別堡なるべし。將の姓名知れず。
【中井】【中田】
【雄町】 自二岡山一一里。高七百二十九石八斗、殘高千百九十五石八升。
▲清水あり。炎暑に不レ減霖雨に不レ增、常に地上に溢れて田畝にそゝぐ、味ひ極て甘美、清く輕きこと亦他水に異る。
▲極樂寺。古此僧舍あり。
【四御神（シノコゼ）】 自二岡山一行程一里二十五町。高六百六十九石三斗、殘高千六十四石五斗。
▲大神社。所祭三輪神に同じ。神名帳にみえたり。
【國府市場】 自二岡山一一里二町。高千三百十九石一斗、殘高二千二百二十九石四斗。
古は國府なり。故に村の名とす。今古址あり。國分寺の廢跡と云ふ。按ずるに國司の邸跡なるか。又昔泉福寺と云ふ佛宇あり。其跡か。
▲國長宮。或説に、卜定を訛て國長と云ふ。大嘗會の時地を卜定して神田と號す。其稻を以て十一月中卯の日、天子自ら陰陽の神を祭りたまふ。其神田を祭りて卜定宮と云ふ。按に、備前國大嘗會に預ること、神龜元年由機、天應元年大同二年須機となること、續日本紀、日本後紀にみえたり。
【湯迫】 自二岡山一一里二十町。高七百九石九斗、殘高千二百一石二斗五升。
古は湯泊と云ひ、平家物語にみゆ。又相傳て上昔海なりし時の港なりと云傳ふ。

▲淨土寺。天平勝寶年中報恩大師の創造なり。此寺の門前に小泉及び井あり。是古の溫泉の跡なり。土人相傳ふ、牛、湯口に入て死す。卒にして湯出づ。此時に當て豫州道古の溫泉涌出と云ふ。

▲姥ヶ石。古、方二間餘の大石あり。上平にして席を敷くが如し。姥が石と名く。里老云ふ、岡山の城を築くとき碎て城門の礎とす。

▲古墓。淨土寺の中にあり。里民傳云ふ、後鳥羽帝の皇子の御陵なり。

▲關白屋敷。方十間に土居を圍む。北に口あり。古は南面なり。松殿關白太政大臣基房公、治承三年此地に流刑す。其第跡なり。平家物語に、備前國國府の邊いはざまと云處におき奉るとみえたり。基房公養和三年歸洛。

▲武士屋敷。武士屋敷と云處あり。松殿基房公配流のとき、警固の武士居せしと云ふ。

▲萬燈會。此里を始め近隣四五村の士民、毎年七月十四、十五二夜數十人各炬火を持て、東西の麓より山頂に上り合掌す。呼で萬燈會と云ふ。其因て起る所は、永祿七年宇喜多備中勢と屢此に戰ふことあり。其吊ひの爲、宇喜多命じて始むるもの也。

▲龍の口山城跡。松田の麾下最莊治部居城せしに、永祿四年五月、備中勢三野郡船山の城に籠る。此時治部備中へ人質を出し、僞て偏に親志の色をあらはす。此に於て備中勢根矢與七郎・藥師寺彌五郎、百五十騎に將として當城に來り八幡丸を守る。一日根矢、穰所と戰の得失を談ず。此時備中より鳥書を飛して人質の出奔を告ぐ。根矢、穰所をともなひ西の岸下に出で、梶尾八兵衞をして最莊を伐しめ卽日根矢城を取る。浦上宗景聞之六千餘騎を以て攻ると雖ども利あらず。永祿七年又新に一萬餘騎を宇喜多直家に授け、屢々戰て利なく、終に引退くと云へり。西國兵亂記にみえたり　按に此說不詳。

又備前軍記には、穰所治部元常居城せしが、永祿四年直家、岡清三郎一に剛介に命じ、元常に近侍せしむ。清三郎間をうかゞひ、元常を伐て沼城に遁れ歸ると云ふ。此時、城の北より川の邊に下りける時、早川左門追來るこれをも討捕。左門が塚今にありとぞ

此に於て其臣山口與市、城郭を自燒し三の丸にて自害す。

吉富庄　已下九村

【今谷】自岡山一里十二町。高四百三十六石九斗、殘高六百七十七石六斗。

▲美和神社。昔あり、正德二年大多羅に遷す。

【勅旨】自岡山三十二町。高五百十三石二斗、殘高九百八石三斗五升。里民云、四十八寺創造の時勅使下向

相傳ふ、古、大嘗會のとき神田を國府に卜定し、拔穗の使此地に止宿せしと云ふ。止宿の處と云ふ。是は尤あやまりなるべし。

【苅田】

【岩間】自岡山一里十八町。高百七十八石七斗、殘高三百三十二石七斗。

能因法師の歌枕に、いまはの里を當國とす。今考るに、此村ならんか。

▲天神の祉。古この祉あり。▲三寶寺。古此梵宇あり。

▲西明寺。天平勝寶年中報恩大師の創造也。中古、最明寺時賴再興す。今本堂の前に櫻の古木一株あり。花八重にして色淺ぎなり。三月花發く時は詩客歌人多く經過す。

【神下】【下村】

【海面】自岡山一里五町。高千四百二十五石二斗、殘高千九百四十一石五斗。寶永七年迄は、海邊なり。

▲吉備明現。所祭北斗星精也。▲塚。五つあり。何の故と云ふことをしらず。

【福谷】【福岡】

可知鄕　已下七村

【大多羅】自ニ岡山一二里。高二百四十二石二斗、殘高三百十一石七斗。

▲句々廼馳神社。祭田四石。所祭伊諾子木神。又元祿十六年、國中不祥の神六十六社を合祭す。正德三年曹源公祭田二十九石五斗御寄附。

▲藥師寺。古藥師寺と云ふ梵刹あり。

▲大多羅山。金ありと云ふ。此故にや綠錆(ロクシャウ)地上に多し。正に天下の寶山と云べし。

【松崎】自ニ岡山一二里十町。高四百五十二石九斗、殘高五百二十九石二斗。

▲松崎彦四郎範家。宅跡あり。範家は建武のころの人、其後裔民間にあり。

【乙多見】

【松崎新田】自ニ岡山一二里十町。高千四百二十四石一斗、古は海洲なり。寛文三年墾田。

【目黑】【長利】

【中川】自ニ岡山一一里十三町。高千三百五十一石九斗、殘高三千七十八石七斗。

▲稻荷神社。正德二年大多羅へ遷さる。

▲古塚。當村に三つ、別村野益に十四、都て十九あり。

▲正木山城址。小子其地をみるに、城跡にあらず宅跡なるべし。世に正木大膳居城と云ふは謬也。正木大膳は房州里見家の長臣にて智仁あり、最無類の壯力なり。其名天下に顯る。里見家亡て芳烈公に御預け人となる。未だ此城に居ると云ふことを聞かず。考に直家の臣寺尾作左衞門（祿七百三十石）が居第なり。彼が弟を七兵衞と云ひ、兄弟ともに力强し。是に依て訛て正木と云ふなるべし。又岡山但馬守居城とも云ふ。城東の麓に井あり。里民云、正木兄弟此井に投じて死すと。毎年七月十五日、

岩間寺の僧來て讀經すると也。

財　郷　已下三村

【土田】自二岡山一二里。高九百五十五石六斗、殘高千七百四石八斗二升。

▲八幡宮。正德二年大多羅に遷す。

▲古城址。東西百間南北百二三十間。土人十郎殿の陣と云ふ。按に平家物語にみえたる國守十郎藏人が城跡にや。

【財村】【長原】

古都庄　已下十一村、和名抄に、古都を居都に作る。

【宍甘】自二岡山一一里二十六町。高千四百八石五斗、殘高千七百六十二石五斗。

▲千明院。昔、千明院と云ふ佛寺あり。

▲鰕釣鼻。西の岬を云ふ。上古此の山下迄海なりしときの名と云ふ。

【藤井】自二岡山一二里一町。高五百七十石七斗、殘高七百三十一石六斗。町區あり。西國官道の驛なり。

▲タン山城跡。中山備中守居城と云ふ。同人內室の墓當村にあり。五輪の石碑立つ。中山後沼城に遷る。

▲美和の神社。正德二年、大多羅に遷す。

【矢津】自二岡山一二里四町。高九十二石九斗、殘高九十九石二斗六升。

永祿四年、直家龍の口を攻るとき此に要害をきづき、岡平內・同權右衞門・宍甘四郎左衞門・同太郎兵衞をして守らしむるに、終に備中勢根矢彥右衞門火を放て屠レ之。此時直家の士岡將監・平井庄

七郎・中吉與平次・宍甘與左衛門・青江治右衛門等戰死す。西國兵亂記にみえたり。

【南方】　自ニ岡山一二里十一町。高千二百三十一石、殘高千九百十七石二斗。

▲滿願寺。天平年中僧鑑眞創造也。浦上與次郎の判物一帖、直家の制札一枚あり。

▲内山。中山備中守が城址あり。永祿年中直家のために落城の由、中山八幡宮の社記にみえたり。又慈眼院の過去帳には中山加賀守居城と云ふ。

▲西光寺。古は西光寺と云ふ一刹あり。　▲塚。四つあり。

【鐵村】　自ニ岡山一二里五町、高六百五石七斗、殘高千四十五石二斗。

▲秀公吉の判物。地藏院にあり。

【宿村】

【北方】　自ニ岡山一二里十町。高七百七十二石七斗、殘高千二百四十石五斗。

▲塚。五つあり。

【中尾】　自ニ岡山一二里十六町。高四百七十三石、殘高六百八十九石五斗。

▲辨才天社。昔、辨才天の社あり。　▲塚。あり。

【菊山】　自ニ岡山一二里二十七町。高二百十七石二斗、殘高三百四十七石二斗。

▲稻荷社。正德二年、大多羅に遷す。

【沼村】　自ニ岡山一二里二十五町。高三百五十四石六斗、殘高千百三十石五斗。

▲龜山城跡。浦上宗景の臣、中山備中居城。永祿二年中山宗景に反くを以て、宗景直家に命じ當城にて中山を殺害せしむ。又此時島村貫阿彌をも此城に召て伐つと云ふ。其後直家居城とも、又宇喜多興太郎基家居城とも云ふ。天正元年直家岡山に遷りて後舍弟七郎兵衛晴家（或は左京亮忠家。）守ㇾ之。宇喜多滅亡して、慶長六年金吾秀秋入國せられ、將軍家の台命に依て破却せらる。予先の年其地を經て一覽

する所の地勢を左に附錄す。

其地、官道の北にある小山にて、四方田野也。古は四方皆十町餘の大沼にて、湖水にひとし。これを埋て沖益と云ふ廣田となる。上の段を本丸方三十間と云ふ。二の丸一段ひくく、本丸の四方に周る。今民屋或は畠あり。艮の方畑の中に墓あり。何人の墓と云ふことを知らず。按に中山備中なるか。二の丸の東新川の向に民屋あり。此地を奥の丸と云ふ。城主の室家之に居として、今に其時の井二つあり。水甚だ清し。北の山下は悉く士卒の第宅なりし由。三の丸は本丸の南にあり、今尙築地堀切などの跡かすかに殘れり。茶屋の丸と云ふ處、官道の南の山にあり。是城主の園圃ならん。本丸より橋を架たりと云ふ。今は畑となりて跡なし。

草部鄕

已下七村、和名抄に草部を日下に作る。

【常麻】自岡山一里二十町。高三百八十六石、殘高七百六石三斗。

▲津山寺。昔此佛刹あり。

【篠岡】自岡山三里十三町。高六百九十六石三斗、殘高千三百二石八斗。

▲妙法寺。昔、此佛宇ありし由。▲塚。七つあり。

【草ヵ部】自岡山三里。高九百二十六石一斗、殘高千七百三十四石七斗。

▲塚。二つあり。▲法音寺。昔、此佛舍ありし由。

▲立川大明神。所祭國常立尊・伊弉諾尊・伊弉冊尊、都て三座合祭。

源平盛衰記に。妹尾太郎兼康、藤野寺にて倉光三郎をたばかり、先建て草壁と云處に馳着て、使を方々へ遣し親しき者四五人招き寄て、夜伐にせんと出立けると云ふは、此地のことならん。

【宿奥】【觀音寺】【谷尾】【築地山】【沙場】

福岡鄕　已下十三村。

【西平島】自岡山三里。高三百六十七石七斗、殘高六百四十六石五斗。
此村苗を植てより、五十餘日にして熟する稻あり。これを作る者唯一人耳。
▲平福寺。昔此佛舍あり。
【西平島】
【吉井】自岡山四里十町。高二百三十四石七斗、殘高三百八十四石三斗。
▲石津大明神。祭田十石。所祭石津連祖野見宿禰なり。社記に云、嵯峨帝此社に行幸ありしと也。
黑田右衞門佐寄進の繪馬、黑田彌九郞奉納の神輿三つ。其外直家・秀秋の判物當社に在り。
▲昔吉祥寺と云ふ佛宇あり。
▲權律師島村彌三郞・富川肥後守・花新入等が判物民間にあり。
【西祖】自岡山三里三十三町。高八百石八斗、殘高七百六十三石四斗一升。
▲西祖院。昔かく云ふ佛寺あり。寂室語錄にみえたり。
【一日市】
【淺川】自岡山三里二十八町。高四百七十七石八斗、殘高九百石八斗。
▲八幡宮。正德二年、大多羅に移す。
【寺山】自岡山三里三十三町。高三百七十四石八斗、殘高五百六十七石一斗。
▲昔寶正寺と云ふ佛舍あり。
▲五輪の石碑。里人宇喜多秀家の墓と云ふ。據をしらず。
【浦間】

【楢原】 自＝岡山＿三里十三町。高五百七十五石四斗、殘高千六十四石二斗。

▲火鉢山城跡。文明年中、赤松喜三郎・赤松政則の守護代として居城、其後島村觀阿彌居城す。

▲奈良邊城址。今新庄山と云ふ。天文十八年浦上宗景始てこれを築き、宇喜多直家をして守らしむ。直家永祿二年中山備中を討て同二月より沼の城に遷り、此城をば臣下をして守らしむ。一説に新庄助之進と云ふは非なり。

▲正覺寺。昔、此僧舍あり。▲塚。何人の墓ならんか。

【矢井】【南古都】

【百枝月】 自＝岡山＿四里。高千四十二石四斗、殘高千八百十一石五斗。

▲岩熊八幡宮。圭田六石。社司の説に、寛和二年河本左近進武政出陣の時、當社に戰功を祈り夢に鐙を賜ふとみて戰利あり。歸陣の後社領五十石を寄附す。因て今に其祭田を鐙田と云ふ。

▲塚。二つあり。何人の墓ならん。

▲王子山城址。寛和年中、河本左近進武政居城の由、岩熊八幡の社記にみえたり。城跡に墳あり。土民花山院の御陵と云ふ。按に河本の墓ならん。

【内ケ原】 ▲塚。あり。 【才崎】

淺越庄 已下六村。

【西隆寺】 自＝岡山＿三里二十四町。高九百五石一斗、殘高千六百五十二石九斗。

▲諏訪八幡宮。社司の説に、古は譽田八幡と云ふ。貞觀年中諏訪某建立してより、諏訪八幡と云ふ。

【山守】 自＝岡山＿三里三町。高六百七十六石三斗、殘高千百八十一石二斗。

▲西明寺。天平勝寶年中、僧鑑眞の創造なり。始は當寺の上にあり松尾山と云ふ。
▲寶正寺。古へ此く云ふ梵宇あり。
【吉田】【堀内】【吉原】【淺越】

竹原庄

【竹原】自二岡山一三里十六町。高千二百四石九斗、殘高千八百九十六石九斗。
▲姫大神。古へ此祉あり。正德二年大多羅に遷す。▲明王寺。孝謙帝の御宇創造。▲塚。あり。
▲城跡。新庄助之進これを守ると云ふ。中山備中が臣か。此城は燒討にせられしとみえたり。今土中より燒たる米麥出づ也。此燒米瘧疾に用て甚だ効あり。發日の早旦、五六粒を服用すれば忽に癒ゆと云ふ。本艸にみえたり。

金岡庄　已下九村。

【金岡】▲天神宮。祭田一反一畝二十步。寬文十一年勸請。
【久保】▲灌八幡宮。圭田十一石二斗。祉司說に、貞觀元年領主藤井久馬進弘淸の造營なり。此祉に將軍尊氏公の願書二通、金吾秀秋の判物三通あり。
▲立田明神。正德二年、大多羅に遷す。
【廣谷】▲如法寺。神龜二年創造。
【西大寺】諸船度會の地にて、繁榮にして町區あり。古は犀戴寺の字を用ふ。
▲西大寺。寺領五十七石。寺記に云ふ、天平勝寶年中、周防國久河庄藤氏の女皆足の造創なり。古は犀戴寺の字を用ふ。後醍醐帝今の字に改む。或は尊氏と云ふ。初は金岡松中島にあり。今に礎石殘れり。

毎年正月十四日の夜、心木と云ものを授く。諸國より數萬人集て之を爭ひ採る。得るものは祝賀の供物を備ふ。見物の人數日群集す。

古人の判物多し。細川勝元の制札、赤松政則・赤松晴政・浦上則宗・松田藤榮・浦上重能・浦上基景・浦上宗助・宇喜多宗家・宇喜多久家・浦上友興・浦上村宗・浦上宗久・浦上政宗・宇喜多秀家・浦上元宗・宇喜多直家・同延家・金吾秀秋等の判物、都て三十六通當寺にあり。

▲墳。上に五輪を立つ。土人金岡の墓と云ふ。

【中野】 ▲長蓮寺。昔、此佛宇あり。 ▲浦上宗景の腹卷。民間に藏す。

▲岡崎四郎常感が墓。此地にあり。又一塚あり。宗心の墓と云ふ（畠山の末孫の由。）

【原村】 【富崎】 【西庄】 【金岡新田】

已下郷庄名なし。

【倉田】 【倉富】 【倉益】 已上三村寛永七年築發。

【沖新田】 元祿五年正月十一日より築發。三年に（脱カ）して堤長さ二里二十五町十三間、田千五百六十一町、高二萬千九百八石。

▲沖田明神。祭田五十石、永祿七年、曹源公御造營、氏神とす。

▲から樋。二十口あり。巾三十間。

【湊村】 土民傳云ふ、神功皇后筑紫より上らせ玉ふとき、御舟此に止泊して、年をこえ春をむかへ玉ひしより春の湊と云ふ。又藤戸の謠の詞に、春の湊の行衛や藤戸の渡りなるらんと云ひ、順路よく叶へり。又土人云ふ、古は春の港村と云ひしに、宇喜多直家其唱長しとて、春字を略して湊村と改む。

▲大山祇神社。正徳二年、大多羅に遷す。

▲佛心寺。享保元年造創。

第一册　終

兒島郡

其地御野・上道二郡の南にあつて海を隔つ。南は海を帶て讃州に對し、西は備中の海に界し、西北の地は備中加陽郡に連る。東西廣さ七里餘、南北廣狹一ならず。下津井・藤戶の邊にては廣さ四里計、番田・小串の邊にては纔に半里に縊る。屬島數十・鄕庄五・村落七十七、輿地尤廣く、居民充塞幾爲レ邦。

和名抄に鄕庄の名異同あり、別に都羅・兒島の二庄の名みえたり。今何れの地たるを辨ぜず。日本紀神代卷・舊事記・古事記に、吉備の子洲を生とみえたるは此地にて、開闢の初め大八洲の一なり。又古事記に、生二吉備小洲一亦名謂二建日方別一と。此建日方別とは子洲開祖の神なり。仍て上古より名を得たる地にて、風光も亦佳なれば、古人の哥尤多し。兒島の字に作るとは、日本紀の末卷或は萬葉集にみえたり。萬葉集、

天平二年冬十二月、太宰帥大伴卿兼二任大納言一向レ京上レ道。此日馬駐二水城一顧二望府家一。于レ時送レ卿府吏之中、有二遊行女一。婦其字ヲ曰二兒島一也。於レ是、娘子傷二此易レ別、嘆二彼難レ會、拭レ涕自吟二振袖之哥一。

日本道乃、吉備乃兒島乎、過而行者、筑紫乃子島、所念香裳。

大伴卿和歌二首

天平五年閏三月、笠朝臣金村、贈二入唐使一歌一首幷短歌。

玉手次不懸時無氣緒爾、吾念公者虛蟬之、命恐夕去者、鶴乃妻喚難波方、三津崎從大舶爾二梶繁貫白波乃、高荒波乎鳥傳伊、別往者留有、吾者幣引齊乍、公平者將往早還萬世。

反　歌

波上從、所見兒島之、雲隱、穴氣衝之、相別去者。

玉切命向戀從者、公之三船乃梶柄母我。
浪間從、所見小島之、濱久木、久成奴、君爾不相四手。

同見ニ柿本朝臣人麻呂之歌中ニ。

かさのかなをかゞ唐土にわたりて侍りける時、女のながうたよみて待けるかへし

拾遺集　なみのうへに見えし小島のしまかくれ行くそらもなし君に別れて　かなをか

同　浪間よりみゆる小島の濱久き久しく成ぬ君に逢すて　よみ人しらす

むかし男すゝろにみちのくにまてまとひにけり。京に思ふ人にいひやる

伊勢物語　浪間より見ゆる小島の濱久し久しくなりぬ君に相見て

新古今　夕なきにとわたる千鳥波間より見ゆる小島の雲に消ぬる　後徳大寺左大臣

續後撰　夕されは鹽風寒し波間より見ゆる小島に雪はふりつゝ　鎌倉右大臣

同　都人おきつ小島の濱久し久しく成ぬ浪路へたてゝ　式子内親王

島の松を

玉葉　波間より見ゆる小島の一つ松われもとし經ぬ友なしにして　前參議雅有

新拾遺　漕舟の行衞もしらぬ波間より見ゆる小島や泊なるらん　後岡屋前關白左大臣

御集　濱久し波のまに〳〵詠むれは見ゆる小島の有明の月　後鳥羽院

月清集　友千鳥沖つ小島にうつるなり岸の松風夜寒むなるらし　後京極攝政

拾遺　しるらめやたゆたふ舟の波間より見ゆる小島のをとの心を　定家

玉吟　濱久し遙に霞むなかめにも小島の浪は袖にかけけり　家隆

新六帖　濱久しさせるかひなきすみかにも見ゆる小島の月そ馴ぬる　知家

夫木集　里わかす花咲ぬれは浪間より見ゆる小島も雲隠れつゝ　醍醐入道前太政大臣

同　大和路の吉備の小しまは遠けれとちゑの磯邊の浪間より見　公朝

同　蚕のすむ沖津小島の汐風に里もまかはすうつ衣かな　知家

同　行末のこゝろつくしに大和路の吉備の小島は霞こめたり　家清

草庵集　和田のはら夕霧晴て波間より見ゆる小島を出る月かけ　頓阿

備前國小しまと中島にわたりたりけるに、あみと申ものを取所は、おの〳〵われ〳〵しめて、長き竿にふくろをつけてたてわたすなり。其のはしめをは一の竿とそ名つけたる。なかにとしたかきあま人のたて初る也。たつるとて申なることは、きゝ侍りしこそ涙こほれて、申計なく覺てよみ侍りける。

山家集　たてそむるあみ取うらの初竿はつみの中にもすくれたるかな　西行法師

又此兒島と讃州との間の海を、都て筆の海と云ふ。

家集　水莖の岡の湊の波よりも筆の海てふ名にや立けん　為家

弘安百首　なからへて身にそ知らるゝ筆の海かくまゝ書はけにいとまなし　後九條内大臣

宇喜多系圖傳、又大ヶ島にある能家畫像の讃等に、宇喜多の大祖は百濟國の王子にて、兄弟三人此島に來る。仍ㇾ之兒島と名つくと。又吉備前鑑に、昔此兒島にかたましき荒人あり。往來の人を惱せしに、唐土より十三歳になる童兄弟、都に上んと志し、此島藤戸の渡に來り、かの鬼の如き荒人の庵に入り、其鬼人に酒を進て強く醉はせ、よく寢たるを窺ひ、兄弟共に太刀を取て切殺し、都に上て此由を奏しければ、其功を賞せられ此兒島を二人の兄弟に賜る。これより兒島と名く。此童は宇喜多の祖也。卽ち宇喜多の紋、兒の字を付るもこれによれり。彼の鬼人の首は飛て遙の餘所に落つ。今の瑜珈明神これなりと云ふ。又同書の一説に、白河法皇常に御頭痛を憂ひ給ふに、博士あつて、御前生の髑髏に柳の根貫て、大風雨のときは必ず御頭痛の御惱ましﾏす也。熊野に柳の大木あり。これを伐て三十三間

堂の棟木に上げ給はゞ、御惱は立所に愈え玉はんと云ひければ、詔して彼柳を伐らせられ、三十三間堂の棟に上さしめんとするに、此木三十二度迄落て上ること能はず。此時又博士占て云く、童子を千人集て其内一人を選て兒の舞をなさば、其木棟に上げつべしと。仍之少年を集め、三條中將の兒童を選ばれ、博士の敎の如くせしに、輙く棟木上りぬ。此時天下の名作の面に集めたるに、其中に鬼の面一つあり。かの中將の子この面を盜み、深く隱れて常に懷にせしが、これより都に晝夜を云はず人民の失せること夥し。是三條宇喜多中將の兒の所爲なりとて、其兒を此兒島に流されたりしに、宇藤木村より瑜珈寺に遷り、人民を取喰ひ、一島無人の地となる。此由帝都に聞えたれば、討手を遣んと議す。時に蓮洗賢と云ふ山伏あり。奏聞して此討手を望み、唯一人兒島に渡り瑜珈寺に到り、彼兒童にまみえ、其面をすかし採り見る體にもてなして、劍を拔てさし通せば血流るゝこと夥し。直に其兒童をも討んとせしに、兒童吾は三條中將の一子宇喜多少將也。人を害するは此面の所爲也。吾に於て罪なし。免し給へと樣々わびて、兒童も共に其面を切り碎きければ、蓮洗賢歸洛して此由を奏し兒童の助命を乞ふ。朝廷議して其奏を許し、此兒島を以て兒童に賜りぬ。此島を兒島と云はこれに仍れり。其面をば瑜珈寺の邊に葬る。鬼塚とて今にあり。其兒これより此島を領して加茂郷の邊に居る。これに男子三人あり。長を東郷太郎・次を加茂次郎・末を西郷三郎と云ふ。兒島を三に割て東を長子太郎、中を中子次郎、西を末子三郎に與ふ。後には何も加茂を姓として三家に別る。是三宅の初也と云へり。又同書の一說に、かの兒童は人皇七十五代崇德院の御宇大治二年の春、百濟國より皇子を孕める姫宮をうつろ舟に乘せて放ちたるが、此兒島に流れ來り琴を調べて居たりければ、浦人これを怪み害せんとしたりければ、姫宮一首の哥を詠ず。『日の本の人の心は情なし吾唐土の夫をこそこへ』と、此旨都に奏しければ帝憫み給て、此姫を三條中將に賜て妻となさしむ。かの孕みたる子を加茂郷の邊にて生み男子なれは中將の子とす。これを三條宇喜多少將と云と

云へり。又、木目村に善兒宮と云祠あり。社司の說に昔、鈴鹿山の賊來り、東鄉太郎・加茂次郎・稗田三郎など云ふ童を語らひ人民を惱すゆゑ、田村將軍征レ之と。又通生村般若院寺記に、將軍田村麻呂瑜珈山の賊阿久良王を退治す。阿久良王は桓武天皇の御弟早良太子也。中納言種繼を殺せる罪にて淡路に流され、遷て兒島に來る。其從童三人は、東鄉太郎・加茂次郎・稗田三郎と云ひ、大伴竹良が男幾人が子なりと云ふ。又瑜珈寺記に曰く、昔此寺に鬼あつて住み東鄉太郎と云ふ。稚童これを退治ト。其鬼の首を埋て神と崇む。瑜珈これ也。又其賊を盤具公・大墓公、或は惡路王とす。右の談みな怪異妄妖附會の俚言誣說のみ。其非甚だ取るに足ざる妄誕也。其非を考論して以下に記す。百濟國の王兒兄弟三人兒島に來ると云ふこと、古史にも諸藉にも所見なし。唯日本逸史淸麻呂の同族和氣家麻呂薨ぜる編中に、家麻呂其先は百濟の人也とみえたれども、王兒とも兄弟三人兒島に來るとも、兒島に居たりともみえず。其上、日本後紀和氣淸麻呂薨ずる編に、淸麻呂其先出レ自二垂仁天皇皇子鐸石別命三世孫弟彥王一。中略封二藤原縣一因家レ焉とみえて、此系傳尤愷なり。和氣氏は本姓磐梨別一姓、藤野別なること日本紀に昭然たり。別とは天子の支流たる姓の稱也。これを以て考れば、逸史に百濟國の人也と云は誤れるに似たれば、是三人の王兒に叶ひ難し。蓋し逸史の說を誤り傳へ、色々附會せしものとして、此吉備國に來り給ひしとき、備中國に惡神あり、これ異域の王子にて、其行無狀にして放逐せられ、此國に來り人民を困しめ國郡を押領す。仍て命軍を進て大に戰ひ遂にこれを征し給ひしと云へり。是百濟の人とも、兒島に居ともみえず、兄弟三人の兒童にもあらねど、これもし百濟の王子なりしも知るべからざれば、之に色々の古今前後の事を混じ傳へ、妄誤を雜へ且附會したるものか。或は云、其百濟の王子と云は、百濟の日羅を云か。日羅は百濟の人にて、人皇卅一代敏達天皇の十二年、吉備海部直羽島郡を受て百濟國に至り、日羅を率て兒島の屯倉に歸ると云こと日本紀にあり。されども王子ともみえず、兄弟三人ともみえず。素より兒童ならず。

帝新羅を討つの策を問給ひしほどの成人也、何ぞ兒童ならんや。これ亦不審の說也。而れども後帝都を罷て歸國の時など、若此兒島の屯倉海部羽島が攸（トコロ）に須臾（シバラク）留り居て、男子三人を産るや不レ可レ知。又新羅國の王子天日槍と云ゝの、人皇十一代垂仁天皇三年三月來朝す。然れども日本紀に西但馬國に到り住處を定め、但馬出石人太耳女麻多島を娶るとあつて、兒島に來れると云こともみえず。素より百濟の人にも非ず。兄弟三人來りしにあらず。又童兒なることをもみえざれども、姓氏錄を按ずるに、三宅連は新羅國の王子天日槍命の後なり。兒島備後三郎高德は三宅姓なれば、其始祖は天日槍なるべけんか。其高德先祖より代々兒島に住すれば、其祖たる天日槍も兒島に來り居たると推しはかつて、新羅を誤り百濟と云しにや。右の如く兒島に來れる百濟の王子と云者、孰れをさして云ことをしらず。其內推して按ずるに、吉備津彥の時、吉備に來りし異國の王子なるもの良近し。而してこれを百濟の王子とし、兒島に來るもの、或は兄弟三人の兒童などゝ、當國の俚諺に云傳へたる異事奇談を古今混雜同一にし、間又野史に據り、或は好事附會して、吉備前鑑・吉備古今集等に記傳せる奇譚ならん。又兒島に妖鬼の居たると云ふと素より正史にのせざる所、野史俚譚に出で、兒女子の耳を喜ばしめん爲めに、下愚の妄言のみ。野史に記す所の、大江山、鈴鹿山の妖鬼に同日の譚なり。本邦間又多き妄誕也。三尺の童も信ずべからざる恠也。これを書に記し、後世に傳へて愚民を惑はすこと、嘆ずるに堪へたり。吉備津彥の征し給へる異域の王子、又は國史景行帝紀にみえたる吉備の穴海・穴濟の惡神を指して、妖鬼に托し怪談を附會し、古今の異事を混同せしものならん。穴濟の神と云は景行帝の御時、備前の穴海（内海を云）穴濟（今の兒島の藤戸也）に惡神あり。皇子日本武尊九州の賊川上梟師を征伐し給ひて御歸路の折、此穴濟の海上を御舟にて上らせ給ひしとき、征せられし神也。妖鬼にもあらず、怪物にもあらず、强暴の賊也。童兒と云は、日本武尊穴海の神を征し玉ひし時御歲十六なれば、此命を吉備津彥の時の異賊、或は百濟の日羅などに混同し、誤て百濟の王兒と云へ

るものか。其の王兒舟にて藤戸に來ると云は、是卽ち日本武尊西征の歸路、御舟にて穴濟（卽ち藤戸なり）に來り玉ふを云ふなるべし。兄弟三人と云は、遙に後世の佐々木盛綱四代の孫東郷太郎胤時・加茂次郎・稗田三郎、或は兒島三郎高德が子太郎高秀・次郎高久・三郎高貞等を混じ誤れるならん。彼兄弟の兒童は宇喜多の大祖也と云は、かの百濟の王子にはあらで、佐々木三郎四代の孫、或は高德が三子等を混同せし也。東郷太郎は、上に記す如く佐々木の末流にて三宅の家を繼げり。高德が祖父なり。兒島太郎高秀は是正しく宇喜多の宗祖なること、藩翰譜に詳なり。然れば宇喜多は高德の支流なり。高德は三宅姓なり。三宅姓は姓氏錄に新羅國の王子天日槍の後なりと云へば、兄弟三人の兒童にはあらねども、天日槍を誤て百濟王子と云へるにや、或は百濟王子を姓氏錄に誤て天日槍の後とせしにや。或は云、三郎高德等の兒島の三宅姓は、姓氏錄に記す天日槍の後なる三宅姓とは、又別流の三宅姓なるか。其故は、兒島に上古より三宅と云ふ地名あり。今尙東二十一ヶ村を三宅鄕と云ふ是也。三宅とは屯倉（ミヤケ）の書轉にて、元と米穀を貯て凶年に備る倉の名也。諸州に屯倉を置れし初は、人皇十二代景行天皇五十七年也。日本紀に、冬十月令ニ諸國一興ニ田部屯倉一とみえて、此時此兒島の屯倉をも置れしならん。又日本紀に、人皇三十代欽明天皇十七年秋七月遣ニ蘇我大臣稻目等於ニ備前兒島郡一置ニ屯倉一とみえたる、これ今の三宅鄕の地なり。これ三宅の稱起る所にて、三郎高德等此三宅鄕の人なれば、此地を以て姓とせしなるべし。されば此の三宅姓は吉備津彥の時の異域の王子、又は日本武の征し給ひし穴濟の神、或は百濟の日羅等の子孫なるも知るべからず。白河法皇御頭痛のこと、御前生の髑髏のこと、柳を伐て三十三間堂の棟に上しこと、千人の兒童を聚て舞しめしこと、鬼面のこと等皆諸籍にみえず。都の口碑にも不レ存のみならず、附會の妄談なること明也。又三條宇喜多中將と云ふ人、三條家にも無き名にて、姓氏錄・大系圖等にもみえぬ人也。猶三條家の人、兒島のみか三備の間へも流され來りしこと敢てなし。況んや人民を取喰ふの大虛妄を

*以下三行前川衍文

や。前にも辨ずる如く、吉備津彦の時の異賊、或は穴濟の神に、奇怪の妄言を附けたる也。其妖鬼の首瑜珈寺に落つの、其寺に住み居たるのと云は、かの穴海の神其邊に居たるか、其邊にて討れたるかならん。其首を祀て瑜珈明神と崇むと云は、穴濟の神の首を祭るにや。かの兒童の子を東郷太郎・加茂次郎・西郷三郎と稱し、此三人兒島を三つに割て領す、是三宅の初也と云こと、大なる附會也。前にも辨ずる如く、彼三人の兄弟は佐々木三郎四代の孫也。三宅の初也と云へるは三宅を三つの宅と云ふ義に取り、三家に分れしとして名付たる姓也と思ひしは、大なる非也。三宅は三つの宅と云ふ義にあらず、屯倉也。其解前に論ず。且其兄弟三人の時此姓を名のりしにも非ず。此兄弟より遙に上昔に出たる姓也。又百濟の皇女此兒島に來り、皇子を誕生し、三條中將の妻となり、其皇子を三條宇喜多少將と稱し、宇喜多の祖なりと云ふ譚、益々據もなき虛談也。又、木目村善兒宮祉司の說時代相違の譚、尤取に足らず。東郷は佐々木の末流、田村將軍は桓武天皇の御宇の人也。其妄如ㇾ此。此通生村般若院寺記の說も、亦これに似て時世大に相違の談なり。其の賊を早良の太子とせるも、太子は淡路に流され、怒て路にて食を斷て死と國史にみえたれば、疑らくは此兒島に來給ふこと非なり。又瑜珈寺記の一傳に、其賊を盤具公・大墓公と云ふと、此二賊は桓武の朝奥羽の降將にて、河内國杉山に於て斬罪に處せられしこと國史にみえたれば、是亦兒島に來りしこと無きは明也。又其賊を惡路王とす。（脫アルカ）

此兒島の海、備讃兩州の間を筆の海と云ふ。

弘安百首　なからへて身にそ知らるゝ筆の海書まゝかくはけにいとまなし　九條內大臣

爲家々集　水莖の岡のみなとの波よりは筆の海てふ名にや立らん

三宅郷

三宅とは屯倉(ミヤケ)の訓轉なり。もと米穀を貯て凶年に備る倉廩の名なり。上古には諸州に其屯倉あり。日本紀に、令ニ諸國一興中田部(タノ)屯倉上とみえて、景行天皇人皇十二代。五十七年に始まり、宣化天皇人皇廿八代元年夏五月、修ニ諸州屯倉一儲レ穀備ニ凶年一と。又欽明天皇人皇二十九代十六年秋七月己卯朔壬午、遣ニ蘇我大臣稲目宿禰・穂積盤弓臣等一使下吉備五郡一置中白猪屯倉上。又同十七年秋七月甲戌朔己卯、遣ニ蘇我大臣稲目宿禰等於ニ備前兒島郡一置ニ屯倉一以ニ葛城山田直瑞子一爲レ令と。共に日本紀にみえて、此三宅郷は其屯倉を置かれし地か、仍て此名あるならん。葛城山田直瑞子に田令とすとあれば、山田瑞子と云ふ人此地に來り居たりしなるべし。

人皇三十代敏達天皇の御時、吉備の國に海部直羽島(アマノアタヘ)と云ふ人あり。日本紀に、帝吉備海部直羽島をして、百濟に日羅を召す。羽島百濟に往き日羅と相供に吉備の兒島郡屯倉に到着とあれば、此羽島は此兒島郡屯倉の人なるべし。先輩の說に、國民の口碑にも傳へ、又源平盛衰記にもみえたる當國の內海を馬にて渡りし海の佐介と云は、此海部羽島を云へるなりと。其事委は人物の部羽島が傳に記せり。彼が墳墓宮の浦村に存せり。和田備後守範長・兒島備後三郎高德等、三宅姓の先は、此三宅郷より出たり。ゆゑに姓を三宅と云は其地名にと

れるなり。其裔流天正・元亀の頃迄多く居れり。今も民間に三宅姓なるもの多し。みな其裔なり。

【小串村】寸簸地理に云、神武天皇高島より御舟を出されしとき、亀甲に乗來れる槁根津日子(シヒネツヒコ)に逢玉ふ處の速吸門(ハヤスヒト)と云は此海ならんと。これ古事記に因て云へる説なるべし。古事記には、吉備の高島より上幸のときに記せり。すれば此邊なるべきにや。大古藤戸の海路通ぜし時は、汐水の長落には急流の迫門にて速吸門と謂つべき處なるべし。此村の向ふなる邑久郡幸田村の山下の洲渚に、亀石とて大なる奇石あり恰も亀形をなせり。此石天工になれるや人工に出たるや是非は知らねども、此石の此に在ること、暗に槁根津彦の亀甲船の形の残れるものにや。又神島と云處もあり。又幸田・幸西・幸崎などゝ云地もあり。古は神と云字を書きたれば、槁根津彦の居玉ひたる處にや知るべからず。日本紀によれば此地に非らず。九州の内なるべし。日本紀に云、甲寅年冬十月丁巳朔辛酉天皇親帥ニ諸皇子舟師一東征、至ニ速吸門一下略と、これ吉備國に入、高島に居玉ひしより一前年(己未前カ)なり。吉備に入たまひしは、乙卯年春三月甲寅朔己未徙入ニ吉備國一起ニ行宮一とみえて、両書の異あり。予按に、日本紀によれば、速吸門は九州豊前門司長州赤間か關なるべし。此豊前門司東北に指出たる崎に、速門明神と云祠あり、俗に早鞆と云ふ。赤間か關の前に對する地なり。此處至て猛き迫門にて潮水急流なり。速吸門と云べき地なり。速門とは速吸門の略語なり。今誤て隼人或は隼門、又は早門に作る。

▲鹽竈明神。祭る所奥州名取郡道祖神に同じ。昔は胸上村吉浦の鹽濱にありとぞ。

▲米崎。兒島の東極の岬なり。里人傳云ふ、門田村玉井宮昔し此地に鎮座す。米崎とは光明崎の轉誤なりとぞ。

▲古壘址。民家の西、海邊の山上にあり。文明年中小串藤左衛門續て其子次郎左衛門秀行(一本に三左右衛門)

同五郎兵衛秀信此城に在り。元龜三年より高畠和泉守これに居る。天正十七年其子市正か時直家の爲に降る。其子孫民間に下り本藩に仕へ、今尙此村に在り。毎年東照宮御祭禮のとき神劒を持つ。

【番田村】▲壘址。小串の別堡ならん。天正年中高畠右近これを守る。

▲鉾島。當村の南、洲渚にある小島なり。里民傳云、神功皇后征西のとき鉾を立玉ふに依て名とすと。今訛て横しまと云ふ。

▲建石。東の方山上にある大巨石なり。孤出して遠くに見ゆ。此石の傍に水晶多し。今採り盡して稀にあり。

【北方村】

【宮浦村】或說に屯倉(ミヤケ)浦の略誤なりと云ふ。欽明天皇十七年、屯倉を建られしは此ならんか。

▲海部直羽島が邸墟。南の山下の田の間に方三十間計なる少し高陽の地あり。草木繁茂せり。里民海の佐介が城址と云ふ。此林藪の中に大小方圓の古石數百あり。里民何の故と云ふことをしらず。寬永年中此石を採て千手院の普請に用ひ、其林木を伐て薪とし、或は家作の材とし、其跡を耘て田畑とせり。これ羽島が邸宅の遺基なりとぞ。

▲古壘址。將の姓名詳ならず。

▲古塚。里民呼てアマが塚と名く。口碑に云ふ天(アマ)の佐助が馬塚なりと。(馬塚のこと、邑久郡福里村の處に詳し。又人物佐助が傳にあり。)又邑久郡福里邑にも佐助が馬塚とてあり。これ馬塚にて、此地に在る馬塚と云ふは、海部羽島が墳墓なるべし。其人の宅址もあれば尤據あり。

▲高島。一名竹島、北の方海中十八町に在る小島なり。周り十八町、古より此島竹多きゆゑ、竹島と名くるにや。今尙一山渾て竹林なり。此島は人皇の始神武天皇乙卯年三月六日吉備國に入玉ひ、三年皇居となりし吉備の高島この地と云ふ。日本紀曰、神武天皇乙卯年徙入吉備國起行宮以居

●大成綱は傳書なり此の說信するに足らず

レ之、是曰ニ高島宮ー積ニ三年間、備ニ舟揖ー畜ニ兵食ー將レ欲下一舉而平中天下上也と。古事記曰、神倭伊波禮毗古命從ニ阿岐國ー遷上幸而、於ニ吉備之高島宮ー八年坐。故從ニ其國ー上幸之時。乘ニ龜甲ー爲レ釣乍レ打レ羽擧來人過ニ于速吸門ー。爾喚歸問レ之、汝者誰也。答曰僕者國神。又問汝者知ニ海道ー乎。答曰能知。又問從而仕奉乎。答曰仕奉。故不明指ニ槁機ー引ニ入御船ー、卽賜レ名號ニ槁根津日子ーと、されば古より名高き地なれば、古歌甚多し。

萬葉七羇旅の歌
竹島乃阿戸白波者動友吾家思五百入鉋染

名寄　三年經しこや高しまの宮柱ふとしき立て後も萬代　光俊
御集　竹島の波のよるかと見ゆるまて垣根をこえて咲る卯花　後鳥羽院
夫木　小夜更て月たけしまの影みれはふしうき旅のねをのみそなく　よみ人しらす
同　竹島のあと白浪のたちかへり磯もとゆすり鳴千鳥かな　公相
同　竹しまによするさゝ波幾かへりつれなき世々をかけて戀ふらん　爲家
同　海士のたく煙の末や竹島の名に立初て代々を經ぬらん　爲相
同　世々を經ておのかねくらの竹しまにふし馴て鳴く鶯の聲　雅定
懷中抄　古へはかくやは聞し竹島のふしを隔てゝ今そさゆなる　よみ人しらず

又此島風光尤よき所なれば、當國內海八景のうちなり。往年保國公命して詩歌を選す。詩は藩臣三宅可三の作、歌は則ち公自ら詠じ玉ふ。

月は猶松の梢に高島の波の玉もに月をやとして

鑑中高島一青螺。鳧渚鶴汀淸絕多。秋夜凝望宜レ達レ且。月升ニ滄海ー墜ニ江波ー。

上世備前・備中・備後の三州一國なりしときは吉備國と云ふ。吉備とは黃蕨の轉なり。其名の起り

此島に神武帝皇居のとき黄なる蕨生ぜり。一夜にして長丈餘、これを瑞とし國號とす。大成經曰、行宮夜一夜生レ蕨、其長一丈二尺、其太二尺五寸、其色濃黄、國有ニ神人一云ニ黄光命一卽朝奏曰、此草異艸也。當レ治ニ八州一祥、是天爲レ瑞軍卒競レ之故、道ニ此國號一黄蕨曰とみえたり。今も、此島蕨甚だ多く、又其苗甚だ早く、春雪を破て出づ。高島の早蕨とて佳產とす。味ひ亦他所のものに勝て尤も佳なり。季春長じて其莖七八尺に至る。一丈計なるも稀には有べし。上古には一丈餘なるも生ぜしか誣べからず。或說に、此島至て狹小にして、三年皇居とし、舟楫を備へ兵食を貯へたまふべき地にあらず。宮の浦の地ならんかと云へり。按に三年皇居の地は備中の高島ならんか、當國の高島よりも頗る廣大にして、皇居とするに足れり。今も土中を穿てば石に化したる大なる□（不明）舟板の類ひ、又は土器などのもの時として出ることあり。

▲高島明神。高島の東南平易の地にあり。所レ祭春日の神に同じ。社記に曰、光仁帝寶龜三年備前の國司藤原朝臣眞葛（天兒屋根命廿二世の孫大職冠鎌足四世の孫なり。）其祖神春日明神に雨を祈り忽ち大雨ふり國中を霑す。其神澤を感じて此祠を建るものなり。祠前の門は、藩臣寺見三右衞門正貞が寄進する所なり。柱梁瓦壁に至るまで、悉く石を以て造る。

▲松林寺。高島の南面にあり。寺記曰、聖武天皇天平十一年草創、當國の國分尼寺とす。其後文德帝仁壽元年、安行僧都再興して持寶寺と號す。慶長年中國淸公松林寺と改めたまふ。安行僧都再興のとき、島の形北斗星に似たりとて、七星の列次に表して七ヶ所に塚を築く。其廉貞と武曲との二塚今に存すとぞ。奧の院地主權現は、所祭則ち神武天皇なり。

【阿津村】平家物語成親卿配流の道の記に阿江と云は、此村なるべし。

▲壘址。貝哥城址と名く。高畠遠江守が舊壘なり。小串の別堡・岡御の壘址・花園山壘址、（俗に花皿山、或は花つら山と云ふ。）共に主將の姓名不レ詳。

▲鳩島。海中十三町にある至て小島なり。周廻僅に二町十間。此島に鳩多く石間に窠居す。仍て鳩しまと名づく。

海中に水母を多く産す。漁夫網して採り遙に送る。明礬にて漬たるは甚だ潔白にして味ひ尤佳なり。数年を經て不ㇾ損。夏月など茄*となして食へば冷にして且つ好し。其薄小の處を去て、別に又槙の葉にて漬けたるを柴漬と云ふ。色黒く澀く臭あれども亦好し。或云、此水母の初生は山谷槙木の朽根に生じ、雨水に從て流て海に入り漸く長ずと。未だその是非をしらず。或人海月を詠する俳偕歌に云く、

山の端をいつるのみこそさやけゝれ海なる月のくらけなるかな

【上山阪村】▲壘址。高畠和泉守。　【下山坂邑】▲船積寺。何の頃にや廢せり。

【飽浦村】▲高山城墟。建武年中飽浦三郎左衛門信胤、天文年中其後裔飽浦美濃、天正年中其嫡流飽浦美作守、其後大持彈正少弼親成居城す。信胤は佐々木三郎盛綱の次男加地太郎兵衛信實か孫、東郷太郎胤時より四代の裔なり。雨朝の亂に南朝に與す。始めは尊氏方なり。其事跡人物部に委ふす。

【北浦村】　內海八景歸帆の地なり。

追風に歸る浦はの漁舟けふのしわさのかひもあるかな　保國公

浦頭雲水自依々。一葉扁舟過ニ石磯一。漁叟賣ㇾ魚供ニ醉夢一。片帆閑帶ニ夕陽一歸。　三宅可三

此村の海秋に至れば鯯尤も多し。澳（オキ）にては攩網（タテキリ）を以て採り、磯にては纚網（マヘカキ）を用てとり、醢となし遠に送る。纚網にて採ること古より然り。山家集西行法師の歌の序に云ふ。

備前國小しまと申島にわたりたりけるに、あみと申ものを取所は、おの〳〵われわれしめて長き竿にふくろをつけてたてわたすなり。其のはしめをは、一の竿とて名つけたり。なかに年高きあま人のたて初るなり。たつるとて申なることとは、きゝ侍りしてそ涙こぼれて、申計

*齋物の意か

なく覺てよみ侍りける其歌、

たて初るあみとる浦のはつ竿はつみの中にもすくれたる哉

と彫す。

【郡村】▲國津大明神。所祭大巳貴命。　▲八幡宮。祭田八石八斗。

▲三藏院。僧空海の開基也。何の年にか古瓦十片計地中より掘出す。銘に文龜元年六月日沙門長宗

▲宅址。高畠林齋が宅址なり。按に林齋は、小串の高畠が一族なるべし。

▲佐々木盛綱が刀。民間にあり。長一尺九寸五歩。分カ

▲壘址。村里の南いか塚山上にあり。土人云、佐々木三郎左衞門信鄉居城。

此村に酒舖あり。北窓と云ふ。醇を醪釀す。昔より兒島酒と云て、其名高きは此酒なり。

【波和村】▲法樂寺。何の頃にや廢せり。

▲觀音堂。金甲山圓通寺と云ふ佛刹の廢地にある小堂也。圓通寺は天和年中廢す。寺僧傳へ云、坂上田村丸西征の時、甲冑を此山上に埋て觀音に勝利を祈る故に金甲山と云ふ。又元曆年中、佐々木盛綱母衣を納むと云ふ。其母衣今にあり。一枚は黃紗に紅の裏を付表に草花を繡ふ。長四五尺。一懸は紺地に黃糸を以て花を繡ふ。又鋏鍵二つあり。盛綱の馬の口を取ものと云ふ。

▲小丸山。▲砂山。二壘址とも、土人佐々木三郎盛綱が城址と云ふ。共に審にせず。

▲古墓。里人佐々木盛綱の墓と云は不審。按に盛綱の末流なる、建武年中の佐々木飽浦三郎左エ門信胤の墓なるべし。

【東田井地村】▲淸水寺。▲尾崎寺。二刹とも何の頃にや廢せり。

▲宅址。土人伊賀栗之介が宅址と云ふ。何人と云ふことをしらず。

▲古墓。塚上に古松生ず。東鄉太郎の墓と云ふ。東鄉太郎は、宇多源氏佐々木三郎盛綱の次男、加

地太郎兵衛信實の孫東郷胤時也。

【西田井地村】▲慈眼寺。▲常泉寺。二刹とも何の頃にや廢せり。

【梶岡村】【宇多見村】

【基石村】古名中の浦村と云ふ。▲いか塚の壘址。將の姓名しれず。

▲長泉寺。▲萬福寺。二刹とも何の年にか廢せり。

【廣木村】

【胸上村】▲春日祠。不正の淫祠なれば、正德年中上道郡大多羅に遷さる。

▲壘址。高畠源兵衛と云ものゝ壘址也。

【山田村】▲壘墟。三宅源左衛門。同掃部と云ふ人之に居る。天正十一年落城。

▲常泉寺。▲授寶院。▲神宮寺。▲一宮寺。▲藥泉寺。▲德常寺。六刹、昔し此村にあり。何の頃にや廢せり。

【沼村】▲長福寺。何の頃にや廢せり。▲龜山城址。明田日向守と云ふ人、これに居る。

【後閑邑】此村に植る葱、甚長大なること他處のものに勝る。味亦佳也。

▲西湖寺。何の年にや廢せり。

豐岡庄

此庄和名抄にみえず。

【八濱邑】古名波知濱と云ふ。昔は波知村の濱なれば也。

細川右京亮久信が狀。宗藏寺にあり。

三宅時實が判物・澤村大學助が屏風。三寶院にあり。屏風は雪舟が畫也。

▲二子山壘墟。一名八幡山と云ふ。秀吉公の命にて、備中高松陣の前、天正八年正月宇喜多直家築レ之。宇喜

多與太郎基家を將とし、三千餘兵をして守らしむるに、天正九年八月二十二日、基家毛利家の將穗田伊豫守元晴と大崎村宮の森に戰ひ、基家討れて後浮田七郎兵衞忠家を將とし、此城を守る。

▲古墓。大崎邑の界山下なる海汀の路傍にあり。大なる五輪の石塔あり。老松二株生ず。これ宇喜多與太郎基家の墓なり。基家は直家の弟左京亮安心入道忠家が子也。即ち直家の姪にて、坂崎出羽守信顯が兄なり。天正九年八月二十二日、毛利家の將穗田伊豫守元晴と、大崎村にて戰ひ討れたり。又傍に乳母の子川崎三五兵衞が墓あり。基家戰死のとき共に討死す。三五兵衞一に川本源次兵衞とも云ふ。按に古書にみえたる兒島の泊と云ふは此村なるべし。古藤戶の迫門海あせずして、內海を舟往來せしときは泊りならん。高倉天皇治承四年嚴島御幸の道記に、兒島の泊につかせ玉ひ、此所より向の山のあなたに入道おとゞおはすると申と云ふ。此入道おとゞと云ふは松殿基房のことにて、此時上道郡湯迫に配流しておはする時也。又其記に、八幡の若宮おはしますと聞召て幣奉り給ふと云ふ。今八幡宮あり。これなるべし。

【大崎村】麥飯(ムギメシ)山城址。八濱村の境にあり。弘治永祿の頃、浦上家の臣明石源三郎此壘に據る。其子飛驒守も此城に居り、宇喜多家に隨ひ祿四萬石を領す。天正四年七月、毛利家の將庄兵部太輔勝資と戰ひ、當城に戰死(或は病死)城壘屠滅す。これより毛利の麾下穗田伊豫守元晴守レ之。

▲古戰場。宮の森の地也。昔柳畑と云ふ。天正九年八月二十二日、毛利家の將穗田伊豫守元晴と、宇喜多與太郎基家と此地にて大に戰ふ。宇喜多勢死傷多く、遂に敗走して八濱村の界海邊の濱道迄逃る處、與太郎基家銃丸に貫れて戰死す。されば基家が軍大に潰え、海水に沒せられんとす。時に基家が兵士馬場十介・戶川平右衞門・岸本次郎・小森三郎右衞門・粟井三郎兵衞・國富源右衞門・宍甘太郎兵衞等取て返し防戰すれば、惣軍盛り返し却て宇喜多勢打勝ちぬ。其七人の士の功を賞して八濱七本鑓と云ふ。又、基家の乳母の子川崎三五兵衞、竝近臣宗助父子も基家と死を共にす。今も此邊の

土中を深く鑿れば、枯骨刀劍の類など出ることありとぞ。

▲福壽院。昔麥飯山にありしが、何の年にや廢せり。

【迴川邑】

加茂庄　和名抄に加美庄と云は是也。

【田井邑】▲圓福寺。何の頃にや廢せり。

▲城墟。將の名不レ詳。按に、宇多源氏備中守持氏が子に、田井新左衞門信高と云ものあり、此村に住すと云ふ。建武の頃將軍方也。其名太平記にもみえたり。彼が宅址ならんか。今に土人新左衞門と云ふ名を付ることを憚る。邊地といへども古風の存せること感に堪えたり。

▲古址。土民云、成親御配所の址なりと。平家物語長門本に、治承元年六月備前兒島田井の浦柴の庵におはしけるとみえたれば、此地にも居たまひしにや。

【大藪村】

【槌ヶ原村】▲建照寺。▲萬勝寺。二刹何の年にや廢して、今存せず。

▲壘址。何の頃にや、横田山城と云ふ人之に居れりと云ふ。

【迴間邑】

【宇藤木邑】▲常山。郡中の高山也。其形粗々富山に似たり。内海暮雪の勝景也。

夕されは潮風までもさへ〱て先常山にふるゝ白雪　大守保國公

慘淡天涯雲欲レ肩。雪埋二山色一映二林坰一。晩來忽轉羊家眼。遙對二翠屏一作二玉屏一。三宅可三

▲山上に城址あり、東を追手とす。北の山下は海也。左堅の城也。毛利家の旗本備中三村の一族、上月肥前守高德（一に上月を上野 備後守とす。）居る。三村上野介と云ふは誤也。三村は備中成羽に在城す。天正三年

（常山古城圖は第一輯備前古城繪圖中に出でたるも
多少相違する所ありしを以て此圖再び輯錄せり）

六月、小早川隆景此城を攻む。肥前守防戰利なふして、同七月其身を初め、弟小七郎高重、嫡子源五郎高秀（享年十五）及び老母（五十七）妻室妹（享年十六）皆城中に自害す。其室家勇略あつて、自ら薙刀を取て戰ひ、數人を討取て後自害せり。衆の目を驚かす、婦中の英雄也。高德が腹切石とて大石あり。此に於て城中の兵みな退散せしかば、隆景其臣山本四郎左衞門・渡邊伊豆をして此城に入て守らしむ。其後毛利・宇喜多和親となりて、宇喜多の將富川平右衞門秀安入道友林（祿二萬五千石。）與力兵士五十人、步卒三千を督して此城に居る。友林致仕の後、嫡男肥後守達安これを守る。（天正四年より戶川肥後守達安これを守る。）宇喜多家亡て金吾秀秋入國有て破却せられ、下津井に遷さる。此城址頗る廣大なり。本丸は頂嶺にあり廣さ數百步、石垣石階礎石など歷然たり。亦破瓦夥しく周りに散亂して存せり。丸數都合十四あり。三の丸兵庫丸篦竹長茂す。二の丸の下に馬場あり。長六十間計、其下に□□（不明）の墓跡あり。

▲古墓。人家の間にあり。五輪の碑を立つ。本

*戸川記自任齋枋樹友林とあり

邑常山の城主戸川平左衞門秀安の墓也。秀安は慶長二年八月六日常山城にて病死す。行年六十三。法名自任*齋友林枋授と云ふ。

▲三好筑前守長慶の位牌。民間にあり。戸川友林の位牌と云ふは非也。長慶法名久昌院殿英出宗傑大禪定門と云ふ。此位牌爰に在ること、長慶は常山の城主上月肥前守高德が爲めに□(原本欠)なれば高德が造ることところ也。

▲夜火。時として常山の嶺より出て當村に下り、用吉周天槌ヶ原村に往來すること數十點。累々として終夜不ㇾ絶、雨夜尤も多し。土民名て三村上野介が亡靈の火と云ふ。又友林の鬼火とす。但し陰火狐火の類なるべし。大和本艸に曰く、古塚及び古戰場有ㇾ火、相ニ似狐火一異也。是皆人血の所ㇾ化也と。是に因れば鬼火ならん乎。

▲牡蠣。此村の海汀に產す。味ひ他產に勝れり。

【用吉村】▲久昌寺。寺僧の說に、常山の城主三好筑前守長慶の草創と云ふ。按に長慶常山の城主たること非也。長慶は阿波の領主也。常山の城主上月肥前守が長慶菩提の爲に設くる處也。

▲本願寺。何の頃にや廢せり。

【木目邑】▲西福寺。何の頃にや廢せり。

▲善兒宮。所祭神詳ならず。社司の說に、古鈴鹿山の賊來り、東鄉太郎・加茂次郎・稗田三郎など云へる童を語らひ人民を惱すゆゑ、田村將軍征ㇾ之、其童を祀るもの也。此說瑜珈の俗談に同じき說にて信じがたし、委は題初に辨するが如きか。

【廣岡村】▲西願寺。何の頃にや廢せり。

【長尾村】▲八幡宮。貞永二年草創。　▲長正寺。何の頃にや廢せり。

▲鬼味山壘址。將の姓名不ㇾ詳。

【玉村】▲古城。將の姓名不ㇾ詳。

▲此村古名玉の浦と云ふ。古歌など多き名所也。

萬葉集十五、天平八年丙子夏六月遣ニ使新羅國一之時、使人等各悲ㇾ別贈答及ニ海路之上慟ㇾ情陳ㇾ思作歌。

ぬは玉の夜はあけぬらし玉の浦にあさりするたつ鳴渡るなり

同集屬ㇾ物ニ發ㇾ思一首并短歌

あさ散れは、いもかてにまく、かゝみなす、美津の濱邊に、大船に、眞梶しじぬき、唐國に、渡り行むと、たゝむかふ、みぬ面をさして、潮まちて、水尾引行は、沖邊には、白波高み、浦まより、漕て渡れば、吾妹子に、淡路の嶋は、夕されは、雲居かくりぬ、小夜ふけて、行へをしらに、吾心、明石のうらに、舟留て、浮寐をしつゝわたつみの、沖邊を見れは、いざりする、海士の乙女は、をふねのり、つらゝにうけり、あかときの、潮滿くれは、葦邊には、たつ鳴渡る、朝なきに、船出をせむと、舟人も、鹿子もこゑよび、鳰鳥の、なづさひゆけは、いへしまは、雲居に見えぬ、吾もへる、心なくやと、早くきて、見んと思ひて、大船を、漕ぎ我が行けは、沖つ波、高くたちきぬ、よそのみに、見つゝ過行き、玉の浦に、舟をとゝめて、濱邊より、浦磯を見つゝ、哢子なす、ねのまゝなかゆ、わたつみの、玉きの玉を、家つとに、妹にやらんと、ひりひとり、そでにはいれて、かへしやる、つかひなけれは、もてれとも、しるしをなみと、またおきつるかも、

反歌二首

玉の浦沖つ白玉ひりへれとまたそおきつる見る人をなみ

あきさらは吾舟はてむ忘れ貝寄せきておけれ沖つしらなみ

同七卷

荒磯もまして思ふや玉のうらはなれ小島の夢にし見ゆる　公繼

千五百番歌合　波のうつ玉の浦わのあら磯に光をくだく夜半の月哉　衣笠內大臣

同　玉の浦はなれ小島の鹽の間に夕あさりする鶴の鳴める　公朝

夫木集　汐風や遠よるちとり玉の浦の離れ小島に友さそふなり

同　小夜更て月影さむみ玉の浦のはなれ小島に千鳥なくなり　忠度

紀州にも同名の地あり。萬葉集九卷に「吾戀ふる妹はあはさす玉の浦に衣かたしき獨かもねん」と有る歌は、紀國作歌と記したれば、紀國たることまがふべからず。是にならひて仙覺抄、又八雲御抄等に於いて玉の浦を紀伊國として、備前の玉の浦を分ち記さゞるは誤也。同十五卷新羅國への使人乘〻船海路に入る路のほとりにて作歌八首と記す中、第一に攝州武庫浦、第二に播州印南の歌あつて、其次に玉の浦の歌、其次に備中神島の歌あり。其次第印南神島の間に在ること備前玉浦なること明けし。これを紀州の玉の浦と云はんは大なる非也。又同卷屬物發思の歌の長歌にも、淡路島と云ひ、玉浦とよみつゞけたれば、是も紀伊にあらず。備前の玉浦ならん。又同卷羇旅の歌に離れ小島とよみしより、世々の選集に離れ小島の玉浦とあるは、此兒島の玉浦なるべし。

當國の風土記に、昔兒島の加茂庄宇那の浦の海濱に、每夜有〻光數十步の間を照す。農民も海夫も怪み恐れて近づく者なし。爰に海部雄島と云ふ人あり。其處に到り沙の中より光を發すを見、穿て絕大の一團餘の蛤を得たり。採て家に歸れば室を照す。割て中を見ば淸皎の玉あり。大さ如〻梨子〻と見えたり。其宇那の浦とは、此玉浦に隣る宇野村の古名にやあらん。されば其玉を得たるをもて玉浦と云ふ名の出るものか。萬葉の歌にも、わだつみの手卷の玉を家づとに或は玉の浦沖津白

玉、又は忘れ貝寄せきておけれ沖津白玉などよめるも、是によれるにや。

【瀧村】▲古城址。四つあり。一は鍛冶屋山、一は寺上にあり。共に將の姓名不ㇾ詳。

【宇野邑】

【利生村】。按に小利生(チト)の略か。　▲弘法寺。廢して今なし。

▲古壘址。地藏山の上にあり。元龜年中四宮隱岐宗清(一に淸雪に作り又は行淸に作る。)この壘に據り、四國の香西に屬す。

▲古墓。日比村の界にあり。形部太郎山の頂也。これ地藏山の城主四宮岐州が塋也。

【日比邑】近代の歌枕、松葉集・秋の寢覺寺に、比々の手と云ふ名所を當國とするは、此日比村なり。山家集西行法師の歌の序尤據とするに足れり。

讃岐國へまかりて、みのつと申津につきて、月あかくて、ひゝの手もかよはぬ程に遠く見え渡りたるけるに、鳥のひゝの手につきて飛渡りたりけるを、

山家集　しき渡す月の氷をうたかひてひゝの手まわるあちのむら鳥

又、吏部王記・勅選名所集・三光院殿の源氏物語の註に、響の灘と云ふ名所を備前國と云ひしは、此日比村より下津井の洋を云へるならん。源氏玉葛卷に、筑紫より舟路ひゞきの灘・から泊・(一字闕)□尻と書つゞけんも爰に當れり。又其處に海賊のことを書けり。實に昔は此所海賊をことゝする所にて、古き物語などに多くみえたり。是等とも自ら此所に叶へり。然るに袖中抄等に播磨國とするは、播磨なるひゞきの灘に沈む身はとよみし歌より誤れる也。又ひゞきの灘と云は、周防洋のことなりとも云へり。周防備前同名兩所の灘なるべし。又萬葉に比治奇奈太と云へるも、響の灘のこと也とぞ。

萬葉　きのふこそ舟出はせしかいさなとり比治奇の灘をけふ見つるかも

袖中抄　あふときはますみの鏡はなるれは響の灘の波もとゝろに

家集　ありと聞ひゝきの灘と有しかは戀しからすのせをそ行らん　伊勢

同　年を經てひゝきの灘に沈む舟浪のよするを待にそありける　忠見

夫木集　風をいたみ響の灘を通る日も岸の櫻にめかれやはする　俊恵法師

同　數ならぬ身をうき舟はよるへなみ響の灘の波をこそまて　中務

同　かなしさは響の灘に滿にけり都の人も聞きおつるまて　恵慶法師

同　よそ人もかゝる響の灘ゆゑにきくは袂のたゝならぬかな　よみ人しらず

萬代集　しまき吹く響の灘の舟わたり心まとふもたれによりてそ　長方

題林　うら風に雲もさわきて鳴神の響の灘を過る夕立　雅親

方輿　うら人のとるやいさこをたゆむらん響の灘の五月雨の比　中務親王

源氏物語玉葛卷曰、

響の灘もなだらかにすきぬ。海賊の舟にやあらん、ちひさき舟のとぶやうにてくるなといふものあり。海賊のひたふるならんよりも、かのおそろしき人のおひくるにやと心にせんかたなし。

うきことにむねのみさわく響には響の灘もさはらさりけり

河尻といふ所のちかつきぬといふにそ、すこしいきいつる心地そする。れいの舟こども、から泊より河尻をおすほとはとうたふ聲の、なさけなきも哀にきこゆ。

又李部王記に云、天慶四年六月十一日、是日備前備中淡路等飛驛至。備前使部云、賊二艘（純友等也）湿闇奈多捨舟脱遁、疑入京歟と。これ此響の洋のこと也。

▲古壘址。元龜の頃、四宮隱岐守なるもの四國の香西に属して、此壘に居れり。

▲石炭。此邑の山より出づ。俗に五平太炭と名く。其名多し。和名も工石と云ふ。其色黑漆の如く

石に似て石にあらず。見るに輕く能く燒ゆ。これを燒けは煙多く、其氣尤も臭し。硫黄の氣あり。賤氏は薪とす。

▲西福寺。廢して今存せず。

▲白蛇の鱗。里民加地藤左衛門が家に藏す。大さ盆の如く、白色銀光あり。今は碎散して末（粉末カ）となれり。傳云今の藤左衛門より七世の祖、これも藤左衛門と稱す。武技あり、勇猛なり。猨臂にしてよく射る。一夜夢に神人枕上に立て曰く、大槌の島に大蛇あり、吾仕者彼が爲に惱まさるること年あり。防ぐことをえず。汝吾爲に此災を除けと。覺て見るに枕上に一弓兩矢あり。於レ是、其夜祠中に往て之を窺ひ、樹下に潛て待こと久しく、三更過る頃に至りて、暴に驟雨疾風し身心寒栗し毛髪逆に立つ。是此時也と、巨木の梢を仰ぎ見れば、忽ち大蛇あつて頭を枝上に懸け、日月の如き大眼を耀し、箕の如き巨口を開き、閃々たる長舌を振ひ、直に呑服せんとする勢也。藤左衛門猛氣を振起し、神賜の弓を滿引し發つ。矢不レ誤して蛇頭に中つ。鏃腦を貫き忽に倒れ臥す。其音山岳を碎き天地に震動す。藤左衛門直に進み、腰刀を以て立どころに刺殺す。人皆神の靈なりと藤左衛門が猛なるを嘆美す。此時浪花の米船此津に泊す。其載する所の米を海濱に棄て、此蛇を載て歸ると云へり。土民等其米を得て得付たりとて大に喜びしが、後に蛇の尊きことを知り大に悔たり。蛇を射る處の弓箭は神祠に奉納せしが、兵亂の砌り賊の爲に盜み去られ、唯纔に一二鱗を留て今子孫に遺すのみ。

▲龍骨*。此邑所々の海底より漁網に入て揚ることあり。四足頭尾の枯骨數種、大小一ならず。異邦より來るところのものには少しく劣れども、亦藥劑の用に尤も可なり。

▲大槌島。南一里餘にある孤島なり。其山（脫字）笠を伏せたる形の如し。山頂を限り南を讚州とし、北を備前とす。往古は都て讚州の內なりしが、□□年中境を爭ひ、已來命令あつて南北に分たれ、備讚兩

*龍骨とは太古の象の遺骨にして近來小豆島附近の海底より出でしことあり

國に割つもの也。此島海底の磯に金ありとぞ。此島を大槌と名づくること、和氣絹及吉備古今集等の書に、昔し長舟鍛冶の祖日比の地に居て刀劍を造りしが、此所潮地にて惡しゝとて、他に遷るとて槌を採て投げ棄るに、遙の澳に飛て島となれり。これ此島なり。ゆゑに大槌島・小槌島と名づくること依レ之なりと云へるは、野史附會の妄談信ずるにたらず。

【澁川邑】此地名、古くみえたり。山家集に、比々澁川と申方へまかりて、四國の方へ渡らんとしけるに、風あらくてほどへにけり。澁川の浦田と申處に、をさなき者どものあまたのものをひろひけるに問ければ、つみと申ものをひろふなりと申けると聞てとあり。其歌に云、

　おり立て浦田にひろふ蜑の子はつみよりつみを習ふなりけり

【日比村】

暚庄　和名抄に此庄みえず。

【柳田邑】▲姫大神祠。不正の淫祠なれば、正德年中大多羅に遷さる。

▲才覺寺。何の頃にや廢せり。　▲壘址何の頃にや廢せり。

【小川邑】

【稗田邑】▲古戰場。元龜二年、日比の四宮隱岐守讃州の香西をかたらひ、鹽生の本太の城を攻るとき、香西宗心と本太の臣吉田左衞門は此地に戰ふ。左衞門敗績して香西加兵衞に討たる。

林　鄕　和名抄に此鄕みえず。

【曾原村】▲淸田八幡宮。祭田十石一斗七升、元久年中造營也。今に昔の木札と云ものあり。其文に曰、淸田八幡宮は、神功皇后三韓退治の歸朝の節、難風ありて此の里に御舟着け、田の中に行幸あ

*元暦は承久の誤なり

り。依て清田と號す。

▲三輪神社。不正の淫祠なるを以て、正徳年中上道郡大多羅村の寄せ宮に遷さる。

【串田邑】▲玉仙寺。何の頃にや廢せり。

▲鼻高山壘墟。元龜三年毛利家より築て、上月源二郎景次をして守らしむ。其後、沖左衛門尉兼忠これに居る。天正七年落去。

【福江村】古名火打庄と云ふ。

【林村】古名福岡と云ふ。

▲熊野十二所權現。これを新熊野山と云ふ。祭田三十石。所祭神は軻遇突智(カグツチ)神・埴山姫命・罔象女(ミツハメ)神稚産靈命・天照大神・國常立尊・忍穗耳(チシホミヽ)尊・瓊々杵尊・速玉之男・鸕鷀草葺不合尊・伊弉冊尊・火々出見尊・事解之男、合て十三座。文武天皇三年從優婆塞(小角なり)妖術を修して民を惑はす。其罪により伊豆の大島に放流せらる。其高弟義學・義玄・義眞・壽玄・芳玄と云ふ五人のもの、諸弟子と共に其從三百余人害を避けんと、紀州熊野の本宮の神輿を守護し、海に泛て兒島柘榴濱(今の下村)に來り、大寶三年此地に鎭座、神祠造營する所なり。其後聖武天皇天平二十年兒島を社領に附せらる。孝謙天皇天平寶字五年木見村に諸興寺を建て、山村に那智山を遷して瑜珈寺を建て、これを新熊野三山と號す。

古の權現別當は山伏なり。建德院・尊瀧院・傳法院・報恩院・大法院・吉祥院、已上これを五流と云ふ。智蓮光院(大先達と稱)寶良院(政所と稱)覺城院・南瀧坊・常住院・本城院・青雲院・常樂院・大泉坊・千手院・西壽院・大善坊、已上十院を公卿山伏と云ふ。五流と云ふはこれ役小角高弟五人の孫流なり。又、*元暦の亂に後鳥羽上皇を隱岐國に遷幸なし奉りしとき、第三の皇子賴仁親王(櫻井宮と號し奉るとは別也)此兒島に配流し玉ひ、尊瀧院に居給ふ。其子道乘僧正に六人の子あり、各五流の家を嗣ぎ、是より皇孫と稱して他姓を交へず今に連綿たり。又古は權現社僧の寺、大學坊・神宮寺・是如院・密藏坊・多寶

坊・淸學寺・極樂寺・善誓院・實相坊・眞如院・實生坊・西光坊・中之坊・阿彌陀寺・爲滝坊・慶淋坊・岡本院・法華寺・寶光坊・延長寺・西藏坊・新之院・西樂坊・玉泉寺・金藏坊等、已上二十五刹ありしよし。何の年にか悉く廢れて一宇も存せず。

古は兒島一島みな五流の所領なりと云ふ。中古減地して十七ヶ村を領するに、毛利家の將上野肥前守が爲に奪はれ、唯曾原村・福江村・林村三ヶ村を領す。これも太閤秀吉公高松陣のとき、蜂須賀彦六を以て御味方に招かるれども同心せざれば、以來かの三ヶ村召上らる。今本藩より寺領高九十三石を賜ふ。

▲□非寺長史覺仁親王の墓。權現の境內、池中の島にあり。親王は後鳥羽帝の皇子也。承久の亂を避けて此に來り、尊瀧院に居玉ひ、弘長三年三月二十八日薨ず。櫻井宮と號すは此皇子なり。

▲後鳥羽帝の石塔。仁治元年二月二十日、櫻井宮建て玉ふもの也。

▲高德が宅址。今尙其址存せり。高德は三宅姓にて、和田備後守範長が子にして、元弘建武の亂に南朝に仕へて屢々軍忠あり、詳に太平記に見えたり。事行委くは人物の部に記す。

▲稻荷の社。正德年中大多羅に遷る。　【植松村】

【木見村】▲天滿宮。社司の說に、仁和年中菅相公讃岐守たりし時、近村に至り玉ふ。此地の主三宅某拜謁し懇厚仁惠を蒙る。延喜三年二月二十五日菅公薨去の後、三宅氏此社を造營すと云ふ。

▲金判。先年土人田を穿ち、口の徑り七寸計なる甕を得たり。內に朱を滿て中に金判あり。

▲上月隆德の感狀。民間にあり。木村喜八へ與ふる所也。

▲諸興寺。何の年にか廢せり。　▲古墓。飯尾彥六左衛門常春と云ふ者の墳也。

▲古墓。上月肥前守臣奧木見の城主水澤和泉守の墓なり。

▲古墓。土民兒島備後三郎高德の墓と云ふ。按に、高德は後所領を失て伊勢國に遁れ、其後又三河

國加茂郡に至り住むと云へば、此地に墓あること如何ん。其子、兒島太郎高秀、或は次男次郎高久の墓にやあらんか。又疑らくは常山の城主上月備後守隆德が墓にや。其名相似たるを以て謬るものにや。

▲奧木見壘址。常山の城主上月肥前守が臣水澤和泉守天正年中これに居る。

▲木見戸山壘址。備後三郎高德が壘址と云ふ。 ▲壘址。三宅源左衞門主たり。

▲宅址。林村の界にあり。原新左衞門と云ふものゝ古居也。

▲兒島高德の木像。藥師寺にあり。一人は笏を持ち、烏帽子直垂を着す。一人は弓、一人は長刀を持ち、舟に乘れる像なり。

▲頼仁親王御墓。親王は後鳥羽帝の皇子なり。冷泉宮と號し奉る。承久の亂に兒島に配流せられ、林村尊瀧院に居玉ひ、[*一]寶治元年四月十二日薨去したまひぬ。東鑑に曰、承久三年七月廿五日丁未冷泉宮遷二于備前國一豐岡庄兒島佐々木太郎信實法師、受二武州命一令下子息等上奉レ守二護之一云々。阿波宰相中將信成・右大辨光俊朝臣等赴二配所一。

〇巳下郷庄の名レ不知。

【引網村】▲八寶梅。[*二]民家の庭中にあり。花重葉(ヤヘ)にして、一莖一瓣に八實を結ぶ。他所に稀なる奇樹の梅也。

▲唐琴。海濱にあり。古歌に詠る所の唐琴にあらず。通生にあるを正とすべし。

【田の口村】▲向山城址。何の頃にや、難波若狹守と云ふ人居城す。按に平家の士難波次郎常遠・同六郎常俊・或は其父難波太郎經定、又新田義貞十六騎の黨難波備前守、又赤松政則の臣難波掃部介・同十郎兵衞行豐、又文明年中の難波四郎左衞門・同八郎次郎等も、此地に住せしならん。彼若狹

*一、寶治元年薨去とあるは誤なり外記日記文永元年とすこれを正しとすべし

*二、松岡玄達梅品には梅花一輪にして實八結熟すに至らずして落つとありこの梅卽ちこれなるべし。

守は其子孫ならんか。其經定・常遠・常俊等が事跡は、人物の部に委くす。又一書の說に、新大納言成親卿配流の地ひだの如意尻と云へるも、此所ならんと云へり。成親卿は故中御門藤中納言家成卿の三男にて。丹波少將成經の父也。成經・俊寬・康賴等が叛計に與せしに坐せられ、治承元年六月此兒島に配流せられ玉ふ。後兒島は舟着にて惡かりければとて、備中庭瀨鄉吉備中山有木の別所に遷し奉りぬ、按に、ひだの如意尻は、本郡田井邑にひだ屋敷と云ふ遺墓あり、是正跡なるべし。平家物語長門本に、備前兒島・田井の浦柴の庵に御坐けるとみえたり。

▲日光坊。何の頃にか廢せり。

【下村】古名栢榴濱と云ふ。　▲宗願寺。▲極樂寺。二刹何の頃にや廢せり。

【上邑】

【味野村】▲今宮。所祭坂上田村麻呂。　▲法樂寺。何の年にか廢せり。

▲古壘墟。神水山の城と名く。將の姓名不詳。

【赤崎村】▲今剛寺。何の頃にか廢せり。　▲菰地寺。

【田浦村】▲明神。所祭水門神社なり。延喜式神名帳に、田土浦座神社と云は是也。此地名を田の浦と云は、田土浦の轉訛なり。

▲多聞寺。何頃にや廢せり。

▲樟見の鼻。南海へさし出たる東の岬也。此山に水晶多し。

▲松島。海中の孤島也。松島庄太夫と云ものゝ宅址あり。庄太夫何人と云ことをしらず。

▲釜島。海中の孤島なり。順和名抄に釜島郡の名みえたるは、此島を云か。然れども一村とすべき地にも足らぬ小島也。疑らくは古は鹽飽・直島等を初め此邊の小島を統て一郡とし、釜島郡と名づけしにや。

承平七年伊豫椽藤原純友、平將門が叛逆に與し此島に城郭を構へて楯籠る。播磨介島田惟幹・備前介子高等三千餘騎以て、是を圍て不ㇾ克。兩將反て虜となりしかば、純友勢益盛にして、近國を掠め、帝都を襲はんとす。されば同八年再び征將として左衛門佐藤原倫實六千餘兵二百餘船を以て之を撃つて、二月下旬より三月下旬迄屢海上に戰ふに、官軍利なくして讃州に退く。純友も將門討たれしと聞て、三月二十九日此城を落て西國に下りぬ。

前太平記に云ふ、純友が討手として左衛門佐藤原倫實六千餘騎にて、承平八年二月十三日、都を立て二百餘艘に取乘て、同十九日辰の刻に備前釜島に推寄せ、敵城を見れば、東の洲崎は海の西南北十町計、笠戸石を以て屏風を立たるが如く、切岸を疊て其上に屛を塗、三重に櫓をかき、北の方は海中に亂杭打て、遠淺に馬を立させじとぞ構へたり。南の磯には兵船二三百艘浮めて、横矢に射んと支へたり。寄手先づ紀伊淡路の勢の中より、水練の達者五六十人を海に入しめ亂杭をぬきすて丶、小船十艘二十艘乘付て攻戰ふ。此に黄糸の腹巻着てもみ烏帽子に白綾の鉢巻したる男、櫓の挾間より當國の住人川邊小源太昌澄と名乘て、矢つき早にさん〲に射たりければ、時の間に二十二騎射落さる。か丶る所に丹波國の住人葦田與三軌廉と云もの、楯の外にあらはれ出、川邊殿の弓勢見事なりと雖ども、我鎧の實はよも通らじ、一矢受て試み候はん、此れ遊ばれと呼はつたり。川邊聞て惡き高言かな。鐵石なりとも射通さで有べきかと、徑三寸計の雁股引しぼり切て放つ。葦田身を沈めて首を傾け丶れば矢は立物をかすつて飛去れり。葦田大音聲にて呼はつて、胡籙をた丶いて笑ければ、後に扣へたる兵船百餘艘舷を敲き楯を鳴して、同音に咄とぞ哂ける。川邊大に怒り、一族主従四十餘人切て出、寄手の舟に乘遷り戰ひければ、暫時に敵味方手負死人六十餘人に及べり。雙方これをみて、あれ討すなと惣戰に及で、午の刻より申の下り迄入亂れてぞ攻あひしが、夜に入ば官軍は沖に退き舟を備ふ。斯て官軍は今日の戰墓々しからねば、一先引退き、再び不意を討べしと

ぞ相議して其曉五十餘艘は水島に漕行、殘る舟どもは屋島・高松・室・飾磨に退て、合圖の日をぞ相待ける。然に純友これを聞き、敵、舟にて寄らんに、陸にて支んは利あるまじ。舟戰になれざる敵どもなれば、舟と舟との戰にすべしとて、權亮純素は、兒島の沖の汐道に舟を寄せて、敵の後を討んとかまへたり。官軍は態と日を經て、今は敵も怠りぬらんと、二月廿九日の夜に入て、推寄て攻れば、釜島よりも舟に乘出相戰ふ。時の聲蒼海に響渡る。純素汐通に在て聞之兵船三十餘にて漕出し、犬島の瀨戶を差塞き洩さじとこそ扣へたり。內海より藤戶の渡を廻て、讃岐の方へ引たりけり。官軍は前後に敵をうけ進退自在ならず。純友が勢はこれに力を得て、色を直して戰けり。かくて純友は每度の戰に打勝ちて勇み進み、將門近江路迄攻上らば、純友も淀山崎に陣をよせて、帝都を攻べしとて、將門が上洛を今や〳〵と待處に、三月二十五日には將門が首京都に上り、梟木に懸られければ機を失ひ、備中より始て次第に攻下、九州にて勝敗を決せんと、三月二十九日釜島を打立て、西國さして落行ける。其遺址尙存する也。

▲廣大和本艸に云く、石朱備前釜島郡の山中に出とみゆ。山中赤土多きは石朱あるがゆゑか。石朱陶器家の赤繪に用てよし。臙脂砂等は火中に入れば、卽色を變して紫となる。唯石朱のみ其本色を失はす。

【大畠村】▲古戰場。鷲羽山の麓畑の中にあり、陣所跡と云ふ。里民傳へ云ふ、古平家の兵戰死せし處と。按に平家物語に、壽永三年平家一の谷へ渡つて後は、四國の者ども一向に隨はず。中にも阿波讃岐の在廳等皆平家を反き、門脇平中納言敎盛・越前三位通盛・能登守敎經父子三人、備前下津井に在りと聞て、兵船十餘艘にて寄せたりけれども、利あらずして四國へ引退くとみえたり。其時の古址にや。

▲古墓。鷲羽山にあり。五輪の碑石を立つ。里人これを木食上人の墓と云ふ。其據をしらず。按に

文德天皇齊衡元年七月、備前國一僧を貢す。穀を斷て不レ食呼で聖人とす。人皆拜伏信仰す。時に夜人定て後水飲を以て數升の米を食す。人未だ敢て知らず。僧一日厠に如く。人あつてこれを窺ふに米嚢積るが如し。是に由て人みな欺き詐ることをしる。然れども兒婦人及び下愚の輩、猶聖人と謂て其姦謀を謂はずと、本朝通記にみえたる妖僧の墓にやあらんか。猶後考を竢つのみ。佛氏誑謀を設て俗民を誑惑すること甚し。況や妖僧をや。

【吹上邑】▲雲瀧寺・▲遍照寺の二剎何の頃にや廢せり。

【下津井村】 西國上下の諸船止泊の海港にて、町邑あつて豐饒の地なり。此人里昔は今の所より西にありしと云ふ。今其舊地を古下津井と云て小聚落あり。

平家物語に云く、平家一の谷へ渡りし後、四國の者ども源氏に心をかよはし、阿波讃岐の在廳等平家に矢一つ射掛け奉らんとて、門脇平中納言敎盛・越前三位通盛・能登守敎經父子三人、備前國下津井に坐すと聞て兵船十餘艘にてよせたりけり。能登守大に怒り、小船出し浮めて散々に追ふ。餘りに手痛く攻られて、淡路をさして引退くとみえたり。

▲古城址。人里の後にある山上にあり。礎石破瓦など今尙存せり。此城は慶長八年金吾秀秋常山の城を破却して、爰に遷して築くものなり。其老臣平岡石見これに居る。金吾亡後大破に及びしを、國淸公（慶長十一年）の御時、下津井は西國海路の咽喉なればとて、此古城を撿せられ櫓郭を增し、殿屋を修造して再興あり。池田河内守長政（信輝公の四男也祿三万二千石。）これを預る。慶長十四年より池田出羽守由之（之助公の長男也三萬二千石。）これに居る。元和元年將軍家の台命あつて掃除せらる。

▲なもで踊。毎年七月十五日、士民數百人太鼓を打ちなもで〳〵と、同音に囃たて城址に登る。何れの頃より濫觴せしや何の故と云ことをしらず。なもでとは南無阿彌陀と云ふ略誤なるべし。按に源平爭戰の亡卒を祭る意ならんか。

*一、墓碑に氏名を記するもの慶長以前には極めて稀なりとす此碑板碑なるか五輪塔なるか寶篋印塔なるかいづれにしても不思議なり若し現存せんには大に研究の價値あるべし地方人士の踏査を希ふ

*三、海野系圖行廣幸廣に作る

▲古墓。城址の麓人家の間にあり。其數六七あり。*一碑銘左の如し。

明徳三年七月廿一日　嚴津主馬橘榮義
正長元年正月十八日　同　主計久義
寛正五年五月十三日　同　重介福義
永正十三年五月六日　同　與次右衛門義正
弘治二年十一月七日　同吉左衛門義之・
天正元年十一月七日　同　五郎左衛門義全
慶長二年二月十三日　同　兵右衛門義行
寛正四年四月十八日　角南甚之助義成

▲水島。西一里にある小島也。壽永二年閏十月朔日、矢田判官代義淸兵七千餘騎、船五百餘艘を率して、新中納言知盛・能登守敎經の千餘艘と大に水戰し、義淸が舟沈沒して溺死す。源氏の兵敗潰し、源平兩氏の士卒多く戰沒したるは此海なり。平家物語に云ふ、

　平家は讃岐屋島に在ながら、山陽道八ヶ國南海道六ヶ國、都合十四ヶ國をぞ討ち取ける。木曾易からぬ事なりとて、やがて討手を指向らる。大將軍には陸奥の國新判官義安が子矢田の判官代義淸、侍大將には信濃の國の住*二人海野彌平四郎行廣を先として、都合其勢七千餘騎山陽道へ發向す。備中國水島の渡に舟を浮べて、八島へ既に寄んとす。閏十月朔の日水島が渡に小舟一艘出で來り、あまの舟釣舟かとみる所に、左は無くして平家の方より朝の使の舟なりけり。源氏の方の兵共是を見て、干し上げたりける五百餘艘の舟どもを、皆我先に〳〵とぞ下しける。平家は千餘艘にてぞ寄たりける。大將軍には新中納言知盛の卿、副將軍には能登守敎經なりけり。能登殿大音聲を上て、いかに四國の者ども、北國の奴原に生捕にせられんをば、心うしとは思はずや。味方の船をば組めやとて、千餘艘の纜綱艫綱くみ合せ、もやひを入れ、歩(アユミ)の板を引渡し〳〵渡したれば、舟の中は平々たり。鬨作り矢合して遠きをば討て落し、近きをば太刀で切る。或は熊手にかけて引き落さるゝ者もあり、或は差違へて海へとび入るものもあり、いづれひまありとも見えざりけり。源氏の方の侍大將海野彌平四郎行廣討たれぬ。是をみて矢田判官代義淸安からぬ事なりとて、主從七人小舟にのり、眞先に進みて戰ひけるが、舟ふみ沈みて失せにけり。平家は舟に

馬を立てたりければ、舟どものり傾け〳〵、馬ども追ひおろし〳〵、舟に引つけ〳〵およがす。馬の足立鞍つめ浸るほどにもなりしかば、ひた〳〵と打乗りて、能登殿五百餘騎、をめいて先をかけ給へば、源氏の方には大將軍は打れぬ。我先にとぞ落行ける。

【通生邑】▲唐琴。海岸の巖を云ふ。今は海あせて潮水到らねど、昔海水の到りしときは水の流に隨て、琴を調ぶるが如き音ありしと云ふ。

田の口村にも、又邑久郡牛窓にも同名の所あれども、古歌に詠めるカラ琴にあらず。八雲御抄其外歌枕等に、備前國にありと云へるカラ琴は是此所也。

唐琴といふ所にて春の立ける日をよめる

古今集　波の音のけさからことにきこゆるは春のしらへやあらたまるらん　安倍清行朝臣

唐琴といふ所にて詠る

同　都までひゝきかよへる唐琴は浪のをすけて風そ引ける　素性法師

新六帖　波のをゝ風のかけたる唐琴に引とめられぬ舟人の袖　知家

名寄　から琴のきこゆる浪に舟とめて通ふは浦の松の夕風　中務

夫木集　住吉の松風通ふ唐琴を波の緒すけて鹽や引らん　土御門院御製

題集名所　今日も又泊りやせまし唐琴の日數長ひく五月雨の頃　後嵯峨院御製

千首　から琴の泊りしられぬ月のよに音ふきたつる浦の松風　宗良親王

同　おなしくは人の手なれの唐琴の泊に今宵憂ねをやせん　爲尹

春雨抄　あし引の松吹く風の通ひきて波やひくらんから琴の浦

▲八幡宮。祭田十五石。大寶元年鎮坐。

▲般若院。寺記に云ふ、桓武天皇延暦二十三年十月、將軍田村麻呂の草創也。瑜珈山の賊阿久良王

を退治す。阿久良王は桓武天皇の皇弟早良太子也。中納言藤原種繼を殺せる罪にて、淡路に配流せらる。それより兒島に來る。其從童三人は東郷太郎、加茂次郎、稗田三郎と云ひ、大伴竹良が嫡男繼人が子なりと。疑らくは早良太子兒島に來り玉ふこと據をしらず。通記に廢太子流二淡路一太子怒在二于淡路一斷二食薨と云へり。又按に、坂上苅田丸備前守たり。田村麻呂とは刈田麻呂の謬りか。

【鰻牛村】▲本太城址。村里の西にあり。昔は海四方に周れり。今東の方埋れて地に連る。此城は元龜天正中、建武の頃御野郡濱野村に居たりし多田入道賴貞の孫流なる能勢修理が舊壘なり。元龜二年二年讃州の香西宗心、日比の四宮隱岐守に與して、兵三千餘を率して此城を圍む。一夜城中より兵を出して、香西が軍を破る。宗心敗績して城邊に死すとぞ。

▲古墓。本太城址の東山下にあり能勢修理が墓なり。法名壽三と云ふ。此修理は岡山都下下内田町に墓あり。

【宇野津村】

【廣江邑】　▲古墓。其數七つ、持明院境内にあり。後鳥羽帝の皇子櫻井宮の侍女の墓と云ふ。

【呼松邑】　【福田村】▲行疫神。所祭進雄命。

【浦田邑】▲權現。所祭伊弉諾命。▲荒神祠。支村黑石にあり。所祭素盞嗚命。

▲黑山壘址。何の頃にや、汐津左衞門と云ものこれに居る。

▲琴捨藪。里人相傳、平家藤戸を落しとき、琴を此竹林の中に捨置て去れりと云ふ。

【粒江邨】▲古址。數ヶ所にあり。皆源平藤戸の戰のときの古跡なり。里人の口碑に存せり。正森山は平家陣取の所、カラケ崎と云處は佐々木の從者陣せし所、天疫神森は佐々木の陣所、松尾山篝の地藏と云は此所にて篝をたきし所、引馬がたは、、浦の男の母佐々木が馬を引きとめて恨を云ひし所也。

▲舟津原。往昔海なりしとき、船舶の港なりと云ふ。又源平藤戸の戰に佐々木海を渡せしとき、備中日間山の東南小瀨戸山の邊、一枚畑と（一名佐々木谷とも云ふ）云所より此に渡せしと云ふ。
▲宅址。毛利家の士汐津三河が宅址なり。

【粒浦村】

【尾原村】▲壘墟。何の頃にや、鷲野某これに居る。

【天城村】池田出雲が采地にて、家士の邸宅多く、又町區あつて少く繁榮の地也。
▲櫻山の城址。將の姓名詳ならず。
▲千光寺。何年にや廢せり。
▲廣田大明神。所祭神未ㇾ考、此の社藏の神寶に太刀一口あり。長二尺九寸九分、長舟兼光の作也。古靈夢あつて、吉井川の水底より揚ぐるもの也。

【藤戸村】上昔、備前の內海埋らず廣かりしときは、これを吉備の穴海と云て、此藤戸の邊は迫門にて、西備中の海に連れり。日本紀に、從二海路一還ㇾ倭到二吉備一以渡二穴海一、其所有二惡神一則殺ㇾ之、又吉備穴濟神を云云。これ人皇十二代の景行天皇二十七年十二月、日本武尊九州を征し、能襲を討て倭國に還り玉ふとき、此吉備の穴海穴濟の神を殺して、水陸の道を闢き給ふ。其穴海穴濟の惡神と云は、此藤戸のあたりに居たる人にて、近隣を押領し、强異にして王命に順はず。貢船を侵掠す。西州爲ㇾ之運路を斷る。帝都の倉庫乏しからんとせしものなるべし。今備中下道郡穴門山の神社は、穴門の神を祀れるもの也。其穴門穴濟など云へるは、是上古此藤戸の地也。然るに中古に至て藤戸と名けたるは、相傳ふ、元來此海迫門なれば水甚だ急流なるに、源平戰の頃に至て、海底稍埋り淺かりければ、潮汐の長落に應じ波又自ら亂流し、これを臨むに藤花の風に斜なるが如くみゆ。依て其名を得る所也。今は墾田して其名唯田疇の上に存するのみ。纔に六百有餘年にして此の如し。陵谷爲ㇾ丘の談諺言ならず。穴海の說御野郡の部に詳に記す。
元曆の役に、佐々木三郎盛綱先陣して名をあらはしたる古跡、世に名高き藤戸は是此地也。平家

物語に云、壽永三年九月十二日、大將軍三河守範賴三萬餘騎を引卒し、平家追討の爲都を立ち、播州室に着。平家の大將軍には小松新三位の中將資盛・同じく少將有盛・丹波の侍從忠房を大將として、五百餘艘の兵船に乘り連れて漕ぎきたり、備前の兒島に着くと聞えしかば、源氏やがて室を立ちて是も備前國西川尻藤戸に陣す。兩陣の間わづかに渡り二十五町の海を隔つ。源氏渡る舟なければ空く數日を送る所、同月二十五日辰の刻、平家の兵舟に乘出、源氏こゝを渡せとさし招けども、源氏は舟なふしてせん方なし。然るに、近江國の住人佐々木三郎盛綱、二十五日の夜に入て、浦の男を一人語らひて、馬にて渡す瀨ありや我に告よと問ければ、浦の男、月の初には東に瀨あり月の末には西に瀨あり。件の海の面十町計は淺し。是は御馬にては容易く渡され申さんとぞ告たりける。佐々木思ふ樣、此男もし人にやもらさんと疑て討て捨てたりけり。扨二十六日の朝、平家源氏を招くこと又昨日の如し。然るに佐々木は案內を知りたり。家の子郎等七騎打連て先陣に渡す。これをみて惣軍三萬餘騎續て渡す。平家はこれをみて、此を渡さじとさん〴〵に射る。源氏は是を事ともせず、熊手薙鎌を以て敵船を引寄々々戰て、一日戰ひくらして夜に入れば、平家は舟にのり沖に退く。源氏は小島に陣して居けるが、明くれば二十七日、平家は讃州さして退きぬ。

又、盛衰記に云、平家讃岐八島に居て山陽道を打靡かし、左馬頭行盛大將軍にて、二千余騎兵船に乘り備前の兒島に着、三河守範賴は室の渡りより陸に上り、備前西川尻藤戸の渡りに押寄て陣を取る。兩陣の間海上四五町には過ざりけり。元曆元年九月二十五日、源氏の兵に爰を渡せと扇をあげて招き合、其日は徒にくれにけり。夜に入り近江國住人佐々木三郎盛綱、浦の男をすかして、瀨ぶみをさせて淺瀨をしつて、明れば二十六日辰の刻に、又平家扇を擧げさし招けば、盛綱黃すゝしの直垂に、緋威の鎧、白星の甲を着し、連錢葦毛の馬に金覆輪の鞍を置き。是に打乘り、家の子に和比八郎・小林三郎・黑田源太を初として、十五騎轡を並べてさつと打入るゝ。三河守兒玉ひて、馬

にて海を渡すことやある、あれ制せよとのたまへば、土肥・梶原・千葉・畠山、あやまちし玉ふな歸せ〳〵と聲々に制しけれども、耳にも聞入れず渡しけり。馬の三頭草脇(サンズ)胸帶の所にたつ所もあり。深き所は手綱をくれて游いて、淺くなれば物具の水はしらかし、弓取直し、向の岸へさつさと上る。鐙ふんばり弓杖にすがり、宇多天皇の皇子一品式部卿敦實親王より九代の孫、近江國の住人佐々木源三秀義が三男三郎盛綱なり。我と思はん人々は落合てくめや者共と呼はつて、懸入々々戰ひければ、源氏これを見て、海は淺かりけるぞ。佐々木討たすなつゞけやとて、我先にと打入て向の岸に馳上る。平家も爰を先途と戰ひければ、兩方八百余騎ぞ討れたり。されども、源氏は事ともせず、程なく平家を追落す。平家は打負け讃岐の八島へ歸りければ、源氏は藤戸に陣をぞ取にけると右兩書小異なれども、大率事跡をみつべし。此戰に佐々木の功尤碩なれば、賞として此兒島を賜ひ、子孫代々兒島に居る。又御感の餘り感書を玉ふ。其文に曰、

自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上、未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上、盛綱振廻希代之勝事也。

元暦元年　賴朝

佐々木三郎殿

▲引和がたは。藤戸橋の東にあり。平家の陣所なりし所なり。

▲姥が塚。引和がたはの邊にあり。浦の男惣十郎が母の墓なりと云ふ。

▲經納島。兒島の小島とは是也。此地に石碑二つあり。左は浦の男の墓、右は彼人追善冥福の爲に、盛綱佛經を納て立る標石なり。

▲宅址。青木谷にあり。（一に粒江村にあり）長十三間、横三間の遺址なり。浦の男の宅地なりと云ふ。浦の男名は惣十郎、或は與助と云ひ、法名岸分院と號す。其苗裔今尚ありとぞ。一書に宇多天皇八代の孫天子金時か子天子藤太夫、其子天子源吾、是即浦の男也。此藤戸の邊彼が采地なりと云ふ。然れど

も其說未だ詳にせず。

▲浮洲岩。田疇の間にあり。其石長五間・橫二間・厚三四尺、赤黑色滑にして光澤ありと。建武年間將軍家へ取上ると。又秀吉公聚樂亭へ遷さるとも云ふ。今京師醍醐三寶院の庭にありて、此所今は唯遺跡のみ。正保二年石標を立つ。長七尺二寸。

▲藤戸寺。佐々木の轡あり。鏡に雷神風神の圖を刻めり。又佐々木の畫像あり。享保十七年、綱政公自ら畫かせられ納め給ふもの也。又同く木像は、近年天城の侍山脇十二郞なるもの鞭木の枯株をもて造れる所也。

▲藤戸橋。長二十二間・橫二間・正保四年始て造るもの也。

此藤戸は名高き古跡にて、風光も亦佳なる地なれば古歌も亦多し。藻鹽草其他近代の歌枕に藤戸を播磨の國と記せしは、大なる誤なり。

堀川百首　おほみ舟したふに浪はかくれとゝ藤戸をさして島かくれゆく　顯季

家集　定めなき空のけしきの追風をまつに藤戸をかけてさりぬる　俊頼

【鞭木新田】寛永六年懇田せし地也。其已前は藤戸の洲渚也。

▲鞭木。古は榎椋二株あり。榎は貞享四年九月九日の大風に折れて、今は椋一株あり。五百餘年の古木と云ふ。周剛一丈五尺餘。相傳ふ、佐々木浦の男に瀨ふみをさせて淺瀨を試みしとき、翌日先陣に渡すべき適標の爲に、鞭を地に立置きけるが、後生活して枝葉を生じ、大木となれると云ふ。按に其說附會なるべし。後世其古址を傳へん爲に植るか、又戰沒の者の墳樹か。

【片岡村】▲莊田明神。所ゝ祭素盞嗚尊。

▲ましし奥城墟。何の頃にや、三村孫太郞行淸これに居る。此城燒打にせられしにや、今尙土中に燒麥あり。

【彦崎邑】▲とんき山城址。主將の姓名詳ならず。

【迫川村】▲御崎宮。所祭大國魂命。

▲城墟。將の名しれず。

【川張邑】【宗津村】

【山村】▲坂水王子。所祭同諏訪神。

▲瑜珈權現。蓮臺寺境内にあり。所ㇾ祭不ㇾ詳。寺記曰、昔此兒島に鬼人あつて人を惱す。東鄕太郎と云ふ稚童其鬼を退治し、其首を此に埋葬して祭るもの也。一說に、其兒と云ふは盤具公大墓公と云もの也と。共に其談附會の妖言也。按に盤具公大墓公は、桓武帝の朝、奥羽夷賊の降將也。通記云、放ニ還奥羽一所謂養ㇾ虎遺ㇾ患、不ㇾ如ㇾ誅ㇾ之、乃斬ニ二虜於ニ河內國杉山一とみえて、兒島に來ると云ことなし。一說に吉備津童の征せられし異域の賊首也と。其首は片岡邑頭明神これ也。又或說に、兒島開祖の神建日方別を祭るにや。蓋し、延喜式神名帳に載ざれば其說を得ず。共に皆得て信ずるに足らぬ說也。未ㇾ考。七十年前祠再建のとき、其墓址を鑿て一の石筐を得たり。中に圓鏡二丁・太刀二口、枯骨の腐亂せしものあり。人何の物と云ふことをしらず。

【京女郎島】昔は兒島に屬す。今は讃州に隸す。直島の屬島なり。沼邑の沖にある小島也。先輩の說に、萬葉に神島とみえたるは是れ此島也。其書に、備後と記せるは、後人誤て記すもの也と云へり。順應帝御抄にも備前とみえたり。又其後此島を屍島と云は、萬葉に尸のありけるにてよみける歌に據れるなり。其歌に云ふ。

玉鉾之、道爾出立、葦引乃、野行山行、潦川、往涉、鯨名取、海路丹出而、吹風裳、於穗丹者不吹立浪裳、箆跡丹者不立、恐耶、神之渡者、鳥音之、不所聞海爾、敷波乃、寄濱邊、高山矣、部立丹置而、汭潭矣、枕丹卷而、蝦葉之、衣浴不服爾不知、魚取海濱邊爾、古裳無、偃爲公者、母父之、愛子丹裳在將、稚草之、妻裳將有、思布言、傳八跡、家問跡、家道裳不云、名谷不告、哭兒如言谷不語、思鞆、悲者世間有、誰之言矣、勞鴨、腫浪能、恐海矣、直涉異將。

又俊頼の歌に『昔人いかなる尸さらされて此島にしも名を殘しけん』と詠めるも、此島の古事をよめる也。相傳ふ、其屍京都の女局たる人なれば、則此島の濱に葬て墓碑を立つ。此墓を京女郎と云しより、今島の名とすと云へり。今此島東南の岸に大なる石あり。遠く望めば婦人の立てる形に似たり。京女郎の墓と云ふことはこれを云ふにや。蓋し天然の石なり人工にあらず。吉備前鑑の說に、其女郎と云は、昔三宅の祖、加茂太郎・同次郎と云へる兄弟のもの兒島に在て、兄弟隔番に都に朝勤す。兄太郎が妻は都に居り、弟次郎が妻は兒島に居る。一年兄兒島に歸り弟都に往けるとき、兄弟の妻共に心疑ひ、互に相妬み、共に夫の跡を慕ひ行しに、此神島にて行違ひ互に恨を談り、共に身を投て死す。兄弟是を憐み女形の如き石を海濱に立つと云へり。

此邊、備讃兩州の犬牙の界にて、海島甚多し。戰國には海賊多く往來の舟を掠めし處なり。古事談に云ふ、

門部府生と云ふ舍人ありけり。(中略)或時人の國へ使として下りけるに、尸島と云ふ所を過ぎ行くほどに、具したる者共の申けるは、あれ御覽候へ、あの舟共に海賊の舟にて候也。こはいかゞせさせ給ふ可きと云へば、門部云ふ樣、をのこな噪ぎそ千萬の海賊ありとも今見よと云て皮子より賭弓のとき着けたりける裝束取出て麗はしく着なし、冠者懸など可ㇾ有定の如くにしければ、從者共こは物に狂はせ給ふか、叶はぬ迄も楯つき打物の用意なんどし玉へかしと噪き合たり。然れども門部少しも噪ぐけしきなく、麗はしく取つくろひ、片肌ぬいで後見廻し、屋形の上に揚り、舟の間四十六步に寄來にけるかと云へば、從者ども黃水をつきあひて、大方近附候ひぬと云ふ時に、弓を指かざして暫ありて打上げたれば、海賊が宗徒の者黑はしたる裝束して、赤き扇を使て居たるがとく〳〵漕寄せて乘遷り、何にても奪ひとれと下知しける。されども門部噪がすして、引堅めてとろ〳〵と放ち、弓打倒して見やれば、此矢目にもみえずして、宗徒の海賊が居たる處へ入

ぬと思ふに、はや左の目にいたつき立にけり。海賊やと云て扇をなげすてゝ、のけ様に倒れぬ。矢をぬきてみるに麗はしく、軍などする時のやうにもあらず、塵計の物也。海賊ども此方をみて、や、これはうちある矢にもあらざりけり。神矢なるぞ、とく〳〵おの〳〵漕戻り候へとて逃にけり。其時門部打笑ひて、なにがしらがあぶなく立る奴原かなと云て、袖打おろしてこつばきはいて居たりけり。海賊躁ぎて遁げけるほどに、物など取りおとし海に浮みけるを、門部拾ひあげて、これ歸しやらんに舟戻しねとて、打笑ふて立ちける也。

【與除新田】

〔卷之四〕和氣郡

東は播州佐用・赤穗の兩郡に界し、北は作州英田・勝南の二郡に隣る。西は東川を限り南は海に至る。地方廣さ南北八里餘東南四里計、山巒多く平原少し。郡中を二郷、八庄、七保に割て、中に就き村里九十落あり。

上昔は此郡邑久赤阪の二郡に屬し、此郡は無かりしを、養老五年置く所なり。元正紀に養老五年夏四月丙申分₂備前國邑久赤阪二郡郷₁加₂置藤野郡₁とみえたり。藤野郡と云は、是和氣郡の古名也。和氣郡と改め名くることは、神護景雲三年六月乙丑改₂備前國藤野郡₁爲₂和氣郡₁と、日本紀にみえたり。又天平神護二年國司石川名足奏して、邑久郡香々登郷、赤阪郡珂眞佐伯の二郷、上道郡物理・肩背・沙石の三郷を割て、此郡に隷しける、（續日本紀にみえたり。其語磐梨郡の志中にしるす。）然るに、其後延曆七年備前國造和氣淸麻呂奏して、東川を限て西を割て、始て磐梨郡を置かれたり。（續書紀にみえたり。其語磐梨郡の志中にしるす。）

▲三石川。水源三石村ふく石より出て西流し、守石にて西北に屈し、野谷新田にて又西に屈し、南

方に至て金剛川に入る。水原より此に至て二里餘。

▲金剛川。水源瀧谷村より出て、下畑・大股・南谷・門出・神根・小板屋・葛籠・吉水・北方・三股を經て、南流すること四里餘、吉永中村に至て三石川に合ひ、西に屈して流るゝこと二里計、曾根村に至て東大川に入る。

▲官道。三石より八木山・伊里中・片上・伊部・大內・香々登を經て、上道郡に入る。行程四里餘。

▲古官道。三石より野谷・金谷・田倉・南方・吉田・藤野・野吉・和氣を經て、磐梨郡元恩寺に至る。行程四里餘、是往古の驛路也。委くは國號の部に記す。

新田庄

後太平記に赤松政則南帝を弑し奉り、神璽を取返し都に入れ奉る。此恩賞に加賀半國と備前國新田庄を賜ると云へる新田庄は是なり。

【西片上村】天正の頃迄は、瀉神の字を用ふ。

此邑に八幡宮あるを以て。濕神と稱するよし里民の口碑にあり。
▲八幡宮。社記に曰く、延元元年將軍尊氏筑紫より上洛のとき、宇佐八幡宮を都へ勸請せんとて、神靈を遷して舟にて上られしに、當國の海上にて風波荒く、これを卜するに都迄は上るまじ、此邊に垂跡せんとの神勅なりければ、此片上の者共出迎ひ乞ひ奉りて、土田松山の西の出岬に祠を建てゝ鎭坐す。其後、寺見村の住人寺見友長と、浦伊部の人小國六郎左衞門と云ふもの、相計て今の若林の地に遷す。尊氏卿寄附の獅、太鼓、鞍など今に存せり。近世迄祭禮のときは、國公より神馬など獻ぜられしと也。祭禮は八月十日。
▲增泉寺。廢して今はなし。　▲浦上遠江守國秀の尺牘。眞光寺にあり。
▲太閤秀吉公の制札。民間にあり。
▲宇喜多の別館。今の御藏の地其遺基なり。秀吉公高松陣のとき、直家此所に館を建て秀吉公の旅館とす。今の大門是其時のものなるよし。
▲茶臼山の壘址。土田松山の別堡なり。
▲土田松山城址。浦上近江守國秀が舊壘也。享祿五年浦上掃部介政宗責ること甚だ急也。國秀防ぐことと叶はず。城を與(擧カ)て政宗に降る。是より政宗兵士をして守らしめ、其身は播州に皈りしが、後浦上遠江守宗景降して、其臣浦上河内景行をして護らしむ。天神山落城のとき、直家の爲に降る。景行の子孫今筑前の家士なり。代々浦上四郎太夫と云ふ。筑前の口碑に、天神山落城の日此城の婚禮にて、其最中落城のよし告げ來りしかば、大に騷動し、皆聞きおぢして落失せたりと云ふ。これに依りて筑前の諺に、婚禮の席變事あるを浦上の婚禮と云ふとぞ。
▲古墓。伊部村の界、栗坂の路傍山岸にあり。至て小さき五輪の碑を立つ。
【大中山村】　▲大石。山中にあり、高九丈四尺。里人これを立石明神と云ふ。

▲瀑泉。水引の瀧と名く。高八丈四尺。
▲北山城址。宗景の家臣中山五郎左衛門と云ふ者の壘址也。
【八塔寺村】播備作三國の界、犬牙の地なり。▲飛泉。作州界にあり、長一丈餘。男瀑と名く。
▲八塔寺。神龜九年、道鏡上人の開基也。將軍賴朝卿御建立の十三重の浮屠(トフ)あり。永正年中眞木越前が兵火にかゝつて堂宇燒亡せしを、池田忠雄卿御建立あつて舊の如し。此寺に古人の判物多く藏せり。備前軍記に、永正十六年赤松家の將宍粟作十郎、三石の城を圍まんと此寺に屯するを、三石の將眞木越前、四月十九日風雨甚しき夜、其備なきを慮り堂宇に火て放ち、これを擊て首を得ること二十級、宍粟利を失ひて引退く。
【清水邑】▲槇尾寺。何の頃にや廢せり。【東片上邑】

菅原庄

【伊部村(イムベ)】古事記に、大吉備津日子命と若日子建吉備日子命と、二柱相副て針間(ハリマ)氷川(ヒノ)の前に於て、忌瓮をすゑて針間を道の口として、以て吉備國を言向やわしたまふと云へり。氷川と云は今の東大川なるべし。忌瓮と云ふものよく此村に叶へり。然れば、伊部とは忌瓮の誤りなるべし。
▲木々須大明神。所レ祭一氣化現の神。▲八幡の社。正德二年、上道郡大多羅に遷す。
▲西華坊と云ふ梵院、廢して今はなし。
▲宅址。當村たひ山の城主安達修理助邸宅の廢址なり。同人の墓も南方の山下にあり、至て小き五輪の碑を立つ。
▲タイ山城址。浦伊部の界にあり。安達修理助が壘址なり。
▲狐塚城址。▲鬼か城址。▲茶臼岩城址。共に、何人の舊壘と云ふことをしらず。按に、文明十六年

松田左近將監元成、福岡の一戰に打勝ち、直に三石城を攻んとし、三石より兵を出して、片上伊部の城々に兵をこめて防がしむ。又宇喜多反逆のとき、永祿十二年春浦上家城を此村に築きて、日笠源太をして守らしむるに、直家の將花房助兵衞攻落して、城將源太を討取り、宇喜多家の兵士これを護ると云ふ。皆これらの城なるべし。

▲古塚。醫王山の下にあり。里人云ふ、茶磨山の落城のとき、戰死のものを葬りし所と云ふ。

▲秀吉公の制札。里人吉藏と云ふものゝ家に藏せり。秀吉公高松陣のとき立るもの也。札にて長一尺四五寸、幅一尺計。

當所伊部村之事、陣執相除候。然上者彼在所へ出入一切令停止訖。若違犯之族於在之は、速可處嚴科者也。仍如件。

天正十年三月　日　　筑前守花押

右の制札、今小堂を造建して秘藏す。崇敬すること祠廟の如し。其堂背に狹少の篁林あり。是彼の吉藏が祖先家宅の廢地なり。此竹林昔は甚だ廣大にて、其竹の質も亦尤も堅强美直なること、他産に勝りしにや。竹林秘走すべき旨下知の狀あり。慶長八年中村主殿介在判。又御幟竹廿本切らしめれし石田鶴右衞門在判狀あり。又御召舟の水棹竹五十本伐らせられし狀あり。御舟奉行尾關彌五左衞門在判なり。

▲陶器。土民陶工多く、諸の器を作り多く諸州に送る。これを伊部燒とて世に名あり。其質雅にして頗る堅強なり。而も菜葅酒醬を盛て久に堪へて、味を失はざること他器に勝れり。古製のもの尤佳なり。これを古伊部とて、其價尤貴きものは十金餘にも至る。是昇平豪華のなす所、好事のものこれを得て甚愛玩す。此器を燒く竈其數今四つあり。各長廿一間横二間高七尺計。太閤秀吉公竈本に知行、并、山林免許御朱印を賜ふ。今尙其家に藏せり。此器を造る士は、邑久郡石上村より出

*針間氷川は今の東大川即ち吉井川にあらず播磨加古川なることは此川の滸に氷丘あり此處に氷岡神社ありて吉備津彦命を祀れるにても知るべし。吉井川を以て播磨備前の境とせる如きは暴論と云ふべし

る淡黑の土也。或は云、往古には邑久郡土師邑にて作りしが、中頃より工人此邑に遷て作れりと。然れども亮按に、古事記に大吉備津日子命と若建吉備日子命と二柱相副て、針間氷川の前に於て忌瓮をすゑて、針間を道の口として以て吉備國を言向やはし玉ふと云ふ針*間氷の川は、今の東大川を云ふ。忌瓮とは元來上世に神に食肉を獻ずる陶器の名也。忌は齋の意、瓮は陶器也。吉備津兩命の此國を征せらるゝに、逆徒强暴にして氷の川を越て攻入ること容易ならざりしかば、忌瓮をすゑて針間を道の口とすとは、先東川を限り、東は針間の國なりしを割て、備前國を置かれ、此伊部村の地にて忌瓮を以て、諸の天神地祇を祭り、逆徒降服を祈り神人を和げ玉ひしなるべし。其忌瓮も亦兩命此地にて作らしめ玉ひしなる可し。是此の地の陶器の濫觴とする處にて、數千百歲の今に至れるものか。されば其由來尤舊遠なり。依て其地名を伊部と名付るは、後世忌瓮の訛轉にて尤證とすべき所也。尤非の甚しきは、和氣絹に本邦陶器の始は、人皇四十五代聖武天皇の御宇、和泉國にて行基沙門造り始めしと云へり。本器こそ神功應神の朝呉國の器を學て造りしゆゑ、呉器と稱して中古の制なし。夫すら聖武の朝に先だつこと五百餘歲、大吉備津彦此國に忌瓮をすゑられしよりは、聖武の朝殆ど千年の後にあり。陶器の濫觴は遠く神代にあり。國紀に照然たり。後者惑ふことなかれ。和氣絹の謬誤是等のみに非ず。妄說虛譚往々又少からず。古典によらず妄に野史俚俗の說を取てのせ千歲に傳ふること、甚罪を免かれざることの大なるもの也。

【浦伊部村】▲妙國寺。永水年中、多田滿仲五代の後胤下野守多田太郎明國の草創。始は天台宗、後日蓮宗となる。天正の頃今の村長伊八郎が先祖再興す。此寺に秀吉公の制札あり。高松陣のとき、村長伊八郎が先祖法悅が家に入らせ玉ひ、里中に立られし制札也。其文如ㇾ左。

禁制　　　　備前浦伊部

一、當手軍勢亂妨狼籍之事

一、放火之事

一、田畠苅取對二地下人一不レ謂二族申懸一事

右條々堅令二停止一訖、若違犯之輩在レ之者速可レ處二嚴科一者也、仍下知如レ件。

天正拾年三月　日　　筑前守　花押

▲宇喜多秀家の在判狀。里正伊八郎が家に藏す、其文如レ左。全紙竪五寸横一尺六寸あり。

岡山に唯今有し屋しき異儀有べからず。又於二國中一諸役令二赦免一也。

以上

文祿三年四月七日　　花押

伊部法悦

▲又彼が家に秀吉公の制札二枚あり。これは、共に妙國寺にある制札と、伊部村にある制札との寫なり。此伊八郎が家往古には豪富、秀家の狀にみえたる法悦は其祖先也。其時は家宅も甚廣大にて、其頃は西國の官道も、此浦伊部村を通ぜしかば、太閤秀吉公備中高松へ出師のとき、此法悦が家に一宿し玉ひしと云へり。今尚子孫伊八郎其宅址に住せり。此廢址をみるに、西は山にて東南北の三方高さ一丈計の石垣あり。廣さ東西十七八間、南北三十間餘、東面の中央に古き門あり。里民太閤門と云ふ。太閤秀吉公此家にやどらせ玉ひしとき、此門より入りたまひぬと、正に然るべき古き門也。又、今岡山の舟着町過半は、かの法悦が屋敷にてありしとぞ。岡山築城のときなど、多く役夫金銀を献じて其役を助けしと、今此村の妙國寺もかれが再興なり。今尚其寺に法悦が木像あり。

▲法悦の城址。片上村の界なる山上にあり。里正伊八郎が先祖法悦が宅址なるべし。

▲里民才兵衛と云ふものあり。佛經の表紙を藏す、厚絹に大方廣佛華嚴經と織付けたり。絹長一尺三寸、巾五寸。これは彼が先祖なるもの、浮田秀家高麗陣のとき採皈るとなり。

香々登庄　古書に香止或は香登に作る。

此庄上昔は邑久郡に屬せしを、天平神護二年、備前守石川名足奏して本郡に隸く。續日本紀にみえたり。又同書文武帝紀に、二年夏四月、侏儒備前國人秦大兄賜二姓香登臣一と云ふ。秦大兄は此庄の人にや、あるらん。

【大内村】▲大瀧山福生寺。天平勝寶年中唐の鑑眞和尚の草創也。三重の塔は嘉吉年中將軍義教公の建立。往古には朝廷の御尊敬も重かりしにや。類聚國史云、天長五年備前國懇田四町六段、大瀧寺の田とすとみえたり。國侯よりも寺領五十石を附せらる。此寺に宇喜多秀家の在判狀二通あり。

▲古墓。高堂寺と云へる梵寺の廢址にあり。里民は尊氏將軍の墓と云ふ。據をしらず。碑文滅滅してみえず。何人の墓と云ふことをしらず。

▲臥龍松。農夫一井某が庭中にあり。樹柯偃蹇として臥龍の如く、高さは僅に一二丈に過ぎず。東西十二三間、南北七八間に偃茂し、枝地に附かんとす。數十の柱を設て其枝を支ふ。顯國公二人口食を賜ふて、此樹を護せしめ、長く斧斬を免れしむ。

【香々登村】▲大將軍祠。祭神磐長姫命、或は太白星とも云ふ。

▲古城墟。永正年中、浦上掃部頭村宗の弟浦上宗久この城に居て、志を播州の赤松に通し、これに馮て反逆の兆あり。村宗家臣宇喜多能家をしてこれを撃たしむ。遂に永正十六年正月、宗久防戰利なくして城を棄て去る。これより村宗能家をして守らしむ。其後、浦上宗景の臣高取左衞門政宗此城に居たりしが、直家の爲に城を落さる。政宗が苗裔今に民間にありとぞ。

【香々登村】▲地主權現の社。不祥の祠なるにより、正德二年上道郡大多羅に遷さる。

【畑田村】【坂根村】【福田村】【新庄村】

【弓削村】古名寺見村と云ふ。昔は邑久郡の内に屬せしとぞ。

【奥吉原邑】 ▲正八幡宮。昔は山中にあり。元和年中今の地へ遷す。

▲靈山寺戒光院と云ふ刹あり。これを熊山寺と稱す。天平寳字年中唐の鑑眞和尙の開基也。古は尤も大寺なりしが、建武の亂に堂塔燒亡す。此寺に戒壇三處あり。昔は五つありし由。國中の諸寺戒壇ある處更になし。これを以て按に、當國の國分尼寺なるべきか。法皇外記に、寳字四年孝謙天皇詔あつて、天下國分尼寺に戒壇を築かしむと云ふ。

▲古城墟。熊山の頂嶺靈山寺の廢地なり。これは兩朝の亂に、建武二年十一月兒島備後三郎高德此城に籠るに、其夜當國の住人内藤彌次郎反忠して敵を城中に引入れしかば、士卒防守を失ひ退散して落城に及ぶ。又延元元年四月（三年ともあり）、新田義貞下向して尊氏の上洛を支へんとす。されど三石舟坂山の堅め堅固にして越え難く、官軍進み乘たり。兒島高德これを聞て、潜に使を立て丶義貞と謀を示し合せ、同月十七日の夜半計、高德己が館に火をかけて、父備後守範長と共に、僅に二十五騎にて打立ち、近邊の一族今木太郎範秀・舍弟二郎範仲・大富太郎幸範・和田二郎・射越五郎左衞門範貞・原次郎・和田五郎範氏・松崎彥四郎範家等を相具し、二百騎計にて此城に籠り、舟坂三石の勢と戰へり。

太平記に曰く、斯りける處に、備前國の住人兒島三郎高德、去年の冬細川卿律師四國より攻上りし時、備前備中數ヶ度の合戰に打負て山林に身を隱し、會稽の耻を雪がんと義貞朝臣の下向を待つて居たりけるが、舟坂山を官軍の越えかねたりと聞て、潜に使を新田殿の方へ立て申けるは、舟坂より御勢を可ㇾ被ㇾ越由承及候こと實に候はゞ、彼要害たやすく被ㇾ推破ㇾ候か、高德來十八日、當國の熊山に於て義兵を擧べく候。さる程ならば船坂を固めたる兒徒等、定めて熊山に來り候也、敵の兵のす

きたる隙を得て御勢を二手にわけ、一手をば舟坂へさし向可レ攻勢をみせ、一手をば三石山の南に當て樵の通ふ道一つ候、潜に廻らせて、三石の宿より西へ出られ候はゞ、船坂の敵前後を包まれ、定て引方を失ひ候はんか。高德國中に旗を擧げ舟坂を先破り候はゞ西國の軍勢御方に參らずと云者候べからず。急に此相圖を以て、御合戰有べく候也とぞ申送ける。其頃、播磨より西長門國に至る迄、悉敵陣にて案內を通ずるものもなきに、高德が使者來て、企の樣を申ければ、新田殿悅び玉ふこと斜ならず。則相圖の日を定めて其使をぞ返されける。使者備前に歸て相圖の樣を申ければ、四月十七日夜半計に兒島三郎己が館に火をかけて、僅に二十五騎にてぞ打出ける。近邊の一族どもに事の樣を告たりければ、今木・大富・和田・射越・原・松崎の者馳加り、其勢二百餘騎、熊山へとり上りければ、如レ案三石舟坂の勢是を聞て、三千餘騎を引分て、熊山へ向ひたりける。此山四方に七の道あり。高德僅の勢を七の道へ差別て、四方の敵をぞ防ぎける。終日戰ひ暮して夜に入ける時、寄手の中に石戶彥三郎とて此山の案內者ありけるが、思ひもよらぬ方よりかけ上り、本堂の後なる峯にて鬨をぞ上たりける、高德四方の麓へ勢を皆分て遣す、僅に十四五騎にて本堂の夜に控へたりけるが、石子が二百騎の中へをめいて入、火を散してぞ戰ける。深山の木隱れ月暗ふして、敵の打太刀分明ならず、高德內甲を突かれて、馬より倒に落にけり、敵二騎落合て頸をとらんとしける處へ、高德が舅松崎彥四郎・和田四郎馳合て、二人の敵を追拂ひ、高德を馬に引のせて、本堂の椽にぞ下しける。高德內甲の疵痛手也ける上、馬より落ける時胸を强く馬に踏れて、目昏魂消て暫く絕入たりけるを、父備後守範長、枕の下にさし寄て、これ程の小疵一處に弱て死すると云ことやある。其程云かひなき心にて、此一大事をば思立けるかと、荒らかに耻しめける間、高德忽に息出て、我を馬にかきのせよ今一軍して敵を追拂はんとぞ申ける。父大に悅て爰に有つる敵共追散さんとて、今木太郎範秀・舍弟次郎範仲・中西四郎範顯・和田五郎範氏・松崎彥四郎範家、主徒十七騎に

て、敵二百騎が中にまつしぐらに懸入ける間、石戸南面の長坂を福岡迄こそ引たりける。其儘相陣相支へて互に軍もなかりけるとみえたり。其より、尊氏九州より攻上り、處々の諸城も降り、義貞も舟坂三石を引取れらければ、高德も此城を引去る。此山國中最一の大山なり。香々登二村・大内・伊部・弓削・勢力・千體・奥吉原・小中山・小畑山等すべて十村に跨る。其周り四里餘、數十峯に分れたり。城址は其一峯也。尤高山なれば異產多く、魑魅山精の類亦あり。土民貝吹坊と云ものあり。其聲梵貝を吹くが如し。其所在を定めず其貌をしらず。

【勢力村】【千體邑】

三石保

【三石邑】 播州より當國へ入るの官道なり。町區ありて驛舎多し。往古よりの驛なり。上昔この驛を坂長の驛と云ふ。延喜式に備前國驛馬坂長・珂磨・高月各二十匹とみえたるこれ也。坂長とは、舟坂十三峠とて長き坂あれば、しか名づけしにや。此村を三石と云ふこと、三の奇石あるによれる也。其石三石明神の社内にあり。來傳三石明神の處に記す。

【舟坂山】。播備兩州の界なり。十三峠とて山陽道第一の難所と云へり。岡山より九里二十一町二十間、備中境より此に至て十一里二十町三十間、此地敵を拒ぐに便りよければ、往古より數〻爭戰の地なり。古の和氣關と云も此地也。姓氏錄に、「神功皇后征二伐新羅一凱旋、明年車駕還レ都、于レ時忍熊別皇子等竊構二逆謀一於二明石界一備レ兵待レ之、皇后鑑識遣二弟彥王於針間吉備界一造レ關防レ之、所謂和氣關是也とみえたり。又遙にして兩朝の亂に、延元元年春尊氏敗績して九州に奔り、討手の官軍を防がしめんと、其將石橋左衛門佐をして此嶮に據て備へしむ。同年夏に至り尊氏九州を徇へ、再び都に攻登らんとす。新田義貞は自ら播州赤松が白旗の城を圍み居たりしが、是を聞て脇屋義助に二

*原本注貞和五年高師直退治のとき赤松圓心この舟坂に據て兵衞佐直冬か備後より上るを防がんとす

萬餘騎を授け、尊氏攻上らぬ內に早く中國を鎮めよと、義助先づ備前に討入らんとするに、石橋左衞門佐、尙ほ春より今に至て此舟坂を守り嶮にて義助を防ぎ、官軍此に支へられて空く數日を送る。此時兒島三郎高德策を出し、熊山に上て擧レ旗ヲ、三石舟坂の後を衝く。舟坂三石の敵これを聞き、先づ熊山を攻て舟坂の守りを堅ふせんと、兵を分て熊山を攻む。三石舟坂の勢少く無勢なり。義助其虛に乘じ、高德が計りし如く二萬餘騎を分て、一手は舟坂を攻め、一手は三石山の南より樵路をへて、三石の宿の西に出で、不意に其背を襲へば、彼れ敵を表裏に受て戰力を失ひ敗れ走る。委くは熊山城址三石城址の下に記す。合せみるべし。此地古戰の記に載せ名高き處也。*壬生忠見家集に、此舟坂山を播磨國とするは、其國の界なれば混ぜる也。左に記す。忠見の歌はこれ此山を詠ぜる也。

風おはぬ舟坂やまは幾月もおなし所そ泊なりける

▲城墟。民家の東北、官道左傍の山上にあり。永延二年平太郎良門、父將門の仇を報ゐんと、賊徒を集めて栖籠れる壘も此城なるべし。其後、兩朝の亂正慶二年三月、伊東大和次郎なるもの赤松圓心が旗下に屬し、始て此城を築て居る。其後建武元年には、兒島備後三郎高德暫く此城に居る。又延元三年春、尊氏軍イクサ敗れて九州に退かれしとき、石橋左衞門佐を將として、當國の田井・飽浦・內藤・頓宮・松田・福林寺の者共舟坂にて討手の官軍を防がんと、此城を守ること數月なりしが、脇屋右衞門佐義助、兒島高德が策を用て二萬餘騎を三手に分ち、一手は杉坂に向はせ、一手は舟坂に向はせ、一手は三石山の南の間道より此城の西に廻はし、前後より挾み討て舟坂を破り、卽日此城を屠り五十餘人を虜にし、首を斬ること百餘級とぞ。委くは、熊山舟坂の條下を合せ考ふべし。

太平記に曰く【上略】熊山の條下に記せり總てみるべし。相圖の日なりければ、脇屋右衞門佐を大將として、梨原に打望み、二萬餘騎を三手に分け、江田兵部大輔を大將として、二千餘騎杉坂に向られ、一手は大江田

式部大輔氏經を大將として、菊池・宇都宮が勢五千餘騎を舟坂へ差向らる。是は敵を此に遮り留て搦手の勢の外より廻さん爲也。一手は伊東大和次郎を案內者にて、頓宮六郎・畑六郎左衞門、當國の目代少納言範道等三百餘騎、其勢みな轡の七寸を帋にて卷き、馬の舌根を結びたりける。杉坂越の北三石の南に當つて鹿の通る道一筋あり。敵これを知らざりけるにや、掘切たる處もなく逆茂木も引ざりける。兎角して嶮岨を凌ぎて三石の宿の西へ打出で、宿の東なる社の前へ打寄り、東西の宿に火をかけ、鬨をぞ擧たりける。城中の兵は舟坂熊山へ遣し無勢なれば、城をすてゝ城の上なる山へにげ上らんとするを、追手搦手を追掛れば、此彼にて自害する者百餘人、生捕らるゝもの五十餘人也。爰に備前國一宮の在廳に、美濃權介佐重と云ける者、可ㇾ引方なくして已に腹を切らんとしけるが、屹と思ひ返すこと有て、脫たる鎧をき、捨たる馬にのり、向ふ敵の中を推分けて、播磨の方へぞ通りける。舟坂より打入る大勢共是は何者ぞと尋ぬれば、搦手の案內者合戰の樣を新田殿へ可ㇾ申入ㇾため通るぞと僞て、惣大將の侍所長濱が前に跪き、降人に出たりける。

其後、十餘年を經て、文和四年赤松則祐當國の主護に任ぜられしより、其臣浦上掃部介宗隆、其子同四郎宗安此の城に居る。（宗安は赤松滅亡の時、播州白旗の城にて自害。）赤松の家滅亡して、空城なること百餘年にして、寛正三年浦上則宗更に此城を再築し、其子近江守宗助、二男掃部助村宗に至るまで、三世これに居る。則宗は永正九年此城に卒す。其子近江守宗助も此城に病死す。備前軍記に文明年中浦上紀三郎則國此城に居こととみえたり。則國は則宗の父にや、皆赤松の旗下なり。村宗は其武威父祖にこえ、自立の志あつて永正十五年九月赤松に叛き、二千餘兵を以て城を守れば、赤松政村之を征せんと多兵を卒して、同年十二月十二日より自ら此城を圍み、同十五日奥津坂峠池の上を本陣とし、しば〳〵相戰ひ、城兵仁保清十郎を擊取るのみ、三上主馬・松田三左衞門等を失ひ、數日にして城降ら

ず、空く兵力を勞せるに、同十九日の夜菅生彌兵衛が夜討にあひ、名倉次郎三郎・同三郎四郎等を討たれ政村敗走して引退き、暫く兵を止て居たりしが、又政村兵を進め自らこれを圍み、十二月二十一日より、同二十八日に至て城降らず、却て村宗が將宇喜多能家二千餘の兵を以て、其後を討たんとするの聞えありければ、政村圍をといて播州に歸る。其後村宗は自立して侯と稱し、近隣を押領し武威を振ひしが、享祿四年六月四日京都にて細川賴之と戰ひ鬪死し、其嫡子與四郎政宗・弟與次郎宗景は、播州室城に居り、此城をば家臣をして守らしむ。然るに數年ならずして、兄弟政宗宗景不和となり、宗景室を退て天神山に遷り、城を築て政宗に敵す。士卒半分れて宗景に歸すれば、此三石城も宗景に付き政宗に叛けば、享祿五年政宗二千餘兵を以て自ら圍みて降し、兵を籠て守らしむ。此城四方嶮峻、舟坂山に添て孤立す。四方の石垣尙存し、破瓦甚だ多く散亂せり。今南の方より登る道あり。西北の隅に堀切あり。是郭外郭也。此內南の方に井あり。半埋れて水なし。本丸の地尤高し。第四の郭甚だ廣し。方五六十間餘、此郭を御所丸と名くるは、永正十七年十一月政村、村宗和睦に及び、政村の嫡子才松丸丹堂室家等質となり、此城に遷て大永元年迄居たりしを、此郭に置けるゆゑしか名づけしなるべし。地勢の樣子は下に記す圖を見て知べし。城址圖如ㇾ左。

（此所三石城圖あるも、第一輯所載備前古城繪圖中三石城古圖の城廓の部分と殆ど同一に付き今之を畧す。……………………編者）

▲鷲の丸。三石城の別堡也。永正年中浦上村宗家臣小玉刑部此城を守る。

▲柿木のたは。三石の南にある谷なり。太平記に官軍三百餘騎、伊東大和次郎を案內者として、三石の南にあたりて、鹿の渡る細道一つあり、三時計に嶮岨をしのいで、三石の宿の西に打出づと云ふは此所と云ひ傳ふ。

▲八幡宮。建武年中伊東大和次郎の勸請也。祭田二石一斗。

▲天王社。同上。祭田三石。

▲春日神社。伊東大和次郎勸請。天正年中浦上宗景の臣日笠次郎兵衛再建。祭田三石。

▲三石大明神。里人傳へ云ふ。神功皇后三韓を征伐したまはんと、筑紫に下り玉ふとき、須臾此に居玉ひて　月五日風水火の三石を得玉ひて、これを祭らせらる。三石明神と名く。其石、今尙社内に存す。其形奇にして自ら恐るべきが如く、見るに忍びざるが如し。實に靈ある神石ならんか。

或云、金吾秀秋別館を此地に造らんとするとき、地中より三の奇石を掘出すと。予按に往古より地名を三石と名くるは、三の奇石あるを以て也。秀秋の時掘出すと云もの是誤れるか。又或は、其石往昔有て、中古地中に埋れるを、秀秋のとき掘出すものにや。

▲古墓。光明寺寶珠院の境内にあり。五輪の石碑を立たり。里人何人の墓と云ふことをしらず。城主の墓と稱す。按に浦上則宗其子宗助も共に此三石城に卒すと云へば、彼二人の内の墓ならん乎。

▲寒泉。エカフ坂にあり。石間より出る水也。里人云ふ、疣を此水にて灌はゞ能く癒ると。是極て寒烈の水なればならん。

▲平家物語に『倉光三郎瀬尾太郎を相具して、備中國へ馳下る中略、備前の三石の宿に止りたりける夜、妹尾が相知りたる者ども、酒を持せて來り集り、終夜酒盛りしけるが、倉光が勢三十騎計が强ひふせて起しも立てず、倉光三郎を初として一々に皆さし殺してけりとあるは、此三石にての事なること明けし。然れども、源平盛衰記には藤野寺にて夜討にせし由みえたり。何れか是ならんか。後考を待つのみ。

【田倉邑】▲古墓。塚の元と云所にあり。石塔を立つ。何人の墓と云ふことをしらず。

伊里庄

【八木山村】 ▲鏡石。八木山神社の内にあり。方二間計の大石なり。其中央周り三尺計、光ありて明徹鏡の如く物をうつす。昔は其面渾て明なりしと云へり。尤稀なる奇石也。

▲八木山鏡石神社。祭る神鏡石の精なり。相殿に國淸公を祈祭し奉る。昔は此祠に公の尊像あり。これは國淸公播備淡三州を領し玉へる御時、此村に左衞門太郎淨慶と云ふ佛工あり。父母に孝也。淨慶の行状、委は人物の部にしるす。公其行を感じたまひ、御判物下したまひて地子役を免され、田租を許さる。公逝去の後、淨慶其君恩を謝するの芹意にて、八木山石にて作り自ら祭るところの尊像也しを、萬治三年烈公彼の淨慶が篤志を感じ玉ひ、御書を以て賞せられ、還俗せしめて八木左衞門と改させ、國淸公より賜はる俸米に、更に十三石餘を増加へられ、神像の祭田に充てたまはり、永代尊像守護とせられ、又寬文九年此宮社を御造營ありて、其尊像を相殿に合祭し奉られ、其後延寶五年吉田殿より、火星照命と云ふ神號を申受られて、其尊像を吉備津宮に遷されしと也。宮より八町の間石燈籠八基あり。烈公御造營のとき建らるゝもの也。石の手水鉢は伊木長門、銅の燈籠四つは日置猪右衞門・池田伊賀獻ずる處也。右の國淸公芳烈公賜ふ所の御判物は、八木右衞門が家に藏して、今に存せり。

八木山村佛師左衞門太郎田畠

一、上田六畝十歩　　一、下田貳反二十一歩
一、上畠八畝三歩　　一、中畠七畝七歩
一、下畑九畝二歩　　一、下々畑壹畝六歩
一、屋敷壹畝十二歩
田畑合五反四畝壹歩

右永代被ㇾ成ㇾ御扶持ㇾ諸役共御免許候間、田畑荒不作無ㇾ之樣作取可ㇾ申者也。

慶長十七年十一月廿三日　　中村主殿

備前和氣郡八木山村の內抱分田方貳反五畝、畑方貳反九畝壹步、都合五反四畝壹步、依レ有ニ孝親ニ永代扶ニ持之ニ也。仍如レ件。

慶長十七年十二月　日　　國淸公御名判

八木山村佛作淨慶

備前國和氣郡八木山村之內、抱分高六石八斗六升八合令ニ扶助ニ者也。

寬永十一年十二月十五日　　烈公御名判

佛作淨慶子正遍

備前國和氣郡八木山村之土民淨慶、有ニ孝行之聞ニ、又能刻レ石造ニ佛像ニ、其巧甚妙、即祖父相公感ニ彼孝行ニ免ニ其家年貢課役ニ以養ニ父母ニ、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造ニ相公之石像ニ朝夕禮拜、有ニ子二人ニ、命ニ彼等ニ曰、我蒙ニ國主之恩ニ最深厚、汝等爲レ僧守ニ護此石像ニ、是我所レ願也、二人之子即剃髮爲レ僧、淨慶已死長子亦號ニ淨慶ニ、能守ニ護石像ニ、亦事レ母有レ孝年久、即憫ニ彼等爲ニ出家之身ニ而無ニ子孫之相續上、竊召ニ彼等ニ令レ告レ之曰、祖父相公免ニ汝父之年貢課役ニ依レ有ニ孝行之譽ニ也、然今汝等爲レ僧無レ子、是不孝之第一也、況汝等死後無ニ子孫之守ニ護石像ニ者上乎、願改レ過還レ俗、子々孫々永守ニ護石像ニ、誠可レ謂レ達ニ父之本意ニ歟、淨慶大悔ニ前非ニ曰、恭承ニ君命ニ、嗚呼復善之速而、有レ忠有レ孝不レ可レ不レ加ニ褒美ニ、仍令ニ淨慶ニ還俗上號ニ八木左衞門復善ニ[不明]舊地六石余之上加增拾三石余、前後之高都合貳拾石、永可レ爲ニ神像之祭田ニ者也。

萬治三年十月廿五日　　烈　公　御　名　判

▲紅美石。山中に多し。紅白の二品あり。紅なるもの美にして、其質も又細濃にして堅く佳也。印

石とするによし。是蠟石の一種にして、下品の野谷石とは大に異れり。
【麻宇那村】▲姫大明神の祠。不正の淫祠なれば、正徳二年上道郡大多羅村へ遷さる。
▲千福寺。廢して今なし。
▲古塚。上に石碑を立つ。銘に云く、新田・新庄・麻宇那村、是古の村境の石表なるべし。
【難田村】▲柳靑院。慶長年中草創。　▲正智院。元和年中年草創。
【友延邑】古名桝香寺村と云ふ。　▲香雲寺。應永年中草創。
▲長樂寺。天正年中草創。
【日生邑】一つに新田庄に屬す。　▲西念寺。天文年中草創。
▲福生寺。廢して今なし。
【蕃山村】古名寺口村と云ふ。明曆二年今の名に改らる。熊澤助右衞門了介先生致仕して此村にト居し、大和の『つくば山葉山蕃山しげゝれど思入るにはさはらざりける』と云ふ古哥にとれる也。先生馮て蕃山と號し、此村に居玉ひしが、政事の可否を云へるとて罪を大府に得て、終身を禁錮せられ野州に幽せらる。其行狀人物の部に記す。
▲野尻藤兵衞一利が墓。左右田山の上にあり。一利は熊澤助右衞門了介先生の父なり。初め加藤嘉明に仕へ、嶋原賊亂のとき鍋島の手に屬し手を負ひ、後備前に來り、此村に庵を結て住居せり。延寶八年八月廿二日岡山にて卒す。享年九十一、此山に葬る。
【井田村】烈公古を慕ひ玉へば、一として古典に從はせ玉はざることなし。然るに、租・稅・溝・域、唐土三代の法すたれ、其形だに知る人なきを愁へ玉ひて、此地を壟して井田を造り試み玉へり。其井田、今尙存せり。

●卷頭井田圖參照すべし

上井田地惣町前後之數

九井惣畝、九町七畝。但、一井長百間三尺、横卅間つゝ。
北大町前、長九十四間三尺二寸、巾六尺二寸。
南北へ通る東西の大町前、三百六間二尺四寸、巾六尺六寸。
同小町前二筋、三百四間五尺四寸、巾三尺。
同六筋、九十一間四尺づゝ、巾同上。
潮水二筋、長九十二間二尺づゝ、巾一尺二寸づゝ。
同二筋、長三百五間一尺八寸づゝ、巾二尺づゝ。
井水二筋、同上、巾一尺二寸づゝ。
盧舍、二畝廿五歩。

一、　井田々地惣町。

九井惣畝、九町三反十八歩。但、一井一町三畝十二歩づゝ。
大町前、長百七十三間五尺四寸づゝ、巾七尺二寸づゝ。
境水、百七十一間三尺。東西境水、巾三尺、北二尺五寸、南三尺五寸。
井水、上井田に同じ、長同上。
盧舍、上井に同じ。

【伊里中村】▲淨光寺。元龜四年草創。　【木谷村】▲願成寺。何れの年にや廢せり。
▲浦上掃部助村宗の墓。民家の旁田中にあり。高五尺余の五輪の碑あり。村宗は則宗の二男にて宗景の父なり。三石の城に住す。享祿四年六月四日、細川賴之と京都に於て敗績して鬪死し、皈し葬る。法名桃岳祐林と云ふ。

新田新庄

【寒河村】▲貝多羅葉*。農夫市右衛門と云ものゝ家に藏す。長一尺八九寸、幅一寸五歩、文字の如く蟲の嚙たるに似たる文理あり。何木の葉と云ことを知らず。

【福浦村】里人傳云、文龜年間に宮崎形部(刑カ)と云者あり。竈の池の傍にて大蛇を射る。蛇竹が濱と云ふ處にて死す。

【福浦新田】

藤野保

【吉田村】民家多く蠶を畜て絹糸を得、四方に販ぎ利を得るもの多し。又山中に漆樹多し。土人採て利とす。

▲飛泉。奴久谷にあり。高さ十二丈。

▲妙久寺。▲地光寺。二刹とも、何れの年にや廢せり。

▲巨樹。昔し八幡宮の社内にありしと云ふ樫の木なり。圍八間餘、高さ三十七間半、梢雲を破り枝山嶽を掩ふ。遠く望めば山の如く、希有の巨大樹也しに、直家岡山城を築かるゝとき伐らしめて、殿屋の村とせられしと也。

▲宮山城址。働(ウツギ)にあり。浦上宗景の臣明石飛驒こゝに居る。

▲明石宗訥が宅址。働にあり。又彼が墓もあり。宗訥は掃部が伯父なり。或は明石右近の伯父とも云ふ。

働の民間に、永祿年間記せる所の當國鄕庄の帳あり。

*貝多羅葉は熱帶地方に産する椰子族の葉にして、之に刄物を用ひて梵文を刻せるものなり

【藤野村】▲猿目大明神。祭る神猿目命なり。祭田三石。

▲慈光寺。▲福生寺。二刹とも、何れの年にや廢して存せず。其名、寂室語類にみえたり。慈光寺の廢址ヌク谷にあり。

▲藤野寺。此寺何の頃にや廢せり。今の實成寺の地なり。實成寺は元祿年中の草創也。其已前は畠にて土人七本堂と號す。是壽永二年十月、平家の士妹尾太郎兼康が倉光三郎成澄を夜討にせしは此地なり。此寺內に塚あり（昔は方五間ありしと也。）經塚と名く。上に三十番神の堂を立つ。これ三郎成澄が墳なりとも、和氣淸麻呂卿の墓とも云ふ。或は曰、淸麻呂卿の墓と云を略して卿塚と名づけるにや。經卿音同じければ經塚に作るか。又或は成澄追福のために佛經を納るゆゑ經塚と云ふにや。然れども、松木村なるもの淸麻呂の墓にて、此塚は倉光の墓なるべし。今に尊卑自ら分れたりと云ふ。

源平盛衰記に云、（上略）水島の合戰に源氏打負ければ、木曾是を聞き安からず思ひければ、夜を日についで備中へ馳入る。六月（一に壬五月。）北國にて生捕たりし妹尾太郎兼康を先に立て、案內者とす。船坂山にて妹尾木曾を謀て、御先へ參り、御馬の草を用意せんと云ふ。木曾これを許す。妹尾悅で則我を生捕たりし倉光三郎同道にて、當國和氣郡藤野村の古き御堂に落附、爰にて又倉光をすかして爰に留置き、妹尾は先立て上道郡草ケ部村へ馳行き親き者共相催し、其夜藤野寺へ押寄せ、倉光を始一々に夜討にすとみえたり。（御野郡烏山の條下に記すを讀てみるべし。）又平家物語には、當國三石にてのことゝす。何れか正を得たることをしらず。平家物語に云く、木曾左馬頭義仲味方水島の戰利なしと聞きて、其勢一萬餘騎にて馳下る。こゝに妹尾太郎兼保（康）は去る五月、北國にて加賀國の住人倉光三郎成澄に生捕れ心ならず義仲に屬せしが、いかにもして敵を討て今一度舊主をみんと思立ち、ある時、妹尾倉光に云ひけるは、先年兼保（康）が知行せし備中の妹尾は馬の多き處也、御邊申て玉はれ、案內者せんと云ければ、倉光木曾に此由を告げて、倉光手勢三十騎計にて、妹尾を具してはせ下る。妹尾が嫡子小太

郎宗康は平家に與せしが、これを聞きて其勢百餘騎にて迎ひに打立、播州國府にて行あひ、夫より打つれて下る程に、備前國三石の宿に泊りたる夜、妹尾が相知れるもの酒を携へて來り集りけるが、倉光が勢三十騎計を强ひ伏せて起しも立てず、倉光を始めみな刺殺し、又當國の國府にある代官十郎藏人を討つと。

▲古官道。今の東西に達する道、これ古の官道なり。今尚里塚路傍に存せり。上に松樹及び榎樹の二株生たり。桓武紀に、延暦七年六月、備前國和氣郡河西百姓一百七十餘人、欵曰、己等元是赤坂上道二郡東邊之民也云云。請下河東依レ舊爲二和氣郡一河西建二磐梨郡一、其藤野驛家遷二置河西一以避二水難一兼均中勞逸上。許レ之。とみえて、又此村往古には驛舍なり。遷二置河西一と云へば、延喜式にみえたる磐梨郡郡珂磨の驛ならん。

吉永保

【倉吉村】▲古墳。土人千人墓と名く。戰死のものを一壙に集めて葬りし所にや。又、龍山に石塔あり。土民兒が塚と名く。何の故と云ふことをしらず。

▲萬願寺。何の年にや廢せり。此村の古名滿願寺と云ひしは、此寺ありしゆゑ也。

▲稻荷祠。不祥の淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅村に遷さる。

【葛籠村】▲宅址。明石右近廢宅の址なり。　▲蓮久寺。何の頃にか廢せり。

【吉永中邑】

【吉永北方村】▲壘址。東山城址と名く。明石三郎左衞門景行が壘址なり。里民云ふ、永祿年中落城と。景行は浦上宗景の臣也。

【三服村】▲ひとめ川原。飯の山麓なり。此所古戰場なりと里人の口碑にあり。

【南方村】　山林漆樹多し。土人採て利とす。

本　庄

【尺所村】▲神功皇后祠。八幡宮の社地にあり。赤松則祐の勸請にて、同人奉納の鎧、幷に箭鏃あり。又明石大和守景行奉納の矢を社藏す。箆に明石景行寄進と記せり。▲巨祖神社。此祠淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅へ遷さる。
【太田原】　支村也。此地の人多く杉原帋を製す。
▲備前平四郎の宅址・太田原備前守晴淸の宅墟。共に太田原の地にあり。平四郎は源判官義經の郞等なり。備前守は宗景の臣なり。始め與惣左衞門と云ふ。
【曾根村】▲古城址。享祿三年宗景の老臣、明石大和守景行これを築て居り、同其子右近宣行も此城に居る。宣行は後、直家に仕へ祿四千五百石を食む。景行は應仁の頃赤松の臣なる明石越前が子孫ならん。一書に經次隼人此城に居とも云へり。隼人が子を藤兵衞と云ふ。
【下原村】
【森村】▲壘址。此村は宗景の臣森中務が釆邑にて、享祿三年築て居住せし壘墟也。
【野吉村】　【小中山邑】　【日室邑】　【稲坪邑】　【入田村】

釜　原　村

【釜原村】▲法泉寺。▲林在寺。▲大光寺。三刹共に何の年にや廢せり。

日　笠　保

【日笠上村】此村の山林漆樹多し。土人漆を採て利とす。
▲長泉寺。天正年中宇喜多秀家の家士、藤田甚左衛門と云ものゝ草創也。
▲城壘の址。日笠下村の界、青山の上にあり。宗景の臣日笠次郎兵衛賴房この壘に居る。天神山沒落の日落去。
▲歸當羅山壘址。青山の城將日笠次郎兵衛が子同甚右衛門が壘墟なり。
▲天王久保山の古壘址。直家の臣これを守る。
【日笠下村】里民多く日笠席を製す。▲淨蓮寺何の頃にや廢せり。
▲丹生神社。淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅村に遷す。
▲上見山壘址・▲鹿備前丸山壘址。共に將の姓名不ㇾ詳。
▲古墓。宗景の長臣日笠彈正が墓也。
【岸野村】▲八幡宮。將軍尊氏卿の勸請也。▲圓滿寺。何年にや廢せり。
【牛中村】【飯懸村】【大岩村】【片倉村】・【木倉村】【室原村】【八塔寺村】
【瀧谷村】▲飯森山。▲古城址。將の姓名しれず。
【東畑村】【下畑村】

神根保

【木村】▲岩門。方四間の大石道を挾む。土人岩門と名づく。
【神根本村】▲長福寺。▲善正寺。二刹ともに何の年にや廢せり。
▲古壘址。東山硫黃山にあり。宗景の將高取備前が壘墟なり。
▲神根神社。所祭神、神大根王なり。此祠延喜式神名帳にみえたる舊社なり。此王を備陽國志に開

化天皇の皇子とするは非なり。日本紀には其名みえず。古事記・舊事記を考るに、人皇九代開化天皇の皇子日子坐(マス)王より五世、息長宿根王第三の王子也。此神根保に封ぜられて此地に居たまへり。其王宮の遺基此社地なりとぞ。吉備物語にみえたり。

此村より三つ石へ越る山中猨甚多し。前年小子和意谷に到り、歸路中宵此山を經るに、數十百の啼聲斷腸聞くべからず。

【南谷村】▲宅址。明石宗運と云者の古居也。

▲遺基。和氣淸麿卿廢邸の基址也。卿は世々當國の人、ひとゝなり忠直にして學を好み、高野天皇(孝謙天皇の一諡。)の朝、姦賊道鏡を退け忠功尤碩也。吾備州古來竝なき名臣也。位階從三位に進み、累遷して行民部卿兼造宮大夫美作備前國造に任じ、薨じて正三位を贈らる。其先は垂仁天皇第三の皇子大中津彥命(或は同帝の皇子鐸石別命。)より出づ。其族數十家に分れ、皆和氣・磐梨・赤坂等の地に居る。卿其宗たり。委は人物の部に贅す。

▲長樂寺。何の頃にや廢せり。

【大服村】▲鳥がなる壘址。浦上家の將明石大和守景行、或は明石飛彈が荒壘の墟也。

▲古墓。藤原末光と云人の墳と云ふ。里民云、末光は流浪の公家なりとぞ。何の故に此地に墓ありや未レ考。

【門出村】▲壘址。惣谷山にあり。明石宗運と云人の壘墟也。一書に高取備前が壘址とす。何れか不レ詳。

山津田邑】▲あんき山壘址。將の姓名しれず。

【小坂屋村】【脇谷村】【大藤村】

金剛庄

【釜谷邑】▲金子大明神。所祭對馬玉那須加美金子神社。祭田一石八斗。
▲壘墟。二處にあり。共に將の姓名しれず。
▲古塚。道の傍にあり。上に碑石あり。古の戰死の首墳と云ふ。
▲まし谷。里人云、此所の谷の左右を石を以て圍み大石を用て戸とし、亂世に土民其内に隱れしと也。大なる石の戸今にありとぞ。*
【野谷邑】▲金剛寺。何の年にや廢せり。
▲安養寺。備陽國志に此村にありとす。疑ふらくは和氣村にあるか。此寺に浦上宗景の鎧あり。此寺一に藤村にあり、寺領十九石二斗。
▲蠟石。八木山へ出る南山にあり。一山悉く蠟石なり。路傍に取口あり。四方に柵を圍み、國禁を加へて猥に採ることを許さず。番人あり。
【野谷新田】

矢田郷

古事記に爲二八田皇后一定二八田部一と云は此地なるべし。後世八田を誤り、矢田と書けるならん。八田皇后は人皇十六代仁德天皇の后妃なり。八田部を定むとは、皇后の名を後世に知らしめんが爲に、御名代とて諸州に其名の鄕里を置るゝもの也。
【南山方村】椒。此村に生するもの色深紅氣味甚烈なること、他所の物に勝れり。山方山椒とて名産とするはこれ也。

*太古の墳墓の露出せるものにして謂はゆる塚穴なり。

*天瀬寺寺名を擧げたる記事を缺く

【苦木村】▲學校。烈公の御時、此の村にあり。
【矢田邑】▲壘址。觀音山にあり。宗景の家臣糠田與次右衛門と云ふものこれに居る。
▲古墓。文明年中の人延原八郎左衛門が墓也。八郎左衛門は、宗景の士延原彈正が父なるか。
▲善生寺。何の頃にや廢せり。
▲鐵砲の壇。宇根山にあり。方十間・高三四尺の壇也。里民傳云、宇喜多直家天神山城を責るとき、此上より鳥銃を放たしむとぞ。

田土庄

【上田土村】▲長樂寺寺領十二石。天平勝寶年中、報恩大師の開基なり。又文治年中將軍賴朝公、此寺を合せて十五寺を建立。今廢して此一寺のみ殘り、皆其址のみ。此寺に太刀一口あり。浦上宗景の納るもの也。
▲古戰場。下土田の地にあり。里人陣屋と云ふ。天神山落去のとき戰場なりと。
▲長福寺。杉澤にあり。何れの頃にや廢せり。▲天瀬寺。*
【天瀬邑】▲城墟。天神山の嶺上にあり。郭數多く地面高し。大西に大河を帶び山甚だ嶮峻、絕壁四方に周り、一夫これを遮れば萬夫も過ることあたはず。希代の城地なり。弘治・永祿の頃浦上近江守國秀始て此城を築く。其後享祿四年浦上遠江守宗景、兄掃部介政宗と間あつて播州室の城を去り、更に此城を修造して遷り居る。政宗の士卒半はこれに歸し、勢ひ政宗を押し赤松に叛て旗下を離れ自立して侯となり、國中を蠶食し數郡を押領し、其威を近國に振ふこと多年。こゝに其臣宇喜多直家反計あり。衆臣皆彼に服して其勢ひ肯て當るべからず。惟播・備の一族を合從し誅せんとして未だ果さず、却て直家襲ひ來り城を圍むこと急なり。宗景固く守り強く禦ぐと雖ども、股肱とたのむ

明石某反忠して城中の屋宇に火をつけて敵を導けば、宗景防禦の術を失ひ、天正七年三月廿日夜一に六年二月十五日とも。長臣日笠彈正と共に、僅に一兩士を隨へ城を棄て遁れ去り、士卒或は討れ或は虜にせられ城屠らる。此城荒廢のまゝ樵者入らず草木長茂し、礎石・垣石今尚存し、屋甍散亂して依然たり。好事のもの往々土石芥塵の間を穿て劒戈箭鏃の類を得ること多し。土人獲て藏するところの一枚の鏃左に圖するが如く、又一士人獲て藏する鎗、左圖の如し。

（原本此所尚ほ天神山古城略圖を入るも、今之を省略す。第一輯備前古城繪圖を參照すべし。）

【河本邑】▲古墓。石塔を立つ。浦上與次郎の墓と云ふ。與次郎は宗景の子ならん。

▲宅址。宗景の臣粃田與次右衞門が宅址なり。

【龍か鼻村】▲古塚。昔し大川の上にあり。天神山落城の時、戰沒せし者を葬りつけるもの也。今頽潰してなし。

【鹽田邑】此村上古は作州英田郡の中なりしに、天平神護二年五月、美作國守從五位上巨勢朝臣淨成奏して當國に隸ること、高野帝紀にみえたり。

▲願成寺。奧鹽田の地にあり。何の年にや廢せり。

○巳下の村里鄕庄の名なし。

【久々井村】▲長泉寺。何の年にや廢せり。

【大多府】岡山より水程十里、鹿喰島の南にある孤島なり。民屋三十餘戶、海舶止泊の港なり。山

上に燈籠堂あり、港口の的標とす。昔は大標の字を用ふ。寶永年中懇田し民を遷して居らしめ、植藝をなさしめ今の字に更む。

▲春日宮。寶永四年勸請。

▲洞窟。南方の海岸にあり。深さ數仭。里人傳云ふ、昔勘三郎と云もの此穴中に入て贋金を造り居たりしに、漁夫穴中より煙の出るをみて、内に人あるを知りて行て求めしに、其人大禁を侵すを見、官に訴へしかば重刑に處せられしと也。依て此穴を勘三郎穴と云也。これを履歴に考ふるに、明暦二年磔にせられし贋せ銀吹き金川村勘三郎がことにや。

▲蛭兒の石像。日生村漁人網して海底に獲たるを、島民吉藏なるもの乞て、小祠を建て祭るもの也。久しく海底に在しとみえて本質を失ひ、牡蠣の殼全面に着せしを、俚民牡蠣を去り、渾體を研磨して紅白に彩色す。惜いかな其石質を失つて尋常のものに等し。

【鹿喰島】福浦寒河の海にある島也。東西二里計南三四町より十町許に至て廣狹一ならず。人家田畑なく一島統て松柏長茂し猪鹿甚多し。公禁を設けて獵することを許さず。又楊梅・骨碎補・風蘭・石斛・巻栢・防風・芒など甚多く生ず。元祿七年此島に馬を放され年々駒をとられたりしに、同十一年此牧を停て罪人を放さる。これも久からずして止みたり。今尙獄舍の遺基存せるは是なり。又鹿喰細工とて、文箱・葛籠など帋にて作れるもの今も世に殘れるは、此島の流人どもが造りしものと云ふ。

【閑谷新田】▲大學校。寛文十年芳烈公命じて造らしむ。同十二年飲室學房を建つ。延寶元年講堂を建立す。同二年大聖殿を立らる。然れども今の如き堅大美麗なることにはあらざりしに、曹源公今の如く更に造らるゝもの也。大聖殿は孔子の聖像を祀る。貞享元年なる處、芳烈祠は芳烈公の尊像を祀る。同三年なるところ、寶永元年公の尊像を造り、此祠に納めらる。講堂は元祿十一年に土木

を起し同十四年成る。東西十二間南北九間あり。都て殿閣・門廊、甍は伊部焼にて葺き、皆巨大の良材を以て、其製の巧なること云計なし。外面は雨露に曝され少く古くみゆれども、内に入れば新しきこと七八年計になると思しく、造立より百四十餘年の今に至て栂・欅の香芬郁たり。四方の周圍は高さ一丈計なる石屏なり。其精工堅固なること亦比すべきなし。其外東に高さ一丈餘周り十五六間計の馬鬣墳あり。是はその烈公の髭・髮・爪・齒・臍帶を納る處なり。周に土墻あつて、内に山茶の樹數百本を植う。

【和意谷新田】　此山村は尤深谿の地也。嵯峨たる巒峰四方に周り、松杉の大樹鬱蒼として晝も尙暗く、寂として人語の響たえ、惟松風泉聲の耳を洗ふのみ。比隣の村里近も一二里を隔つ。南に惟一つの細徑あり、此徑路一條の溪流に添て、山足を羊腸して行こと一里餘、其の間溪水を涉ること十八度、皆橋舟なく徒跣して水脛を侵す。もし雨ふらば大に漲り、道たえて行路することあたはず。此溪流を十八溪と名く。吾備前沃野廣田の地に、かゝる幽深の處、又外に在ることをしらず。

▲敦土山。國淸公御先塋の山なり。

一の御山。國淸公の御墓。大なる馬鬣封あつて、前に天鹿辟邪龜趺の碑石を立つ。碑高さ一丈四尺計龜趺の圍も一丈餘。銘に云く、正三位宰相池田三左衞門尉源朝臣輝政卿墓。周りに石の柵を圍み、柵外の右に大なる御墓の碑あり。其外に又木柵あり。門内に石の盥水劍架あり。國淸公は慶長十八年正月二十五日逝去。京都に葬り奉り、寬文七年此宅兆に改葬し奉る。

二の御山。興國公及び榊源氏福照夫人の御墓。共に馬鬣墳あり。前に圓首方趺の碑石を立つ。其余國淸公の塋域に同じ。公は元和二年六月十三日逝去、御夫人は寬文十二年十月二十六日逝去。台德公（將軍秀忠公。）御養女榊原康政の女也。

三の御山。芳烈公及び御夫人の御墓墳。碑兆域興國公に同じ。公天和二年五月二十二日逝去、御

夫人は延寶八年十月七日逝去。本多中務太夫忠刻の御女。則台徳公御女天樹公主所レ產也。
四の御山。右近太夫輝興君・備後守恒元君・新八郎輝尹君・豐前權頭政元君の御墓、墳、碑三の御山に同ふして稍小也。輝興君は國淸公七男、赤穗四萬石を領せらる。正保四年五月十七日卒去。輝平君は綱政公御嫡男、延寶七年三月朔日卒去。恒元君は烈公の御弟、播州宍粟二萬五千石を領せらる。政元君は恒元君御嫡男也。
五の御山。攝津守利政君・池田加賀政虎・民部政貞・公主於六君の御墓。利政君は國淸公卿十男、寛永十六年八月十一日卒去。政虎君は同御兄、寛永十二年七月二十八日卒去。於六公主は烈公の御女、延寶七年十二月二十五日卒。

東備郡村志中卷　終

東備郡村志　下卷

磐梨郡

其地境たるや、南は上道郡に連り、西は赤坂郡に並び、北も亦赤坂郡に達す。東は東川を限り和氣郡に及ぶ。廣さ南北四里東西一里或二里計廣狹一ならず。郡中すべて嶮巒峻岳多く原野少し。四郷三庄一保に割て、村里六十四落あり。其民質朴にして風俗鄙し。

古名は石无郡（日本紀にみゆ。）と云ふ。天平の頃には石成と書き（續日本紀にみゆ。）其後、延暦年間より今の如く磐梨に作り、中古の頃は石生とす。寛文の頃より舊に復して今の字に改む。

上昔は上道郡赤坂郡二郡の內也。吉岡庄和氣郷より、南は上道郡に屬し、石成・可眞の郷より、北は赤坂郡に屬せり。其後又天平神護二年五月、備前の國守石川名足奏して邑久・上道・赤坂三郡に屬する此地を以て、和氣郡に屬して此郡はなかりし。續日本紀に

天平神護二年五月丁丑、大政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等解偁、藤野郡者地是薄埆人尤貧寒。差科公役、觸途忩劇。承山陽之驛路、使命不絕、帶西海之達道、迎送相尋。馬疲人苦、交不存濟。加以頻遭旱疫、戶纔三鄕人少役繁何能支辨。伏乞割邑久郡香々登鄕、赤坂郡珂眞佐伯二鄕、上道郡物理肩背沙石三鄕隸藤野郡。又美作國守從五位下巨勢淨成解偁、勝田郡鹽田村（中略）便隸備前國藤野郡者奏可。

・とみえたり。藤野郡と云もの、則ち和氣郡の舊名也。天平神護三年乙丑改備前國藤野郡爲和氣郡とみえたり。

然るに延暦七年六月、和氣郡を割て今の如く東門より西を以て、始て此郡を置かれし也。續日本紀に云く、

美作備前二國國造、中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂言、和氣郡河西百姓一百七十余人款曰、己等元是赤坂・上道二郡東邊之民也。去天平神護二年、割隷和氣郡今是郡治在藤野郷。中有大河、毎遭雨水、公私難通。因茲江西百姓屢闕公務。請河東依舊爲和氣郡、河西建磐梨郡、其藤野驛家遷置河西、以避水難、兼均勞逸。許之。

▲小野田川水原は本郡酌田村より出て、野間彌上の細流合して岡村川となり、其流れ南流して澤原・松木・小瀬木德富を過ぎ、釣井に至て東川に入る。

▲砂河。赤坂郡砂川の下流なり。瀬戸下村・沖村を經て流末上道郡に入る。

▲古官道。和氣郡の和氣村より出て元恩寺に入り、吉原・松木・澤原・可眞を經て、赤坂郡日古木に至る。其間行程三里なり。是古の驛路なり。委くは、國號の部官道の條に記す。

肩背郷

【肩背村】岡山より行程四里。
▲天乖大明神と云ふ祠あり。祭る神は天足別尊也。孝鎌天皇の御宇勸請なり。
▲御崎宮と云ふ祠あり。祭る所の神は大國魂幸魂なり。
▲古城址二ケ處あり。一ケ處は浦上宗景の將岡豐前豐前は宗景の臣ならず直家の臣なるべし。が古墟なり。一ケ處は高尾城と云ふ。主將の姓名不ㇾ詳。一本には佐藤將監とも云ふ。
▲此村の山中に瀧四つあり。
【大内村】岡山より四里十八町。此村多く煙草を植う。尤佳也。
▲鍛冶屋谷と云ふ山谷あり。昔長船鍛冶の祖菊一文字國重此處に住して刀劍を鍛ふと云ふ。
▲昔大泉寺と云ふ佛刹あり。何の年にや廢して今存せず。
▲鴨居と云ふ支村あり。昔別に一村なりしに、洪水に田野減少して大内に屬す。此村に池あり。往古は東川此處へ流れしと云ふ。
【江尻邑】岡山より四里。
▲昔八幡宮の祠あり。不正の神なれば、正徳五年上道郡大多羅村の寄せ宮に遷す。
▲壘址あり。直家の家臣岡次郎兵衞が墟なり。一に岡六郎兵衞と云ふ。
【沖邑】岡山より三里二十二町。

物理保

續日本紀神護景雲三年六月の條に、藤野郡人母止理部奈波賜二姓石野連一と云ことみえたり。其石野連奈波と云人は此地の人なるべし。藤野郡の人とあるは、此郡村もと藤野郡なれば也。又同書に美作・備前・兩國家部母等理部二氏人等、盡ㇾ頭賜二姓石野連一と。盡ㇾ頭とあるを以て按るに其姓氏の

人多くありしなるべし。
【瀬戸村】 岡山より三里二十町。
▲昔此村に明長寺と云ふ刹ありしに、何の年にや廢せり。
【寺地村】 岡山より四里。
▲昔泉光寺・妙正寺と云ふ二刹あり。共に廢してなし。
【坂根村】 岡山より四里十八町。
▲城址あり。文明年中金川の松田の臣佐藤將監と云ものゝ古墟なり。其後浦上宗景の臣明石右京こ
れに居る。又周東飛彈守と云ふもの居るとも云ふ。
【森末村】 岡山より四里十一町。
【光明谷邑】 岡山より三里三十三町。
【下村】 岡山より三里十八町。

吉岡庄

【南方村】 岡山より四里二十三町。此村の山中燧石を出す。佳品なり。
▲昔妙源寺・妙光寺と云ふ二刹あり。何の年にや廢せり。
▲城址。日置孫一郎と云ふ者の古墟也。又文明の頃、浦上の家臣長船右京居レ之とも云ふ。右京は
左京が父なり。
【鹽納邑】 岡山より四里十八町。
▲昔法蓮寺と云ふ寺ありしに、何の年にや廢せり。
【鍜冶屋村】 岡山より五里。

▲昔道光寺と云ふ佛刹ありしに、何の年にや廢せり。

▲昔劒工一文字則宗、此村に住すとぞ。近代迄其宅地の遺址ありしに、今里民の墓地となる。則宗は後鳥羽天皇の御宇正月の番鍛冶なり。勝れたる名人なり。銘を備前國河田庄吉岡住則宗と鐫る。按ずるに、河田庄と云地名なし。此地は吉岡庄なり。此吉岡庄の北の山陰に河田原と云ふ村あり。河田庄の遺名にや。古は河田庄の吉岡にて後に吉岡庄と改めたるものか。則宗が孫流に助則・助茂・助光・助義、其外數十人吉岡の住人あり。或書に古備前は元暦以前を云なり、みな吉岡の住人なりと云ふ。友成・助成・包平・正恒・助平・高平・信房を始め、其外數十世の間此地に住すると云へり。

▲鍛冶の宅址の南に、金師大明神と云ふ小祠あり。祭る所の神は、備前鍛冶の大祖天眞鈞と云ふ者也と云ふ。此祠元和の頃雷震に焚れて再ひ建る人なく、廢して其遺基のみ存せしが、寛永の頃此遺基の山岸崩れて土中より二つの劒出づ。其形ち甚奇なり。後世のものに異なり、其圖左の如し。

數千歳土中に在て半朽ちたれども、其質甚强堅なること五六百年の物と雖も不レ及、實に神代の古劒なるべし。金師の祠は甚舊社なり。和氣譜に、金師の神社の名みえたりと吉備物語にみゆ。又云く、其劒を土民得て肩背村天垂神社に奉納すとみゆ。亮按するに、金師明神と云ふ神は、備前鍛冶の大祖天眞鈞とあれば、此二劒は天眞鈞が作る所の劒にて、これを神體に表したるものにあらん

か。此社和氣譜にも其名みえたりとあれば甚だ舊社なり。和氣譜は人皇四十九代光仁天皇の御宇の和氣淸麿が著す書なれば、其時代巳前よりある祠なり。されば此劍は實に數千歳の古物神代の物にやあらんか。其圖を見るに甚た異形なり。是神代の推槌・石槌など云へる類にや。肩背村天垂社に奉納するとあれども、惜いかな、何の頃亡失せるや今其祠に存せず。

【梅保木村】 岡山より五里。

▲昔し正住寺と云ふ寺あり。廢して今なし。

▲吉谷に古塚あり。何の故と云ふことをしらず。

▲保木城址。吉谷にあり。宗景の將明石飛驒源三郎が子也。直家に随ふ。同掃部全登が古墟也。掃部は關ヶ原の戰に主人秀家と共に敗軍し、大坂へ逃れ入り、大坂沒落のとき落人となり、行衞しれず。源三郎は大和が弟也。

▲太田と云ふ處あり。傳へ云、昔南都東大寺の瓦を造りしと云ふ。又元祿五年にも再興に付、舊例により此地にて造るとぞ。

【大井村】 岡山より五里。

▲昔久寺▲蓮久寺。何の年か廢して今なし。

【宗堂邑】 岡山より四里十八町。

【多田原村】 岡山より五里五町。

▲三輪社。不正の淫祠なるにより、命あつて正徳五年上道郡大多羅村に遷さる。

和氣鄕

【二日市村】 岡山より五里。元和年中迄は和氣郡に屬す。

【徳富村】 岡山より五里二十町。古名は長福寺村と云ふ。何れの頃よりか今の名に改む。

▲一書に梅保木村保木城址を此村に在りとす。未ㇾ考。

【鈎井村】　岡山より五里三十町。此村大川の塘數十町の間竹林あり。甚だ大竹なり。

【小瀬木村】　岡山より六里。

【河田原村】　岡山より六里。

【吉原村】　岡山より六里十八町。古名は原吉原と云て、和氣郡奥吉原に屬せりとぞ。元恩寺村より此村を過ぎ松木村に到る道は、是往古の古官道也。其時の一里塚今尚存せり。

石生鄕

續日本紀、天平神護元年にみえたる從八位下石成別宿禰薗守と云ふ人は、此地の人なるべし。薗守等九人とあれば、其同族多かりしならん。

【元恩寺村】　岡山より六里二十三町。元恩寺と云ふ佛刹あり。ゆゑに名つく。

▲昔稲荷祠あり。正德五年大多羅に遷さる。

【田原上村】　岡山より七里。

▲淳和帝紀曰、備前國停二田原池一と云ふは、此地のことなるか。

▲妙應寺。何の頃にや廢して今なし。

▲城址あり。浦上宗景の麾下、宇喜多土佐守が古居也。土佐守が墓は寺山村にあり。

【松木村】　岡山より六里十町。

▲此地古の官道の村也。續日本紀曰、延曆七年六月上略河東依ㇾ舊爲二和氣郡一河西建二磐梨郡一其藤野驛家遷二河西一とある其驛家は此村なるべし。松木は驛の轉訛なり。

▲此村に古墳あり。上に石碑あり。其形寶經印塔の如くにて、高さ五尺許尤古代の物なり。昔より

是を和氣淸麻呂の墓と云ふ。卿は始め石成別の姓なれば、此地に居たまひしなるべし。其墓此にあること適せり。卿は稱德・光仁・桓武三代に仕へ、正三位に叙し官民部卿兼造宮大夫に任じ、美作・備前兩國の國造なり。延曆十八年二月二十一日薨、年六十七。人となり高直忠烈也。其事跡人物の部に記すゆゑ此に記さず。其先は人皇十一代垂仁天皇の皇子鐸石別命より出づ。命より三世の孫弟彥の苗裔也。

弟彥王は神功皇后の御宇、備前國藤原縣に封ぜらる。依て其子孫みな當國に居れり。藤原縣と云ふは今の和氣郡なり。續日本記にみえたり。

其前後數十世數十家に分れ、和氣石生の地に居玉へり。稱德帝紀に、藤野郡（今の和氣の舊名。）大領藤野別公子麻呂等十二人（中略）別公薗守等九人とあり。又藤野宿禰牛養等十二人（中略）吉備石成別宿禰國守等九人とあり。其同族の甚多きことをみるべし。

▲又淸麻呂の墓の傍に小塔あり。これ卿の姉法均尼の墓ならんと云ふ。法均尼名は廣蟲と云ひ、弟淸麻呂と共に孝謙帝に仕へ正四位上に叙す。延曆十八年正月二十日薨ず。年七十。正三位を贈らる。其傳委くは人物の部にみえたり。

【本村】　岡山より六里十八町。

【原村】　岡山より六里二十三町。

【圓光寺村】　岡山より六里。

【田原下村】　岡山より七里。　▲古塚三つあり。何の故と云ふことをしらず。

小野田庄

【佐古村】　岡山より行程五里十三町。
▲八幡宮。貞觀年中の勸請也。小野田宗右衞門再興の棟札あり。宗右衞門は天文年中の人なり。
▲春日祠。不正の神なれば、正德五年大多羅に遷す。
【岡村】　岡山より五里二十三町。
▲古城址あり。將の姓名不ㇾ詳。或は直家の臣小野田左馬進これを守るとも云ふ。佐古村八幡宮の棟札にみえたる小野田宗右衞門茂行の男也。
【澤原村】　岡山より五里二十三町。上古には、官道松木より此村に通る。
▲大池あり。水面九十一町餘。　▲昔清光寺と云ふ刹あり。何の年にや廢せり。
▲湯神と云ふ處あり。何の頃にや溫泉ありしと云ふ。今に湯坪の跡あり。
▲澤原源藏左衞門と云ふ者の宅址あり。源藏左衞門は明石掃部秀家の長臣。に仕ふ。掃部秀家に從ひ、關ヶ原の戰に利を失ひ大坂城に迯入る。大坂落城の後處々に流浪す。源藏左衞門唯一人從ひ行く。掃部其忠節を感じ、持たる鎗を與へ强て故鄕澤原に皈らしむ。其子孫民間にあり。
▲自性院と云寺あり。此寺の上に御所谷と云處あり。將軍足利義政公の寵中富子寓居の宅址あり。又自性院の內に富子の墓あり。又將軍義政公の墓もあり。これは富子追福の爲に假に設けしものならん。富子は裏松右少辨政光の女也。京師小川に住す。因て小川御所と稱す。義政死後、流浪して此澤原に居り此に逝す。法名を妙善院と云ふ。武左衞門と云ふ民あり小川御所自畫の像を所持す。其圖眉作て袴着たる女也。武左衞門は小川御前に隨ひ來るものゝ子孫と云り。其家の紋をみるに、鶴の丸の下に二つ引也。鶴は日野家の紋、二つ引は足利の紋なり。
【殿谷村】　岡山より五里二十町。
▲城址あり。浦上宗景の臣小野田左馬進これに居る。左馬進は文明年中邑久郡福岡攻のとき、其名

みえたる小野田某の男、同宗右衞門茂行の子也。

可眞鄕

續日本紀、稱德帝記に、赤坂郡珂磨鄕と云ふはこれなり。往古は赤坂郡に屬せしこと前にみえたり。

【可眞下村】　岡山より五里十町。

▲松木村・澤原村を經て此に到るの路是往古の官道にて、古書にみえたる珂磨の驛これなり。延喜式曰、備前國驛馬、坂長・珂磨・高月各二十四、津高十四匹。

▲圓福寺・圓成寺の二刹、何の年にや廢せり。

▲木曾義仲三野郡烏山の城を攻らるゝ時、此村にて惣官賴隆と云ふものを賴み、道案內として牟佐より間道を經て、烏山を襲はれしと云ふこと源平盛衰記にみえたり。

【石蓮寺村】　岡山より五里十町。

▲昔、石蓮寺と云ふ刹あり。何頃にや廢せり。其遺址に十三重の石の浮圖あり。今に存せり。

【可眞上村】　岡山より四里三十町。　▲古塚二つあり。何の故と云ふことをしらず。

▲城址あり。文明年中松田の臣上村出雲これに居る。

▲大光寺・奴圓寺・慶雲寺の三刹ありしに今廢してなし。

【彌上村】　岡山より四里三十町。　▲古塚三つあり。何の故と云ふことをしらず。

▲山の池と云ふ處あり。昔此地に立雲山大乘寺と云ふ佛刹あり。文明年中松田元勝、父元成追善の爲に草創せし寺なり。此寺寛文年中廢せり。其遺址に松田左近將監元成墓、及び其臣大村出雲が墓あり。これは文明十六年正月廿六日浦上則國と邑久郡天皇原に戰ひ、松田敗走し敵進來て急なるに迫

り、此處にて君臣二人自殺せり。大村出雲は河眞上村の城主なり。
【野間村】岡山より四里廿四町。
【稗田村】岡山より四里廿八町。

佐伯庄

續日本紀の稱德帝紀にみえたる、赤坂郡佐伯鄕と云ふはこれなり。
【頭村】岡山より七里二十町。
▲昔姫大明神と云ふ淫祠あり。正德五年上道郡大多羅に遷さる。
【市場村】岡山より七里。此村は國相土倉氏の釆地にて町區あり。家士の邸宅なり。
▲此町區にて製する凍子(コンニャク)味ひ甚だ佳也。他所のものに勝れり。世にこれを佐伯凍子(コンニャク)とて名產とす。
▲此村にて製する凍子、市場のものに同く、色白く味ひ美にして佳品也。
【田尻村】岡山より六里十三町。
▲此村大池あり。水面凡三十町餘。郡中第一の大池なり。
【暮田村】岡山より七里三十町。
【土生村】岡山より六里二十町。
▲三寶荒神と云ふ祠あり。澳津彥命・沖津姫命を祭る。
▲古墳あり。碑石なし。何人の墓と云ふことをしらず。
【寺山村】岡山より七里。
▲本久寺と云ふ佛刹あり。天正年中宇喜多土佐守の草創なり。土佐守天正四年二月十五日卒す。此寺に墓あり。

【宇屋村】 岡山より六里十五町。 ▲古塚五つあり。何の故と云ふことをしらず。

【矢田部村】 岡山より七里。

古事記に、爲二八田皇后一定二八田部一と云ふは此村なるべし。矢田は八田の誤ならん。八田皇后と云ふは人皇十六代仁德帝の后也。

▲古塚。何の故と云ふことをしらず。

【來光寺村】 岡山より七里三十町。

▲大王山。國中五岳の一山にて尤高大、巨木喬樹稷々森々として朶を連ね、白日も猶暗く寂莫たり。此山に怪獸を產す。人其狀を見ること能はず。夜疾風に乘じ飛ぶこと甚迅く人を傷ること多し。刀にて斬が如し。此獸貴人士君子を傷ること能はず。是亦奇と云べし。獵夫など間傷けらるゝものあり。これを防くに他の術なし。唯迅風吹來るを知て、地に伏して其害を免る。起つときは必す傷けらる。これを早く治せされば癩瘡の如になる。石菖蒲にて急に洗へば癒ゆと。人此獸を何の物たることをしらず以て怪物とす。これを本艸綱目に考るに、風貍と云ふものか。晝則踡伏不レ動如レ猬、夜則因レ風騰躍甚捷、越レ巖過レ樹如二鳥飛一空中一とみえたり。和名カマイタチと云ふ。又夜怪あり。山岳卒に鳴動して崩るゝ計の聲あり。或は數十の大木委く倒るゝ如き音あり、須臾して止む。後四方を見るに常に變ることなく一枝も不レ折寸土も不レ壞。是を天狗倒と云ふ。

【三宅村】 岡山より六里廿四町。

▲三宅は屯倉の訛轉なるべし。諸國に屯倉を置かれしは人皇十二代景行天皇五十七年也。日本紀に五十七年冬十月令二諸國一興二田部屯倉一とみゆ。又宣化天皇元年夏五月修二諸州屯倉一儲レ穀備二凶年一とみゆ。又欽明帝紀に、十七年秋七月己卯朔壬午遣二蘇我大臣稻目宿禰・穗積磐弓臣等一使二吉備五郡一置二白猪屯倉一とみえ、又敏達帝紀に、三年冬十月戊子朔丙申、遣二蘇我馬子大臣於二吉備國一增二

「益白猪屯倉與田部」とみえたり。是等の屯倉を置かれし地ならん乎。

【鹵田邑】岡山より六里。　【西谷村】岡山より六里十町。
【東谷村】岡山より六里十町。　【田中村】同上。
【大方村】岡山より六里十五町。　【賀々知田邑】岡山より六里十町。
【父井村】岡山より六里卅町。　【小原村】同上
【津瀨村】岡山より八里十八町。　【稲蒔村】岡山より七里廿町。
【石村】岡山より十里。　【鹽木村】岡山七里十八町。
【八島田邑】同上。　【壁村】岡山より六里廿五町。

赤坂郡

其地南は上道郡に連り、東は赤坂郡に竝び、西は大川を限り津高郡に隣る。北方は美作國久米・南條の二郡に達す。廣さ南北七里餘、東西三里より或は一里、廣狹一ならず。此地山巒多く曠原少し。統て二郷四庄に割て邑九十二落あり。

和名抄に、宅美・高月・葛木三郷の名あつて今の郷名一もみえず。類聚三代格には郷六とあり、其數に適へり。類聚三代格曰、元慶五年十一月三日、大政官符應レ置二赤坂郡主改一員一事、右得二備前國解一偁件郡郷六戸二百九十三、課丁千七百三十六下略とみえたり。

上昔は磐梨郡珂磨・佐伯の二郷、此郡の部內なり。續日本紀にみえたり。委くは磐梨郡の部に記せり。

▲砂川。水源は仁堀東村より出、南流して東窪田村にて東南に屈し、長屋村に到て磐梨郡に入る。

水源より此に到て四里計、上道郡砂河の上源也。

▲平岡川。水源西勢實村の谿澗に出、西北に流るゝこと二里計、矢原村に到てつ大川に入る。

▲古官道。赤坂郡可眞村より、本郡日古木村に入、立川村・川本村・穗崎村を經て牟佐を渡り御野郡に至る。行程二里餘。

鳥取莊

【馬屋村】岡山より二里二十四町。此村は往古の官道也。馬屋とは驛家の書轉なるべし。

▲王子權現と云ふ祠あり。祭る神若王子なり。

▲人里の東北に三畝計の空地あり。此に七層の石浮屠あり。高一丈計、其四旁に破れたる瓦多くあり。又小さき池あり。里民これをニフモンノ池と云ふ。仁王門の池の訛りなるべし。此池上に仁王門の礎石のこれり。是古の國分寺の遺基なりと云へり。國分寺は人皇四十五代聖武天皇の天平九年の春、詔あつて每國の國分寺に立らるゝもの也。其塔の下に、震筆の金字金光明最勝王經一部納められしことあり。其經今尙ほ此塔の下に在るべきか。

天明年中塔の旁破瓦の間にて、銅の小塔を得たる人あり。圓壽院の客僧乞て採去る。此小塔三重

にして、長纔に四寸五分餘、其の徑り三寸一分計、四方一面に細階の字あれども、荒て分明ならず。其の下面に、寶龜元年春三月慈圓奉詔の銘あり。

按に右の小塔は、續日本紀に寶龜元年四月令ㇾ造ニ三重小塔一百萬基一、高各四寸五分、基徑三寸五分、露盤之下各置ニ根本慈心相輪六度等陀羅尼一、至ㇾ是功畢分置ニ諸寺一とみえたるものならんか。其寸分大概相かなへり。四方の細階は是れ陀羅尼ならん。

基ノ裏

寶龜元年
春三月慈圓
奉詔奉了

▲上道郡國府市場村に廢寺の址あり。世にこれを國分寺の廢址と云ふ。何れか是なることをしらず。然れとも七層の塔あり。或は銅の小塔、此馬屋之址にあるをみれば、是正址なるべきか。

▲上山城址。年歷も將の姓名も不ㇾ詳。

【牟佐村】　岡山より二里八町。源平盛衰記に裳佐と云は此村なるべし。

▲此地大川に産する香魚、他産に勝れ味ひ尤佳也。

▲此村の山に石窟あり。深さ九間。其中に石棺あり。是往古尊貴を葬埋せしものならん。然れとも何人の墓塋と云ふことしれず。或説に、家部大水の塋ならんと云ふ。按に家部大水は、神護景雲年中備前赤坂郡の人なり。續日本紀にみえたり。一其人外少初位なれば、如ㇾ此廣大堅厚の葬をすべき人に非ず。高貴の墳塋なり。

【和田邑】岡山より三里。
▲城址あり。元龜天正年中和田伊織とふ云もの居城す。永祿四年六月直家に攻落さる。
【立川村】岡山より三里十一町。　【川本村】岡山より三里八町。
【岩田村】岡山より三里。　【門前巴】岡山より三里十七町。
▲已上五ヶ村を、古高月驛と云て、官道の驛也。延嘉式にみえたり。宇喜多の時、五ヶ村に分られしと云ふ。
【穂崎邑】岡山より二里卅五町。　▲神宮山城墟。主將の姓名しれず。
▲新田陣山と云ふ山あり。里人の口碑に、建武の亂に新田義助に陣せられしと云ふ。
【長尾村】岡山より三里十六町。　【南方村】岡山より三里廿一町。
【齋富(イサ)村】岡山より三里廿七町。　▲古名池田村と云ふ。寛永年中改めらる。
【沼田邑】岡山より三里二十六町。
▲畑の中に沼田左衛門太夫・同右京進が宅址あり。又赤坂郡沼田村にも宅址あり。右京進は天正年中の人なり。寛正年中沼田越中入道と云もの、赤松方にて小鴨大和守を伐たんと難波十郎と謀りしもの、又文明の頃、沼田與一郎と云ふもの福岡城に籠るもの、皆左衛門太夫が先祖ならんか。
【中島村】岡山より三里卅二町。
【日古木邑】岡山より三里三十町。　▲大地あり。水面の廣さ凡十二三町。
▲昔三輪明神と云ふ祠あり。不正の神なれば、正德年中、上道郡大多羅村に遷さる。
【石井原村】岡山より四里一町。
▲千光寺。天平勝寶年中報恩大師の創造也。天正十八年、沼田左衛門太夫・同右京進再立の棟札あり。昔は千手谷と云處にあり。

【仁井邑】　岡山より三里廿七町。
【三叉村】　同上。此村昔は穢多村なりしに、村民擧て盗賊なせしゆゑ悉く死刑に處せられ、人家皆亡て一宇もなし。
【高市村】　【高屋村】　岡山より三里二十五町。
【善應寺村】　岡山より三里十二町。　▲城址。將の姓名しれず。
▲昔善應寺と云ふ佛舍あり。ゆゑに地名とす。此寺何の頃にや廢せり。
【下市村】　岡山より三里十一町。　【河原村】　同上。
【上仁保村】　岡山より三里卅二町。
▲昔塵積神社あり。淫祠なれば、正德年中大多羅に遷す。
▲城址。葛城左京進と云ふものこれに居りしと云ふ。
【下仁保村】　岡山より三里廿四町。
【西中村】　岡山より三里十八町。　▲昔妙圓寺と云ふ梵宇あり。何の年にや廢せり。
▲村里の南の方に古塚三あり。一つは上に苦棟(センダ)を植ゑ、二つは上に松を植う。是直家の長臣遠藤河內・同修理亮・同內藤助が墓なり。河內は幼名嘉三郎と云ふ。直家の下知にて作州穗村の興禪寺にて、備中成羽の主將三村紀伊守家親を討しもの也。後漸く大身になり、祿一萬石を領し、津高郡河內邑戶倉の城に居る。或書に河內はもと河州の浪人にて備中に來り、後此西中村に住し直家に仕ふ。
【計有村】　岡山より四里十一町。　【鍋谷村】　岡山より三里。
【大鹿村】　岡山より三里十七町。
▲布施神社。不正の神なれば、正德二年上道郡大多羅に遷す。

▲瀧城山城址。松田の家臣草賀五郎兵衛が古居也。又伊賀左衛門とも平正繼とも云ふ。
【幡寺山】岡山より三里十八町。
【山口村】岡山より四里二十六町。
▲から〳〵山。一名かふかけ山と云ふ。松田の家臣岡與右衛門が舊壘の址あり。又、草賀仁兵衛とも云ふ。
▲城址。直家の家臣花房助兵衛直次が古址也。▲木山城址。將の姓名しれず。
【上地山村】岡山より三里。
【由里津村】岡山より四里十八町。
▲高尾山城址・小尾谷山城址。共に將の姓名しれず。
▲片山大明神。祭る神勢州鈴鹿の神に同。
【西窪田村】昔仁保窪田と云ふ。【東窪田村】岡山より四里二町。
【五日市村】岡山より三里三十町。▲御崎宮。所祭大國魂。
【尾谷村】岡山より四里四町。【津崎村】岡山より四里四町。
【大刈田村】岡山より四里十一町。
▲熊野權現。不正の神なれば、正德年中上道郡大多羅に遷す。
▲昔妙泉寺と云ふ佛宇あり。何の頃にや廢せり。
▲高尾山の城址あり。松田の家臣苅田四郎左衛門一に右馬允居城。又額田與次右衛門とも云ふ。額田は文明年中の浦上の家臣に、額田十郎左衛門と云ふともあり。
【國ヶ原村】岡山より三里十八町。
【神田村】岡山より四里十町。▲をんし山に壘址あり。主將の姓名しれず。

▲古城址。花房興左衞門が古墟なり。
【町苅田村】岡山より四里十五町。町區あり。僻遠の中少く繁榮なり。

輕部莊

人皇二十代、允恭天皇第一の皇子木梨輕皇子の御名代に置る丶地名なるべし。古事記に爲ニ木梨輕太子御名代ニ定ニ輕部ニとみえたり。
【西輕部邑】岡山より四里三十四町。
▲佐古谷城址は、宗景の家臣額田喜介が古墟也。喜介は額田與次右衞門が子か。▲巨祖神社。正德年中、上道郡大多羅に遷す。
【笠寺山村】同上。
【東輕部村】岡山より五里三町。
▲城址二ヶ處あり。一つは宮口の上にあり。島福兵衞が古墟也。一つは法地の上に在り。將の名しれず。
【今井村】岡山より五里十八町。
【南佐古田邑】岡山より五里三十町。古名南迫田と云ふ。
【北佐古田邑】岡山より六里。古名北迫田と云ふ。
【大屋村】同上。昔は大矢の字を用ゆ。▲寶寺と云ふ佛刹ありしに、何の年にや廢せり。
【多賀村】岡山より五里三町。
▲紫明現。祭る神北斗星の精なり。社司の說に、延喜式に宗形神社と云はこの祠と云へり。此社地に古き碑石あり。里人那須與市宗高の墓と云ふ。其據をしらず。元暦八嶋の戰に、扇の的を射たる與市にはあらざるべし。此地に墓あること信ずべからず。同名別人か。

【出屋村】岡山より五里二十一町。　▲御崎大明神。祭る神大國魂、又は白鬚とも云ふ。
【正満寺村】岡山より六里十一町。　【菖蒲山村】岡山より六里。
【平山村】岡山より七里。　▲願阡神社。正徳年中、大多羅に遷す。
【坂邊村】岡山より六里。　▲城址。將の姓名しれず。
【小原村】岡山より五里三十町。　▲城址。將の姓名しれず。
【惣分村】岡山より六里十町。　▲城址。湯原藤内と云ふもの丶古墟也。
▲惣分下村の城址。湯原甚兵衛と云ものこれに居る。
▲山中に奇石あり。石の狀ち烏帽子に似たり。故に烏帽子岩と名く。里人呼てゆるぎの石と云ふ。方一間の大石なり。指を以て此石に觸るれば卽(タチマ)ち動くとぞ。
【山手村】同上。　【山ノ手村】岡山より六里十八町。

周(ス)匝(サイ)郷

【下鹽木村】岡山より七里十八町。　【中山村】岡山より八里十八町。
【黒澤村】岡山より九里十一町。
▲此村民鼻帋・杉原帋を製して、産業とするもの多し。
▲姫大明神。淫祠なれば、正徳年中大多羅に遷さる。
▲城址二ヶ處あり。一ヶ處は主將しれず、一ヶ處は光谷城と云ふ。森蠅可と云もの丶古墟なり。
【黒木村】岡山より九里五町。
▲慶立寺と云ふ刹あり。承安三年已來の古文書八通あり。中に元久元年從二位として花押あるあり。公卿補任にて考るに大納言藤原兼基公なり。

【周匝村】同上。國老池田伊賀采邑にて町區あり。
▲大龍寺。寛永年中池田伊賀建立。其父河内守殿の墓あり。法號大龍寺殿本岳常心大禪定門と云ふ。河内守殿は實は信輝公の四男なり。幼名橘左衞門と云ひ片桐半右衞門家を續く。備前天城三萬二千石、後播州赤穂二萬二千石を領す。慶長十二年七月二十日卒。
▲城址。人里の北山上にあり。浦上宗景の將笹部勘次郞これを守る。天正七年正月、直家花房助兵衞をして攻めしめ卽日城を屠る。勘次郞城外に遁れ山下の一の谷と云處にて自殺す。墓今にあり。里民は保鹿仙千代の墓と云ふ。仙千代は保鹿藤内が子也。一書に、藤内この城に居るとも。
【是里村】岡山より十里五町。▲山鳥城址。浦上の家臣平賀大進が古墟也。
【草生村】【河原屋村】岡山より六里十八町。
【福田邑】岡山より八里二十三町。
▲西の方の山に、小原源次兵衞と云ものゝ宅址あり。
▲昔眞福寺と云ふ刹あり。何れの年にや廢せり。

仁堀莊　和名抄には此鄉名みえず。

【仁堀西村】▲龍天山。高山なり。備前五山の一なり。
▲布施神社。所祭布施氏の祖神大彥命也。神名帳にみえたり。
▲加茂神社。祭田百五十石。延喜式神名帳に鴨神社三坐と云ふ是なり。
▲城址。雲州尼子の家臣、羽床大和守古居なり。
【仁堀上村】▲妙法寺。永祿年中羽床伊賀守建立。▲德近古城。平尾源吾と云ふものゝ古居也。
【仁堀中村】岡山より七里。▲明石城址。主將の名しれず。

【河原毛村】岡山より六里十八町。　▲梅枝城址。主將の名しれず。

【西勢實村】岡山より七里十五町。　【廣戸村】岡山より七里。

【小鎌村】岡山より七里四町。

【中勢實村】岡山より八里。大武墳と云ふ古塚あり。何の故と云ふことをしらず。

▲長佐古城址。高松祐膳と云ふもの丶古墟也。

【沓石山村】同上。

▲高福寺と云ふ刹あり。境内に石あり形沓に似たり。ゆゑに地名とす。

【戸津野村】岡山より八里二十六町。　▲天王宮。所祭素盞嗚尊。

【上鹽木村】岡山より七里十八町。

平岡郷　和名抄には此郷名みえず。

【石上村】岡山より五里二十七町。

▲布都靈神社。祭田二十石。所祭蛇麁正の劍なり。一名蛇唐鋤の劍と云ふ。又日本紀の第四一書には蝿斫と云ふ。此祠は神代の創造にて天下第一の舊社也。神名帳に石上布都之魂神社と云ふ是也。唐鋤の劍と云ふは素盞嗚尊出雲國（當國簸の川上とも）にて八岐の大蛇を斬るの劍なり。其劍人皇十代崇神天皇の御宇大和國山邊郡に遷され石上布都宮と云ふ其舊社なり。

日本書紀神代卷曰、（上略）既而諸神（神とは尊貴の稱今諸侯を何守と云其遺稱也。）嘖素盞嗚尊曰汝所行甚無頼、故不可住於天上（天上とは帝都、又は皇宮を云なり。）亦不可居於葦原中國（葦原とは、日本の古名中國とは畿内のこと）宜急適於底根之國（根の國とは、北國のことなり。根は子に同し雲州を云ふか。）乃共逐降去。于時霖也。素戔嗚尊結束青草以爲笠蓑而乞宿於衆神、衆神曰汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我遂同拒之。是以風雨雖甚不得留休而辛苦降矣。是

時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上。時聞川上有啼哭之聲。故尋聲覓往者、有一老公與老婆中間置一少女撫而哭之。素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶。對曰吾是國神也、號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姫。所以哭者、往時吾兒有八箇少女、毎年爲八岐大蛇所呑、今此少童且臨被呑。無由脱免、故以哀傷。素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以女奉吾耶。對曰隨勅奉矣。故素戔嗚尊立化奇稻田姫爲湯津爪櫛而挿於御髻、乃使脚摩乳・手摩乳釀八醞酒、幷作假庋八間（さすきとは假屋のこと也。）各置一口槽而盛酒以待之也。至期果有大蛇頭尾各有八岐、眼如赤酸醬（あかかゞちとはほゝづきのこと也。）松柏生於背上、而蔓延於八丘八谷之間、及至得酒頭各一槽飮、醉而睡。時素戔嗚尊乃拔所帶十握劒寸斬其蛇。至尾劒刄少缺、故割裂其尾視中有一劒。此所謂草薙劒也。素戔嗚尊曰是神劒也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也（天神とは天子と云が如し天照大神をさして云ふなり。）然後行覓將婚之處、遂到出雲之淸地焉、乃言曰吾心淸々之於彼處建宮云々。

其蛇を斬るの劒を、同神代卷第二一書に號曰蛇麁正、此今在石上也とみえ、又第三一書に、其素戔嗚尊斷蛇之劒、在吉備神部許也、出雲簸川上山是也とあり。又第四一書に天十握劒、其名天羽々斬、今在石上神宮とみえ、又神社啓蒙曰、當宮素戔嗚尊、斬蛇之劒號韓鋤也。祭以爲神靈神紀所謂其素戔嗚尊斷蛇之劒今在吉備神部許、又曰其斷蛇之劒號曰蛇之麁正、此在石上者是也。因功則名麁正、據形則號韓鋤、所謂異名同物、崇神天皇御宇奉遷大和國山邊郡とあり。是皆當所石上をさして云る也。然れば實に神代の草創にてこれより舊きはなし。伊勢内外の祠廟と雖も、崇神天皇の御宇に鎭坐ありし也。大和の石上は、これ啓蒙にみえたる通り、此石上を遷せしなり。

其劒を唐鋤と云こと、唐とは柄或は輕なり。輕をからと云は、輕野舟を云を野舟と云が如し。（からの丶舟を訛つてかれの丶舟と云ふ。）足輕山を足から山と云も又同じ（今足輕山を足柄山と云、其山の木にて作れる舟は足輕きゆゑ山の名とす。）日本紀にも、枯野は輕野の訛也とみえたり。鋤とは劒の古名なり。ゆゑに刀室をさやと云こと、さびやの中略也。又一說

には、啓蒙に據レ形則號ニ韓鋤一とあれば、其形唐土の鋤(スキ)に似たるゆゑカラサビと云ふを、唐鋤と書たるものか、さればカラスキと云一名あるなるべし。麁正とはアラとは美稱の辭、正とは其劍の精工堅利と德とを云ふ。蠅斫とは蛇斫の誤とも、又此劍に蠅飛來りしに二つに斫れたり。これに因て名くるとも云と云へり。

素戔鳴尊蛇を斬たもふ簸の川上も、備前國北石上の邊なるべし。書紀一書を原として忌部正通の說其外古書に往々みえたり。土肥氏吉備地理に、日本紀第三一書に其素戔鳴尊斷レ蛇之劍在ニ今吉備神部許一出雲簸川上山是也一これを忌部正通口訣に註して、吉備神部許者、備前國石上布都魂神社簸川山是也。殺ニ大蛇一地也と云ふを引て云く、正通如レ此註せしは古き日本私記數部ありし世なれば、是等の慥なる說によつて書し故に此說よく叶へり。されば此に抄出せし書紀の詞も、皆備前國石上の事跡にて、脚摩乳・手摩乳・奇稻田姫ともに此石上の人にて、然して後行つゝみあはせし處は、いづく宜しかるべしとて、遂に出雲國淸の地に到り玉ふと云ふ。此淸の地に宮居し玉ふは、大蛇をきり玉ひし後遙に年を經てのことにて同時のことに非ず。かくあれば日本紀に出雲國簸の川上に到至とある、正通の說によりて、出雲の二字備前と置替てみて、其事理よく通ずべし。是を明にせん爲に、正通口訣を元にして左に註す。當國石上簸の川上にて大蛇を切り玉ひ、則ち劍をば此社に納め玉ひ、靑草の蓑笠を脫捨て玉ふ。今の三野村笠井山などの名は此に起るにや。又津高郡上市場高祖山の麓を神原と云ふ。其所の民間の口碑にも素盞鳴尊宮居し玉ふ處と云ふ。今に其地を深くほれば、時として土器など出ることありとぞ。

扨當國にしばらく住玉ふに、此國の民勇猛に恐れて隨ひ奉りければ、夫より備中備後を征しけるに、備後にて御軍敗れしことと有て、其難をさけて巨旦將來が許によりて宿を借玉へどもかし奉らず。其兄なる蘇民將來を賴み玉ひけるに、其家至て貧しけれども、かいがいしく宿を奉りて粟柄を

しきて座とし、粟飯をもり饗として一夜を明し宿り玉ふ。又これ備後風土記二十二社紀等の說也。扨蘇民將來が許を出て、南海西に趣き玉ひ、治て新羅國曾尸茂利の地迄至り玉ひ、二十一年を經て、再び備後蘇民將來が許に飯り玉ひ、巨且將來其外惡神を討て其國を治め玉ふ。これ金烏玉兎集二十二社記の說なり。かゝる功業年を經て終りぬれば、出雲淸の地に宮居し玉ふなり。右に註する古典どもを考れば、日本紀に記し玉へるは、簸の川上にて大蛇を斬玉ひしことを記して、其後の中間二十餘年のことどもをば略し玉ひて、行つゝと云ふ詞に是等の年月をこめて、終に出雲國淸の地に宮居し玉ふことを記し玉ひしとみえたり。今に備後國祇園宮は此尊幷に稻田媛八王子の三坐を祀る也。是等を以て考るに備前石上たること疑ひなし。此混ぜし元は、當國に簸川あり、出雲に肥川あつて、其唱へ同きがゆゑ也。又按に素戔嗚尊を日神のやらい出し玉ふとみえたれども、其實は西國を治め玉ふべき勅を受下り玉ひしことなるべし。故に神靈の神劍を賜ひしなり。後世にも節刀を賜はるに同じ。よつて按に霖雨の時にて靑草を蓑笠として下り玉ふは、卑賤の貌にやつして敵國へ忍び入るの計策なるべし。右の說尤據あり余も此說に從ふ。右に云へる通り、日本紀に出雲國とし、又同一書には吉備國とす。又第二一書には素盞嗚尊安藝國可愛川上に下り玉ふて大蛇を斬り、是の後稻田姬と出雲簸川上に到り玉ふことみえたり。これ簸川は備前出雲兩國に在るゆゑ混じ誤りて出雲とし又は備前とし兩說起れり。安藝國とするは是又別に一說なり。土肥の說の如く本書の行つゝと云により、又第二一書に紀す次第、備前簸の川上にて蛇をきり、其後出雲の簸の川上に到り玉ひしなるべし。其年序相つづき番名相同じき地に到り玉ひしゆゑ混ぜり。又往古は美作國はなく、（元明帝和銅六年備前六郡を割て美作國を置れし也。）出雲・備前の境至て近く兩簸の川も甚相近し。備前簸の川の源は伯州日野郡鳩ケ原より出て、出雲簸川の源も伯州境より出、其兩簸川の源其間相隔ること僅に五六里許なり。これ等により、其混同亦相生じ易し。

簸川と云は、今の西大川のことにて旭川なり。簸川とは吉備國を往古には寸簸國とも書くゆゑ、寸簸川の上略なりと云ふ。古事記の景行帝紀には氷川に作る。中古此川を箕川と云も、其義相通ぜり。簸箕二字ともに同義の字にてミと訓する字なり。簸の川と云を訓によみてミの川と唱へ、箕の字に轉じたるならん。委くは初冊簸川の部三野郡笠井山三野村の部に記せり。合せ考ふべし。

【佐野村】岡山より五里十八町。　▲龍王宮。所祭高雷龍神。

【大松山村】岡山より六里。

▲八幡宮。不正の神なれば、正徳年中大多羅村に遷さる。

【平岡西村】岡山より五里七町。

▲城址あり。何の頃何人の居住と云ふことをしらず。又宅址あり。松田屋敷と云ひ松田某の宅地也。子孫民間にあり。

【矢知村】岡山より五里十八町。

▲城址二ケ處あり。何の頃何人の居壘と云ふことをしらず。

【寺部村】岡山より五里七町。

【新莊村】岡山より五里。　▲大梵天王。所祭天御中主尊。

▲多賀社。正徳年中、大多羅に遷す。

▲松撫城址。明石飛驒これに居る。又浦上伯耆古城なりとも。

▲西谷城址。松田彦次郎が壘址なり。其後裔民間に下り城址に住す。浦上宗景の感帖三通・村宗の感状一通・浮田直家の帖一通所持す。

今度於作州有鋒撮被抽粉骨之段、神妙候。御恩賞之事、遂上聞追而可申請候。恐惶謹言。

十月二日　　　　宗　景　花押

松田彦次郎殿

先度於二北庄表一（將カ）敵庄討果之由御忠儀に候。彌御心掛肝要に候。番濊人方可レ被レ申候。恐惶謹言。

十月十二日　　　　浦上與次郎宗景判

松田彦次郎殿御同所

今朝朝敵至二其構相働候處一、堅固被二申付一、殊に卽座に追崩數輩討捕候段御忠節々々々。

七月二十日　　　　浦上宗景　花押

右の外三通これを略す。

【中畑村】▲城址。何人の舊壘と云ことをしらず。

【伊田村】岡山より四里十八町。天平勝寶六年十月畿內七道諸國に、射田を置かるゝ事史籍にみえたり。又延喜式に、射田二十町、近江國八町・丹波國六町・備前國六町、大射の射手調習の資に充つとあれば、此伊田は射田にて有しを、後世誤て伊田に作るなるべし。

▲うな山城址。松田の麾下、長崎四郎左衞門が古居也。

▲殿谷城址。平家の侍難波次郎常遠・同六郎常俊が苗裔難波將監經尊より、代々此城に居る。八郎左衞門經定の世に至て、直家の爲に落城し直家の家臣となる。文明の頃、難波掃部助・同十郎兵衞行豐（掃部が弟也。）同四郎左衞門。同八郎次郎と云ものあり、經定が先祖なり。其子孫民間にあつて赤松政則の判物數通所持せり。

上總佐事爲二上意一被二仰出一之條申候處、嚴密致二其沙汰一仕候。神妙至候。於二恩賞一者可二相計一

候。

十月九日　　　　　政則　花押

難波重良兵衛殿

右は上總佐を討取しときの感狀なりとぞ。重良兵衛政則へ訴訟の狀如ㇾ左。竪紙にて裏の續目に重良兵衛加判二つづゝあり。始めに一見候畢として判あり。これは政則聞届けられ判形をすべて返されたるなるべし。

一見候畢　花押

軍忠狀　難波重良兵衛行豐謹而言上。

一、長祿年中御出頭最前企ニ參洛一、翌年春宇野上野入道備州新田庄被ニ差下一之時屬ニ彼手一馳下、同六月十九日、於ニ三石一合戰、行豐手始仕、山名相模守被官軍大將足立庄左衛門尉頭討取訖。依ニ其軍利一庄內悉入ニ御手一訖。御感狀、幷上野入道證狀等、去年備ニ御一覽一訖。忠儀不ㇾ可ㇾ有ニ其隱一事。

一、就下斯波義敏與ニ義廉一家督相論之儀上、洛中暫不ㇾ穩之時、最前企ニ參洛一於ニ本能寺一日夜勤ニ御番一、翌年五月二十六日山名右衛門督入道御退治之始、於ニ一條大宮一合戰抽ニ粉骨一、御感狀拜領之事。

一、同六月八日、於ニ一條佛心寺前一合戰、幷二十五日於ニ武衛一構ニ合戰一等抽ニ粉骨一事。

一、同年五月、播磨國雖ㇾ入ニ御手一、備州事於ニ福岡一小鴨大和守構ニ要害一國中相踏急度御退治難ㇾ叶之間、行豐於ニ京都一浦上美作守相談、愚兄掃部介幷同名等可ㇾ致ニ計略一之由申下之所、小鴨一族被官等爲ニ山名修理太夫調談一、美作國打越之所、掃部介幷同名等、於ニ路次一懸合、宗徒之者十四人討ニ捕之一。依ニ其利一國中御被官衆同心差寄、小鴨殿追散之刻、鹿田菅一族等此方御勢令ニ合力一訖。然鹿田菅依ニ軍功一落居由申掠、守護職競望之所、愚兄掃部介、沼田越中入道合戰、國次第一注進之條以ニ其狀一浦上美作守依ニ申披一細川京兆被ㇾ退ニ彼等競望一畢、忠儀作事。

一、於二三條殿燒跡一細川京兆御勢與二大内勢一合戰之時、行豐令二合力一粉骨之條可レ有二御感一之由、京兆以二使者一被二中入一事。
一、有馬總州御退治之時、抽二粉骨一、御感之御書頂戴之事。
一、於二醍醐山崎御陣一抽二粉骨一御感之御書頂戴之事。
一、應仁四年正月十四日、於二美作國鴛淵山一合戰之時、愚兄九郎左衞門尉・同掃部介子兩人同名三人悴者四人、其外中間等以上拾餘人令二討死一、御感之御書雖レ令二頂戴一其子于レ今無二御恩一事。
一、行豐於二備州一雖レ令二小所拜領一浦上美濃守散合、及二每度一最少所之儀無二其隱一訖、剩不レ應二所務一之時、恐レ有レ之堪忍旣事々安心訖。預二御恩賞一者、彌可レ專二忠義一、先以軍忠之義下二給御判一爲レ備二子孫之龜鏡一、粗言上如レ件。

文明十三年四月七日　　難波十郎兵衞尉行豐

進上　御奉行所

右の古文書誤字遺脫甚多し。見る人尤むるなかれ。又彼が家に經遠が大刀を所持す。長三尺一寸五分、古備前友成の作なり。

【川高村】　岡山より三里十八町。　▲民多く三折鼻紙を製す。
【矢原村】　岡山より四里十四町。
▲此地に產する牛蒡甚だ肥大、味亦美にして、他所のものに勝れり。
▲昔宗祐寺と云ふ寺あり。何れの頃にや廢せり。
▲城址。松田元成の家臣、楢村亦四郞と云ものの古居也。其前は浦上の家臣これに居る。後服部勘介と云ふものこれに居る。亦四郞は楢村與三兵衞が子なり。

竹枝莊　和名抄には此鄕名みえず。

【太田村】　岡山より七里十八町。

▲白石城址。下谷と云ふ處にあり。田淵十良左衞門氏光が古居なり。其後松田の家臣橋本某、又は佐藤修理これに居る。松田滅亡のときは横井某をる。直家の時は岡豐前これに居る。

▲下谷に妙圓寺と云ふ佛刹あり。昔此寺に日本晦望錄・備前風土記・日本私記・和氣譜・民部省例等の書數部あり。晦望錄と云は吾邦往古の曆方なり。全部十五卷。風土記は備前國中の地理・產物・人物・古談等の逸事を記す。全部十一卷。私記は和氣氏に上古より記傳する處の史書全部三十卷。和氣譜は和氣代々の家譜也。全部五卷。民部省例は朝家の舊禮・古事・諸家の美談・逸事等のことを記す。全部二十卷。みな絹地錦表玉軸なり。是みな和氣淸麻呂の著述にて、和氣廣蟲・和氣廣世等の書なりとぞ。惜いかな此寺元祿五年の春回祿して、此書卷悉く灰燼となる。其書もと石上訶靈神社の社藏なり。淸麻呂自ら納むる所也。然るに應永の頃、松田元成下知して此寺に納むるもの也。

【吉田村】　岡山より六里。

▲蓮光寺。津高郡鹿瀨村の城主丹生民部建立す。永祿年中松田左近將監元成再興す。

▲社林の內に、丹生民部と云ふものゝ墓あり。民部は永祿の頃直家の臣なり、津高郡鹿瀨村の城に居る。

【土師方村】　岡山より五里十八町。　▲城址あり。山口與一兵衞が古居なり。

【小倉村】　岡山より五里四町。

津高郡

其地東は大川を限り、本州赤坂郡・作州久米・南條郡に隣り、北も亦作州眞島郡に境す。西は備中國上房・加陽の二郡に及び、南は金山半田山の陰を負ひ、西に遶て三野郡に連り、南方海に達す。廣さこと南北十一里、東西二里或は三里餘。一の宮・白石・今保の地にては僅に四五町、或は十町計に蹙る。郡中南地は山少く、此地は巒岳多く避遠なり。其部內五郷一莊に分ち、聚落九十五村あり。其民質朴風俗野鄙なり。

▲宇甘河。水源備中國上房郡田土村より出、處々の溪流合し東流し、本郡加茂市湯村にて下土井川に合ひ東南に流れ、虎倉村にて南し、紙工村にて又東に屈し、金川村に至り大川に入る。流程六里。里民の説に、宇甘川とは鵜飼川の誤り也。往古漁夫多く此川にて鵜を操ふゆゑ、其名ありと云ふ。按るに宇甘鄕の川なれば名くるものか。

▲恩木川。一名豐岡川。源は作州眞島郡上山村より出、本郡杉谷村を經て尾原にて屈し、東に流れ小森に至て大川に入る。

▲篠ヶ瀬川。水源菅野より出て南流し、首部村にて西北に屈し、野殿邑にて南に向ひ、今保邨にて海に入る。

▲官道。一の宮村より西辛川を經て備中加陽郡板倉に至る。和氣郡三石舟坂峠より此に到て行程十一里二十町三十間。岡山より一里三十五町三十間。

▲古官道。篠ヶ瀬を渡り首部邑・東楢津村・山崎邑を經て、西辛川村に到り備中板倉に達す。是天正

已前の驛路なり。委くは初卷に記す。

馬屋鄕 和名抄に驛家鄕と云ふこれ也。

【花尻村】▲八幡宮。治承年中宇野武則と云ふ殿上人、平相國淸盛の無道を避て此村に來り草創すと云ふ。

▲宇野則武の墓あり。傳記上にみゆ。一本に則武は尾上村車山の城主とも云ふ。

【今保村】▲宅址あり。里人松田の城址と云ふ。將の名未だ不レ考。

【尾上村】▲宅址あり。美濃權介佐重が古墟なり。佐重は太平記に一の宮の在廳とみえたり。建武の亂に義助舟坂山を攻しとき、降人となり宮方に屬す。

▲古塚八つあり。何の故と云ふことをしらず。

【野殿村】▲古城址。慶長年中、宇喜多左京これに居る。

▲此邑の河に產する鮒、其大なるもの尺より尺二三寸に至る。味美なること亦他產に勝る。

【白石村】▲古墓あり、宇喜多塚と云ふ。按に野殿の城主宇喜多左京が墓にや。

【久米邑】

【一ノ宮村】▲一品吉備津宮は、人皇十代崇神天皇の時、始て鎭坐の祠なり。祭る神は正殿に彥五十狹芹日子命 又の御名を大吉備津彥命と云ふ。 稚建日子命 一の御名を若日子建吉備津彥命と云ふ。 倭國香妃 命の御母也。一の御名倭國阿禮媛。 相殿には大日本根子彥太瓊天皇 人皇七代孝靈天皇なり。吉備津彥の父皇也、 大日本根子彥國玖琉天皇 吉備津彥の御兄、人皇八代孝元天皇なり。 雅日本根子彥太日々天皇 吉備津彥御從弟、人皇九代開化天皇なり。 御眞木入彥天皇 人皇十代崇神天皇なり。 大足彥天皇、人皇十二代景行天皇なり。 已上八座。又延寶五年勝入公を輝武命と神號あり。輝政公を火星照命と神號し奉り相殿に祔し奉る。合て九座。或は五十狹芹彥の御子吉備津武彥命を合て十一坐なり。末社都て八十社、吉備の宗廟鎭守なり。永祿五年十一月、

松田左近將監元堅、日蓮宗を信じ領內の人民をみな其徒に入る。社人其命に不ㇾ從を以て、宮殿を放火す。慶長五年、宇喜多秀家造營あらんとせしに、關ヶ原の一亂にて柱礎のみにして止む。同六年金吾秀秋になる。然れども諸殿外圍等不ㇾ全。同九年國淸公御造營あつて悉く如ㇾ舊備る。同九年忠雄公拜殿御造營。元祿年中曹源公本社を初め不ㇾ殘御再建あつて今に至る。

社領三百石。內百六十石社地境內・百石社務大森王藤內左衞門・五十石祝部大森帶刀・八石五斗上官淺野伊織・上官大森筑前・二十石百姓免屋敷・七十五石五斗社人二十六人・三十石神力寺。彥五十狹芹日子命は、大吉備津彥命と號し奉る。人皇七代孝靈天皇第三の皇子也古事記、第五の皇子。御母は倭國香妃なり。命武略に長じたまひ、勅命を受けたまひ吉備國の逆賊を征し、永く此國に封ぜられてましませり。稚建日子命は一の御名を若日子建吉備津彥命と號す。五十芹彥の御弟なり。御母は蠅色戶妃なり。皇兄五十狹芹彥と共に吉備を征したまひ、此國に封せられて居玉へり。吉備津武彥命は、五十狹芹大吉備津彥命の王子なり。人皇十代崇神天皇十年秋九月、西海道の將軍に任せらる。是本朝將軍の權輿なり。命智勇絕倫、反者武埴安彥の妻吾田を擊て中國西國の逆徒を征し、出雲振根が罪を正してこれを斬る。其功甚だ碩也。三命の傳三部の本書にみえたり。委くは人物の部に記す故、大森筑後より書上の寫如ㇾ左。

（此處の記事第一冊八十五頁、『和氣絹七十一頁』の記事と同一に付、今之を省略す。）

祭禮每年九月中の申の日也。其翌日三番の流鏑馬あり。昔は五十番ありしとぞ。社人これを務む。此日又諸國より伯樂多く集り馬を賣る。本藩の御用にも求められ、諸士の用にも充つ。又月日には牛市あり。又六月廿八日祭事ありて、此夜御田植とて苗を植う。世にこれを吉備津の御田植とて、何人の植ると云ふことをしらず。神怪なりとす。其實は深更に社人どもも人のみざる樣に植るならん。其穀を以て年中の御供に具ふ。

此祠尤舊社なるゆゑ、古人の判物多し。將軍頼朝卿・足利義教卿・北條泰時・松田權頭・同元隆・島村入道宗語・江見河原宗淸・浦上掃部頭宗隆・同村宗・金吾秀秋・小早川隆景・狩野駿河守勝宗等の在判、已上十二通。又尊氏卿奉納の陣鉦あり。銘年號月日を記せり。

末社の內子安明神は、慶長十四年四月、芳烈公御誕生に付、興國公の御立なり。

此祠の邊り風光よき處なり。縉紳家八景の歌あり左の如し。

〇瑞籬櫻花　　阿野權大納言藤原公緒

しらゆふのいろに柳もみかゝれてあまた櫻のさける瑞籬

〇池上秋月　　押小路正三位實岑

うつりてるひかりもきよき秋の月神のみまへの池の鏡に

〇高嶺朝日　　久世光祿大夫通夏

山高き峰よりいてゝ見るうちにのぼる日かけそ空にくまなき

〇岸頭楓樹　　六角金紫光祿大夫益通

くれなゐの梢を色に折かけてあやなす波のかけ淸きかな

〇平田稻花　　石山參議師香

なかむるにたのものほなみ色つきてやゝ秋寒し山おろしの風

〇林間宿鳥　　左權中將藤原師季

かけしけきかた山林くれことにねくらあらそふ村鳥の聲

〇岡邊白雪　　綿織霜臺御史中丞從久

岡の名の尾上のほかのをの邊まてはなのさかりと見するしら雪

〇行路旅人　　冷泉右衛門督爲久

世にひろき神のめくみは瑞籬の外面の道の往來にもしれ

右の歌從三位實積卿の跡あつて、一卷として當社にあり。

神官大森筑後は甚だ舊家なり。賴朝卿富士の牧狩のとき、曾我兄弟に討れし吉備津宮王藤內が子孫也。此家に將軍尊氏・足利持氏・浦上宗景・大閤秀吉公・宇喜多直家・同秀家・小早川隆景・松田丹後前司・浮田忠家・成羽出羽守等の古文書、都て十一を藏せり。

洛東建仁寺の開基千光國師は、初め當社の祠官也。則ち曾我兄弟に討れし王藤內が兄也。名は榮西と云、葉上僧正と稱す。禪宗の始祖也。又壽永三年三月、讃州屋島の戰に惡七兵衞景淸に冑の錣を引切られたると云へる源氏の士美尾屋四郎は、かの王藤內が弟なりと云ふ。共に人の部に詳にす。

▲吉備津彥命の墓陵。宮の上なる山上にあり。周圍數百歩の大陵也。

▲神宮寺（一の宮の南にあり。）の門前に、新大納言成親卿の墳瑩あり。大なるからふと有て、上に五輪の石碑を建つ。成親卿は故中御門藤中納言家成卿の三男にて、少將成經の父なり。成經・俊寬・康賴等が反計に與しければ其罪に坐せられ、治承元年六月備前兒島に配流せられ、其地海船の往來繁く惡かるべしとて、後備中吉備の中山向來寺（此寺廢して今はなし。）に遷され平家の士妹尾太郎兼康に預けらる。同年八月十九日、淸盛私に兼康に令して、有木の別所にて欺て百仞の蜓に隕して失はしむ。已に其處に葬りしを、成經遠島赦免あつて、歸京の時此地に至り、今の處に改葬せられしなり。吉部秘訓にもしか云へり。

▲尾上村の境山の尾崎に宅址あり。里人昔よりひだやしきと名付く。按に盛衰記にみえたる成親卿配所の地たる、ひだの如意尻と云は此地なるべきか。

▲吉備中山。一の宮後背の山なり。備前・備中兩國の境なり。山の頂より東西に分て、西は備中に屬し東は本州に屬す。四方平田旋て他に連らず、ゆゑに中山と云ふ。古歌に詠める吉備の中山これな

り。一名神南備山とも云ふ。又歌に吉備の小山とも、鄙の中山ともよめり。其歌左の如し。

古今　まかね吹吉備の中山帯にせる細谷川の音のさやけさ

後拾遺　たれかまたとし經ぬるみをふりすてゝ吉備の中山越んとすらん　清原元輔

金葉集　鶯の鳴につけてやまかねふく吉備の中山春を知るらむ　修理太夫顯輔

新古今　ときはなる吉備の中山おしなへて千とせを松の深き色かな

新千載　思ひたつ吉備の中山とほくとも細谷川の音信はせよ　三條資連

まかね吹く吉備の山風打とけて細谷川の岩そゝくなり　後鳥羽帝

拾玉集　舟とめてちきりし袖のゆかりにはけふもなかむる吉備の中山　大僧正慈圓

春くれば細谷川にちりつもる色もてゆくか吉備の中山　伊綱

苗代に細谷川をせきとめて吉備の山田は帯を引なり　公朝

まかね吹音絶にけり五月雨の日數ふり行くきびの中山　道經

眞金吹吉備の中やま夏くれはすたく螢の影そ少き　爲忠

夏蟲の細谷川をてらす夜は玉の帯するきびの中山　仲正

雪ふかみ吉備の中山跡絶えてけふはまかねを吹そわつらふ　俊惠法師

春のくる氣しきは空にしるき哉吉備の小山の峰の霞に

麓まて峰の嵐やすさふらん紅葉散くる吉備の中山　經信

冬くれは細谷川に氷して玉の帯せる吉備の中山　實家

谷川の氷の帯や結ふらん音こそきかね吉備の中山　西園寺

春くれは麓めくりの霞こそ帯とは見ゆれ吉備の中山

春は今吉備の中山霞むなり細谷川の氷とくらん　後柏原帝

右の外歌尙多かるべし。細谷川は今は埋れてなし。其跡も亦定かならず。又往古には、此山に鐵を産せしと云へば、後年採盡して今はなし。此山備中境にあり。凡備中國の鐵他國のものに勝り美にして堅强なり。往古には多く出て、天下に名ありしなるべし。庭訓往來にも備中鐵とあり。別して此中山に生じたる鐵最よかりしにより、右の歌枕詞に眞金吹と云へり。眞金と云ふが則鐵の名、吹くとは生ずる也。古備前刀は、此山の鐵にて鍛へしとぞ。其精工堅利なるは、鍛人の工なるのみならず、其鐵の勝れたるにもよる乎。

【西辛川村】　古へ官道の驛なり。ゆゑに此郷を馬屋郷と云ふ。延喜式に津高驛とみえたるは、此村なるべし。太平記に足利左馬頭直義、備中福山の敵を追落し、其日唐皮の宿に逗留すと云も、源平盛衰記篠ヶ迫落城の條に唐河と云ふも此村なり。

▲此村の田野の中に、古塚都て二十六あり。皆傳說詳ならず。按に壽永の亂に、木曾義仲篠が迫の城を攻落し、妹尾太郎兼康を備中迄追討にすと盛衰記にみゆ。又建武の亂に（建武三年四月）足利尊氏九州より攻上るとき足利左馬頭直義備中福山城を攻落し、大江田式部大輔を追討にす。太平記に備中福山城に大江田式部大輔籠りけるが、五月十五日直義に攻落され、城を落て備前三ッ石の勢と一とならんと板倉の橋を東へ落行に、敵二三千騎、此彼の道を塞て打留んとす。四百騎の者共遁れぬ處ぞと思ひ切たることなれば、近付敵中へ割て入駈散し、板倉川の邊より唐川邊、十餘度迄戰ひけれども、恙無て五月十八日の早旦に、三ッ石の宿にぞ着ける。左馬頭直義は、福山の敵を追落して、事始よしと悅こと不斜、其日一日唐河の宿に逗留あり。頸の實檢ありけるに、生捕打討死の首千三百五十三と註せりとみゆ。又天正七年八月小早川隆景一萬五千餘兵を率て、當國に打入る。直家浮田忠家に命じて防がしむ（忠家人數は千余。）一の宮の邊より此邊迄爭戰あり。小早川敗走して死傷甚多し、共に皆其戰死の士卒を葬るの古塚ならんか。

【山崎村】▲宅址あり。松田の臣橋本五郎左衞門が古居なりと云ふ。
【辛川市場邑】▲此村に古城址あり。將名しれず。又田中に塚五つあり。其故をしらず。
【大窪村】▲宗像神社。祭る神、筑前宗像に同じ。神名帳に宗形神社と云は是なり。
▲城址二ッあり。一は大膳城と云ふ。共に將の名しれず。又古塚七ッあり。其故をしらず。
【長野村】▲龍王山と云山あり。大閤秀吉公備中高松のとき陣所なりと云ふ。
▲大膳山に城址あり。今田右衞門と云ものゝ荒壘なり。右衞門を一に大膳とも云ふ。
梨子が原に、昔、長寶寺と云一刹ありしに、永祿年中轉廢す。其廢地に地藏の像あつて、此處にて每年十月二十五日より數日の間市をして刀劍を商ふ。是を地藏の市と云ふ。然るに何の頃にか此地藏を採去て、備中高松の鄕和井本村に遷し、其市も其村にてあり。
【今岡邑】▲昔此邑に宗善寺と云ふ一刹あり。寛永年中退轉す。此寺に日蓮上人の眞蹟の蔓陀羅一軸あり。廢後他邦の物となれり。
▲呼坂と云處あり。此地に古塚あり。建武の亂足利直義辛川に鬪し、其戰死の者を葬れる塚なりと云ふ。
【松尾邑】▲古塚二つあり。其故をしらず。　　【礒ケ部村】▲古塚二つあり。其故をしらず。
【池谷村】▲塚二つあり。其故をしらず。
【西室村】▲昔、妙雲寺と云刹ありしに、寛文年中不受不施に依て退轉す。
【清水村】▲昔、清水寺と云佛宇あり。寛文年中退轉。同上。
【佐山村】▲昔、法林寺と云刹あり。寛文年中退轉。同上。
【芳賀村】▲生大明神の祠下芳賀にあり。所祭神、一言主神なり。
▲昔、妙傳寺・東福寺と云二刹あり。寛文年中不受不施にて退轉せしむ。

▲金山寺の開基報恩大師は此村の產也。其傳委は人物の部に記すゆゑ此に略す。
▲當村の內枝村の和田と云處の山に奇石二つあり。男岩・女岩と名づく。人男岩に登て呼ば女岩卽ち答へ、女岩に上て呼べば又忽ち答ふ。恰も人の應ずるが如し。最も奇也。是勢州鸚鵡石の類なるべし。
【横尾村】▲古城址あり。天正年瀨原佐渡と云ものこれに居る。
【深溺村】
【楢津村】▲昔、寶仙寺・道泉寺と云ふ二寺あり。寬文年中不受不施に依て退轉せしむ。
【日應寺邑】▲日恩寺今は日應寺と云ふ。昔は眞言宗なりしに、松田左近將監日蓮宗に改む。
▲宅址あり。海野將監が古居の遺基なり。
【首部村】▲古塚あり。昔よりこれを首塚と云ふ。村の名もこれに依れるか。傳說詳ならざれども、予按に、壽永の亂に木曾義仲篠ヶ迫の城を攻落し、備中迄妹尾太郞兼康を追討にせしことあり。但し首は備中板倉鷺の森に懸ると源平盛衰記にみえたれば、其首塚にあらず。又近くは天年中毛利宇喜多の戰、一の宮辛川の邊にありたれども、首は三野郡津島村に葬ると云へり。然れば建武三年五月足利左馬頭直義備中福山の城を責落し、辛川の宿迄大江田式部大輔を追討にし、首を斬こと千三百五十三級、辛川に一宿して實檢ありしこと太平記にみえたれば、其首塚にやあらんか。又一說に吉備津彥命逆徒を征伐せられし首塚なりとも、或は又日本武尊穴戶の惡神を征伐せられし首塚なりとも云ふ。何れか其可をしらず。
▲昔、法久寺と云ふ一刹あり。寬文年中退轉す。

津高鄕

【菅野村】▲妙福寺。寛文年中退轉。
▲城蹟あり。文明年中松田の家臣、横井土佐守と云者これに居る。
【中野村】此村の古名は黒澤村と云ふ。▲昔、當高寺と云佛刹あり。寛文年中退轉。
【横井上村】▲昔妙現寺・遠久寺・光仙寺と云三寺あり。遠久寺は今の田中の地にあり。寛文年中三寺共邪宗を修す。依て退轉せしむ。
【富原村】古名西原と云ふ。
▲本明寺。▲圓明寺。▲妙本寺。三寺とも寛文年中邪宗を修す故退轉せしむ。圓明寺は大岩の地にあり。本明寺は富谷の地にあり。
▲城址あり蜂山と云ふ。何れの頃にや蜂谷某此城に居る。
【辛香村】
【柏谷邑】▲加茂神社・塵積神社と云ふ祠二あり。淫祠なるを以て、正德二年上道郡大多羅の寄せ宮に遷さしむ。又安立寺・光權寺と云ふ二刹あり。寛文年中邪宗を修するを以て退轉せしむ。
▲城址あり。將の姓名しれず。
【田原村】【高野尻村】
【益田村】古名吉宗と云ふ。▲妙德寺。寛文年中退轉せしむ。
【中原村】▲鳥山の上に城址あり。里民云、妹尾太郎兼康が城址なりと。

宇垣鄕　此鄕名和名抄にはみえず。

【母谷村】▲古塚二つあり。何の故と云ふことをしらず。
▲昔顯照寺と云寺あり。寛文年中退轉せしむ。

【河内村】▲戸倉の城址。民家の西にあり。太平記には德倉に作る。又一書には土倉に作る。此城古くある所の城なるべし。建武の亂に官兵多治見備中守備中松山の城に入る。守護越前守師秀無勢にして戰ふこと能はず此城に引籠ると云ふ。然れども何人の守城たることをしらず。太平記三十八卷に云く、康安二年六月宮方山名伊豆守時氏作州院庄より國々へ勢を分け遣す。備前へは子息左衞門佐師氏二千餘にて仁堀に陣取る。此國の守護の勢松田・川村・福林寺・浦上七郎兵衞行景等無勢なれば、皆城に籠り戰はず。備中へは多治見備中守・楢崎を侍大將にて千餘騎備中新見へ出ければ、秋庭三郞松山へ引入る。仍て當國の守護越後守師秀備前國德倉の城へ引籠るとみえたり。其後何人の居住することをしらず。遙年經て天文・元龜の頃には、松田の長臣宇垣市郞兵衞これを守る。松田家滅亡して直家の老臣遠藤河內守此城に居る。河內守初名喜三郞と云、作州穗村の興禪寺にて三村紀伊守を討しもの也。其功を以て祿一萬石を賜り此城に住す。浮田侍帳には祿四千五百石とあり。別に組士あつて合て一萬石計なるべし。山上に古塚二つあり。何の故と云ことをしらず。
▲本明寺と云寺、富谷にあり、山元寺・本行寺と云寺山條にありしに、共に寬文年中邪宗を修するを以て退轉せしむ。
【吉尾村】▲此村に古き井あり。鹽の井と云、其水の味ひ鹹きこと殆んど海水に同じ。此地海を去ること四里の山中なり。潮水の及ぶ處に非ず。甚だ奇なり。硝石の氣にて然らしむるものか。
▲八幡宮の祠は、松田春山と云人の造立なり。春山は金川の城主松田の祖なり。
▲宗形神社は淫祠なるを以て、正德二年令して上道郡大多羅の寄せ宮に遷されたり。
▲法道寺は邪宗を修するを以て、寬文二年退轉せしむ。
▲古き碑石あり。土人中將墳と云ふ。何人の墓にや。
【中山村】▲山中に大いなる飛泉あり。龍王の瀑と云、又呼て鳴瀧とも云ふ。長五間餘あり。

▲道林寺は、金川の主將松田左近將監元成の草創にて、昔は金川城中にあり。
【小山村】▲岩子の竹は直くして節ひきく、質甚だ美なること他所のものに勝る。又大なるもの圍み一尺餘なるものあり。
▲古塚。里人長門墳と名く。何人の墓と云ふことをしらず。
【野々口村】▲此村は御野郡金山の陰なり。山中磁石多し。得んと欲するものは鐵砂を以て試み分て採るべし。此石必ず鐵山の北に生ずるもの也。此鐵ありとみえたり。昔には鐵を多く掘得たるにや。其跡今にあり。其磁石此村の東の山上に最も多し。
▲此地西の方の麓に硯石あり。其石高田石の如くにして甚だ佳なり。壽國公の御時始て此石あることを知て採出し、高田より硯工を召して多く作らしめられたりしに、此石の年經て盡なんことを惜み又用あらん時に備へんが爲に禁を加へられ、今しも取口に土を掩ひかくせり。
【大坪村】▲山名寺。此寺僧邪宗を修するより、寛文年中退轉せしむ。
▲伯母氏名山と云處に、古塚二つあり。何の故と云ことをしらず。
【大月村】▲本行寺。其傳大坪村山名寺に同し。
【中牧村】▲宗林寺。▲妙興寺。二寺とも、其傳同上。妙興寺は十谷と云ふ地にありし也。
【下牧村】▲古墓。大川の岸にあり。猪股平六が墓也。平六は始め毛利家の侍臣也。後に宇喜多直家に仕ふ。壽永年中源平一の谷の爭戰に、須磨にて越中前司盛俊を討し猪股にあらず。混同すべからず。

宇甘郷　已下十村を都て一郷とす。

【勝尾邑】▲正滿寺。寺僧邪宗を修すゆゑ、寛文年中退轉せしむ。
▲船山城址。民家の南四五町計にあり。山頂一反計の地なり。昔此地に榎の大木十二本ありしゆゑ

十二本木と云ふ。松田部將伊賀左衞門が一子與次郎と云もの此城に居たるに、天正七年棄て去る。其後直家の部將岡但馬此城に居る。但馬は幼名淸三郎と云ひ、龍の口城主稅所元親を擊しもの也。後浮田但馬と云ふ。和氣絹に但馬此城に戰死と云もの不審なり。按に、伊賀左衞門虎倉は龍城のとき天正七年これを築と云ふ。

【草生村】▲常運寺。何れの頃にか廢す。

【金川村】里民の說に、此地大川と鵜飼川との兩間合流せる股間ありて、こゝに城あつて主將松田氏居る。譬へば其形ち全の如し、全は金の字に似たり。仍て此村を金川と云とぞ。

▲此村國相日置氏の采邑にして家士の邸宅あり。又町區あつて少しく繁榮の地なり。

▲七曲大明神。所祭大日女貴尊天照大神なり。天兒屋根命春日明神なり、譽田別尊應神天皇なり。也。祭禮九月十六日也、社記に云、承久年中松田十郎盛朝備前半國を領せしとき相州より勸請。文明年中松田左近將監元成再興すと。此社地の境內に在る內外神社は、延寶四年日置忠明創造す。所祭伊勢の內宮外宮なり。

▲日光山妙國寺は、不受不施法花なり。文明五年一に十二年或は十三年とす。松田左近將監元成の草創なり。元成其弟元滿を出家させ住職とし花光院と號す。住職代々の名如ㇾ左。

日精・日範・日悅・日審・日賓・日詮・日吏・日城・日欣・日航。

然るに此寺松田家滅亡のとき、共に退轉して廢せり。

▲城址。人家の背に在る山上にあり。此山を臥龍山と名づく。獨立したる孤山なり。其形臥龍に似たり。此城を玉松城と名くるは、此城地に生ずる松樹他所のものに勝り、日向松の如く、其質理甚美なるに依れるにや今尙ほ其材用ゆるに堪へたり。此城は相州の士松田十郎盛朝、承久の合戰に功あつて此地を賜り、承久年中此城を築き、孫次郎元光に至るまで子孫十二代これに居る。其名の古書に見たるもの如ㇾ左。

松田十郎盛朝、（初相州の人、田原藤太秀郷の末流と云ふ）松田春山、松田七郎太郎重經、松田左近將監重明、（太平記に備前國住人松田左近將監重明は、清和天皇十五代の孫松田七郎太郎重經が男也と云ふ。）松田權頭盛朝（建武の頃の人、一の宮に判物あり。）松田太郎重範、松田十郎、（太平記に松田左近將監重明、同太郎重範、同十郎とあり、）松田左近將監重朝、（貞和の頃の人。）松田丹後前司、（文明の頃の人、一の宮に判物あり。）松田左近將監元成、（文明の頃の人。）松田左近將監元勝、（元成の子。）松田孫次郎元光、（元勝の子。）松田權頭元隆、（文明五年御野郡富山城にて卒、元成の父或は祖父。）

又松田過去帳の法名左の如し。

秀哲・秀巖・燈明・法泉・道林・源明・妙國、（元成の父丹後前司なるか、此村妙國寺は此人の菩提寺に立るものか。）妙善、（元隆の法名なり。或は元成母の法名とす。御野郡津島村妙善寺は、此人の菩提の爲に立るもの也。）皎月、（元成の法名か。）蓮歸（元勝か。）、蓮昌・蓮忠・淨榮。

又一書に盛朝より四代の孫左近將監重明、建武年中、此城を築くと云ふ。又一書に松田左近將監元成赤松の旗下に屬し、山名相摸が代官小鴨大和が籠る福岡（邑久郡なり）の城を攻取る。其功にて御野郡伊福鄉を領し、同郡富山（大安寺村にあり。）に城を築く。是より其勢ひ稍く盛にして、近鄉を切取押領せしかば、赤松政則これを聞、松田を改易せんとて播州へ招かる。元成之を聞き備後の山名に隨ひ、文明五年此金川に城を構へ、赤松に叛き度々戰ひ利を得て備前西半國を切取り、其威を近國に振ふと云ふ。此説を正とす。或は此城盛朝の時築き、中頃御野郡富山の城を築きて居り、後又（元成のとき）此城に遷りしにや、又は松田二家あつて元成此城に居る松田を滅して其城地とも押領せしにや、何れか不レ詳。夫より元成の子元勝（是も左近將監と云ふ。）續て備前半國を領し此城に居る。然るに此元勝不受不施日蓮宗を信じ武備に怠る。其將伊賀左衛門久隆等諫むれども不レ用。宇喜多直家其虚をうかゞひ伊賀久隆を反忠なさしめ、直家元來松田と緣者なれば家老宇廿一郎兵衛に乞て金川にて狩を所望す。折節一郎兵衛は備中へ行て不レ居、弟與三右衛門狩場の裁判する所を、喧嘩にとりなし忽打果し、其騷動に紛れ伊賀久隆をして城を夜打にし、伊賀が兵士鳥銃を以て元勝を討ち城を乘取る。是永祿十一年七

月五日也。元勝が子孫次郎は、同七日の夜城を棄て遁れ行く所を下田村にて討たる。其子某は備中すくも山にて討れたり。此に於て城陷りければ、直家浮田春家をして守らしむ。宇喜多滅後金吾秀秋の時、將軍家の命有て、慶長八年破却せらる。今尙周圍の石壁全く存し礎石尙在り。又井二つあり。一つは南の方二の丸にあり埋もれて甚淺し。一つは本丸の地北の方に在り甚だ廣大なり。徑り二丈計も有て深さ三四丈計。今水なし。昔は其深きことこれに六七倍なりとぞ。此本丸の北に當て、別に離れたる峯あり。其上に城郭の址あり是出丸なり。これを道林寺丸と云ふ。松田居城のときは、此地に今の中村山道林寺ありしゆゑしか云ふ。此寺松田元成の草創なり。落城のとき、此處より下田村の間にて大に戰あり。

▲右の城址の山下大川の上に日置氏の邸あり。庭中に銀杏の大木あり。周回二丈六七尺、高さ城山と等し。誠に當國第一の巨樹なり。俚言にいてうの摺木(デンギ)と云もの數百本逆に垂れさがれり。其大なるもの長ヶ四五尺に及ぶものもあり。又は九尺計上に少し空處あつて、そこに何れの頃よりか一尺余の石の地藏を置けるに、木株巨大なるに從ひ其石佛木中に入り、十年計已前迄は少く見え居たりしに、今は木皮其上に掩ひ其痕もなくなれり。人に語るに、欺くが如く疑らくは信ぜざらんか。里人傳へ云、松田城郭を造るとき植ゑたるものと云ふ。

▲此村人里の前を流れて大川に入る。川を鵜飼川と云ふ。此川に法號石（法號石、妙號石も云ふ。）とて、法華の名號を書したる石あり。偶得るもの貴重愛翫す。其文字不レ滅分明に存せりとぞ。里民の說に昔し此川にて鵜をつかひ漁をなすものあり水に溺て死す。一僧あつて其死を恨み、追福の爲に數千の石に題目を書して、水に沈めたりしもの也と。石に字を書して數百年と雖も不レ滅法あり。予も其法を聞けり。怪むにたらず。其理あり。按に鵜飼の說は附會に似たり。此川をうかひ川と云ことは、宇甘鄕を流るゝ川なればなり。

▲此村昔より雷震することなしと云ふ。里民の說に、昔有德の僧あつて震を止むと云ふ。予按ずるに神聖にもあれ雷震を除くの術あらんや、愚を誣る也。是樹木繁茂し、山氣甚だ强きが故に震なき也。此村のみにあらず、如レ此地は凡そみな震の恐なし。

【下田村】▲村民多く三折紙して四方に送る。尤も佳なり。

【鹿瀨村】▲川瀨大明神。所レ祭瀨織津姬なり。

▲城址。丹生民部と云もの之に居る。民部の墓赤坂郡吉田村蓮光寺にあり。

▲醫王寺。何れの頃にや廢せり。

【下畑邑】▲宅址あり。文明年中、海野豐前守と云もの住せし廢地也。豐前守何人と云ことをしらず。同人の判物、幷同四郞左衞門が判物民間にあり。

▲姬大明神の祠。淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅に遷さる。

【菅村】▲妙安寺。邪宗を修す。仍て退轉せしむ。

【宇甘上村】▲柏原大明神九。谷と云處にあり。祭神、神武天皇なり。

▲伊福寺。中泉の地にありしに、昔し退轉して今なし。

▲雲生が宅址。宇甘より建部へ越す山の峯を忍のたはと云ふ。此處に其廢址ありしに今里人の塋地となれり。雲生は建武頃の鍛工にて尤名譽あり。其刀劍精美堅利なること世に知る所なり。

【紙工村】 村民多く紙を製して四方に送る。

▲大德寺。▲善行寺。▲西光寺。三寺とも皆廢して今亡し。

▲城址。二處あり。一つは天滿と云處にあり。共に將の姓名不レ詳。

▲若王子の祠。天滿にあり。社藏に太刀(タヽラチリ)一口あり。長四尺三寸・中心三尺、古備前の作なり。

【虎倉村】▲城址。南追手なり。北に九折の道あり。今につゞらと云村里あり。此城は松田の長臣伊賀

伊賀守・同左衛門尉久隆これに居る。天正二年四月十三日、毛利の旗下兒玉小次郎・粟屋與十郎・秋田宗四郎等多兵を以て此城を攻むるに、毛利勢利あらず。伊賀が兵士片山與七郎粟屋を鐵砲にて討とりければ、惣崩になつて引退く。こゝに又毛利勢の中に山形三郎兵衛と云ものあり。粟屋と親しき友なりけるが、其死を聞て唯一人取て返へし城下に來て討死し、其餘毛利勢討たるゝもの百三十余人。伊賀は片山が功にて危急を免れ城を全ふすることを得、此城に居ること凡二代。然るに久隆何なるゆゑにや、累代の恩義を忘れ松田を叛て直家に歸し、剰へ松田元勝を討たしむ。天道其無道を惡み不レ幾して其罪難レ遁、難波半次郎が讒惡にかゝつて遂に直家の爲に毒殺せられ、天正九年九月死す。此に於て其子與次郎堅く守て防戰すと雖も利あらずして、終に天正七年正月城を捨て備中に遁れ去る。是より直家家臣長船越中（知行二萬石組士五十人合して六萬石計。）に組士五十人を添て此城を與へらる。越中其身は岡山の邸に居て與頭石原新太郎（越中が妹聟なり。）楢崎左京進て守らしむ。然るに、石原越中に恨あつて天正十六年正月四日越中及び弟源五郎を此城に招て宴饗す。越中もとより緣者なれば妻子に至るまで皆來て一宿す。翌五日源五郎碁を圍み越中傍に在て見物して居所を、新太郎鳥銃にて越中を討殺す。源五郎驚て立騷く所を、新太郎が子三四郎・新介二人して切殺す。新太郎が妻（越中が妹なり）長刀を取て其場に出て、越中死せずば留めを刺んと睨まへたるに、越中眉間より後へ打貫かれたるをみて其儘奥へ入、長船が妻子を刺殺し、新太郎父子妻子櫓に上て火を放ち皆自害す。此注進岡山へ達す。越中が子紀伊守（實は姉の子也。養子とす。）是を聞き、弔合戰せんと一騎馳向ふに、其道遠ければ其内に事果にける。是より越中が嗣子紀伊守續てこれに居る。宇喜多滅て金吾秀秋のときは、其臣蟹江彦右衛門・鎌田五兵衛これを守る。然るに慶長八年、將軍家の命にて破却せらる。今尚、石原が墓此城址にありとぞ。（蟹江彦右衛門は、家中騷動のとき退去す。）

▲奥宿城址。瀬田と云ふ所にあり。虎倉の別堡なり。伊賀が家臣河原源左衛門・河田七郎此城を守

る。天正二年毛利家の將備中の穗田元清之を居る。河田城中に戰死す。河原源左衞門は、城中を遁れ出て城の東なる瀧の傍叢林の中に隱れ居たるに、敵二人見付て馳近くを脇に狹み、瀧壺に身を投じて死せりとぞ。

建部郷

按に爲㆓日本武尊㆒欲㆑錄㆓功名㆒卽定㆓武部㆒と云ことは日本書紀にみえたるは此地なるべし。後世武*部を誤り建部とするものならん。日本武は人皇十二代景行天皇の太子にて、九州の賊を討ち又東夷を征し、又吉備の穴濟の惡神を征したまふ其功甚碩なり。事は日本紀に委し。此に不㆑贅。

【建部村】此村は國相池田氏の采地にて、家士の邸宅あり。町區あり。少く繁榮の地なり。

▲春日神社。此祠淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅に遷され今なし。又能年寺・願成寺の二刹、邪宗なれば寬永年中退轉せしむ。今はなし。又妙淨寺と云佛刹あり。松田の家臣宇垣勘兵衞と云人の草創なり。

▲茶臼山城址。天文年中江田左衞門と云者此城に居る。尼子時久の爲に屠らる。

【中田村】古名中村と云ふ。

▲龍淵寺。永正二年松田元成の草創なり。又清久寺は廢して今はなし。

▲城址。沼山の上にあり。中山治部太夫が古城の址なり。中山一に中村に作る。

【富澤村】古名小山村と云ふ。

▲成就寺。天平勝寶年中草創。延文年中日蓮宗に改む。

▲野見城址。鄕田參河と云もの之に居る。何人と云ことをしらず。

【品田村】

*武部を建部と記せるは必しも誤にあらず日本紀亦この字を用ひたり

【市場村】▲神原。高祖山の下を云ふ。民間の口碑に、素盞嗚尊此山に居たまふ。其山下に從臣のもの多く居たまふ。仍て神原と云とぞ。實に然らん。其事は石上の神社の所に悉く記す。此神原の地山の麓に神の段とて横七八間長三十間の段あり。寛保元年八月二十一日、大風雨の後、此段崩し潰ゆ。土中より古劍二口・古鏡一面・破れたる古銅器一つ、其外

瓦器鈴など多く出づ。古劍一つは長四尺二寸、一つは三尺四寸三分、數千年の星霜を經て、本質を失ひ、半ば朽たり。古鏡徑り九寸一分、銅器廣さ八寸二分、長さ一尺七分、重さ九百二十七文目、半破れて其形を全せず。尤奇物なり。何なる物と云ことをしらず。鈴は銅或は瓦のやきもの也。瓦器其形不〻一、大小數品あり。皆古奇のもの。素盞鳴尊居たまひし時のものにや。左に圖して博學の後考を待つ。

右の古鏡と古銅器とは、富澤村成就寺に藏せしに、今より三四世前の住僧、他邦の寺に遷るとき持去て其所在を失す。古劍は中村の農夫市十郎と云もの丶家に藏せしに、其子孫絶えて亦所在をしらず。

【宮地村】

【西原村】▲淨源寺。廢して今なし。

▲保氣山城址。山口兵庫と云もの丶城址なり。兵庫何人と云ことをしらず。

【櫻村】▲妙要寺。廢して今はなし。　▲城址。將の姓名しれず。

【田地子村】▲善眞寺。廢して今はなし。

長田莊

和名抄には此名みえず、加茂莊と云名みえたり。此莊を云なるべし。亦今加茂莊と名付る也。

【上加茂村】▲加茂大明神。延喜式神名帳に鴨神社と云は是なり。按に祭る所の神、山州加茂の社とは別なるべし。鴨別命を祭れるならんか。鴨別命は五十狹芹・吉備津日子命の後裔にて、仲哀・神功兩朝の人なり。此加茂鄉の地に居玉ひしなるべし。又、鴨朝臣、加茂吉備麻呂等の名、日本書紀大寶和銅養老の紀中にみえたり。皆鴨別の子孫なるべし。共に委くは附錄人物之部に詳にす。

▲稲荷神祉。淫祠なれば、正德二年、上道郡大多羅に遷さる。
▲うすい谷。天正二年春小早川隆景、備中に出張して、人數當國へ働くとき、兒玉小次郎・栗屋與十郎・秋田宗四郎、虎倉の城を圍て不ㇾ勝、備中指して敗走す。此地にて兒玉與七郎・名古屋與十郎・井上源左衞門・中島瀬平・小寺右衞門・轉藤右衞門追來る敵に返し合て討死す。
▲遠藤又二郎・同喜三郎は此村に住せし浪士なり。喜三郎直家に賴まれ、永祿九年春作州穗村の興福寺にて三村紀伊守家親を鐵砲にて討とり、大功を顯し直家の長臣となり、浮田河內と云しは此人なり。又二郎も亦直家に仕へ後修理と云ふ。
【下加茂村】▲大手城址。河原備後守・同新太郎古城址也。按に石原新太郎ならんか。
▲鍋谷城址。文明年中、河原大和、又伊賀修理介、其後河原備後守此城に居る。備後守は伊賀が臣河原源左衞門が父なり。
【圓城村】▲圓城寺。靈龜元年草創。昔は本宮山に在て正法寺と云ふ。
▲老狸。數百年、此村の山中に穴居す。甚だ老獸なり。人に化て民間に往來し、能人の言語を學で古城の物語をなすと云ふ。人其物語を聞かんと思ふものは食を與へて乞ふに、一間を閉ぢて內に入り人の如くに語る。而れども人に害をなさず。最怪獸なり。
【平岡村】▲伊賀左衞門久隆の感帖民間に藏す。　【廣面村】
【大谷邑】▲城址。中村の地と元衆の地と總て二處あり。元衆に在は伊賀兵庫が城址、中村に在は伊賀伊勢守が城址なり。伊勢が城址は一に十力にあり。其臣これに居りしとも云ふ。
▲宗林寺の廢す。元衆の地にあり。今堂のみ殘れり。
▲伊賀左衞門・河原五郎兵衞・河原源三左衞門三人の別莊の廢址、元衆に三處あり。
【下土井村】▲壘址三處あり。勝山・せいひろ・舟山と云ふ。共に將の姓名不ㇾ詳。

▲銅。山中にあり。

【加茂市場村】▲藤澤城址。一名藤妻又は藤木とも云ひ、毛利家の將粟屋與十郎これを守る。

【和田村】▲青龍寺。廢して今なし。

【大王村】【長尾村】【森上村】【井原村】▲正龍寺。廢して今なし。

【三納谷村】▲銅。山中より出づ。▲若宮三所權現。天文年中紀州熊野神社を勸請。

▲佛法寺。廢して今はなし。▲城址。松田元成の臣高見小四郎が城址なり。

【細田村】▲地運寺。廢して今なし。▲城址。妙見山にあり。能勢常陸が城址なり。

【江與見村】▲玉泉寺。廢して今不レ存。▲八幡宮。長德年中鎭坐。

▲城蹟。大野修理と云人の古壘城なり。

【三谷村】▲城蹟。治安年中、山脇民部と云ものこれに居る。

【上田東村】▲新屋寺。廢して今不レ存。

▲古址。伊賀左衞門が家臣、河原六郎左衞門が莊園の廢址なり。

【森久村】▲國師大明神。所祭神、大國魂卽ち顯國玉尊也。

【杉谷村】▲塵積神社。淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅に遷さる。

▲千光寺。廢して今不レ存。

【栗井谷村】

【溝部邑】▲奇石。此村の山中に生ずる石なり。庭中に採來て置に、年々增して多くなる。名づけて子產石と云ふ。尤稀有の石なり。他邦未だこれあることを聞かず。

【篠目村】▲洞穴。山中にあり。古銅を掘たる跡と云ふ。三代實錄に曰く、陽成天皇元慶元年、備前

國進ニ銅二斤九兩一。先レ是從七位上伴宿禰吉備麻呂言、備前國津高郡佐々山有レ銅故、吉備麻呂採進ニ其精銅一。とみえたる佐々山は是ならん。

【偽番村】▲城址。飯の山にあり。將の姓名しれず。

▲後奈良帝の震筆及び御劍民間にあり。然れども未だ其眞僞を詳にせず。

【尾原村】▲城址。二處あり。狩山・新山と云ふ。狩山は狩山兵庫と云もの丶舊壘の址、新山は松田の家臣新山民部が古壘址なり。

▲宅址。田邊九郎と云もの丶廢宅の址也。九郎は何人と云ことを不レ知。

【年末村】▲化氣大明神。祭る神天兒屋根命・武甕槌命・經津主命・姫大明神、合して四坐なり。

▲八幡宮。淫祠なれば、正德二年上道郡大多羅に遷さる。

▲安住寺。廢して今なし。

【豐岡上村】此村古名河内と云ひ、寛文四年豐岡と改む。

▲大梵天王。所祭神素盞嗚尊也。寛弘年間勸請。▲他氣明神。北斗星の精を祭るところ也。

▲三輪祉。淫祠なれば、正德年中上道郡大多羅に遷さる。

▲小龜寺。今廢してなし。▲宅址。里民云、妹尾太郎兼康が宅址なりと。

▲城址。二處あり。一は百坂、一は小森にあり。百坂の城址は毛利家の砦にて、永祿年中菱川左京これを守る。小森の城址は虎倉の別保にて伊賀修理が古壘址なり。

小森に菱川又次郎と云ものあり。今國相日置氏の家士となる。毛利家の將菱川左京・菱川與次郎等が子孫なり。毛利輝元・尼子晴久・三村家親等の在判帖を所持す。

【豐岡下村】享保四年、豐岡を分て置く所也。▲永觀寺。廢して今なし。

▲城址。江田の城址と名づく。大永年中、毛利家の將菱川與次郎これに居る。

▲温泉。小森にあり。今甚だぬるし。

【大木村】【五明村】【神瀬村】【黒瀬村】

邑久郡

其地東南は海に至り地境つき、西は上道郡東川を限り、北は和氣郡に隣る。廣さ地方四里餘、山巒少く田野闢(ヒラ)け、上道郡に亞げる肥膏の地にて耕耘に便あり。郡中を五鄕八庄二保に割て、中に就て村落六十八あり。

古名大伯(オホク)郡と云ふ。仍て齊明天皇西夷を征し給ふ可き爲に、御船にて行幸し此大伯の海に到りたまふ時に、天智の皇女天武の后大田姬女皇子を產たまふ。所の名を取て是を大伯皇女と名付奉りし也。日本書紀に、齊明七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就ニ于海路一。甲辰御船到ニ于大伯海一時、大田媛皇女產レ女焉。仍名ニ是女一曰ニ大伯皇女一。と云卽是也。又天武紀に字大來に作る。又舊事記にも大伯に作る。山州大原をオハラと稱するに同く、此大伯をも後世略轉してオクと稱するなるべし。而れども、オハラを大原に作るに同く、字は尙大伯に作べきに、誤轉して邑久に作れるならんか。

上古は和氣郡も此邑久郡の管內なり。而るに元正帝紀に、養老五年四月分ニ備前國邑久赤坂二郡之鄕一始置ニ藤野郡一とみえて後分たれしなり。藤野郡と云は卽ち和氣郡の古名なり。

和名抄に、鄕庄の名今と異同あり。山田・笠加・包松・豐原・鹿忍・牛窓・佐井田・裳掛・福岡等みえず、別に邑久・長沼・尾沼・柝梨・石上の名なり。

▲千町渠(センチヨウノカハ) 水源佐山村・飯井村より出で須惠に至て漸く川と成り、西南に流れ、東幸田村にて海に入

る。

▲干田渠。水原礒上村より出、西南して新村に至り海に入る。

▲舊事紀十卷國造本紀に、大伯國造輕島豊明朝御世、神祝命十世孫、佐紀足尼定ニ賜國造一とみえたれば、其佐紀足尼此邑久郡を治て居住したまひしなるべし。然れども其遺址も存せず後裔もしれず。唯稱德帝紀神護慶雲三年に別部比治と云人、邑久郡の人たることとみえたり。佐紀足尼の苗裔たるにや。

▲此邑久郡の海を、古歌に詠ずるおくの海なるべしと土肥氏の說なり。然れども、世々の撰集おくの海の歌悉く此邑久郡にも有るべからず陸奥の海も多かるべし。國不レ知あるもの、此の歌にや有るべし。

尋みるつらき心の奥の海よ鹽干の方のいふかひもなし　定家

うしとても身をは何くに奥の海のうの居る岩も波はかゝらん　順德院

尋てもあたし心のおくの海のあらき磯邊はよる船もなし　常盤井入道太政大臣

わかためはつらき心のおくの海にいかなる海士のみるめ刈らん　後鳥羽院

夜を寒み翅に霜やおくの海のかはらの千鳥更て鳴なり　前中納言爲相

おなしくは思ふ心のおくの海を人にしらせてしつみ果なむ　足利義敦

豊原庄

朱雀元年六月、天武帝の皇子、大津皇子の王子粟田王を此地に流させたまふと職原抄にみえたり。

後白河帝の御宇、郡司馬場伊賀守綱職、此庄に住す。伊賀守は馬場重介が先祖なり。

【上阿知村】▲作州山城址。　將の姓名不レ詳。　【下阿知村】

【東片岡村】　古名入賀村と云由、土民の口碑にあり。

▲旭山城址。將の姓名不レ詳。

片岡八郎經春は當村の產なり。父を孫左衛門と云ひ此地の領主なり。經春壯年より義經に仕へ奥州迄隨ひ行き、衣川の戰に鈴木・龜井等と共に敵を防ぎ忠死せり。其事東鑑・義經記等にみえて世に皆知るところ也。又元弘の亂に、大塔宮二品親王を守護し奉り、紀州にて玉置の庄司と戰ひ忠死せし片岡八郎も、亦此の邑の人にて經春の末裔なり。其末孫民間に在て世々孫九郎と云ふ。其家極て貧しけれども、里民上下皆其家に詣るもの草履を脱で其門に入ると云ふ。其風俗感ずるに堪えたり。彼が家に義經より經春へ賜る所の書翰、及び尊氏卿の下知帖を藏す。然るに寛文年中子孫絶て家斷滅し、其書も紛失せんとせしを、芳烈公甚だ惜ませ給ひ令して表具し深く箱に納て邑正に預けたまふ。今に存せり。義經自筆の書と云傳ふ。紙は時代紙にて、文字眞字國字雜せり。畫正からず、句讀しがたし。其文如レ左。（此文和氣絹二十二頁（第一輯三十六頁）に出づるを以て今之を省略す。）

▲大つけの城（ィに大つちの城址と云ふ。）里民云、片岡八郎が古壘址也と。

▲八幡宮。片岡八郎の草創なりと云ふ。祭田一石二斗。

【西片岡村】▲頭明神。南の方の山上にあり。祭神片岡八郎經春なり。里民云ふ、八郎經春の頭を祭ると。予按に經春は義經と共に奥州に落て、衣川の戰に忠死せしこと顯然たり。此地に頭あること

尤不審、恐らくは誤りならん。疑らくは、經春の頭にあらざること吉備津の社記にて考るに、吉備津彦の命の征せられたる惡神の頭にやあるらん。其惡神と云は異域の王子にて、備中に來り居て城壘を構へ王命に從はず、卒に吉備津彦の爲に猛威を摧かれ、壘を棄て去り東片岡に到て罪に伏し、命の爲に斬られたりと其記にみえたり。

【正儀邑】

【藤井邑】▲上古は此地迄入江なりと云ふ。今は海を去ること遠し。

▲殿屋敷。今は畑となつて其遺基なし。元享年間、藤井孫次郎惟景が邸宅の廢地なり。藤井太郎舍弟六郎皆次郎が子弟にて此地に居れり。

▲瀧權現。所レ祭、神大已貴命、或は素盞嗚尊なり。

▲安仁神社。祭田五十五石。安永九年、山王を合祭せらる。此祠、神名帳にも見えたり。又仁明帝紀曰く、承和八年備前國邑久郡安仁神預ニ名神ニ焉と、昔は勅使參向ありしと云ふ。今尙ほ社の北に勅使館の遺基あり。此神祭る所未レ詳。按に參議從三位秋篠安仁卿を祭れる祠なるにや。此安仁卿は從四位下土師の宇遲の男也。弘仁三年正月備前守に任ぜられ、同六年正月に至る。此時に參議文屋の綿麻呂備前守に復任なり、同十一年致仕したまふ由公卿補任にみえたり。此人仁德ありし人にて。此國の民慕ひければ再任したまひけるにや。故に薨後、其德を慕尊みて此國に遷し祭て、安仁神社と崇にぞ有べき。薨じたまひしより廿一年をへて、承和八年名神に預ると國史にみえたれば。其年序相叶へるが如し。浦上美作守則宗の下知狀當社にあり。又備中安國寺の鐘あり。銘に文保丁巳年。

【千手村】

▲弘法寺。寺領六十一石。古は三十刹ありしと云ふ。今十五刹あり。寺紀に曰、天智帝勅して草創せしむ。古人の在判狀數通あり。

▲蓮華寺。何れの頃にや廢して今不レ存。

▲古塚。天狗谷にあり、きみが墳と名つく。何の故と云ことをしらず。

【福山村】　此村昔は上道郡に屬す。

▲寶藏坊。中古廢滅せり。

【新地村】▲泉龍寺。廢亡して今なし。　　　　【川口村】

【射越村】▲甜瓜。此村にて作るもの尤大にして味極て甘美なり。他所のものに勝れる佳品なり。

▲城址。將の姓名不レ詳。按に建武の頃、射越五郎左衞門範貞と云もの此村に住居せり。彼が壘址にやあらん。又其墓も近所に在るよしなり。

【上寺村】▲浦上則宗の寄進狀。餘慶寺に藏せり。

▲熱田明神の祠は、正德年中大多羅に遷さる。

▲八幡宮。祭る所の神、應神天皇也。祭田八石餘を附せらる。源平藤戸の戰のとき、佐々木三郎盛綱此祠に勝利を祈り、甲冑と轡とを奉納す。今に存在す。最も古製のもの也。

▲上寺山。此山寺尤勝景なり。內海八景晩鐘の地なり。詩客歌人行遊するもの常に多く、逸作秀詠も亦多かるべし。嘗て保國公自ら和歌を詠じ、三宅可三をして詩を作らしめたまふ。

海こしの響やいつこ夕風の便りに傳ふ入相の鐘　　保國公

雲靜寒鐘出ニ梵樓一。山頭度レ翠數聲幽。斜陽同レ聽不レ同レ趣。當下使ニ人間一生中百憂上。　可三

▲古墳。天保八年丁酉の夏、田夫耕耘して長七尺計、幅二尺計、深一尺餘の石棺を掘出せり。上に蓋あつて中に臥したる人骨存せり。又別に傍に一つの髑髏あり。又太刀一口、茶碗一つあり。太刀をば田夫採去り、趾は元の如く埋葬し置ぬ。何人の墳にや有るらん。或人の說に今木太郎の墓ならんと云ふ。

【門前村】

【北地村】▲中西八郎範房（一に範顯。）建武年中此邑に住居す。今に中西と云谷あり。是其宅地なるか。又宇喜多直家の功臣馬場重助職家、隱居の後此村に住す。其墓も此村にありと云へり。

【大富村】▲姫大明神の祠、正德年中上道郡大多羅に遷す。

▲城址。今尙ほ城の內と云て、隍（カラホリ）など微に殘れり。建武年中、兒島高德が一族太富太郎幸範此城に居れり。

【向山邑】▲今木城址。大富邑の界にあり。此城尤も古く有來れる城なり。平家物語に、壽永三年豐後國の住人臼杵次郎惟高・尾形三郎惟義、伊豫國の住人河野四郎道信、都合其勢二千餘人、小舟に乘て押渡り備前今木の城に楯籠る。能登守教經三千餘騎を以て攻しかば、己が國々へ引退くと云は此城なり。其後遙に年經て建武の頃には、兒島高德が一族今木太郎範秀、舍弟次郎範仲、此城に住居する事は太平記にみえたり。又同書に今木新藏人範家と云ふ名みえたり。範秀が父なり。

【久志良邑】▲八幡宮。祭田三石四斗。

【大山村】　古名大山寺村。　▲善興寺、長福寺二刹。共に廢して今なし。

▲城址。將の姓名しれず。

【大窪村】　【百田村】　【宗三村】　【福元村】　古名芝下村と云ふ。

【長沼村】▲古塚。東谷の圓城寺の上にあり。其碑石銘もなく、惟圓なる石を三つ重ねたり。其形俵を積たるが如し。里民是を田原藤太秀鄕の墳と云は非なり。何の故と云ことをしらず。此塚上に每年七月十六日の夜自ら火を現す。但し陰火なり。里人是を龍燈と云ふ。

▲高尾城址。（或は高取山とも高山とも云ふ。）東谷の東にあり、大ヶ島の戶石城址に近し。浦上宗景の將高取備中これに居る。其後島村豐後入道觀阿彌、其父彈正貴則と共に此城に居る。直家觀阿彌を討て其臣宇喜多

勘兵衞をして守らしむ。

【五明村】

【濱邑】▲白山權現。祭る所の神、伊弉冊尊なり。祭田三石六斗、本藩より附らる。祭禮は、九月二十六日也。

▲願滿寺。廢して今不ㇾ存。

【新村】

▲城址。浮田宗因が城址なり。同人の墓も此村にありとぞ。宗因は宇喜多能家の曾祖父なるべし。

【乙子邑】▲城址。民家の北なる山上にあり。路東と南とより二筋あり。今外郭の址は皆畑となせり。宇喜多和泉守能家此城に居ると云は非なり。天文十三年浦上宗景是を築き、宇喜多直家をして守らしむ。同十八年直家大ヶ島戸石の城を攻屠りし賞にて、奈良部城を領して遷り、此城をば弟忠家をして守らしむ。

▲古墓。城山の下北面にあり五輪の碑を建つ。何人の墳にや有らん。土肥氏の說に云く、太平記に建武三年五月に、和田備後守範家、播州阿彌陀が宿にて討死せし時、葬禮懇に取沙汰して遺骨を故鄕へ送るとあれば、古鄕なる邑久郡和田にて取納しこと明也。されば此山の北うらは和田の正當にて見るも遠からず便よければ此處に葬りしなるべし。其五輪をみるに建武の頃の近國に殘れるものと其形同じ。下様のものゝ墓に非ず。備後守が墓ならんと。備後守は三郞高德が父なり。

（此處乙子城圖を載するも第一輯備前古城繪圖に出たれば今之を省略す。）

【神崎村】▲城址。將の姓名しれず。　▲神崎明神。祭る神猿田彥命なり。

▲淳和帝紀曰、天長三年備前國停二田原池一築二神崎池一とみえたり。今山間にきれ池と云あり。往古の池の壞れたる蹟なりと云ふ、是ならんか。

【邑久郷村】▲城址。浦上宗景の家臣、浮田五郎左衞門が古壘址なり。
▲成願寺。廢して今なし。
▲古塚二つ。各々塚上に松を植う。一塚は土人浮田順歌の墓と云ふ。何人と云ことをしらず。按に浮田五郎左衞門の墳ならんか。
▲宇喜多の庄園。寛永の頃破却して、奇石等を土中に埋み棄て田畑とせり。其處を今松江と云ふ。時として土中より奇石など掘り出すことありとぞ。
▲紅岸寺。宇喜多能家の菩提寺なり。寛文年中廢せり。其遺址今尙ほ顯然として存せり。古墓礎石等殘れり。此墓は宇喜多修理進宗家、或は宇喜多藏人久家なるべし。宗家は能家の父、久家は祖父なるべし。共に上道郡西大寺に在る古文書に延德四年久家の名、文明二年宗家の名みえたり。
▲宇喜多能家の畫像・浮田忠家入道安心の畫像。民間にあり。此畫像は元と紅岸寺にありしもの也。此寺退轉のとき、里人採來て其家に藏す。忠家入道安心の像は紙地にて、年の頃六十餘の白髮なる僧衣を服し赤き頭巾をかぶり、名も讃もなし。此像を興家の像とするは非なり。能家の像は絹にて年齡四十七八年也。黑き裝束して長烏帽子を着て笏を持てり。上に洛陽南禪寺九峯和尙の讃あり。其文如レ左。文和氣絹、浦上・浮田兩家記に載するを以て重複を避け之を省く。

【宿毛村】

【久々井村】或說に、能因法師の歌枕に、鶯の浦を當國とする、是此地なるべしと云へり。按に『くゝ井』はうごひすの略語ならんか。
▲犬島。大小都て六島海中に在る小島なり。地を去ること三十町、本島周り三十七町、民屋十六戸あり。地竹の子島周り五十五町、沖の竹子島周り三町餘、白石島圍り一町、犬島周り十町、凡六島みな眞石甚だ多く、堅强美白なること他所の石に勝れり。諸品を作るに堪へたり。相州鎌倉鶴ヶ岡

八幡宮の鳥居など、此島の石にて作りしと云ふ。大石奇石も亦多し。松竹石・陰石・釜石・犬石等共に本島の西犬島にあり。陰石は女陰、松竹石は陽に能似たり。釜石は本島と犬島との間なる磯にあり、釜を伏せたる形の如し。此石毒あり。禽蟲此石にふるれば立どころに死す。砒石の類なるべし。犬石は山上にあり。高さ二間、圍み四間計、形ち犬に彷彿たり。其頭乾方に向ふこと亦奇也。世に云ふ、此石の末を採て帶ぶれば、猘犬に嚙るゝことなし。或は猘犬を此島に放ちやれば癒て元の如くなると云ふ。枕ノ草紙に翁丸と云犬、夫婦のをもと〻云猫を追ければ、犬島に流しやらんとみゆれば、此島に犬を放ちやること古より亦然り。又犬神と云ふもの西國にあり。藝防の間最も多し。附て人を惱す。惡寒發熱瘧の如し。此病備前より以東になし。病める人も犬島より東に到れば立どころに痊ゆると云へり、尤も奇なり。是風土の然らしむる所にや、未だ其理をしらず。又、鞍島に（本しまより一丁余東。）戸板の穴とて深き洞穴あり。深さ十三間あり。これを戸板の穴と云こと、何れの頃にや、戸板某と云周防の國司なりし人、此犬島に舟繫りせしを、海賊これを殺して財寶を奪取りければ、戸板の子兵船を催し犬島に押よせ、海賊のかくれ住ける洞穴の口に薪をつみ、悉く燔き殺しけると也。其外、此島に海賊の住みしこと多く、往來の舟を惱せし多し。備中の穗田備中守、難風にあひ此島に舟繫りせしに、海賊の爲に殺されしと云ふ。又永正の頃、藝州の武田判官元信の家臣溫科左衞門家親と云もの、上洛して歸りに此犬島の海上を通りけるに、海賊舟に乘來り財器を奪はんとせしに、此左衞門怪力にて、帆桁を取て賊船二艘をつき沈めければ、殘船皆勢に恐怖して引退きけると也。

鹿忍庄

【鹿忍村】此村大なる鹽濱あり。里民多く鹽を製して產業とする者多し。其鹽最も佳也。

▲五社明神。祭る神天兒屋根命・應神天皇なり。祭田二石を寄附す。

▲國師明神。祭る神大國魂命。▲御崎宮。祭神大巳貴幸魂なり。

▲明現宮。祭る神北斗星の精。▲寶光寺。此寺に兆傳子の書ける佛像あり。

▲古墓。寶光寺の内にあり。文龜年中播州の人小笠原兵部少輔が墓なり。

▲古墓。馬場右近と云もの丶墓なり。▲城墟。將の姓名不レ詳。

▲蓋崎。村里の西南海中へ出たる岬を云ふ。古き名にて、源平盛衰記にもみえたり。又今川了俊源貞世嚴島道記に云く、備前國よもぎしまと云所になりぬと。其歌に、

いく藥とらましものを蓬島およふはかりに漕渡るかな

▲矢寄の濱。蓬崎の西にあり。元暦源平屋島の戰に射つる箭、多く此濱渚に流寄りたるにぞ、此名ありと里民の口碑に存せり。其流れ寄たる箭を取集め小祠を建て、納め祭りて矢寄明神と云ふ。此社今に此濱に在り。然れども盛衰記新大納言成親卿配流の道記に、蓬が崎矢寄の濱を漕渡しとあれば、屋島の戰已前より其名あるに似たり。盛衰記は後人の編輯なれば其名を記したる乎。

【上山田村】▲城墟。將姓名しれず。

▲八幡宮。昔造營のときの棟札あり。天文二十三年十一月吉日、大願主天野伊賀守重次と記せり。重次は何人なることをしらず。

【下山田村】▲八幡宮。天文年中、宇喜多直家建立の祠なり。

【奥浦邑】　古名邑久浦と云ふ。日本紀聖武紀曰、天平十五年備前國言、邑久郡新羅邑久浦漂著大魚五十三隻とみえたる邑久浦、是此奥浦なり。新羅と云は牛窓の枝村に今しらくと云村あり。奥浦に隣る村あり、此村を云ふ。

牛窓庄

【牛窓村】此地を牛窓と云こと、まろしの訛轉なり。其昔神功皇后の御舟此地を過しとき、大牛出で御舟を覆さんとす。此牛は牛鬼なり。住吉明神老翁と現れて、其牛の角を取て海に投入たまひしより牛顚(マロシ)と云ふ。其牛は塵輪と云者の化する也。塵輪初め仲哀帝を侵し奉るに、帝是を射殺したまひしかば、後牛鬼と化したるなり。其牛鬼死して島となる。これを塵輪島と云ふ。今の前島なりと云こと、備前風土記にみえたりと也。又神社考に曰、神功皇后舟過₌備前海上₋、有₌大牛₋出欲₌覆₋舟。住吉明神化₌老翁₋以₌其角₋投₌倒之₋、故名₌其處₋曰₌牛轉₋。今云牛窓訛也。其牛蓋塵輪王之所₌化也。塵輪有₌八頭₋(下略)とみえたり。是も亦風土記の說に同じ。共に皆怪談古書に載する所といへども信ずべからず。予按に、上古强暴の制し難きものをすべて鬼と云ふ。塵輪鬼といへども是人なり。焉んぞ怪とせんや。唯妖鬼に托するのみ。是塵輪は此地に住する人暴逆のものにて、仲哀帝を侵し奉りしならん。死して牛と化すとは上古の異誣ゆべからずといへども、恐らくは附會の談なり。此大牛を牛鬼なりと云ふとみえたれば、牛鬼とは羆の和名也。一名ひぐまと云ひ甚だ猛獸なり。虎猩も勝つことを得ず。人の如くに立て人を害す。信越の山中稀にあり。見る人以て怪物とす。本艸綱目に云く、羆頭長脚高く猛憨多力、虎又畏₌之、遇₌人則人の如立而攫₌之とみえたり。此獸出で偶々神功皇后を害し奉らんとせしを、時の人此獸たることを知らずして妖物とし、妄に塵輪の化したる者とせしなるべし。後人も亦其二奇を混同して、謬りを傳るものならんか。宜しく別物兩談なることを分別すべし。又其牛島と化すとは是甚しき妄誕なり。後人附會して妖を實にせんが爲也。何ぞ牛の化して島となるの理あらんや。其妄は三尺の兒童も信ぜざること煥然たり。上古と雖もかゝる大怪あらんや。今の古に於るや、後世の今に於けるが如し。今も亦かゝる大怪の天下に在りしと云こ

とを聞かず。乃ち牛轉の說も附會に似たり。古書には宇島門に作るこれを得たりとす。或說に宇島門は大島門の訓轉なりと、尤も叶へる說なり。大島の迫門なるがゆゑ也。大島とは今の青島の古名なり。今も尙ほ西國の舟人は、此青島を大島と稱するは古名を失はざる也。山州の大原をオハラと稱すると同く、昔は此大島をオシマと稱し、大島門と稱すべきをもオシマドと稱したるにぞ有べき。故に經國大典にも、大島門を小島門と書けるは尤も據あり。おしまどのオはウに通音するゆゑ、後世訛てうしまとゝ稱し、字をも轉じて牛窓と書くこととなりしなるべし。

此地古より勝景にて、古歌甚だ多く、什詠如ㇾ左。

牛窓之浪乃鹽左猪島響所依之君爾不相鴨將有　柿本朝臣人麻呂

うしまとをたゝく水鷄の音す也波打あけて誰か問ふらむ　俊頼

わするなよなみたの月にうれへつゝ身を牛窓に泊る船人　定家

牛窓の迫門にあまの出入てさたゑと申ものを取りて船に入れ〳〵しけるを見て

さたゑすむせとの岩つほもとめ出ていそきし海士のけしき成哉　西行

牛窓や汐と風とのあひおひにはやく過ぬるせとの舟人　爲家

のほり船東風吹く風を過ぬとてよをうし窓に泊りてそふる　好忠

人しれぬ身のみ思へは牛窓に引ほす網のいはて過ぬる　隆實

牛窓の浪の鹽あひ常なれは思ひおもはすみえぬるものを　讀人しらず

野曲に、　東船わたの御崎をかひめくり牛窓かけて鹽や引らん

船にねてなにをたのまむ月にさへ猶牛窓の泊なりせは　源藤孝細川玄旨

たひはうし窓て月見る今宵かな　宗祇

又此地古より船舶の輻湊にて、千家の邑にて町區あり、民豐饒富商多し。又船匠多く常に船舶を

作ること不ㇾ斷夥し。又漁夫多く海產の利少からず。鯎最も多し。嚴冬に至て海底に網して之を獲る。多き年は舟數十艘に充つ。(一艘に充つる所を率ね一萬と定む。)其數二三十萬に至る。又鰕多し。秋の半ば夜數十の漁舟々ごとに各舳に炬火を點じ、衆船相連ねて網を挽きて之を獲る。火光焆々として蒼波を照し。槃々として如二螢火一如ㇾ星悄々たる遠客の愀眼を驚かしむ。

▲馬頭。元祿八年築くの也。長きこと數百間あり。泊船此内に入て風濤を避けしめんが爲なり。今は水底淺く小舟ならでは入がたし。

▲八幡宮。祭田十五石を附せらる。祭禮は八月十五日也。社藏に金吾秀秋社領寄附の狀あり。

▲五香宮。祭る神、神功皇后なり。其初め此地に眞光寺と云ふ梵院あつて、神功皇后の御鎧・御太刀・御腹帶を藏す。寬文七年芳烈公の命あつて、其僧をして還俗なさしめ、其寺を毀て此宮を御造立あり。其僧の還俗せしを神官とし、其御鎧已下の重寶を守護せしめたまふ。其子孫相續して神官となり、今尙ほ其家の寶庫に藏して存せり。此重寶は往古より八幡宮の社藏なりしに、何れの年にや眞光寺に取來て、中頃久しく其寺の物となり居たりとぞ。御鎧尋常の物より大にして、たゝみ胴・綿嚙なし。威糸損失してなし。所々黑革白革の威し殘れり。但し此威は後の物とみゆ。袖長さ一尺五寸三分・幅一尺一寸、冠板の金具滅金、細長二尺二寸五分、紅のさめたる色とみゆ。下散幅一尺六寸何れも小實にて、別に一體の古製なり。御太刀長二尺七寸・幅九分・そり一寸三分・中心長五寸四分、無銘、惣體さび厚く地質分明ならず。鞘の小尻胴金棄てなし。柄長六寸一分惣銅包み、御太刀囊は芳烈公の御奉納なり。錦甚だ美麗なり。御腹帶幅三寸計糸にて組たるもの也。切れて短し。色は紫の醒たるものとみゆ。御馬の厚總三叢の色さめたるもの也。鍬形のめつき也。長六寸九分・幅六寸六分。

(御太刀柄の略圖)

甲（カブト）は昔兵亂のとき、宇佐八幡宮の神官來つて盗み歸れり。御鎧・御太刀・御腹帶をも盗みとらるべかりしを、里民ども防ぎて失はざることを得て今に存せり。其御甲は、宇佐八幡宮に尙存せり。

▲藤原貞吉・藏原廣家は、應仁の頃此村の人なり。經國大典曰、丁亥年遣レ使來賀ニ觀音現像一、書稱備前州卯島津大宮藤原貞吉とみゆ。又同戊子年遣レ使來賀ニ觀世現像一、稱備前州小島津代官藤原廣家とみえたり。明の成化三年は日本の應仁元年に當る。

▲石原の古墓。本蓮寺と云ふ梵院の墓所にあり。大碑四つ、小碑十三、大碑は石原但馬守道高（當所の領主也。康永元年卒。）同内室（應仁二年卒。）石原八郎（康正二年卒。）石原修理亮伊俊（永正七年卒。）の墓なり。小碑は皆其一族の墓也。此寺則ち道高の造立するもの也。

▲城墟。鳥山左馬丞と云ふ人の壘址也。

▲天神山。天滿宮の祠あり。石原但馬守が壘址なり。

▲荒陵。天神山天滿宮の祠の後にあり。周りに埴輪の壺甚だ多くあり。口壞れて地上に見はれたり。（埴輪のこと、上道郡澤田村荒陵の條に委く辯ず。）是帝王・皇子の墓陵なるべし。先輩の說に、仲哀天皇殯の墓陵なりと云へり。是を古典に考ふるに、神功皇后三韓凱旋、車駕都に還らせ玉はんとして、長州豐浦に殯し奉る仲哀天皇の御柩を舟にのせ奉り、共に海路より京に向はせたまふ。時に應神天皇の異腹の皇兄麛（カゴ）坂王・忍熊王叛逆したまひ、明石に於て兵を備へ皇后と皇子（應神天皇なり。）とを待奉る。姓氏錄に、此時皇后これを聞召、弟彥王を針間（ハリマ）・吉備の界（今の和氣郡三石舟坂なり。）に遣し、關を構へて、忍熊王の襲來陸路の軍を防がしめん爲に備へられしことゝみえたれば、皇后半窓に着かせ玉ひ、忍熊王の反逆を聞召、暫く爰に御逗

留まし、弟彥王を針間・吉備の界に遣はされ、夫より自ら軍を帥ゐて海路を上らせ給ひしに仲哀の御柩軍中の障りあつて惡かりければ、先此地に墳陵を營み假に斂奉り、斯て忍熊王を菟道にて征し給ひて、後都に返し改め葬り奉りしなるべし。書紀に皇后紀州に到まし、忍熊王菟道にて誅に伏せしは皇后卽位より二年の三月まで、仲哀天皇を河國長野の陵に葬り奉りしは同年の冬十一月丁亥の朔甲午の日也。其間數月をへたるも、此牛窓の地より反し奉りし故なるべし。

▲石壙。天神山の北の方、小山の頂上にあり。大なる石を以て造る。横八尺計、長一丈五尺計、深六七尺計、土壞れて上面地上に見はれたり。昔は塚ありしなるべし。往古貴人を葬埋せし壙なるべし。

▲紺の浦城址。將の姓名しれず。　▲古塚。紺の浦の山上にあり。

▲黑島。海中にある孤島なり。島上篦竹多し。公禁じて採ることを許さず。又、此島の洲渚に虎子石とて小石あり。大さ拳の如し。

▲鼠島。東方にある小島なり。一山の土色皆鼠毛の色の如し。

▲藥師。牛窓の枝村なり。古史にみえたる新羅なるべし。又東片岡村にある義經の帖に『しらこすし』と有も此地なるべし。

【大浦邑】

聖武帝紀曰、天平十五年備前國言、邑久郡新羅邑久浦漂著大魚五十二雙、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如ㇾ紙、眼似ㇾ朱泣聲如ㇾ鹿鳴ㇾ故老皆云未ㇾ嘗聞ㇾ也。

佐伊田庄

【小津】此村の海底多く龍鬚菜を生ず。土人採て乾し遠に送る。其色淺紅味最美なり。

【尻海村】秋に至り、此村の海中苗鰕甚だ多し。漁人捕て醢とし遠に送る。味又他産に勝れて尤も佳也。

▲大島權現。祭る神大山祇命なり。古は海中の大島にあり。

▲佶吉宮。▲天神宮。二祠とも、何れの頃にや廢せり。

【佐井田村】▲佐井七郎。建武の頃此村の住士なり。

▲龍田明神。正德二年上道郡大多羅の寄せ宮に遷さる。

▲壘址。佐井七郎建武の頃此壘に居る。

【横尾村】

【庄田村】古名朝日寺村と云ふ。朝日寺と云ふ梵院あるによれる也。

【土佐村】▲土佐塚。最も古塚なり。塚上に古松一株・大榎一株生えたり。里人云、上古此地海なりしとき船覆て土佐の人溺死す。これを葬るの塚なりと。總て邑久郡は過半新墾の地にやあらん。今に田中よりしやれ木、蘆根の朽たるもの、或は牡蠣の殼など往々出ることあり。然れども土佐の人を葬ると云ふ說は、未だ正しからず。

裳掛莊

【福谷村】古名西裳懸村と名く。▲宗道明神。祭る神猿田彥命なり。

▲城址。將の姓名しれず。

【マノリ川口村】

【蟲明邑】往古は裳懸(ナマコ)村と名づく。此村は國相伊木氏の釆邑にて、家士の邸宅多く又町區あり。

此村の海中海男子甚多く產す。捕て海參(イリコ)とし、其腸を醢とし遠に送る。

此村あけぼのゝ勝景にて、尤名勝の地也。瀬戸のあけぼのを忠盛朝臣の限なく詠せられし。今も昔にかはらず。曙はすべて春のものといへども、海上にては秋は煙霞も晴れて勝れりとて九月を期とす。且つ、古き名前にて古人の歌ども甚多し。

備前守にて下りけるとき、蟲明といふ所の古き寺の柱に書つけ侍る。

蟲明の瀬戸の明ほのみるをりそ都のこともわすられにけり　平　忠盛

浪高き蟲明のせとに行舟のよるへしらせよ沖津鹽風　後京極攝政大政大臣

影うつす袖はうきねの吾からに月そもにすむ蟲明のせと　參議雅經

風あらき蟲明の瀬戸の夕浪に友よひかはす夜半の舟人　後嵯峨院

月影に蟲明の瀬戸を漕出れは八十島かけて送る鹿の音　後鳥羽院

舟とむる蟲明の秋の初風にわすれかたくも澄る月かな　後京極攝政

蟲明の瀬戸の鹽干の明方に浪の月かけとほさかるなり　後京極

まてとしもたのめぬ磯のかり枕むし明の波のねぬよとひぬる　同

波さわく蟲明のせとのかち枕都にきかぬ濱風そ吹く　俊成

やよいかに蟲明の松の風にまたはるかに鹿の聲送る也　定家

蟲明のまつとしらせよ袖の上にしほりしまゝの波の月かけ　同

蟲明の松吹風や寒からん冬の夜深く千鳥唱くなり　同

思ふ人あらはいそかん船出して蟲明のせとは猶あらくとも　同

都にていかにかたらんむし明のせとの入江の松の絶間を　同

舟とむる　明の磯の松の風誰夢路にか又通ふらん　慈圓

蟲明の浦　なしくや過ぬらん風によわりし聲を戀つゝ　同

ありし世の月を浪間に待侘て袖ふしかめる蟲明のせと　公　繼
さひしさは蟲明のせとの汐風に夜深き月にしくものそなき　後鳥羽院
契らねとよその逢瀨は賴むかな蟲明のせとの松の嵐に　同
こきはなれ行月影も哀なる蟲明のせとの風の音哉　俊成卿女
月そすむなれこし秋は夢なれや蟲明の礒のよはの松風　鎌倉右大臣
蟲明の松に秋風吹すきて泪もとめぬ波のおとかな　俊　成
何となく心そとまるそれと見て漕はなれ行蟲明の松　同
蟲明の迫門の汐あひ漕くれは雲にかくるる淡路島山　爲　家
たのもしなむさけの瀨戸をいる程は立白波もよらしとそ思ふ　俊　賴

▲又此蟲明を韓泊とも云て、船舶止泊の港にて名高き名所にてありし。蟲明と韓泊と同所なることは、狹衣物語に明也。舟かゝりし港なりしことは、意見封事にみえたり。然るに、年曆遠くへて海淺くなり、今往來の舟も泊することなく、此港を知る人もまれにて、歌枕等に萬葉集の能解の浦をよみ合せたる韓泊に混じて、皆筑前國の名前と思ひ誌したるは誤なるべし。

おほつかな舟路いつこに韓泊このあし原のなとも覺えす　宗良親王
から泊夢路も遠く隔てきて波のよる〳〵しとふ古鄕　後洞院攝政
いくよへて遠きうきねそから泊もろこし舟にあらぬ波路も　靈　光　院

▲裳懸石・扇の濱など丶云ふあり。是は昔飛鳥井姫佐井の中務と約ありしを、乳母欺て西國にともなひしが、姫君其欺かれしを知て慷慨にたえず、此蟲明にて海中に身を投じたまへると云こと、委くは狹衣物語にみえたれば爰に略せり。裳掛石は姫の衣裳流れ掛りし故の名也。扇の濱は、姫の扇流れ上りし處と云ふ。其物語は大貳三位の著述にて尤も古きことなり。然れば、庄の名をも邑の名を

も、裳懸と書てむしあけと稱する也。

▲城墟。浦上宗景の臣蟲明藏人、或は蟲明四郎左衛門が壘址なり。文明年中福岡籠城の中に裳掛伊賀守と云ものあり、藏人の父ならんか。北方の山に古き井あり、黑井と名く。古は其水色うす墨色なりしと云ふ。此地は觀音寺の廢地なり。

▲長島。東の方海中にあり。地と島との間僅に三十間計、これを瀨溝と名く。是古歌に詠める迫門なり。今は埋れて落潮には洲となり、地につゞき舟通しがたし。此島古は牛馬の牧なり。桓武帝紀曰、延曆年勅備前國兒島郡小豆島所レ放官牛有レ損ニ民產一宜レ遷ニ長島一其小豆島者住民耕ニ作之一と。又延喜式にも備前國長島牛馬牧ともみえたり。今此島に海禪寺と云ふ伊木將監草創の寺あり。伊木氏代々の墳墓の地なり。

▲栖ヶ崎。長島の東の限り岬なり。此磯に大なる石あり。其形栖をつけたるに似たり。依て名寄集蘆主の歌に云ふ、

うつ波に滿くる潮のたゝかふを栖か崎とはいふにそ有ける

又細川玄旨源藤孝九州道記の歌に云ふ、

夕なみの栖の浦より弓はりの月も光をはなつとそ見る

▲明石掃部助墓。寬政の初土中より掘出せり。墓面に嚴然と明石掃部墓と彫れり。

笠加庄

【南谷村】▲長樂寺。何れの頃にか廢せり。

【上笠加村】【下笠加村】【小池邑】【箕輪村】

土師郷

【土師村】土師とは陶工の和名也。往古の陶器はみな埴土もて作りしゆゑ、陶工をハニシと云ふ。ハジとはハニシの略稱也。此地にて往古陶器を造りし處なり。ゆゑに此地名あり。今の伊部燒昔は此邑にて造出せしに、其工人後世に至り、今の伊部に遷て造れる也。然れば今も尙伊部燒を造る土は此村の近村磯上村の山中にある土なり。

▲片山日子神社。祭る神大山咋神。此社延喜式神名帳にみえたる舊社なり。

▲木鍋八幡宮。祭田十八石三斗を附せらる。疳の病あるもの此神に祈るに應驗あり。

▲桂山寺。昔桂山にあり。何れの年にか廢して今なし。先年此廢址より藥師の佛像を掘出せり。其像今港村佛心寺にあり。

▲石棺。寛政年中農夫はからず掘出すに、棺中に古鏡二面あり。其鏡大さ七寸計、背には魚文あり。魚文の鏡は最古きもの也。此墳いかなる人を葬るものと云ことをしらず。尤も古代貴尊の墳なるべし。これを古典に依て考ふるに、佐紀足尼命の墓、或は栗田王の墓にやあらんか。佐紀足尼命は神魂命七世の孫にて、輕島豐明の朝、此邑久郡の國造なり。舊事記國造本紀にみえたり。又或は栗田王は天武帝の皇子大津皇子の御子にて、朱雀元年六月、此邑久郡豐原庄へ流されたまふこと、體源抄にみえたり。

福岡庄

【八日市村】▲大將軍祠。所祭神磐長姫命なり。　【福永邑】

【福岡邑】此村昔は上道郡に屬せり。東川此村より東に周て流れたりしを界とせしゆゑ也。

▲丹生神社。不祥の淫祠たれば、正德年中上道郡大多羅に遷され今はなし。

▲古墓。里人赤松氏族の墓と云ふ。妙興寺境内林叢の中にあり。一說に宇喜多興家の墓と云ふ。興家は父能家横死の後、痴愚怯弱にして天を戴かざるの仇を報ることとあたはず。此村阿部善定が家に寄食し、終に天文五年其家に卒と云へば其墓にやあるべけん。興家法名露月光珍と云ふ。

▲稻荷山。一名中島山とも云ふ。昔は大川四方に周れり。爰に城址あり。建武の頃頓宮四郎左衛門此福岡邑を領して此城に居り、赤松筑前守が旗下に屬す。曆應年中將軍足利尊氏卿、其嫡子直冬卿を退治のため下向ありて、此村に五十餘日在陣あり、此城を本陣に定めて居たまへり。其後、赤松淡路守滿弘これに居る。嘉吉三年、山名教之赤松を討て當國の守護職に任じ、其臣小鴨大和守をして此城を守らしむ。然るに寬正三年、赤松政則家國を興復せし時、松田元隆・難波十郎兵衛行豊等、赤松が下知に從ひ此城を居て、廢城たること久し。文明十五年松田元成赤松に叛くとき、浦上紀三郎則國、赤松の下知にて此舊壘を修補し、則國を始め同伯耆守基景・同豊前守兵に將とし二千餘騎にて守レ之。松田元成備後の山名を語らひ、勝敗を決せんとす。備中の上野土佐守一千三百餘兵、備後山名又[illegible]郎豊三千餘兵を率して元成を援く。元成は自ら兵一千八百を督し、同年十一月二十三日より此城を數月圍てにり至、屢大に戰ふ。終に同十六年正月二十四日、城兵戰力つきて浦上則國をはじめ其夜城を捨て退散せしかば、同二十五日松田勢城郭殿屋を焚て引退く。

▲黑田今の筑前侯の大祖黑田官兵衛孝高入道如水、此地にて出生せらる。仍て本姓小寺氏なれども黑田と改められ、城下の名をも福岡と云もこれに依りて也。

▲秀吉公の制札民間にあり。備中高松陣のとき、此村に宿陣あつて立る處の制札也。

▲芳烈公の御判物。實教寺にあり。此書は住僧是要德行ありければ賜はるところの御感書也。

其文如左、

北
南
本城
吉井村
火鉢山

夫大悲慈者諸佛之本心也。棄捨濟度者如來之德行也。布レ之名ニ妙法ー覺レ之號ニ妙覺、修レ之謂ニ淨業、寫レ之爲ニ妙典。于レ玆我備州邑久郡福岡村實敎寺是要、素有ニ慈眼ー視ニ衆生ー好布施、而救ニ苦厄。嗚呼庶ニ幾修ニ大乘之妙法ー而行ニ無緣之慈ー者上乎。可レ謂ニ眞學レ佛之徒ー也。是以頗雖レ有レ孚ニ于閭里、然實知ニ其人ー者鮮矣。惟天不レ蔽。頃有ニ乞者ー來而詳顯ニ其誠ー也。予於レ是驚歎深感レ之故、以ニ支米五斛ー每歲供ニ養于當住持之慈心、以行ニ于天之明命ー者也。

承應三年十二月十三日　　　御　判

實　敎　寺　是　要

【豆田村】此村昔は上道郡に屬す。

靱　負　庄

【長船村】此村古名靱負村と云ふ。

▲崇神天皇社。祭田三石八斗四升。眼疾を憂ふる者、此神に祈て効あり。

▲天皇原。此地古戰場なり。文明十六年正月、松田元成福岡の城を居滅し、其勢に乘じて三石の城を攻んと議して、此の地に宿陣して居たりしに、浦上逆か寄せによせ來て大に戰ひ、遂に松田敗潰す。

▲城址。小笠原金光、或は長船長左衞門尉兼光が城址と云ふ。共に不レ詳。文明年中には浦上家の將長船右京亮此城に居る。後空廢の城となり、文明十五年、松田孫次郎此古城に據て、播州の通路を絕つと云ふ。

▲劍匠。世横山氏と云ふ。四五家あり。古備前正恒・友成等が孫流なり。夫扶桑鍛冶の大祖を世々天國と云は大なる誤也。天國は人皇四十二代文武大寶の頃、大和國の鍛工にて、帝詔によつて始て

刀劍に銘を彫し初め也。豈に劍工の大祖と云べけんや。其大祖は遠く神代の古天目一命なり。神代の卷にみえたり。其後裔連綿として絕えず。其名天國以前數十世の間三部の古史に多くみえて、皆畿內に住み、其傳海內に流布し、世々數千萬人の工あり。劍匠上世には今の如く卑賤の業にあらず。神代には神もこれを造り玉ひ、人皇の御世に至ても、中古迄は武將武臣たるものの業なりし故に、舊史に物部麻呂が劍、或は物部八十手が造る劍など云は是也。物部とは武士を云、八十手とは其武士の多き義なり。武士としては皆刀劍を不レ造ものは無りしなるべし。扨世に備前鍛冶の大祖は友成・正恒とするは非也。天國を日域金工の大祖とするが如く、同日の談なり。是中古の祖なり。是人皇四十二代天武天皇大寶頃の鍛工なり。其大祖は甚舊遠なり。人皇十代崇神天皇の朝吉備津彥命、吉備國に來りたまひし時、從ひ奉つて來りし命の武臣なりと云へり。磐梨郡鍛冶屋村に、昔金師大明神と云祠あり。此社和氣譜にもみえて最舊社なり。元和の頃、廢せり。祭る神備前鍛冶の大祖天直釣也と云ふ。これを按に、吉備津彥に從ひ奉り此國に來りし武臣の鍛冶なるべきか。又一說には備前鍛冶は、神代よりありしにや。素盞嗚尊〔簸〕氷の川上にて八岐の大蛇を斬たまひしに、其尾に至り劍の刄かけ、又割て尾をみたまふに、中に靈劍あり。採て天照天神に奉りたまふこと神代の卷にみえたり。其劍先輩の考に、蛇劍を佩びたる人を呑みて劍止り居たるならんと。此〔簸〕氷川上と云は、當國旭川の水かみ也と云ことと神代の卷一書の說にあれば、其劍佩ぶる人定て當國の人にて、其劍も亦當國の人工作りたるものにやあらんか。是長船鍛冶等が大祖なるべきも知るべからず。其蛇を斬るの劍は、磐梨郡石上村韴靈神社と崇め奉て、其祠今に存せり。此こと三部の國史にもみえたり。委くは石上の條に記す。而れば備前の劍工は上古よりあつて、正恒・友成以前の劍工數百人あるべしといへども、久遠にして其名世に存せず。其刀劍稀に存するもの有と雖も、上古のものにて皆無銘なれば其名を知るべからず、又其住せる鄕里も詳ならず。其後中古の頃、磐梨郡吉岡庄鍛冶

屋村に後鳥羽帝の朝、元暦の頃迄住せり。世に古備前と稱するはみな此吉岡の住人也。其孫流一文字則宗助・則助・茂助・長光其外數十人此吉岡に住す。則宗が銘に河田庄吉岡住と彫れり。今河田庄と云地名なし。此吉岡庄の北の山陰に河田原と云村あり。河田庄の遺名にや。昔は河田庄の吉岡にて、後吉岡庄と改めたるか。其鍛工の宅址、近代迄此鍛冶屋村にありしに今里民の墓地となれり。然れば何時頃よりか、福岡長舟等に遷りしなるべし。又長船劍匠の系圖に云く、人皇十代崇神天皇の御宇、御劍造り奉ると云へり。日本紀に、崇神天皇三十九年、作㆓劍一千口㆒、因曰名㆓其劍㆒謂㆓川上部㆒自㆓大坂㆒遷而納㆓石上神宮㆒と云へり。此事なるべきか。石上神社は是當國赤坂郡石上村師靈神社にして、同帝の朝大和州山邊郡に遷し奉ると神社啓蒙にみえたれば、其時崇神帝當國に行幸あつて、便もよければ劍一千口造らしめたまふものにや。此邊の原野を天皇原と云ひ、又當村に崇神天皇の社あり。これ行幸ありし時の行宮の地なるべし。土人の口碑にも、此長船に行幸ありしと云傳へたりと云へば、往古より此長船に住せしや兩說不㆑詳。又吉備古今集の說には、往古の鍛工は兒島に住せしと云は非なるべし。此鍛工後世に至り甚だ多くなり、畠田・吉井・大宮・小反・福岡等の地に分れて、建武の頃より元龜天正の頃には、殆んど千人に及べり。これを八百八流と云ふ。而るに天正の大洪水に、工人多く溺死して其傳も亡失すべかりしに、今の祐直・祐永等が先祖なるもの東米崎に流れし者のみ唯一人死を免れ、漸く其流傳殘て今に至れり。此鍛工の用る鐵は、他邦のものに異りて鍛にあらず。其形丸く細長き天然槌の形をなせる石なり。此石を木にて挾みて用ゆ。此石上道郡百枝月の山中に出づ。偶當國に名刀を出し、又天然此石を生ずること暗に造化の奇と云ふべし。すべて本邦の刀劍精工堅利なること、異域の書にも多くみえて萬邦に冠たるは、義氣勇武の氣のなすものならん。就中備前刀には名譽のもの多きこと、世に知ところなれば爰に贅せず。

須恵郷

古名陶(スエ)郷と云ふ。此地土師郷に隣る。往古には土師村と同く此地にても陶器を造りゐたりしゆゑ陶郷の名あり。

【磯上邑】▲城墟。將の姓名しれず。

【牛文村】

【飯井村】▲城址。浦上宗景の將、高取備中が古城址なり。

【佐山村】▲善住寺。昔廢して今なし。

【鶴海村】▲海藏寺。何れの頃にや廢せり。

【西須恵村】▲大聖寺。何の頃にや廢せり。

▲古墓。後藤筑後守と云ふ人の墳と云ふ。

▲城蹟。浦上宗景の將、烏山左馬が古城址なり。

【東須恵村】

服部莊

日本紀應神帝紀に、以㆓織部縣㆒賜㆓兄媛㆒とあるは此地なるべし。兄媛と云へるは、當國津高郡鴨の郷の人御友別と云人の女にて、人皇十五代應神天皇妃の皇たり。同帝二十二年、帝吉備に行幸し給ひ葉田(ハナ)の芦守の宮にましましたまふ。御友別參迎して饗を献ぜしとき、兄媛を此縣に封せられし也。

【服部邑】▲城墟。里民の口碑に、天の佐介が宅址と云ふ。佐介が傳は福里邑馬塚の編中に於て詳にす。又一本に蟲明左衛門が古壘とも、或は宗景の將服部備前が古壘址とも云ふ。

【福里村】▲美和神社。延喜式神名帳にみえたり。此神淫祠たるにより、正德年中上道郡大多羅村に遷さる。

▲馬塚。桂山の麓にある古塚なり。此村の古名を馬塚邑と云ふも此によれる也。里民の口碑に海の佐介が馬塚と云へり。源平盛衰記に、昔備前國に海佐介と云けるは兵の聞え有ければ、西戎を鎮められんが爲に官兵を指添られたりけるに、官軍は船にのりけれども、佐介は馬に乗ながら先陣に進んで海上を濟る。程なく賊徒を責従へて、又馬に乗ながら海の面をあゆませて本國に歸りける。備前の內海にて海鹿と云魚に馬をあやめられけれ共、馬少しもひるまずして、佐介を陸地に置て馬死けるが、其所に堂を建てゝ孝養しけり。馬塚とて今に在とみえたるものは此の馬塚なるべし。此海の佐介と云は、敏達天皇十二年秋七月に、紀國造押勝と達率日羅と百濟に在るを召けるに、押勝は十月に歸朝し、日羅は百濟王惜みて歸さゞりければ、吉備海部羽島を百濟に遣して召るれば、則ち羽島日羅をつれて兒島の屯倉に歸り到ると、日本紀にみえたる海部羽島なるべし。按に此羽島吉備國の介などにて、佐介と稱せしなるべきか。又兒島郡の宮の浦にも、佐介が馬塚あり、一名あまが塚と云ふ。是は羽島が墳塋なるべし。

包松郷

【閑徳村】【包松村】

尾張保

【尾張村】▲光明寺。何れの年にや廢せり。▲城蹟。宗景の將鷲見越中が古壘址也。

▲宇喜多能家の墓。能家は直家の祖父にて、興家の父なり。天文三年六月晦日、島村貫阿彌が爲に、戸石城中にて自殺す。里人誤て直家の墳と云ふは非也。

【山手村】

山田庄

【山田庄村】▲八幡宮。此神淫祠なれば、正德年中大多羅に遷す。

▲圓通寺。何れの頃にや廢せり。　▲浦上政宗の感帖四通。民間にあり。

笠加鄕

【大ヶ島村】▲笠松社。所祭神北斗星の精也。

▲宇喜多與太郞基家の甲冑大ヶ島寺にあり。胴に銃丸の貫孔あり。是れ基家八濱合戰に鬪死のとき服せし甲なり。

▲古墓。大ヶ島寺境内にあり。里人宇喜多直家の墓と云は非也。備陽國志には宇喜多能家の墓と云へるも審ならず。

▲古塚。北谷と云處にあり。塚上に古松二株長生す。里人夫婦松と稱す。島村豐後入道貫阿彌が墓なり。貫阿彌は父を修理と云、享祿三年浦上村宗・細川高國に一味して攝州にて戰ひしとき、兵士二人脇挾み野里川に身を投じて死したる浦村彈正左衞門貴則が孫也。累世浦上家の將たり。永祿二年二月、宇喜多直家の爲に沼城に於て討たれたり。

▲戶石城址。長沼村の境の山上にあり。宗景の將宇喜田能家この城に居る。天文三年六月晦日、島村貫阿彌が俟口にかゝつて此城中に自殺。これより島村が家臣浮田大和これを守る。同十八年大和叛逆しければ、宗景宇喜田直家をして屠滅せしめ、島村貫阿彌を城將とせらしが、此島村永祿二年二月沼城にて直家に討れて、此城これより頹廢せり。

【圓張村】

已下鄕庄の名なし。

【東幸田村】 此地は貞享元年墾田なり。已下の四村みな是に同じ。

▲龜石。山下の汀渚にあり。周り二間餘の大石なり。其形恰も龜の如く、首尾四足の形も具れり。周りに籬を圍み、前に小祠を建て祭りて龜石明神と云ふ。病あるもの祈るに應驗ありとぞ。此石昔は海中にありて、落潮（シホヒ）のときのみ見えしとぞ。何れの頃にや、此石を國主の命にて岡山都々に遷すべしとて舟に上て取來りしに、川口に至て其舟覆つて水底に沈沒せしかば、其儘其處に捨置たれば、夜々水中にて閃電して怪を現すゆゑ、又舟して舊處に送り還せしとなり。此石を土肥氏の說に、神武帝東征のとき推根津彥が乘れる龜甲船の形天然にして遺れるものにやと云へり。推根津が事委くは兒島郡小串村の志中に記す。

【幸崎村】

【幸西邑】▲卒塔婆島。至て小き海島也。其形塔婆に似たり。此島に水晶多し。

▲二塚。上に蛭兒祉あり。里人傳へ云、元暦屋島の戰に死亡せし士卒、久々井・片岡等の濱に流れ寄りしを集めて葬し塚なり。此塚を啓てみれば、今尙壙中に骸骨滿々たりとぞ。

【幸島村】 古は神島（カウ）の字を用ゆるよし、里老の口碑にあり。此村は貞享元年墾田せし地にして、其以前は此邑の山は神崎村の海中にある孤島なれば、神崎島の意にて呼て神（カミ）島と云なるべし。又此山つゞきの幸田村の海邊に龜石あるを以て龜島と稱せしを、訛て神（カミ）島とも云しにや。然れば、松葉集などに神島と云ふ名所を當國と記したるは此島ならんか。

東備郡村志（赤磐邑久）下終

吉備之國地理之聞書

*此目次新に作製

吉備之國地理之聞書 目次

赤阪郡之部

邑久郡之部

神　社

古　跡

巳　上

目　次　終

吉備之國地理之聞書

著者　平賀元義

赤阪郡之部

吉備の國封建より郡縣になりたりしは、孝德天皇の大化元年なり。封建の時、皇帝の御領地は都近邊はもとより、諸國所々の御領の地には三宅（ミヤケ）御役所ありし。又御藏等も有りし。御領の内には國司を置かる。今の御代官の如し。此の封建郡縣と云ふは唐の唱にて、御國にては唱へされども、ここには唐の唱を假りて云ふ也。

右の三宅の御役所は、大化元年に御取上になりて、已後は三宅の跡殘りて、三宅の鄕三宅の庄など云ふ所殘りたる也。此所に居りたる者三宅氏など云ふ者あり。

國の造、京都の伴の造と云ふあり。人の家臣をばヤツコと云ふ。今家の子と云ふなり。又上樣の御住所を宮と云ひ、人の住所を屋と云ふ。みの字を冠すると拔くとの違なり。

さて同じ造の内にも、國へ封じて居る故、國の造と云ひ、伴の造は今組と云ふ如し。伴の組は政事の組、神事の組、其外組々ありて惣名をやそともの男（八十伴男）と云ふ。國の造は唐に云ふ諸侯に當る。又國造と云ふも惣名にて、其の内六等に分る。一番國の造、二番別、三番君、四番直、五番稻置、六番縣主、此内出雲の國造、紀の國造が、格別の大國にありし。今の加賀薩摩の諸侯の如し。

赤阪の郡のあたりは、吉備の石无（イハナシ）の別の領國也。吉備の國石无の別の御殿有りし所は、今磐梨郡和氣の鄕殿谷村に有りし也。故に今其所を殿谷村と云ふ。

萬葉集に

稲つけはかゞる吾手をこよひもか殿のわくごがとりてなげかん

とあり。和氣の清麿卿は、此別の子孫なり。

神功皇后三韓征伐の御留守に忍熊別皇子御謀叛ありて、播磨の國明石邊へ兵を集められし故皇后の勅命有て、垂仁天皇の皇子鐸石別命の御末弟彦命を播磨と吉備の堺へ遣されて、關を造りて防がしめられし也。今三つ石の東也。太平に成りし上此功を賞して、弟彦命を吉備の國石无の別に封ぜられし也。是吉備の磐梨和氣の先祖也。日本後紀和氣の清麿の傳には、吉備の石无の國の事を記して、今美作・備前兩國是れなりとあり。三つ石の北に山あり。野谷・金谷・田倉・吉永・氷室・大中山・熊山の絕頂を限り、其南の山のうねを以て限る。西は吉田・大田の河を限る。美作の國英田郡、今は英田・吉野二郡とす。勝田の郡、今は勝南・勝北の二郡とす。是等を吉備の石无の國とす。尤も赤阪半分は吉備の上道の國に附く。美作の國にも和氣の鄕有りし。今勝南郡の內、是を上和氣と云ふ。磐梨郡の和氣の鄕を下和氣と云ふ。神功皇后已前は天子の御領なり。大化元年已後、國造の領分御取上になり、神主郡司に任ぜられ、石无の別の子孫太平記の比に至りては大に衰へながら、後醍醐天皇の伯耆の舟上山の宮へ官軍集りし時、備前には和氣の彌次郎季經とあり。後宇喜多氏の比になり熊保木の城主明石掃部介の味方となり、其後、關ケ原大阪御陣後浪人となり、一人は神主、一人は庄屋となる。今、德富村の神主和氣播磨、大庄屋和氣五郎右衞門皆別の末孫なり。

大化元年御改格になりて郡縣となる。是れ周の世は封建にて有りしに、秦漢已後唐は郡縣となる。大化の比、唐の通になされ度思召にて、御國も郡縣になる。故に不ㇾ殘御領となる故、國造の領分を不ㇾ殘御取上ある。然し國造は御取上なされ難き故、領分だけ御取上にて、跡は國一ヶ所づゝ國府を置る。又國司も被ニ仰付一、其國司の下なる郡々に郡司を置き、國造を以て郡司に御當になる。國司は四年替

り、神主は六年替り、國造を神主に任ぜらる。又國造同姓の者より郡司神主ともなる。國司は神事政事ともに司る。後鳥羽院の御世源頼朝卿へ六十六ヶ國の總追捕使を下され、其家人郎從等をして諸國を守護せしむべしと云勅命ありて、そこで諸國に國司の外に守護職を置かる。守護職も鎌倉から置かるゝ也。又郡司の他に地頭職を置き、神主の他に社務を置かる。是れ皆鎌倉から置るゝ也。國司郡司は政事を致す。守護地頭は亂を鎭め、朝敵あらば平げ、狼藉者あらば取しづめ、或はしかりもする也。神主は神事を致し、社務は一社の內何ぞ亂起らば夫を鎭め、先づ夫れにて續きをりしに、尊氏朝敵になりてより、亂世になりて、國司國府の自由にならぬ樣になり、諸國我切取り勝になり、人の地を奪ひ、又奪はれまいと思ふ他なく、尊氏より秀吉公までの間、治る節なし。天正十三年秀吉公關白に任ぜられ、王命に從はぬ者悉く御征罰になり、陸奥より薩摩迄一國も治らざる所なし。されども國司は國へ下らぬ故に、守護職が政事を執る也。守護職と云ふが今の大名なり。年貢は軍役の爲め御取なさるる也。今は大名は公儀よりの御下知にて、何國を下さると云ふ御綸旨はなき也。新太郎樣の御觸に、備前の國は公儀より我等へ御預けの國にて候也と有り。夫れに漢學者は諸侯共誤なり、諸侯の綸旨なし、公儀から諸侯に仰付らるゝとはなし。故に勿論御國替等も公儀の御隨意なり。當時の御勢は諸侯（本ノマヽ）かゝれども左に非ず、矢張大名なり。矢張國司も朝廷にては御綸旨出で居るなり。されども其國司は役人だけにて、國へ下る事なし。故に國司、別に無きときは封建なれども、御國司ある故郡縣なり。

倭名類聚鈔に備前の國の國府在二御野郡一とあり。又拾芥抄に備前國御野府とあり。平家物語に治承三年關白殿をば備前の國府の邊、ゆばさまと云ふ所にぞ置き奉る。又平家物語に壽永二年、備前の國は十郎藏人の國なりけり。其代官の國府に有けるをやがて押寄て討じけり。十郎藏人の代官の妹尾に討れて京に上るが、備前と播磨の境なる船阪山にて木曾殿に行き逢ひ奉りぬと見えたり。與

國四年六月廿八日、備前國神名帳に上道郡の內國府の神、惣社の神と有り。又慶長九年岩根傳五郎父子へ下さるゝ武藏守樣御折紙二枚に、上道郡府中市場村の內と有るなり。惣社は祇園村の內惣社と云ふ所に有り。是れ國廳の有りし所也。備前の國總社百二十八社を祭る所、其竝に祇園村內「チヨウモリ」と云ふ所にあり。是れ矢張長もりよりつゞき國廳の跡、其東を國府の市場村と云ふ。是れは市の有りし所なり。又西に今在家と云ふ有り。是れは國府の跡新に人家出來し故に、今在家と云ふ。國府跡は今に土地高く色々の古器など出る。今河を以て御野上道の堺とすれども、河東に竹田村・東河原村・西河原村・濱村・小姓町是れは今に御野郡の內也。其の東は今上道中島村なり。文明三年一の宮の記錄に、御野郡之內中島、御野之金伽羅と有り。其比迄は中島村も御野郡の內にて有りし。中島より東西へ流れし故、其中故中島と云ふ。

右の金伽羅と云ふは、御子の事、みこは、巫と云ふ。巫は神に仕る故にみかみのこと云ふ。うつぼ物語にみかうのこと有り。今御巫にてはみかみ子と唱ふ。延喜式に、國造の女未嫁者取而充レ之と、又延喜式に七歲已上とも有り。又みかみの子、職田一町と有り。古、巫は月水有レ之時は、此由を奏聞して御免を蒙る。さて解由下りて他に嫁す。今此巫のみかみこは官家の女なり。御野の金伽羅の子孫、今四日市御崎の神主門田帶刀也。

倭名類聚鈔に國府は御野の郡に有りとあり。今の國廳のあたり、古は御野郡の內に有しと見えたり。中島より東、八幡・今在家・段原・祇園・國長宮・中井村半分・荒井村半分、是等は元の御野郡の地、古は龍の口高島山の絕頂を限り、北は赤阪郡、東南は上道郡、西は御野の郡の有りしと見えたり。西へ落る水流れは不レ殘御野郡、只今焰硝藏の地は上道部、高島山の神社、龍の口絕頂より見通しに南へつき當る所郡界と見えたり。祇園の惣社から河が東へ流れ、脇田湯廻の前より國長宮と國府の市場

※天平十六年の大安寺資財帳に據れば、當時大多羅の西に、石間江あることを記せり石間は今の岩間なり、中川村より餘程西北に入りたる所なり、無論今の朝日川はこの石間江に注きたるものなり、翁の説信すべし、されば二派に別れしことは何後の時也と知べし。

本村との間を流れ、中井荒井の村中を通り、下にて二筋に分れ、一流は中川村※へぬけ海に出る。一流は瓶井山の西を流れ海へ出る。河より西はみな御野郡の地なり。延喜式に備前國御野之郡石門別神社とあり。又興國四年の神名帳に、上道郡岩戸之神と有り。今は龍の口の八幡宮是れ也。山皆岩山なり。石門別の神は美作國瀧の宮も和氣郡天神山も皆岩山にて、石門別の社は皆同じ類にて龍の口も岩山也。御野郡外に是ほどの岩山は無し。興國四年の比は河筋替り、石門別の惣社も國府の神も、皆上道郡になりしと見えたり。其後文明の比迄、中島村は御野郡の内にて有し。是も今は上道郡なり。武藏守様の御折紙に、府中市場村と有り。國府を府中と唱へたると見えたり。國々により國府ともあり、府中とも云ふ。或は長府駿府甲府と唱たる類也。備前も國府とも府中共兩様云ひ來りしと見えたり。さて町の有りし所を市場と云ふ是古語也。萬葉集に國府を遠の朝廷とも有り。國により國府を御所と唱ふるも有り。古へ國府に建物が段々にあり。惣社は神事の役所なり。國廳は政事の役所なり。其外學校も有り。色々の小役所數々有りし。其役所々々の外に備前守の屋形、備前の權守の屋形、備前の大介の屋形、備前の介の屋形、備前權介備前の大椽の屋形、備前の少椽の屋形、備前の大目の屋形、備前の小目の屋形、備前の目代の屋形、其他役人の屋形、惣社の社家の屋形、國府に續て屋形ありし。其余建物數ふるに不レ遑、町家等も數々有りし。備前の國司は「くにのみこと」とも云ひ、又國宰とも云ふ。長官か備前守備前の權守國司の内の第一上たる人にて、政事を取る人なり。夫れ故備前守と云ふ。其外助役が備前の大介・備前の介・備前の權介、皆守の差支えし時に助る役故、介三人國司次官とす。其次國司の判官是備前大椽・備前小椽、是は守介より云ひ渡す事を下へ移し云ひ渡す職也。故に大椽小椽をまつりごと人と云ふ。備前のまつりごと人とよむ。其次國司佐官、備前の大目小目是は目と書て備前のふみ人と唱ふる是記録の事を司る。右の四分の役人國司の重役なり。其他小役人數ふるに遑あらず、皆京より下るなり。國府は多く水邊に建らる。京都へ運送の便を辨たる也。

國府の小役人の内に國老と云ふあり。郡廳へ出る老人を郡老と云ひ、一鄕の廳へ出る老人を鄕老と云ひ、一村の役場へ出る老人を村老と云ふ。庄に庄老あり、宿に宿老あり、神社に一老・二老・三老などあり。山伏に宿老大先達あり。右の類を大年寄とも大老とも云ひ、其次を若年寄とも中老とも云ふ。村にも町にも老有り。御國にては五人組頭と云ふ也。新太郎樣御代に組頭二つ有る故組外も二つ有り。以上の組外を寄合組と御改め、下のを其まゝ組外となる。御手廻りも二つ有る故、上の御手廻を御近習徒と唱へ、下の御手廻を其まゝ御手廻りと唱ふ。庄屋二つ有る故上のを庄屋と云ひ、下のを名主と云ふ。在町に老二つ有る故、在のを五人組と御改め、町は其まゝ老と云ふ。御仲間に二つありて紛はしき故、御早道の仲間を御早道の者と云ふ。御馬屋の御仲間を御仲間と唱ふる也。御家によりては御小人を仲間と云ふもあり。御國には天樹院樣御輿入れの時、御小人附來りし故、其後惣て御小人と云ふ。さて恐ながら、今將軍家に御大老御老中若年寄など云ふも、已前三河の國松平村の役名を、其まゝ御用ひになり來りたるならん歟。

大化元年天下不殘御改格の時より吉備の國と定めらる。此の時より御領の國となり、吉備の國と云ひ、美作・備前・備中・備後四ヶ國を云ふ。其後、天武天皇持統天皇御兩代の比に三ヶ國に分れ、吉備の國の口の國、吉備の國の中の國、吉備の國の後の國と云ふ。奈良の帝の和銅年中に總て國郡鄕の名は必ず二字に書合す樣にとの勅命有り。故に短きは延べて二字に書く。紀國などは短き故に延べて紀伊と書て紀の國とよむ。備中の國津の郡は津とばかり云ふ故、つうと引き津宇郡と書て都の郡とよむ。是等は短きをのべる、諸國皆此通也。又長きはちゞめる類、美作國勝間田(カツマタ)の郡はかつまたと長き故、勝田と書てかつまたの郡とよむ。越の道の口の國、越の道の中の國、越の道の後の國は長き故、越と云ふ字一字づつ置て下に前中後の字を置て、越の道の口の國、越の道の中の國、越の道の後の國と唱ふる也。其時吉備の道の國も備の字を一字置て下に前中後を置て、唱へは吉備の道の口

の國、吉備の道の中の國、吉備の道の後の國と唱ふ。是れを備前備中備後と唱ふ事至て後の事也。皆漢學者の云ひ來る也。夫れ故前中後三國共、山から海邊にて有し故、和銅六年四月に備前の國十二郡の内を切分て美作の國を置かる。故に美作に海なし。備前に山なし。備中備後にたいすれば半分なり。

備前の國は延喜式其外の古書に上國と有り。和銅六年巳後を云ふ時は、備前の國六郡第一邑久の郡、第二赤阪の郡、第三上道の郡、第四御野の郡、第五津高の郡、第五兒島の郡、次第は京へ近きを以て次第とす。赤阪の郡東西南北の堺は、東は播磨の國の堺の山舟阪山八塔寺の峰通を限る、播磨の國と赤阪の郡を堺とす。惣て延喜式に國・郡・鄉・村の堺は必ず水の流に隨て之を分てと有り。是古の御定なり。赤阪の郡西の堺は西河を限る、大田村より牟佐迄の間なり。三石の北の山より熊山絶頂へ見通し、又其間・野谷・金谷・山倉・倉吉・吉永・南方より清水の南の山の峰を限る、是三ッ石より熊山迄の間峰通也。熊山の絶上より勢力と弓削の間へ見通す、河西・熊野・梅保木へ見通し、夫より山の峰通りて鹽納と石井山の間へ見通す。其間村々德富・尾關・矢上の南の山の峰通を限る也。夫より西井原山の南の峰より、瀧の口の高島山の絶頂へ見通す、是今の赤阪上道の堺なり。北は八塔寺の山の絶頂より苦木と鹽田の間峇、妙見の山の絶頂へ見通す。鹽田村は昔は美作の國勝田の郡飯岡の鄉の內也。夫より苦木と鹽田の間より草生の後迄は河を限る。夫より山つたひに是里村の神の峰絶頂へ見通す。其西は神の峰の絶頂より、美作の峠と備前の峠の間、峰つたひに見通す、今御國堺の如し。峠より太田と福渡の間の峰通を見通して西河まで見通す也。水流は南は赤阪北は美作の國也。神の峰此堺は大化元年御定の四方の堺也。鹽田村は美作の國飯岡の鄉の內也しを、奈良帝の御時備前の國へ付せられたり。

赤阪の郡と名付けられたる譯は、今善能寺溺(タワ)を古へ赤阪と云ふ。今は熊崎村の內に赤阪と云ふ古

名残れり。昔は赤坂と云ひしを、そこに善能寺を建し故善能寺溺と云ふ。此寺は新太郎樣御代御つぶしになる。此善能寺東の溺の下を赤坂と云ふ。是は今に云ふ也。和氣・磐梨・邑久・上道・御野・津高・兒島七郡、共に宮家の有る所の鄕名を以て郡の名を取られたり。唯此赤阪ばかりは葛木の鄕に宮家あるに、赤阪郡と云ふは、大和に葛木の郡有る故に、葛木と不レ言して其所の地名赤阪を以て郡に名付られしなるべし。偖て又赤阪の郡の別府より國府へ出府するには、必ず此赤阪を越て行く故、此坂の名を取て郡の名とせられたり。故に大化元年に赤阪の郡と付せられたる也。其後、奈良帝の養老五年に、備前の國邑久赤阪二郡の鄕を分て、初て藤原の郡を置れたりと續日本紀に見えたり。但、邑久郡の內坂長の鄕、赤坂の郡の內藤野鄕・葦原の鄕を分けられたり。

藤原の郡は藤野郡に改められし後、又和氣郡と改められし。是今の和氣郡也。夫故養老五年已後は、熊山の絕頂より東和氣の渡りより上は、雄神河を限る今和氣の內となる。又、其後天平神護二年五月赤阪の郡珂磨・佐伯の二鄕を藤野の郡に付られたり。天平神護二年より赤阪の郡東の堺今の郡堺の如し。但し周匝の鄕の內岩淵の塞の神より西上田・高田・鹽木・來光寺は近き比まで赤阪の郡の內なり。亂世の時より磐梨郡の內となる。惣て岩淵の鴨の社の絕頂より、西北西へ落る流の分は、昔赤阪郡の地にて有しものなり。

備前の國の郡の數、和銅六年以後は邑久・赤阪・上道・御野・津高・兒島六郡なり。養老五年藤原の郡を置て七郡となる。藤原の郡は後藤野の郡、又和氣の郡に改めらる。桓武天皇延曆七年和氣の郡の內を分て磐梨郡を置れ、已上は郡となる。延喜式に備前の國管郡は和氣・磐梨・邑久・赤阪・上道・御野・津高・兒島とあり。郡の次第右の如し。京へ近きを以て上とす。倭名類聚鈔に備前の八郡の次第のせられたるも右に同じ。備前風土記の郡の次第も右に同じ。其余の古書八郡の次第皆右に同じ。遙か後七百年已前より、上道の郡を分て上東郡を置き、兒島の郡を分て小豆の郡を置き、合て十郡とす。

是は奏聞を經たるにもあらず。國司の私に分て唱るなるべし。小豆の郡は慶長十四年武藏守様小豆島御狩の時迄は、御國の內也。元和元年因州様御代に御拂上になりて、讃岐の國寒川郡の內となる。上東郡は寛文五年に新太郎様延喜式を御覽遊ばされし所、上東郡は延喜式に無き故、上東郡を上道郡と一所になされ、昔の如く上道郡になされたり。又、何の比よりか津高郡を二郡の様になして、奥津高郡・口津高郡と云ひしを、是も寛文五年已後一郡となされ、八郡と御定め也。赤阪郡第四番の郡也。今御國の御唱は御野郡を一番として兒島を末となさる。是御國にて書き來ゐ也。朝廷の御定とは違ふ也。

赤阪郡の郡家、或は郡治とも云ひ、別府とも云ひ、又御所とも云ふ有り。是は一郡の神事をする所なり。政所有り。是は一郡の政事をする所也。其外小役所多し。大領の屋形・少領の屋形・主政の屋形・主帳の屋形、其外小役人の屋形あり。郡司は赤阪の郡の名家を以て任ぜらる。上道の國造、其赤阪の郡の名家に是を任する。郡司の長官は赤阪郡の大領、郡司の次官は赤阪郡の小領、是助役也。郡司の判官は赤阪郡主政、是大領少領より云ひ渡す事を下へ移す職也。郡司の佐官は赤阪の郡主帳、是は記錄の役人也。其他小役人多し。是は京より下るに非ず。赤阪郡開闢以來の舊家にて世々此郡に居る人也。皆神主を兼る。郡司の上役は國司、郡司の下役は鄕司也。今伊木家の鄕司作內も、先祖は伊勢尾張の國の邊の鄕司にてあられしか。又周匝の鄕瀧山の別所敎立寺に七百年計已前赤阪郡の主政の連判の廳の宣下有り。惣代判官代安部宜禰など有り。

鎌倉將軍已來は、鎌倉より郡司の外に地頭職を置て郡郡を守護す。是は政事を執る人に非ず。朝敵を平げ狼藉を鎮める爲に置く也。國に國司・守護ありて、國司は政事を執り、地頭は亂を鎮める。尊氏已來亂世に成りて郡司・地頭皆先廢る也。波多野家の先祖は伊勢の國眞弓の御厨の庄の地頭職波多野次郎と有り。後醍醐天皇の官軍に出でし着到狀に有る也。勝入様、犬山御在城一萬貫の御時、御

＊何れの國とは上總を指すなり

味方申したり。是波多野彌藏・波多野左中兩家の先祖也。

周匝の郷

周匝（すさふ・すさひ）すさはすなどとありて語をたひごにしたるものなり。周匝のさと云ふ名の心を知らず。風などの吹を風のすさぶと云ひ、人のすさびるを男さびする、乙女さびする、老人の若やぎたるをうらさびる（うらは心のすさび也）翁さびする、神の御心のさびまするを神さびて、神さびると云ひ、古事記萬葉に多く見えたる古語なり。又すさのをの命と申す神の御名は、荒魂の神にて御心のすさびます神故、すさのをの命と云ひ、又日のすさびます事をほすそりと有り。又萬葉集に越中立山の事を天そそり高き立山とよみたり。是は天へそゝり出る高き山故、立山と云ふなり。すさひの郷とは如何なる名なるや不レ知。いづれ風土記には有るべし。今案るに周匝の郷是里村に、釼拔の神の社座す。是はすさのをの命の御心すさびて、釼を拔てをろちを退治なさしめらるゝ所の御神徳を祭る也。赤阪の郡二十九社の內なり。古は周匝の郷の惣鎭守なり。今は誤て釼大明神と云ふ。何ぞ此御社の緣のある事か、すさびますと云ひ、釼拔の社といひ、何ぞ故有る事也。すさひに周匝と云ふ字を當るは、周防の國のすにも周の字を當る、何れの國か、＊さふさの郡のさふに匝の字を當て、匝瑳の郡と云ふ。すさびに此字を用ふる例推て知るべし。倭名類聚抄に赤阪の郡周匝（脫カ）と見えたり。此郡の生氏（ウブスナ）の神は釼拔の社、神の峰の社、石淵の鴨部の社など也。今の諏訪大明神は山鳥の城主平賀家は信濃の國佐久の郡平賀村より出し家にて、信濃の國の大社故、私に戶屋の山に祭る。後今の所に移す。是は祝神にて正しき神社に非ず。心有る人は釼拔の社、石淵の鴨部の社、神の峰の社を拜むべし。

鄕の廳を公文所（クモンジョ）と云ひ、美作の國鹽湯の郷に、廳の屋敷の有し所を殿所（トントコロ）と云ふ。

今稱藤村の內塞の神の所に大なる立石あり。是古の郡堺なり。周匝の郷の堺は東は雄神河を限るなり。西は仁堀村の峠を堺とす。北は神の峰の絶頂を以て美作と周匝の郷の堺とす。南は峰を限り輕

部の郷を堺とす。尤も東へよりて石淵の鴨部の社の峰つたひを堺とす。周匝の郷内の村々は福田村・草生村・黒本村・黒澤村・是里村・上鹽木村・下鹽木村・來光寺村・石村・中山村也。中山村は是郷堺也。堺の山故中山と云ふ也。

八島田の流を追て正す。石村も同斷。

戸津野の水流右に同じ。

周匝の郷の內、今福田より下鹽木のあたり迄を楢津の保と云ふ。福田村は近き比迄楢津村と云ひ、ならすと云ふをさけて福田と改む。されども美作の國久米郡の長岡舟の船頭は、今に楢津の瀨、ならすの茶屋など云ひ來れり。

周匝の郷の惣社は周匝村に在しなるべし。周匝の郷の一の宮は神の峰なり。惣社は今黒澤村の內先谷と云ふ所五社の社有り、是れならん歟。古は釼拔の神其外五社皆此先谷の惣社へ御行有しなるべし。郷司の廳は今云ふ河內屋鋪の跡あたりならん歟。郷司の長官は、或云周匝の郷の長と云ふ。其外小役人多し。皆名家なり。萬葉集には長を戸長とよむ。後の物には長者など云ふ。靑墓の長と云是也。

輕部の郷

古事記・日本紀に輕部の大郎の御名代として輕部を定と有り。輕ノ大郎の御代の地なる故輕部の郷とす。古は御子無ければ御名代を定らるゝ例也。古は御養子と云ものなき故御跡絶て御名を其郷に殘さるゝもの也。其御附の者輕と云は皆家來の名、其者の居し所故也、惣て部と云は皆御名代也。倭名類聚抄郷名に、備前の國赤阪の郡輕部の郷也と有り。此所に古より有きたる者、皆輕部氏也。此生氏(ウブスナ)の神は鴨の神の社・布伊(ホイ)の神社を初め甚多し。輕部の郷は、東は山手村津の宮の山を堺し、津の宮の山より南佐古田村の間、山の峰通、磐梨の郡佐伯の郷と堺也。其峰通東へ落る水は佐伯の郷、西へ落る水は輕部の郷也。西は西勢實・小鎌・廣戸の西の峰を限る、夫より西は宅美の郷也。南は小原笠置山・西輕

部・東輕部・今井・北佐古田・南佐古田等の南の峰通りを限とす。夫より南は葛木ノ郷なり。北は龍天山の水上山を限て、美作の國と山堺也。是を輕部の郷の四至とす。郷中に仁堀ノ庄有り。勢實ノ保有り。戶津野ノ保有り。惣分村のあたりを古書に惣名輕部と有り。さて保と云ふは、保は戶令に、惣て戶は五保而相保たしむと有り。是は家數五軒づつ組合する也。今の五人組是也。家數五軒づつ五十戶を壹郷とす。尤も水の流によつて多少有り。五保の頭を保頭とす。今者を觸れる者を保頭といふは後の誤なり。是は保頭の吏也。但し一戶の同姓は十軒も有れども一戶とす。もつとも異姓にても戶主一帳の者は、一戶の內也。今云ふ一株同姓を一家と云ふ是也。

輕部の郷の惣社廳は輕部村に有り。きはめて東輕部にあるなるべし。今福井八幡宮社有り。是惣社なるべし、可ㇾ尋。廳郷司の屋形跡可ㇾ尋。

此郷の村々、東輕部村・西輕部村・笠地山村・多賀村・出屋村・小原村・坂部村・山ノ上村・惣分村・平山村・山手村・大矢村・正滿寺村・菖蒲山村・今井村・北佐古田村・南佐古田村、已上輕部ノ郷也。仁堀東村・仁堀中村・新堀西村・河原毛村・小鎌村・蹈石山村・廣戶村、已上は輕部の郷の內仁堀の庄也。中勢實村・西勢實村は輕部ノ郷の內勢實保也。戶津野村は輕部ノ郷の內の戶津野の保也、已上惣て輕部郷也。はしに至りては九戶已下の所。所所に有り。又少し遠き所は小わけをして何の保と云ひ、戶津・勢實ノ保、遠き所故に戶津の保、勢實の保と云ふ也。右周匝ノ郷・輕部ノ郷の地、古の吉備の石无（イハナシ）ノ國の內也。

葛木郷

古事記書紀に葛木部を定むと見えたり。葛木部の居る所故葛木の郷と云ふ。此一郷の百姓皆葛木部なり。五百年已前葛木郷の山の記錄、今斗有村に持傳へたり。夫に葛木次郎左衞門尉など見えたり。又、美作國久米の郡弓削ノ豐樂寺に、七百年計り前の記錄に葛木氏の事多く見えたり。美作の國にも、赤阪ノ郡の郷へ其一類後に移りたりと見えたり。倭名類聚抄郷名に備前の國赤阪ノ郡葛木と見

えたり。此葛木の郷の四至は、東は神田村の山を東の峰通りを堺ひ、西は由津里・山口・斗有の山を堺とす。南は西中村の山、善能寺村の山を堺とす。北は大苅田・町苅田の後の山を堺とす。東は磐梨郡、西は宅美ノ郷、南は高月ノ郷、鳥取ノ郷、北は輕部の郷と堺なり。

此郷の村々大苅田村・神田村・町苅田村・東窪田村・西窪田村・由津里村・山口村・斗有村・上地山村・幡寺村・上仁保村・下仁保村・善能寺村・西中村・五日市村なり。河原村は如何、此郷ノ惣社は上仁保村に有り。今六社と云ふ。與國四年の神名帳に、赤阪郡の內六社の神と有り、是葛木ノ郷の惣社也。此郷に神社大社有る也。今の神社此宮へ御行有り。郷の廳も此所にあるなるべし、可レ尋。此郷の一の宮、由津里村片山の神社也。其他五社あり。

鳥取郷

鳥取郷は垂仁天皇の御子、鳥の啼を聞て初て言語を仰せられたり。其鳥くぐひと云ふ鳥なり。是を尋ねに諸國へ人を遣はされ、何國にてか取り得し也。其御子の爲に鳥取の部を定め給ふ事、古事記書紀に委しく見えたり。其鳥取部の居りし所故、鳥取ノ郷とす。倭名類聚鈔郷名に備前の國赤阪の郡鳥取と見えたり。

此郷の四至は、東は石井原山・日古木の山を堺ひ、其東は磐梨の郡也。西は熊崎村の赤阪を限る。南は沼田村・南方村を堺とす。北は尾谷村の山を堺とす。西南は高月ノ郷、北は葛木の郷也。

此郷の村々、日古木村・沼田村・石井原村・南方村・齋富村・中島村・二井村・尾谷村・高屋村・上市村・下市村・熊崎村。

惣社は日古木に有り。俗に山田の宿と云ふ。此郷の一の宮は沼田の神社也。外に二社あり。三社其神事には日古木へ御行也。

郷廳は日古木村に有りしなるべし。尋ぬべし。

月とはけやきの事、槻と云ふ。弓にする也。つき弓とは此木を用ふる也。此あたりの地名に槻を以て呼ぶ所多し。上道郡都紀の郷あり。其郷に月尾の社あり。同じ郡百枝月村あり。同じ郡平島村に築杵大明神あり。美作の國に月田の郷・植月の郷あり。是れ皆槻の古木有りし所也。萬葉集に五百枝さすいむ月か枝、又うゑつきの枝など見えたり。皆槻の古木を云ふ。高月郷は高き槻の古木有し故たかつきの郷と云ふ也。倭名類聚鈔の郷名に備前の國赤阪の郡高月ノ卿と見えたり。延喜式に備前の國驛馬高月二十疋と見えたり。

高月の郷

此郷の四至は、東は長尾村・立川村を限る。西は牟佐村・西河を限る。南は高島山の絶頂を限る。南は上道郡也。北は和田善能寺の溺を限る。此郷の村々・長尾村・穗崎村・牟佐村・馬屋村・和田村・岩田村・立川村・河本村なり。

此郷の惣社考ふべし。馬屋村に有りし。

此郷の一宮は高藏の神社、一郷殘らず氏子也。廳は馬屋村に有るべし。尋ぬべし。

此郷に高月の驛有り、今の馬屋村也。此郷に國分寺あり、官寺也。此郷を高月本郷と唱へ來る事五百年計前の書に見えたり。惣て我國を本國と云ひ、我郡を本郡、我郷を本郷と云ふ事延喜式に見えたり。當國と云ふは後の事にて、古は本國と云ひし也。

宅美の郷

たくみとは大工の事なり。昔大工の多く住みし所なる故、郷と名附し也。倭名類聚鈔郷名に備前の國赤坂の郡宅美之郷と見えたり。

此郷の四至は、東は山を限り、西は西河を限り、北は大田村の山を以て堺とす。南は鍋谷村より、北は大田村まで也。

惣社國廳は、伊田村に有りしか、尋ぬべし。

此郷の村々・太田村・土師方村・小倉村・大松江山村・中畑村・西上村今は石上と改む。矢知村・平岡村・佐野村・新庄村・伊田村・矢原村・國原村・大鹿村・鍋谷村、其内大松山村・中畑村・西上村・矢知村・平岡村・新庄村・佐野村邊を平岡庄と云ふ。是は宅美の郷の内平岡の庄也。太田村・吉田村・土師方村、宅美の郷の内武枝ノ保也。

郡中持ち傳への器物判物之類。但シ大内裏炎上ヨリ已前ノ物。

一、土御門院元久の比の判物、周匝の郷敬立寺に有り。關白殿下の御判物も有り。

一、後村上天皇正平二十二年の判物、葛木ノ郷斗有村にあり。

一、後醍醐天皇元弘年中の額、高月の郷牟佐村、高藏の神社に有り。正二位高藏大明神正慶元年甲大願主神主上道康成とあり。今神主難波令吾が宅に有り。

一、難波次郎恒遠の惡源太義平を切りし太刀、伊田村難波家に持傳ふ。今は金川の波難隆元立應カが家に有り。但し鞘計りあり。身は和氣郡尺所村に有り。

邑久郡之部

土師部

崇神天皇御代出雲の土師部を召て埴輪を造らしめ、國々へ分ち置かれしこと古事記・書紀・新撰姓氏錄其餘諸書に見えたり。埴輪を名づけて立物といふ事、書紀に見えたり。其土師部又祭器を造ること類聚國史に見え、又諸書にも見えたり。倭名類聚鈔に、陶器すゑうつはものとあり。

倭名類聚鈔鄕名に曰、備前國邑久郡土師（反之）須惠、今案に土師鄕は崇神天皇の御代に出雲國より出でし*土師部の住める處なり。須惠の鄕は其土師部が陶器を造れるよりいでし鄕名なり。大化元年に始て鄕を置かれ、又陶器を造る處なれば須惠鄕を置かれて、土師鄕と須惠鄕と二鄕に分れたり。今須惠鄕と土師鄕との境釜ヶ原といふ處に、古伊部の陶器多く散り殘りたるあり。此處古土師部の陶器を造りし處といふ。今の和氣郡の伊部の土師部は此釜ヶ原より出で、後に今の伊部に移りしものなり。今の伊部官道となりし時より移りしものなるべし。今川了俊の道行ぶりに、香登といふ里は、家ことに玉だれの小かめといふものを造る處なりけりとあるは、今の伊部に移りし後の事なり。扨、伊部の土師部ともいふはふこ陶器をすべて立物といひきたれり。是崇神天皇の御世に、埴輪を立物と名づけられし其名の今に殘れるにて、土師部か先祖の時より立物といひ來りしなるべし。但し、立物は陶器の總名にあらず。埴輪に限りていふ名なるを誤りて、陶器の總名の如く云ひ傳へしなるべし。又、今の伊部の土師部は古より邑久郡石上鄕の波底の土を取つて陶器を造る。是れ土師須惠の二鄕に居りし時よりの事なり。陶器を造るに波底の土を用ゆる事は、古事記の神代の傳へに

*土師部と陶部とは異なれり埴輪の如きを作る部民は土師部にして祝瓮等を作るものは陶部なり土師部が陶器を作るとあるは甚誤なるべし。

も見えたれば、陶器を造る土は海底の土をよしとするなり。延喜式大嘗會の祭器は、備前國にて造る事神祇官の部に見え、その時官人等備前國に下りて造る由も見えたり。大内裏の御時大嘗會の陶器は、備前國の陶器に限りたる事もいとふるき御世よりの事なるべし。今伊部の土師等、祓をし注連を引などして造るも、古の遺風なるべし。又延喜式に、毎年の貢物の中に備前國より陶器を奉ること委敷見えたり。皆邑久郡土師・須惠の二郷より奉るものなり。

大迫國造

國造本紀曰、大伯國造輕島豐明朝御世、神魂命七世孫佐紀（サキ）足尼（スクネ）定ニ賜國造一。大伯國は今の邑久郡和氣郡なり。古は大伯と書けり。此國造姓は足尼、氏は大伯なり。按佐紀は名にて此國造の始祖なり。今邑久郡邑久郷神崎村にありて、今神崎大明神といふ社あり。備前風土記邑久郡神前社、國司の神名帳に、邑久郡神崎神社、應永本に邑久郡從三位神崎大明神とあり。佐紀といふ名は、此神前といふ地名に寄れる名か、又神崎の社はやがて佐紀の足尼を祭る社か。按此國造は神魂命を祖として、古記吉備の國人と聞えたり。應神天皇吉備の國へ出ましの時、國造に封せられしなり。按此國造の舘ありし場所は、今の邑久郷村より藤井阿知の間なるべし。古塚などあるべし。又案に、安仁神社は備前國の大社なり。若大伯國造の祖神なとにはあらぬか。又東片岡に片岡別の天神といふものあり是等よしある社にもあらんか。又此國造の子孫、今不レ知。もし安仁神社の古の神主此國造の家なりしにや。又案に、片岡別の天神の神主民部丞範季、後醍醐天皇の官軍に參りし注進狀今にあり。若此片岡か先祖大伯國造の末にはあらぬか。戰國の時姓氏を失ひて、今大伯氏といふもの更に不レ知。後醍醐天皇の官軍に參りし注進狀、今片岡の家にあり。

承畢御在判、邑久郡片岡別當民部丞範季申馳ニ參御方一畢、以ニ此旨一可レ有ニ御披露一候也。謹言。

民部丞範季（花押）

進上御奉行所

邑久郡

大化元年始て邑久郡を建てらる。邑久とは古の大伯國の名をとられしなり。古は大伯と書て書紀に大伯とも又大來ともあり。續紀に大伯とあり。神龜年中に好字を撰みて邑久郡と書改められたり。續紀、養老五年備前國邑久郡赤阪郡二部の郷を分けて始て藤原郡を置くとあり。藤原郡は今の和氣郡なり。養老五年より前は今の和氣郡の熊山大中山より、南方は皆邑久郡の内にて有しものなり。今の和氣郡の阪長郷は、元邑久郡の內にて有しものなり。養老五年に分られし事無ㇾ疑。阪長は今の三石片上の當りなり。其後神護の頃、邑久郡香登郷を藤井郷に付けられしこと續紀に見えたり。香登郷は今の片上の葛坂より西なり。其後は、邑久郡の郷の數九と定められたり。今の蟲明・福谷・鶴海三ヶ村は近頃迄和氣郡の內なりし處なり。又今の八日市・福岡・久志良・太山・福山古名糟村五ヶ村は近頃迄上東郡內なりし處なり。

郡治、又は郡家ともいふ。邑久郡の郡治は邑久郷にありしものなり。大伯氏郡司にてありしなるべし。後白河院の御時邑久郡の郡司は馬場郡司といふ。其娵に婿を取りて生れたる子を馬場伊賀守綱元、其子孫北地村にありしが、今池田家に仕へたり。此馬場郡司は大伯國造とは異る家か、不ㇾ知。又郷九の次第は、倭名類聚抄本書にて可ㇾ糺。

邑久郷

倭名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡邑久於保久。今の神崎を限りて、山の南牛窓邑久浦の當りまですべて邑久郷なり。

長沼郷

倭名類聚抄郷名曰、備前邑久郡長沼奈加奴。今の長沼村大ヶ島村より包松の當りまで、西は上寺向山の邊迄、雄神川を限りて東なり。今の上寺八幡宮笠松妙見の氏子皆長沼郷なり。長沼とは此邊り海淺く、田となりし後も、猶沼田にて東西へ長き沼なる故に、長沼の郷といふ。今千町川といふ川あり。その川を漕ぐ船を今も沼船といふ。其の船の形 の如し。古沼の時より如レ此の船ありし。今に此船を用ゐることいとおもしろし。

尾張郷

倭名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡尾張乎波利。今の山手村尾張村の當りすべて尾張郷なり。尾張といふは天香山命の末、尾張連の居りし處なればなり。延喜式神名帳、備前國御野郡尾針神社・尾張針名眞若姫神社あり。尾張氏の祖神なり。尾張氏の系圖は、石上纂記・新撰姓氏錄に就て可レ見。

杯梨郷

和名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡杯梨。備前國四十九郷記に、邑久郡杯梨郷あり。慶長九年備前國高物成帳に杯梨郷の村々を記したり。追て可レ寫。

須惠郷

和名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡須惠。今の東須惠・西須惠の當りすべて須惠郷なり。名の義上に記せり。

土師郷

和名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡土師郷。今の土師村の當りすべて土師郷なり。名義上に記せり。

石上郷

和名類聚抄郷名曰、備前國邑久郡石上以曾乃加美。備前國四拾九郷記にも邑久郡石上郷とあり。今の磯

上と書は後の誤なり。扨類聚抄國史に備前國の穀を石上內親王に賜ふといふ事あれども、石上鄕はかの內親王より以前の鄕名なれば、內親王によれる名にあらず。

服部鄕

和名類聚抄鄕名曰、備前國邑久鄕服部波止利。今の服部村の當り則服部鄕なり。名義はハタオリベなり。書紀に應神天皇吉備國葉田葦守宮に行幸の時、織部縣を兄媛に賜ふとあり。和名類聚鈔鄕名に、備前・備中・備後三國とも服部鄕あり。此時の服部は三國の內何れか不レ知。

靱負鄕

和名類聚抄鄕名曰、備前國邑久郡靱負由介比。備前風土記神名鈔曰、邑久郡靱負社。備前國神名帳に曰、邑久郡靱負神社。備前國四十九鄕の記曰、邑久郡靱負鄕。今靱負鄕長船村あり。名義は官の靱負より出しなるべし。古事記・書紀に靱を負ふといふ事多く見えたり。

神社

官社

▲安仁神社。延喜式神名帳に、備前國邑久郡安仁神社神名、大。大社は四至九町を限ると造殿儀式に見えたり。本社より四至九町すべて拾八町。

續後紀に、仁明天皇承和八年備前國邑久郡安仁神社預名神とあり。臨時祭に名神祭の處に安仁神社備前國とあり。幣物の事は延喜式に見えたり。和論語に、安仁大明神神詫に備前國益人か直き心の德をなさば云々、貞治二年邑久郡豐原莊四至傍示に、武町當國二宮御領山とあり。安仁神社の御領山といふなり。當國の一宮は備中境にありて、延喜式神名帳には備中國賀夜郡吉備津彥神社とあり。一宮記に備前備中備後の三國の一宮なりとありて、是當國の一宮なる故、安仁神社をば其次に

立て貳宮といふ。是備前の總社の定めなり。應永年中備前國神階記に、八幡雄島宮坐上道郡とはじめに書きたり。是は備前國一國の八幡なる故に、先つ初めに書しものなり。其次に一品吉備津彦命宮坐津高郡とありて、其次に正二位安仁神社坐邑久郡とあり。是一宮二宮を揚げしなり。備前國にて名神大社といふは此一社なれども、一宮とは不レ言、二宮といふなり。古の本殿は山上にあり、戰國の時麓に遷す。今の稻荷の處なり。其後備前少將源綱政朝臣、今の處に遷して造營し給ふ。古の鳥居の跡は今の鳥居よりは遙に遠し。今に鳥居の株あり。又勅使屋敷といふ處あり。又神庫に古文書二通あり。ともに安仁社とあり。又古き鐘あり。銘に文保丁巳年吉備中山安國禪寺とあり。元備中安國寺鐘なり。備中の安國寺は、中山有木の別所にありし事、備前一宮の古記に見えたり。當社の社領今五石、神主宮崎、元の家號は藤井なり。古き墓に皆藤井とあり。今に此處を藤井といふ。藤井村の古記に、鹿忍下司藤井源次郎藤原惟景とあり。是に據る時は藤井は家號にて、氏は藤原なること明なり。宮崎と改めしことは不レ詳。戰國の時は、千手山弘法寺の僧、立入りしことありしと見えたり。千手山の古文書に安仁神社領といふ事あり。武安靈神の時僧を停止せらる。按其安仁神社の社地は、邑久鄉豊原庄藤井村なり。末社に邑久鄉村にきつき神大明神と申すあり。此御社の事奥に論す。百二十八社の內なり。宮崎が家の說に、古はきつき大明神の社地に坐せしを、後に藤井村にうつし奉るといふ。いとうたがはし。按土肥典膳經平の說に、安仁神社は備前守秋篠安人を祭るといふは大なる妄說なり。安人にあらず。安仁といふは古言にて、安人といふ義にはあらず。

▲美和神社。所祭倭大物主神主櫛瓶玉命。延喜式神名帳に邑久郡第一に美和神社とあり。備前風土記神名帳に邑久郡美和神社、國司の神名帳邑久郡美和神社、應永明應の神階記に正三位美和大明神とあり。古の社地不レ知、戰國の時浮屠氏のためになにとかなりけん。今は不レ知。大方八幡といふ社の內なるべし。備前國に美和神社二社あり。一社は上道郡土師村にありて土師宮ともいふ。是に

據る時は土師人によしあることとしるべし。土師・須惠の二郷の内に坐すか。恐らくは陶の八幡宮古の美和神社ならんか。今社領十石ばかり氏子いと多し。社地いとふるし。延喜式の神名帳の次第美和神社片山日子神社安仁神社としるしたれば、東よりしるしはじめ西南へ至るなるべし。神主池畑何某、寛文六年邑久郡北の方荒神藪神の類數十社をこぼち、石上村多賀大明神の社地に寄宮として、吉田家より正印を勸請して、是を美和神社といふ。正德二年大多羅村に遷して今にあり。額の文に邑久郡磯上村美和神社とあり。近來磯上村の內大塚名主安右衞門多賀大明神の社地に碑を建て、中村元三郎文を書して、古の美和神社の古跡とす。甚た誤りたる事にて、式內美和神社の社地にはあらず。是は寄宮の美和神社の跡なり。

▲片山日子神社。延喜式神名帳にあり。風土記に片山日子社、國司神名帳に　山日子神社、應永明應の神階記に片山日子明神とあり。赤阪郡に同名の神ありて百二十八社の內なり。同神なるべし。扨當社は土師鄉土師村の內神山の頂に坐して、麓を片山家といふ。神山は此神の坐す故の名なり。神をカウといふは後の俗なり。上道郡の神下をカウノ下といふが如し。今國府山と書は誤なり。備前國府は邑久郡に古今無き事なり。扨右片山日子社を今は麓に小社となり給ひ、片山神社といふ。神主高原環此家を神殿といふ。一宮御幡記錄に土師の神殿とあり。此家和氣磐梨邑久郡三郎の神子太夫預にて、一宮にある康永元年文明二年三年の記錄に邑久郡土師太夫とありて、三郎の御幡を此家より奉る所謂幣頭なり。一宮の繪卷物に土師太夫下髮にて馬に乘り紺色の御幣を持せて乘る圖あり。此家寬文六年神主に成され、同七年邑久郡の組頭を井上與左衞門・宮崎何某・棠合齋宮・高原何某・池畑釆女五人を組頭となされしなり。此五家邑久郡の社方の內にては最冠たる家なり。備前國中高原を唱ふるものは、皆この土師よりいでしものなり。

未載官帳社

▲豐原北島神社。備前風土記に邑久郡豐原北島神社とあり。神名帳に豐原北島神社とあり。應永明應の神階記に豐原北島大明神とあり。長沼鄕豐原庄北地村上寺の山を古は北島といふ。此山の神なり。戰國の時浮屠氏名を八幡と替へたり。神主業合氏。

▲豐原南島神社。長沼鄕の山南島なり。案に今の長沼の八幡なるべし。戰國の時浮屠氏名を替へたるべし。其東の村を大ヶ島といふ。是れ島の名の殘りたるなるべし。

▲神前神社。邑久郡坐神前神村、その沖なる島を神島といふ。八雲御抄に備前神島の濱とあり。神島といひ神崎といふも、故あることなるべし。古書に備前國神崎池といふ事あり。是磐梨郡の神崎山の池なり。混すべからず。

▲笠松神社。長沼鄕大ヶ島村山に坐す。戰國の時浮屠氏これを笠松明現といふ。

▲麻御山神社。邑久郡邑久鄕村に坐す。今麻御山大明神と申す。

▲松江伊都伎神社。邑久郡邑久鄕村松江といふ處に坐す。今誤りて杵築大明神といふ。今是を安仁神社の末社とす。然れども百二十八社の內なれば、元は末社にあらぬこと明なり。

▲牛窓神社。康永元年一宮神名帳には牛窓宮とあり。邑久郡牛窓村に座す。案に「神浦坐神社」是なるべし。今何と申すにや可ㇾ尋。神浦を今紺浦と書けとも古は神の字を書きしなり。無題詩に備前國甲浦に遊ぶ詩あり。この神浦の詩なり。

▲殿上東神社

▲殿上西神社

右二社百二十八社の內なり。須惠鄕山田庄村に八幡宮の左右にこの二社ありて、今末社とす。案に八幡宮は後に祭りしものにて、末社の二社百二十八社の內なり。今東御神西御神と申すなり。扨殿上といふは地名にて、國造などの殿のありし所なるべし。萬葉集に國造神主の事を殿といへり。案に

兒島郡三家郷郡村に殿上小路・東小路・中小路・西小路といふ處あり。殿上小路は古の吉備兒島屯倉又郡家のありし處なり。兒島郡にも殿上といふ名のあるをもて、邑久郡の殿上の名義をさとるべし

▲湯次神社。石上郷磯上村の內湯杉といふ處に坐す。戰國の時浮屠氏名を替へて、今何とかいふや可ㇾ尋。

▲靱負神社。靱負郷長船村に坐す。今五位大明神と申す。應永明應の神階記に從五位靱負明神とあれど、五位と申すなるべし。

▲日佐神社。案に靱負郷長船に坐すなるべし。日佐と長船とことば同じければなり。今は浮屠氏名を替へて何といふや可ㇾ尋。

▲角神社。今御社不ㇾ知。今、隅左守といふ社家あり。隅といふこの社によし有げなり。可ㇾ尋。

古跡

▲大伯海。邑久郡の海なり。書紀曰天豐財重日足姬天皇(齊明天皇)七年春丁酉朔壬寅、御船西征始就ニ于海路一、甲辰御船到ニ大伯海一時、大田姬皇女產ㇾ女焉、仍名ニ是女一曰ニ大伯皇女一、今牛窓神に神功皇后御鎧といふものあり。土肥典膳經平曰、脇楯も添へて古のものにはあれど、神功皇后の御鎧といふべきものにはあらずと云へり。或人曰、齊明天皇の御鎧なるべしといへり。猶可ㇾ考。

▲新羅及邑久浦。續紀天平十五年備前國邑久郡、新羅邑久浦漂ニ着大魚五十二一、有ㇾ聲如ㇾ鹿、古老皆曰未ニ嘗有一也と。今邑久郡內に師樂といふ處に奧浦村といふ處あり。古は新羅の內の邑久浦なり。

▲古今六帖曰(上の五言これを忘る)　邑久郡の浦風につゝしの花に散りにけんかも

▲牛窓。鹿苑院准后義滿公嚴島詣記に、備前國牛窓にて雷鳴て寺の有しに移り給ふとあり。古の泊は今の綾浦紺浦の當りなり。寺は今の西寺なり。此寺四十八ヶ寺の內にて、牛窓寺といふはこれなり。

▲阿江浦。源平盛衰記新大納言成親卿の流されの道記に、備前國阿江浦より内海を渡りてとあり。今牛窓の綾浦なるべし。
▲神浦。無*題詩に備前甲浦の詩あり。
▲御山尻。散木寄歌集に、備前國御山尻にて詠る歌あり。牛窓の前島なり。
▲箭寄濱。源平盛衰記に、成親卿の道記に箭寄濱を漕渡りとあり。
▲蓬島。今川了俊道行ぶりに、備前國蓬島といふ處になりぬ。

いく藥とらましものを蓬島おとにはかりにてき渡る哉

▲釜島。前太平記に、藤原純友備前國釜島に城を築き追討使と戰ひしこと見えたり。今久々井村の内犬島なり。島の内に釜の蓋釜の内といふ處あり。扨貞治元年豐原庄四至榜示に、南は釜島米崎とあり。
▲今兒島下津井の前の釜島なりといふは誤なり。前太平記に、犬島の瀨戸よりときを作り釜島を攻むるとあり。又藤戸の渡を廻りて讃岐路へ引くとあり。下津井の釜島にあらず。
▲戸板の岩穴。犬島にあり。猿樂の謠に、備前國犬島にて海賊戸板の某を殺して賊寶を奪ひとりしを戸板の子犬島に押寄せて、薪を穴の口に積みて海賊を燒き殺しける事を書て、戸板といふ謠あり。戸板の岩穴是その古跡なり。
▲神島の濱。八雲御抄に備前國とあり。今誤りて幸島と書くなり。
▲長船鍜冶、右刀劒の書に委く見えたり。
▲古文書、千手山に多し。
▲長島の牧・栖の浦・蟲明瀨戸。是は古和氣郡新田鄉なる故こゝには記さず。
▲人物。服部左衞門六郎、吾妻鑑に見えたり。服部鄉の人義經感狀二通持傳ふる由見えたり。今木・

*無題詩釋蓮
禪の過甲浦
早詠に
關西已後幾
經過萬柳蒼
溟一葦艤客
路遠望唯月
浦人情強怨
是風波逐年
相歎交關少
歸洛荷知戰
栗多旅泊重
々秋半暮自
斯餘日又如
何
同書又同人
の蟲上狭渡
岸上古寺の
詩あり
楓柳江頭舟
宿辰枕涯脱
寺影斎淪
晴沙日照庭
無夜白浪花
飛砌有春鐘
響不驚林底
鳥佛恩晴浴
水中鱗檀那
昔日利生願
一禮征人結
善因
蓮禪、藤原
末期の詩僧
なり藤原時
代虫明渡歌
の古寺は今
の何寺なる
か尋ぬべし

大富・和田・射越・兒島。右は太平記に見えたり。

▲古鎧。佐々木三郎の鎧といふ。土肥典膳經平の説に、盛綱の鎧にあらず。齋藤淸次右衞門一興の説に、威のさま鎌倉時代のものにあらずといへり。紀伊國の兵學者の説に、和田備後守範長の鎧なるべしといふ。

備前國上道郡都紀郷金岡東莊金岡村考證

備前上道郡都紀郷金岡東莊 金岡村考證 目次

已上

備前國上道郡 都紀郷金岡東莊金岡村考證

平賀元義 著

金岡の事をいふに、先つ吉備の上都道の事をいひ、次に古の上道國の事をいひ、次に上道郡並に都紀郷を建られし事をいひて、然て後金岡の事をいふ。其は金岡人の乞のまにまに如レ此物しつるなり。奥に天神社・月尾神社・蚊島山・蚊島田・雄神河・原の一族などの事をもいふ。

吉備の上都道の大略

山陽道は京より山の南方を行く道なり。其山陽道の中に吉備の道といふは、今の備前國より備後國までの間をいへり。吉備とは今の美作國・備前國・備中國・備後國の四國舊一國にて、吉備國といひける故に、其間の道を吉備の道といへるなりけり。其吉備の道の中に、又二つの名有りて吉備の上都道・吉備の下都道といへり。其は京へ近き處を吉備の上都道といひ、京へ遠き處を吉備の下都道といへるにて、凡今の備前國より備中國河邊河のあたりまでを吉備の上都道といひ、河邊河のあたりより備後國までを吉備の下都道といひけるなり。其吉備の上都道の大略をいはば、先今の播磨國赤穗郡野磨驛より舟坂山を越て、今の備前國和氣郡坂長驛に來り、藤野を過て雄神河和氣渡を渡り、今の磐梨郡珂磨驛に至り、山を越て赤坂郡高月驛に至り、西河裳佐渡を渡り、御野山の麓を通り、佐の迫を經て今の津高郡津高驛に至り、今の備中國賀夜郡板倉橋を渡り、今の*都宇郡津峴驛に至り、今の窪屋郡百射山の麓を過ぎり、河邊渡を渡り、今の下道郡河邊驛にぞ至りける。吉備の上都道是

*驛路通に云ふ都宇郡は津を延へたるもの兩郡界に坂路あり峴は境に同じ大坂と注す出雲風土記楯縫郡に峴之社あり同じくサカと訓むべし宿村は其西麓にて國識に當る近來山手村となる郡界の變轉して夙くより窪屋郡に屬したるなり。

なり。下都道の事は今いはず。

上道國を建られし事

應神天皇二十二年九月、吉備國に行幸て葉田葦守宮に大坐坐（オホマシヽ）し時、吉備津日子命の四世孫兄日子命（又の名は稻速別命）に川島のあたりを封て、吉備下道國と定め賜ひ、中日子命に上道郡と赤坂郡の南方を封て吉備上道國と定め賜ひし事、古事記・書紀・國造本紀等に見えたり。上道國下道國此時より國名となりけるなり。

上道郡を建られし事

孝德天皇大化元年に、諸國の國造等の封地をとり上げ賜ひて郡縣の御制を立て賜ひける時、上道國を二つに分ちて南方を上道郡と建られ、北方をば赤坂郡と建られたり。今の上道郡と云ふ郡の名は、此時よりぞ起りける。然て續紀より三代實錄までの大御史に、備前國上道郡と見え、延喜式倭名類聚鈔等に、備前國は郡の其五に上道郡と見えたり。

古吉備の上都道といひし道は、今の赤坂郡の內となりける故に、上道郡に其道なし。其は朝廷へ奏したるにても無く、唯私に國にて分ちたるものなれば、正しからざるとて寬文四年より一郡とせり。上東郡五百年ばかり前、都がたより上道郡の東方を分ちて上東郡となづけたり。を私に分ち置し初を今考ふるに、文永元年の掟狀に備前國は八郡四十九鄉と有りて、上道郡とのみ見えたれば、其時まではいまだ上東郡の名はなかりし事知られたり。其後、興國四年の神名帳に上東郡上道郡と見えたれば、文永より興國まで七十年の間に、國にて上東郡を分ちけるなるべし。今は上東郡の地を奥上道といふなり。

*一、倭名類聚鈔上道郡には那紀郷とありて都紀郷なし栗田寛の新撰姓氏錄考證に那癸勝の住居せし地なるべしとあり平賀氏は那紀を改めて都紀となしこの說を立てたり亦一說といふべし。

*二、享保三年中野村より槻の大木を掘り出せしことあり長七間半徑三尺八寸下徑五尺委しくは西大寺紀要に就いて見るべし

*三、今金山と云ふ地名は西大寺高等女學校のある所なり備前の人岡を稱して山といふ金山といふは疑もなく金岡と

都紀郷

都紀郷[*一]は、倭名類聚鈔郷名に備前國上道郡都紀郷[*一]と見られたり。此郷は大化元年に始て諸國を置れて、郡の內に里を置れける時に始て都紀の里と建られ、其後里を郷に改められたり。國郡郷村等の堺は、必水流に隨ひて分けたる御制(ミサダメ)にて、此都紀郷は東方は久保村の北方なる山を限とし、西方は蚊島山の絕頂より東方へ落る水流に隨ひ、南方は兒島郡と海を以て堺とし、北方は堀內村の北方の山を以て限とせられたり。都紀郷といふ名は、此郷內に月尾といふ岡有りて、其處に備前國百二十八社の內天神社月尾神社並びて大坐坐る(オホマシマセ)、其國の名より取られたるなり。月は借字にて古事記萬葉集に、百枝槻(モモエツキ)・五百枝槻(イホエツキ)などいへる槻にて、もと木名なり。上つ世に此岡に槻の大樹有りける故に、岡名となれるなりけり。

或人曰く此郷には槻の大樹多かりけむ、中野村よりも槻[*二]の古木根のまゝなるを堀出せし事ありといへり。然て此郷內の村々今は十三有り。中に淺越村・山守村・吉田村・堀內村・吉原村(舊名文讀里)合て五村淺越莊といひ、金岡村・西大寺村・原村・久保村・中野村・富崎村合て六村を金岡東莊といひ、西莊村・廣谷村合て二村を金岡西莊といふなり。淺越莊の事は今具にいはず。

金岡東西莊、一名淳和院東西莊

金岡といふは、中野村の北方なる岡名なり。今の俗(ひと)、金山[*三]といへり。此岡の名を取りて莊の名として金岡莊といへり。莊とは莊薗にて桑樹を裁て蠶(カヘ)を養しむる地なり。此莊薗は淳和院(淳和院は京の學舘なり源氏長者を別當に補せらるるなり)に充られし莊薗なる故に、淳和院莊ともいひ、又地名に依りては金岡莊ともいへり。備前國八郡四十九郷、幷莊薗等記に金岡莊とも淳和院莊とも見え、久保村の窪八幡の神庫に在る古文書に

いへる名稱の起りし根原なるべしその蔵に巨勢金岡の筆洗井と名つけられたる背非せるもとの岡の名に因みて附會せられたるものなるべし。

は、備前國淳和院東西領家職事など見えたり。慶長十年備前國高物成帳に、金岡村・西大寺村・久保村・中野村・富崎村を東莊とし、西莊村・廣谷村を西莊とせり。金陵山西大寺は、金岡莊金岡村の松中島といふ處に在りける故に、金陵山といへり。古はかなをか山と雅にいひしを、今字音にていふは後に漢様になりたるなり。御室高雄などは、今も尙ほ皇國言もていへり。

金岡村

金岡村は淳和院の廳の有し地なるが故に、金岡莊の內にて別に金岡村といへるなり。凡て鄕にても莊にても其鄕名及莊名を村名に呼ぶ處に、必其廳は有りける例なり。今其廳の址を考ふるに、金岡村の本村といふ處の西方に、今は四方が土居とて、四方に築土の跡遺り、又南方西方北方に堀の跡遺りたる處有り。其處より村々へ行く道も有り。廳の跡なる事いちしるし。其處に並びて一町が土居といふ處あり。此處も莊司の館などの有りし地なるべし。（はるかに南方にも土居又土居が下といふ處有り其は海畔の堤の有りし處なり。思ひ混ふべから）ず。然て淳和院東西領家職といへるは、此廳の職なり。承久二年の火に淳和院燒けし後は、此廳も年々に荒行きて、後遂に今の如くなりける。承久より後に書きたる備前國八郡四十九鄕並莊薗等記には、散在入勘地淳和院莊と書きたり。

天神社　同社坐　月尾神社

此二社は、都紀鄕淺越莊・金岡莊の總鎭守にて、西莊村の月尾といふ岡に大坐坐す故に、古は其麓を押並て神の原とぞいひける。今は富崎村內の地名となれり。此二社は備前國百二十八社の內にて、備前風土記神名抄に上道郡天神社同社坐月尾社と見え、備前國神名帳總社本に上道郡天神社同社月尾神社と見え、同一宮樂頭本には上東郡天神月尾神と見えたり。古は宮地四至四町を限とし、（俗に所謂八町四方なり）

朝廷より備前國の正稅を充て、御社を造らしめ賜ひ、神主禰宜巫を任定（マケサダ）めて仕奉らしめ賜ひけり。古の國司神拜とて、自ら國中を巡りて百二十八社を拜奉る時は、必、御社へも參り出て拜み奉り、又年每に二月四日の祈年の祭（年とは稻の事にて稻を祈らるゝ祭なり。）には、御野の國府の總社幣帛を備へて、國司自ら百二十八社の神を祭り、社々の神主を喚て受賜りて、社々へ捧持獻らせ、御社へは都紀鄕淺越莊・金岡莊の村々より稻を獻らしめて、新嘗祭行はれにけり。四月九月の八日の夜は、御社の夏冬の神衣祭なり。其餘年中神事多かりけり。又御野の國府總社は備前國總百二十八社の神等を祭らるゝ處にして、御社の皇神も其中に祭られて大坐坐せり。又此國の一宮の神事に、古は百二十八社を祈りし事古き祝詞に見えたれば、一宮にも御社の皇神を祈りし例なりけり。又、和氣郡大瀧寺上道郡西大寺廣谷寺等の修正會に百二十八社を祈れり。其神名を讀申す時、御社を讀申すに、上東郡坐天神は王子月尾宮と上聲に讀申すよし、其神名帳に見えたり。此御社都紀鄕の總鎭守に坐せども、後には村々に私に祠を建て、其祠を宇夫須奈神の如く思ふ者も出來りしと。御社の氏子少くなりて、今は西莊村・廣谷村、又西大寺村の市場筋、西の町（市場筋に西の町の商家はいと古し。西大寺村の古き圖神主の家に在り。）原村の內十戶許、久保村の內岡下十戶許、中野村の內三十餘戶、御社氏子といひ來れり。西大寺村の內市場の夷社は御社の末社なり。古は庇屋といふ家と、木屋といふ家の間に坐せしを、享保二十年今の地に遷し奉りけるなり。

蚊島山・蚊島田

蚊島山は金岡西莊廣谷村なる山名なり。此山は上つ代には蚊島といふ島なりし故、海淺せて新墾せし後も山を蚊島山といひ、田を蚊島田（カシマタ）とぞいひける。今けし山といふは蚊島山を訛れるなり。此山の北方なる居都鄕宿村の內に、今も蚊島田といふ處有るは其名の彼處に遺りたるなり。然て、大化元年より前つかた郡も鄕もいまだなかりし時は、吉備上道蚊島田邑といひし事書紀に見え、其蚊島

田邑の人名に御倉室などといふ人書紀に見えたり。御倉も室も地名に依れる名にて、御倉は其蚊島山の西方の谷なる居都郷目黒村の舊名なり。室は蚊島山の內なる居都郷南方村に今も室といふ山有りて、其處なる寺をも室山滿願寺といへり。御倉も室も古き地名なるに、今も其名遺れるとは愛たくぞ思ゆる。

雄神河

雄神河は金岡東莊久保村・原村・西大寺村・金岡村の東方を流れて海へ入る河名なり。文德天皇嘉祥三年に、備前國磐梨郡少領石生別公長貞が、郡下石生郷雄神河にて白龜一枚を獲て獻りし事、文德天皇實錄に見えたり。石生郷は今、田原上村・田原下村・元恩寺村・原村・圓光寺村・本村合せて六村に分てり。河上は美作國より流れ來て、赤坂郡周匝郷・磐梨郡佐伯郷・石生郷・和氣郷・物理郷・肩背郷、上道郡居都郷・豆田郷を經て此都紀郷の金岡へ流れ出るなり。此川を今吉井河といふは眞の名にあらず。雄神河といふぞ此河の雅名にはありける。

原の一族

原の一族は金岡東莊原村の人なり。本姓は三宅にて家の文は圓の中に兒字と、圓の中にかたばみなり。建武三年五月和田備後守三宅範長子息兒島備後三郎三宅高德・今木・大富・和田・射越・原・松崎・中西等の一族熊山に義兵を擧て、後醍醐天皇の御爲に軍忠を盡せし事太平記に見えたり。今備前美作兩國の間に稱號を原といひて、兒字、又かたばみを文とする家は、皆此金岡莊の原村より出しものにぞ有りける。

嘉永七年九月十五日　金岡人の乞のままに、平賀元義金岡村の旅のやどりにして考記しつ。

備中村鑑

備中村鑑

備中村鑑序

木子渡邊生、著備中村鑒來乞序、其書首列一二名勝碑文、補舊志所缺、而所主在揭闔國里正姓名、蓋我中備封地紛錯、村里應酬如織、此書以便檢閱、猶侯伯之有武鑑、所以命名也、夫大者數百家、小者數十家、數家爲伍、伍有長、曰組頭、組頭之上、有百姓代、有年寄、以成一村、而轄之者曰莊屋、所謂里正也、里正之上、有大莊屋、而豪富舊族辨軍國之費者曰用達、要之皆里正之類矣、往々受命稱姓佩雙刀、雖藩異制鄉殊俗、而大同小異、以此爲準、是本邦村里大較、而中備之所同、此書所列者是也、夫里正雖稱姓佩雙刀、而名不列士籍、見小吏、則擎跪曲拳、奔走供給、唯失歡之懼、其爲位可謂卑矣、雖然、夫天下者郡國之積也、郡國者村里之積也、里正雖微、持村里之權、一村息耗歸一人、里正不良、則上澤否塞、下情不達、而欲國治、不可得也、其爲任、不亦重乎、且我中備久有健訟之名、雖封地交錯、人心不一之所致、在下則里正不得辭其咎焉、夫上爭利張虛威、下好事立私權、支心橫生、重租稅、而不知其職之在敎化、是所以致此名也、洵使各村里正、鄰封如鄰里、鄰里如兄弟、去彼我之見、興禮義之俗、能先一村之憂而憂、後一村之樂而樂焉、豈有爭與訟哉、是我中備里正之任、可謂又重於他邦矣、有其任者、可不懼而愼哉、此書、體裁雖未備、而區別有法、一覽之下、各封各地、里正姓名、粲如列眉、醜美俱不朽、足以示闔國警戒矣、余中備村間一儒生也、里正有美德焉、亦受其慶、安得不一言、抑位貴者任益重、而下之受慶、亦益大矣、里正且然、況

立二里正之上一者乎、文久紀元夏江原處士阪谷素撰

門人　雄北嘯謹書　印　印

此備中國は御料・私料・社料・寺領いとあまたにして、いづくはいづれの御料、其村はいかばかりの高といふことの、とみにしれがたきを、おのれ年頃聞あつめ、問糺し、村名・石高・其村のをさとある人々の姓名まで委しく記し、式内十八社・三十三番順禮の道のついで、郷名・古城跡などをもしるしそへて、備中村鑑と名づけおきたること有を、今度世にひろむる事とはしたりき。さるは、やくなきわざなれど、かゝる泰平の大御代にあひて、いたづらに月日を送らんことのいとくちをしきに、おろかなる身のいかにともせんすべなければ、いとせめて是をだにとおふけなくも思ひおこしたるを、家がらなる三宅義利がちからをそへて、かくとしごろのこゝろざしをとげさせつるになん。

朽せすは人もみやまの櫻木にとゝめおく名のはつかしきかな

木々の里にすめる　渡邊正利

○當國名人・名物・名産

○阿部清明（晴カ）・小野小町・占見道滿・小田徵書記*一・水田僧玄賓・榮西禪師・狩野雪舟*二。

以上七名人と稱す。

○水島鯛・白石きんこ・大高檀紙・水田鍛冶（國重）・江原鍛冶（國重）・宮内あめ・矢掛柚べし・出部溫飩・大井野蕨・草間煙草・花木つくばね・茶屋町小倉・妹尾疊表・坂本綠礬・吹屋辨柄・實村鐵・吹屋銅・小泉鉛・小坂部うど。

○琴彈岩（妹村）・鸚鵡石（槇谷）・天柱石（同）・八海石（成羽）・小乳石（穴山）・螢石（古地）・貝石（福地）・浪形石（頃見）・豆石（井戸の）・杓子石（三井谷）・生石（門前）・硯石（湯川）。

此外物産多しといへども、擧ぐるにいとまあらず。依て略す。

*一、徵書記は徹書記の誤。

*二、狩野雪舟の狩野は誤。

吉備中山圖

一品大吉備津彦命、亦の御名彥五十芹彥命は、孝靈天皇の皇子にましまして、崇神天皇の御代西道將軍に任じ給ひ、播磨以西の國々を治めさせ給へり。かくて垂仁天皇の御時、當國窟山に夷賊來り住て、國郡を掠め貢物を奪ひ民を苦しむる事甚しかりしかば、再當國に下り賊徒殘らず誅し給ひ、終に中山の麓に宮所をトめ給ひ、御壽二百八十餘歲にして薨じ給ひぬ。神陵は則中山の嶺にあり。

されば、公の御崇敬重く、神階年を逐て加はり、名神大座案上官幣に預り給ひ、吉備國の一宮として宮號を授らせ給へり。委しくは國史及御緣記によりて見るべし。中山細谷川の勝地、古人の詩歌枚擧するに遑あらず。神竈鳴動は當社の神秘普く人の知る所也。神殿御草創は仁德天皇の御歌とかや。其後屢回祿ありて、今の宮殿は後光嚴院天皇の勅に依て、足利義滿將軍の御造營なり。神頭の廣大天下無雙といふべし。

▲古今和歌集卷二十大歌所歌

眞かねふくきびの中山おびにせる

ほそたに川のおとのさやけさ

右註に、承和のおほむへのきびのくにのうたとあり。このみかどは、天長十年のやよひにみくらゐにつきたまひて、そのとし大嘗會は行ひたまひしなり。そのときの主基方は備中の國にてありけるよし、續日本後紀に見えたれば、そのをり大君のみかさの山といふふるうたをいひかへてうたへるものならんかし。ほそたにがはもありて、所のさまよくかなへればなりけん。げにその細谷川はたきつせにてさやけきおとのいまもきこゆるは、たえてひさしくといひけんたきにはことたがひて、名のみならずなむ。

弘化三年　　　　野々口隆正しるす

吉備公墓碑

備中國下道郡八田村係二我封内一、村有二吉備公墳一焉、年祀緜邈、不レ知二何人所一レ置也、今茲弘化丁未、嚴君命二長之一曰、公之文學功勳、照二映古今一、天下所レ知也、但此墳恐其久而湮滅、故欲三碑而明二章之一、汝其銘レ之、長之不レ能レ辭、謹按、公諱眞備、父爲二右衛士少尉下道朝臣國勝一、其先出レ自二吉備津彦命一、世居二吉備一、靈龜

中以二從八位下一爲二遣唐留學生一時齡僅踰二弱冠一通二明經史一旁達二衆技一我　朝學生馳二文名于異朝一者、以レ公爲レ先焉、孝謙帝爲二太子一時、召爲二學士一恩寵特渥、天平十八年十月、賜二吉備朝臣姓一累二遷右大臣一初大學釋典儀未レ備、公乃稽二禮典一器物始備、於レ是禮容燦然可レ觀、藤原仲麻呂之反也、公度二其必走一遣レ兵徼レ之、其籌略指麾、皆合二機宜一不レ經レ旬賊已平、其有レ勳二勞于天下一如レ此、嗚呼公之文學功勳、赫然照映、至レ今不レ朽、固無レ假二乎言一今巖君之命、其可レ不二銘而表一レ之乎、公以二持統帝七年癸巳三月二十八日一生、寶龜六年己卯十月二日薨、年八十三、至二於進退去就之義一則世自有二公論一不二復議一銘曰、尊二崇王道一經二緯禮樂一文運以昌、武功亦卓、維公之鄕、流風永存、爰勒二貞珉一俾二民弗レ諼。

弘化四年歲次丁未冬十月。

領主　伊藤播磨守藤原朝臣長寛立石

男　長之恭撰

長生敬書

矢田村

吉備公墓所之圖

木之子村図

吉井村天神山紅葉の図

日芳橋銘并序

安政四年冬十有一月、中備七日市驛芳井川大橋新成、驛爲ニ西道郵傳之一ノ、其水平常淸淺、揭厲可レ過、水潦時至、濁浪瀰渤、雖ニ嚴檄急報一弗レ通、最爲ニ西諸侯之患一矣、而古未レ有レ橋也、一橋府縣令友山君、來治之十年、政成歲豐、肆廛大開、君乃深慮建議、命ニ吏員角田亨等一、與ニ父老一計、兩岸壘レ石修ニ舊堤一、長數十丈、架ニ橋於其上一、橋長二十丈、濶丈有二尺、用レ工三閱月、費レ金若干、咸不レ累レ民、既成就ニ驛與一レ川、各取ニ一字一、命曰ニ日芳橋一、於レ是數百歲之險、一朝變爲ニ坦路一、東西行旅、永無ニ阻礙一、可レ謂ニ盛擧一也、父老懼ニ其事失一レ傳、繼者或忘一、來請レ銘、銘曰、

川梁不レ修、陳國致レ尤、徒杠不レ設、亞聖垂レ說、
矧斯官程、遼通ニ崎陽一、蠻夷有レ機、一水匪レ微、
長橋穹窿、如レ虹如レ龍、來往奕奕、光ニ耀古昔一、
萬旅欣欣、芳聲四傳、後者弗レ繼、謗暨ニ永世一、
銘揭ニ橋傍一、以告ニ無疆一。

安政五年夏四月

江原興讓館敎授阪谷素撰

拙齋西山先生沙美浦詩碑

沙美浦歌

沙美浦在二本州黒崎村西南海濱一、居民百餘家、家種二梅花數株一、迤邐成レ林、丙午歳仲春十三日、余適訪二友人中藤子元一、子元勸二余遊賞一焉、且言二其民俗淳厚有二太古風一、娓娓不レ置、諮二諸旁人一、言皆有レ徵、廼喟然作二此歌一云。

春雲靄靄海上村、梅華開落認二芳辰一、行穿二暗香疎影裏一、茅簷百餘斜傍レ山、友人云是沙美浦、浦口居民樸且淳、土田斥鹵王税薄、丁壯耕漁趂二昏晨一、兄肆二耒耜一、弟罔罟、女務二機杼一童樵レ薪、皆安二本業一不レ逐レ末、家家勤儉克謹レ身、夏租秋税先レ期完、仰事俯育常相親、不レ解二樗博一不レ拾レ遺、不レ負二市債一不レ欺レ人、布粟交易無二貳價一、遵レ約盡一睦二郷鄰一、有無相資休戚共、凶歉猶無二凍餒貧一、黄童白叟怡然樂、婚嫁來往擬二朱陳一、褐衣蓬頭情意厚、社酒郷飲禮數寛、數世不レ起二雀鼠訟一、比屋皆承二菽水歡一、外人侮笑迂且野、那識此中有二天眞一、世間浮靡未レ經レ目、人情崎嶇寧疲レ神、孜孜恂恂成二風俗一、皥皥熙熙長二兒孫一、炎畦雪蓑雖二然勞一、四時自占物外春、嗟予探レ梅偶過レ此、觀聽始驗先修言、瘠土僻境不レ須レ患、樂國腴田在二一勤一、不レ知不レ識順二帝則一、擊レ壤奚獨唐虞民、羅浮庾嶺僊蹤渺、桃源菊潭孰問レ津、願言遷レ居携二妻子一、卜レ鄰與レ爾同二里仁一、況今方遭二盛明世一、行當二旌賞標二閭門一、先揮二吟筆一紀二其實一、辭陋無レ華君莫レ嚬、他日如有二陳觀命一、歌レ此欲レ獻二采詩官一。

右詩作られし明年、縣令菅谷君此詩を證據にして、幕府へ申立になり、旌賞下りし由なり。

郡分村名

○賀陽郡

日羽村　三田村　大文字村　北溝手村　南溝手村　北窪木村　形部村　東山野内村
川入村　東西花尻村　宮内村　板倉村　日近村　杉谷村　石妻村　山ノ上村
吉　村　上高田村　庄田村　眞星村　川原村　掛畑村　片部村　上野村
間倉村　山ノ内村　苔山村　栗井村　大井村　奥坂村　阿曽村　久米村
黒尾村　形部村　窪木村　長良村　田中村　松ケ鼻村　長田村　東阿曽村
小山村　下土田村　福崎村　高塚村　三手村　平山村　上土田村　大崎村
下高田村　門前村　上足守　下足守　阿部村　稲荷村　中島村　原古方村
上門田村　槇谷村　宍粟村　八田部村　立田村　種井村　延原村　槁　村
宇山村　岨谷村　宮地村　西　村　北　村　井手村　清水村　金井戸村
井尻野村　門田村　小寺村　福井村　延友村　平野村　中田村　和井本村
西加茂村　新庄村　箕島村

○都宇郡

鳥羽村　徳方村　粟阪村　上庄村　下庄村　東庄村　惣爪村　新庄下村
日畑村　庄屋敷村　下撫川村　新庄村　加茂村　箕島村　妹尾村　津寺村
妹尾崎村　松島村　矢尾村　中田村　別府村　黒崎村　東庄村　二子村
宮崎村　中帯江村　早島村　大内田村　日畑村　中撫川村　山地村　西尾村
川入村　中島村　西田村　山田村　五日市　山田入作村　平野村　前潟村

〇窪屋郡

小子位村　古地村　平田村　三輪村　黒田村　高須賀村　辻　村　沖新田
加須山村　二日市村　日吉庄村　西部村　輕部村　眞壁村　八王子村　川入村
子位庄村　淺原村　生坂村　澁江村　四十瀬村　大島村　白樂市村　狸川村
福井村　吉岡村　笹沖村　白樂市新田　有城村　羽島村　倉敷村　水江村
酒津村　小位庄村　帶江村　濱　村　安口村　中島村　上林村　下林村
山手村　三和村　木屋村　三ツ田村　西三須村　赤濱村　福島村　沖　村
高沼村

〇淺口郡

龜山村　柳井原村　爪崎村　上成村　大谷村　下新庄村　勇崎村　押山村
赤崎村　玉島村　柏島村　黒崎村　新庄村　濱中村　　水江村
上舟尾　下舟尾　長尾村　占見新田　上竹新田　七島村　八重村　東　村
道越村　中　村　口林村　大島村　鴨方村　深田村　佐方村　東小坂村
西小阪　本庄村　西阿知新田　占見村　地頭下村　同上村　八重村　富　村
上竹村　連島村　西阿知村　西原村　矢柄村　西浦村　乙島村　淺浦村
茂浦村　大江村　江長村　片島村　北新田村　島地村　六條院東村　同中村
同西村　西大島新田

〇小田郡

白石島　北木島　眞鍋島　西濱村　生江濱村　吉濱村　茂平村　馬飼村
廣濱村　繪師村　木ノ目村　大河村　用ノ江村　有田村　押撫村　篠坂村

入田村　上下稲木村　大江村　今立村　小平井村　吉田村　新賀村　甲怒村
走出村　本堀村　内田村　淺海村　平宇角村　川面村　羽無村　麥草村
三谷村　三山村　宇角村　宇戸谷村　里山田　北田村　關戸村　入江新田
上高末村　尾坂村　小林村　藺井村　大戸村　岩倉村　奥山田村　三ヶ原村
高階村　土井村　水砂村　大倉村　星田村　東三成村　矢掛村　横谷村
中村　江良村　山口村　宇内村　大宇、戸村　小宇戸村　下高末村　小田村
黒木村　笠岡村　富岡村　横島村　内神島　外神島

○後月郡

池谷村　寺戸村　高屋村　下出部村　上出部
鋪名村　篠賀村　七日市　江原村　東江原　神代村　木之子村　北山村
青野村　山ノ上村　名越村　花瀧村　梶江村　與井村　簗瀬村　吉井村
天神山村　川相村　山村　下鴨村　上鴨　東三原村　西三原　種村
佐屋村　井山村　稗原村

○下道郡

水内陰村　岡田村　中尾村　新庄村　原村　有井村　市場村　川邊村
辻田村　八代村　下倉村　久代村　山田村　陰村　二万村　陶江村
服部村　妹村　尾崎村　新本村　矢田村　下原村　上原村　上秦村
下秦村　水内村　上原村

○川上郡

布寄村　西湯野村　長地村　飯部村　水名村　平川村　小泉村　地頭村

領家村　吹屋村　布賀村　中埜村　坂本村　西山村　鹽田村　東油野
長屋村　長地村　相坂村　下切村　黒荻村　七地村　九名村　二ヶ村
出高山　高山村　下日名村　佐屋村　大津寄村　下原村　成羽村　原田村
上日名村　増原村　三澤村　上黒忠　下黒忠　大竹村　下大竹　布瀬村
猟師村　佐々木村　西野々村　割出村　田井村　近似村　宇治村　丸山村
阿部村　王村　増原村　大原村　羽根村　羽山村　福地村　原田村
春木村　神原村　川亂村

○上房郡

六名村　宮瀬村　片岡村　中村　下村　上村　川關村　垣村
長代村　三津村　有納村　竹井村　貞村　室納村　田土村　矢野村
吉川村　湯山村　舞地村　岩村　黒土村　西吉川村　黒山村　柳村
有漢上村　岩村　下湯山　原西村　同東村　今津村　川面村　八川村

○阿賀郡

山奥村　花見村　井原村　實村　菅生村　坂本村　高塚村　高尾村
三熊谷　下熊谷　長留村　小南村　新見村　布瀬村　宇山村　土橋村
赤馬村　佐伏村　足見村　津々村　西方村　中津井村　三呰部村　下呰部村
平田村　井尾村　河口村　多治部村　正田村　上唐松　下唐松　五名村
山田村　草間村　下中津井　下原田村　下呰部村　佐伏村東組　大井野村　千屋村
中熊谷村　小坂部村　宮地村

○哲多郡

矢戸村　井倉村　花木村　成松村　鮫屋村　八鳥村　畑木村　油野村

上神代村　下神代　宮河内村　則安村　金屋村　長屋村　石賀村　萩尾村

法曾村　飯部村　西方村　釜村　高瀬村　坂本村　大野部村　下大野部

矢田村　大竹村　田淵野々村　大野村　井村　老迫村

備中村鑑 上

渡邊正利述
三宅義利訂

○御料所　御陣屋倉數

御代官大竹左馬太郎様

千八百三十四石八斗九升一合　窪屋郡 倉敷村　大橋平右衛門　原與兵衛　三宅丈平　植田助右衛門
千二百十七石九斗六升一合　濱村　屋葺富太郎
百三十石　小子位村　同人
七百八十石二斗二升七合　酒津村　年寄 三宅染次
千五百六十一石九斗六升九合　中島村　若林五左衛門　三島舒太郎
五百五十九石六升八合　沖村　小野歸一　同 時之助
二百七十八石五斗四升一合　都宇郡 安江村　和栗仁左衛門
五百七十五石四斗七升五合　鳥羽村　八木三郎兵衛
五百八十九石二斗三升　徳芳村　小池源造
六百四拾八石七斗九升二合　栗坂村　八木太郎左衛門
五百二十六石八斗七升　大内田村　公森友太郎

千百六石四斗八升五合　山田村　岡六郎右衛門
五百五十六石九斗四升九合　同村入作　龍治與一郎
九百四十六石五斗七升　下庄村　平松一之助　同 重郎右衛門
千四十石七斗一升五合　同村　難波陸太郎　内田八助
六百一石一升九合　上庄村　同 官藏　右同人
八百三拾一石二斗三升八合　山地村　内田光三郎
二百拾二石六斗一升七合　西尾村　秋山長藏
八百五十三石三斗六升五合　日畑村　大森喜八郎　難波儀一郎
五百七石五斗二升八合一勺　惣爪村　佐藤市左衛門　高原大助
四百四石六斗一升六合　同村　脇本万藏
六百七十三石七斗六升七合三勺　新庄下村　栗原直一
三百六十四石七斗二勺　同村　年寄 栗原愼助　熊澤庄左衛門　小野源助　和田利藤次

石高	村	役人
八百廿八石四斗六升七合五勺	浅口郡 片島村	中原健藏
九百石三斗一升八合六勺	乙島村	守屋勝太郎
二千三十八石五斗三升五合七勺	阿賀崎新田	三宅安八郎　同 茂平
千四百八拾五石一斗八升三合二勺	柏島村	西山源右衛門
六十五石五斗三升三合三勺	押山濱	中塚治左衛門
二百三十八石五斗三升五合七勺	勇崎濱	同人
五百四十石二斗八升八合	勇崎村	年寄 中藤又三郎
千五百七十石九斗四升九合一勺	黒崎村	吉田八左衛門
百十五石七斗三升八合	北面新田	三宅直吉
二十九石四斗一升一合	同分郷	同人
三百九十六石八斗五升九合五勺	賀陽郡 平山村	年寄 遠藤與右衛門
三百二十四石三斗四升三合	杉谷村	同人
三百二十三石九斗七升七合	石妻村	年寄 松重直治
六百八十五石二斗二升五合	正上村	長尾喜三治
五百七十石七斗一升二合	吉村	小倉治左衛門　中尾瀬助
百四十六石五斗八升五合	庄田村	林琳左衛門
百三十六石九斗一升六合	苫山村	荒木萬藏
三百三十八石七斗九升三合	間倉村	同人　林琳左衛門
五百四十四石四斗二升一合	眞星村	松重直次
二百三十九石五斗一升二合	掛畑村	林琳左衛門

石高	村	役人
七百六十石三斗一升六合	竹部村	園部州右衛門
五百七十一石二斗八合	上野村	園部龜之亟
千二百五十七石七斗三合八勺	阿賀郡 宮地村	湯浅又市　八藤孫右衛門　木下儀七
七百八十七石三斗三升一合五勺	井尾村元組	室文三郎　同 記三郎
七百八十七石二斗一升六合五勺	同赤茂組	右兩人
六十八石二斗一升二合五勺	同 立組	年寄 庄準兵衛
千三百九十一石三斗八升九合八勺	下呰部村	右同人　谷惣兵衛
四百十八石七斗三升七合二勺	布瀬村上組	綱島傳兵衛
三百三石八斗四升九合一勺	同 下組	同人
百十石三斗一升五合八勺	同宗貞組	年寄 同人
五百六十二石六斗一升八合一勺	佐伏村東組	年寄 綱島傳兵衛
三百四十八石二斗八升五合八勺	同西組	年寄 山本源三郎　同 七郎右衛門
三百九十四合六斗六升三合九勺	宇山村	年寄 家本甚之助
六百五十五石七斗一合五勺	赤馬村	[illegible]初五郎　[illegible]惣吉
七百二十石四斗九升一合五勺	土橋村	田井五兵衛
七百十二石八斗八升一合八勺	足見村	赤木龜次郎
二百二十九石七斗九合五勺	山奥村	大橋藤次郎

四百六十二石六斗一升八合一勺　實村　太田繁太郎
二百八十三石九斗五升七合一勺　同成地分　同　人
三百七十二石七斗九升七勺　花見村　年寄　柴田久五郎
三百九十六石六斗六升二合六勺　大井野村　佐藤文左衞門
三百六十九石九斗四升四合七勺　哲多郡　老榮村　小川平七　逸見幸市
百六十二石八斗一升五合三勺　成松村　小川平七
六百二十三石五斗九升一合九勺　花木村　小林吉之丞　川合勘助
二百八十三石四斗一升六合六勺　井倉村　宮脇貞一郎
千三百五十三石八斗一升九合七勺　井村　矢吹傳右衞門
上市年寄　藤原友吉　櫻井卯之作　神岡忠右衞門
九百廿七石一斗七升六合七勺　蚊家村　逸見幸市
四百二十一石八斗九合　下大野部村　津村爲吉
六百八十六石二斗四升四合一勺　大竹村　吉岡保右衞門　與津與一右衞門
七百二十二石四升一合三勺　田淵村　名越近藏
四百七十九石五斗六升九合四勺　大野村　小川平七　逸見幸市

倉敷　郡中御用達
寺見仁平　吉田七助
山川淸太郎　若林喜三郎

年寄庄屋格　大橋平右衞門　同　小野丹右衞門
年寄　和栗仁左衞門　同　小山安右衞門
同　植田孫太郎　同　大橋惠吉
同　大橋勝之丞　同　原與平

倉敷御出張所　御陣屋笠岡

九百八十五石三斗五升　小田郡　笠岡村　生長小十郎
七十九石五斗一升九合　木目村　笠原民右衞門
百五十二石四升　西濱村　藥山作左衞門　笠原仙藏
百八十石四斗三升四合　生江濱村　明石東二郎
千二百二十二石二斗一升一合　吉濱村　大橋勘右衞門
二百三十六石三斗一升六合　大宜村　松浦次郎兵衞
三百八十二石八斗九升三合　茂平村　松浦宅右衞門
三百八十九石七斗三升二合　用江村　藤井半兵衞　栗家佐四郎
百六十石七斗一升五合　押撫村　關藤晋次郎
三百九十五石六斗七升五合　園井村　阿部勘右衞門　平井七右衞門
百十八石四斗四升九合　馬飼村　枝延和十郎
九十五石五斗七升四合　廣濱村　渡邊淸兵衞
百一石五斗四升三合　繪師村　鹽飽岸之助　柴田善左衞門
二百三十二石三斗五升一合　富岡村　三宅八左衞門　坂本幸三　同　五

百五十九石六斗九升六合　横島村　長安恒右衛門
　妹尾利右衛門

百五石五斗八合　入江新田　鳥越愼兵衛

五百二十八石三斗一升三合　神之島内浦　中塚廣右衛門
　同　林右衛門

二百八十石一升一合　同外浦　森熊太郎

百四十七石二斗一升　白石島　山川沖右衛門

二百二十四石三斗七升九合　北木島　天野新十郎

百六十六石二斗五升四合　眞鍋島　眞鍋傳右衛門

〆高　五萬二千八百八十五石一斗五升七勺

笠岡村

宿老庄屋兼帯　生長小十郎

宿老格年寄　鳥越光右衛門

同　町方

宿老後見　丸山久右衛門

宿老　丸山文藏

同藏元兼　甁川平助

宿老格肝煎　橋野紋三郎

同　柳生清次郎

同　伊澤元助

宿老年寄兼帯　簗山作左衛門

宿老　吉見助四郎

同見習　吉見猶右衛門

宿老格肝煎　菰口治郎三郎

同　塚本治兵衛

同　小林富次郎

同　仁科藤兵衛

肝煎　松山源次郎

同　橋野伊八郎

同　吉岡兵助

同　橋野儀兵衛

同　吉岡茂助

同　湯川勘右衛門

同　仁科茂平太

御掛屋　栗屋佐四郎

廻船御用達　上村隆藏

肝煎　黒田四郎三郎

同　明石安右衛門

同　菰口卯右衛門

同　山本三郎兵衛

同　生長彌左衛門

同　仁科喜代二郎

郡中御用達　三村定兵衛

從二公儀一苗字御免人々

帯刀　阿賀郡實村　太田三左衛門

同山奥村　富部次郎右衛門

同實村成地分　太田伊之助

同　水澤伊右衛門

帯刀　同酒津村　梶谷伊平次

同中島村　三島次郎右衛門

小田郡富岡村　坂本吉兵衛

同布瀬村　綱島宗助

同大井野村　横木孫平

帯刀　窪屋郡倉敷村　植田武右衛門

帯刀　御掛屋　大橋平右衛門

同　兒島七郎右衛門

同　同倉敷村　小山安右衛門

同西濱村　笠原源兵衛

哲多郡井村　矢吹類平
同　矢吹久次郎

○御料所備後上下附

御代官加藤餘十郎様　石州大森御出張御陣屋　備後國甲奴郡上下

九百五石三斗一升八合　川上郡平川村西大組　平川英三郎　同　平川甚五郎
百三十五石四斗九升　同西元組　年寄　平川甚五郎
二百八十四石七斗四升八合　同中組　平川英三郎
百七十一石五斗一升二合　同元組　同人
五百三十一石六斗三合　同東組　年寄　瀬戸川民三郎　同　嘉藏　平川助一郎
百二十七石五斗六升八合　同長谷組　日野郷藏
五百五十二石五斗五升一合　西山村　年寄　赤木幸三郎　[illegible]與十郎
五百三十四石九斗四升二合　布瀬村　赤木徳太郎　物部榮十郎　沖島長助
五百廿九石四斗七升二合　西油野村東組　長谷川伊勢助
五百二十一石二斗八升五合　同西組　西江半藏　菊末善五郎　同　九郎右衛門
八百七十八石五斗五升四合　東油野村東西　丹下爲三郎　二階堂實五郎
三百七十五石三斗五升二合八勺　坂本村　西江源之助　赤木定一郎　廣兼勇左工門

七十六石六升三合　吹屋村　仲田彦介
三百廿一石四斗七升四合　中野村本郷　廣兼龜三郎
三百二十二石五斗四升一合　同大野路　廣兼萬太郎　同　軍次郎
二百十四石二斗四升二合　同小野路　平岡磯右衛門
三百七十四石六斗八升六合　鹽田村赤木八百右衛門
四百九十四石四斗四升七合　小泉村　土谷喜右衛門　逸見松之助
年寄　高木市兵衛　入江茂左衛門　逸見嘉兵衛
千四百一石一斗九升六合　後月郡高屋村　山下藤右衛門　岡本勢平　高木菊藏　原田傳次郎　吉川喜七郎
百二十八石五斗二升五合　敷名村　猪原信太郎　碇本善六
高屋宿目代　三皷善次郎

從ニ公儀ニ苗字御免人々

川上郡吹屋村　大塚定次郎
同　長尾佐助
同中野村　廣兼勇左衛門
同坂本村　西江源之助
同吹屋村　片山淺次郎

○一橋殿御賄料　御陣屋西江原

御代官　井口善兵衛様

千五百九十三石九斗六升三合　後月郡西江原村　柳本健三　定光壽助　片山茂九郎　守屋廉助　〆守乘礎右衛門

千百七十四石四斗三升四合　東江原村　田中應助　渡邊鐵太郎　〆田中算介

三百三十七石八斗七升五合　神代村　笠原泰平　〆渡部鐵太郎

五百九十九石六斗一升四合　山野上村　三村紀四郎　武田都良太郎　定光壽助　[illegible]元右衛門　〆[illegible]岸右衛門

九十三石二斗一升二合　名越村　田邊量三郎

三百九十六石三斗八升三合　花瀧村　橋本寛作

四百八十七石二斗八升七合　青野村　三宅理藤次　〆寺岡定藏

七十三石七斗四合　北山村　西山惣太

七十一石七斗三升二合　寺戸村　猪平新平

九百四十二石四斗八升八合　木ノ子村　平木晋太郎　笠原三次郎　〆後藤榮太郎　年寄〆三宅隆介

七百八十九石三升九合　門田村　佐藤哲二　三好都美治　守屋廉助

年寄北田惠源太

三百二十六石三斗九升六合　西方村　小寺治太郎

四百二十九石二斗六升一合　七日市　藤代幸右衛門　〆佐藤正左衛門

五百四十一石六升八合　上出部村　猪木傳左衛門　坂田久廉太　〆井上五八郎

六百三十石六斗九升九合　下出部村　山足谷助　岡菊五郎　山本朴助

四百七石五升二合　笹賀村　鳥越森太郎　大橋吉三郎　細羽又七郎　〆佐藤正左衛門

六十石九升　梶江村　山本朴助

百四十三石二斗三升四合　與井村　年寄右同人

千石七斗五升九合　吉井村　三宅仙右衛門　渡部仙平　〆早川嘉平

百四十八石八斗一升二合　天神山村　高橋荻右衛門　〆同龜太郎

百八石三斗四升七合　簗瀬村　山成理一郎

三百七十三石六斗六升四合　川相村　山本朴助

四百十二石八斗五升三合五勺　池谷村　年寄熊原伊久次

四百八十石二斗九升八合　山村　日向三郎平

三百八十六石二斗三升六合　下鴨村　佐々木友三郎　〆三島松右衛門

四百六石七斗五升 東三原村 藤田三左衛門
二百二十二石五斗八合 西三原村 田中竹之助 〆山室彦市郎
四百六十三石五斗四升六合 小田郡 岩倉村 撰伊十郎 山崎宇十郎 〆丸山達次郎
六百四十九石八斗八升三合 下稻木村 谷元一郎 〆同宇平次
五百三十三石八斗五升四合 上稻木村 山足谷助 佃熊太 〆吉本久作
四百十八石八斗二升四合 大江村田鄕 谷貞太郎
四百六十一石八斗 同元組 池田楠五郎 田中元市 〆池田清四郎
五百十四石 同西組 川合忠平 同定兵衛 〆大塚宇平
三百二十六石三斗五升二合 篠坂村 秀平健一 〆內山與一右衛門
五百四十一石六斗二升三合 有田村 森田俊作 〆坂本菊右衛門
三百四十二石九斗一升一合 入田村 西江近之助 〆關本七右衛門
二百四十二石四斗四升五合 大河村 黑田恒右衛門
二百九十三石三合 大戶村 守屋廉助 〆同仲太郎
五百六石一斗六升七合 同西組 年寄 同人 增成利兵衛

七百二十二石七斗三升五合 甲怒村 吉岡恒太郎 〆定光壽助
六百五十四石二斗八合 同山手組 吉岡孫市
千五百七十石五斗一升二合 走出村 名越三郎兵衛 同六左衛門 〆同白平
五百六十三石二斗一升七合 新賀村 安藤恒三郎 同增右衛門 中谷本助 〆津島傳吉
千百三十二石一斗五升八合 吉田村 石田俊藏 西山武市 藤井惣右衛門 〆德山吉右衛門
六百七十八石四斗八升二合 小平井村 原田嘉惠門 森山正五郎 藤原幸右衛門 〆水田淺五郎
四百七十二石一斗二合 今立村 仁科實之進
七百九十八石八斗九升二合 淺海村 眞鍋太左衛門 高槻健藏 末永實四郎 〆多賀清三郎
百三十三石七斗四升三合 本堀村 鳥越彥四郎 同猪太郎
二百五十二石二斗四升七合六勺 川面村 池田虎三郎 〆阿部直太郎
六百八十三石五斗二升五合 奥山田村 江本惣兵衛
百五十四石六斗五升九合 內田村 森屋良助 〆同太吉
二十八石九斗一升四合 平宇角村 林谷五郎
二百二十九石四斗八升三合 宇角村 藤田兵右衛門 同治作 〆林谷五郎

三十三石七斗九升五合　麥草村　同　人
五十一石一斗四升八合　高階村　年寄　平井貞右衛門
百十六石九斗一升四合　三ケ原村　寺屋倍太郎
百三十六石一斗八升二合　三谷村　安部廉二
三百十三石七升二合　大倉村　〆三宅半五郎　三村清太郎
三十八石四斗七升六合　羽無村　守屋東太郎
五百七十九石五斗四升三合三勺五才　星田村　三村名次右衛門　竹井元八郎　〆妹尾軍藏
百六十三石七斗七升三合　上房郡　黒山村　沼本廣右衛門
九百六十一石八斗六升四合　西吉川村　年寄　同　人
九百八十一石一斗四升七合　東吉川村　年寄　右同　人
五百四十三石八升四合　上湯山村　小出才右衛門
二百七十石六斗九合　下湯山村　年寄　同　人
二百三十四石三斗二升六合　舞地村　年寄　同　人
七百四十一石五斗七升七合　岩村　年寄　同　人
千三百六十八石一斗九升六合　矢野村　年寄　小出三津太郎
八百四十一石二斗四升八合　田土村　年寄　同　人
〆高　三萬三千三百六十七石六斗八升九合

郡中御用達

新町肝煎　平木謙次郎
同　田中次郎助
同　三宅隆助
同　片山利嘉助
同　湯川林吉
同　相田嘉助
今市肝煎　三宅豐次郎
同　山成儀平
同　原田次郎
同　丸山重四郎
今市驛御本陣　難波又次郎
七日市驛御本陣　佐藤正左衛門
下出部目代　田中佐右衛門

新町肝煎　長尾讓右衛門
同　川上友三郎
同　佐藤政次郎
同　落合忠次郎
同　鳥越辻助
同〆　藤代惣右衛門
同　蔦川善次郎
同　蔦川菊太郎
同目代　佐藤友右衛門
上出部目代　柚木小右衛門

從ニ一橋殿ニ苗字御免人々

御掛屋木ノ子　平木晋太郎
ヤナセ　山成直藏
大江　池田丹次郎

川相　川合保次
山ノ上　三村勘介
矢の　小出三津太郎

湯山 小出才右衛門　西吉川 沼本廣右衛門
門田 佐藤仙吉　甲怒 吉岡孫市
大谷 名越德三郎

安政二年乙卯歳
一、大谷新開　百六十四町四反歩　門田之内走出村と入會之場所

御高五萬石
○板倉周防守様　御城下松山

八百九十九石三斗五升一合　上房郡 原西村　庄　虎藏
六百九十四石六斗二升九合八勺　原東村　中島彦七
二千百三十四石四斗七升三合三勺　川面村　大庄屋 岡本要助
四百四十一石三斗六升一合四勺　今津村　小野治左衛門
六百四十石二斗五升六勺　八川村　肝煎 同　人
七百六十四石九斗二升八合三勺　柳木村　同　人
四百四十六石七斗三升七合七勺　六名村　三村朝太郎
五百八十五石五斗五升一合三勺　宮瀨村　同　人
八百六十四石三斗四升一合四勺　片岡村　前島茂十郎
千十石八斗六升九合四勺　有漢上村　庄　要助
千二百八十一石二斗五升六合八勺　貞　村　前島茂十郎
八百六石九斗五升五勺　有納村　妹尾代五郎

三百六十三石九斗九合三勺　室納村　難波園右衛門
千三百三十四石四斗六升五勺　上津村　大月嘉吉
五百六十四石五斗二升八合　近似村　平松松三郎
四百二十八石八斗三升三合六勺　川亂村　仲田治平
六百六十石三斗八升八合三勺　神原村　肝煎 仲田要次郎
六百五十二石一斗八合　春木村　東財次郎 仲田要次郎
六百七十八石七斗八升八合一勺　西野々村　大庄屋 東財次郎
六百十五石八斗六升九合四勺　割出村　藤井惠佐太
六百九十八石五斗一合　宇治村　肝煎 東財次郎
五百四十四石三斗八升一合五勺　丸山村　荻原德五郎
千百六十四石二斗二升七合二勺　阿部村　仲田德太郎
二百八十七石八斗八升二合七勺　玉　村　堀理代太
八百八十四石三斗七合二勺　飯部村　藤井恒三郎
千三十七石四升四合一勺　田井村　小埜次郎藏
三百九十三石四升三合四勺　賀陽郡 種井村　石部改次郎
六百三十二石八斗三升三合二勺　美袋村　田邊壽太郎
千六百廿一石二斗九升九合九勺　八田部村　小山恒次郎 〆池上直左衛門
六百八石九斗一升三合九勺　日羽村　入江寛左衛門
二百七十五石九斗六合三勺　宇山村　大月臨三郎

三百五十四石五升六合二勺　延原村　石部改次郎
百三十四石四斗二升一合八勺　槁　村　岡崎健助
八百四十六石六斗九升一合六勺　岨谷村　堀　良　助
八百六十八石九斗二升九合一勺　宮地村　難波源　次
千十五石一斗九合三勺　北　村　野山永三郎
八百七十二石二斗七升八合九勺　西　村　難波熊太郎
三百三十二石四斗三升七合六勺　下道郡 水内陰村　井口助右衛門
六百八十七石八斗一合七勺　下倉村　福田善左衛門
千八十九石一斗四升五合一勺　山田村　菊地茂登助
千三百三十三石七斗七升六合五勺　久代村　大庄屋 渡部参三　同 九郎兵衛
千五百七十八石二斗五升九合五勺　阿賀郡 西方村　藤井達右衛門
千五十五石五斗七升八合一勺　津々村　庄　省　三　郎
六百五十七石八斗二升六合　上唐松村　村上俊蔵　同 徳一郎
六百五十四石九斗六升四合七勺　下唐松村　右同人　田井直之丞
四百十二石一斗四升五合六勺　正田村　近藤卷右衛門
四百八十一石二斗一升九合　淺口郡 玉島村　柚木正兵衛
二　百　石　柏島村　林　幸　兵　衛
七百四十三石二斗三升七合五勺　哲多郡 矢戸村　赤木百五郎
八百九十八石四斗二升三勺　大野部村　名和野彌右衛門

六百三十三石六升七合四勺　八島村　羽場嘉作
九百七十九石四斗二升一合三勺　畑木村　杉　健　藏
千七百九十三石六斗三升五合九勺　矢田村　杉寛藏　長谷川郡助　〃小野與吉
千五百九十一石六斗七升二合六勺　上神代村　肝煎 高畠傳五郎
千三百九石二斗七升七勺　下神代村　肝煎 羽場仙右衛門
七百十二石二斗七升三合一勺　宮河内村　小川楪次郎
三百十三石五斗六升八合四勺　成松村　定岡元次郎
五百五十六石九斗九合七勺　則安村　大庄屋 高畠甚太郎
三百六十九石九斗九升九合七勺　金谷村　近藤與志右衛門
五百二十六石八斗九升一合六勺　石蟹村　杉　丹右衛門
四百九十九石六斗八升三合七勺　長屋村　仲田五郎八
六百七十四石七斗七斗一升四合二勺　法會村　荒木芳太郎
三百二十九石七升二合七勺　荻尾村　小川綱右衛門

〆高　五萬石

御用達
松山 中村源藏
玉島 柚木正兵衛
則安 高畠甚太郎
松山 龜山定兵衛
松山 大西岩吉
松山 丹藤六右衛門

田部　堀　和介
八田部　安原太郎
八田部　亀山信四郎
宇市　仲田讓三郎
川モ　岡本要一郎
西野々　東　財次郎
上唐松　村上俊藏
八田部　安原仙左衛門
矢戸　高畠秀三郎
山田　福岡定太郎
東本町大年寄　平松與七郎
下町年寄　山本半兵衛
鍛冶町年寄　難波健次郎

御高二萬五千石

○木下備中守様　御屋鋪足守

九百九十一石三斗八升五合五勺　加陽郡　上足守村　大庄屋　西村孫右衛門

松　大西六郎兵衛
松山　石池庄右衛門
上村　庄　要助
八田部　齋藤辰次郎
玉島　三宅半兵衛
玉島　堀　源左衛門
玉島　林　正兵衛
八田部　爾屋七郎兵衛
八田部　齋藤新兵衛
新町年寄　田邊忠兵衛
同見習　中村定次郎
鍛冶町見習　吉田順次郎
南町年寄　大西幸次郎

九百九十二石二斗二升二合　下足守村　中田得藏
三百六十一石七斗五升八合　上土田村　難波増次郎
四百九十石六斗三升七合　門前村　更井元右衛門
五百五十九石六斗九升二合　小山村　三宅素右衛門
三百六十五石九斗四升九合　大崎村　石原源太
三百十石七斗七升五合　平山村　東馬政吉
四百三十六石二斗七升八合　三手村　渡邊保太郎
二百四十二石一斗七升　高塚村　渡邊善右衛門
三百九十二石六斗八升　福崎村　吉井振太郎
四百五十七石五斗七合　下土田村　更井運平次
三百四十二石四斗二升九合　田中村　岡本馬之介
百二十四石四斗二升二合　長田村　守屋勝四郎
百十四石四斗一升　松鼻村　爾屋素平次
五百七十八石一斗五升九合　長良村　前田傳三郎
九十八石三升五合　大文字村　中島武一郎
七百五石二斗二升　北溝手村　同人
六百四十七石　南溝手村　大庄屋　林　直平
四百八十四石五斗一升七合　南窪木村　岡　猪平
五百四十八石九斗七升八合　北窪木村　爾屋澤右衛門
二百八十六石八斗六升一合　形部村　藥師寺納藏

四百五十七石五斗八升二合　黒尾村　富岡伊勢之進
三百九十石九斗五升五合　久米村　田邊鎮次郎
四百五石三斗四升三合　奥坂村　服部壽平
千二百九石一斗二升二合　西阿曾村　大庄屋 林金右衛門
千百九十石九升五合　東阿曾村　片岡榮次郎
七百九十二石九斗四合　大井村　伊丹實藏
七百四十六石八斗八升八合　栗井村　沼本類次
四百九十石三斗二升六合　西山野内　石原靜之進
五百十石五斗七升二合　東山野内　藤井茂右衛門
三百六十七石三斗三升四合　河原村　沼本蛙太郎
五百二十六石三斗八升一合　上高田村　千原萬左衛門
四百九十八石六斗二升三合　下高田村　千原瀬平
四百五石七斗三升九合　日近村　石原敬次郎
〆高　一萬七千五百三十一石九斗二升四合

御用達
足守 佐伯吉右衛門　鳥羽市左衛門
岡崎萬惣兵衛　津川猪右衛門
仁熊柳介　西村彌十郎
土師龜之介　蜂谷茂八
辻又右衛門　菅野百助
難波林藏　新屋八五郎
藤田林藏　森岡屋惣次郎
〆福光周助　足守町日代 津川金次郎
足守町大年寄 佐伯吉右衛門
〆足守町大年寄 津川伊右衛門　大井町日代 見尾善左衛門

御高二萬石
○板倉攝津守様　御屋鋪庭瀬

千五百九十二石四斗四升九合　加陽郡 宮内村　大庄屋 中田丘左衛門 〆同 嘉一郎
千二百六十二石二斗八升一合　川入村　大庄屋 犬飼源左衛門 〆同 豐太郎
三百四十六石四斗四升五合　板倉村　東方平左衛門
五百六十二石二斗三升　西花尻村　太田要次郎
二百九十七石六斗八升　沖分　太田助內 〆森安與左衛門
二百五十九石九斗七升七合　東花尻村　森安與三郎
九百九十四石九斗九升一合　平野村　太田德藏
八百四十八石五斗九升九合　中田村　野崎秀太郎
三百九十九石三斗三升六合　立田村　渡邊平三郎
二十七石一斗一升二合　延友村　難波忠五郎
五百五十七石三斗一升九合　都宇郡 矢部村　江本次郎吉

五百十二石七升八合　小田郡 本堀村　町大庄屋 江木叔助
千百五十五石八斗二升三合　矢掛村　石井源次郎　同〆大庄屋 高草平助
八百四十六石六斗六升三合　横谷村　福武市郎太夫
六百六十九石六斗　江良村　渡邊和平次
七百六十七石八斗五升五合　中村　大庄屋 片山儀太郎
千六百四十九石一斗三升　小田村　實安助三郎
五百十一石五斗八升　宇内村　片岡定太郎
四百六十三石五斗四升五合　宇戸村　三宅眞太郎
百石五斗四升五合　黒木村　金尾小三郎
六百三十七石五斗九升二合　小林村上分　守屋三津右衛門
小林村下分　園藤讓太郎
二百六十三石九斗七升九合　下高末村　大庄屋 渡邊慶左衛門
四百四十八石六斗七升六合　上高末村　長谷川善作
千百九十三石九斗四升一合　黒山田上分　高草貞左衛門
里山田下分　佐伯榮藏
千百七十一石一斗四升四合　東三成村東分　赤松元太郎
矢掛村　大庄屋 高草市介
東三成村西分　片山榮吉
千九十六石七升九合　山口村　土倉鹿之介
三百十六石九斗四升一合　東水砂村　阿部大三郎

三百三十四石三斗五合　西水砂村　妹尾啓二　〆同 廣藏
二百六十七石四斗五升七合　星田村　竹井金藏　妹尾軍藏
千三百十八石五斗三升三合　三山村　三宅千代五郎　同 眞太郎　同 源三郎　〆三室岡右衛門
〆高　二萬六百二十三石七斗八升二合

矢掛宿御本陣 石井源次郎　同目代 渡邊重平
坂倉宿御本宿 東方平右衛門　庭瀬町目代 脇本小平六

御用達
庭瀬 太田藤太郎　三山 山室小十郎
矢掛 森下脩藏　中村 山部伊助
矢掛 森下敬藏　小田 高見庄五郎
庭瀬 野崎富三郎　本堀 江木辰右衛門
西三成 高草權右衛門　山口 谷本半十郎
庭瀬 太田德藏　山口 谷本與四郎
矢掛 赤松京右衛門　高末 長谷川佐五郎
矢掛 新谷嘉助　山口 土倉信次郎
矢掛 中西治助　庭瀬 今屋了助

三山 三宅千代五郎　庭瀬 中川屋吉五郎
矢掛 中西雄作　庭瀬 川野屋久右衛門
矢掛 高草禎藏　矢部 米屋平左衛門
矢掛 〆高草戸市　庭瀬 山北屋喜兵衛
庭瀬 〆津田屋儀平次

御高一萬八千石
○關様　御屋鋪新見

千百九十六石三斗九升八合八勺　阿賀郡 新見村　林謙作
七百二十一石七合三勺　高尾村　林鶴右衛門
千三百三十七石五斗一升三合八勺　哲多郡 西方村　田中次郎藏
三百二石七斗九升四勺　坂本村　大西平左衛門
九百二十四石九斗三升四合二勺　釜村　土岐嘉五郎
七百六十二石六斗八升九合七勺　高瀬村　伊田助左衛門
二百九石四斗四升五合一勺　阿賀郡 馬塚村　大西平左衛門
二百九十五石二斗四升二勺　井原村　安藤定藏　〆同 薫太郎
四百八十九石三斗八升四合四勺　千屋村　大庄屋 田村七左衛門
千四百七十七石五斗四合五勺　菅生村　西谷幾三郎　〆同 岩之丞
九百十九石三斗四升九合一勺　下熊谷村　田中彌之助

七百三十八石四斗七合九勺　中熊谷村　戸田小平太
七百九十五石九斗五升三合　上熊谷村　湯淺繁之丞
五百九十一石四斗七升七合七勺　西田治部　田中良平
五百二十九石九斗六升九合二勺　東田治部　戸田事右衛門　同 陳五衛門
五百九十一石五斗四升八合三勺　河口村　山田保五郎
七百四十六石五斗九升二合九勺　上呰部村　双門新三郎
七百三十五石四合　五名村　大庄屋 太田鹿藏
千百二十石九斗四升一合八勺　山田村　大庄屋格 杉惣助
千六百四十一石五斗二合一勺　草間村　杉喜代藏　同 勇作
七百十七石八斗二升四合二勺　小田郡 川面村　妹尾永三郎
四百四十三石九斗八升三合　淺口郡 西阿知村　丸川延太郎
五百八十六石一斗六升五合　連島村　年寄 與五郎右エ門
百五十二石五斗四合四勺　大江村　三宅大三郎
〆高　一萬八千二十八石一斗三升七合四勺

御用達
柴田永助　新見町年寄 吉田與左衛門
太田平左衛門　同 太田傳次郎
上田彌右衛門　川面村 池田茂平次

〆上田彌太郎
同村 池田榮藏
高橋嘉四郎
高瀬村野原市始る安政二乙卯年
御高一萬三百石
○伊藤若狹守樣 御屋鋪岡田
八百五十六石五斗 下道郡 下二万村 木谷要三
四百八十石七斗三升七合 妹村 田邊亭右衛門
下二万村 井上吟助
千五百四十一石二斗八升 岡田村 片岡雄七郎
助勤 伴愼一郎
四百六十四石六升四合 服部村 木谷彌太郎
中尾村 守田鐐平
上二万村 木谷隆四郎
新庄村 山本陽平
三百十六石三斗五升三合 陶村 太田官藏
六百九十二石一斗二升八合 八田村 田邊桂左衛門
五百八石三斗七升 原村 山本良一郎
千五百七十一石三斗一升 本庄村 森脇伴之丞
四百二十八石七斗一升八合 尾崎村 高見順右衛門

有井村 三宅桂右衛門
市場村 白神圭三
川邊村 楢原完兵衛
中尾村 〆芳原吉藏 守田鐐平
辻田村 匹田松太郎
七百二十四石六斗六升五合
〆高 七千五百八十三石六斗七升六合
御用達
妹村 高戸禮叔 川邊 若林彌吉
木谷又右衛門 白神芳助
小埜文五郎 林佐七
木谷要三 木谷道太郎
木谷重內 松森榮三郎
淺野升左衛門 井上豐之介
太井代次郎 木谷鹿太郎
松森八五郎 木谷隆四郎
井上茂八郎 守田鐐平
三宅宅次 太田官藏
鹽尻榮左衛門 田邊桂左衛門
伴愼一郎 野口武右衛門
水川慶次郎 山本讓平

榎本要二　浅野平二
木谷彌太郎　森脇伴之丞
〆徳田元助
川邊御本陣 難波惣七　日代 小野五右衛門

御高五千石
○山崎主税介様　御屋鋪成羽

千二百八十六石二斗五升七合　川上郡 成羽村　千田尾嘉右衛門 日向直次郎
三百八十二石八斗三升　下日名村　黒川彌太郎
三百五十四石七斗四升　上日名村　藤井嘉藏
二百二十六石三斗三升　水名村　年寄 同人
四百二十五石九斗　増原村　藤澤友次郎
六百四十五石　上黒忠村　平松辨三郎
四百八石九斗三升　下黒忠村　三村源太郎
五百三十石　三澤村　年寄 同人
五百七十四石　上大竹村　平松辨三郎
三十四石　大原村　松室嘉四郎
三百九十一石　下大竹村　年寄 同人
百八十九石　布瀬村　高見仙右衛門
百七十一石　獵數村　渡邊豊作
百五石　佐々木村　平松萬藏
百九十石二斗三升七合　羽根村　高田兵太郎
百五十七石三斗八升　羽山村　本倉光右衛門
八百四十石六斗四升　福地村　中川峰次郎
百六十石四斗六升　原田村　藤澤龜藏
百三十石九升三合　浅口郡 下原村　大庄屋 渡邊五右衛門
五百八十二石八斗二升　西之浦　三宅
二百六十七石六斗二升五合　矢柄村
凡四千石　龜島新田
鶴新田

御用達
成羽 佐藤平八郎　連島 三宅甚藏
連島 三宅定太郎　連島 板谷嘉右衛門
町年寄 佐野瀬惣兵衛　同 荻野永次郎
同 平尾鐵次郎　同 佐野瀬嘉吉
同 三浦嘉藏

御高五千石
○戸川方之介様　御屋鋪撫川

千九百三十三石一斗三升一合五勺 都宇郡 上撫川村 大庄屋 難波純一郎
小分 同 八藤太
九百四十一石七斗四升二合 中撫川村 同 太田仙右衛門
二百七十四石九升 日畑村 太郎右衛門
浅沼與左衛門
百六十六石八斗七合 川上郡 佐屋村 三宅幾太
九十五石六斗三升八合九勺 賀陽郡 三田村 難波八藤太
四百二十九石九斗二升八合 小田郡 宇戸谷村 早村幸太夫
十二石六斗二升八合 上高末村 大庄屋 長谷川善作
五百六十六石六斗一合 川上郡 九名村 坂田友次郎
伊達豊三郎
坂田治兵衛
二百八石七斗六升九合 大津寄村 平松市兵衛
七百三十三石四斗二升三合 高山村 三宅信治
七百三十四石二斗九升二合 二ヶ村 川上郡太
赤木役次
〆高 六千九十九石七斗一升六合

御用達

撫川 太田新介
同 太田紋右衛門
同 中川屋千代藏

目代助勤 俣野源次郎
年寄 吉岡屋庄吉
〆同 糀屋伊右衛門

同町目代 袖岡新助
〆同 同 同庄五郎

上

終

備中村鑑　下

御高二萬五千石　御屋敷備前岡山

○池田信濃守様　御陣屋鴨方

高	村	庄屋
五百九十石一斗	小田郡 尾坂村	藤田富右衛門
三百二十六石九斗四升	淺口郡 西河知新田	松井恒太郎
七百九十三石七斗一升	八重村	富山愼次郎　〆田中用介
千六百九十八石九斗九升	道越村	大島裕三郎　原田多右衛門　〆同　和太郎
千四百十五石一斗三升	七島村	友澤貞吉　〆同　虎次郎
千二十八石九斗二升	同島地	友澤貞吉
二百二十五石五斗八升	上竹新田	
千百四十三石四斗七升	古見新田	富山愼次郎　〆同　齡助
九百三十四石一斗四升	本庄村	小林藏一郎　〆石井幸介
八百三十五石七斗五升	小坂東村	小田近一郎　〆原網右衛門
千百七十二石七斗八升	同西村	阿部武一郎　高橋平八郎
千二百五石一斗一升	鴨方村	高戸忠藏
七百二十七石一斗	深田村	富田[illegible]衛門　〆同　波次郎

八重　十二ヶ村大庄屋　田中信太

島地〆　八ヶ村大庄屋　國枝間三郎

中大島　七ヶ村大庄屋　原田三郎右衛門

御高

○松平內藏頭様　御城下備前岡山

七百五十石

二千二百七十石六斗二升四合

千七石八斗七升

千百三十八石八斗六升八合

五百九十六石九斗三升八合

六百四十四石五斗五升五合

九百六十六石二斗九升

下道郡 矢田村　土師治平　妹尾信太郎

秦村　下川面宇右衛門　〆片岡誠一郎

福谷　上板野彌藤太　〆同　忠次郎

下原村　難波文兵衛　明石重兵衛

八代村　〆片岡誠一郎

上原村　難波文兵衛　〆片岡春藏

富原　右兩人

賀陽郡 宍粟村　平田安之介　〆同　愼一郎

見延　平田定五郎

槇谷村　平田友右衛門　〆同　定五郎

都宇郡 松島村　和氣小十郎

五百七十五石二斗三升八合　中田村　木村茂一兵衛
三百八十一石四斗九升七合　黒崎村　難波藤兵衛
七百十二石五斗一升四合　別府村　平松熊三郎　別府多門次郎
吉田　小野辨吉
二百石　矢尾村　林愼右衛門　〆同清左衛門
四百三十七石四斗四升九合　窪屋郡淺原村　秋庭禎助　〆宇野勘次郎
千百三十八石三斗四升四合　三輪村　小屋　渡邊和太郎　〆難波吉郎兵衛
七百四十八石八斗八升　水江村　白神左一郎
二千七百四石四斗　生坂村　間野文太夫
千三百九十九石九斗九升一合　子位庄　窪津延助
二百二十四石二斗二升二合　川入村　秋岡惣五郎
千二百十五石八斗二升八合　濫江村　土倉龜之介　田邊和一郎
九百六十九石四合　白樂市　岡利左衛門
三百七十石一斗八升三合　四十瀨村　板谷七郎治
二千六百七十九石四斗九升六合　西郡村　守安良右衛門　友野靜太郎
地頭片山　妹尾助五郎　友野壽一郎
岡谷　友野靜太郎　同壽一郎
宿　守安愼三郎

七百四十九石四斗九升七合　福島村　江口市右衛門　〆同金吉
百七十八石五斗九升八合　古地村　土師治平　吉澤嘉源太
五百石　三ツ田村　守屋周右衛門
百三石三斗二升　八王寺村　秋岡惣五郎
六百四十四石二斗八升六合　大島村　秋岡庄兵衛
千百石三斗八升九合　平田村　難波傳左衛門
七十九石一斗三升九合　黒田村　妹尾武太郎　〆加藤平藏
二千三百六十六石九斗七升三合　輕部村　江口元治　安延貞次郎
柿木　右同人
中島　加藤平藏
二千六百八十二石九斗九合　眞壁村　坪井順太郎　〆守安武助
溝口　板野彌藤太　〆坪井來二
中原　坪井武助
八田部　守安武助
千百三十七石四斗九合　淺口郡西阿知村　松井彦左衛門
七百四十石六斗六升八合　地頭上村　塚村太郎　〆同恒助
壺坂　唐川順介　塚村嘉次太
六百十二石二斗七升　地頭下村　武龜左衛門　辻廉藏
二千二百七十二石五斗三升八合　上竹村　武三保之介

富　磯部次郎
道口　辻藤藏　江木德太郎
二木喜見助
亀山　唐川順助　尾藤菅二
下竹　辻直一郎
千四百三石六斗一升四合　占見村　江木德太郎
八百五十五石七斗二升四合　西原村　守屋除右衛門
〆高三萬六千五百六十六石八斗三升
拾五ヶ村大庄屋　宿　守安愼助
拾二ヶ村大庄屋　岡谷　友埜鐵太郎
西原　大庄屋　守屋多喜助
メ

○阿部伊豫守様　御城下備後福山

六百十三石三斗五升五合　川上郡　地頭村　足助虎之介
三百二十五石九斗五升一合　領家村　川上藤九郎
〆高九百三十九石三斗六合

○石川主殿頭様　御城下勢州亀山　御陣屋中津井

八百十一石四斗七勺　上房郡　中村大庄屋　綱島宏一郎

百九十石四斗一升　上村　綱島惇二
八百五十石六斗一升七合　下村　綱島澄太郎
四百六十七石三斗五升六合八勺　竹井村　岡崎太郎兵衛　同　來右衛門
五百六十石二斗六升八合六勺　岩村　岡崎來右衛門　室　十郎兵衛
七百八十七石三合七勺　黑土村　難波素右衛門　〆同　哲太郎
八百八十一石三斗八升八合一勺　垣村　片山九八郎　〆同　利太郎
七百二十四石七合三勺　川關村　難波素右衛門　〆室　良佐久
千三十二石五斗六升三合七勺　長代村　坂本彌三右衛門　綱島孫左衛門　〆同　廣治
千十二石七斗七升六合四勺　上中津井村　室　碩助　同　裕右衛門　〆同　重郎兵衛
千二百石三斗二升二合一勺　下中津井村　室　所平　同　碩助
八百九十六石九斗七升一合四勺　上平田村　坂本彌左衛門　室　敬二　〆齋藤爲右衛門
七百六十石二斗七升二合七勺　下平田村　坂本彌三右衛門　同　鉞次郎
〆一萬石

○松平豊前守様　御城下丹波亀山　御陣屋玉島

三百十四石四斗三升八合四勺　淺口郡　柳井原村　内藤馬之進　横溝丈兵衛

二百五石一斗四升四合四勺　水江村
二千五百二石九斗九升一合五勺　上船尾村
二千三百六十九石七斗三升六合九勺　下船尾村
二千四百六十八石九斗三升一合四勺　長尾村
百五十六石六斗三升三合八勺　勇崎村
三千九百八十二石一斗三升三合六勺　玉島
爪崎村
上成村

坪井虎之亟
石井篤之丞
内藤忠右衛門
小野德三郎
吉田惣五郎
〆小山永左衛門
吉田惣五郎
〆高見安三郎
田邊政太郎
小野養三郎
〆大森彦太郎
中藤愼次郎
守屋伊三郎
大森彦太郎
小野應介
小牧宇左衛門

〆一萬二千石
御用達
長尾 小野善太郎
柳井原 内藤吉太郎
上成 中原久次
上成 小野延太
柳井原 内藤勝太郎
鉾島 渡邊半三郎
爪崎 淺野惣太郎
長尾 田邊勇
上成 中原純一郎
上成 井上猪八郎
玉島 吉見次郎三郎
玉島 大野善太郎
玉島 伊庭左太郎
爪崎 小野光太郎
船尾 岡本丈五郎
上成 淺野紋三郎

○青木源五郎様 御屋敷攝州麻田 御陣屋川面

代官 鳥越佐兵衛

六百四十五石七斗七升二合　小田郡 川面村　鳥越芳之丞
二百三十二石七斗一升　關戸村　戸川賀惠門　〆梶田廣右衛門
百九十八石三斗三合　後月郡 北種村　橋本宮十郎
二百一石三斗一升　中種村　赤塚太平　〆同喜三治
百九十九石五斗一升八合　南種村　橋本小野右衛門　同戸平　〆同太宰治
百五十石五斗三升一合　佐屋村　松本直藏
二百三十石一斗三升二合　井山村　吉岡利藤太　〆同惠助
二百十六石三斗七合　稗原村　西田利作
二百九十五石三斗八升　淺口郡 上新庄村　阿部亮右衛門
三百二十一石八斗九升三合　下新庄村　田村廉平
二百八十六石六斗七升八合　濱中村　阿部亮右衛門

〆高二千九百七十八石五斗三升四合

○蒔田權佐様　御陣屋　井手

七百二十四石　賀陽郡 井手村　井手良右衛門
六百七十五石　清水村　清水東六郎
三百八十一石　金井戸村　國府文五郎
七百九十六石　福井村　藤田岡右衛門　角田桂右衛門
六百五十七石　小寺村　大庄屋 吉富融三郎
五百八十四石　門田村　秋山與次兵衛
七百十五石五斗九升六合八勺　井尻野村　村木好次郎
七百石　延友村　大庄屋 難波忠五郎
四百五十石一斗八升三合九勺　窪屋郡 三和村　河田治兵衛
三百二十三石七斗八升七合六勺　小屋村　江口増吉　同 友之丞
五百二十六石五斗五升四合七勺　上林村　角田金五郎　岡田澤右衛門
四百九十二石四斗五升六合七勺　下林村　安原才右衛門　〆佐野友治
百六十二石四斗五升六合七勺　淺口郡 大谷村　小野四右衛門
百五十三石八斗六升三合五勺　須惠村　藤澤爲藏
〆高七千二百四十石六斗

御用達
市場 池上吉次郎
井尻野 村木勘右衛門
井手 難波恕平
小寺 吉岡寛藏
井手 中川爲八
市場町役人 〆藤田常右衛門
金井戸 國府品右衛門
清水 安原才右衛門
大谷 川手重右衛門
大谷 西澤林藏
同 藤田孫太夫

○蒔田數馬介様　御陣屋　三須

七百九十七石七斗四升三合九勺　窪屋郡 西三須村　高杉武右衛門　福武榮之亟
二百二十六石三斗八升二合一勺　同西分　幕合廉次
四百十一石七斗一合四勺　赤濱村　寺島源右衛門
四百二石三斗九升九勺　淺口郡 佐方村　太田元四郎
七百石　賀陽郡 平野村　大庄屋 太田傳四郎　近藤吉兵衛
〆高二千五百三十八石二斗一升八合三勺

御高六千石
○花房大膳様　御陣屋　高松

八百二十三石三斗　賀陽郡 原古木村　田中宗左衛門
千百二十五石　中島村　小西官左衛門
二百六十石五斗　和井本村　田中惣左衛門
百三十五石七斗　稲荷村　秋山彦三郎
百三十四石六斗　阿部村　片山清右衛門
千八百十一石　西加茂村　〆片山光右衛門　岡崎儀右衛門
八百二十九石　新庄村　間埜繁太郎
千百三十石　箕島村　大橋壽一郎
〆六千二百四十九石一斗
西加茂大庄屋 片山清右衛門　中島大庄屋 小西清兵衛
御用達　東加茂 喜左衛門　西加茂 與左衛門
同 重三郎　箕島 川口屋藤三郎
同 勘右衛門　同 半次郎
〆

御高三千石
○戸川捨次郎様　御陣屋　早島

九百石　都宇郡 早島村東　安原荘左衛門　舟越永介

九百二十石　同 西　佐藤秀太郎　〆溝手慶左衛門
二百石　中帯江　草野庄之助
八百八十石　前潟村　佐藤秀太郎
五百八十石　東庄村　内田伊三郎
三百九十石　窪屋郡 西田村　木村彌三九郎
四百二十石　高須賀村　片山讓吉
八百十石　辻村　中村長七郎
八百五十石　沖新田村　福山彦六　大森光太郎
金彈村　渡邊清太郎
大庄屋　片山廣裕
同　中村善之介
〆五千三百五十石

御高三千石
○戸川伊豆守様　御陣屋　帯江

四百八十石　窪屋郡 羽島村　亀山竹次郎
五百二十石　加須山村　尾崎亀五郎
百八十石　有城村　伊藤友太郎　〆藤原孫左衛門
四百五十石　二日市平松 大庄屋 六郎左衛門
五百石　亀山村　亀山伊右衛門
二百八十石　前潟村　佐藤秀太郎
四百八十石　高沼村 大庄屋　西山三木之介　同 讓藏

八百五十石　沖新田村　內田傳之丞
三百五十石　都宇郡五日市　長瀨市太夫
八百八十石　宮崎村　溝手政太郎
九百五十石　二子村　中村修平
三十石　東庄村　中村又六
〆五千五百五十石

御高三千五百石
○水谷主水樣　御陣屋　布賀

八百五十一石七斗三升九合　川上郡布賀村　平川仲右衛門
三百七十一石九斗五升一合　相坂村長屋村　年寄 赤木志馬右衛門
長地村　渡邊平三郎
七百五十四石一斗三升六合　七地村地頭村　川上濱之助
三百三十六石五斗八升八合　黑萩村　中村富三郎
三百五十六石八斗六升八合　下切村　年寄 同人
六十四石七斗一升三合五勺　池谷村　年寄 同人
四百五十六石一斗八合　上鴨村　三宅市右衛門
百三十四石八斗六升九合　高山市村松岡八壽右衛門
〆三千五百二十石七斗二升一合五勺

御用達七地　川上忠五郎

○戸川近江守樣　御陣屋　妹尾

千三百三十石　妹尾村　大庄屋 佐藤太一郎
永原傳四郎
〆井上又兵衛
高木三十郎
同東磯　年寄 同 岩之進
藤井逸右衛門
浦田喜右衛門
〆福島小平

同西磯　和田源之進
年寄 佐藤元十郎
和田治右衛門
永瀨德松
〆中務文太郎

百七十石　妹尾崎村　龍治與一郎
龍治太郎右衛門
〆同 丈吉

三千石餘　古新田　吉田新左衛門
木村城平
年寄 渡邊安右衛門
吉田德太夫
同 利右衛門
〆木村東作

北大福　佐藤官藏

年寄 松下伴次
〆佐藤松右衛門
中大福 難波忠右衛門
年寄 吉田豊吉
南大福 難波忠右衛門
年寄 神崎五平
〆佐藤太次右衛門
掛屋 井上彌惣兵衛

〃高四千五百石餘
○戸川播磨守様 御陣屋なし、早島へ御頼
五百三十石二斗六升 都宇郡 中島村 古谷龜右衛門

〃
御高二千二百石
○水谷彌之介様 御陣屋 小阪部
千十四石五斗 阿賀郡 小坂部村 宮崎正助
同 彦兵衛
九百八十五石五斗 永富村 金田愛藏

〃二千百三十石五斗
御高三百石
○水谷鋏三郎 御陣屋なし、小坂部へ御頼

三百石 阿賀郡 小南村 小野熊三郎

〃
御高二千石
○榊原左兵衛様 御陣屋 津寺
八百十三石 都宇郡 津寺村 服部八郎右衛門

〃
御高千二百石
○池田修理様 御陣屋 井原
代官 大津寄忠右衛門 同 所介
同 吉郎兵衛 同 爲之介
村々庄屋取締役 大津寄源左衛門
六百三十石五斗八升六合三勺 後月郡 井原村 柳本甚右衛門
二百二十六石一升二合 片塚村 三宅喜代藏

〃
御掛屋 〆大津寄重郎左衛門
郡中御用達 〆藤井愛藏
御用達 佐藤文太郎
同 渡邊徳次郎
同 大塚利八郎
同列 大本清藏

同 佐藤光太郎　同格 千村作之介
宇戸川 同 小谷助三郎

〃高五百四十五石七斗六升
御高千石
○高山安左衛門様　御陣屋なし
御用人江戸詰 木の子村 渡邊恒介
〃四百五十二石七斗　後月郡 木之子村　妹尾佐之介

御高三百石
○池田彈正様　御陣屋なし、井原へ御賴
百五十七石四斗九升五合　後月郡 井原村
二百二十六石一升二合　宇戸川村　多賀作次郎
〃二十七石四斗八升七合　梶江村　佐藤小三郎

御高三百石
○毛利重郎左衛門様
代官 時松六郎
六十五石六斗　小田郡 里山田村　土岐俊藏
十五石三斗八升　小林村　同　入
二百十九石二升　宇戸村　田邊萬之丞
〃三百石

御高三千石
○長谷川爲次郎様
五百五十六石八斗二勺　窪屋郡 日吉庄　鳥越右源次　横山民三郎
〃

御朱印
○百六拾石　宮内村 吉備津宮社領

○小堀直次郎様　御陣屋なし
代官 平井八郎右衛門
三百九十三石七斗一升四合　後月郡 東江原村　平井齡助
百五十二石四升六合　神代村　同 笠原彌代吉　入

○寺領御除地
百石二斗七升　上稲村　禪宗寶福寺

三十石 笠岡村 眞言宗 遍照寺
五石 同 淨土宗 玄忠寺
五石 同 禪 威德寺
三十石 横谷村 同 洞松寺
十五石 東三成村 眞言 榛澤寺
三十石 西江原村 禪 永祥寺
二十石 同 同 法泉寺
十五石 六條院中村 天台宗 明王寺
十五石 木ノ子村 禪 長川寺
十五石 佳賀村 眞言 金鋪寺 但し寺は今鴨方村にあり
十石 井原村 禪 善福寺
十石 北山村 眞言 明星寺
十石 天神山村 禪 重玄寺
二十石 原西村 同 頼久寺
十石 井村 同 天叟寺
十石 下神代村 同 神應寺
十石 大野部村 眞言 四王寺
十石 西方村 禪 定光寺
二十石 上熊谷 同 眞福寺
十石 新見村 同 雲居寺

十石 赤間村 同 三尾寺
十石 連島藻浦 同 地藏院
十石 成羽村 同 源樹寺
一石二斗 川面村 禪 蓮花寺
十五石 矢柄村 眞言 阿彌陀院
十石 西江原村 同 明王院 寺は六條院村にあり
〆五百九十六石四斗七升

○

高五萬三百七十三石六斗七合八勺 賀陽郡八十五ヶ村
高二萬四千七百四石五斗一升九合三勺 上房郡三十六ヶ村
高三萬三千四百六十九石九斗一升六合一勺
阿賀郡四十八ヶ村
高二萬二千百八十六石四斗三升七合四勺
哲多郡三十ヶ村
高一萬千百十四石八斗三升九合 川上郡七十一ヶ村
高一萬六千九百一石四斗六升八合九勺 下道郡二十四ヶ村
高二萬九千三百廿七石二斗一升八合 都宇郡四十六ヶ村
高三萬九千八百七十三石七斗二升四合三勺
窪屋郡六十三ヶ村
高一萬七千七百九十石四斗六升六合 後月郡四十三ヶ村

高三萬七千四百十三石四斗六升二合七勺　小田郡八十二ヶ村

高五萬四千百二十五石二斗二升三勺淺口郡六十四ヶ村

合〆高三十五萬七千二百八十石八斗七升九合七勺

凡五百八十八ヶ村

東西九里二十九町二十間　高屋村備後境ゟ、宮内村有木峠備前境まで。

南北二十三里三十四町三十間　玉島海岸より、花見村之中明智か峠伯耆境迄。

當國三十三所　十八神順道記

一　番　川上郡川亂村　深耕寺是ゟ法林防へ壹里半、阿部村川渡し。

二　番　上房郡廣瀬村　法林坊　是ゟ松連寺へ壹里、松山原村。

三　番　同郡松山　松連寺　是ゟ薬師院。

四　番　同　薬師院　是ゟ賴久寺。

五　番　同　賴久寺是ゟ祇園寺へ三里半、今津、八川、柳村、宮瀬。

六　番　同郡古瀬　祇園寺是ゟかふち穴へ三り、有漢井戸野坂

十八神　同井戸野村　鐘乳穴神社是ゟ願成寺へ二り半。

宮地村弘法大師御ひぢ水あり、水田新町遍照寺森茂村。

七　番　阿賀郡中津村　願成寺是ゟ姫路へ壹り、呰部北處弘法大師岩屋あり。

十八神　同北實坂ゟざへ村　鐘乳穴神社寺へ四り、是ゟ圓通三尾、木谷、平木、布瀬、川内。

八　番　同小坂部　圓通寺是ゟ眞福寺へ四り半、田治部、上下熊谷、小川。

九　番　哲多郡新見　眞福寺是ゟ延命寺へ四り、正田川渡に、川のせ、則安村成松、老榮、矢戸、板木。

十　番　川上郡丸山村　延命寺是ゟ源樹寺へ三り、中野、宇治、まと阪、枝村。

十一番　同郡成羽村　源樹寺是ゟ寳鏡寺へ壹り、佐原川渡し、佐々木、川合。

十二番　同郡領家村　寳鏡寺是ゟ圓福寺へ三り、地頭、下大竹、田高山。

十三番　同郡高山市　圓福寺是ゟ穴門山へ十八丁打戻り。

十八神　同　穴門山神社是ゟ金鋪寺へ五り、上下鴨、川相、吉井、簗瀬、梶江、井原。

十四番　後月郡雍賀村　金鋪寺是ゟ足次山へ半り。

十八神　同井原村　足次山神社是ゟ法泉寺へ三十丁、寺戸、雄神川橋あり。

十五番　同郡西江原村　法泉寺是ゟ金龍寺へ一り半、今市、東江原。

法泉寺摺げさ出る。

十六番　小田郡小田村　金龍寺是ゟ鵑江社へ壹り、淺海、本ほり、川面。

十八神　同川面村　鵜江神社是ゟ觀音寺へ半り、

十七番　同郡矢がけ村　觀音寺是ゟ有田へ三里、甲怒、山口、新賀、吉田、小平井、吉濱

矢掛ゟ二里、東北鷲峰山、當國第一の參詣所なり。

十八神　同郡有田村　有田神社是ゟ威徳寺へ一り、西濱村。

十八番　同郡笠岡　威徳寺是ゟ自性院へ壹り、横島舟渡し。

十九番　同郡神島　自性院是ゟ神島社へ一り。

神島弘法大師八十八ヶ所靈場あり。

十八神　同南の浦　神島神社是ゟ觀音堂へ五り　入江新田、西大島、此所御嶽大權現、中大島、東大島、安倉、佐見、小原、此所より讃岐路顯飽、其外諸島見渡しなり。

二十番 淺口郡勇崎 **觀音堂** 是より圓通寺へ半り、此所弘法大師岩穴有り。

廿一番 同郡玉島 **圓通寺** 是より寶島寺へ壹り、吉浦川渡し、西之浦。

廿二番 同郡連島 **寶島寺** 是より蓮花寺へ三り、北茂、片島、西原川渡し、又串、三萬上下八田、在井。

廿四番 同郡岡田 **森泉寺** 是より百射山へ壹り半、辻田下原川渡し、中原、三和、

十八神 窪屋郡古屋村 **百射山神社** 是ゟ神々社へ一り、中原川渡し、下原。

十八神 下道郡八代村 **神々神社** 是ゟ横田へ餘半り。

十八神 同 久代村 **横田神社** 是ゟ麻佐岐へ半り。

十八神 同 下秦村 **摩佐岐神社** 是より石疊へ壹り。

十八神 同 上秦村 **石疊神社** 是ゟ般若庵へ半り、川渡、湛村。

賀陽郡八田部村 當國社總あり、此東に國府の跡あり。

廿五番 同郡井山村 **般若庵** 是ゟ古郡社へ壹り、宍粟。

十八神 同槇谷村 **古郡神社** 是ゟ野俣へ半り。

十八神 同郡野山村 **野俣神社** 是ゟ鞁之社へ四り半。湯谷、らい田、廣石、かい原、眞星。

十八神 同郡上高田村 **鞁之神社** 是ゟ田上寺へ一り半。日近、大井。

廿六番 同郡足守 **田上寺** 是ゟ門滿寺へ一り半、東河會、長田、長良。

廿七番 同郡薄手村 **圓滿寺** 是ゟ國分寺へ半り、中林村、緑山、妹尾太郎舊跡あり

廿八番 同郡上林村 **國分寺** 是ゟ發生社へ一り半、岡谷、水分、西坂、子位庄。

十八神 窪屋郡祐安村 **菅生神社** 是ゟ觀龍寺へ半り、濱村。

廿九番 同倉敷 **觀龍寺** 是ゟ足高社へ半り。

十八神 同笹沖村 **足高神社** 是ゟ觀音寺へ一里、羽島村。

三十番 都宇郡中帶江 **觀音寺** 是ゟ觀音院へ一り半、鳥羽、松島、庄村。

卅一番 同郡撫川村 **觀音院** 是ゟ寶泉寺へ壹り。

卅二番 同郡矢部村 **寶泉寺** 是ゟ青蓮寺へ半り、惣爪、板倉。

卅三番 賀陽郡宮内村 **青蓮寺** 有木山、新大納言成親卿の古墳あり。吉野町道勝寺、妹尾太郎兼康の墓あり。

十八神 同郡宮内村 **吉備津彦神社**

〆道程都合 八十里餘

城主中には信じ難きもの少なからざるも一々之を批評することは紙幅の許さざる所なればその取捨は讀者に俟つこととせり

○本州古城跡

松山城 橘經氏開基而數代居レ之。元龜天正之頃、三村家親嫡子元親居レ之。天正三亡。城代桂民部太輔居レ之、其後小堀父子支配す。

藤澤城 田土村 肥田淡路宗房

矢藏畦城 賓納村 田中藤九郎盛兼 同 彌九郎

離小屋城 有納村 大月七郎右衛門信通

粧田山城 片岡村 片岡八郎弘常

寺山城 川面村 難波六郎經俊

末次山城 長代村 工藤次郎兵衛尉

常山城 上村 新山玄蕃亮家健

菅野城 吉川村 土師兵衛尉

城名	所在	城主
大和佐山城	舞地村	土肥賴母
土生山城	黒土村	神原宮內
櫻坂城	黒土村	下左衛門尉政藤
加葉山城	津々村	蒲冠者範賴
飯山城	河關村	山縣三郎兵衛國吉
鶴首城	川上郡下原村	河村河內守
國吉城	七地村	安藤太郎左衛門
紫城	平川村	三位藤原資親
北丸城	平川村	江草右京
金子山城	平川村	平川左右衛門景親
大原田城	同	石井主計
山根山城	同	物部鄉兵衛尉
菖蒲城	布賀村	平川彈正忠正親
中山城	高山村	松岡安右衛門尉春佳
折居城	田高山	猪原豐後守盛信
瀧谷城	中野村	赤木太郎忠長
丸山城	丸山村	赤木藏人忠房
西山城	西山村	赤木彈正忠泰忠
袈裟尾山城	東湯野	鷲尾庄司
輕尾城	同	細川天竺三郎
中村城	布寄村	武內宿禰三代孫
白毛ケ城	宇治村	宇治左衛門尉
笹尾城	丸山村	近藤掃部介
小金山城	吹谷村	吉田六郎兼久
長地城	長地村	赤木彈正景忠
秋町の城	田井村	田井新左衛門尉信高
相見山城	阿部村	花山院法皇
高森城	佐々木村	佐々木近江守
小笹丸城	黒忠村	竹井掃部左衛門廣高
佐井田城	阿賀郡中津井	植木美作守藤資
鳶巣城	新見村	楢崎左京大夫
小谷山城	同	田公孫次郎
角尾山城	同	三村六郎元高
川崎城	草間村	杉布恩入道
鹽山城	熊谷	田治力太郎元春
割龜山城	小坂部村	宮崎三郎兵衛
周防城	小坂部	楢崎彈正忠元兼
圓通山城	長留村	坂田美濃守
矢はぎが城	長留村	法行六郎左衛門尉
丸山城	下呰部村	庄太郎家長

城名	所在	城主
高釣瓶城	上呰部村	庄三郎久資
大山城	布瀬村	布施下野守忠政
片山城	宮地村	乃美少輔七郎元信
山王城	山田村	宇喜多信濃守
鳶ヶ城	赤高村	野々上玄蕃
四畦城	井尾村	高橋右馬允資高
小松城	平田村	小松内大臣重盛
赤坂城	花見村	間加部近江守
實山城	實村	太田四郎重治
葛籠畑山城	山奥村	山本藤内
甲籠城	上唐松	伊達常陸守宗衡
鬼山城	下唐松	杉右衛門尉重國
杠城	哲多郡井村	新見四郎兵衛尉
朝倉山城	同村	富屋大炊介
粒根城	同村	伊勢掃部入道
竹野々城	同村	三村左介元盛
有野々城	下大野部	齋藤長門守
西山城	八鳥村	市川別當行房
馬酔木城	田淵村	高橋藤太
荒戸山城	同	

城名	所在	城主
豆木城	矢田村	松尾左馬允
越山城	矢戸村	飯沼吉郎左衛門基義
藤木城	畑木村	吉良常陸守
勝ヶ城	高瀬村	安原彦右衛門尉元吉
中田山城	下神代	檜崎左京允
見坂山城	上神代	羽場右馬頭
石蟹山城	石蟹村	三村山城守元宣
挽野々城	池野村	平中將重藤卿
鯉瀧城	長屋村	石蟹孫兵衛
岸本山城	大竹村	吉岡質休
成松山城	成松村	小川筑後守
明石山城	阿賀郡千屋村	三輪牛之助
荒井城	坂本村	荒井中將正法
猿瀧城	哲多郡則安村	横山右馬允
助正城	花木村	花木彌五郎吉人
井畝城	老榮村	稻富玄蕃
瀧丸城	宮河内	赤松左馬允教祐
柏山城	法曾村	刑部左右衛門尉
猿掛城	小田郡横谷村	庄太郎家長
笠岡山城	笠岡	陶山藤三義高

城名	所在	城主
陶山城	西濱村	陶山備中守
法雲山城	星田村	三村内藏介貞親
船ケ迫山城	中村	三好權左衞門尉
奥之城	里山田村	
神子山城	小林村	武野宗圓
茶臼山城	東三成	毛利元清
中山城	西三成	妹尾太郎兼康
伽藍山城	江良村	宍戸備前守
古城	山田村	蓮地和泉九郎
中山城	淺海村	多賀善三郎一名を太郎丸と號、毛利元清之臣也。
神戸山城	小田村	床山小松
馬鞍山城	山口村	小田治部太夫
尾鋪山城	走出村	有岡新之丞
政所山城	新賀村	有岡右京
工ケ城	下稻木村	陶山八郎吉久
神島宮城	神島	
眞鍋城	眞鍋村	眞鍋四郎祐久
高越城	後月郡東江原	宇都宮貞綱
小菅城	西江原	那須與市
中堀城	同村	那須刑部左衞門

城名	所在	城主
青蔭城	寺戸	大山右馬亮
横手山城	井原	畠山治部太輔
才崎城	木之子	渡邊大隅守、同六兵衞尉

嵯峨天皇の後胤箕田武藏守仕、其子源次亮其男源次綱、是賴光之臣也。攝州渡邊に住。其子正、其子滿、其子省、其子授、同與、省弟昇、其子競、同連、同丁、七唱何れも源家累代の勇士にして、子孫繁昌なれば記にいとまあらず。

城名	所在	城主
三輪崎城	木之子	馬越主計
高屋城	高屋村	藤井能登守
小見山城	高屋村	小見山次郎行忠
正雪山城	吉井村	藤井能登守
中山城	川畑村	川合勘解由左衞門
戸木荒神山城	出部村	伊達大藏
古城	出部村	鎌田兵衞正清
井戸橋山城	下鴨村	足利又太郎
鳥嶽城	下道郡八田村	吉備大臣
鬼身城	山田村	吉備冠者
古城	新本村	長井越前
馬頸城	同村	荒木兵庫之介
山本城	水内村	山本左馬之助兼一

*備陽國誌陰德太平記等は高山城に作る。

城名	所在	城主
南山城	川邊村	河邊臣
福田城	久代村	福田對馬守武倫
伊部山城	下原村	明石兵部
場入堂山城	嵯峨野村	三村源五郎
喜村山城	薗村	土肥實平
二萬塚宮城	二萬村	大友皇子
荒手山城	秦村	秦右衛門尉
福山城	窪屋郡西郡村	大江田式部少輔
*幸山城	同村	石川左衛門尉久次
岡谷城	同村	友野石見守
青江山城	酒津村	小野出羽守
流山城	上水江	高橋中務尉
小野ヶ城	倉鋪	右近衛少將小野好古
眞壁城	眞壁村	藥師寺次郎左衛門
古城	古地村	石川源次郎
上河原城	中島村	澳傳次郎
中大道城	同村	建部民部
古城	西郡	梶原孫六
羽島城	羽島鄉	今出有清
鴨山城	淺口郡鴨方村	細川備中守義春

城名	所在	城主
常山城	乙島村	藩屏將軍
龍王山城	西六條院	宮又次郎
大佐山城	大島村	阿部清明
鳶尾山城	口林村	大內左京太夫
石井山城	深田村	高戶民部丞
古城	下新庄村	天野右衛門尉
杉山城	東小坂	小坂越中守
古城	道越	井上彈正
古城	佐方村	佐井七郎
西地山城	地頭上村	生石中務
梁場山城	柳井原	横溝源五郎
森本松山城	柏島	藤田小次郎
畑山城	同村	藤井六郎忠廣
龜崎城	赤崎村	赤澤兵庫頭
北茂城	連島	右京太夫光榮
水島城	柏島の內	百合若大臣
小倉城	都宇郡撫川村	藤井久任
帝釋山城	新庄上村	服部善兵衛尉
日幡城	日幡村	日幡六郎兵衛景近
岡崎城	鴨の庄	岡本隼人

城	所在	城主
河屋城	矢部村	川田八助久貞
萬壽城	深井庄	今井四郎兼平
高松城	賀陽郡原古才村	清水長左衛門宗春
經山城	中島村	中島大炊介
鬼城	阿曾村	吉備冠者
鍛冶山城	大井村	大森次郎左衛門
古城	窪木村	瀬川左衛門入道
鍋坂城	横谷村	鎮西八郎爲朝
井山城	濫村	矢尾入道
しらけヶ城	宍粟村	赤木左衛門尉
野山城	野山村	野山宮內少輔
大渡り城	美袋村	結城民部丞

城	所在	城主
板倉城	板倉村	陶山左衛門佐
古城	日近村	日近修理亮
忍之城	上高田村	伊賀伊賀守
土田城	下土田村	薬師寺彌五郎
藤澤城	上土田村	山縣三郎兵衛
清水山城	下足守	岡剛介
鼓山城	上足守	賀陽良藤
冠城	下足守	河津左衛門尉氏明
戸城	八田部鄉	薬師寺十郎朝貞
堀ノ內城	同鄉	頓宮四郎左衛門尉
吉備城	宮內村	

備中郡鑑跋

中備非吾鄉也、而余嬰孩來寓三十餘年于今矣。余視中備猶吾鄉也。今也將去、豈得無愴然于懷哉。此書、備錄闔國里正姓名、並及一二名勝、名勝余所略覽觀也、里正余所俱應接也佗日刻成得數部亦足以慰懷舊之感哉、行期在近、撥百忙、執筆留筆於此書、則所以留情於此土也。

萬延庚酉仲春戴星道人亭識于江原廨舍樂讀處南牕下。

雲涯雄北嘯書

備中村鑑 終

大正十年九月二十日印刷
大正十年九月二十五日發行

非賣品

吉備群書集成

不許複製

吉備群書集成刊行會

編纂者　田中誠一
東京市四谷區箪笥町二十七番地

發行兼印刷者　村田攬雄
東京市京橋區三十間堀三丁目四番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京市京橋區三十間堀三丁目四番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五四五二九番

吉備群書集成刊行會